

H31-35 淀川河川公園
運営維持管理業務

別添資料(案)

平成31年4月

国土交通省近畿地方整備局

仕様書に関連する別添・様式

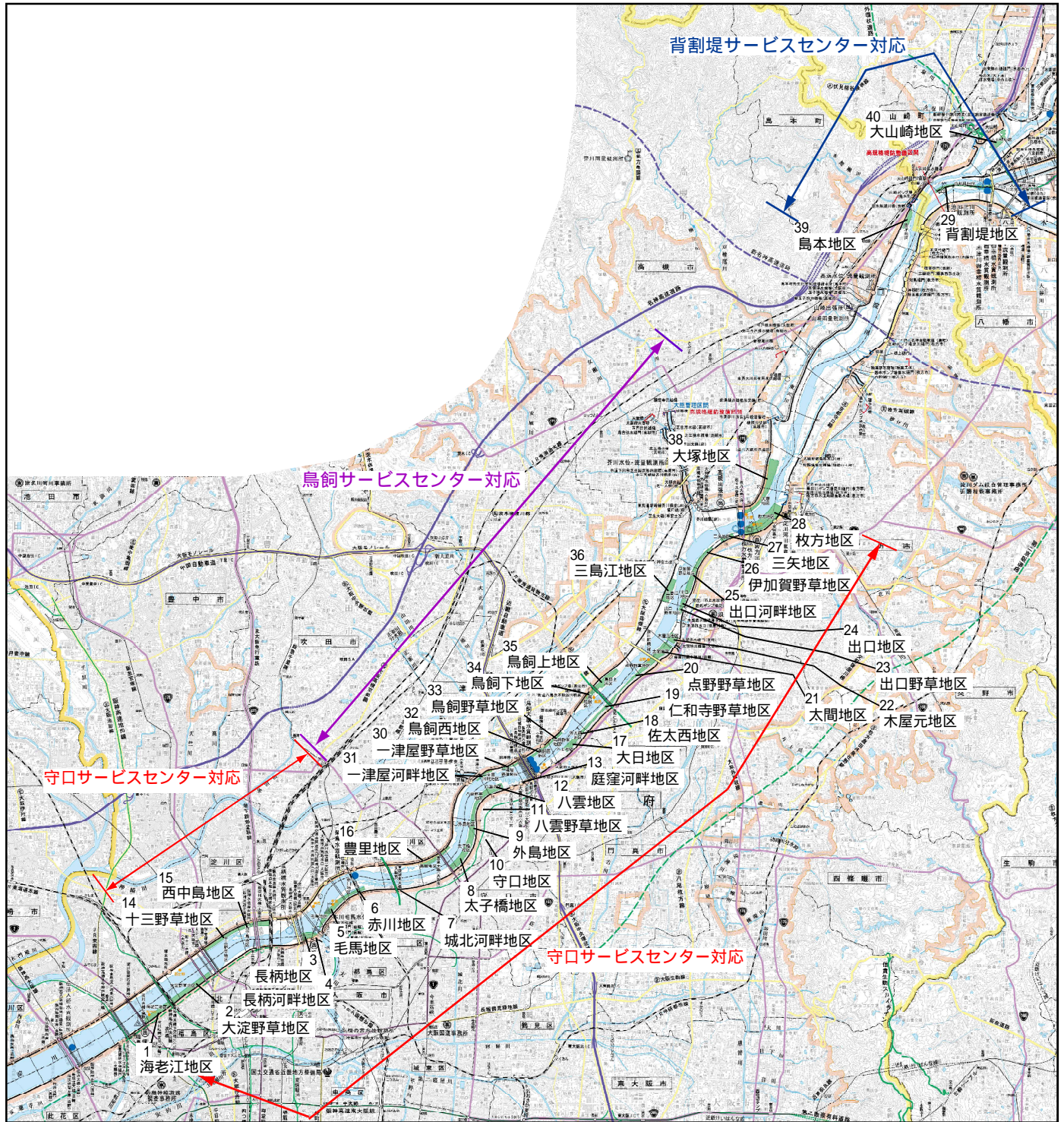
【淀川河川公園】

分類	資料名		頁番号
共通仕様書	別添 1	公園平面図	別添 1
	別添 2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 41
	別添 3	管理事務所図	別添 54
	別添 4	淀川河川公園における行為の禁止等について	別添 60
	別添 5	土地利用方針	別添 62
	別添 6	公園施設の設置等許可申請書	別添 63
	別添 7	淀川河川公園災害対策要領（案）（抜粋版）	別添 64
	別添 8	危機管理について	別添 70
	別添 9	施設撤去仮置場所位置図	別添 81
	別添 10	提供施設一覧表（建築物）	別添 106
	別添 11	提供施設一覧表（機械器具等）	別添 112
	別添 12	園内施設位置図	別添 113
	別添 13	提供施設等の取扱について	別添 145
	別添 14	取得した備品の取り扱いについて	別添 149
マネジメント及び企画立案	別添 15	許認可事務	別添 151
	別添 16	行催事について	別添 153
	別添 17	行催事実施計画書例	別添 155
	別添 18	団体・持ち込みイベント・ロケーション・施設占用利用の手続き	別添 156
	別添 19	継続性の高いイベント	別添 165
	別添 20	淀川サポート制度実施要領	別添 166
	別添 21	三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について	別添 169
	別添 22	公園ロゴタイプとマスコットキャラクター	別添 172
	別添 23	ペット対応	別添 173
	別添 24	利用者指導について	別添 175
	別添 25	巡視ルート図	別添 192
	別添 26	工作物点検について	別添 206
維持管理	別添 27	工作物に係る点検整備（位置図）	別添 209
植物管理	別添 28	樹木・草花管理区域図	別添 268
	別添 29	草丈調査地点位置図	別添 301

分類	資料名		頁番号
規定書 収益施設管理運営	別添 30	収益施設運営対象区域図	別添 345
	別添 31	よどいこ操作マニュアル (抄)	別添 368
	別添 32	施設 (よどいこ) の利用申し込み手順	別添 372
	別添 33	公園利用重点調整区域	別添 375
	別添 34	自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲	別添 400
	別添 35	指定する既存施設の改修運営の対象	別添 439
様式	様式 1	管理月報	別添 443
	様式 2	管理四半期報	別添 446

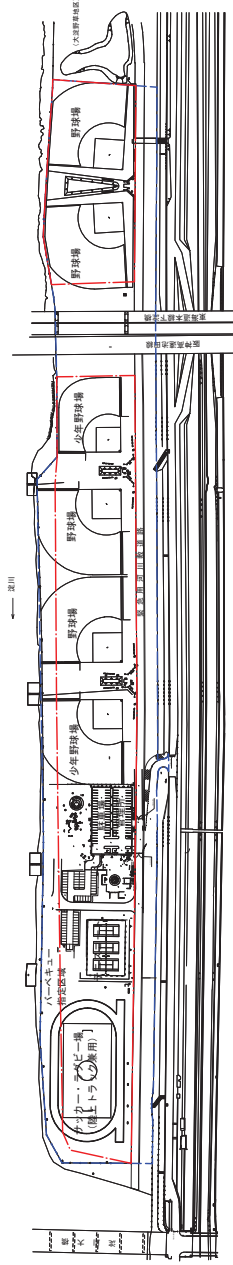
※大阪市道高速道路淀川左岸線の工事により、海老江地区は平成30年9月から平成37年3月まで、大淀野草地区は平成31年10月から平成37年3月まで閉園の見込みである。工事期間中の公園区域内における管理は工事施工者により行うこととしているが、事故等有事の際には関係機関と連携のうえ対処するよう指示する場合がある。

公園平面図



次頁より各地区の供用区域及び管理対象区域を示す。
管理対象区域とは、業務対象敷地であり、供用区域及び隣接する緊急河川敷道路、坂路、保安区域を示す。

公園平面図

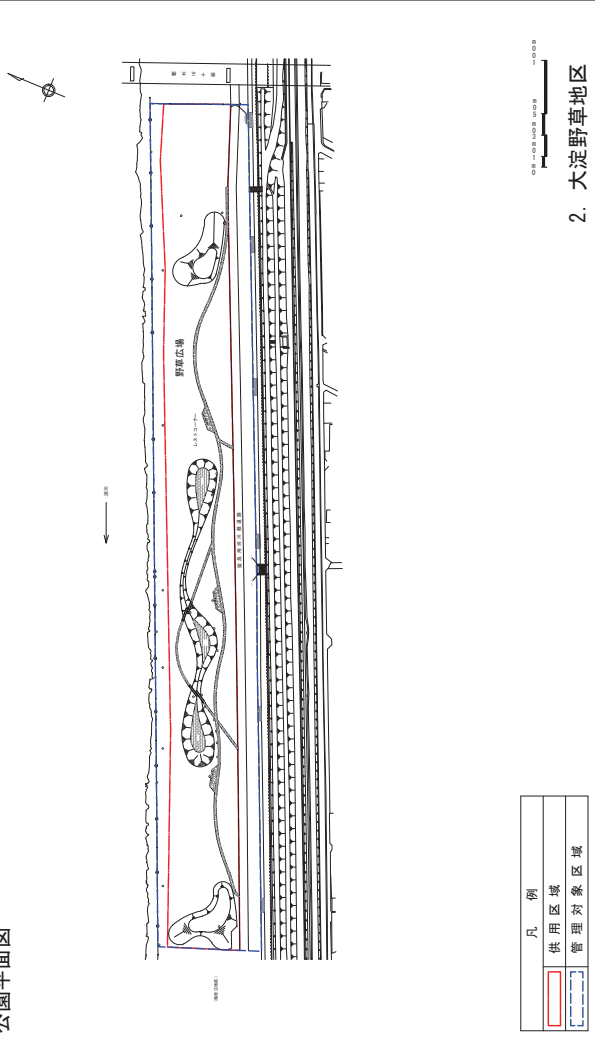


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

1. 海老江地区

※閉園中

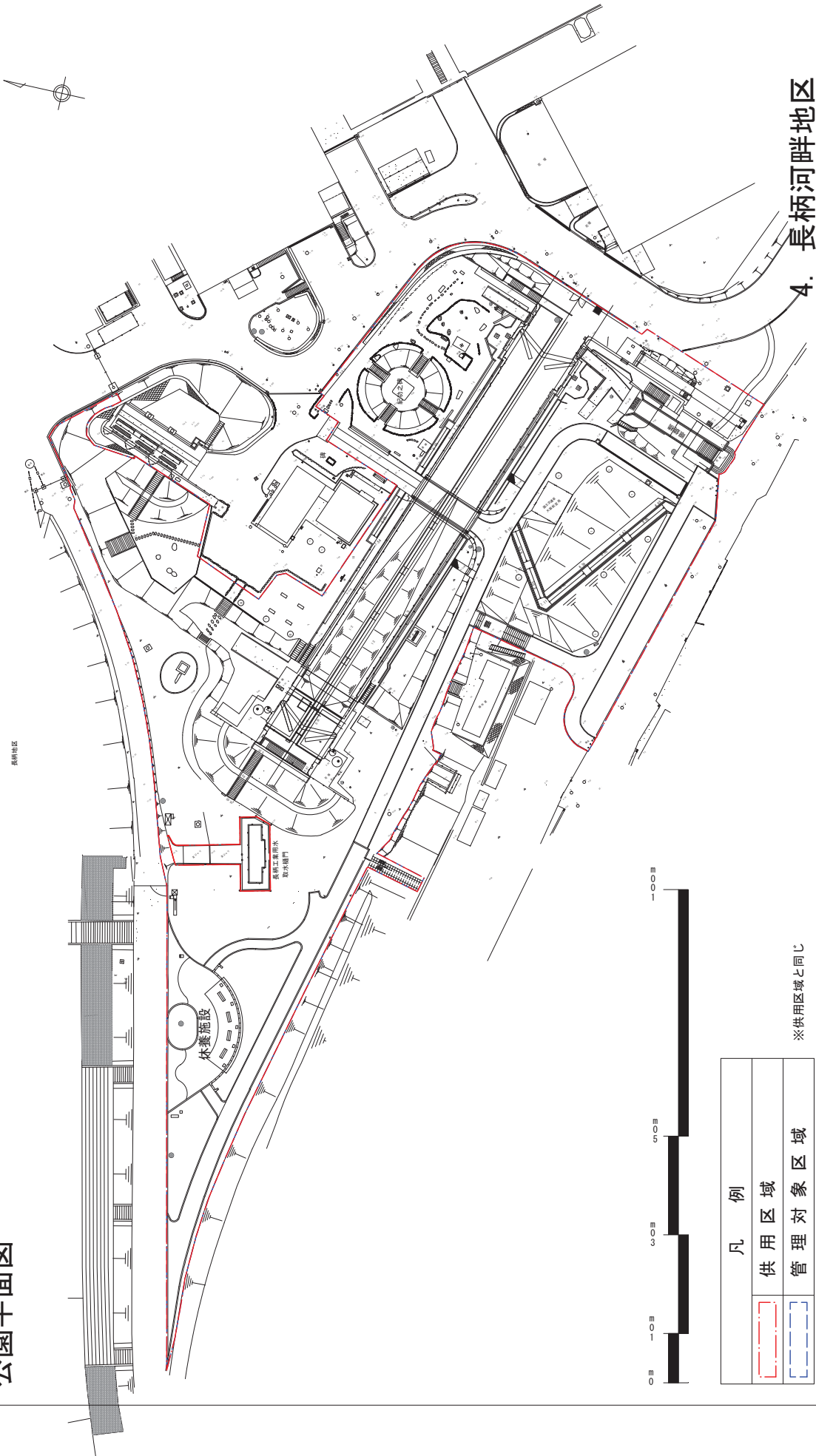
公園平面図



2. 大淀野草地区

※閉園中

公園平面図

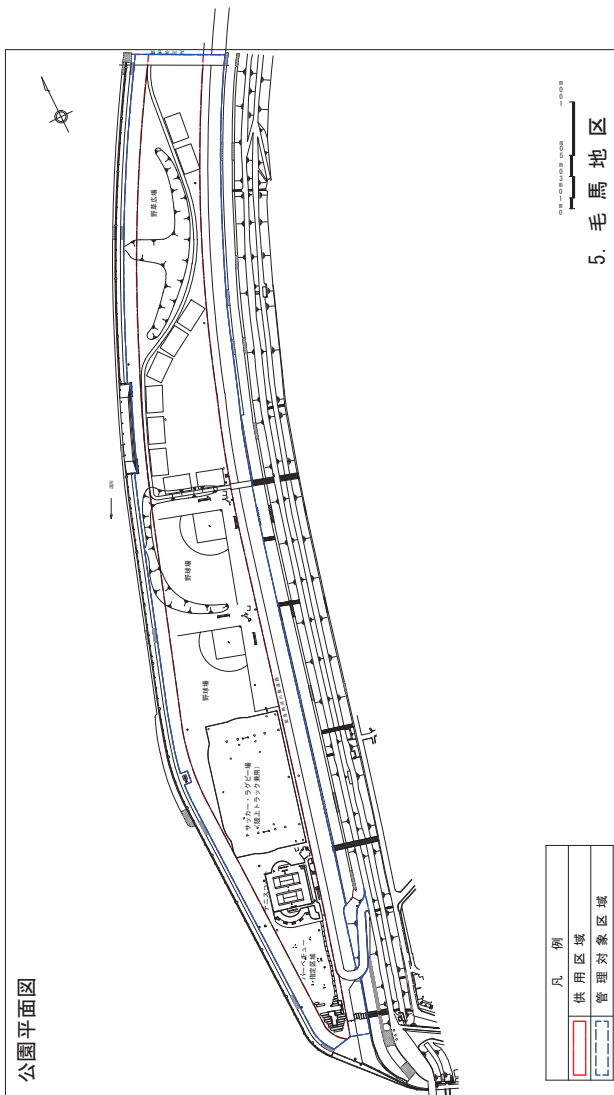


4. 長柄河畔地区

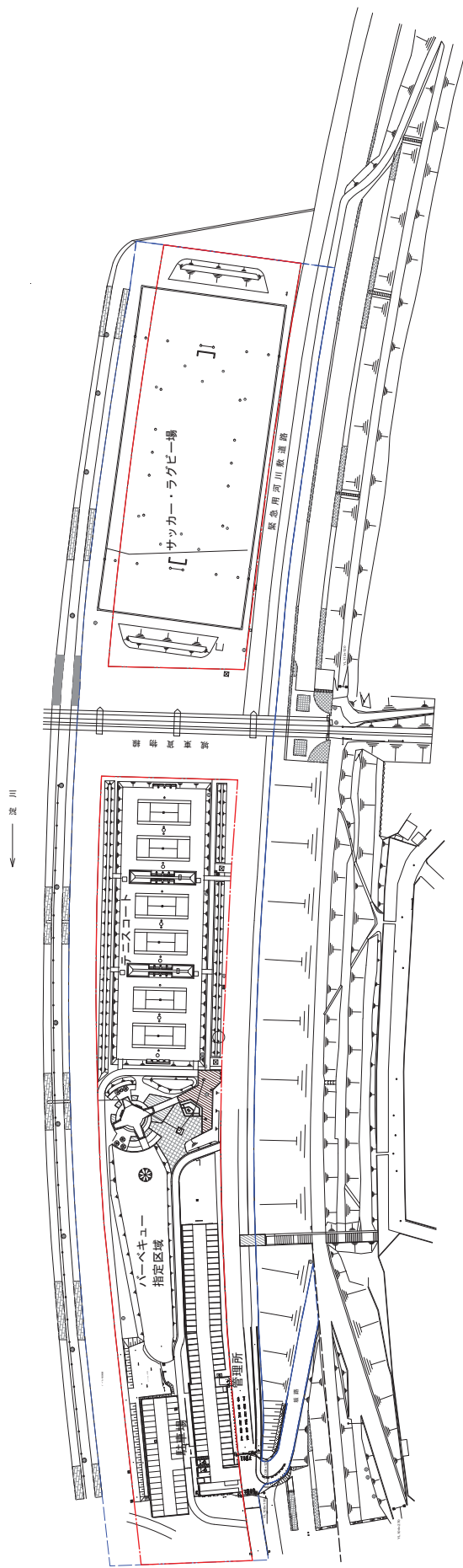
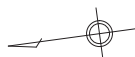
凡例	
	供用区域
	管理対象区域

※供用区域と同じ

公園平面図



公園平面図

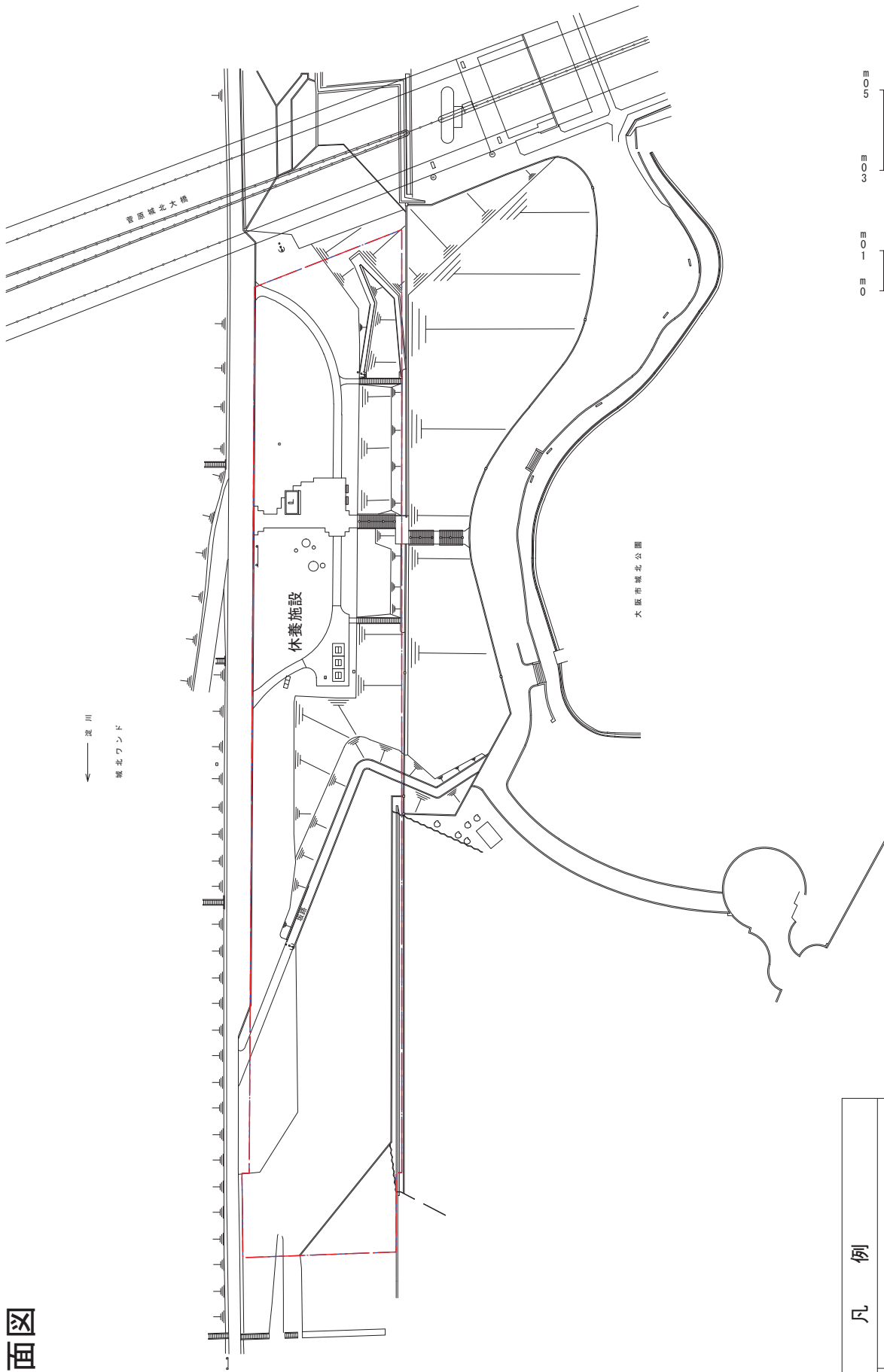


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

EOO1
EOO2
EOO3
EOO4
EOO5
EOO6
EOO7
EOO8
EOO9
EOO10

6. 赤川地区

公園平面図



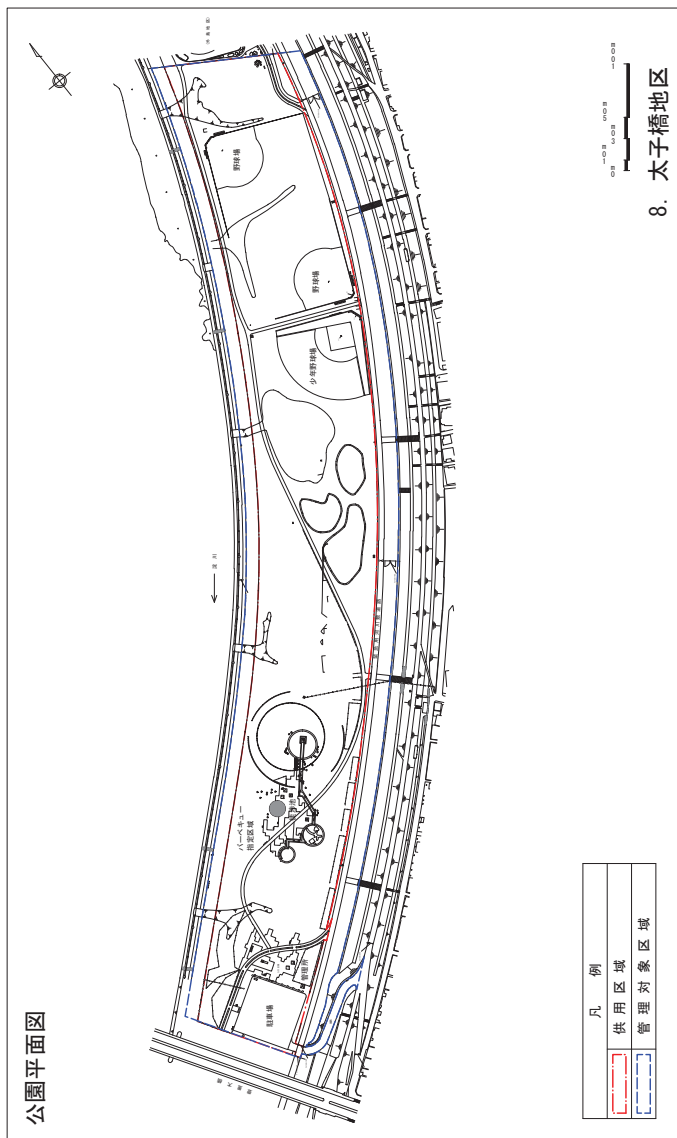
凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

※供用区域と同じ

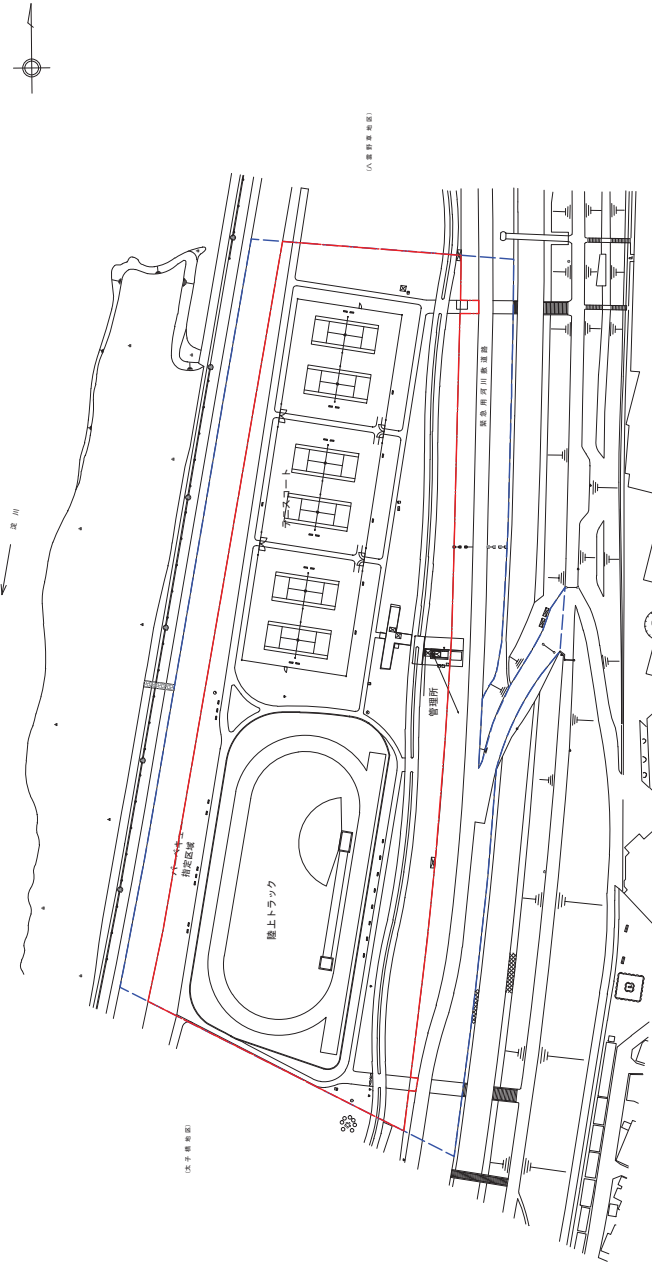


7. 城北河畔地区

公園平面図



公園平面図



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

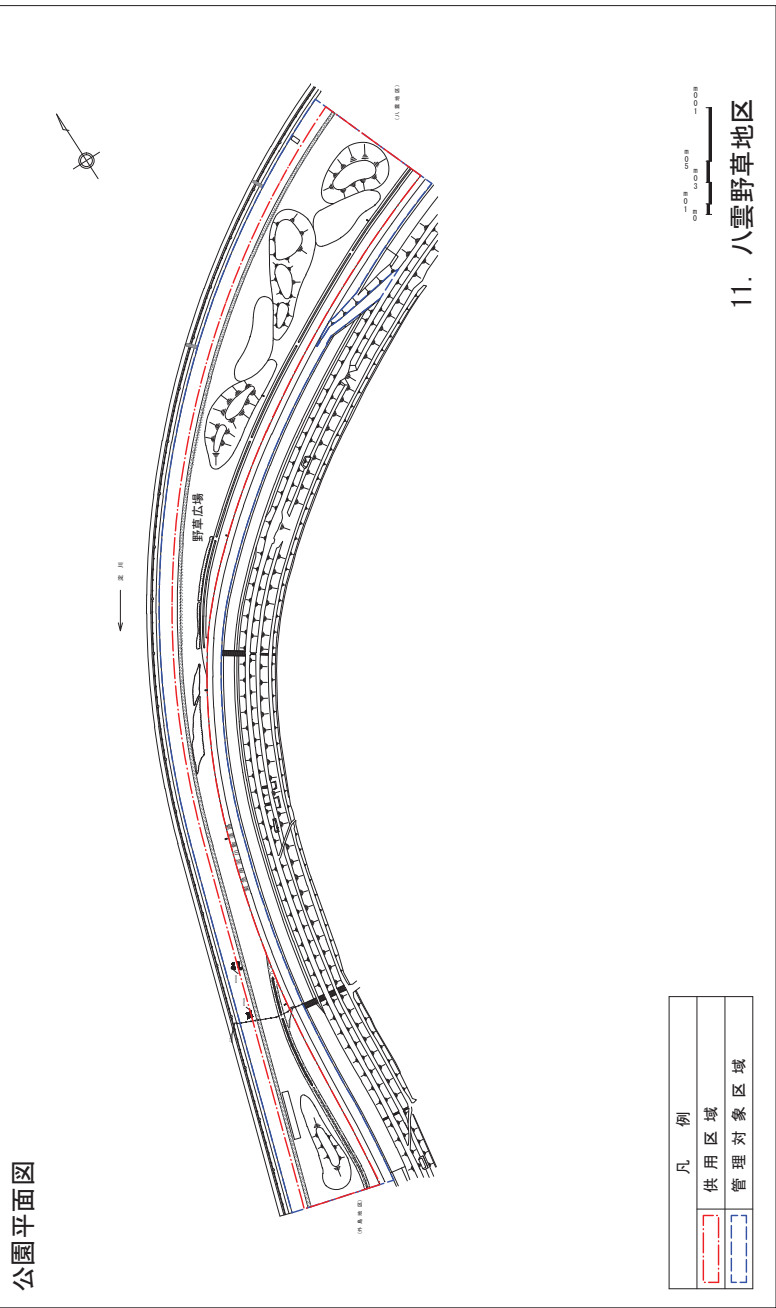


9. 外島地区

公園平面図



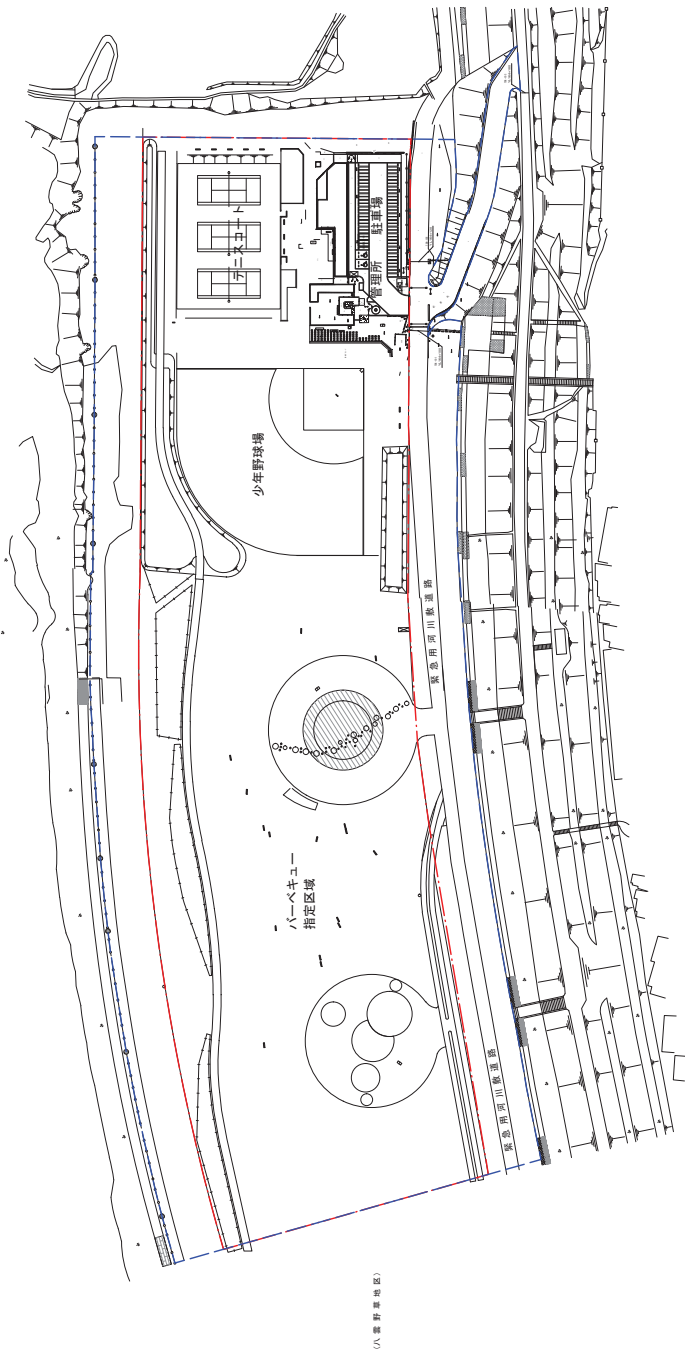
凡例	
	供用区域
	管理対象区域



公園平面図



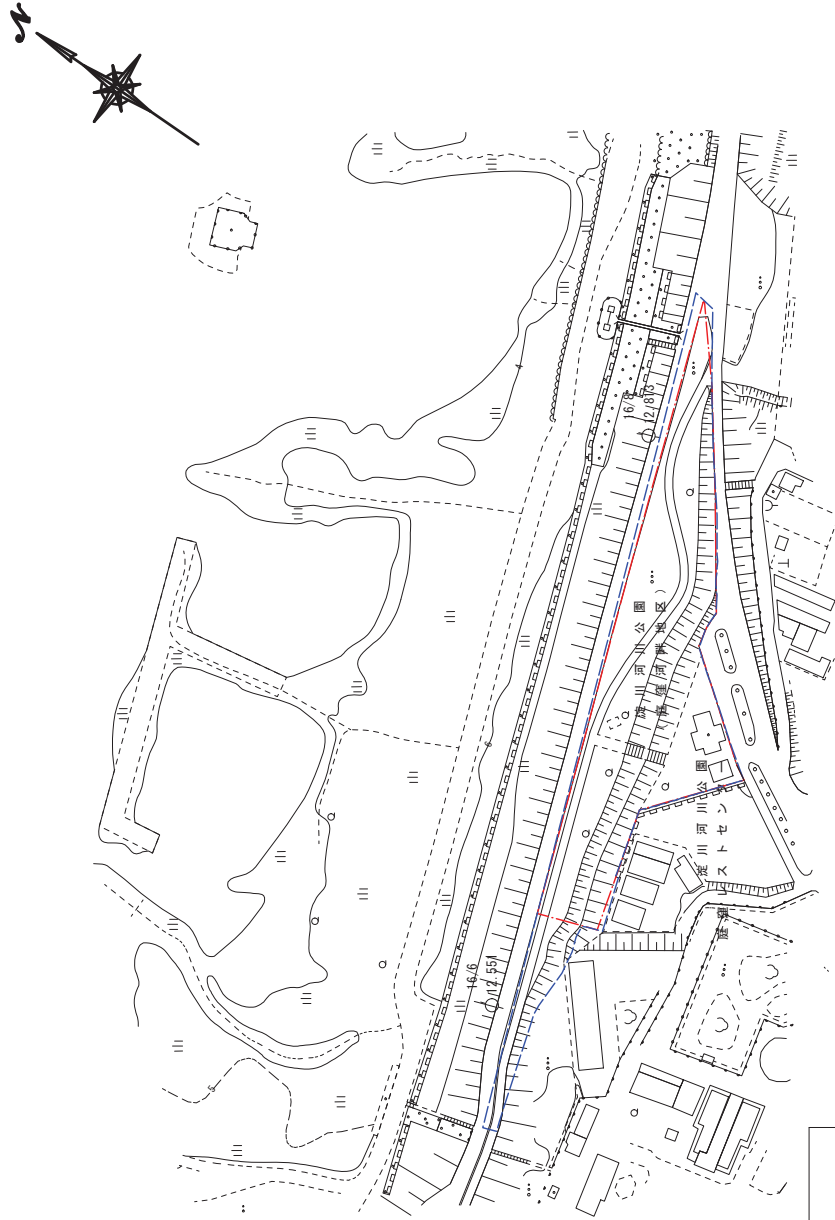
→ 堀川



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

12. 八雲地区

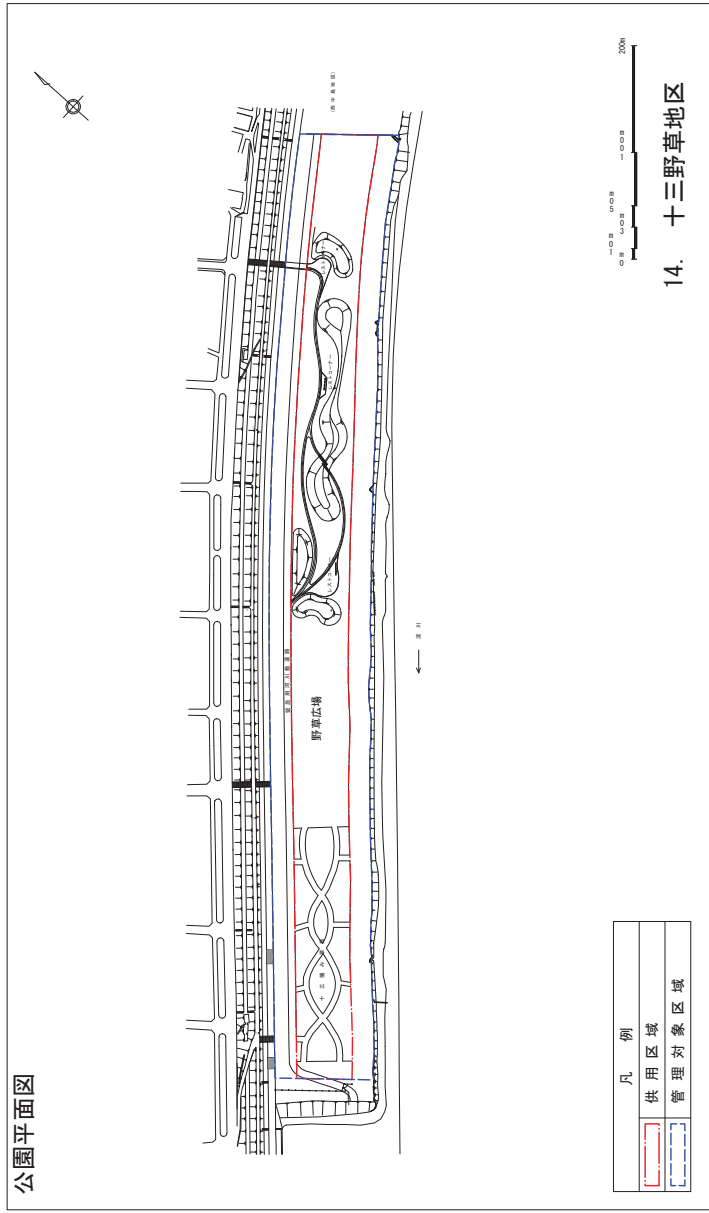
公園平面図



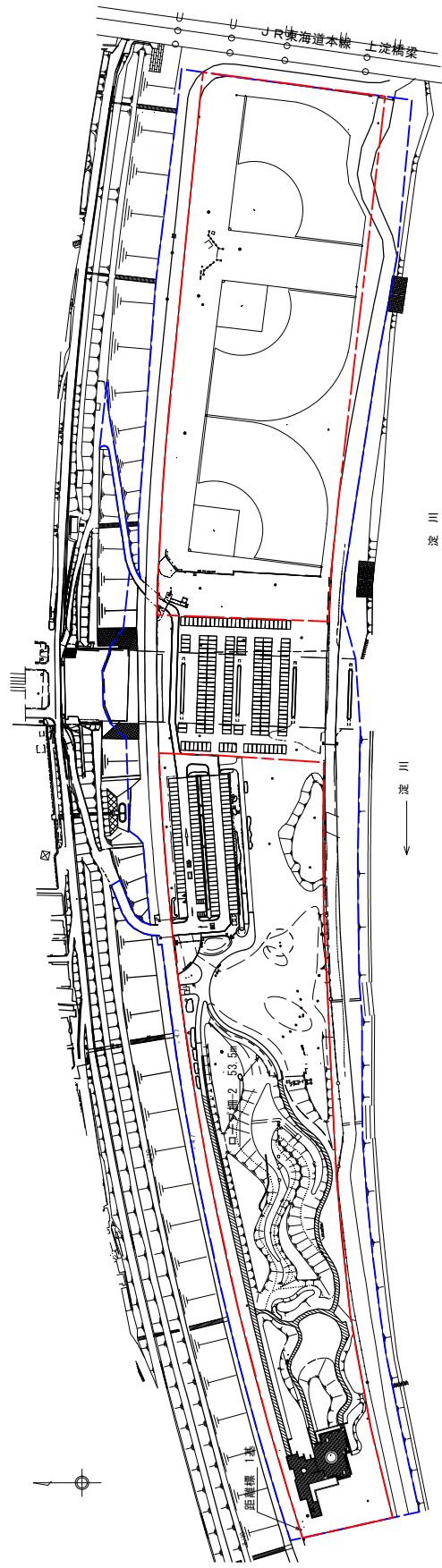
凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

13. 庭窪河畔地区

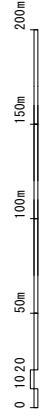
公園平面図



公園平面図

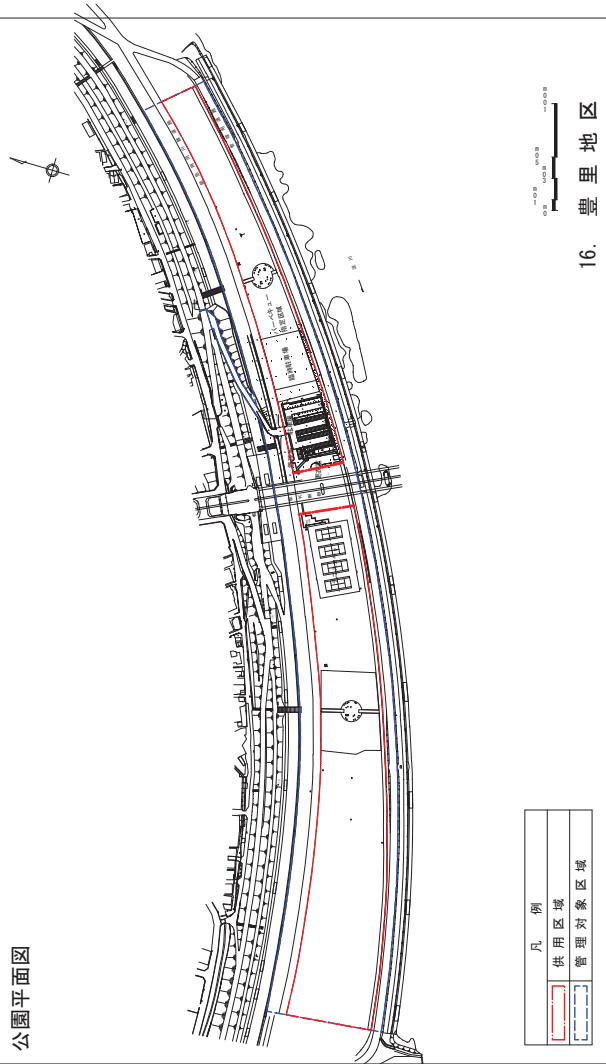


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

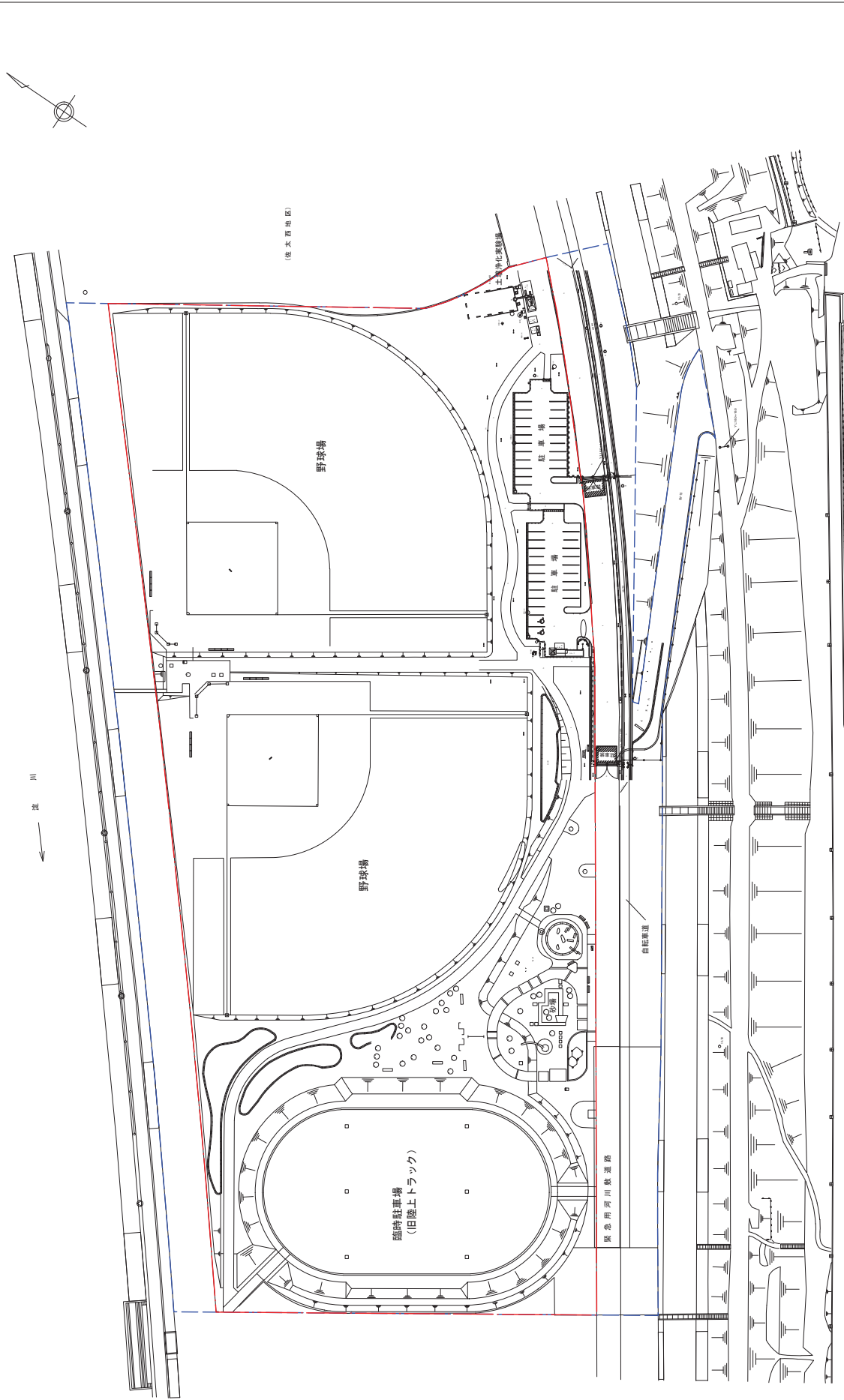


15. 西中島地区

公園平面図



公園平面図



凡例

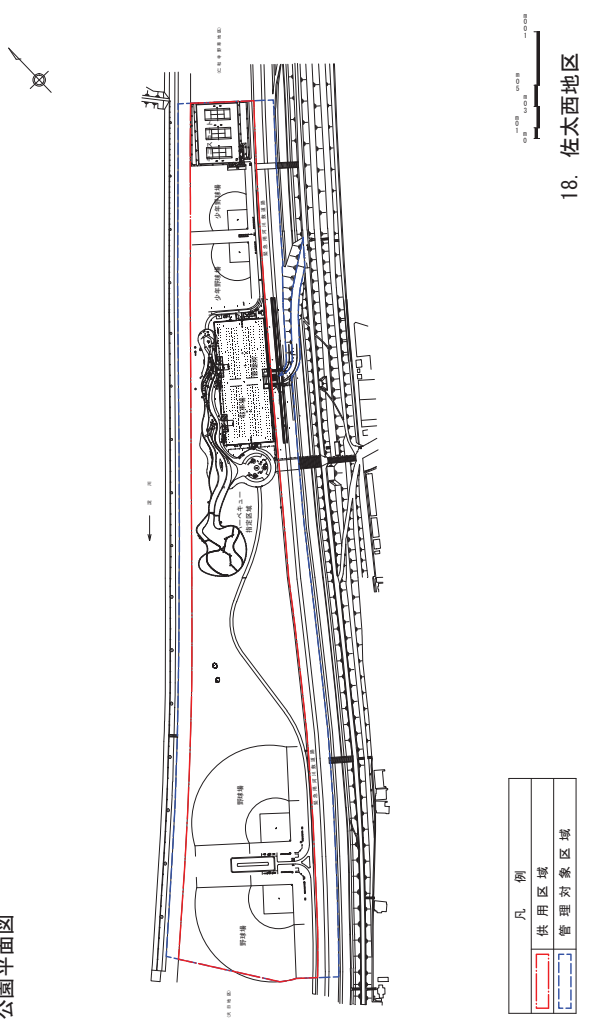
供用区域

管理対象区域

100 200
EQ-1 EQ-1 EQ-1 EQ-1 EQ-1
EQ-1

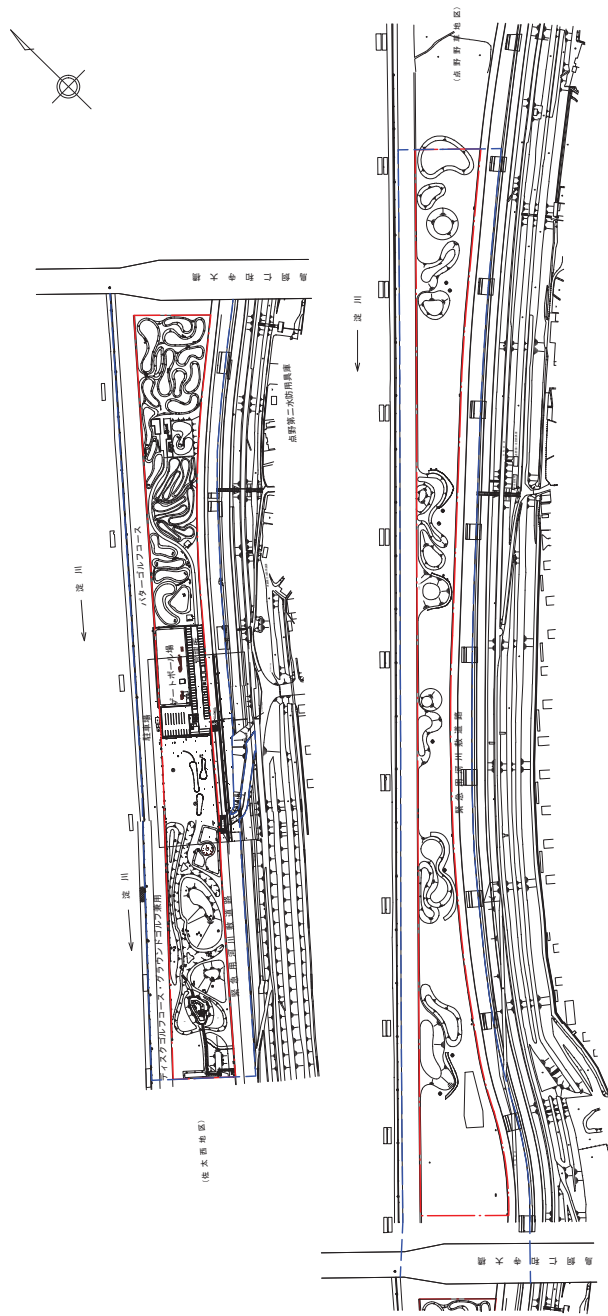
17. 大日地区

公园平面图



18. 佐太西地区

公園平面図

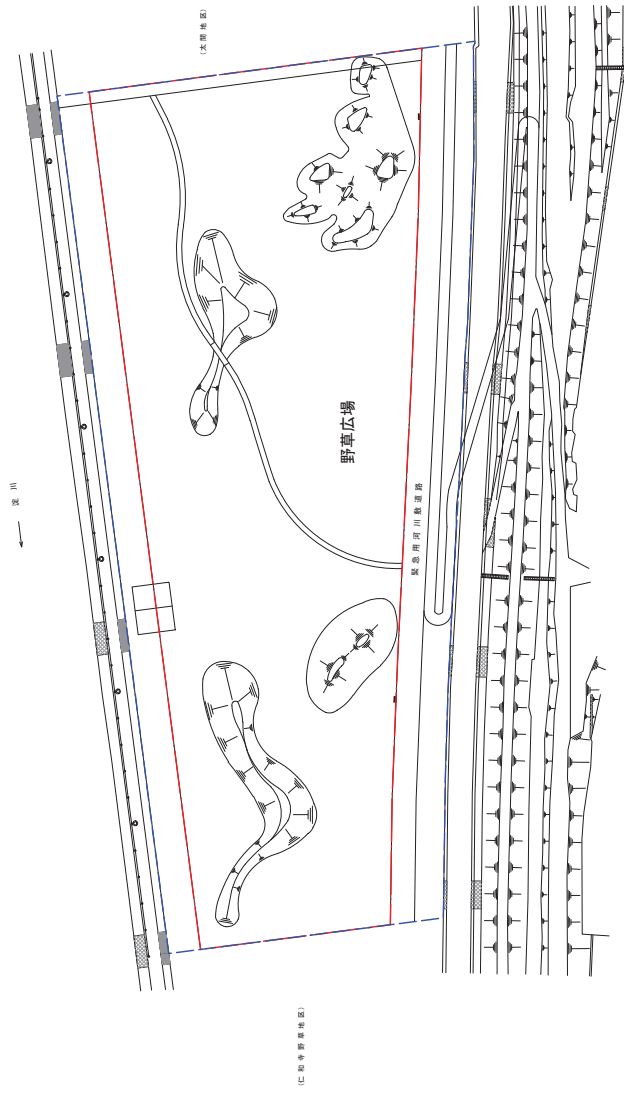


1:5000
1:1000
1:2000
200m

19. 仁和寺野草地区

凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

公园平面图

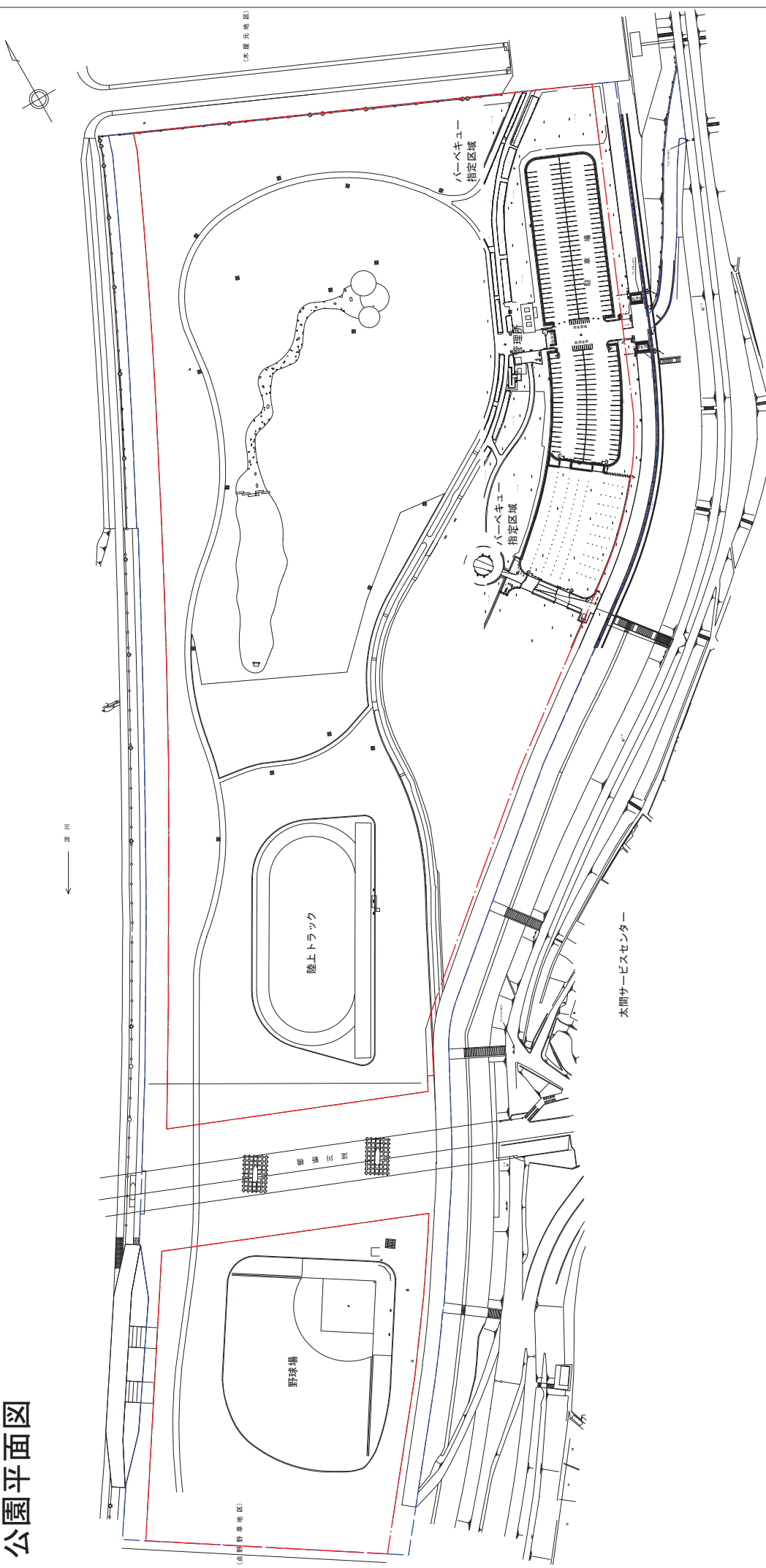


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域



20. 点野野草地区

公園平面図

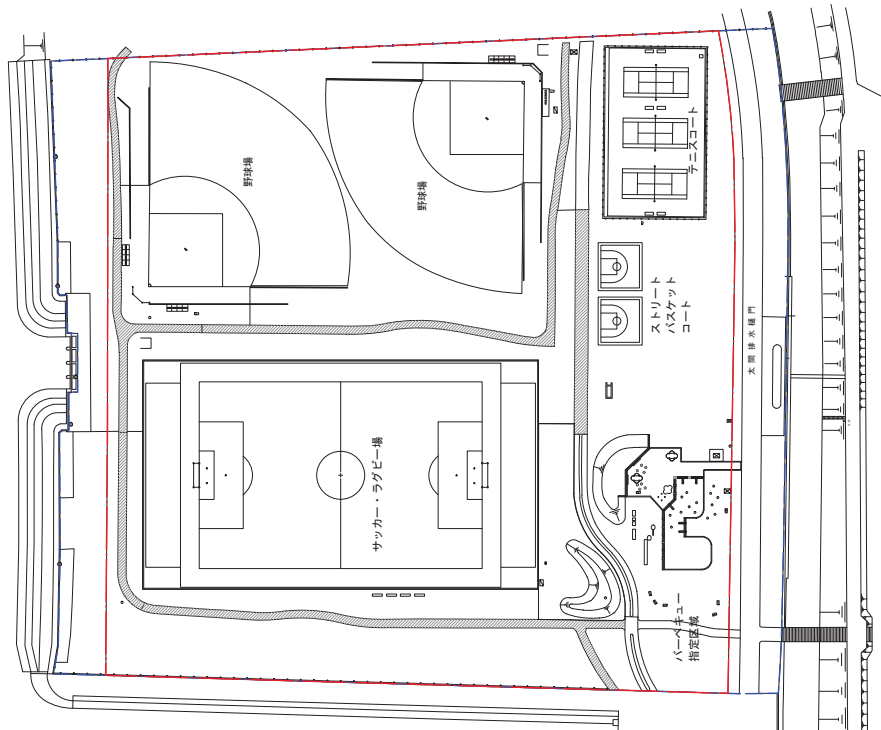


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

E001
 E005
 E006
 E007
 E008
 E009
 E010
 E011
 E012
 E013
 E014
 E015
 E016
 E017
 E018
 E019
 E020
 E021
 E022
 E023
 E024
 E025
 E026
 E027
 E028
 E029
 E030
 E031
 E032
 E033
 E034
 E035
 E036
 E037
 E038
 E039
 E040
 E041
 E042
 E043
 E044
 E045
 E046
 E047
 E048
 E049
 E050
 E051
 E052
 E053
 E054
 E055
 E056
 E057
 E058
 E059
 E060
 E061
 E062
 E063
 E064
 E065
 E066
 E067
 E068
 E069
 E070
 E071
 E072
 E073
 E074
 E075
 E076
 E077
 E078
 E079
 E080
 E081
 E082
 E083
 E084
 E085
 E086
 E087
 E088
 E089
 E090
 E091
 E092
 E093
 E094
 E095
 E096
 E097
 E098
 E099
 E100

21. 太間地区

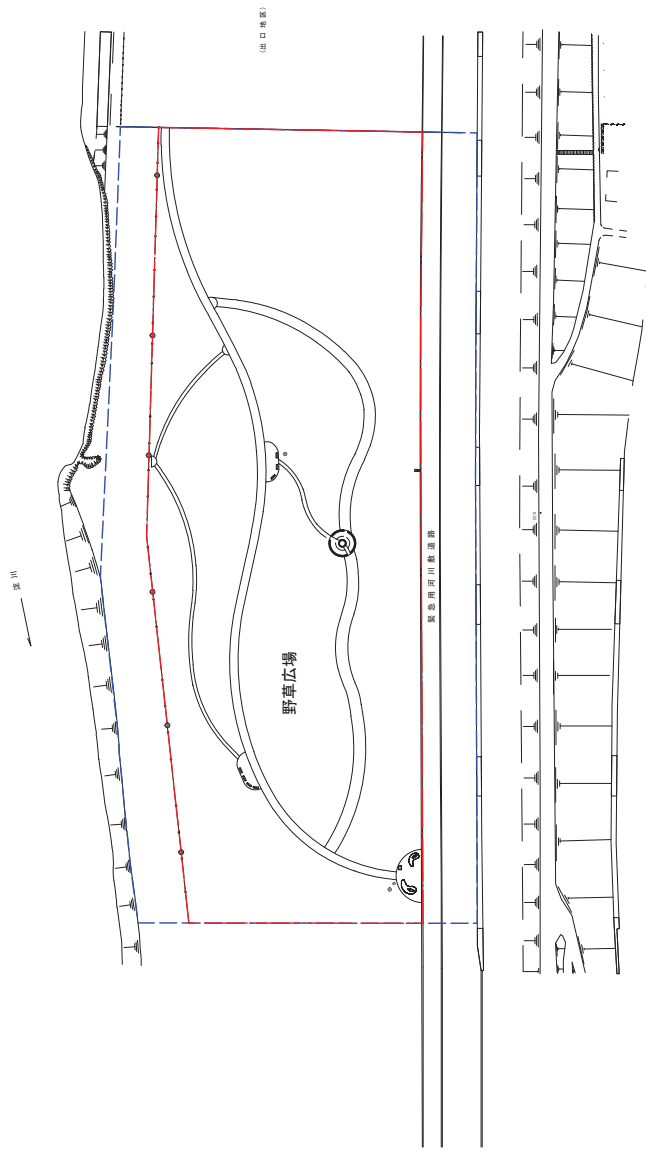
公園平面図



22. 木屋元地区

凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

公園平面図

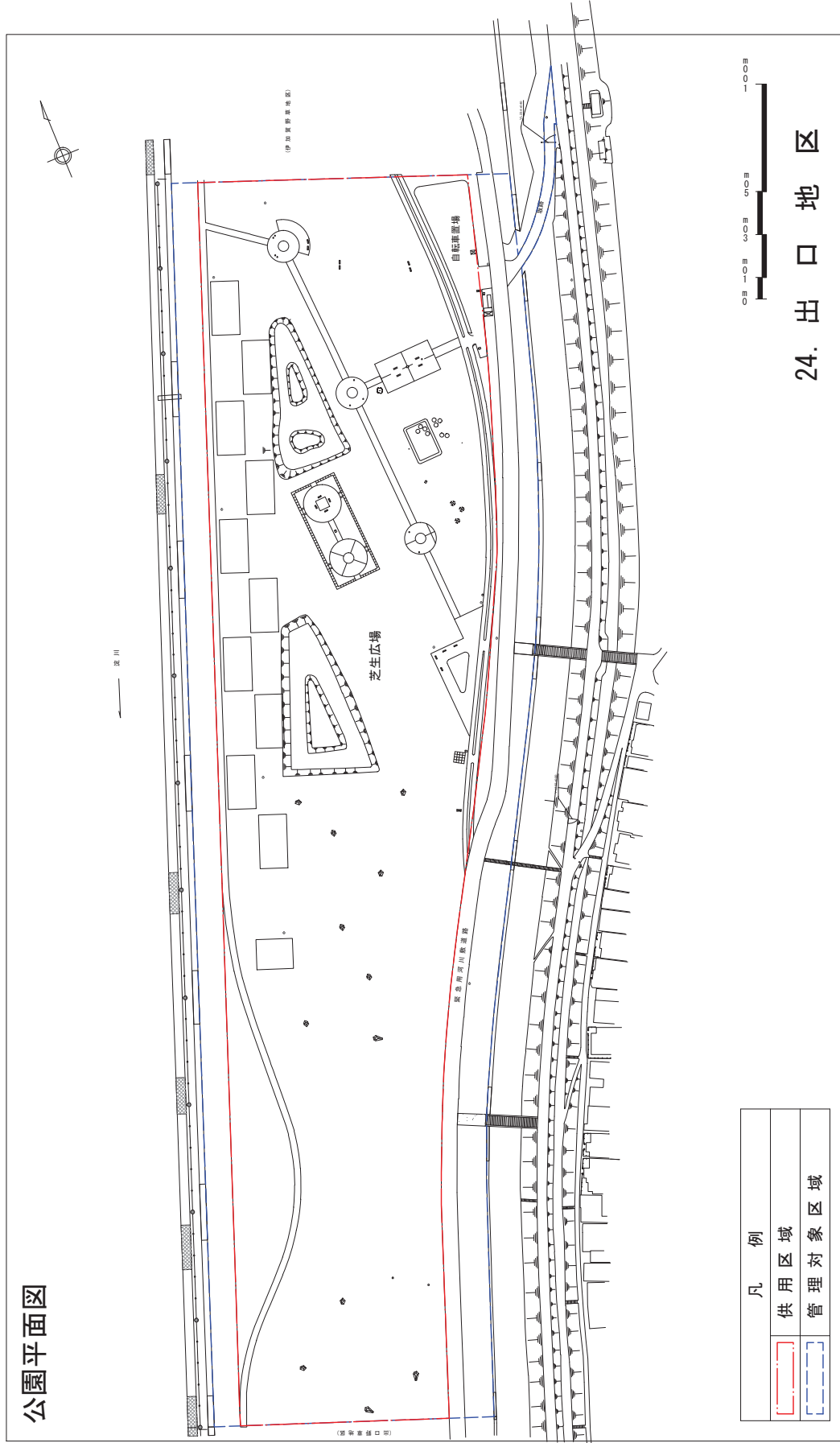


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

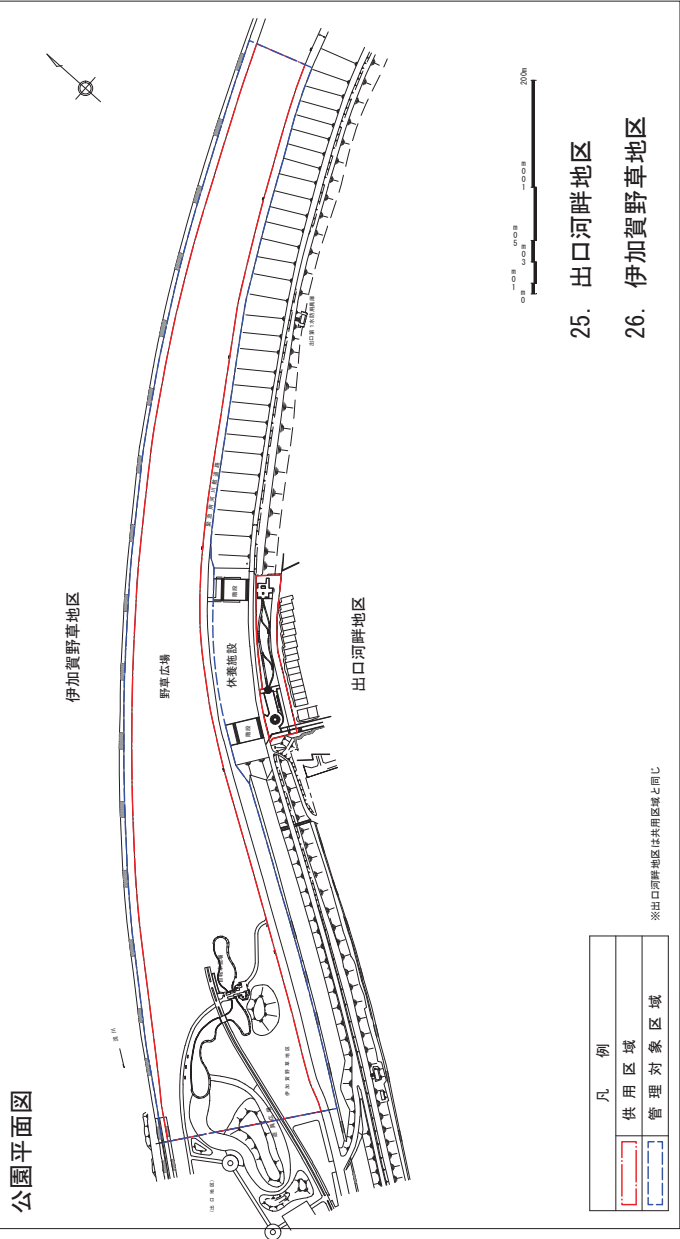


23. 出口野草地区

公園平面図



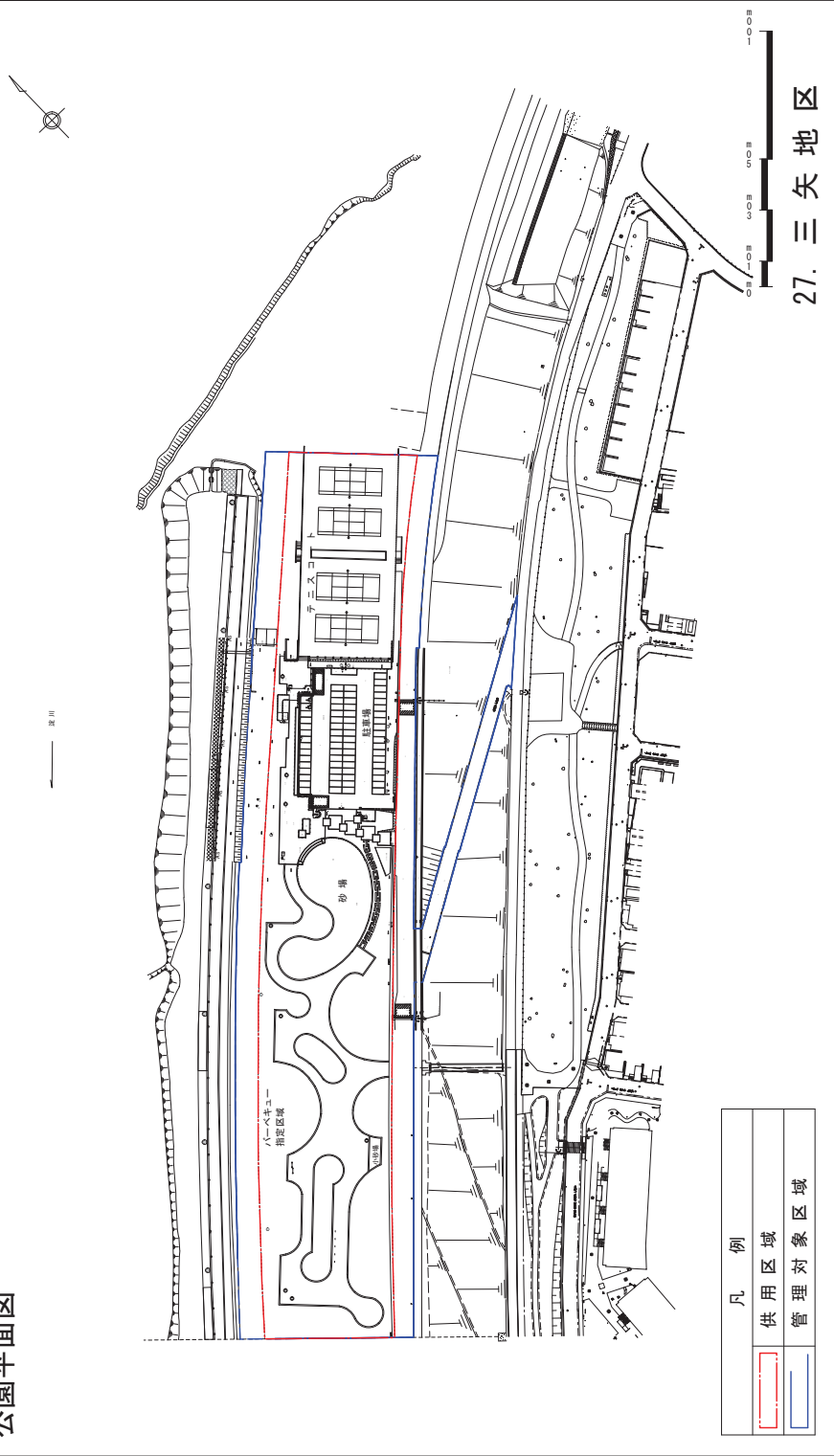
24. 出口地区



25. 出口河畔地区

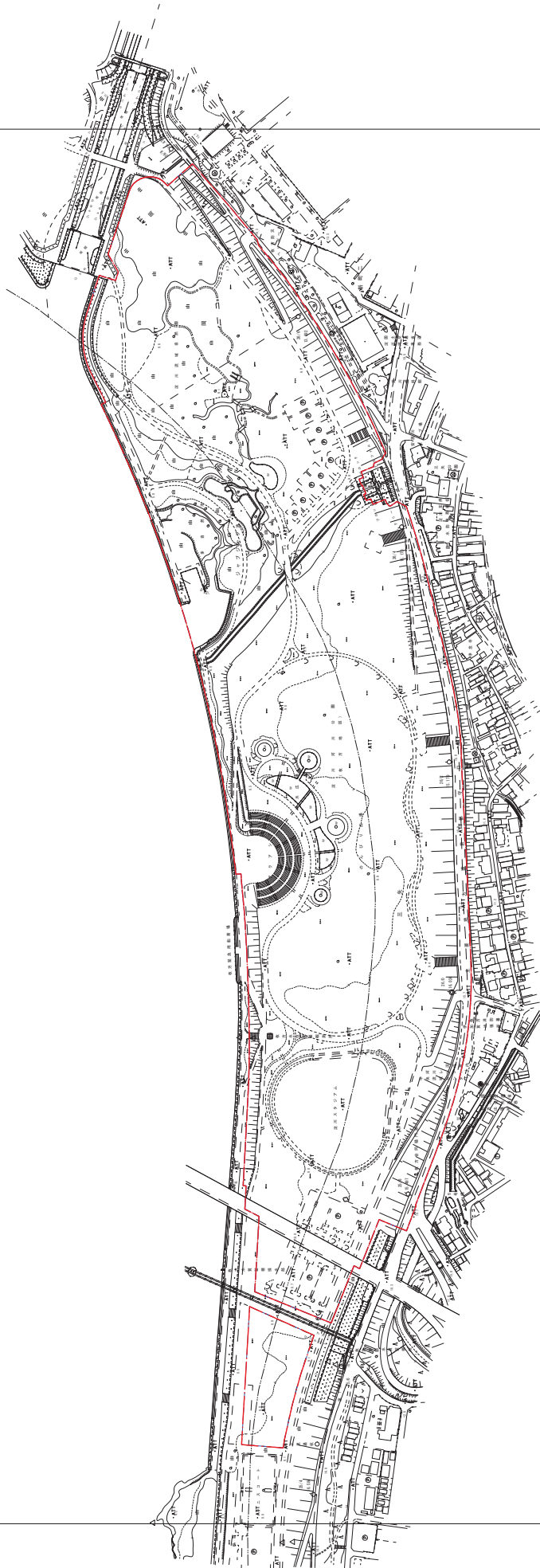
26. 伊加賀野草地区

公园平面图



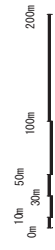
凡例	
	供用区域
	管理対象区域

公园平面图

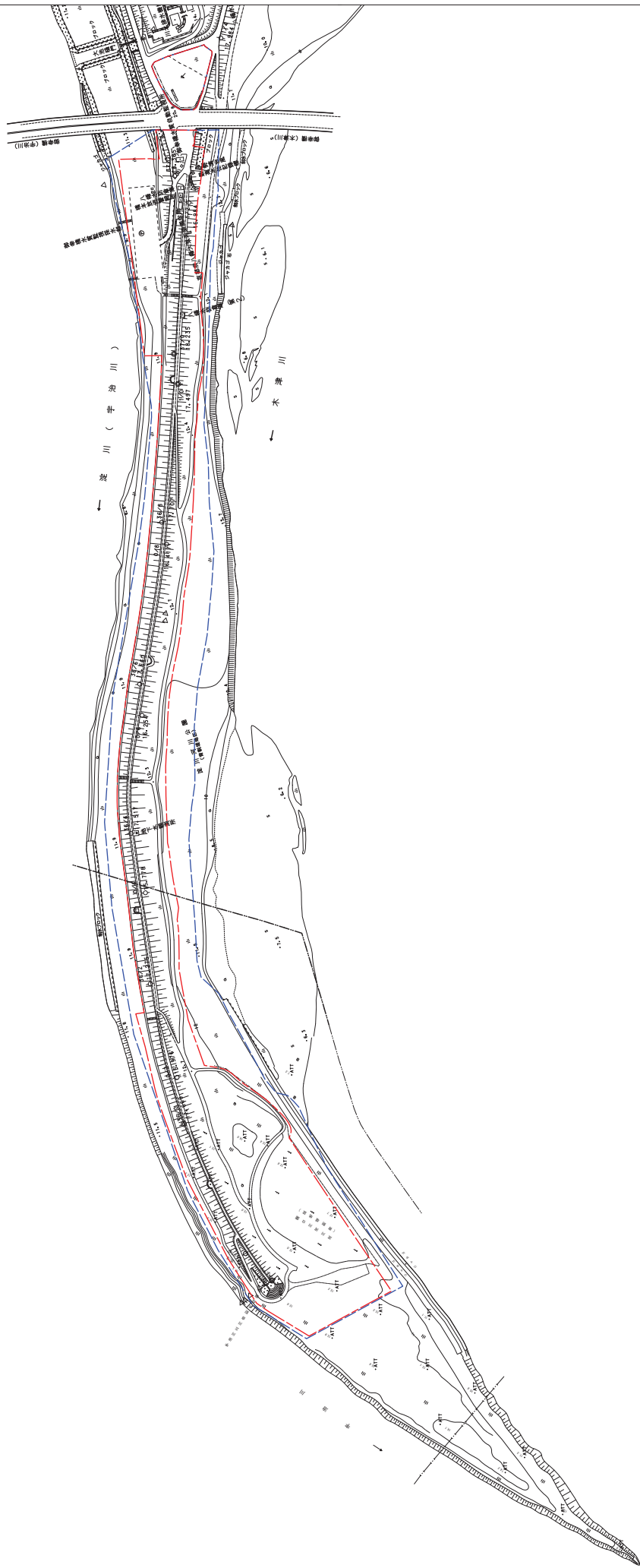
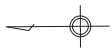


凡例	
	供用区域
	管理対象区域

※供用区域と面じ



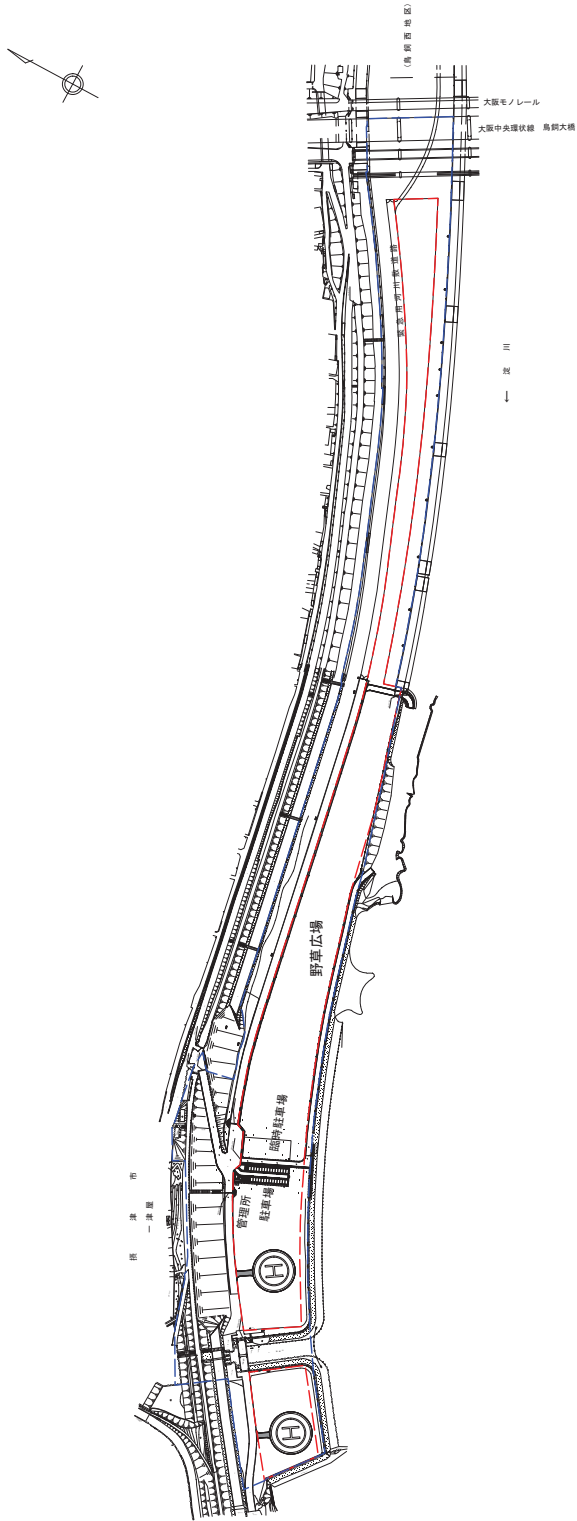
28. 枚方地区



29. 背割堤地区

凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

公園平面図

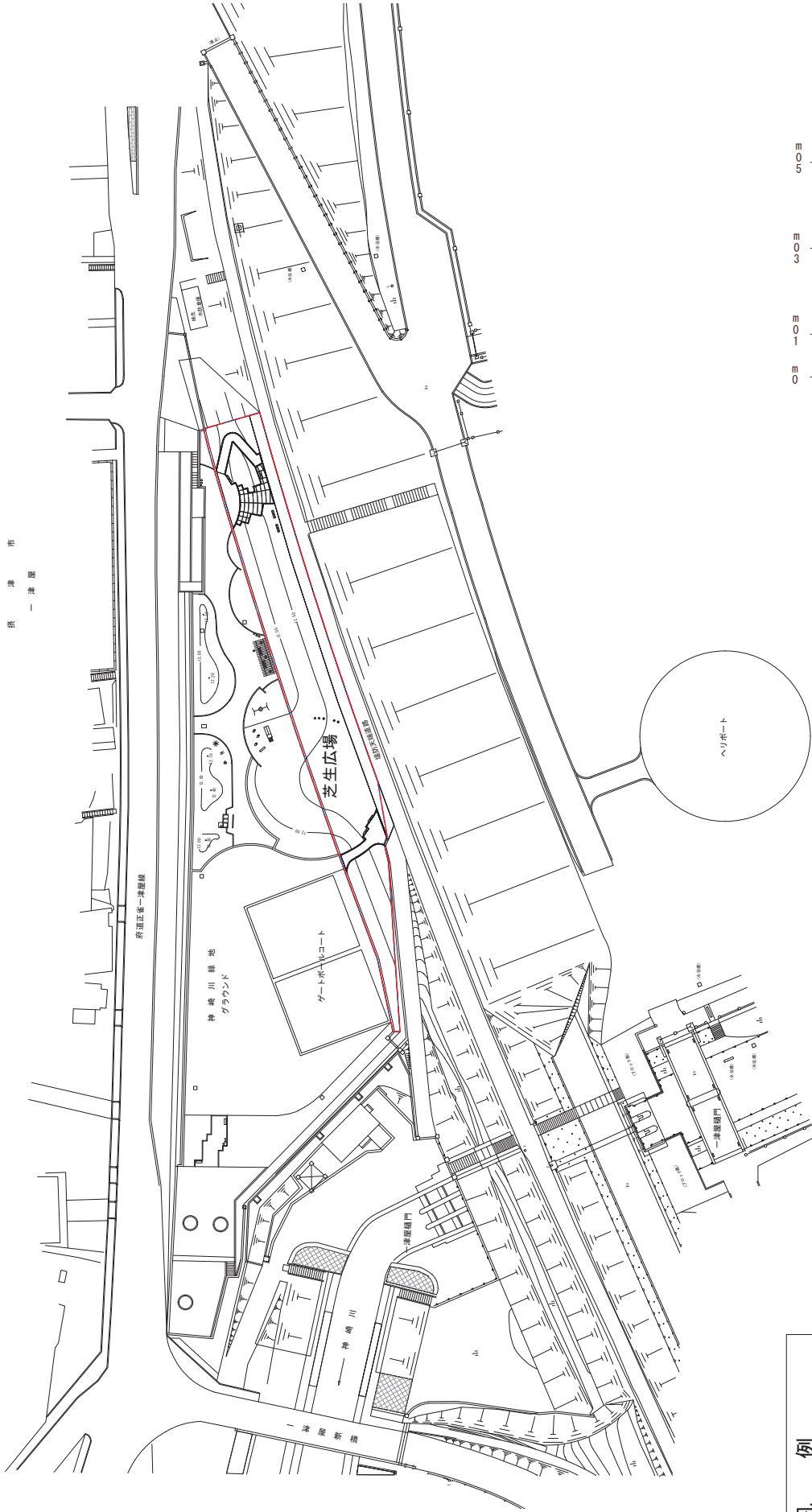
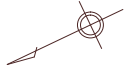


凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

200m
E001
E002
E003
E004
E005

30. 一津屋野草地区

公園平面図



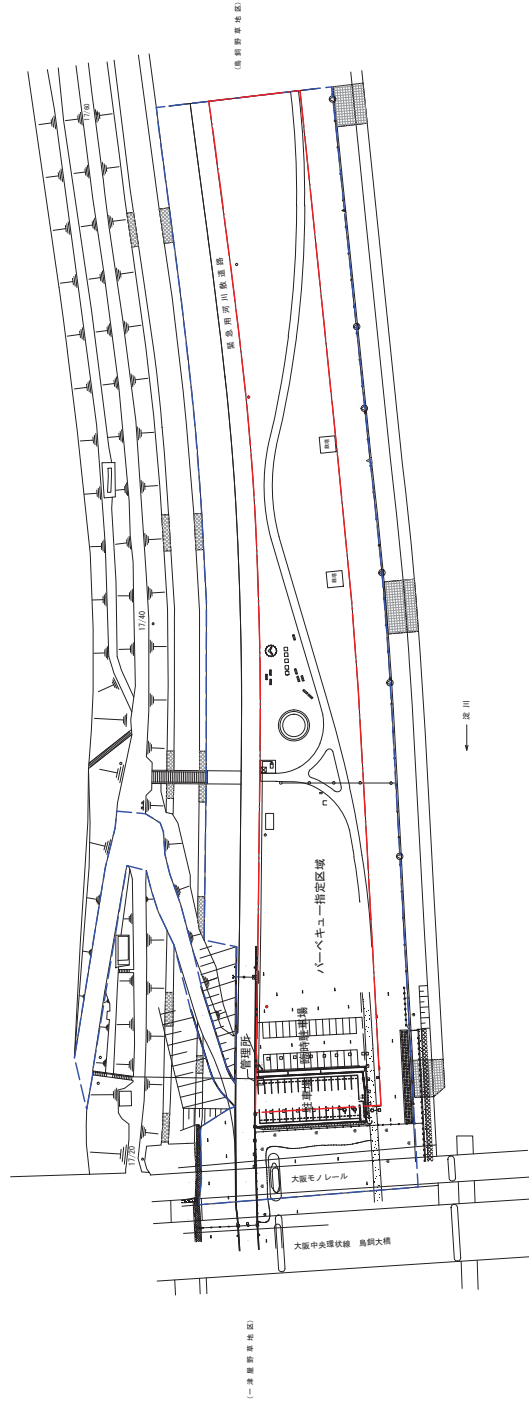
凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

※供用区域と同じ



31. 一津屋河畔地区

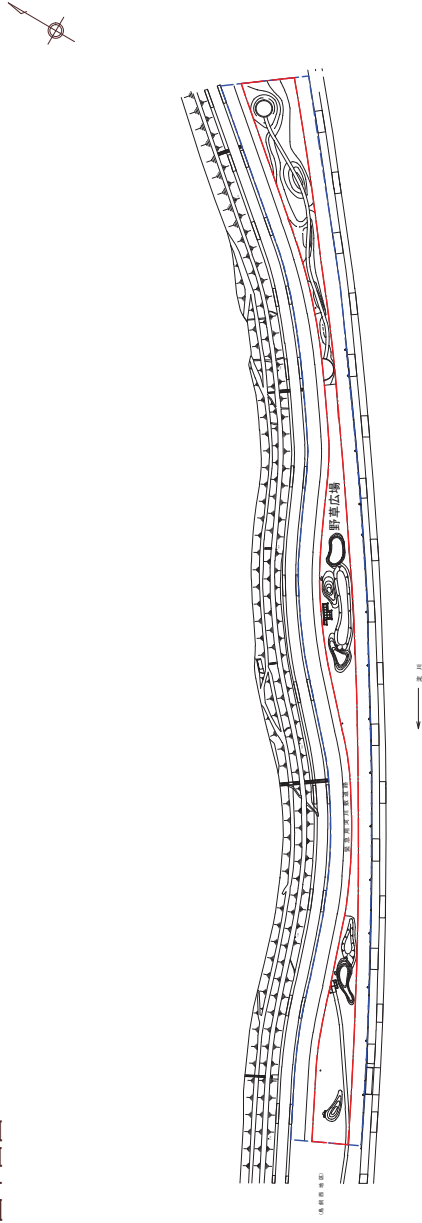
公園平面図



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

32. 鳥飼西地区

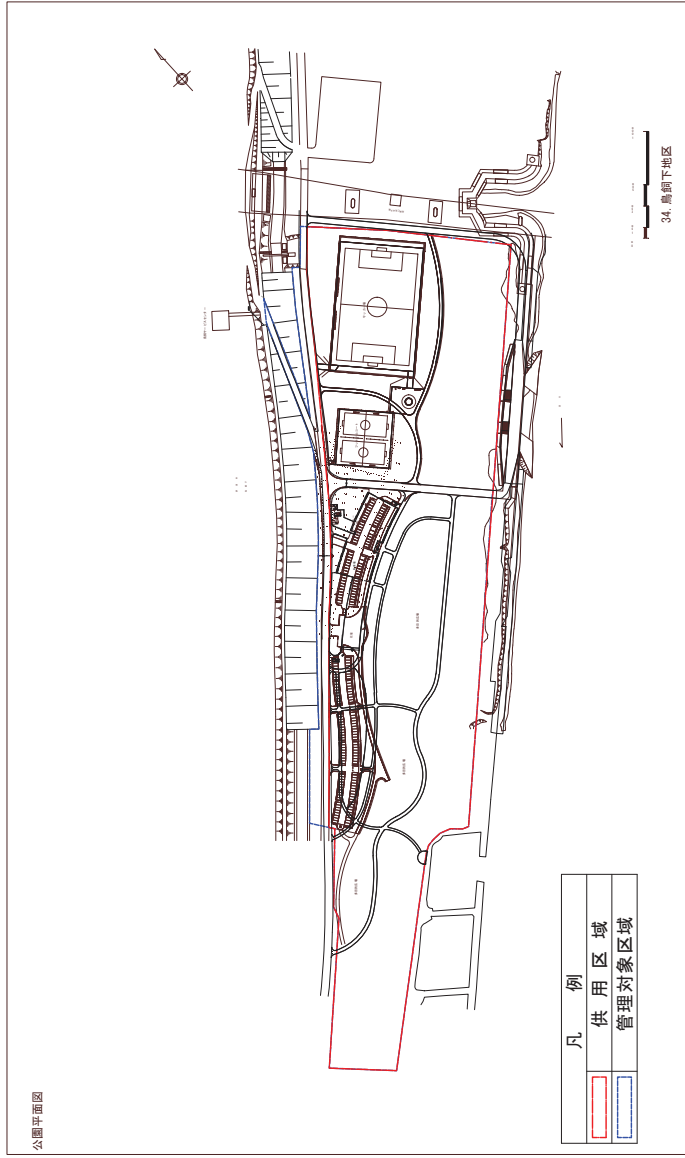
公園平面図



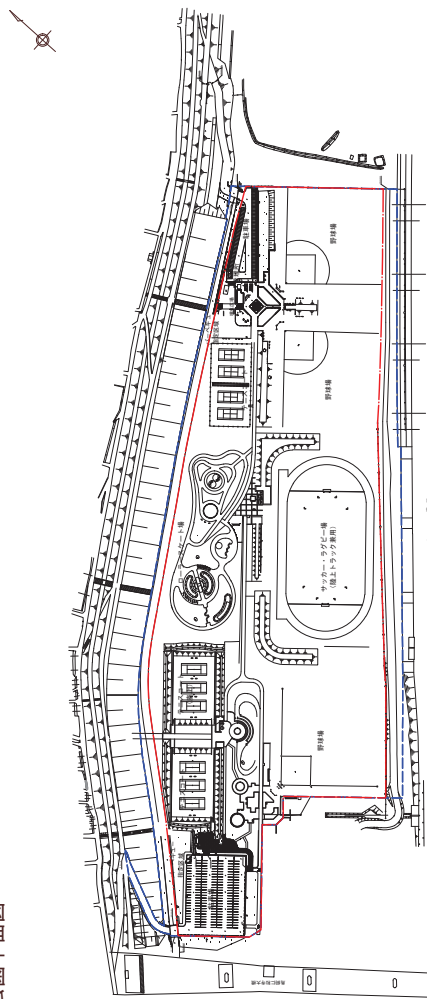
凡例	
	供用区域
	管理対象区域



33. 鳥飼野草地区



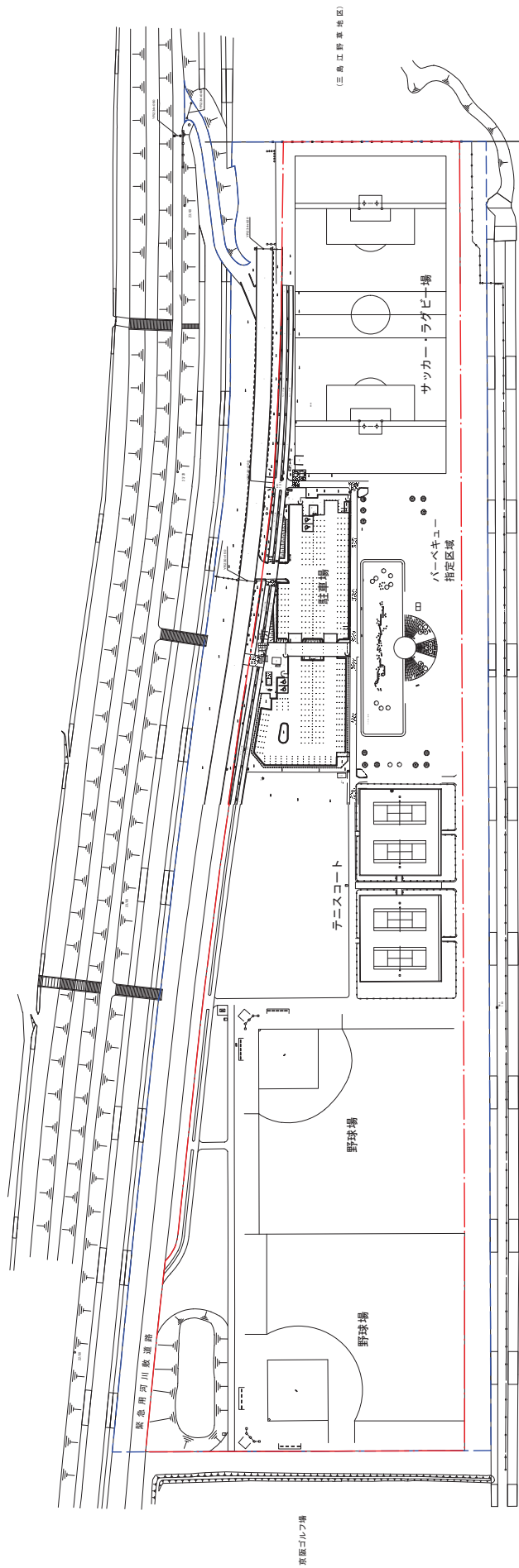
公園平面図



凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

024-02403 003 008
35. 烏飼上地区

公園平面図



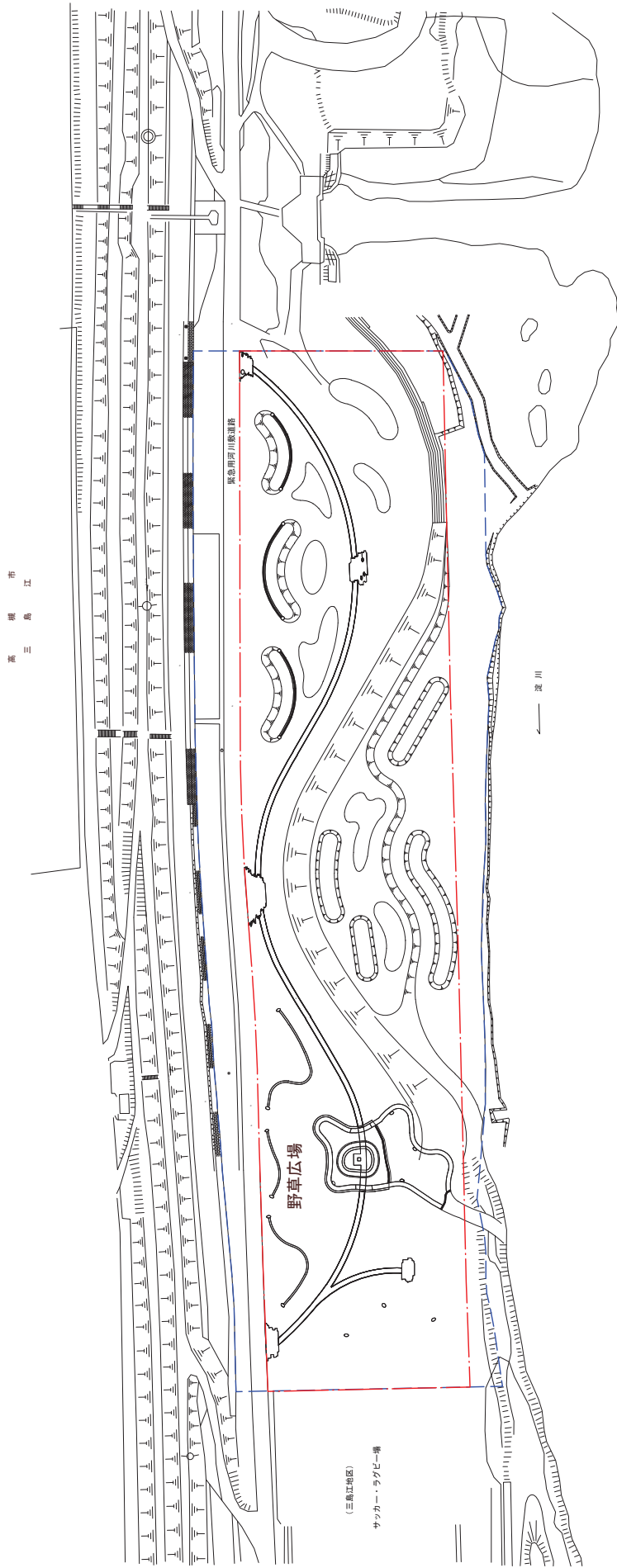
凡 例	
	供用区域
	管理対象区域



0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

36. 三島江地区

← 淀川

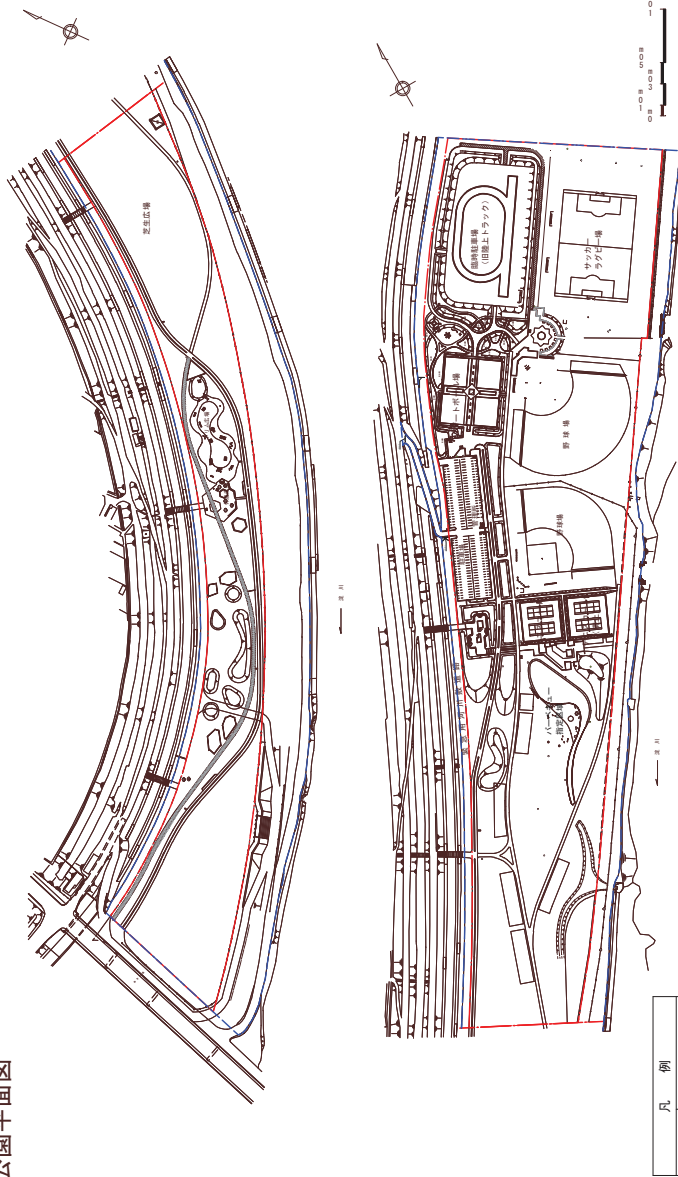
公園平面図



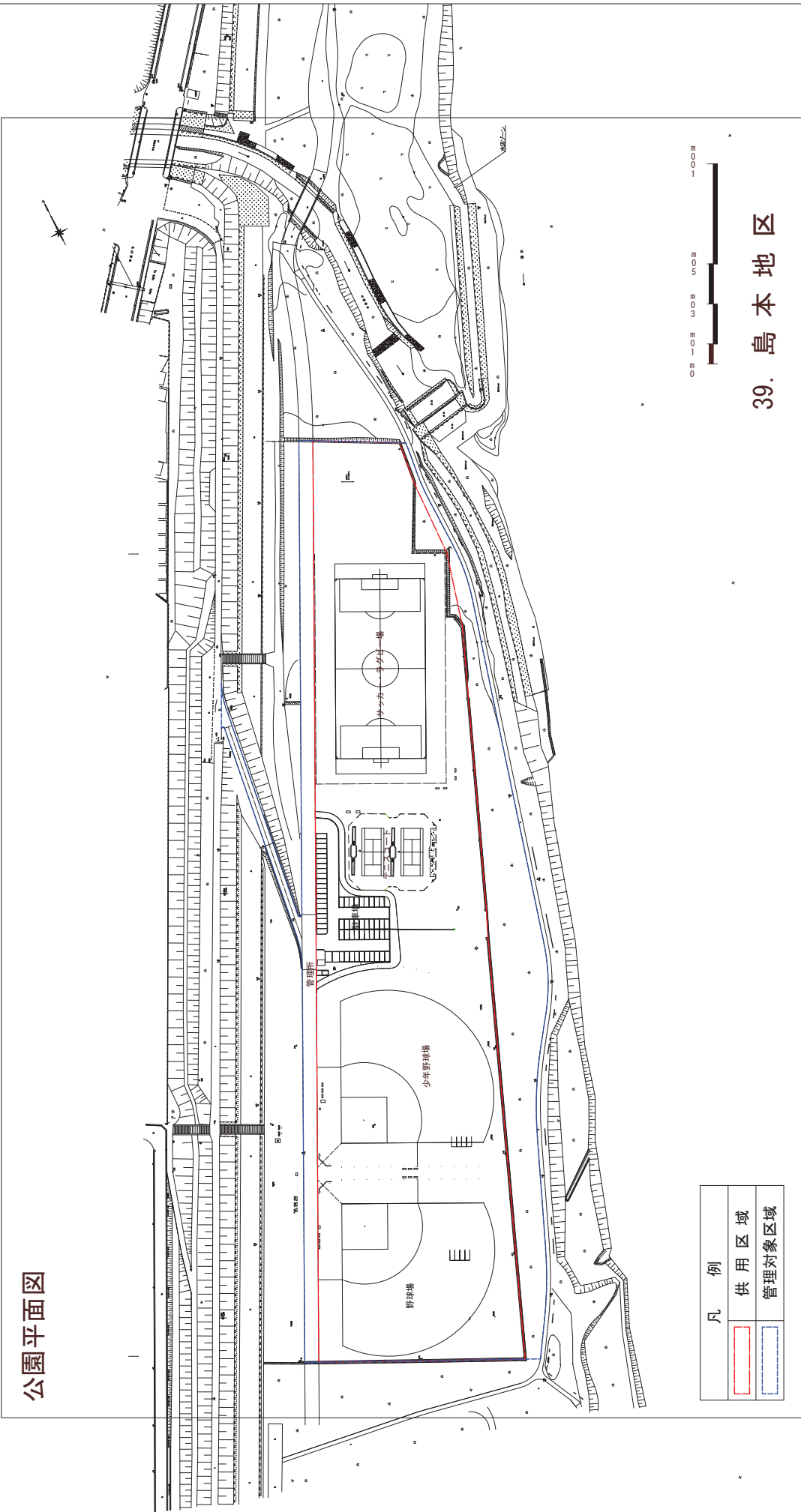
凡 例	
	供用区域
	管理対象区域

37. 三島江野草地区

公園平面図



38. 大塚地区



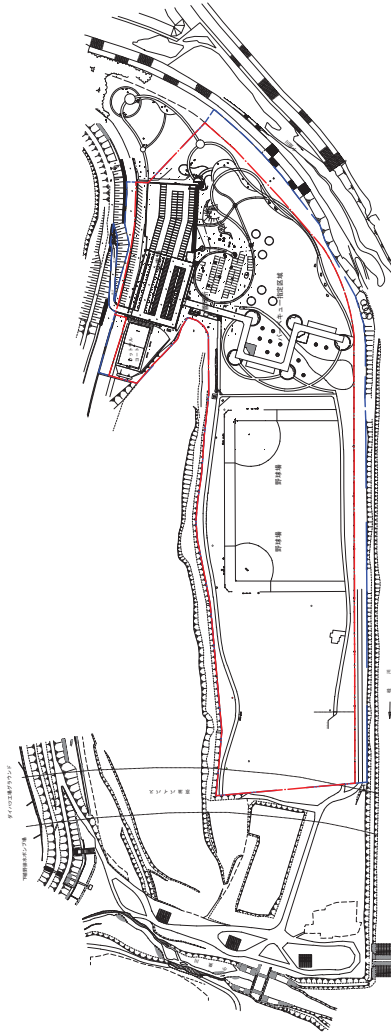
公園平面図

凡例	
	供用区域
	管理対象区域

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

39. 島本地区

公園平面図



凡例
供用区域
管理対象区域

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

40. 大山崎地区

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

平成17年6月 2日	国官会第321-2号
平成17年9月 1日	国官会第823号
平成20年8月 1日	国官会第836-2号
平成20年9月17日	国官会第984号
平成22年3月23日	国官会第2117号
平成23年3月31日	国官会第2994号
平成24年3月30日	国官会第3383号
平成25年3月25日	国官会第3677号
平成26年3月28日	国官会第3395号
平成27年3月31日	国官会第4049号
平成29年3月28日	国官会第4410-2号

(通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同

様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）
- 五 その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

- 2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（再委託等）

第6 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき、（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第4）を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第5）を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

（報告書等の提出）

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第6）
- 二 精算報告書（別記様式第7）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第8）
- 四 残存物件報告書（別記様式第9）

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第6に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

（検査等）

第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

- 2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出する

ものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

第9 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

第10 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認められたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日 国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日 国官会第3383号）

1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日 国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日 国官会第3395号）

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日 国官会第4049号）

1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成29年3月28日 国官会第4410-2号）

1. この要領は、平成29年4月1日から適用する。

実施計画書

(受託の名称)

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費精算内訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じて適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費精算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

別記様式第2(第4)

四半期別必要経費内訳書

(受託の名称)

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘要

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。

3. 変更にあたっては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。

実施体制書

(受託の名称) _____

再委託先等の名称等

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する 業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する 業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する 業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

(注) 再々委託の場合にはその旨を備考欄に記載すること。

(備考)

本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが次の項目は必須事項とする。

- ① 相手方の名称および代表者名
- ② 所在地
- ③ 再委託を予定する業務内容及び必要性
- ④ 契約予定契約

再委託(変更等)承諾申請書

平成 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所長 殿

受託者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付けの「_____業務契約」(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆
円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・ 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
 - ・ 継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 _____ 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所長 印

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所
氏 名

受託者 ××株式会社	(再委託先1) ○○○有限公司	(再々委託先1) ○○○株式会社
	住 所	住 所
	電 話 番 号	電 話 番 号
	代 表 者 氏 名	代 表 者 氏 名
	担当業務範囲 若しくは内容	担当業務範囲 若しくは内容
	△△に関する□□地区基 礎調査	
	(再委託先2) ○○○株式会社(予定)	
	住 所	
	電 話 番 号	
	代 表 者 氏 名	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先3) ○○○合資会社	(再々委託先2) ○○○株式会社
	住 所	住 所
	電 話 番 号	電 話 番 号
	代 表 者 氏 名	代 表 者 氏 名
	担当業務範囲 若しくは内容	担当業務範囲 若しくは内容
	(再委託先□)	

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名(若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 殿

受託者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円)の〇〇〇〇が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精算報告書 通
2. 残存物件報告書 通

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別記様式第7(第7)

精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予 定 経 費 (A)	支 出 額 (B)	過 不 足 額		摘 要
			(A)-(B)		
計					

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、別紙様式第1備考4により記載すること。
 3. 第7条第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

平成〇〇年度 ××× 委託費内訳報告書

委託の名称	件名	予定経費額 A	支出額 B	過不足額 A-B	支出目													備考		
					直接人件費	技術経費	謝金	旅費	備品費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	光熱水料	賃金	会議費	雑役務費	小計	再委託費	諸経費	伝票番号
年月日		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4判4横とする。
2. 年月日は、契約毎に、その額度、記載すること。
3. 支出費目は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じて適宜加減して計上すること。また、各区分の上限は予定経費額、中限は支出額、下限は過不足額である。

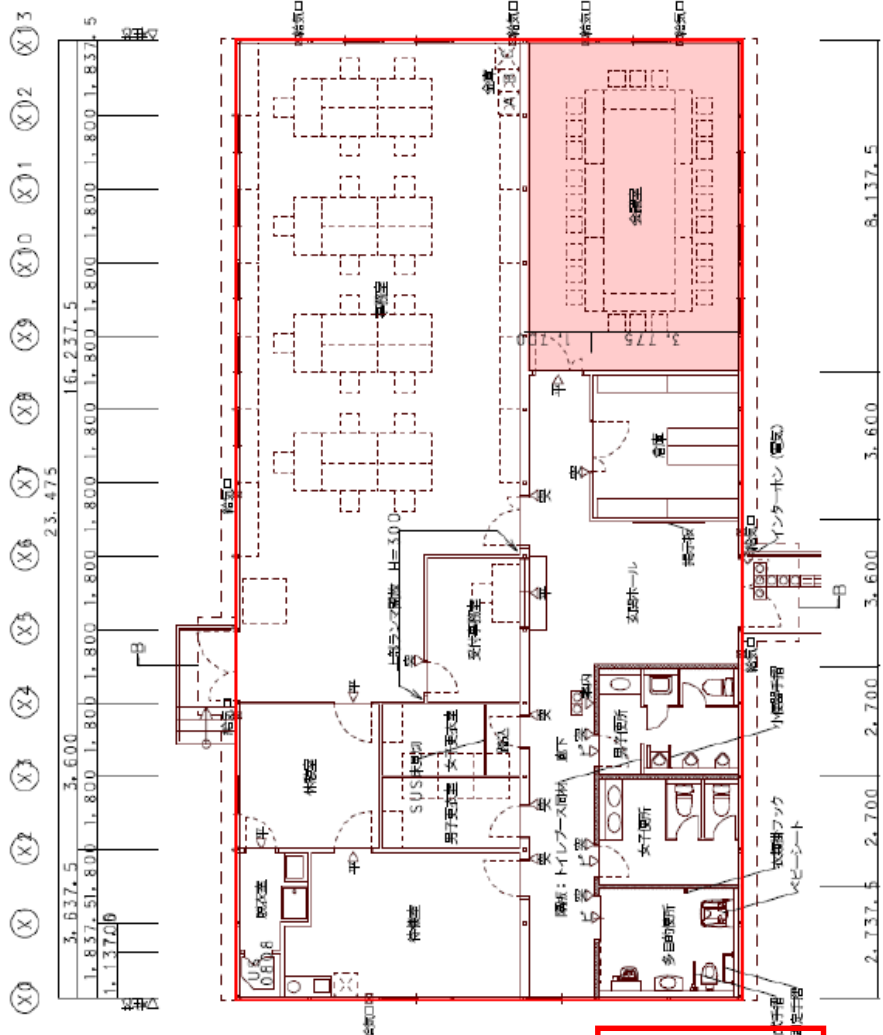
残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
 3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
 4. 第7第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

管理事務所図

管理事務所図



倉庫
21.1m²

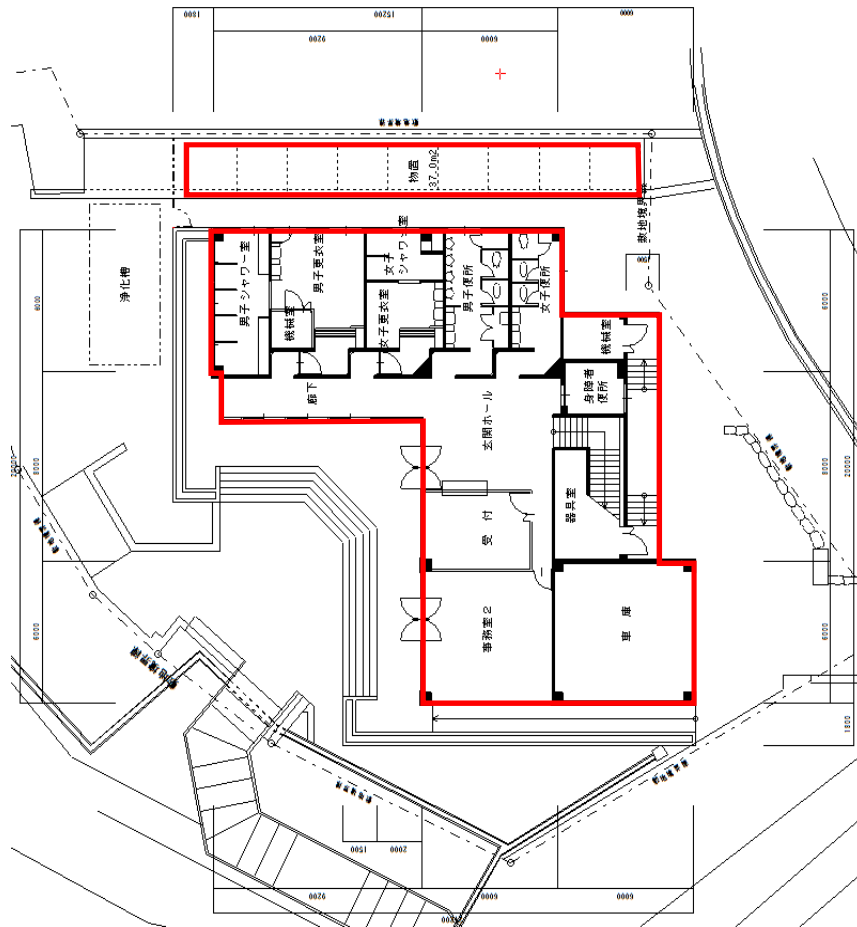
車庫
28.1m²

委託期間貸与部分
引継期間貸与部分

1F平面図

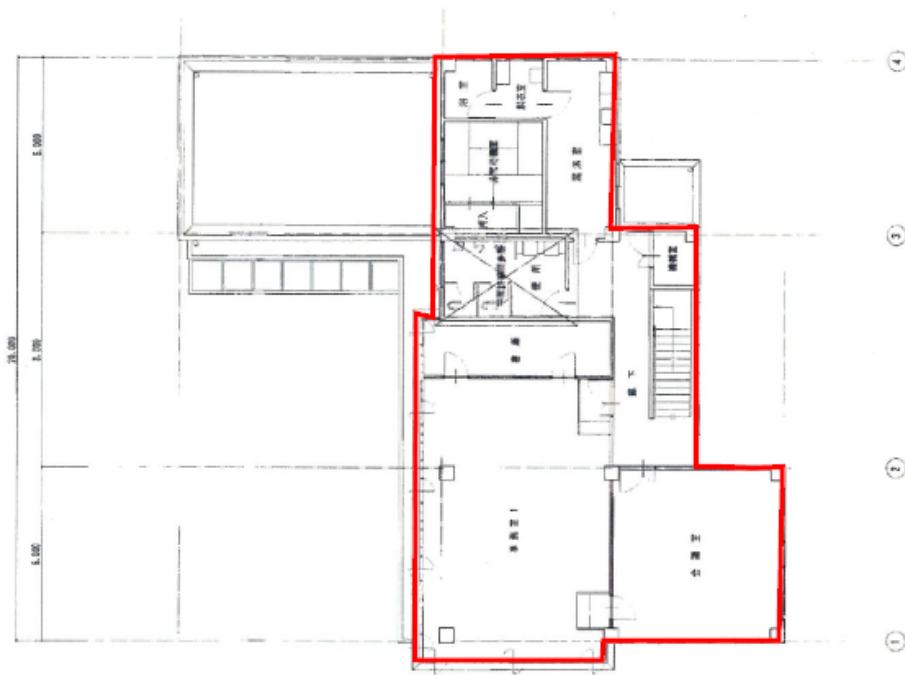
平面図 1/100

管理事務所図



1F平面図

委託期間貸与部分



2F平面図

太間サービスセンター

管理事務所



1F平面図

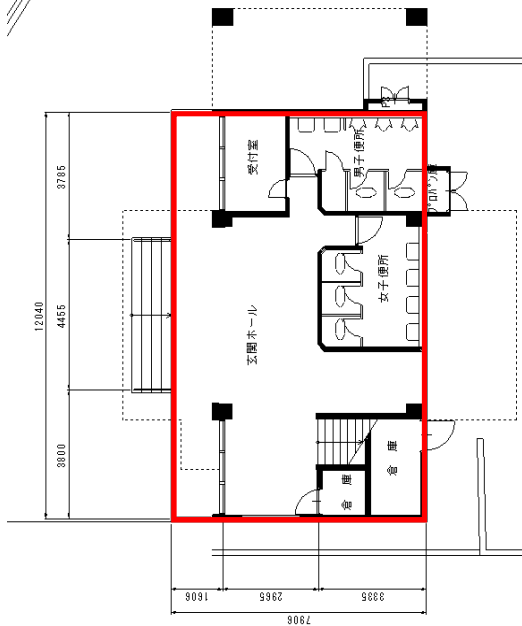
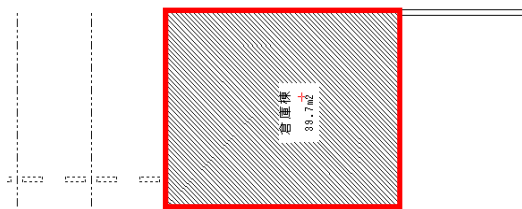
2F平面図

委託期間貸与部分

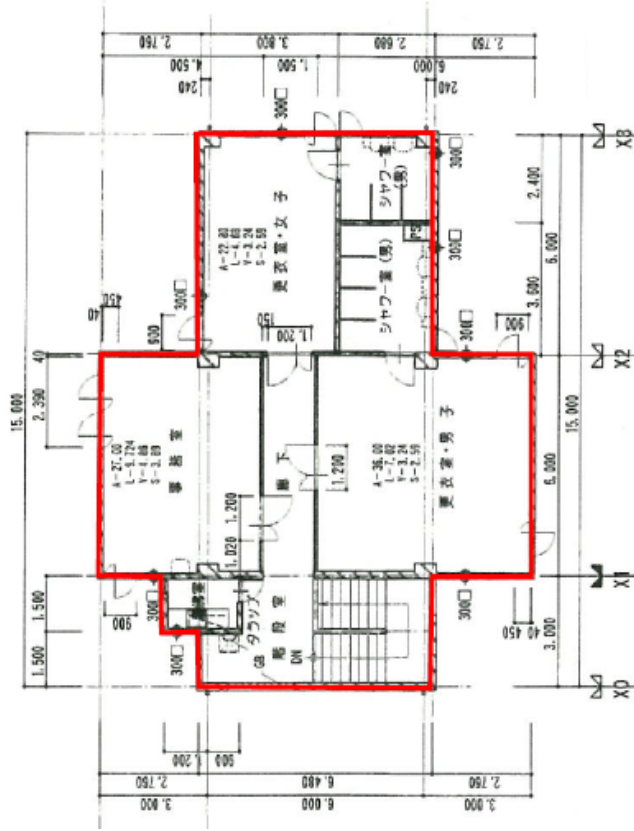


鳥飼サービスセンター

管理事務所図



1F平面図



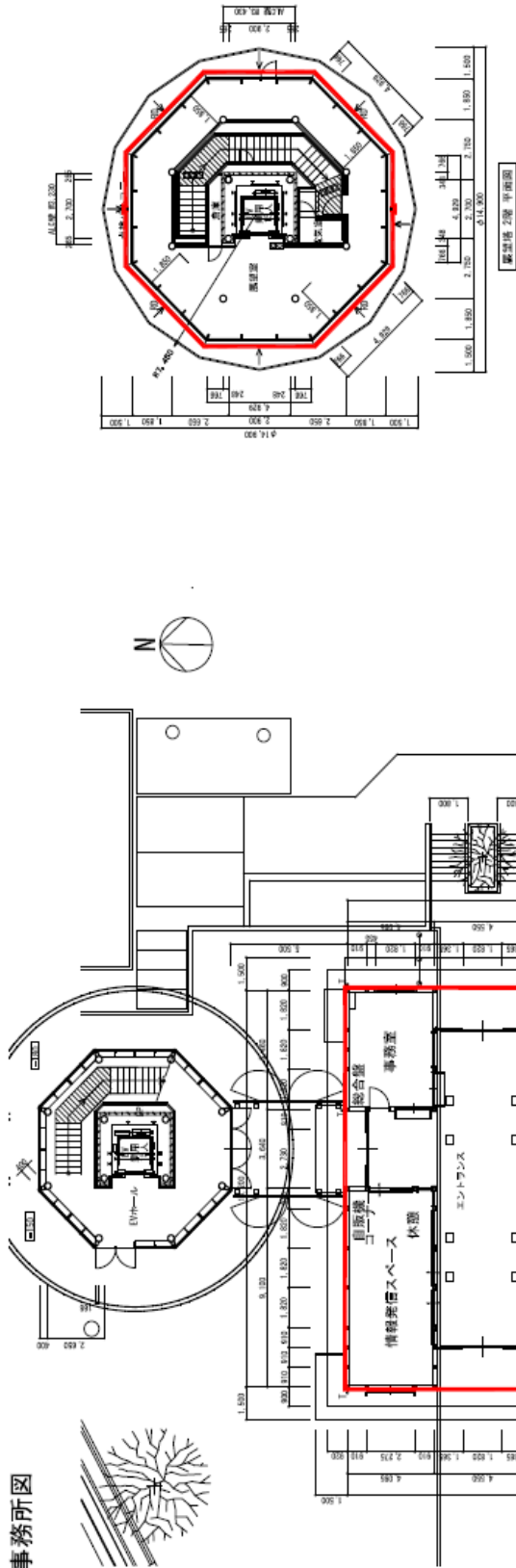
2F平面図

委託期間貸与部分

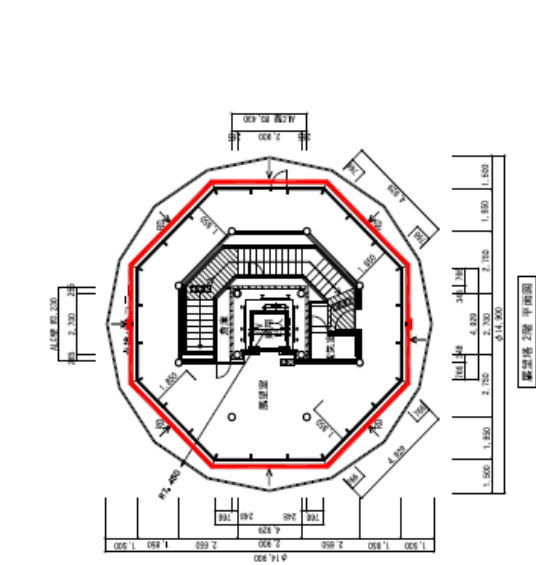


庭窪レストセンター

管理事務所図



管理棟・展示場・階下平面図



第2階 2階平面図

委託期間貸与部分

背割堤サービスセンター

淀川河川公園における行為の禁止等について

行為の禁止一覧表

禁止する行為	備考
園路・駐車場を除いた、自転車乗り入れ禁止箇所への乗り入れ	
定められた駐輪場以外に自転車を駐輪させること	
自転車の利用において、スピードの出し過ぎ、無理な追い越しなど他の利用者の安全に支障が及ぶ行為	
他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為	・楽器（音響設備）の持ち込み、演奏の場合は「公園での一時使用届」にて申請をする。
バイクの進入路、駐車場以外の乗り入れ	
動物等の移動火葬車の乗り入れ及び営業活動	
運動グラウンド以外のキャッチボールやサッカーの練習	
ゴルフの練習	・クラブの素振りも禁止
ペット（動物）の鎖を外した歩行	・ペット（動物類）はリードや鎖を付けるか籠に入れる。 ・糞は飼い主が処分する。 ・事故等については飼い主がその責を負う。
ラジコン飛行機、スポーツカイト、パラグライダーなど飛行遊具の練習等	
右記でのラジコンカーの利用等	・公園区域内の駐車場、臨時駐車場、バーベキュー広場、有料施設等
バーベキュー指定場所以外でのガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料などの持ち込み・利用	・煙草の吸殻等（特に冬季）にも充分留意する。
ゴミの不法投棄	・責任を持って持ち帰るよう指導する。
その他、他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為	

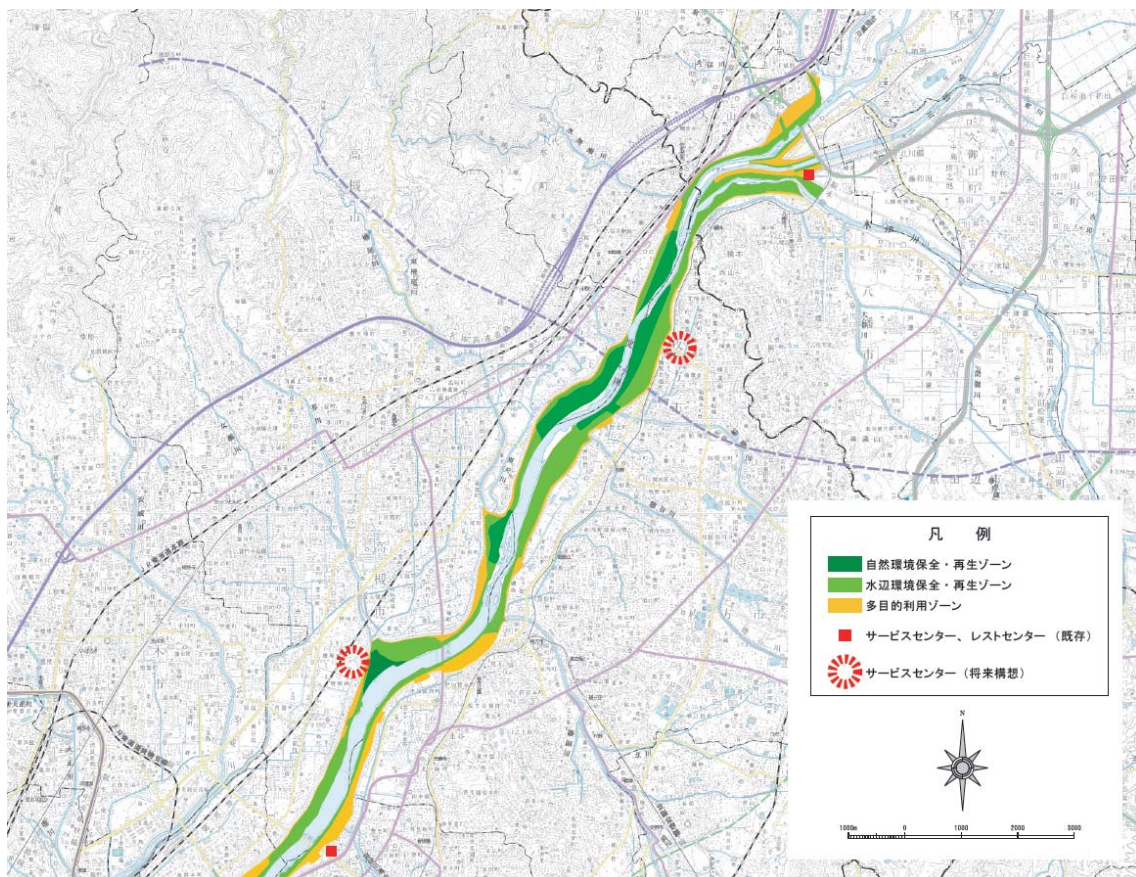
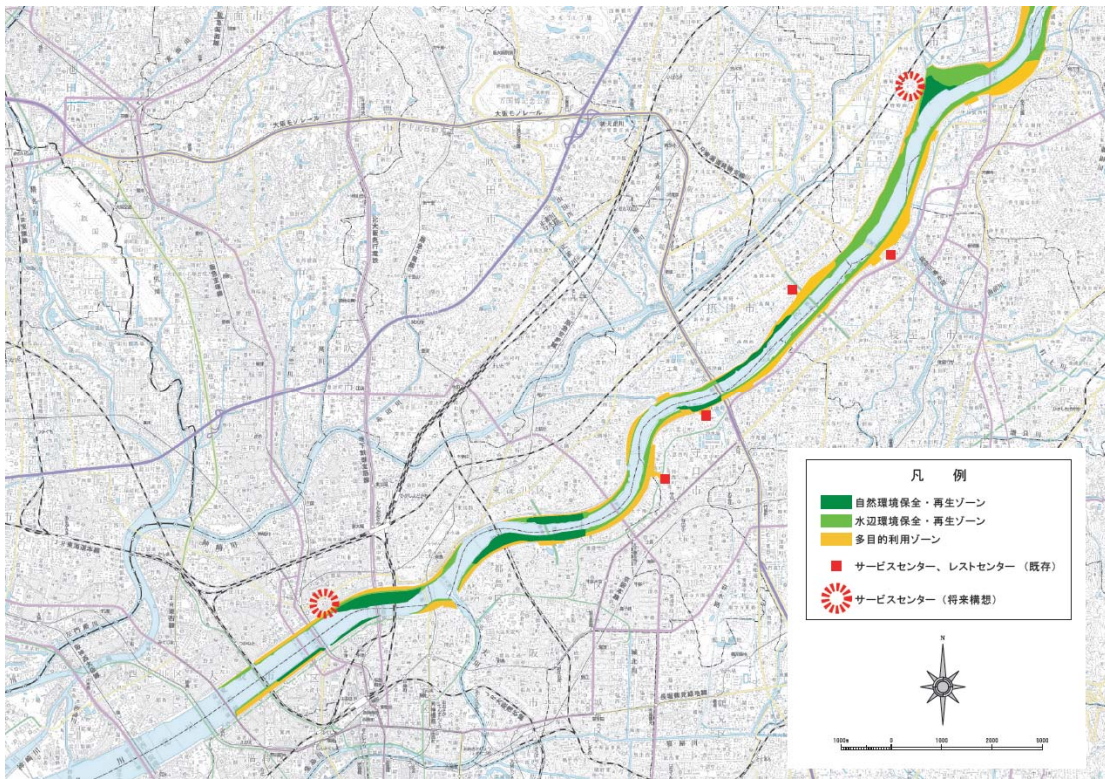
持ち込み禁止物品一覧表

持ち込み禁止物品等	備考
銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、弓等含む）	
ガス、多量のマッチ、花火など爆発性・引火性の高いもの及び燃料など	
ゴルフクラブ	
ラジコン飛行機	
その他職員等により安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼし、公園施設を損壊する恐れがあると認められるもの	

法第12条の規定による許可申請に関し、原則として許可しないもの

許可申請が原則下りない行為	備考
営利を目的とした物品の販売または頒布	
公益性に欠け、または排他的な集会、展示会及び興行	
営利のみを目的とした集会、展示会及び興行	
公共性に欠ける募金または署名運動	
公園利用または公園管理に係わりのない調査	
職員等が勤務する時間以外の利用	
公園施設の損傷または汚損など著しく公園利用の快適性を損なうもの	
公園の風致または美観の侵害など著しく公園利用の快適性を損なうもの	
他の利用者に危害を与え、または不便を生じさせるなど著しく公園利用の快適性を損なうもの	
事故の発生や公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合	
その他公園の利用上または管理上から不都合と認められるもの	

土地利用方針



公園施設の設置等許可申請書

文書番号第 号
平成 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局
局長 ○○ ○○殿

申請者 住所
氏名

都市公園法第5条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	設置の目的			
2	設置の期間	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 年間		
3	設置の場所			
4	公園施設の構造			
5	公園施設の外観	色 彩		高 さ
		形 態		
		そ の 他		
6	公園施設の管理の方法			
7	工事の実施方法			
8	工事の着手及び完了の時期	工事の着手時期	平成 年 月 日	
		工事の完了時期	平成 年 月 日	
9	都市公園の復旧方法			
10	その他参考となるべき事項			

注) 1 公園施設を設置しようとするときは、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 番に記入する。

2 公園施設を管理しようとするときは、1、2、3、6、10 番に記入する。

3 必要な場合は図面及び写真を添付すること。

平成〇〇年度
淀川河川公園災害対策要領（案）
（抜粋版）

平成〇〇年〇月
淀川河川事務所

平成〇〇年度 淀川河川公園災害対策要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、淀川河川事務所河川公園課（以下「河川公園課」という）、各出張所（福島、毛馬、枚方、高槻、山崎、伏見）（以下「出張所」という）、〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という）が、淀川河川事務所災害対策部運営計画に基づき、淀川河川公園（以下「公園」という）の防災業務に関する基本的事項を定め、業務の確実かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（業務分担）

第2条 河川公園課及び出張所、受注者の業務は、次のとおりとする。

- 1) 河川公園課の業務
 - ① 公園に関する関係機関への連絡通報及び広報に関すること
 - ② 公園の開閉園、巡視、公園利用者（以下、「利用者」という）の指導（避難誘導等）の方針に関すること
 - ③ 公園施設の撤去及び復旧の方針及び実施に関すること
 - ④ 公園の被災状況の把握、記録及び関係機関への報告に関すること
 - ⑤ 被災した公園施設の災害復旧に関すること
- 2) 出張所の業務
 - ① 公園施設撤去及び復旧の維持作業への指示に関すること
 - ② 緊急維持作業及び災害復旧工事の実施に関すること
 - ③ 被災情報の収集に関すること
- 3) 受注者の業務
 - ① 公園の開閉園、巡視、利用者の指導（避難誘導等）の実施に関すること
 - ② 公園施設の撤去及び復旧の計画作成及び現地立会に関すること
 - ③ 公園の被災状況の現地調査及び河川公園課への報告に関すること
 - ④ 被災した公園施設の応急対策（立入禁止措置等）に関すること
 - ⑤ 運動施設の運営に関すること
 - ⑥ その他利用者の安全確保のために必要な措置又は河川公園課が指示すること

（業務計画書の作成）

第3条 受注者は前条第3項①～⑥に規定する業務について、「業務計画書」を毎年度作成し、当該年度の業務開始後 10 日以内に淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）の承諾を得なければならない。

（河川公園課の体制）

第4条 災害時の河川公園課の体制は、淀川河川事務所災害対策部運営計画の要員配備表による。災害時の連絡は、別紙1に定める「淀川河川公園災害対策連絡系統図」より行う。

（危険防止対策）

第5条 受注者は、出水、高潮、地震、津波等により利用者に危険が及ぶ可能性があるときは、速やかに以下の措置を講じ、河川公園課に報告する。（様式－1）

- 1) 出水、高潮、地震、津波等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡視により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼びかけ、避難誘導する。なお、津波の気象情報発令時は、附則1に基づき対応する。
- 2) 一般車両が公園区域に入らないよう坂路入口を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。
- 3) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵の設置により立入禁止措置を行う。
- 4) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。

（公園の利用中止）

第6条 受注者は、第5条の危険防止対策を講じる場合、対象となる公園区域の利用を中止し、以下の措置を講じ、河川公園課に報告する。（様式－1）

- 1) 受注者は、公園の地区全体を利用中止する場合は、速やかに閉園措置を行う。
- 2) 受注者は、危険防止対策を講じる公園区域の利用予定者に速やかに利用中止の連絡を行うとともに、利用受付を中止する。
- 3) 河川公園課及び受注者は、危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業等を中止する。

(危険防止対策を講じる基準)

第7条 第5条の危険防止対策を講じる基準は次のとおりとする。

- 1) 出水時の基準
 - ① 各地区において、別紙2に定める公園施設撤去の決定を行う基準水位（以下、「撤去基準水位」という）に達したとき
 - ② 各地区において、別紙3に定める施設撤去の参考とする流量（以下、「撤去基準流量」という）に達し、利用者又は公園施設の安全確保のために必要と認められるとき
- 2) 高潮時の基準
 - ① 長柄地区、十三野草地区及び西中島地区において、大阪湾の潮位が高潮時の基準水位を超えるとき
 - ② 海老江地区及び大淀野草地区において、別紙2に定める撤去基準水位に達したとき、又は大阪湾に高潮警報又は高潮注意報が発令されたとき
- 3) 地震時及び津波時の基準
 - ① 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5弱以上を発表したとき
 - ② 気象庁が大阪府において、津波警報又は津波注意報を発表したとき（福島管内及び毛馬管内）

(受注者への情報伝達)

第8条 河川公園課は、受注者に速やかに次の情報提供を行う。

(様式-3)

- 1) 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部の防災体制の発令と更新
- 2) 河川公園課の待機体制
- 3) 淀川水系の流量データ（枚方、加茂、桂）、水位（別紙2の撤去基準水位観測所）、大阪湾の潮位データ及び水位予測データ（枚方、桂、琵琶湖、瀬田川洗堰等）
- 4) 「撤去基準水位」の到達予測（到達する公園地区、日時等）
- 5) 公園施設の撤去又は復旧を行う日時（予想を含む）、場所及び内容
- 6) 「津波の気象情報発令」等の地震・津波情報
- 7) その他受注者が利用者又は公園施設の安全確保のために必要とする事項

(受注者の待機)

第9条 受注者の待機については、次のとおりとする。

- 1) 受注者は、次の各号の一に該当するときは居所待機※を行う。
 - ① 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部が注意体制又は第一警戒体制を発令しているとき
 - ② 開園時間外に、淀川風水害災害対策部又は淀川地震災害対策部が防災体制を発令することが予想されるとき
- 2) 受注者は、次の各号の一に該当するときは原則として勤務先待機を行う。
 - ① 淀川河川事務所風水害対策部又は淀川河川事務所地震災害対策部が第二警戒体制又は非常体制を発令しているとき
 - ② 危険防止対策を講じるとき
 - ③ 公園施設の撤去又は復旧を行うとき、又は河川公園課より公園施設の撤去又は復旧を行う可能性がある旨の連絡があったとき
- 3) 受注者は、待機の完了後は速やかに、河川公園課にその旨を報告する。（様式-5）

※ 居所待機：必要が生じた場合に危険防止対策、現地調査又は施設撤去・復旧時の現地立会を迅速に実施できるよう、連絡体制を確保し維持すること。

(施設撤去)

第10条 公園施設の撤去については、次のとおりとする。

- 1) 施設撤去計画
受注者は、毎年出水期前に「施設撤去計画」を作成し、河川公園課と協議する。
- 2) 施設撤去の基準
河川公園課は、別紙2に定める「撤去基準水位」及び「施設撤去計画」を目安に、公園施設の撤去を行う。「撤去基準水位」の到達時刻の予測が困難な場合は、別紙3に定める「撤去基準流量」を参考に、現地状況、水位予測等を踏まえて施設撤去を決定する。
- 3) 施設撤去の実施期間
河川公園課は、次のとおり施設撤去を実施する。
 - ① 施設撤去の実施は、原則として「撤去基準水位」の到達予想時刻の4時間前までに決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
 - ② 「撤去基準水位」の到達予想時刻が日没後の場合は、日没時刻の4時間前までに施設撤去の実施を決定し、現地到着後3時間以内に完了する。
 - ③ 降雨量の急変等により必要やむを得ない場合は、上記によらず、現地状況、水位予測、「施設撤去計画」の撤去に要する時間、日没時刻等を踏まえて緊急的に施設撤去の実施を決定することがある。
- 4) 夜間の施設撤去
 - ① 河川公園課は、公園施設の流出等により河川管理上重大な影響を及ぼす可能性があり、事務所長が必要と認める場合に限り、前項によらず夜間に公園施設の緊急撤去（以下、「夜間撤去」）を行う。
 - ② 夜間撤去を行う場合又は夜間撤去の可能性がある場合、受注者は夜間撤去の対象となる公園区域の夜間巡視により水位変動の把握を行い、速やかに河川公園課に報告する。
 - ③ 大雨、強風等により撤去作業の安全が確保できない場合、夜間撤去は行わない。河川公園課は、公園施設が流出する可能性がある旨を関係機関に速やかに連絡通報する。

(現地立会)

第11条 受注者は、施設撤去の現地立会により状況確認、撤去作業への助言を行う。

(出張所への通知、指示)

第12条 省略

(本局報告)

第13条 省略

(不測の事態への対処)

第14条 受注者は、公園利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに河川公園課に報告し、河川公園課は必要な指示を行う。

(撤去施設の復旧及び再開園の決定)

第15条 撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園の決定については、次のとおりとする。

- 1) 施設復旧計画
受注者は、退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、河

川公園課に報告する。(様式-4)受注者は、撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、閉園区域の再開園に向けた具体的な復旧計画を速やかに作成し、河川公園課と協議する。

2) 施設復旧の基準

河川公園課は、次の各号のすべてに該当するとき、速やかに撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園を決定し、予定日時を出張所・受注者に通知し、関係機関に報告する。ただし、事務所長が必要と認めたときはこの限りではない。

- ① 施設撤去を実施した公園区域の被災状況及び復旧状況を踏まえ、利用者の利用及び安全確保が可能と判断されるとき
- ② 水位予測データ、気象予報等を踏まえ、近日中(2日～3日を目安)に施設撤去の可能性のある出水、高潮、地震、津波等が予想されないとき

3) 施設復旧の実施期間

河川公園課は、次のとおり撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園を行う。

- ① 施設復旧の実施は、原則として再開園の前日までに決定し、速やかに完了する。
- ② 公園利用上特別の理由がある場合は、上記によらず、緊急的に施設復旧の実施を決定することがある。

(資料作成)

第16条 河川公園課は、業務の円滑な実施を図るため、次の資料を作成し、受注者に通知する。見直しの必要が生じた場合は速やかに変更し、通知を行う。

- 1) 淀川河川公園災害対策連絡系統図(別紙1)
- 2) 淀川河川公園施設撤去の基準水位・危険防止基準(別紙2)
- 3) 淀川河川公園施設撤去の基準流量(参考)(別紙3)
- 4) 撤去施設一覧表(別紙4)
- 5) その他必要な資料

(その他)

第17条 本要領に定めない事項は、事務所長の指示するところによる。

(津波対応)

附則1 第5条1項に基づく「津波の気象情報発令時」の対応は次のとおりとする。

- 1) 津波予報発令に伴う避難誘導を行う公園地区は、海老江地区、大淀野草地区、長柄地区、十三野草地区、西中島地区、毛馬地区、赤川地区とする。ただし、津波警報等を踏まえ、その他地区でも津波被害の可能性がある場合は、河川公園課が避難対象地区の追加を行う。
- 2) 「津波の気象情報発令時」とは、淀川河川事務所が運用する「津波情報提供設備」の放送時、又はテレビ・ラジオ等により大阪府の津波情報を確認したとき。
- 3) 「津波情報提供設備」による情報提供時の対応
 - ① 避難誘導

- (1) 受注者が配置する各公園地区の公園管理員(以下、「公園管理員」という)は、前項の情報を得た場合、公園利用者に対して河川敷から避難するよう以下の内容を公園管理所の放送システムのテープ操作により誘導する。

<放送内容>

淀川河川公園管理所です。大阪府に津波予報が発令されました。安全が確認されるまで、河川敷から避難して下さい。

- (2) 公園管理員は、テープ操作終了後にハンドマイク、ラジオ、携帯電話を持参して安全な場所に移動し、公園利用者へ避難誘導を行う。

< 誘導内容 >

(イ) 提供開始時

大阪府に津波予報が発令されました。安全が確認されるまで、河川敷から避難して下さい。

(ロ) 津波接近時

緊急です。津波が接近しています。河川敷から至急避難して下さい。危険ですので、車では移動しないで下さい。

- (3) 予報発令から津波の到達まで非常に短時間の場合があるので、公園利用者の迅速な安全確保を最優先する。
- (4) 受注者は、一般車両退出の可否等の判断が困難な場合は、直ちに河川公園課と協議し、津波の到着予想時刻、駐車台数、周辺道路の状況等を踏まえ、河川公園課が速やかに方針を決定する。

② 報告

- (1) 公園管理員は、受注者に避難及び施設被害の状況を報告する。
- (2) 受注者は、河川公園課に現地状況を報告し、河川公園課は対応方針を決定する。
- (3) 受注者は、インターネット、テレビ、ラジオ等で津波情報を確認し、公園管理員に必要な指示を行う。

③ 安全確認後の対応

- (1) 受注者は、気象庁の津波情報等を確認し、特別巡視による現地調査を行ったうえで、避難解除及び再開園について河川公園課と協議する。
- (2) 河川公園課による再開園の決定後、受注者は速やかに携帯電話の電子メール等により、公園管理員に避難解除及び再開園の園内放送を指示する。
- (3) 公園管理員は、受注者の指示に基づき園内放送を行う。

(参考1) 津波情報提供設備による情報提供内容

① 拡声器による放送内容

(1) 提供開始時（提供1）

こちらは国土交通省淀川河川事務所です。大阪府に津波予報が発令されました。淀川においても津波の恐れがあります。危険ですから河川に近づかないで下さい。

(2) 津波接近時（提供2）

こちらは国土交通省淀川河川事務所です。地震により発生した津波が淀川へ接近しています。危険ですから速やかに河川敷から避難して下さい。

② 電光掲示板による提供内容

「津波」を表示

(参考2) 南海地震の津波想定

- ① 淀川河口地点の津波到達時間は地震発生からまで約2時間とされているが、津波予報等を確認して判断すること。なお、津波高さの想定は約2mで、淀川河口から淀川大堰までの高水敷の冠水が予想される。さらに淀川大堰が操作できない場合は毛馬・赤川地区の河川公園まで冠水が予想される。
- ② 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、東海・東南海・南海地震の津波想定が見直される可能性がある。

危機管理について

危機管理のポイント

1. 不審者・不審物

1) 不審人物への対応

公園内及びサービスセンター等において不審者を発見した時は、速やかにサービスセンターに連絡し、その指示に従う。

不審者と疑われる例として、

- ・危険物（銃刀類、爆発物、もしくはそれに類するもの）を持っている人
- ・公園利用者では考えられない大きな荷物、バック、袋を持っている人
- ・挙動不審な人
- ・特異な服装をしている人（全裸、季節的に合わない服装等）
- ・その他（個人の経験で、これまでと違う公園利用者）

2) 不審物の取り扱い

公園内で不審物を発見した場合の対処は、上記不審者と同じ処置とする。公園内管理所及び各サービスセンター等において、忘れ物らしき厚手の封筒・紙袋、箱、鞆等を発見しても不用意に開けたり、必要以上の衝撃を加えるようなことはしてはいけない。

外見から判断した不審物の例として、

- ・包装が不自然である
- ・ワイヤー、ひも等の突起物及び油状のシミや汚れがある
- ・異臭がする
- ・内容物のガタつきがある
- ・時計のようなコチコチ音や液体の音等がある

利用者等からの拾い物等の受付に関しても、上記のことを考えて取り扱いには注意すること。

特に届け物が袋や箱物等の時は届出者の氏名、連絡先等を必ず確認し、服装背格好などの特徴もメモする。

2. 火災、事故、怪我の対処

1) 火災の対応

現場管理員等は、火災が発生した場合、第一に人命救助に努め、速やかに警察署や消防署へ連絡する。警察や消防活動の間は、利用者の安全退避の実施（危険箇所への立ち入りの禁止措置など）を行う。そして速やかにサービスセンターへ連絡し、事故をサービスセンターへ報告する。連絡、報告書作成方法は不審人物発見と同様とする。

2) 事故、怪我対応

現場管理員等は、事故が発生した場合、第一に人命救助に努め、速やかに警察署や消防署（救急車）へ連絡する。警察や救急活動の間は、利用者の危険箇所への立ち入り禁止措置などの安全対策の実施、緊急自動車の進入路確保等を行う。そして、速や

かにサービスセンターへ連絡をする。事故の状況、けが人の情報等を含め、支障の無い範囲でメモを取り、事故報告書に記載する。連絡、報告書作成方法は不審人物発見と同様とする。

心房除細動装置AEDを各サービスセンターに常時設置しているので、必要と考えられる場合は速やかに連絡し手配する。各管理所に簡易な救急セットを常備し、傷の消毒等ができるようにする。

なお、事故時の初動については、別紙1「事故時の初動マニュアル」を参照すること。

3. 増水時の対応

1) 増水時の対応

淀川上流部での降雨等で水位上昇が予想されるなど、淀川河川管理者から注意警報が出た場合は、サービスセンターの指示に従って公園区域を特別巡視し、来園者に注意を促し利用中止と避難を呼びかける。また、駐車場から車の退避を要請し、車が駐車場に入らないように車止め施設を閉鎖する。

枚方地区のアクアシアター及びプロムナードの水没が懸念される場合は、近畿地方整備局の指示に従い、立ち入り禁止措置としてカラーコーンや看板等を設置し、利用者の安全確保を図る。

呼びかけにあたっては、「管理所スピーカー」や「拡声器」を使用して現場管理員等が呼び掛けを行う。この呼びかけは別途、放送マニュアルを策定し管理者の標準化を図ること。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる人員配置、及び巡視経路を設定し、巡視に備えること。

2) 減水後の措置

減水後は、特別巡視を行い、園内の安全を確認して早期の開園を目指す。支障がある場合は、安全対策を講じ、サービスセンターに報告して指示に従う。

4. 緊急ヘリ離発着

淀川河川公園は、周辺自治体から「避難場所（広域避難地等）」や「災害時緊急ヘリポート」に指定されているので、自治体等からの要請に協力する。周辺医療機関等から要請があった場合には、公園利用者に適切な対応を講じてヘリ離発着、緊急車両進入に対処する。

淀川河川公園を広域避難地に指定している自治体	大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、高槻市、摂津市、島本町
淀川河川公園を災害時緊急ヘリポートに指定している自治体	守口市、摂津市、島本町、大山崎町

< 対応策の例 >

- () 緊急車両の通行ルートの確保
- () 離発着場所の利用者の移動、利用の中止
- () 離発着場所の安全確保など

5. 地震の対応

ア. 震災発生時の対応について

震度5弱以上で緊急点検を行う。

開園時に地震があった場合は、直ちに緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や閉園措置を行う。

閉園時に地震があった場合は、緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行い、利用の安全が確認できた場合はサービスセンターの指示により開園する。

点検結果、安全措置、被害状況等をサービスセンターがまとめ、近畿地方整備局へ報告する。

イ. 津波への対応について

気象庁が大阪府において津波注意報以上を発表したときは、直ちに津波に関する情報を収集して、淀川河川事務所の指示により、園内放送により、避難誘導案内を行い、速やかに堤内地側への避難を行う。また、公園の駐車車両の移動等適切な処置を講じる。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる巡視経路を設定し、巡視を行う。

津波警報解除後の対応は、「増水時の対応について」と同様とする。

なお、地震時の初動については、別紙2「地震時の初動マニュアル」を参照すること。

6. 危険防止措置報告

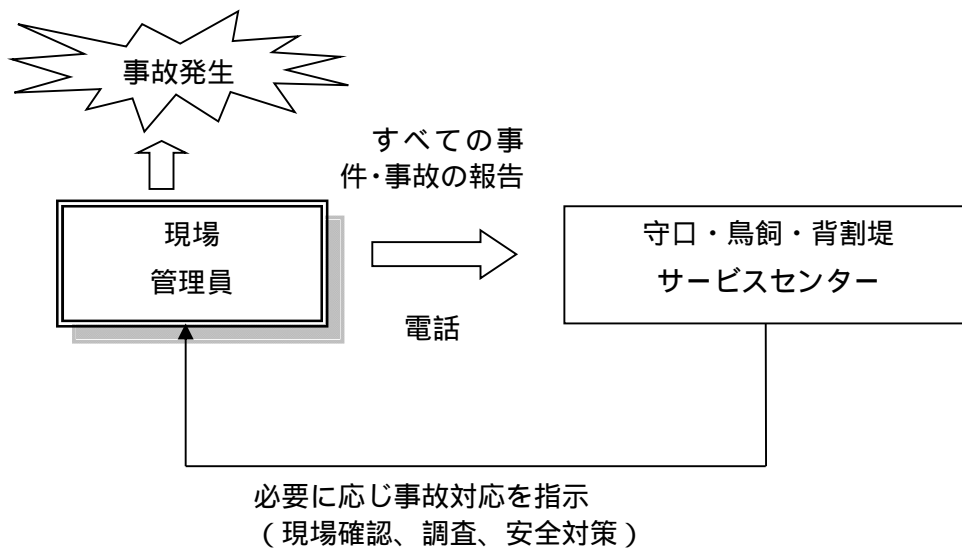
管理員は、公園管理、利用者指導、迷惑行為、特別巡視において利用者のための安全対策を講じたときは、報告書を作成しサービスセンターに報告する。そして淀川河川公園管理者は近畿地方整備局に報告する。

事故時の初動マニュアル

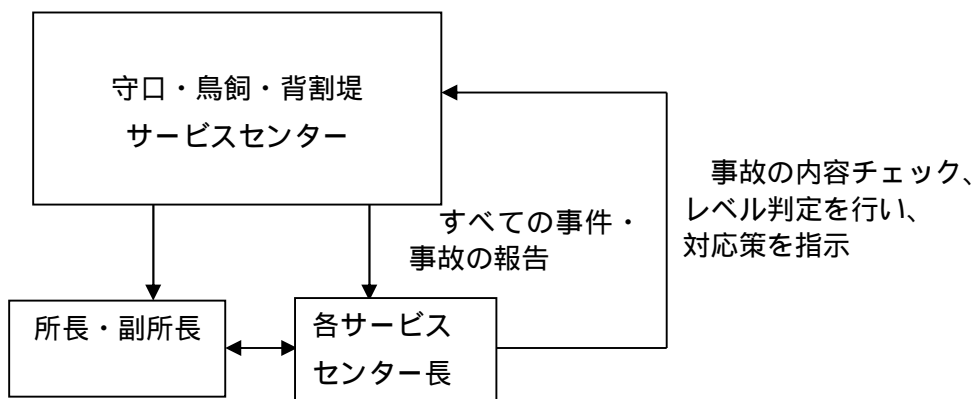
1. 事故が起こったら

- ・まず人命救助
- ・事故かどうか迷わず一報。

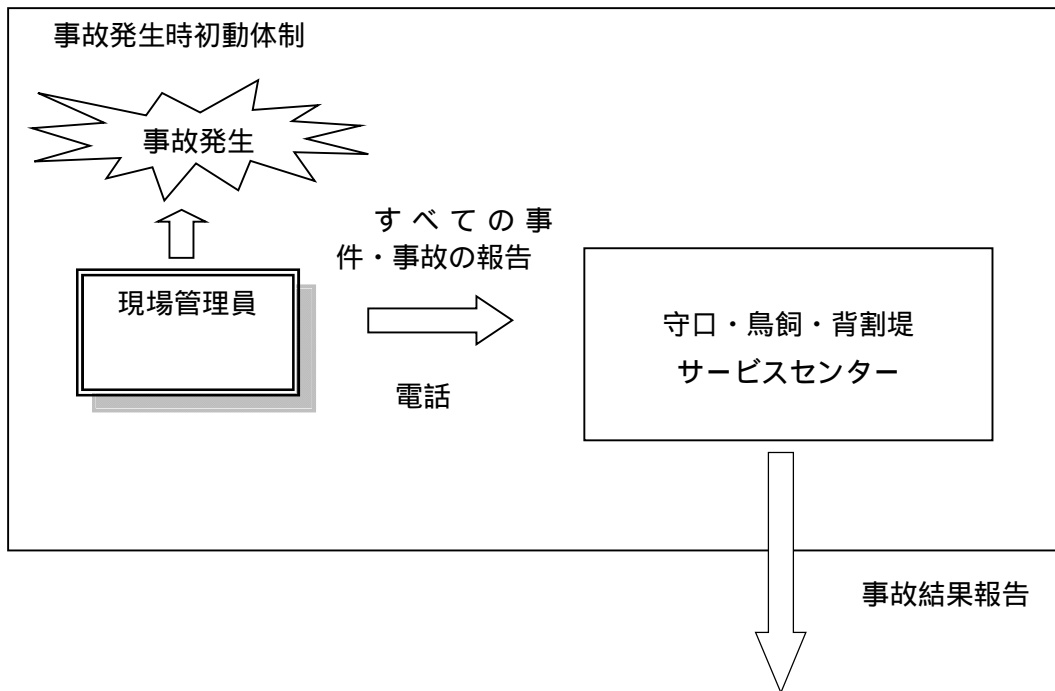
事故でないものを事故連絡として入れても各センターで判断します。とりあえず情報は入れる。情報が入らなかったことで大事故につながることはないよう、小さなことでも迷わず連絡。



2. 連絡を受けた各サービスセンターでは、対応方法を素早く判断し、対応します。



3. 事故時・連絡フロー



事故情報共有

公園区域外	公園区域・公園区域外	公園区域・公園区域外
1. 管理課長	1. 副所長	1. 所長
2. 占用調整課長	2. 河川公園課長	2. 副所長
3. 担当出張所長	3. 計画係長	3. 課長・サービスセンター長
	4. 工務係長	4. 各職員

(レベル2～3は電話で 1.公園課長、連絡が取れない時は 2.計画係長 3.工務係長に必ず確認する事)

4. 事故レベルの考えかた

公園区域内について

公園管理者として、適切に対応します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
レベル3	明らかに公園の施設が原因で重大な人的被害が発生。	遊具及び運動施設の破損による怪我。
	禁止行為で他人に重大な怪我をさせた。 (死亡事故、重傷)	ゴルフボールが人に当たった。 ジョギングをしている人にバイクが接触。
	事件(利用者の命に関わる恐れのあるもの)	人が倒れていた(生きていても、死体でも) 人が死亡又は重傷を負うような事件。 野犬・飼い犬に噛まれた。 スズメバチに刺された。 利用者間のトラブル(けが人が出てパトカーを呼ぶなど、事件となったもの)
	事件(公園施設への大規模な破壊行為および大規模な公園施設の盗難)	放火による施設火災(トイレ・管理所) ステンレス製のチェーンの盗難。
レベル2	そのままにしておく、被害が出る恐れのあるもの。	凶暴な野犬の発見、スズメバチの発生(人を襲う恐れがあるため) (利用者が怪我をする恐れのため) 利用者間のトラブル (事件につながる恐れのあるもの)
	原因究明のための調査や公園管理者としての対応が必要なもの。 (調査の結果をもとに、レベルを確定する)	利用者の気分が悪くなった原因や、怪我をした原因が不明。 運動施設が原因で、軽微な人的被害が発生。 公園施設が原因で軽微な人的被害が発生。
	禁止行為で他人に軽微な怪我をさせた。	ゴルフボールが人に当たった。 ジョギングをしている人にバイクが接触。
	利用者間のトラブル	事件にはならなかったが大きなトラブルとなったもの
	事件(公園施設の軽微な損傷および公園施設の盗難)	看板やベンチへの損傷および落書き 車止めの鍵の破損および盗難 草地火災(類焼の可能性の少ないもの)
レベル1	現場の状況が明らかで(正確に内容がわかっている)公園に瑕疵のないとわかっているもの。 現場の状況が不明な場合はレベル2として調査を行う。	運動中の自損事故 日射病で倒れた 運動していて気分が悪くなって救急車を呼んだ その他の自損事故(転んだ、自転車で怪我をした、バーベキューでやけどをした) 警察及び消防が事件性無し(自殺等)と判定したもの。

・事故の状況が未確認のものは「必ず確認」する。

調査結果によってレベルは変更する。最終的なレベルの判定は、所長、業務課長、サービスセンター長が行う。

公園区域外について

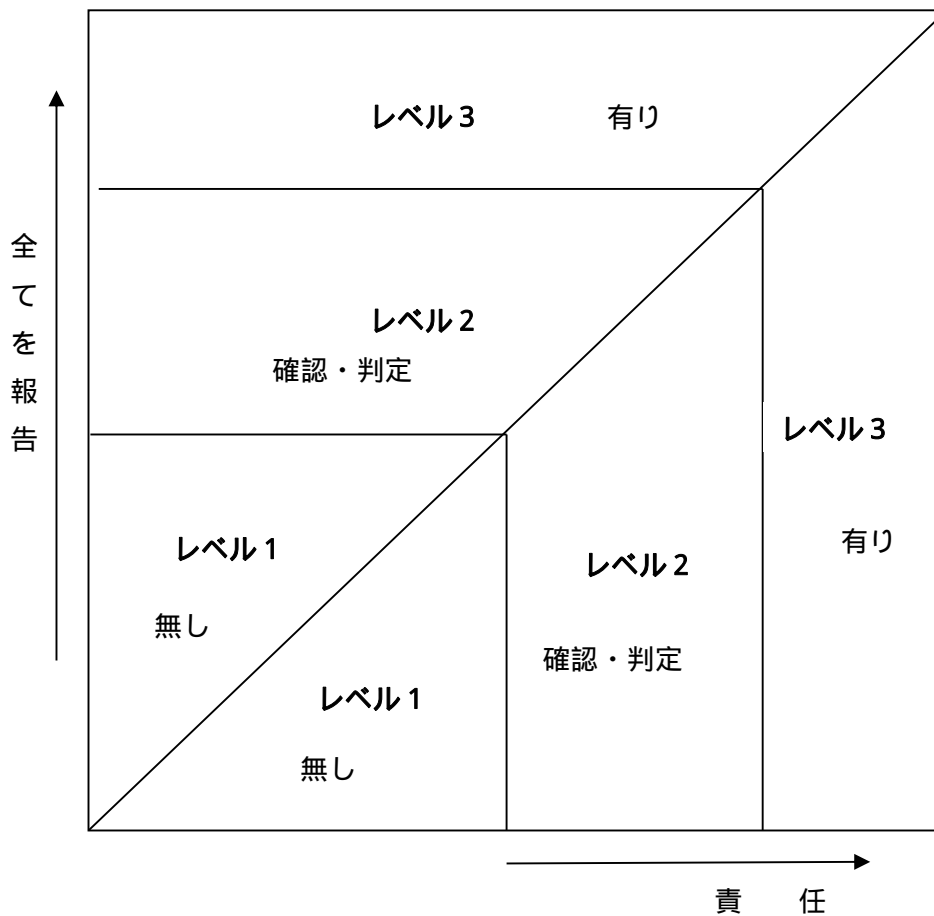
知り得た公園区域外の情報はすべて報告します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
事故レベルは設定せずに情報として扱う。	人身事故や事件 河川管理施設への被害	公園区域外での死体の発見。 火災。 河川管理施設（堤防、護岸等）の損傷。

公園区域内の利用者に危険が及ぶ恐れのあるものはその対策が必要となるため必ず報告します。

事故レベル	レベルの考えかた	事例
事故レベルは設定せずに情報として扱う。	そのままにしておく、公園区域内の利用者や施設に被害が出る恐れのあるもの。	利用者が怪我をする恐れがあるもの（悪質なゴルフ、バイク進入、犬の放し飼い） 人を襲う恐れがあるもの（凶暴な野犬の発見、スズメバチの発生）

事故レベル表



地震時の初動マニュアル

1. 対策部の設置

太間サービスセンターに対策本部を設置する。

2. 事務所の体制となる地震観測所一覧表

第 1 表 事務所の体制となる地震観測所一覧表

	地域名称	震度発表名
気象庁観測所	大阪府北部	大阪市 高槻市 守口市 枚方市 寝屋川市 摂津市 三島郡「島本町」
	京都府南部	八幡市 乙訓郡「大山崎町」

3. 地震等情報の把握と連絡

1) 地震等情報の把握

地震等が発生した場合は、職員は直ちにテレビやラジオ等で地震等の情報を入手する。

また出来得る限り第 1 表に定める気象庁観測所が震度 5 弱以上及び大阪湾において津波注意報を発表したとき、地震防災対応が迅速に行なえるように速やかに行動を開始する。

4. 勤務時間外の参集

第 2 表 職員の勤務時間外の参集について

体制等	体制基準	初動参集職員
警戒体制	第 1 表に定める気象庁が震度 5 以上（5 弱・5 強）を発表したとき、及び大阪湾において津波警報を発表したとき。	緊急出動者
非常体制	第 1 表に定める気象庁が震度 6 以上を（6 弱以上）発表した場合。	緊急出動者を含む 全職員自動参集

職員は、地震発生直後の震源、震度分布状況等から初動体制の必要性を判断し、自動参集することを基本とする。

但し、防火担当職員（総務課長）は、地震発生直後の震源・震度分状況等を確認し、的確な連絡方法を選定して関係職員に連絡するものとする。

1) 初動参集職員

緊急出動者として指名されたものをいう。

2) 非常体制においては自動参集

職員は大規模地震の発生を知り得た場合、又は体制に関する連絡があったときには自動参集するものとする。

3) 参集場所

公共交通機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で最寄りの河川環境管理財団各サービスセンター、及び現地管理所に参集する。

5. 初動体制

防災業務は、初期活動が大切である。初期に参集した者は、早い人から日常の業務に関係なく防災業務として、優先度、緊急度の高いものから実施する。

指揮・命令が行われたときはその指示に従うこと。指揮・命令の判断できる人が未参集のときは、参集者間で協議して優先順位、防災業務範囲をすばやく判断して遂行すること。

6. 緊急巡視と臨時点検

第1表に定める気象庁観測所が震度5弱以上を発表したときは施設の点検を実施する。

1) 開園時に地震があった場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や閉園措置を行います。

2) 閉園時に地震があった場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行い、利用の安全が確認できた場合は開園します。

3) 点検結果、安全措置、被害状況等を国に報告する。

7. 防災訓練

通信訓練を年1回実施する。

8. 津波対策（津波注意報・警報発令時）

1) 気象庁が大阪府において津波注意報以上を発表したときは、直ちに津波に関する情報を収集して、淀川河川事務所の指示により、園内放送により、避難誘導案内を行い、速やかに堤内地側への避難を促す。また公園の駐車車両の排出等適切な処置を講じる。

2) 津波注意報・警報発令時は閉園（駐車場の閉鎖）とする。

3) 園内放送により公園利用者に対し避難誘導案内を行う地区。

(1) 西中島管理所（西中島地区・十三野草地区）

(2) 海老江管理所（海老江地区・大淀野草地区）

(3) 赤川管理所（長柄河畔地区・長柄地区）

4) 園内放送

園内放送については別紙「津波時における園内放送マニュアル」により行う。

津波時における園内放送マニュアル

1. 淀川河川事務所による「津波情報提供設備」による情報提供内容（参考）

1) 拡声器による放送内容

提供開始時（提供1）

「こちらは国土交通省淀川河川事務所です。大阪府に津波予報が発令されました。淀川においても津波の恐れがあります。危険ですから河川に近づかないで下さい。」

津波接近時（提供2）

「こちらは国土交通省淀川河川事務所です。地震により発生した津波が淀川へ接近しています。危険ですからすみやかに河川敷から避難して下さい。」

2) 電光掲示板による提供内容

「津波」と表示

2. 「管理所放送設備、及びハンドマイクによる」情報提供時の対応

1) 前項のいずれかの情報提供があった場合は、公園利用者に対して堤内側に避難するよう公園管理所の放送システムにより指導する。

放送内容

「淀川河川公園です。大阪府に津波予報（注意報・警報）が発令されました。安全が確認出来るまで、至急堤防上に避難して下さい。」テープで流し続ける。

2) テープ操作終了後

管理員はハンドマイク・ラジオ・携帯電話を持参して、堤防天端から公園利用者個々へ再度指導する。

「大阪府に津波予報（注意報・警報）が発令されました。安全が確認出来るまで、至急堤防上へ避難して下さい。」「緊急です。車での移動はしないで下さい。」

3) 情報の確認

管理員は携帯電話により情報の確認を各サービスセンターに行く。ラジオ放送を聞く。

各サービスセンターは「気象庁のホームページ」「テレビ」「ラジオ」等で情報を確認する。

太間サービスセンターは「緊急時の連絡体制」で淀川河川事務所に確認、又は指示にしたがう。

4) 安全が確認された後

各サービスセンターは安全が確認された後は、安全が確認された内容について管理員に連絡する。文書の内容は、メールで確認する。

管理員は、メールの文書に基づき、利用者に放送を行う。

広報巡視による巡視を行い。放送を行う。

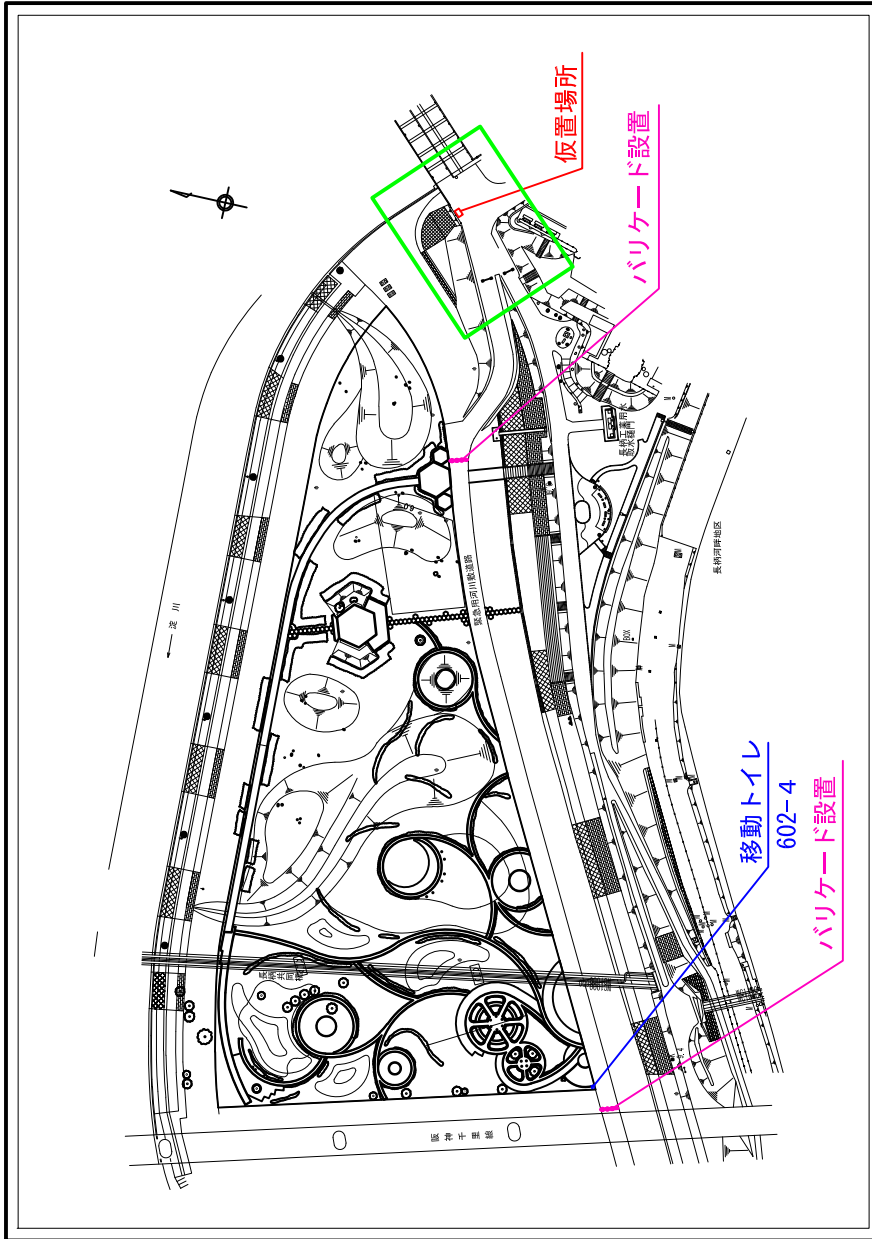
3. その他注意事項

津波の場合は非常に短時間の場合があるので、安直な判断を行わず率直に利用者の安全確保を第1優先とする。

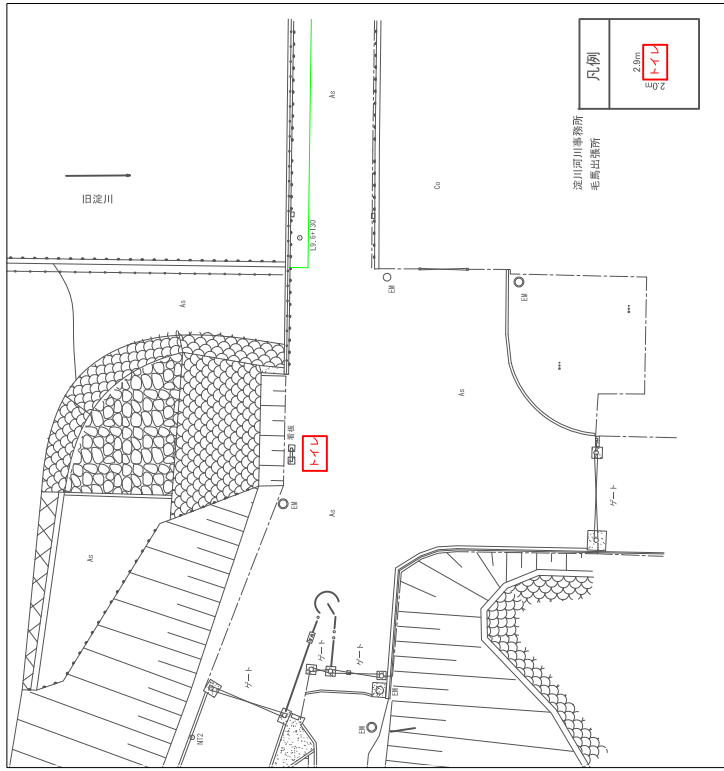
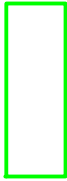
連絡体制は緊急時ほど徹底することとする。

施設撤去仮置場所位置図

施設撤去仮置場所位置図

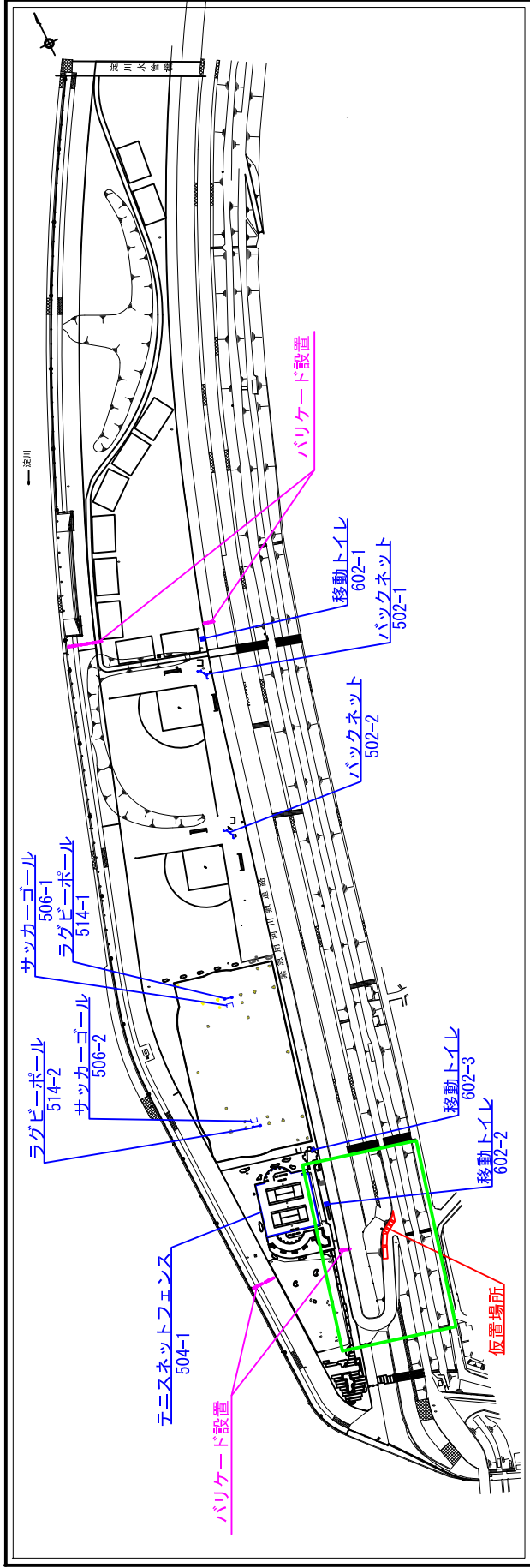


拡大平面図範囲



3. 長柄地区

施設撤去仮置場所位置図



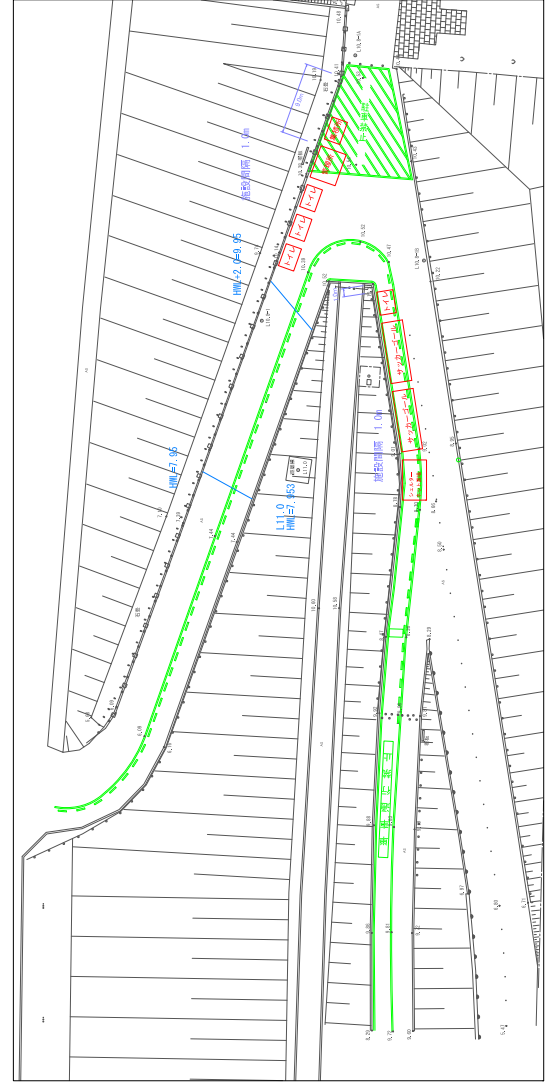
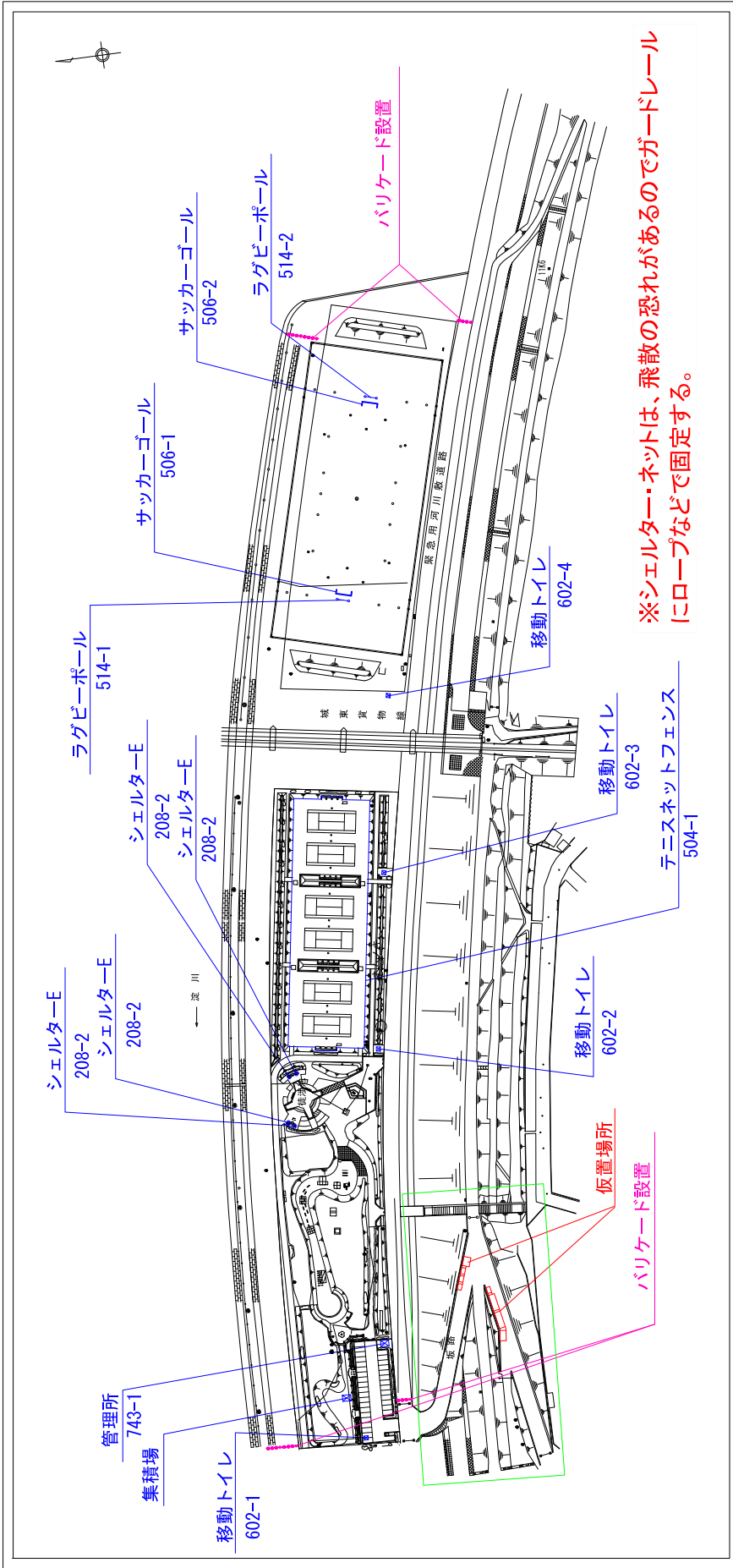
※テニス・防球ネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる場所に移動した。

拡大平面図範囲



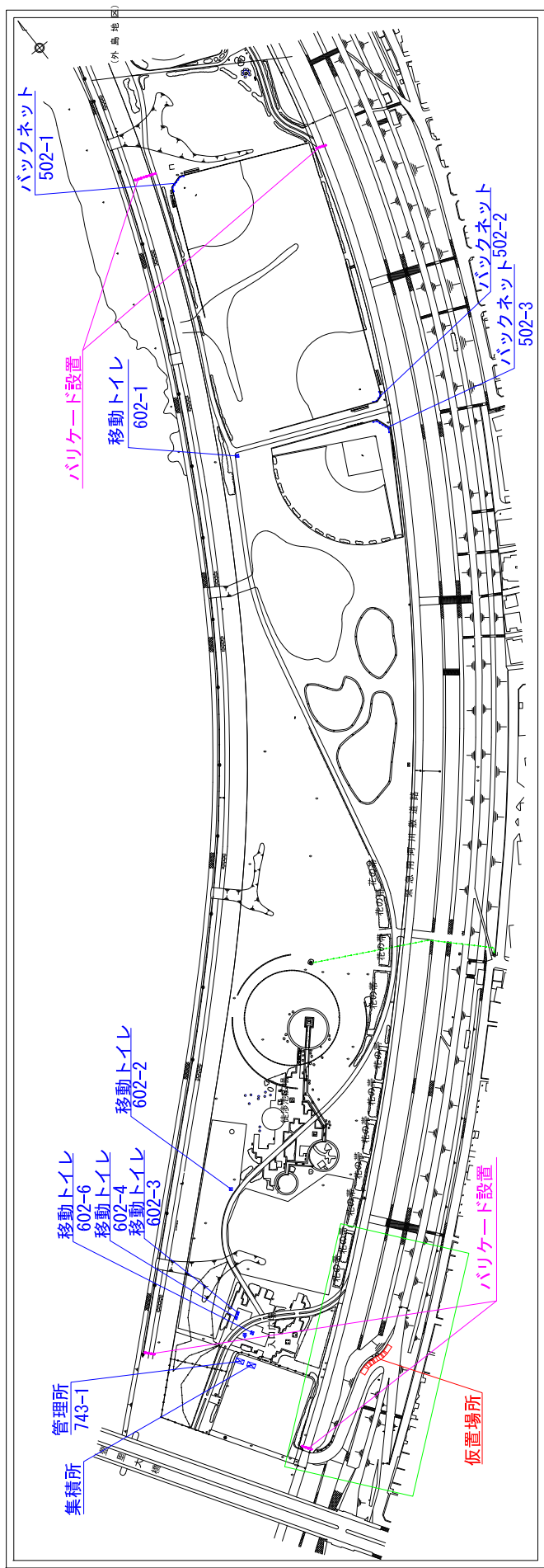
5. 毛馬地区

施設撤去仮置場所位置図



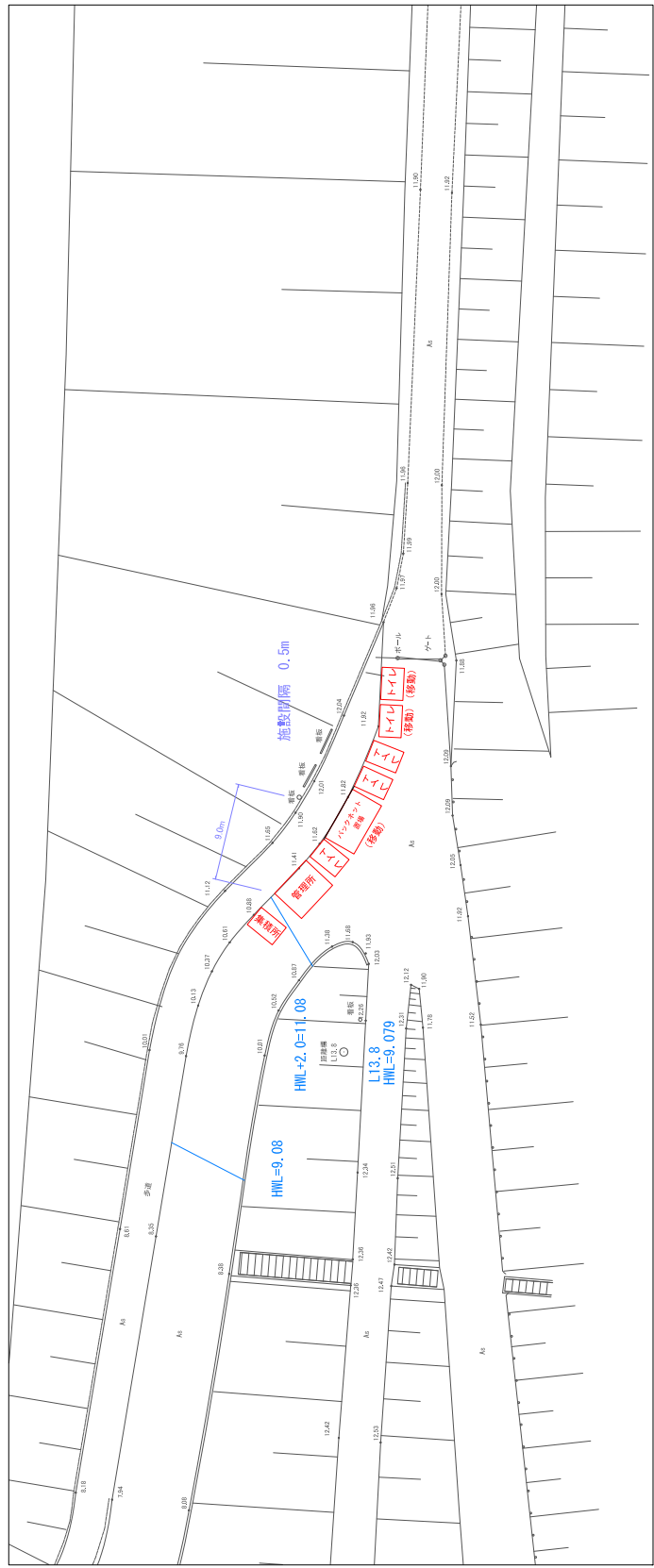
6. 赤川地区

施設撤去仮置場所位置図



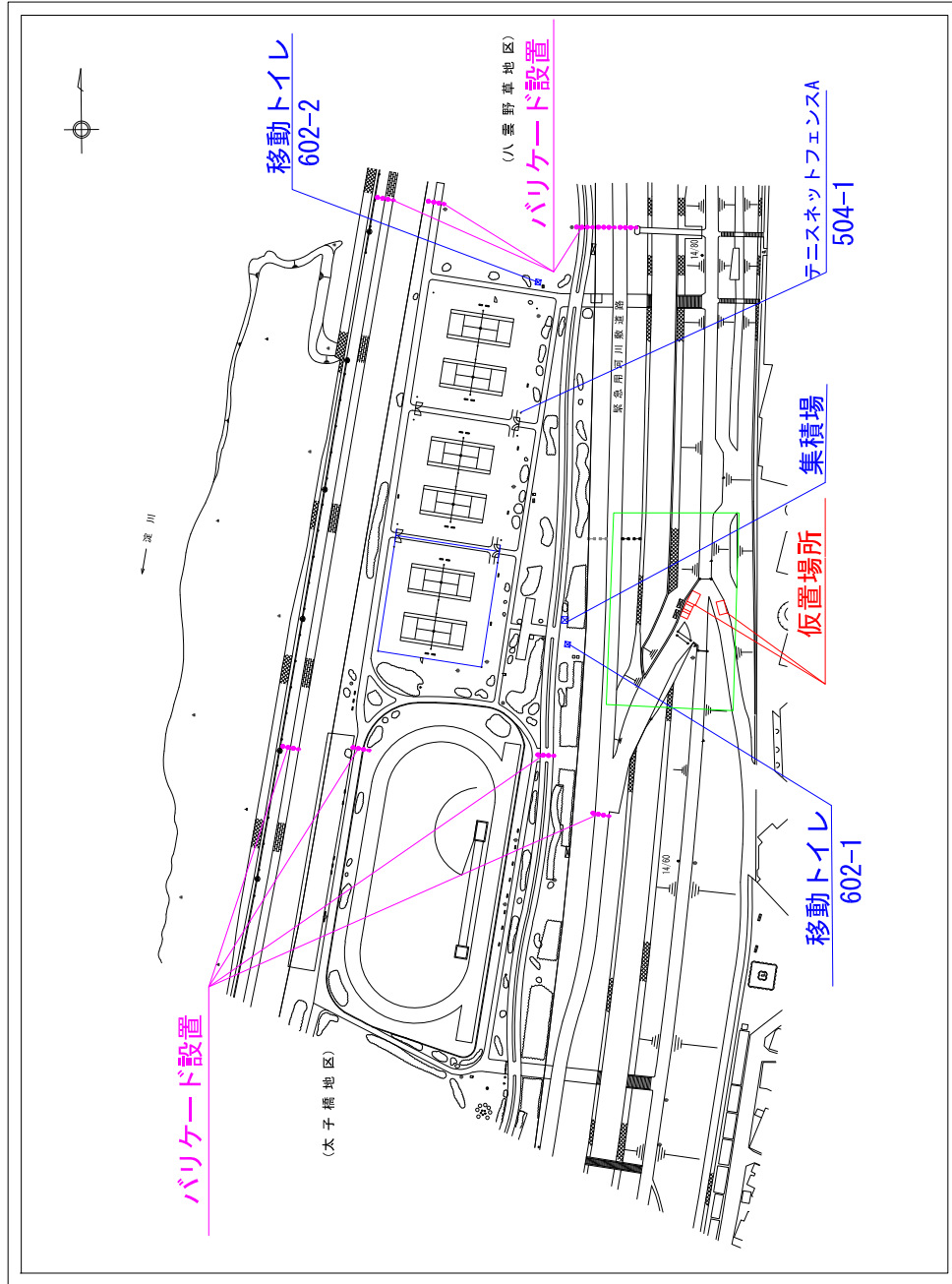
※バックネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる場所に移動した。

拡大平面図範囲



8. 太子橋地区

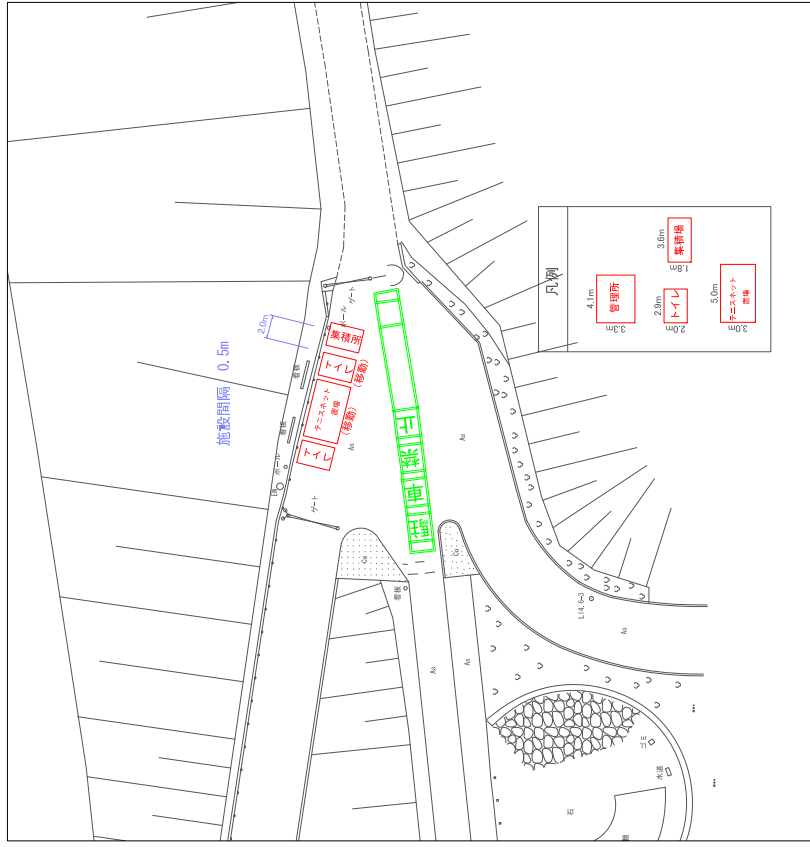
施設撤去仮置場所位置図



※テニスネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる場所に移動した。

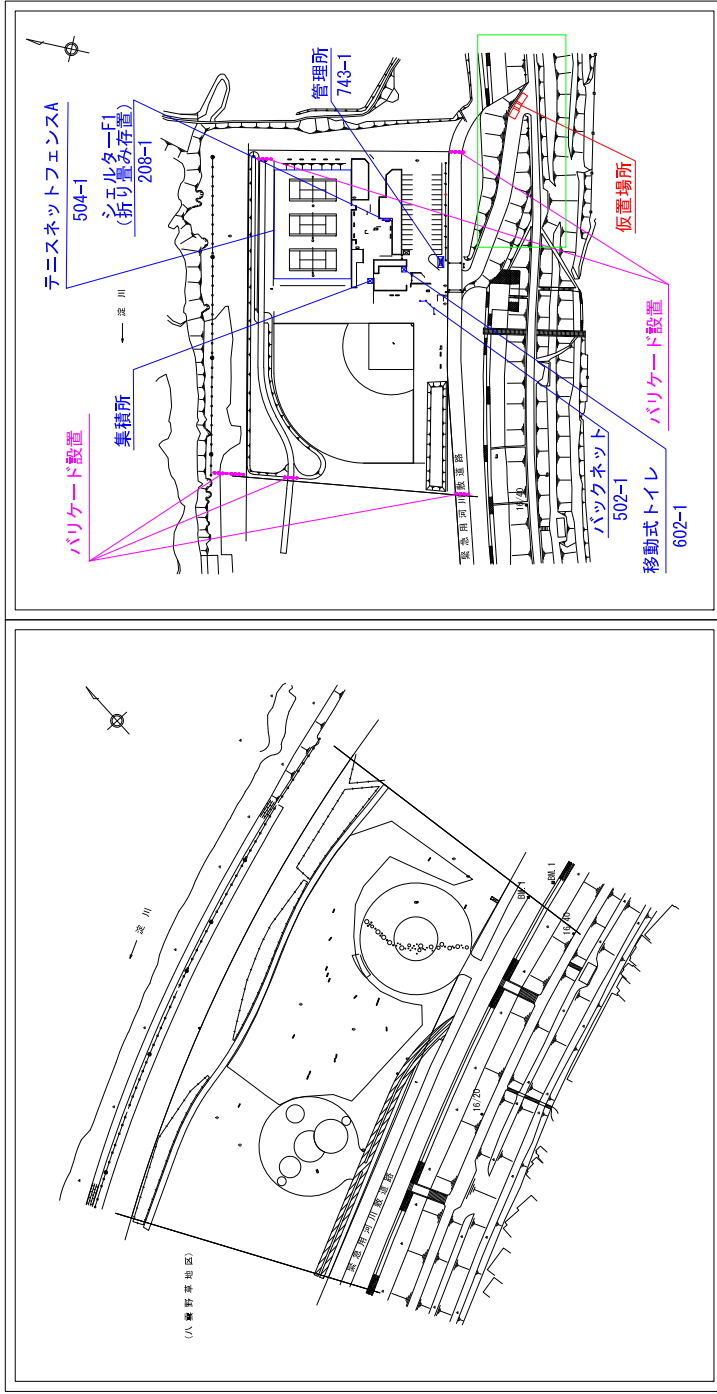


拡大平面図範囲



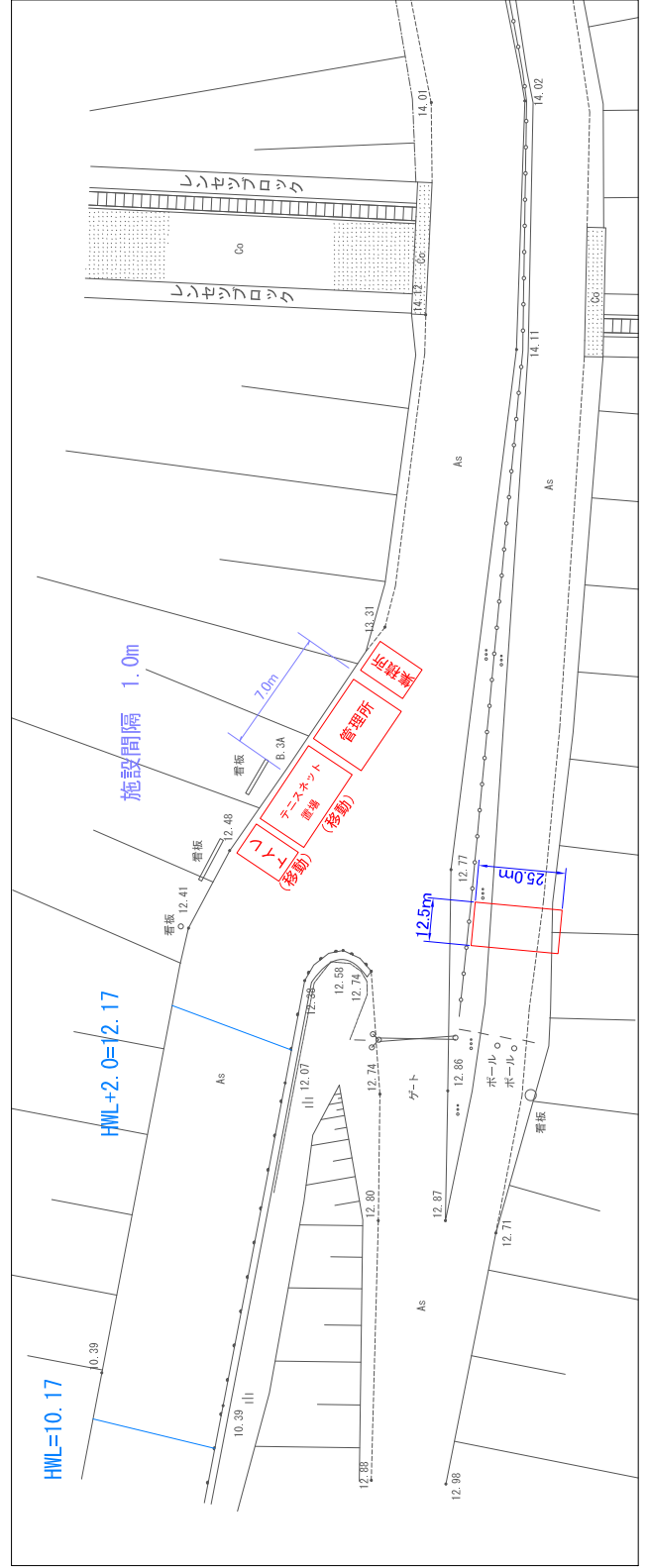
9. 外島地区

施設撤去仮置場位置図



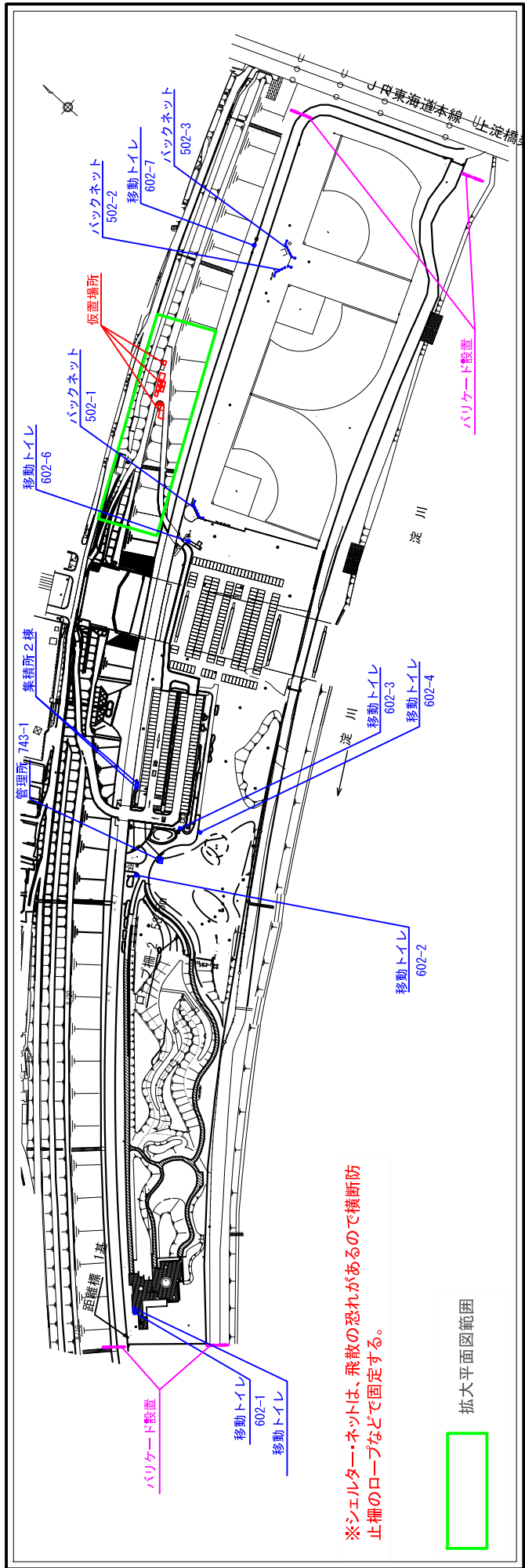
-別添87-

拡大平面図範囲



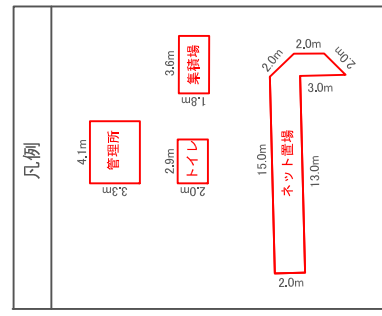
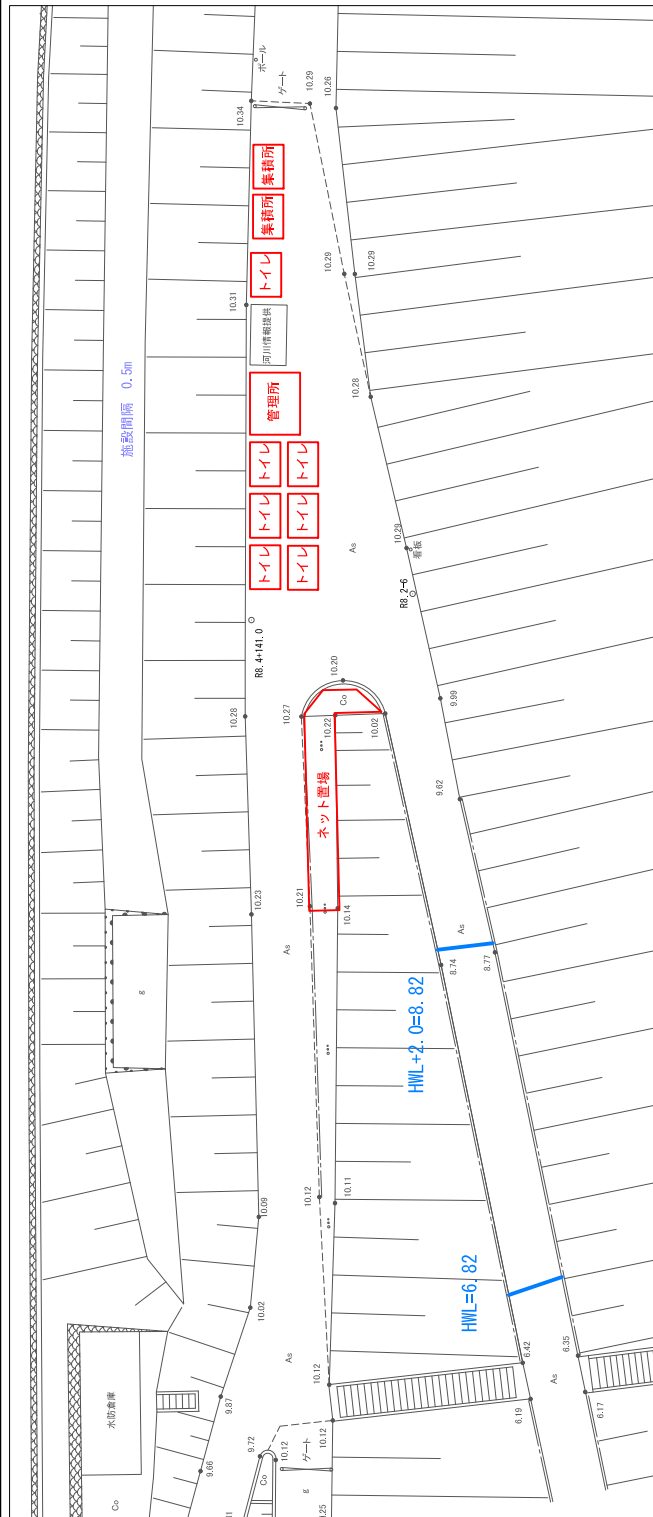
12. 八雲地区

施設撤去仮置場所位置図

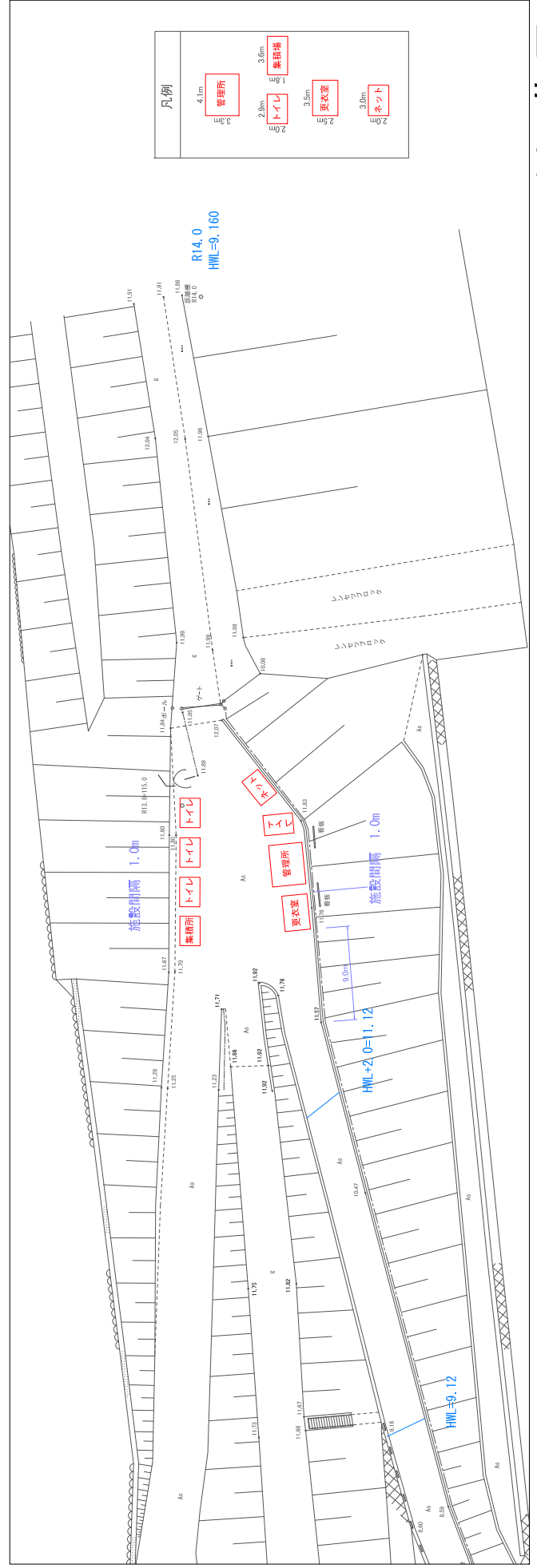
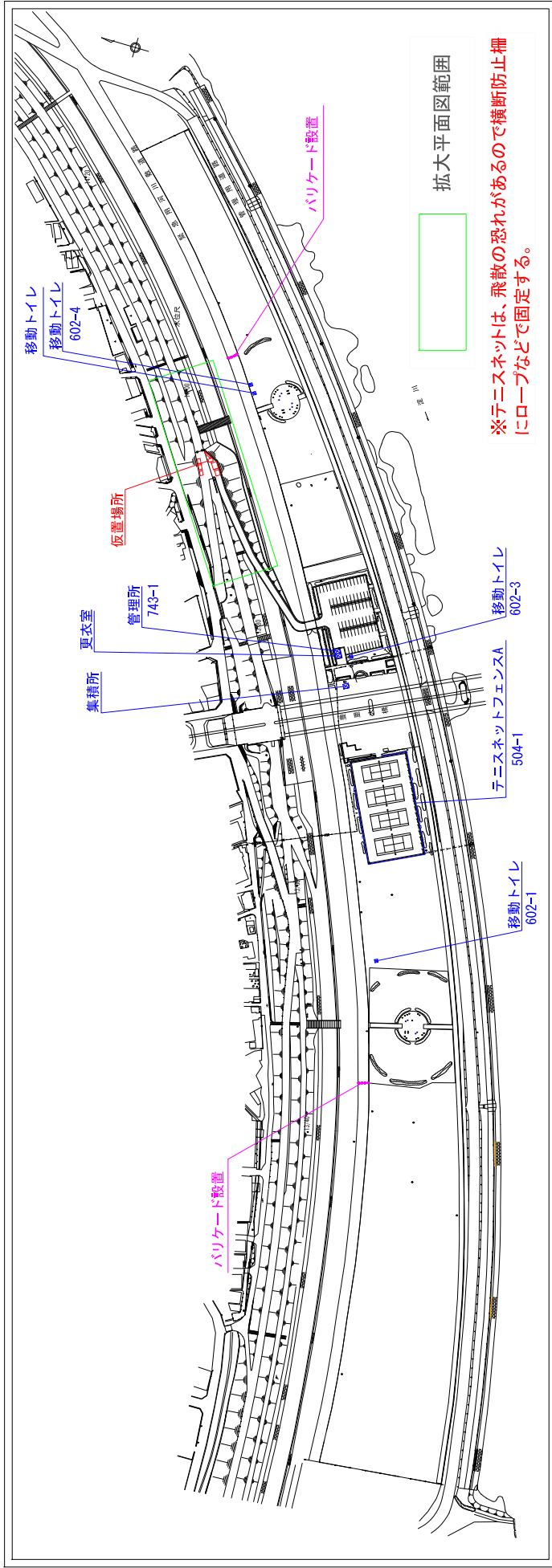


※シールドターネットは、飛散の恐れがあるので横断防止柵のロープなどで固定する。

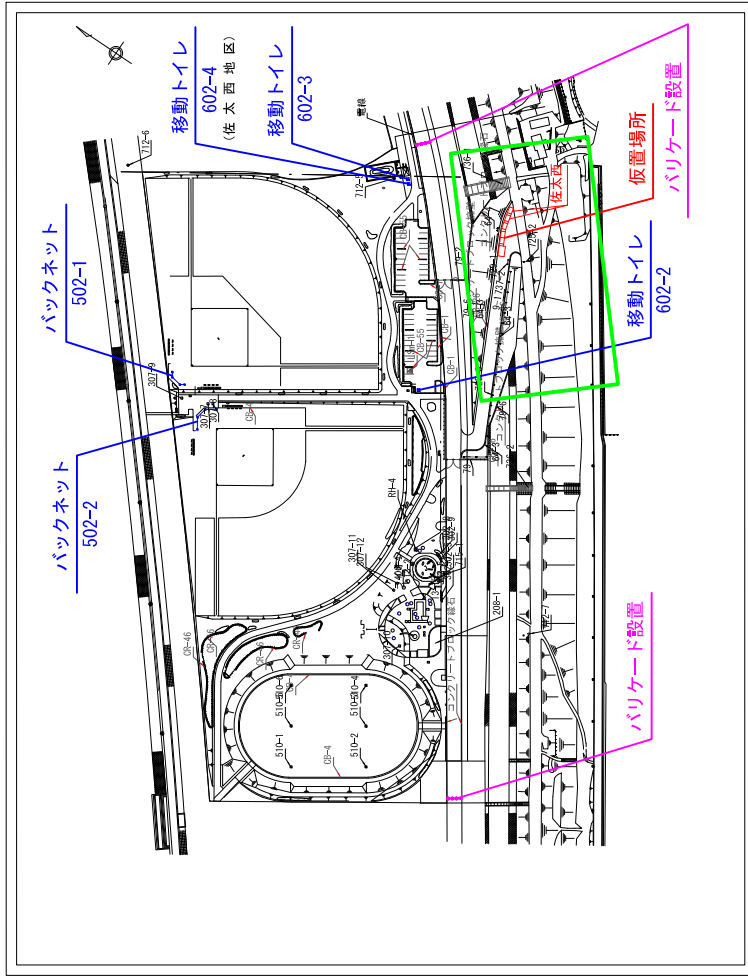
拡大平面図範囲



施設撤去仮置場所位置図



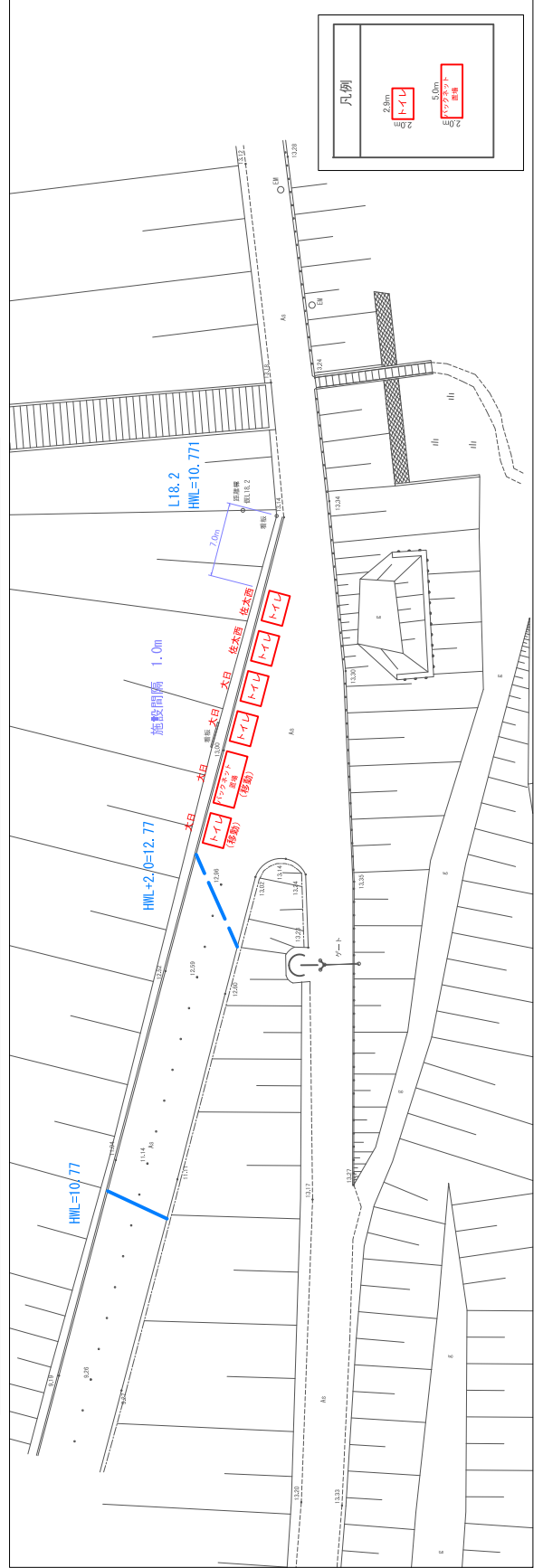
施設撤去仮置場所位置図



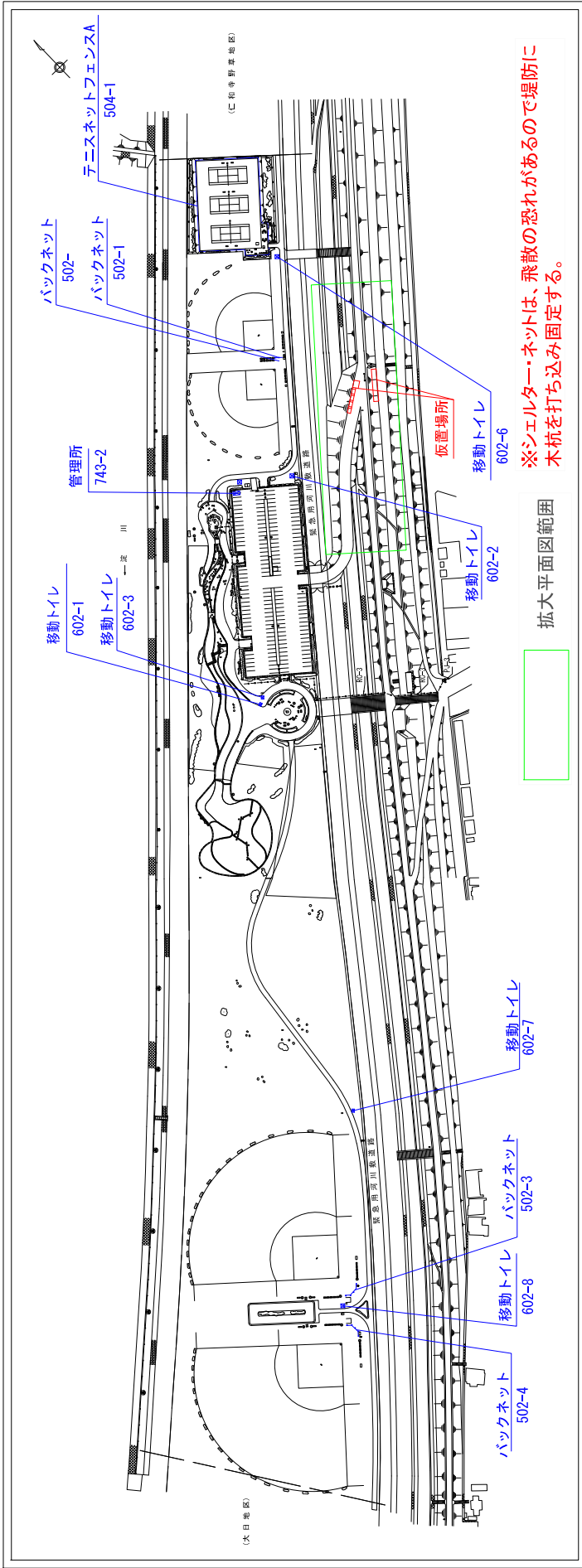
※バックネットは、飛散の恐れがあるのでトイレにロープなどで固定できる場所に移動した。



拡大平面図範囲

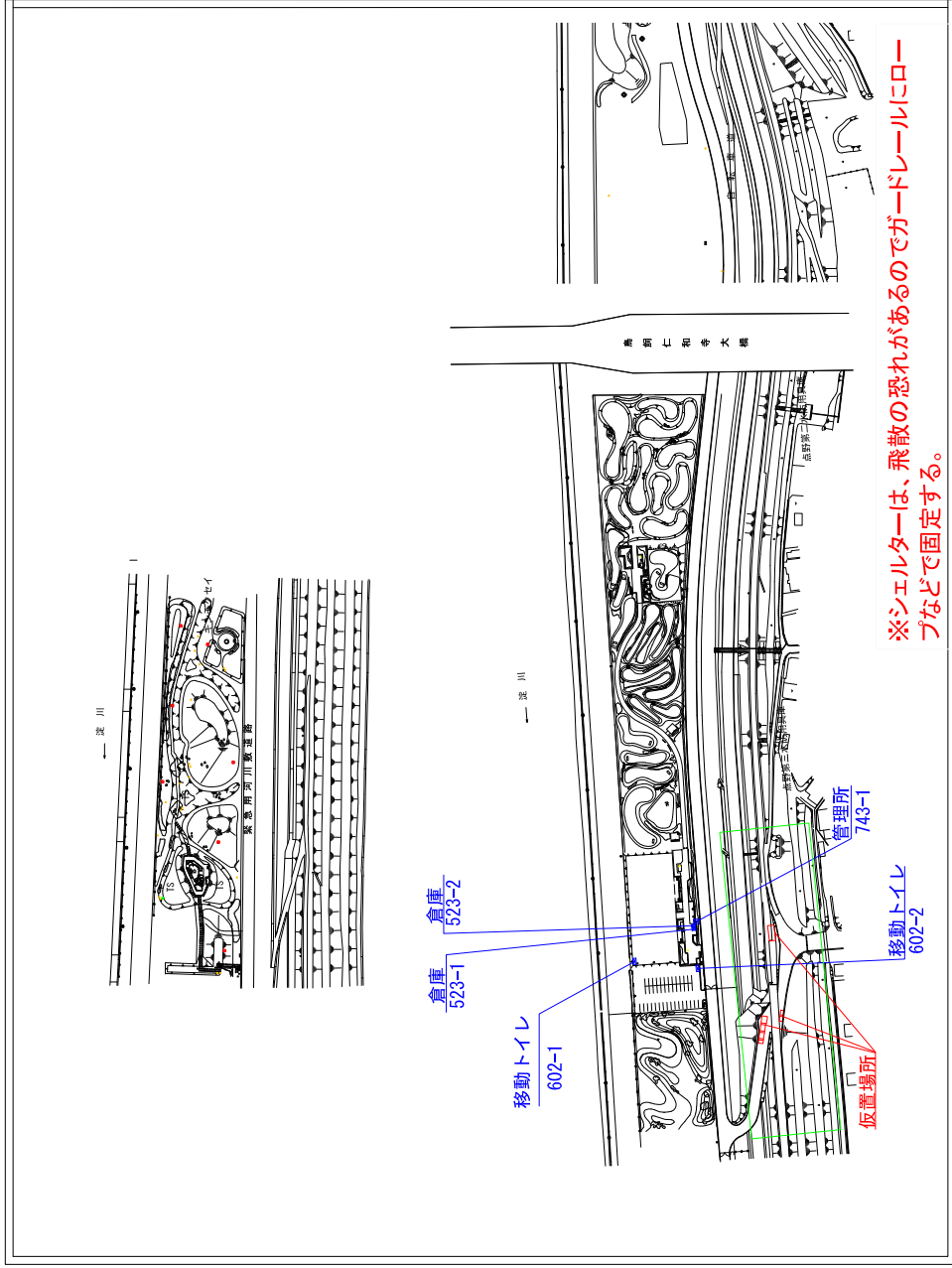


施設撤去仮置場所位置図

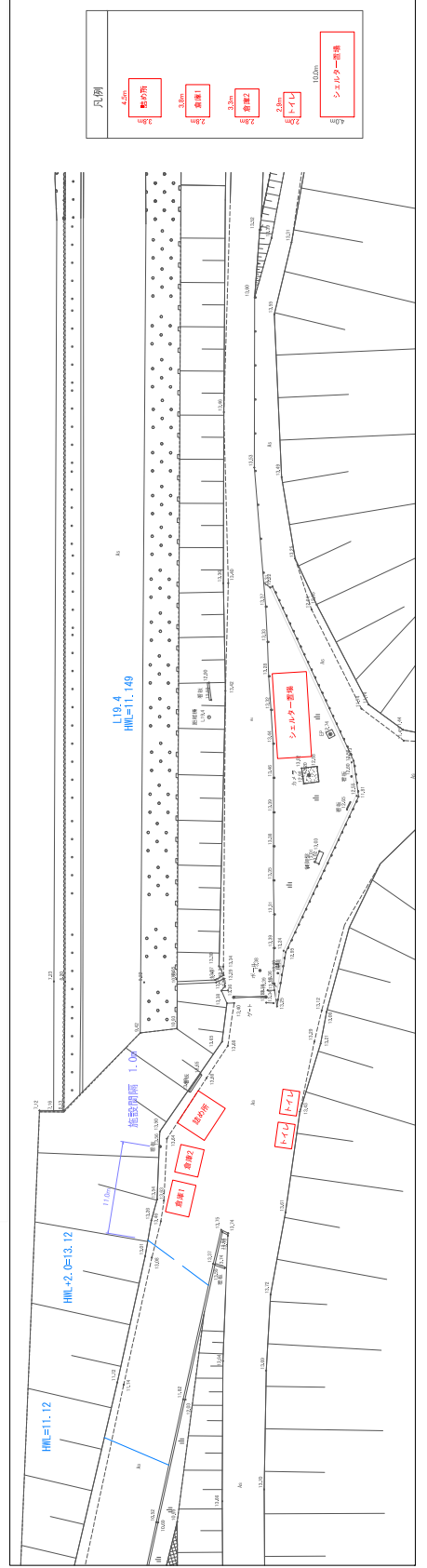


18. 佐太西地区

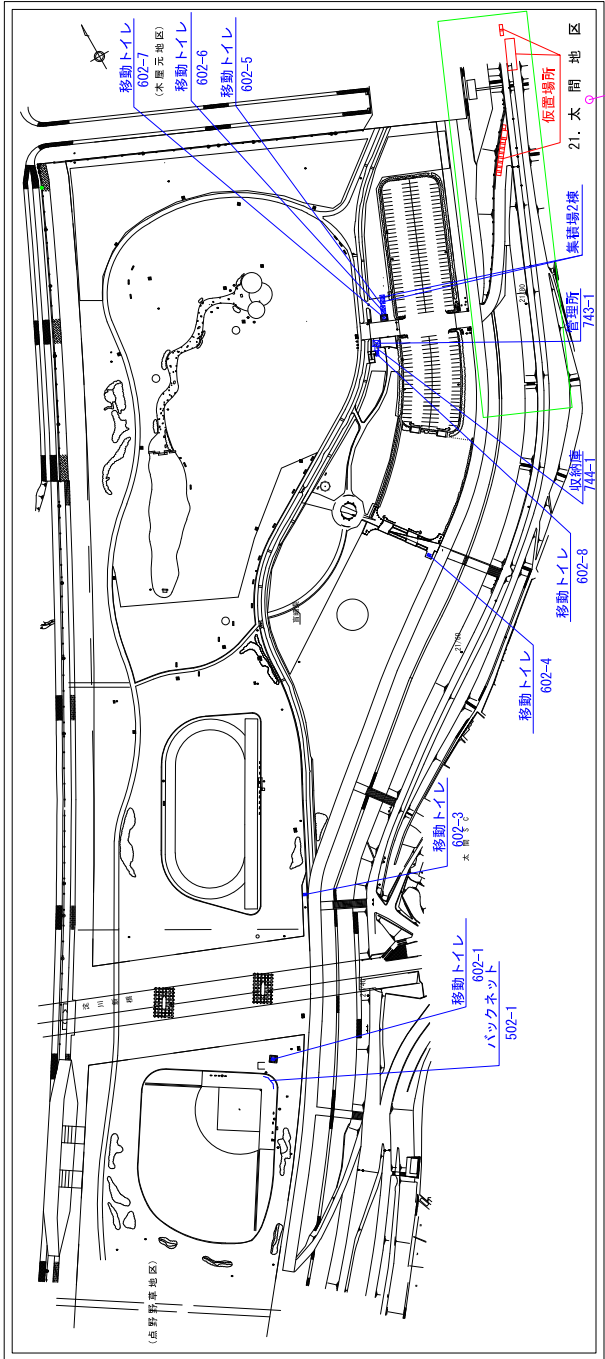
施設撤去仮置場所位置図



拡大平面図範囲



施設撤去仮置場所位置図

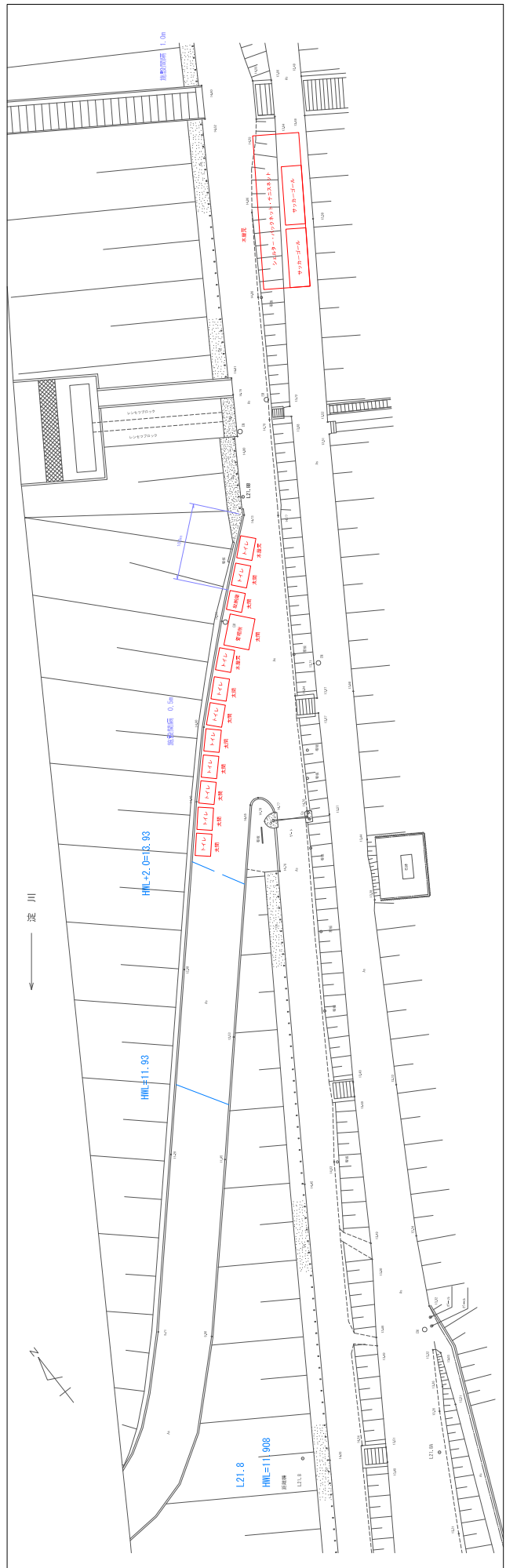
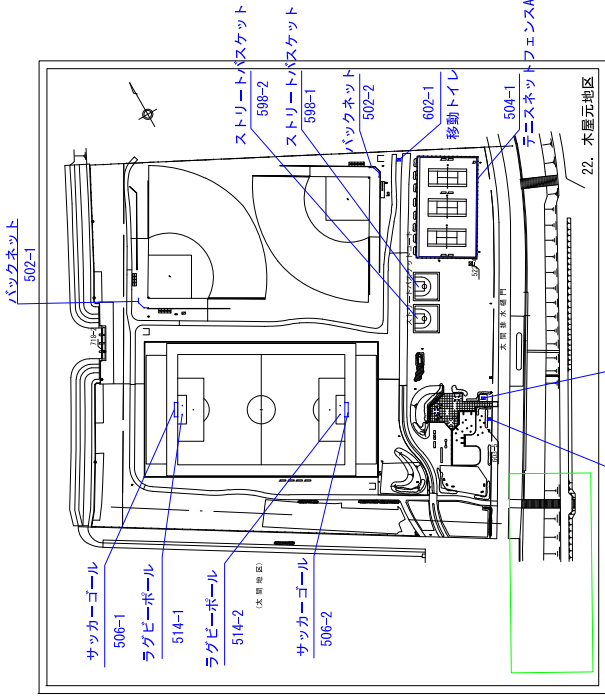


拡大平面図範囲

※シエルトターネットは、飛散の恐れがあるので堤防に木杭を打ち込み固定する。

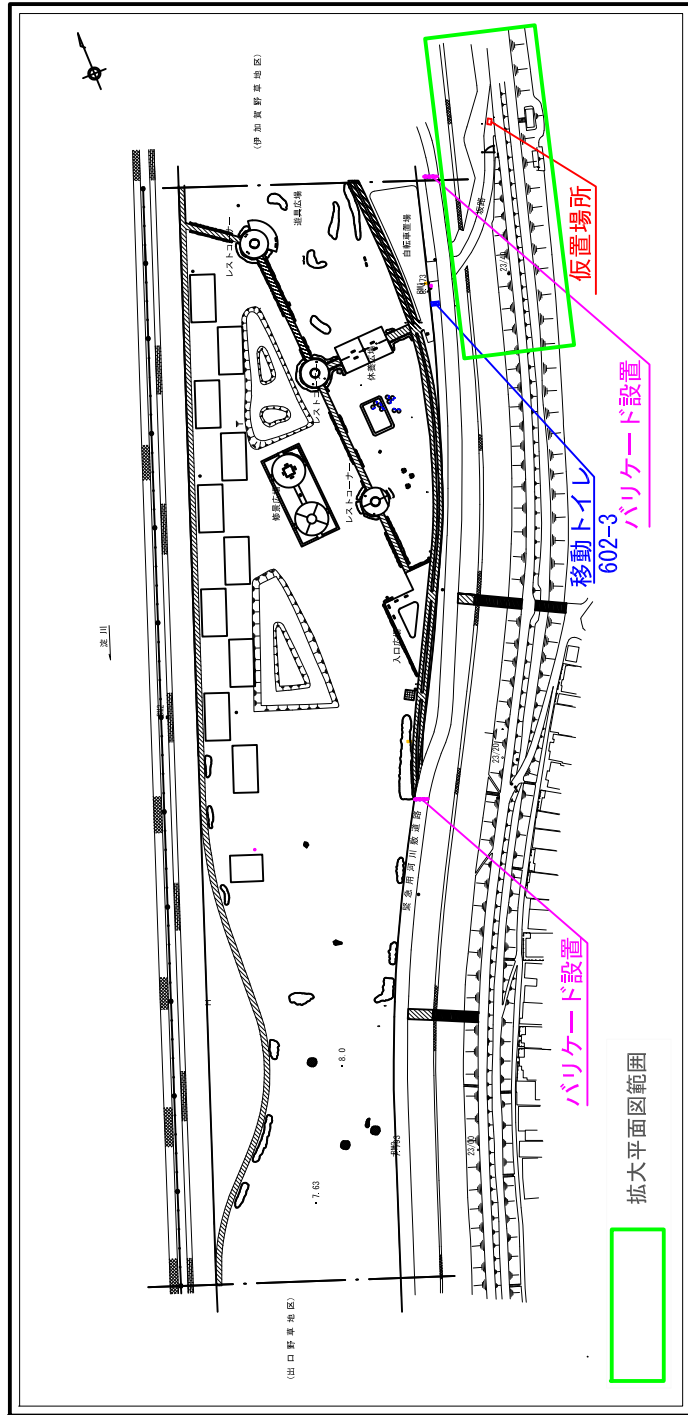
引込柱位置

※仮置場所は太間地区参照



21. 太間地区 22. 木屋元地区

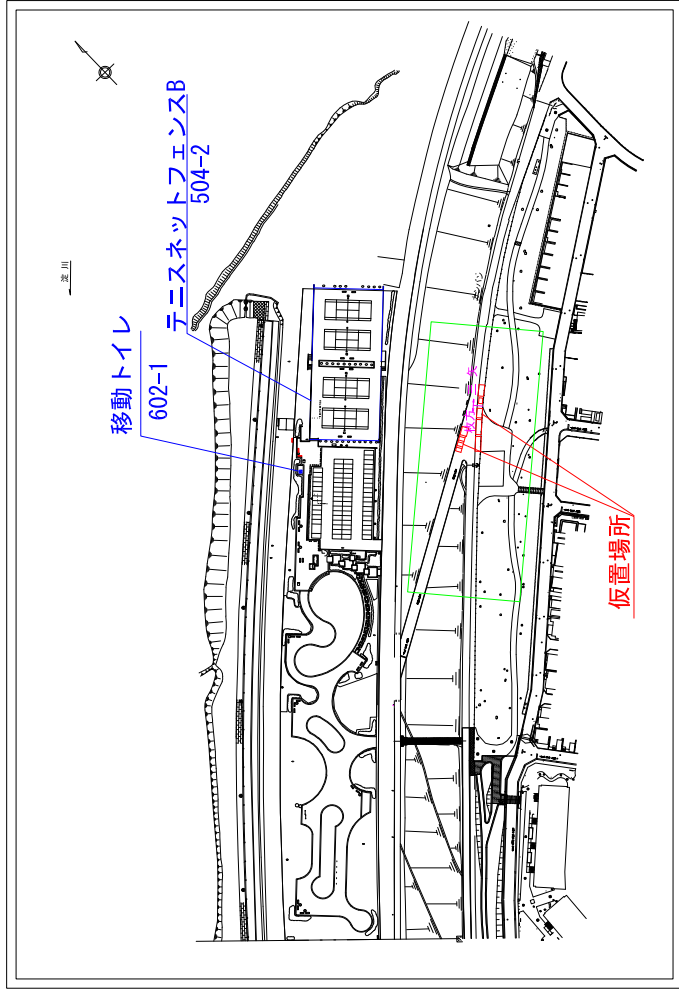
施設撤去仮置場所位置図



凡例
2.9m トイレ

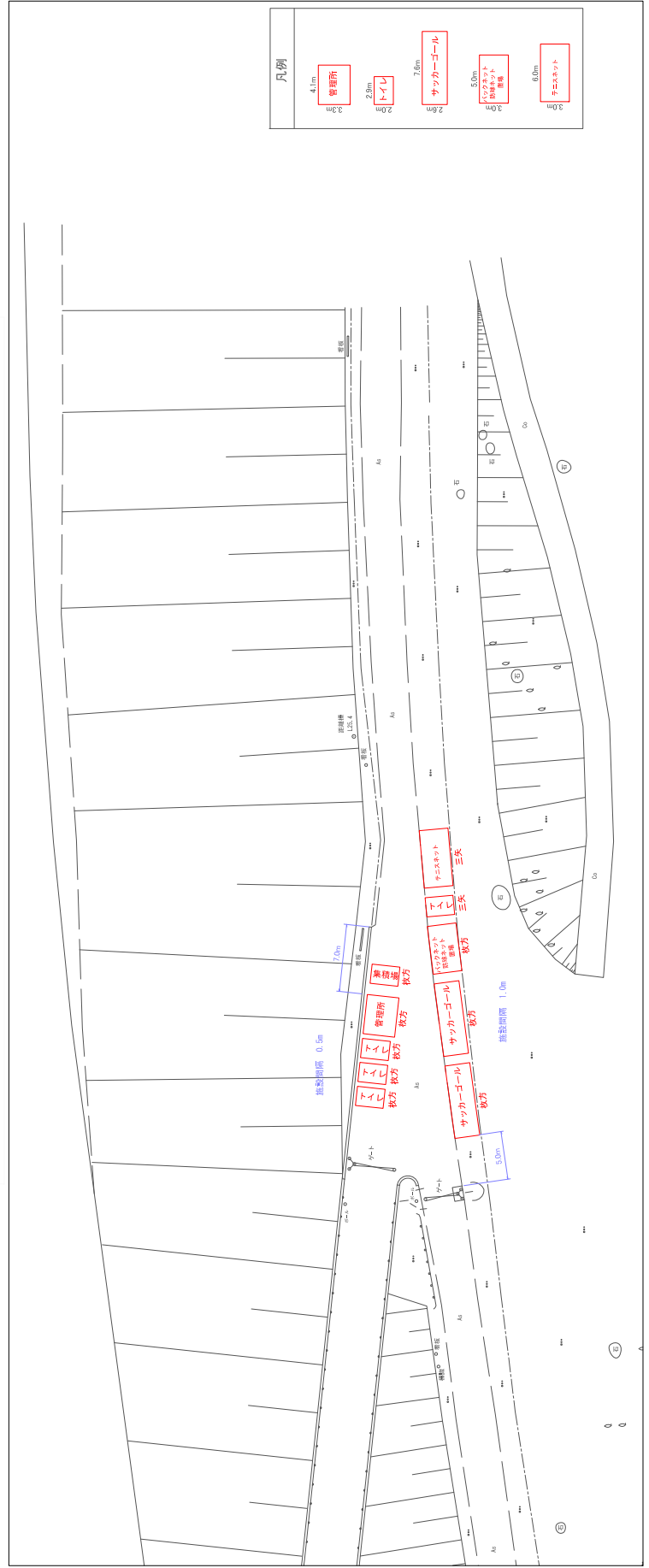
24. 出口地区

施設撤去仮置場所位置図

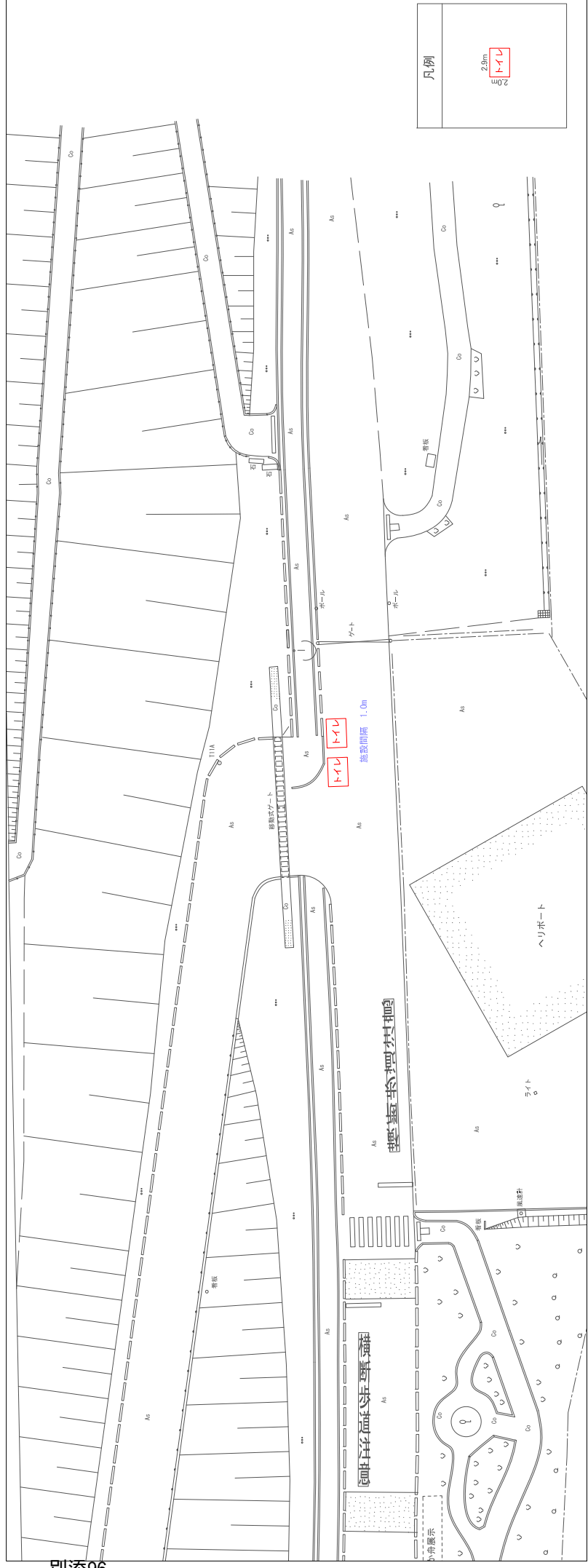
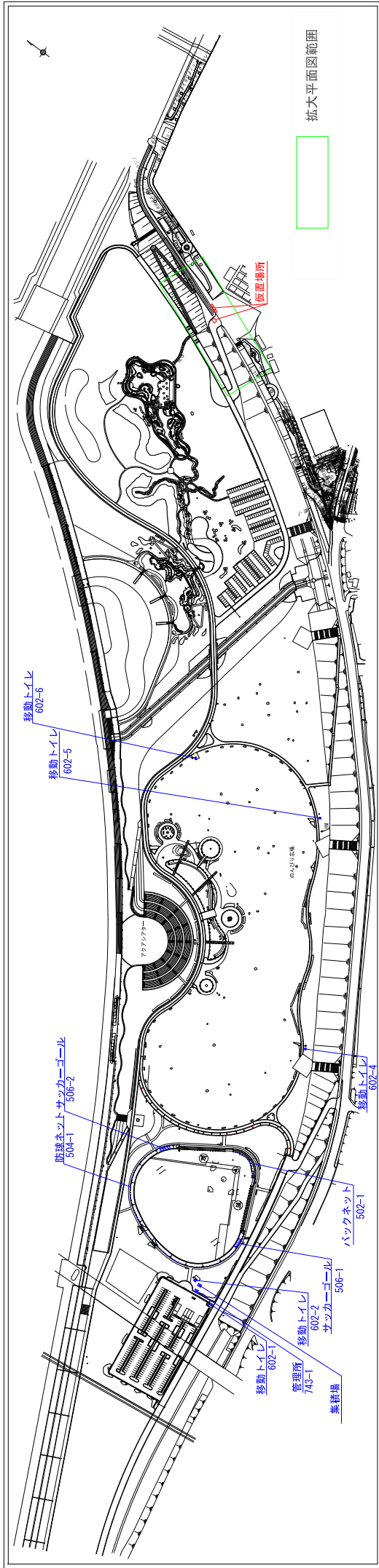


※バック・防球・テニスネットは、飛散の恐れがあるの
で横断防止柵に固定する。

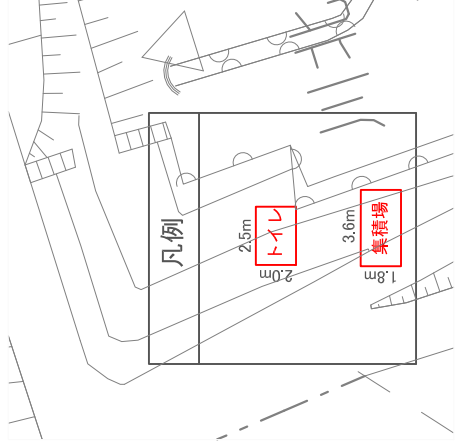
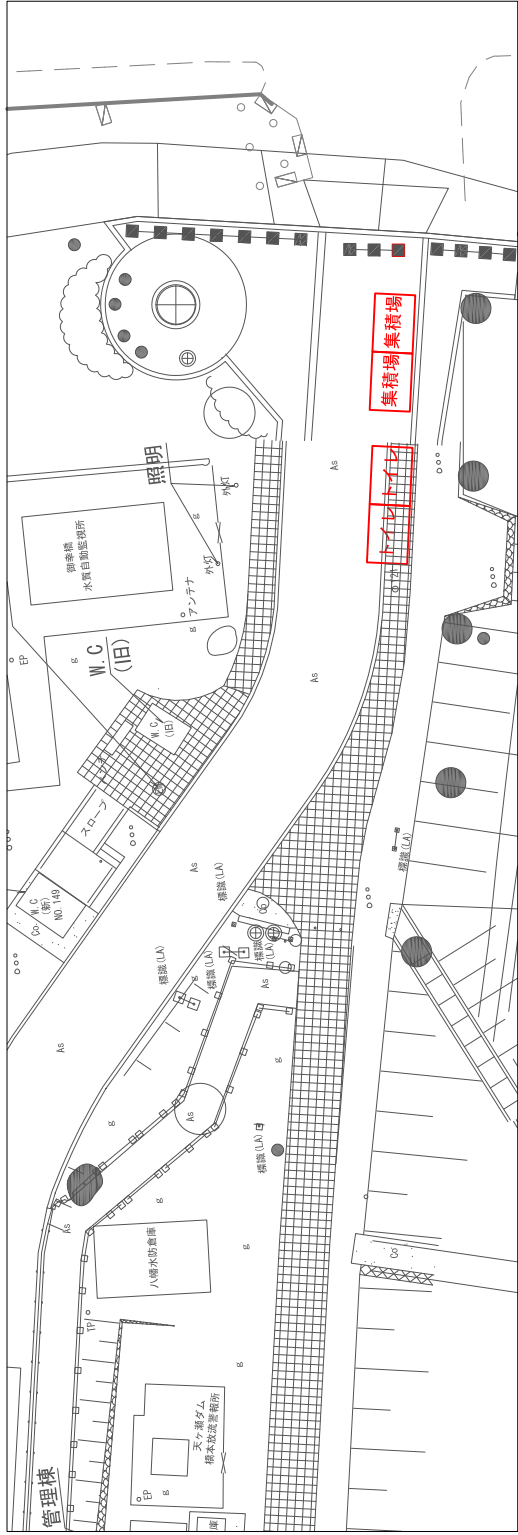
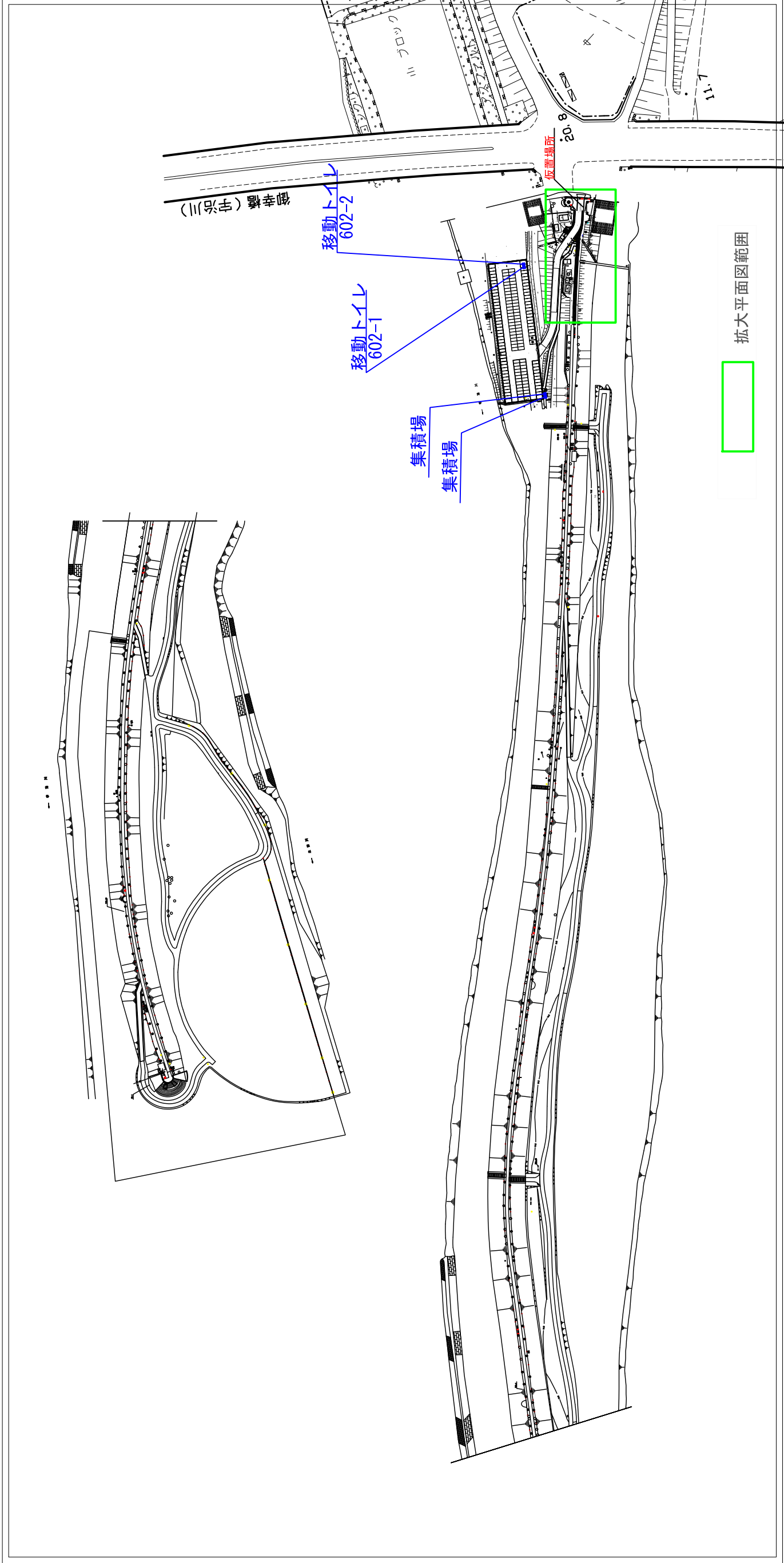
拡大平面図範囲



施設撤去仮置場所位置図

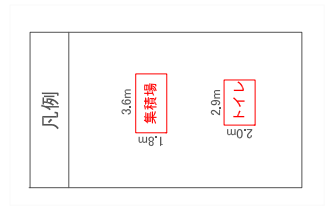
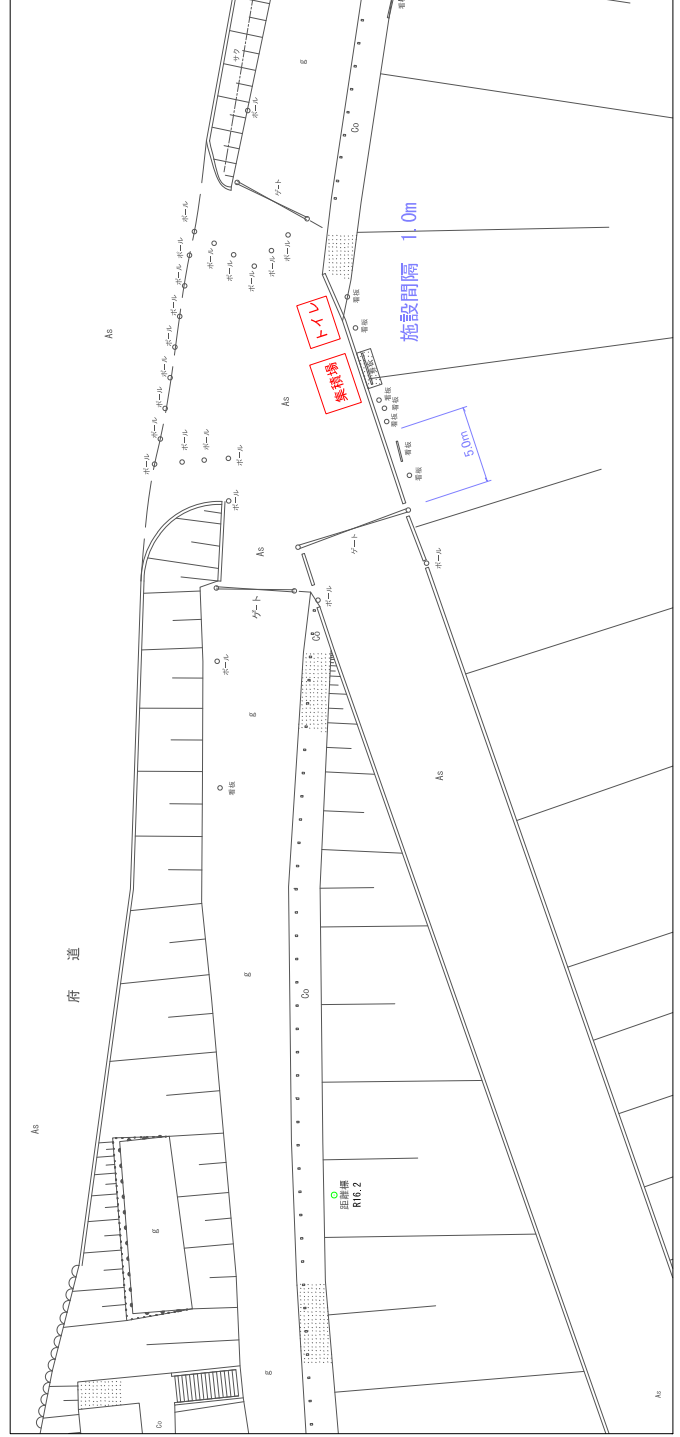
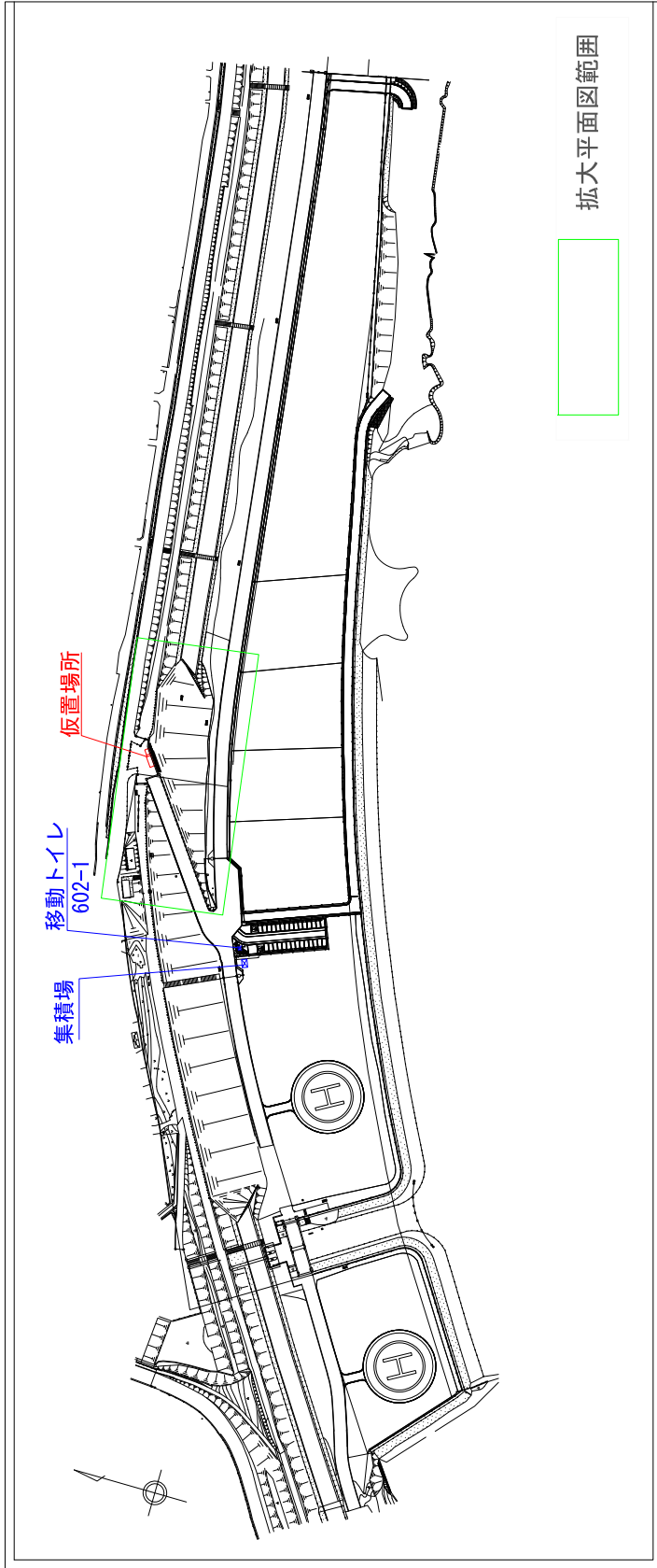


施設撤去仮置場所位置図



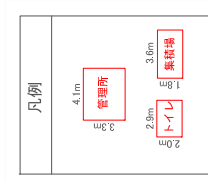
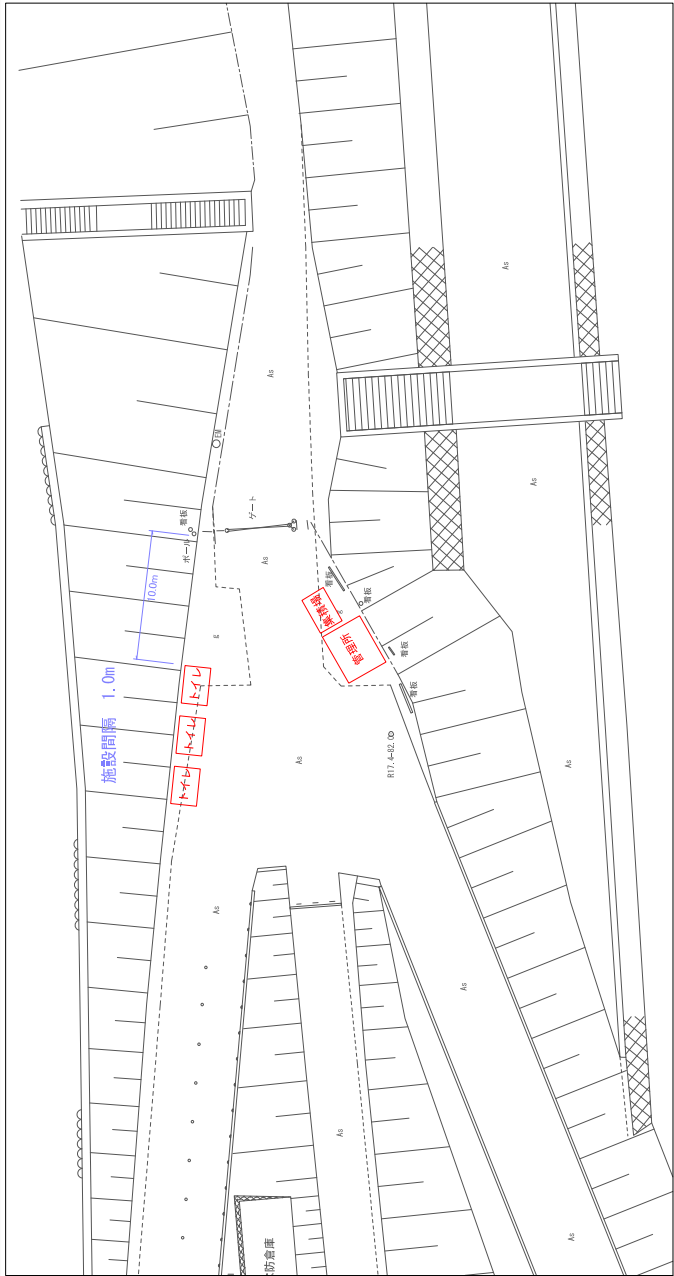
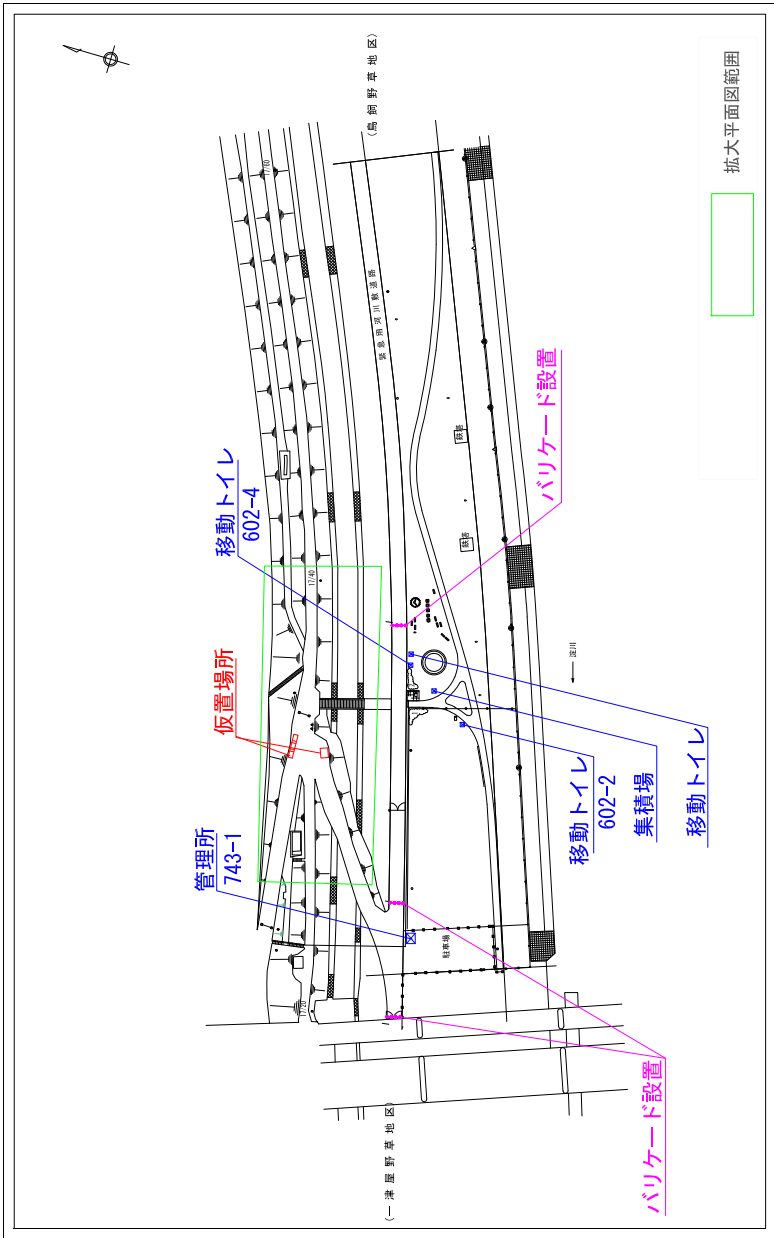
29. 背割堤地区

施設撤去仮置場所位置図



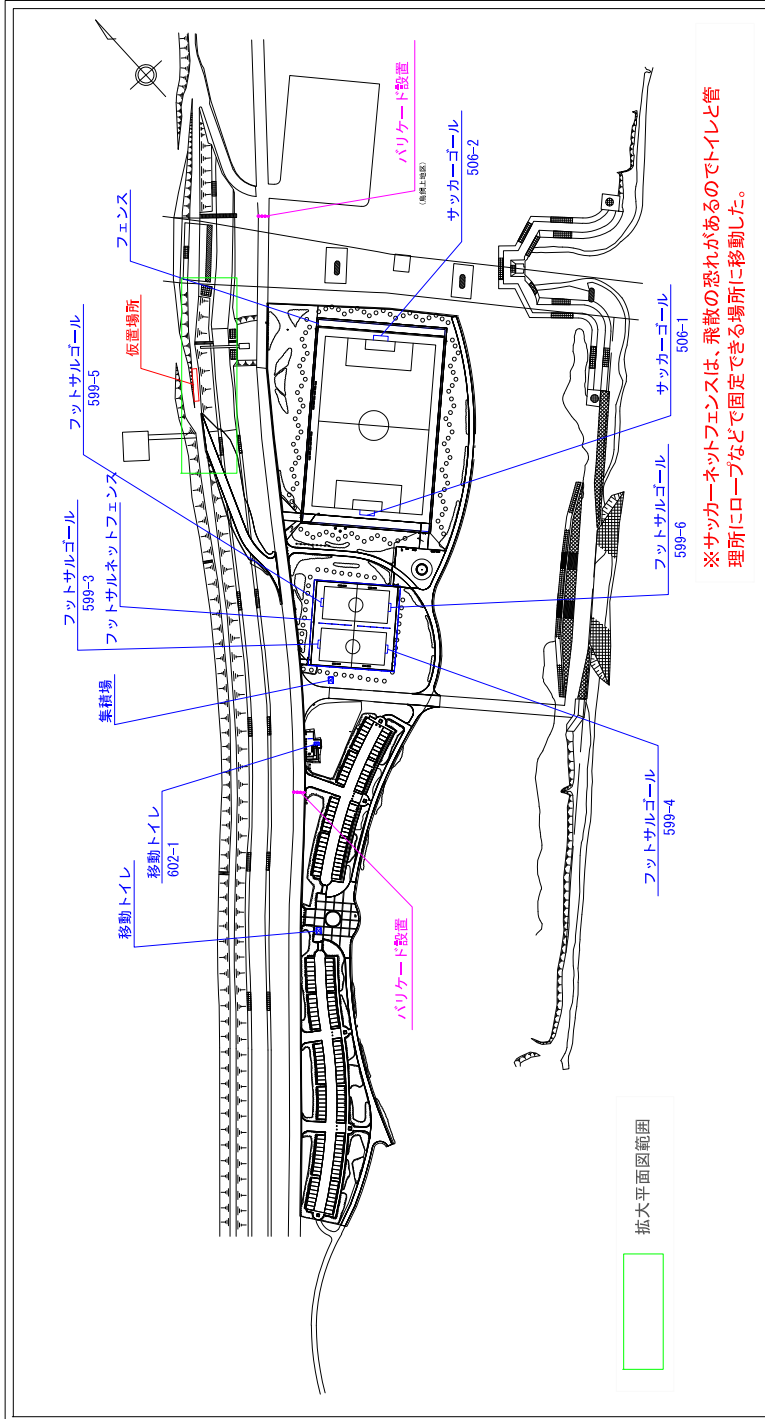
30. 一津屋野草地区

施設撤去仮置場所位置図

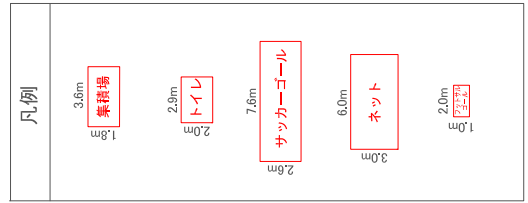
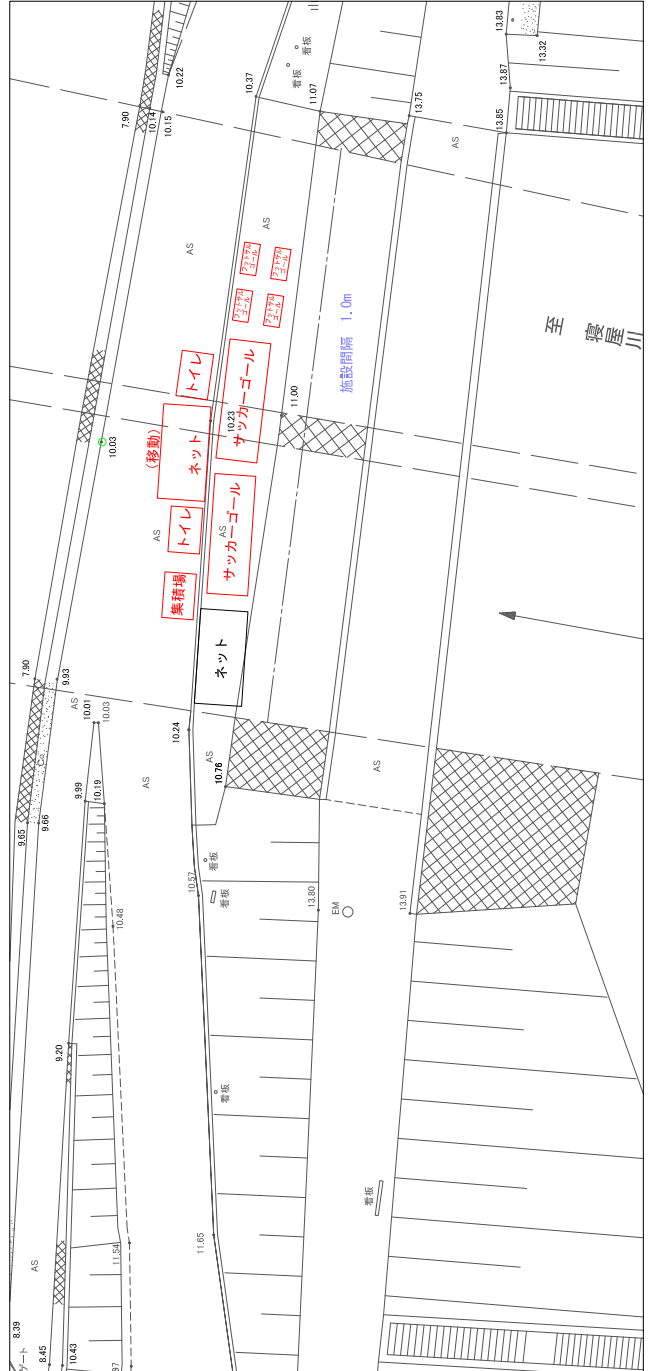


32. 鳥飼西地区

施設撤去仮置場所位置図

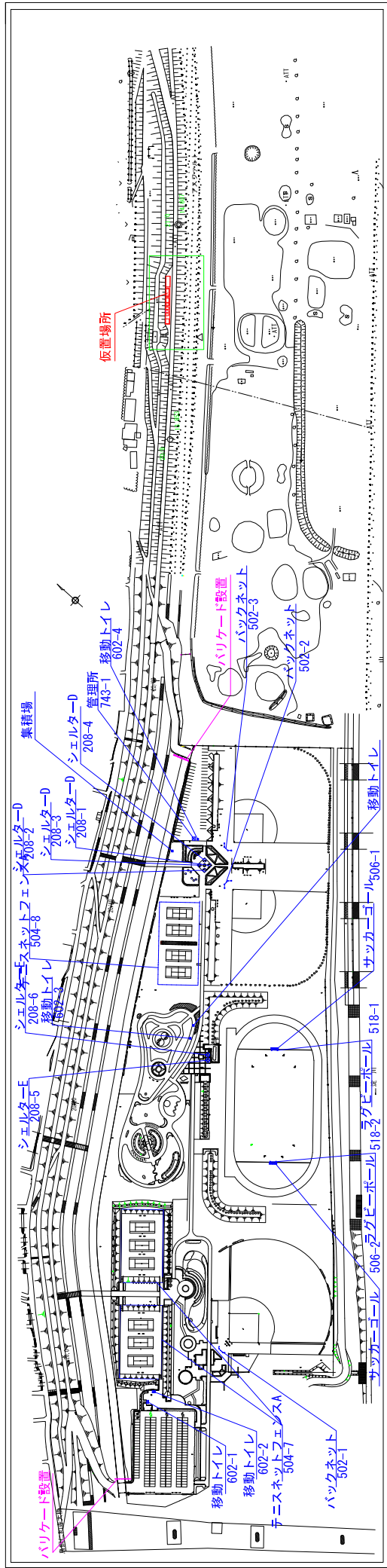


※サッカーネットフェンスは、飛散の恐れがあるのでトイレと管理所にロープなどで固定できる場所に移動した。



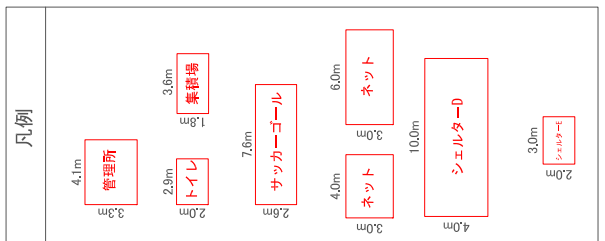
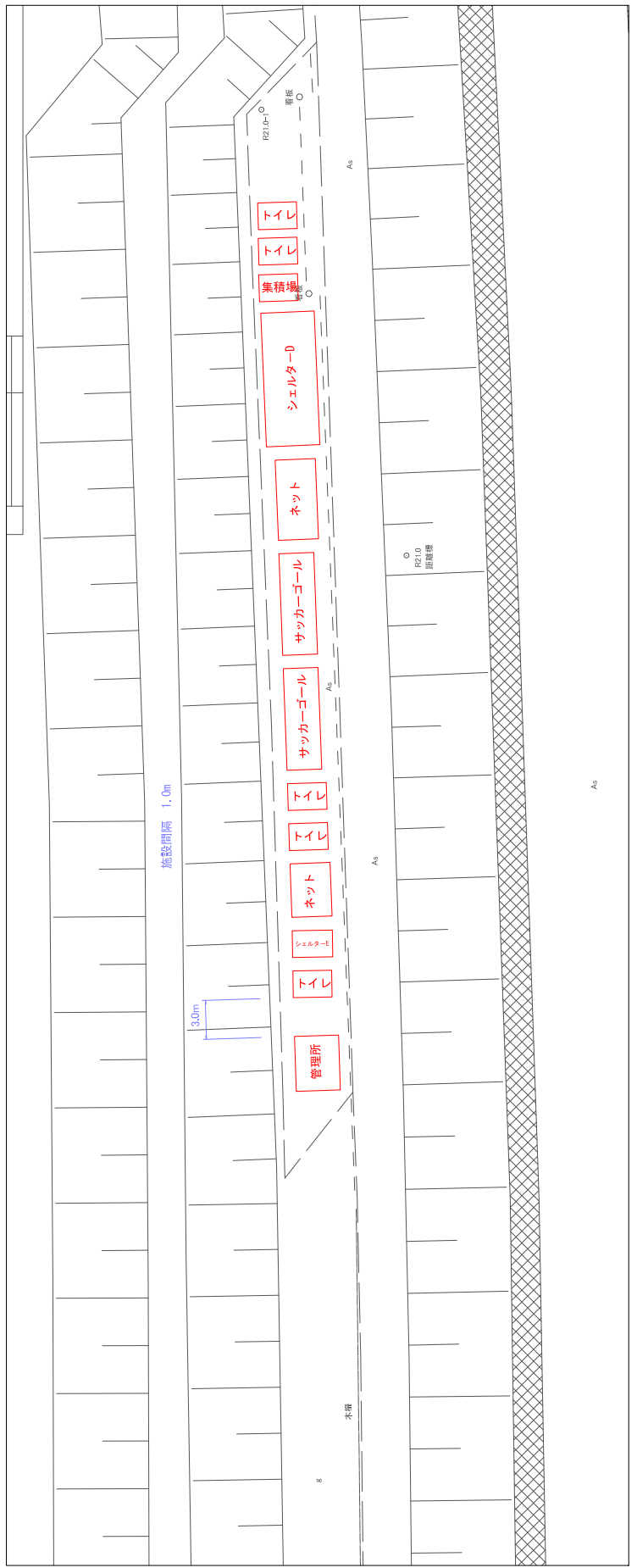
34. 鳥飼下地区

施設撤去仮置場所位置図



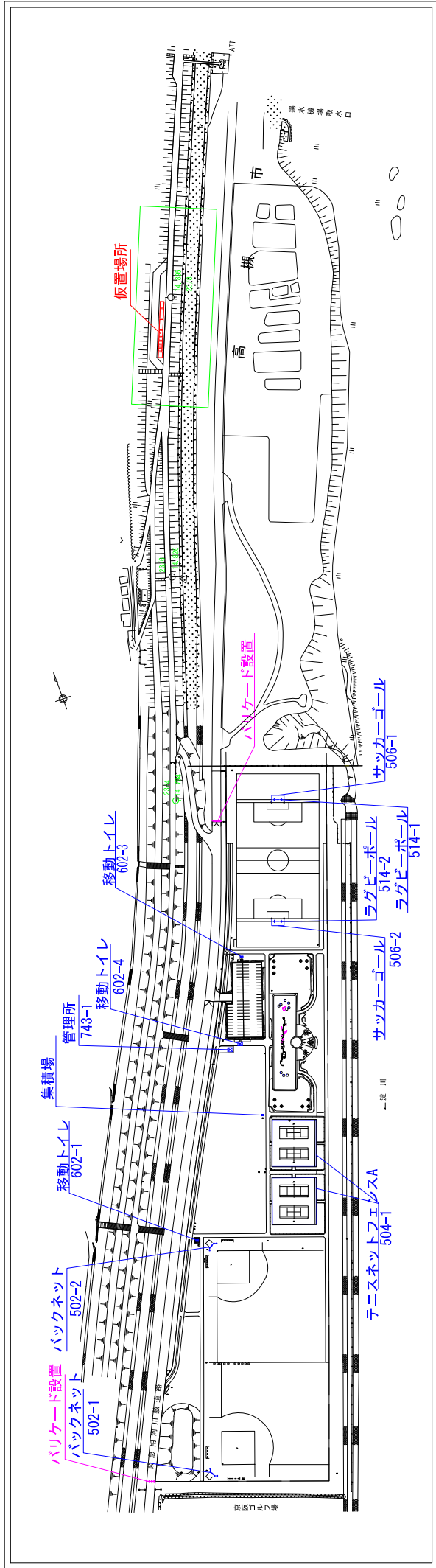
※シェルター、バック・テニスネットは、飛散の恐れがあるので横断防止柵にロープなどで固定する。

拡大平面図範囲



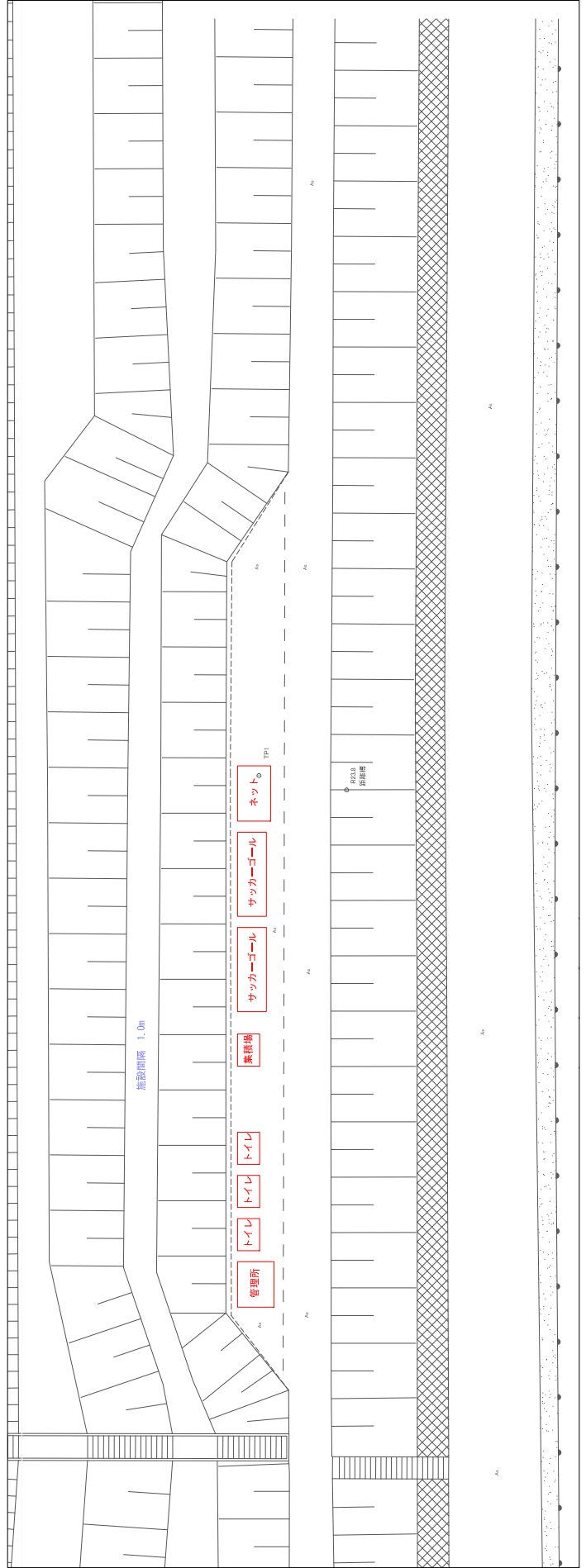
35. 鳥飼上地区

施設撤去仮置場所位置図



※シエルト、バック・テニスネットは、飛散の恐れがあるので横断防止柵にロープなどで固定する。

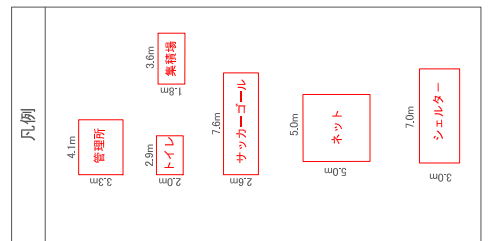
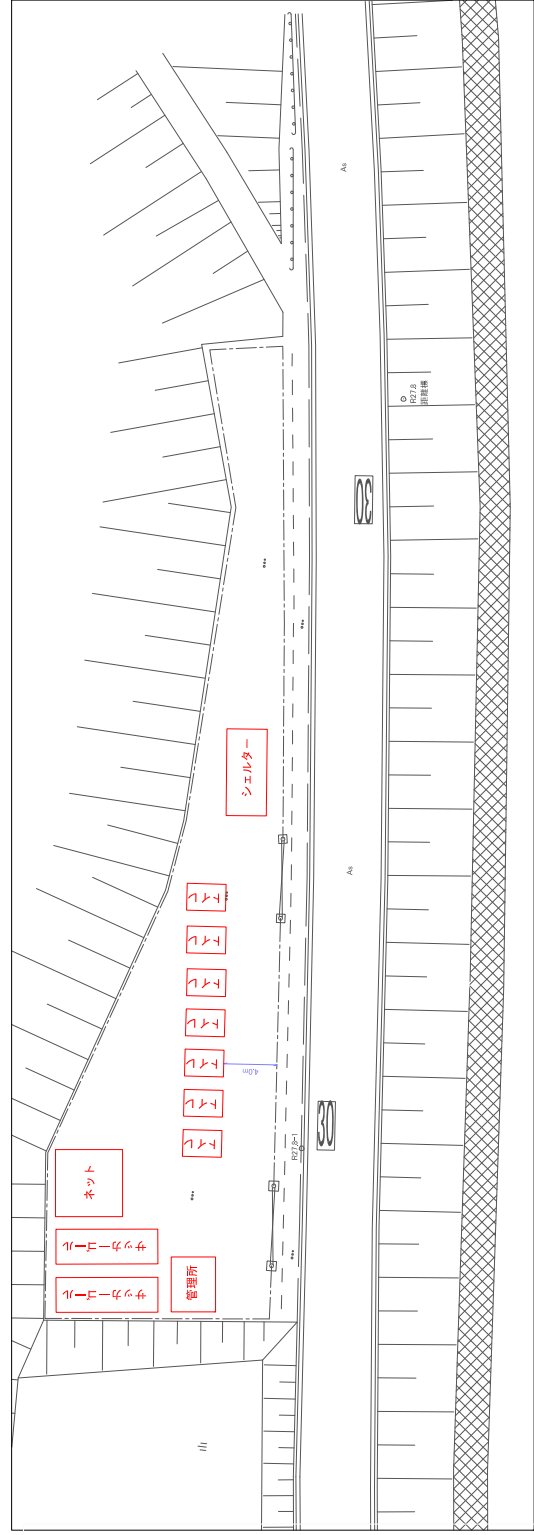
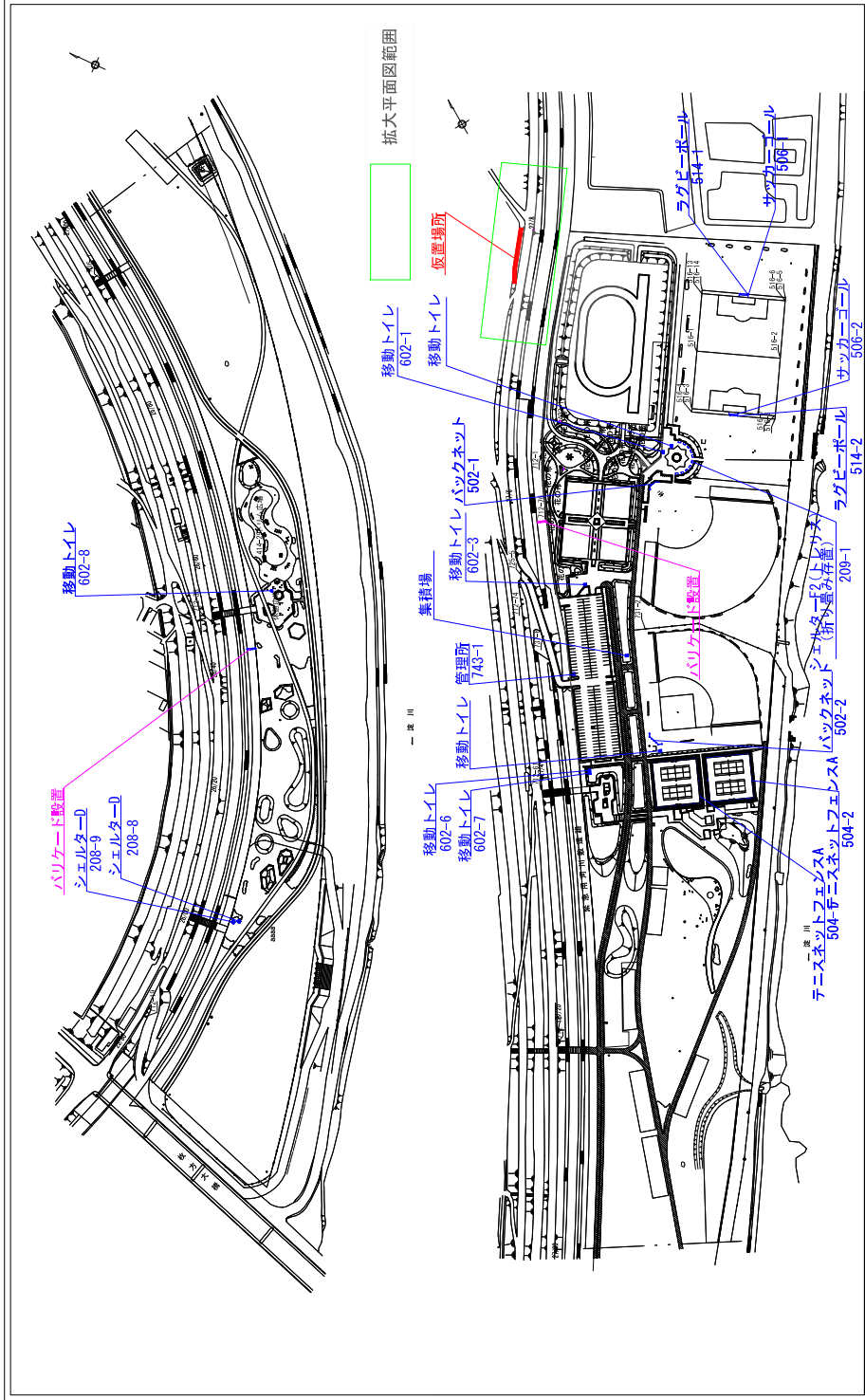
拡大平面図範囲



凡例	
管理所	4.1m
トイレ	2.8m
サッカーゴール	7.8m
集積場	3.8m
ネット	5.0m

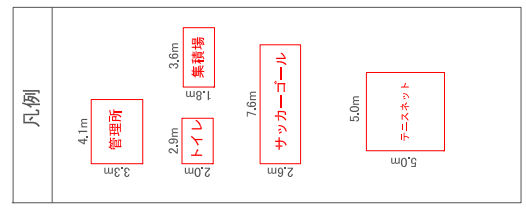
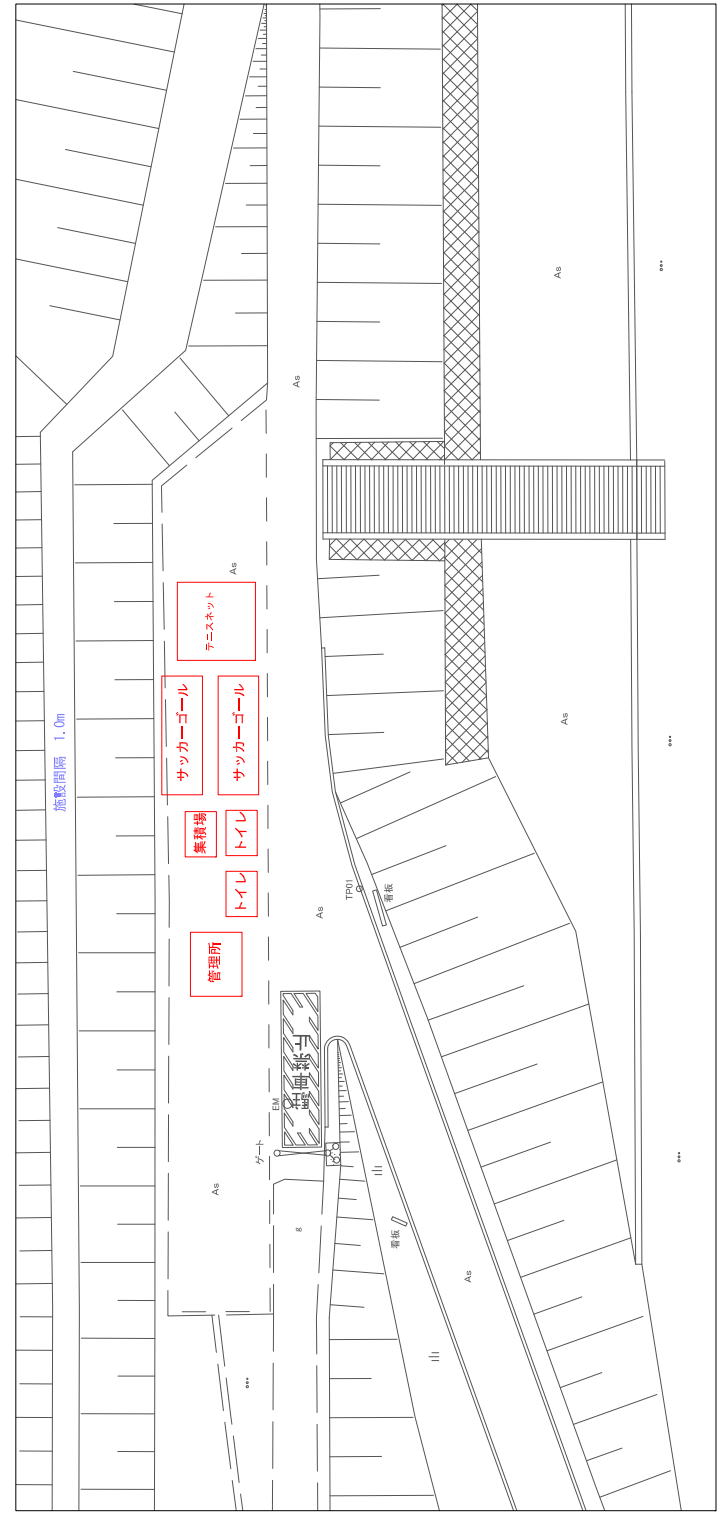
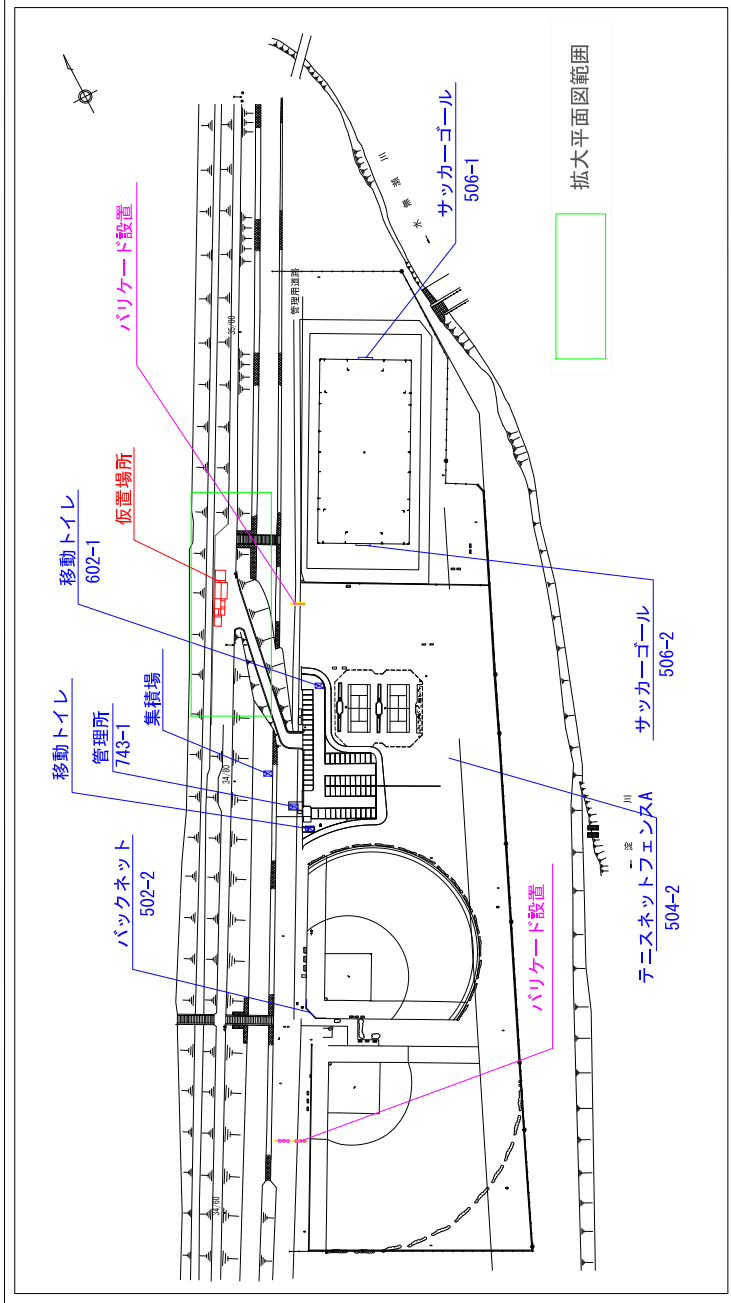
施設撤去仮置場所位置図

※シエルター、バック・テニスネットは、飛散の恐れがあるのでネットフェンスにロープなどで固定する。



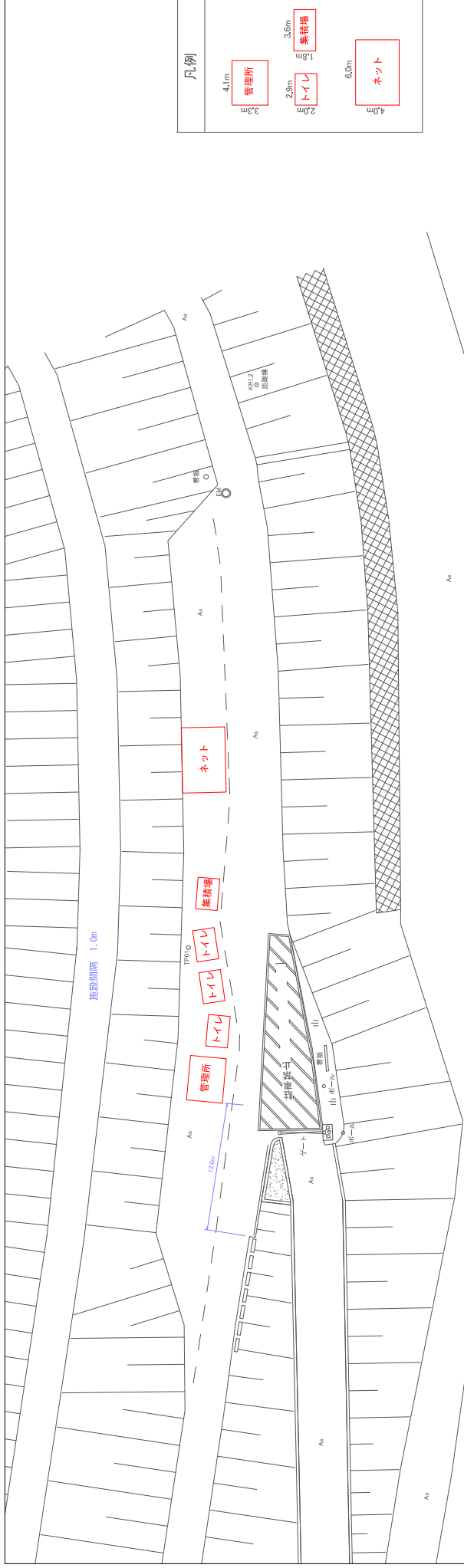
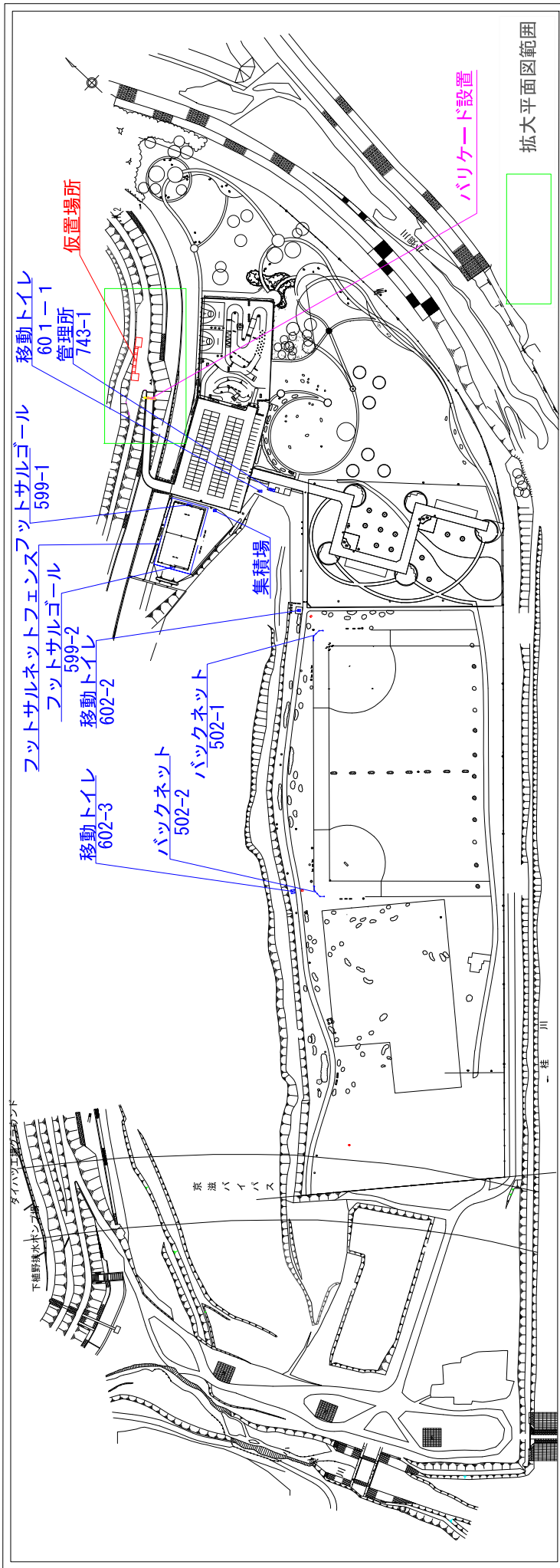
施設撤去仮置場所位置図

※バック・テニスネット等は、飛散の恐れがあるので横断防止柵にロープなどで固定する。



施設撤去仮置場所位置図

※バック・サッカーネットは、飛散の恐れがあるので横断防止柵にロープなどで固定する。

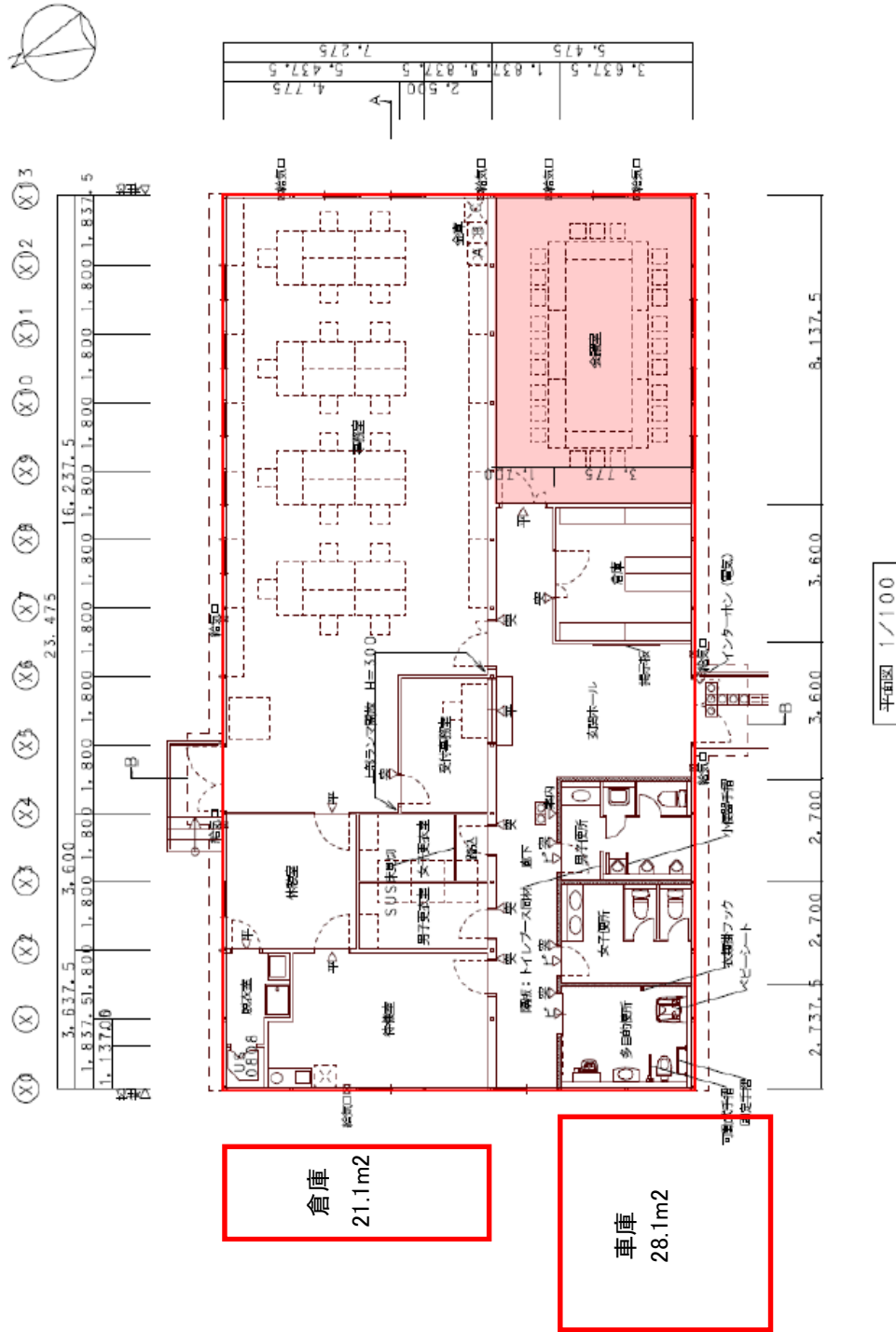


40. 大山崎地区

提供施設一覧(建築物)

施設名	建築番号	用途	構造	単位	数量	面積	備考
管理施設	1	事務所（守口サービスセンター）	PH-1	棟	1	299.3 m ²	守口地区
管理施設	2	車庫		棟	1	28.1 m ²	守口地区
管理施設	3	倉庫		棟	1	21.1 m ²	守口地区
管理施設	4	事務所（太間サービスセンター）	RC-2	棟	1	230.0 m ²	太間地区
管理施設	5	車庫		棟	1	36.0 m ²	太間地区
管理施設	6	倉庫		棟	1	37.0 m ²	太間地区
管理施設	7	事務所（鳥飼サービスセンター）	RC-2	棟	1	518.1 m ²	鳥飼下地区
管理施設	8	車庫		棟	1	38.0 m ²	鳥飼下地区
管理施設	9	事務所（庭窪レストセンター）	RC-2	棟	1	145.1 m ²	庭窪河畔地区
管理施設	10	倉庫		棟	1	39.7 m ²	庭窪河畔地区
管理施設	11	事務所（背割堤サービスセンター）	W-1	棟	1	606.2 m ²	背割堤地区
管理施設	12	展望塔（背割堤サービスセンター）	S-2	棟	1	173.0 m ²	背割堤地区

管理事務所図

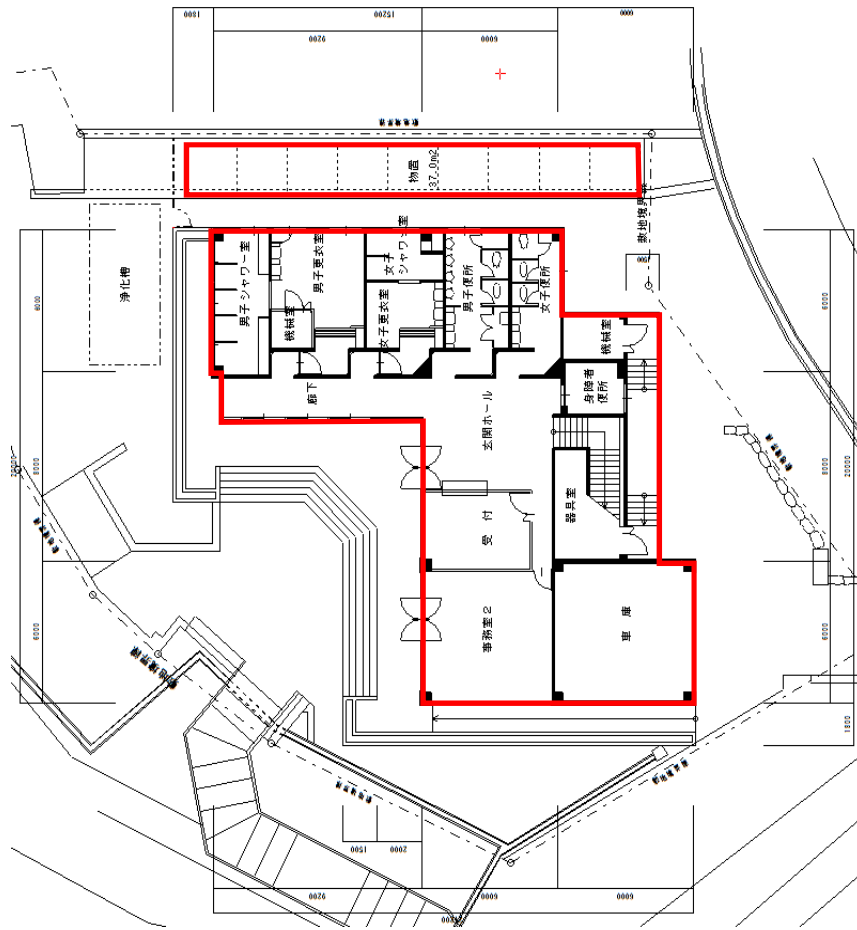


委託期間貸与部分
引継期間貸与部分

1F平面図

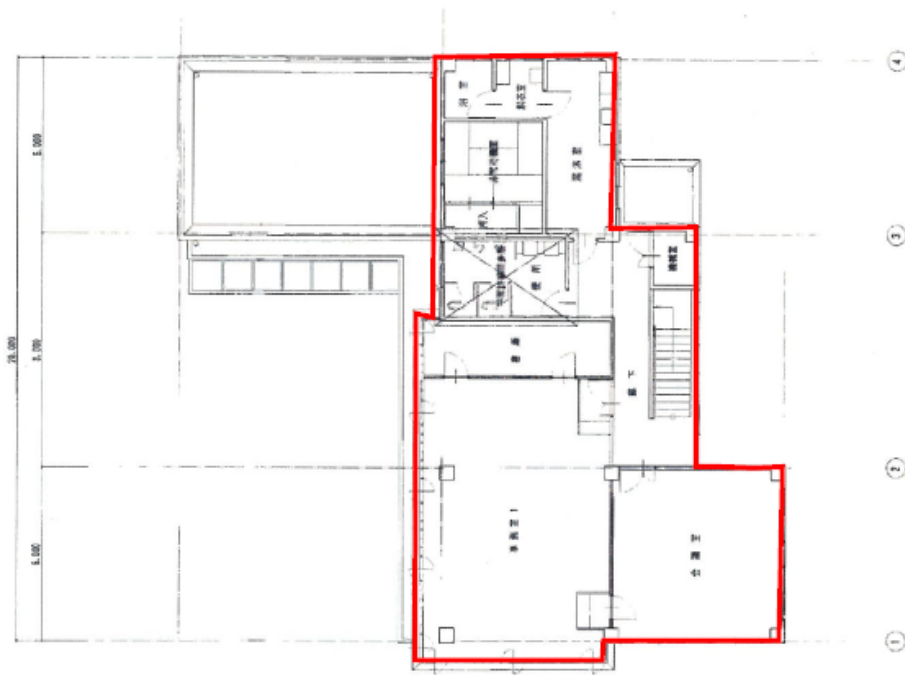
守口サービスセンター

管理事務所図



1F平面図

委託期間貸与部分



2F平面図

太間サービスセンター

管理事務所



1F平面図

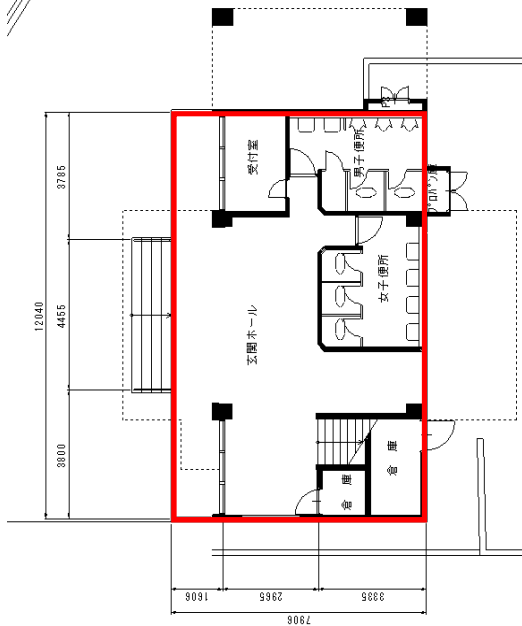
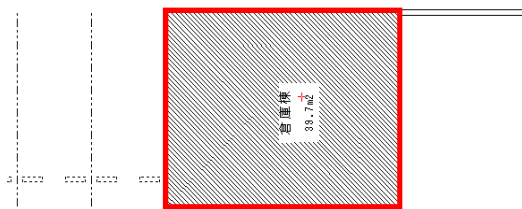
2F平面図

委託期間貸与部分

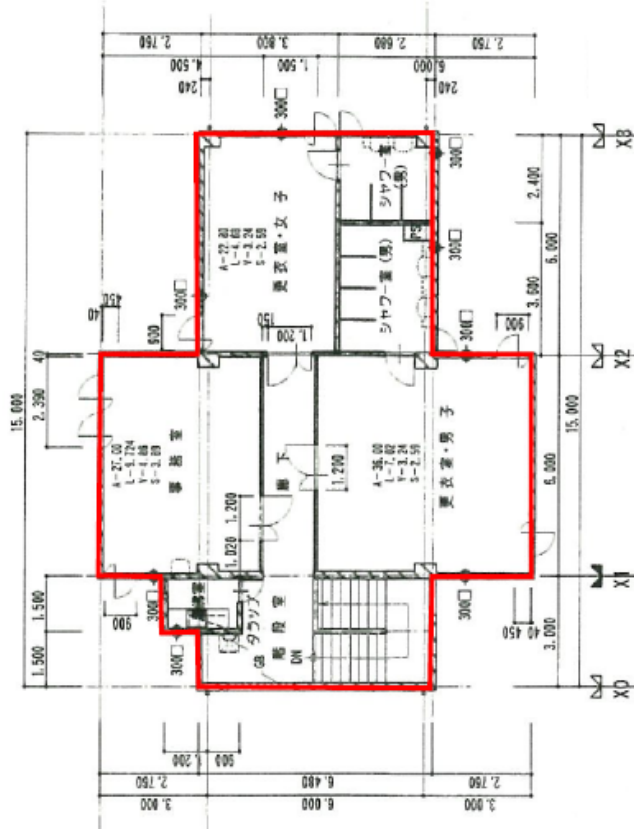


鳥飼サービスセンター

管理事務所図



1F平面図



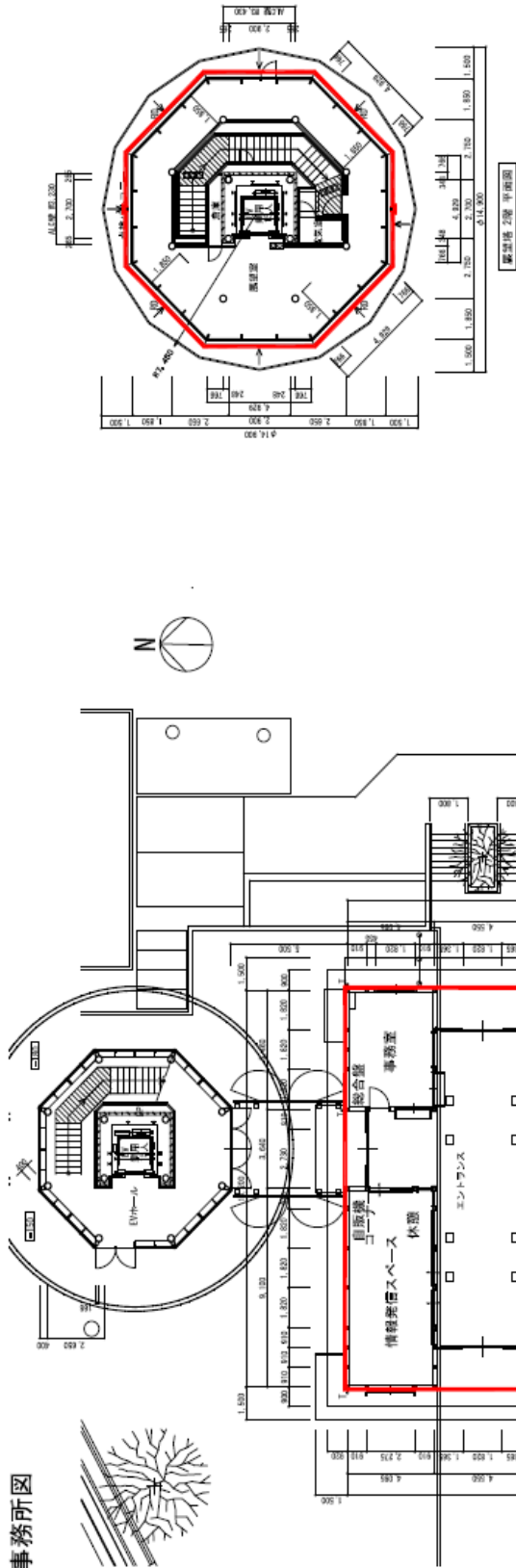
2F平面図

委託期間貸与部分



庭窪レストセンター

管理事務所図



管理棟・展示場・階下平面図

委託期間貸与部分



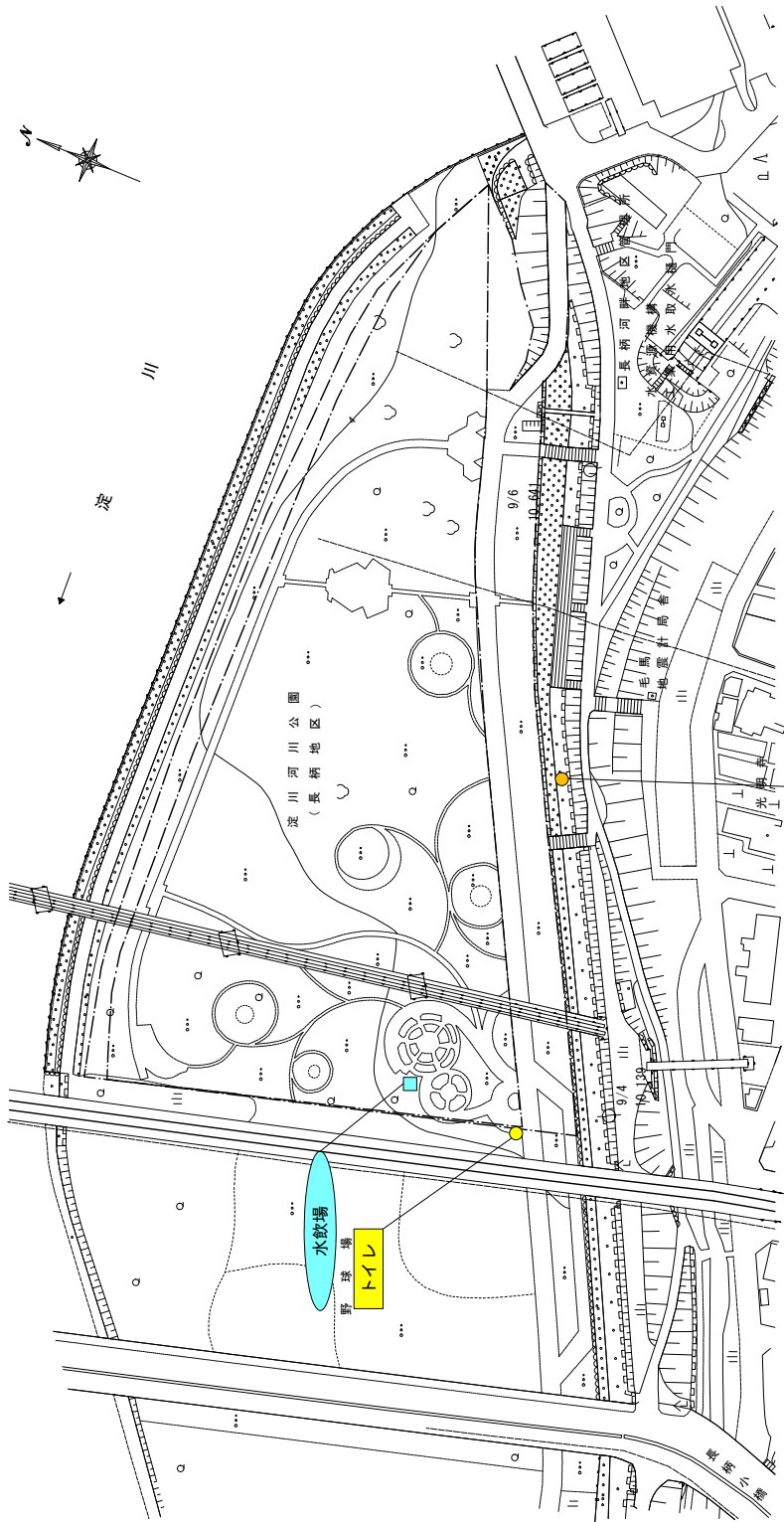
背割堤サービスセンター

提供施設一覧（機械器具等）

番号	品目	規格	単位	数量	設置場所
1	小型トラック	ワゴン(1,800cc)	台	1	鳥飼サービスセンター
2	無線電話装置	遠隔操作機 1048P	台	1	太間サービスセンター
3	無線電話装置	移動電話装置	台	18	各管理所

園内施設位置図

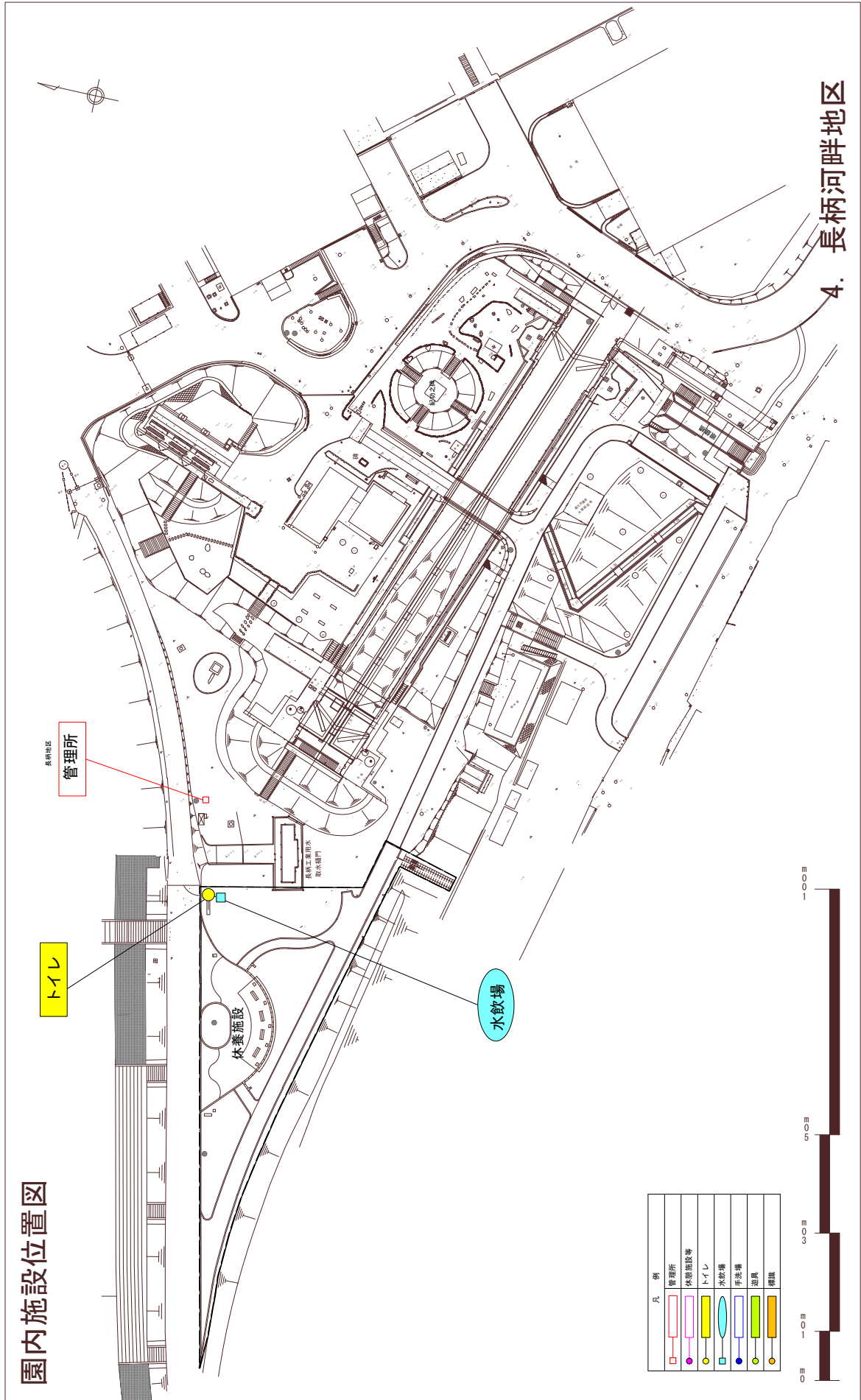
園内施設位置図



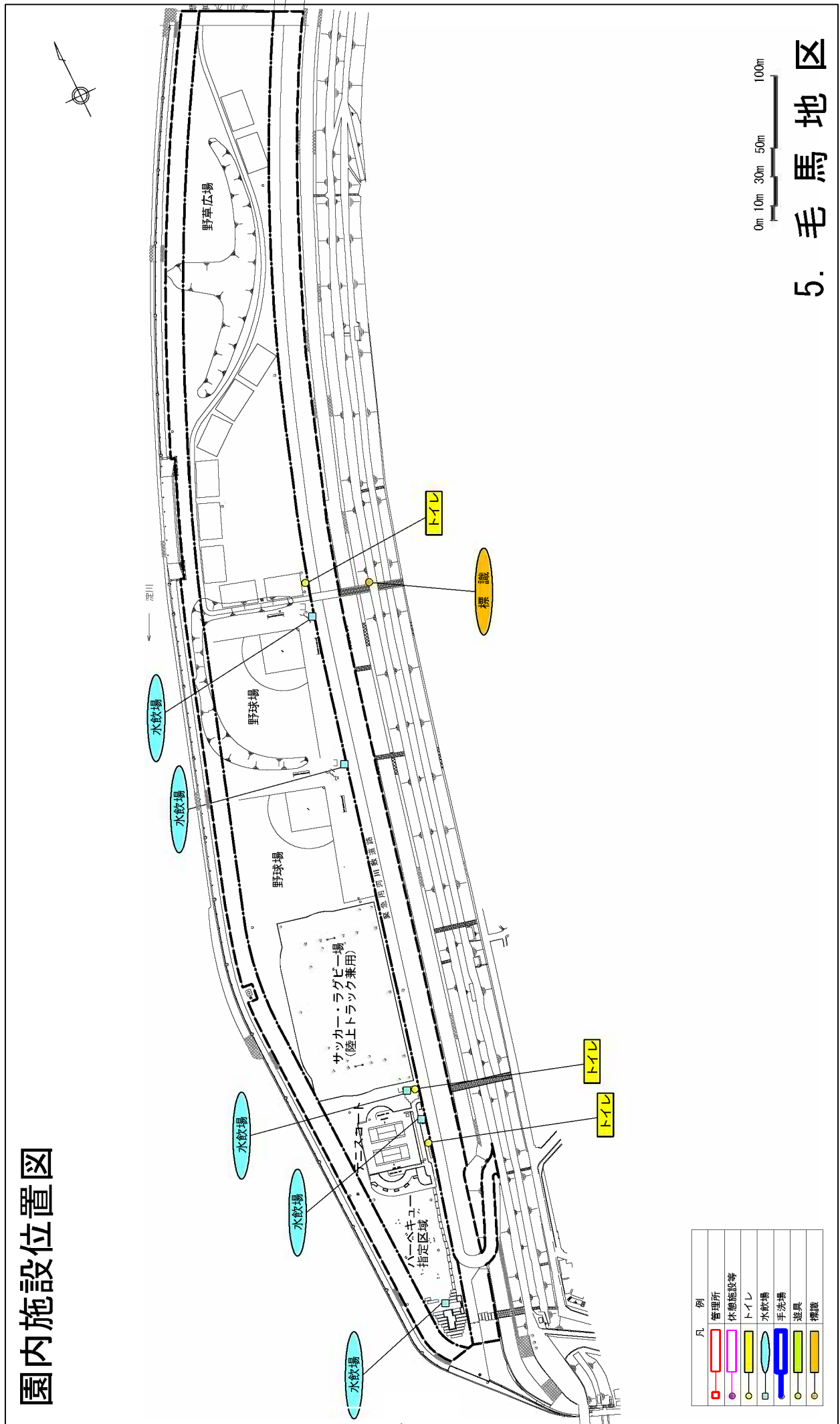
凡 例	備 考
	観音堂
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

3. 長柄地区

園内施設位置図



園内施設位置図

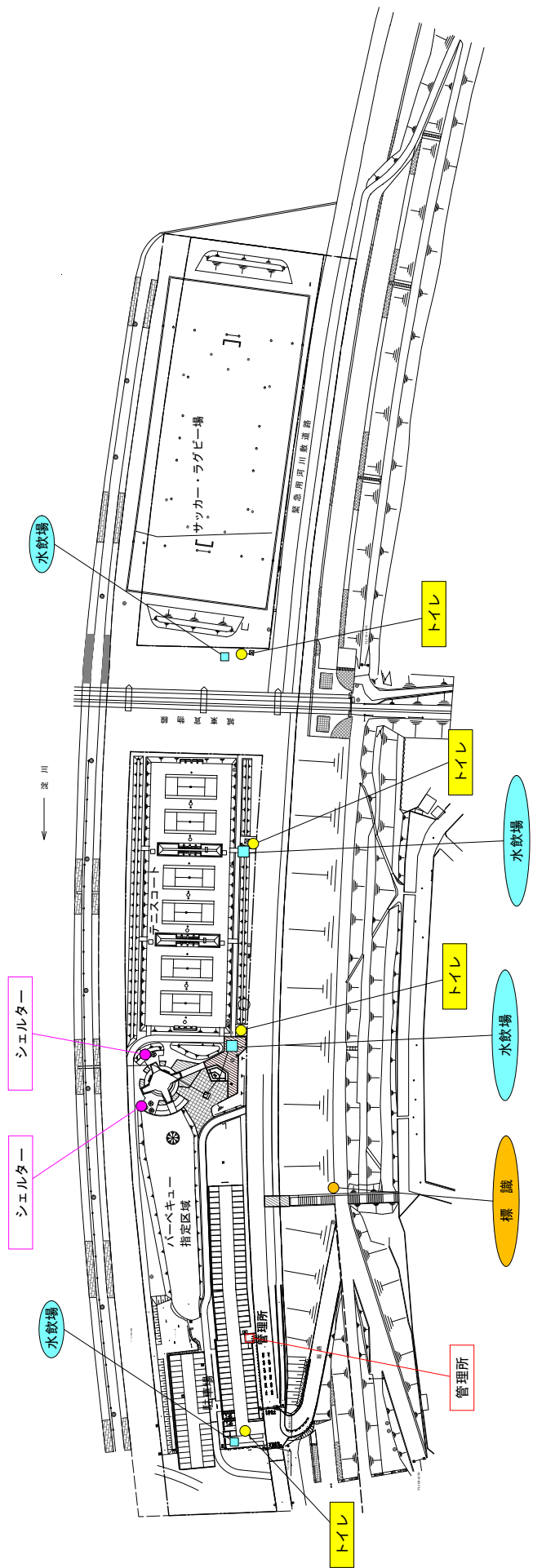
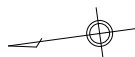


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

0m 10m 30m 50m 100m

5. 毛馬地区

園内施設位置図

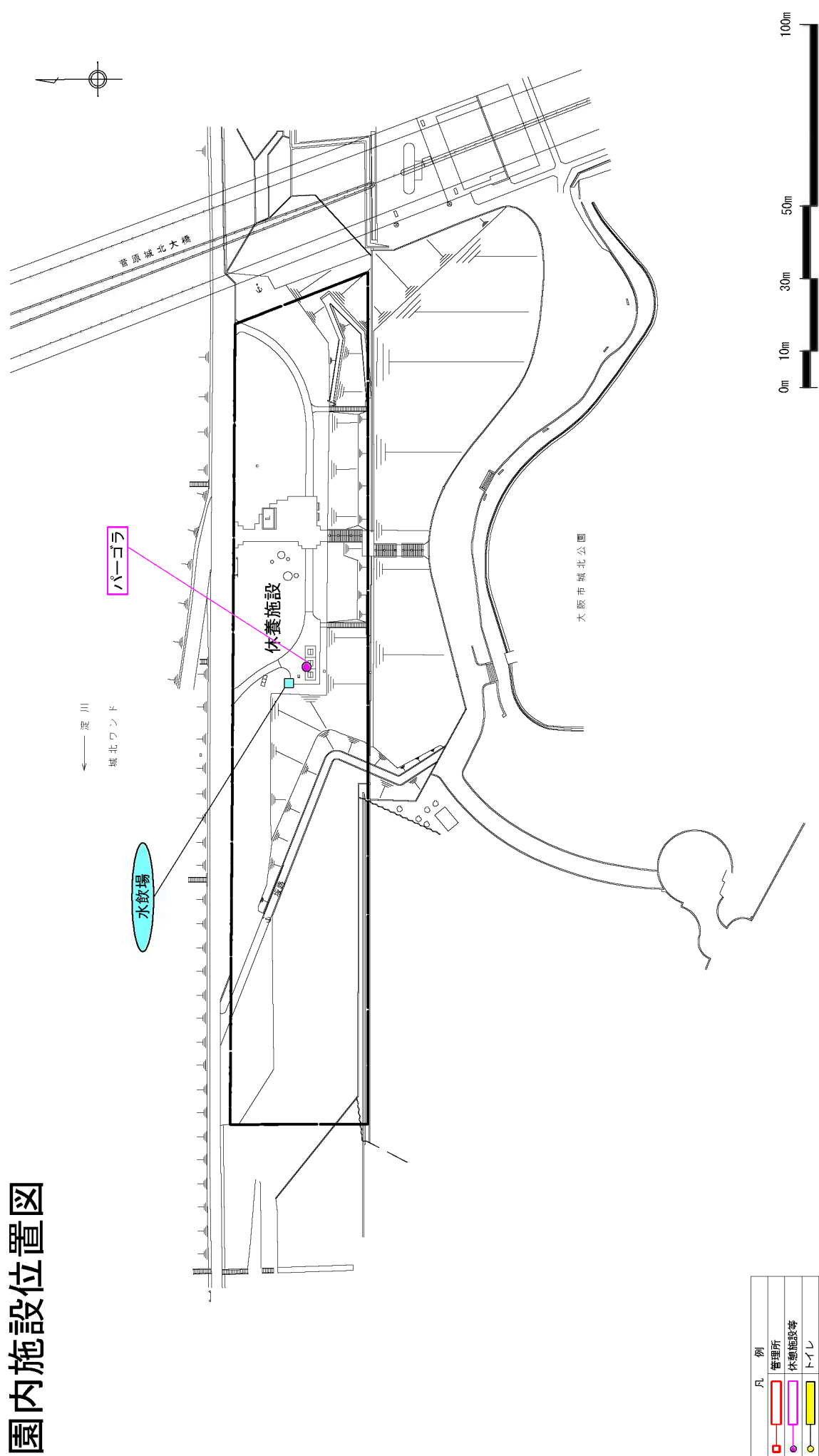


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

EOO1
EOO2 EO03 EO01 EO0

6. 赤川地区

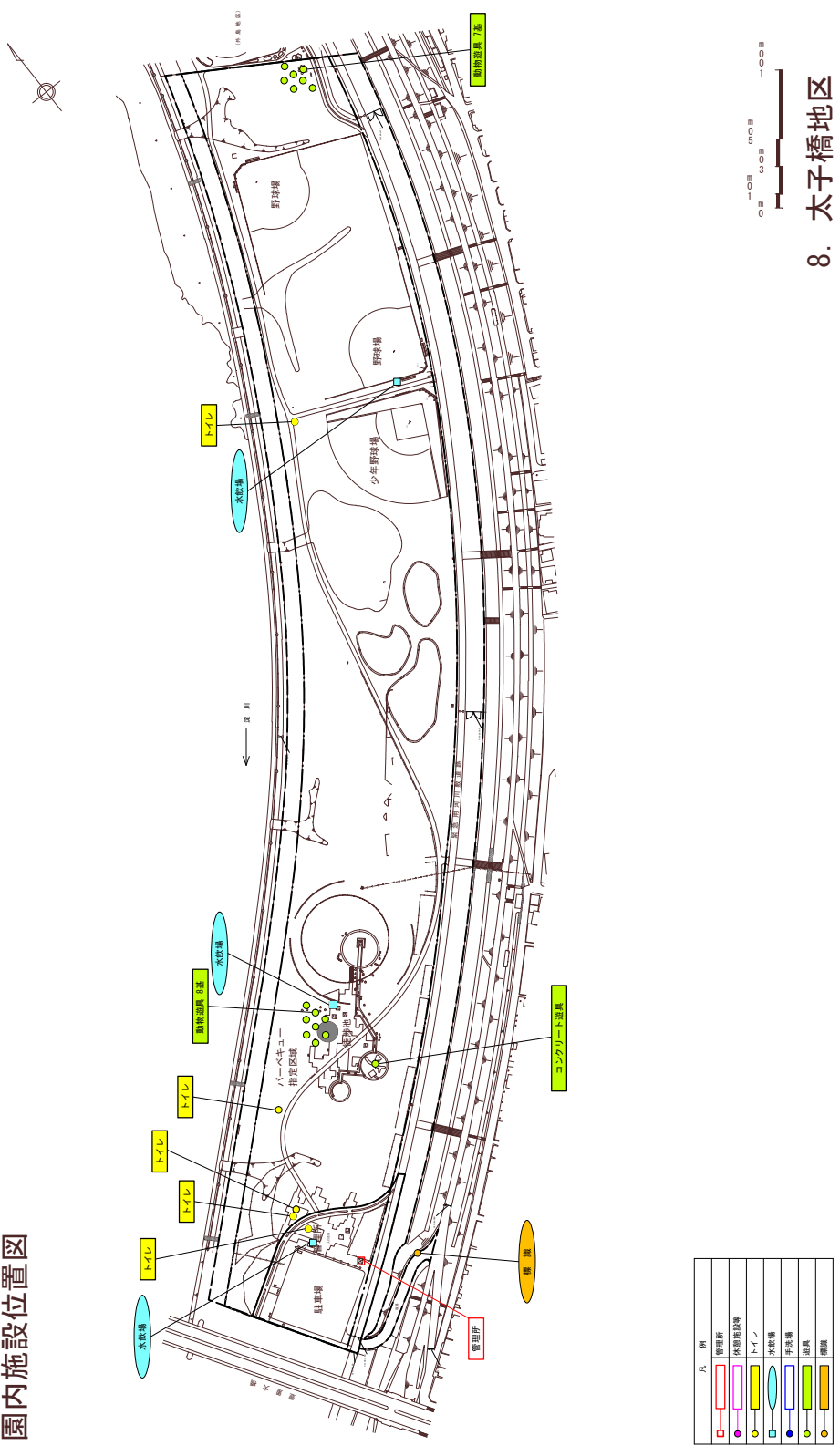
園内施設位置図



凡	例
■	管理所
■	休憩施設等
●	トイレ
●	水飲場
●	手洗場
●	遊具
●	標識

7. 城北河畔地区

園内施設位置図



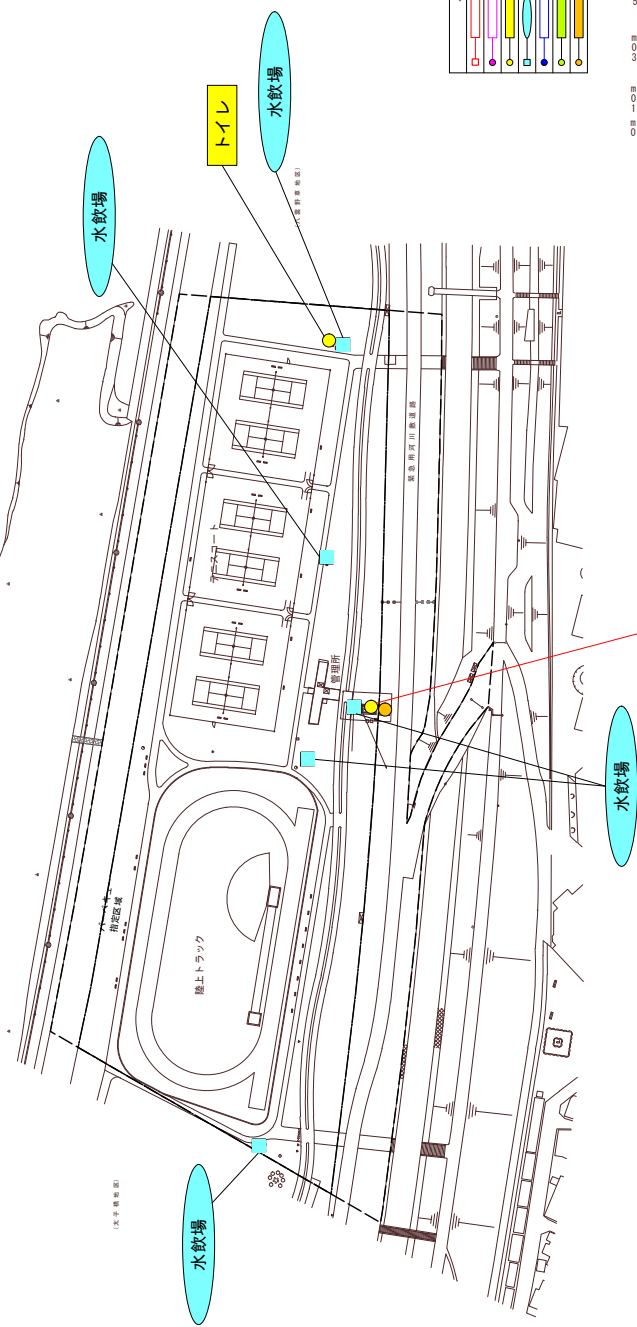
8. 太子橋地区

凡 例	
□	管理所
○	休憩施設等
●	トイレ
○	水飲場
○	水飲場
○	遊具
○	遊具

園内施設位置図



荒川



凡 例	
	管理棟
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	シャワー
	シャワー
	標識

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

9. 外島地区

園内施設位置図

パーゴラ

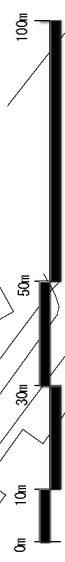
水飲場

マイプロパークスカリエア

駐車場

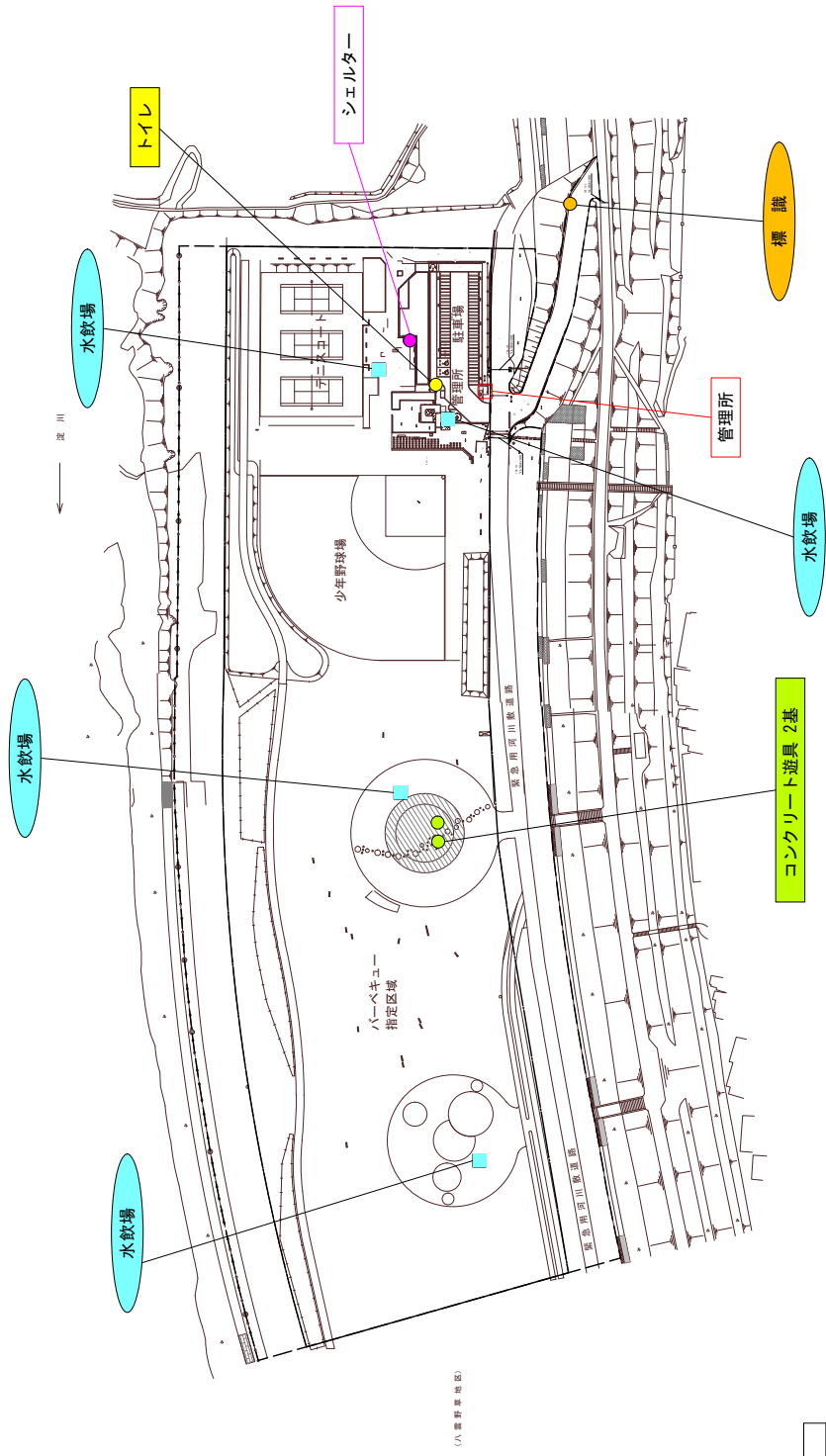
守ロサービスセンター

10. 守口地区



凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図



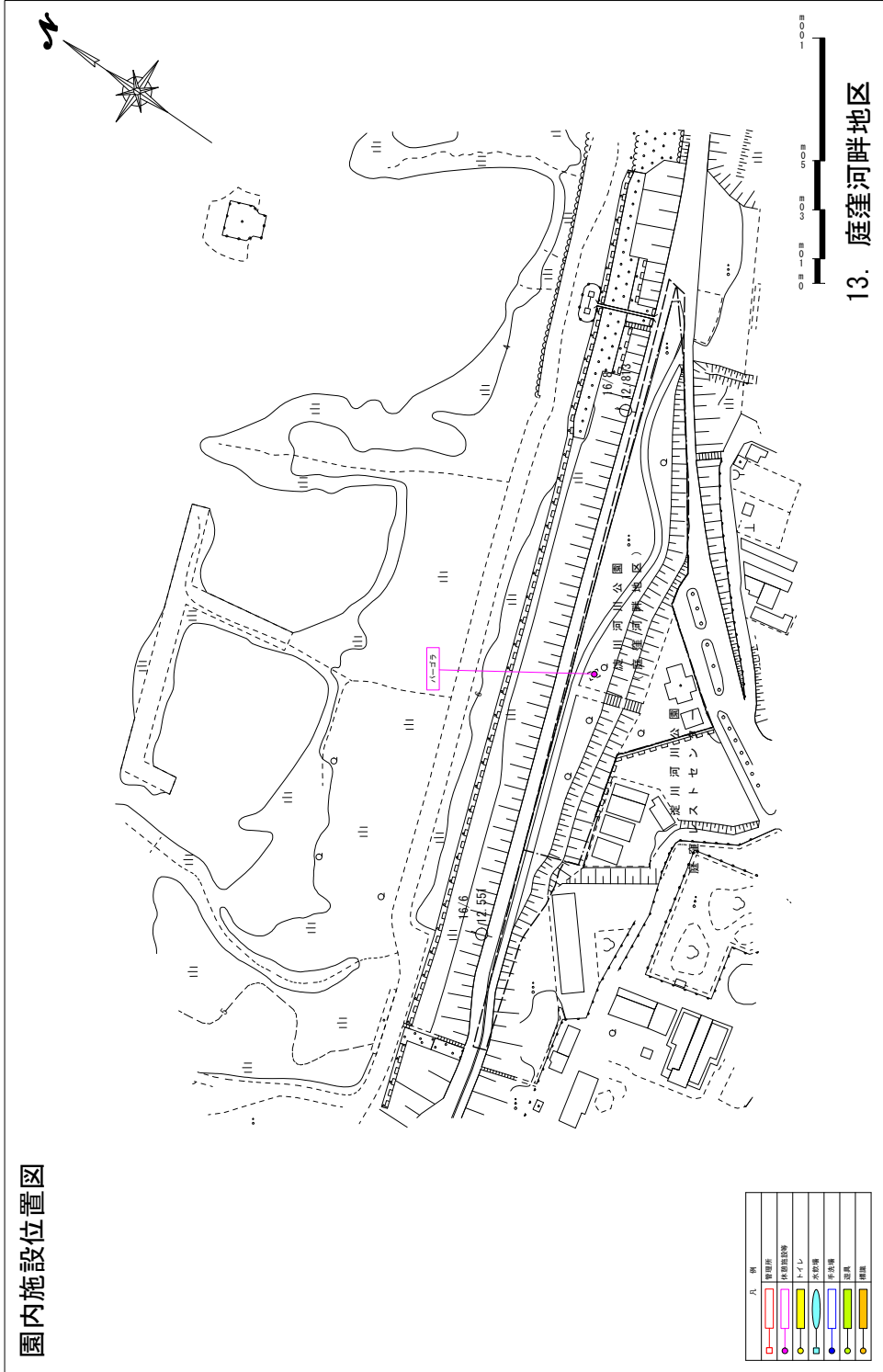
(八雲町単独地区)

凡 例	説明
□	管理所
■	休憩施設等
●	トイレ
○	水飲場
■	手洗場
●	遊具
●	標識



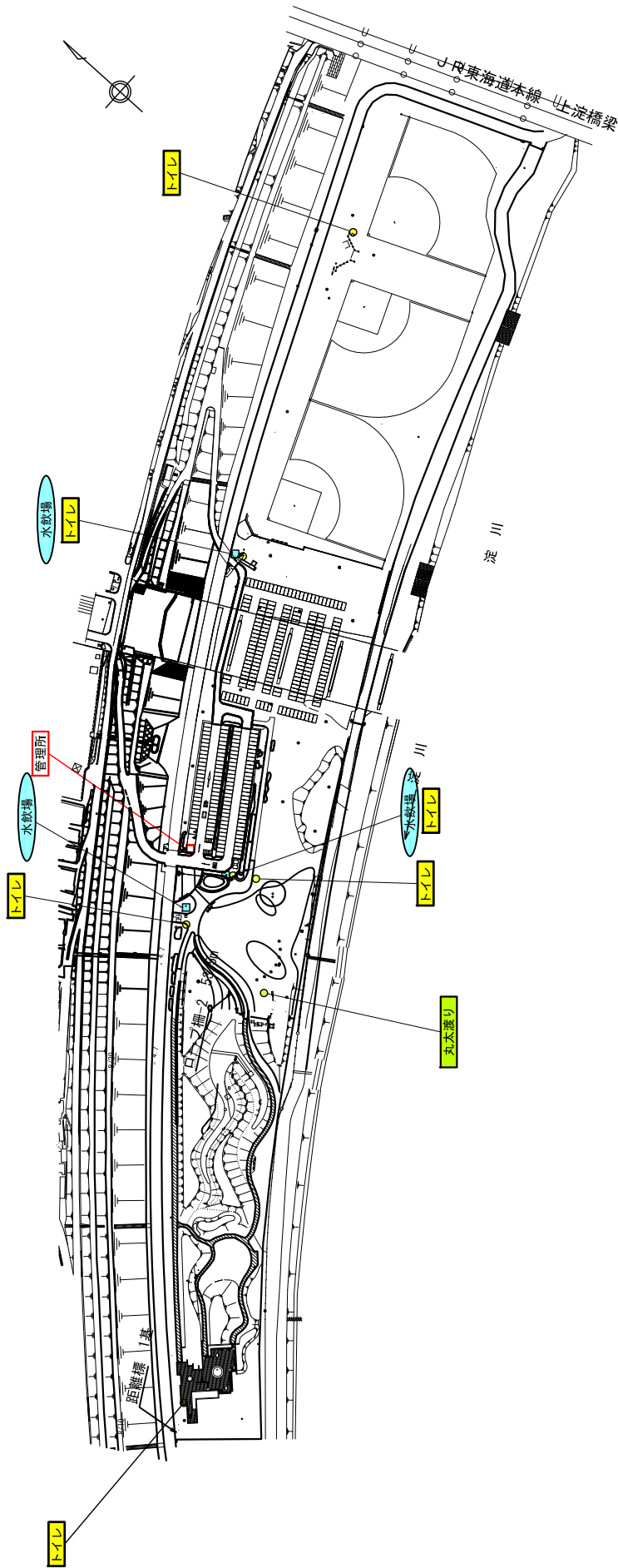
12. 八雲地区

園内施設位置図

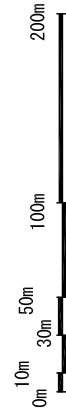


13. 庭窪河畔地区

園内施設位置図

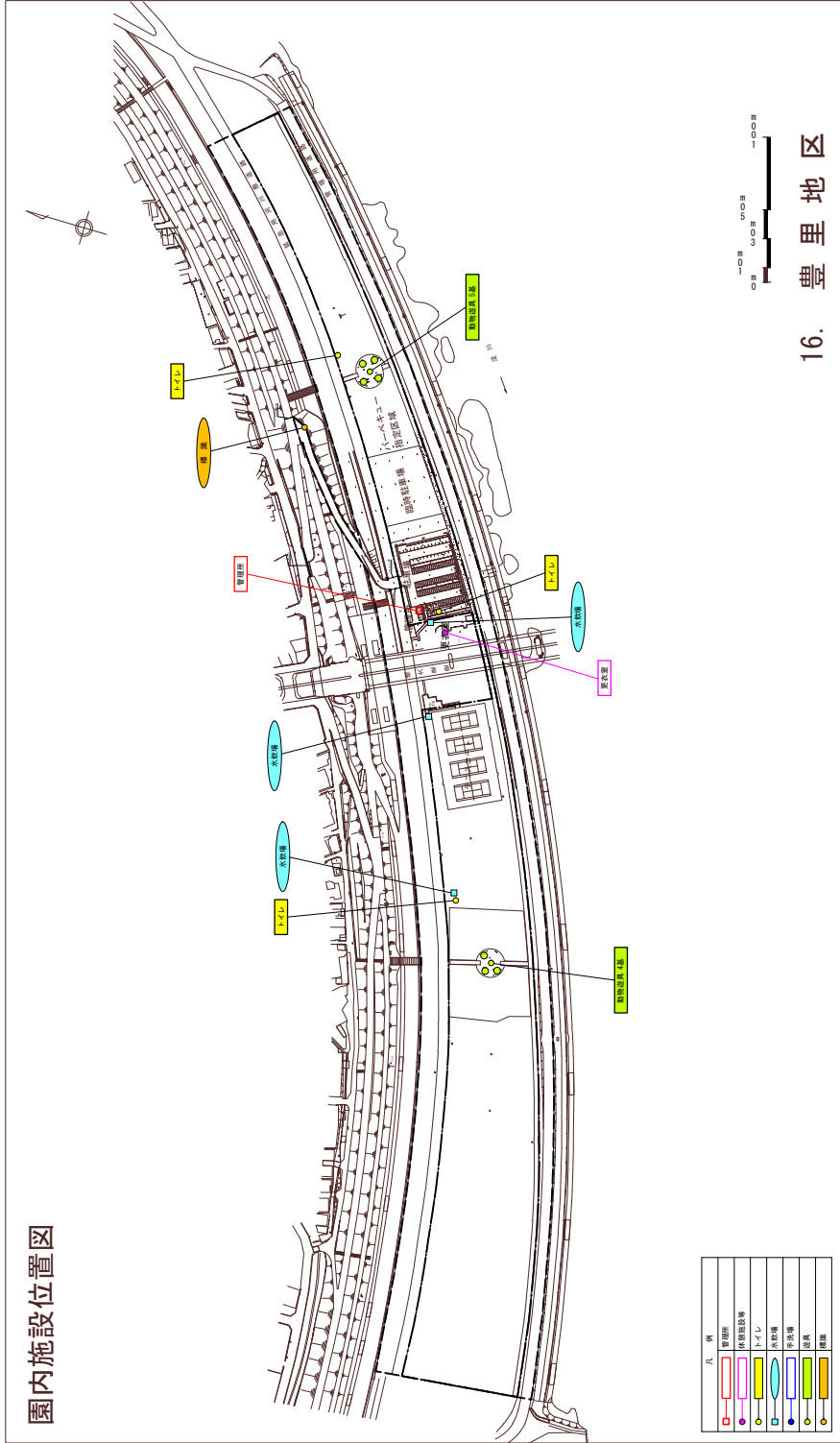


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	ベンチ



15. 西中島地区

園内施設位置図

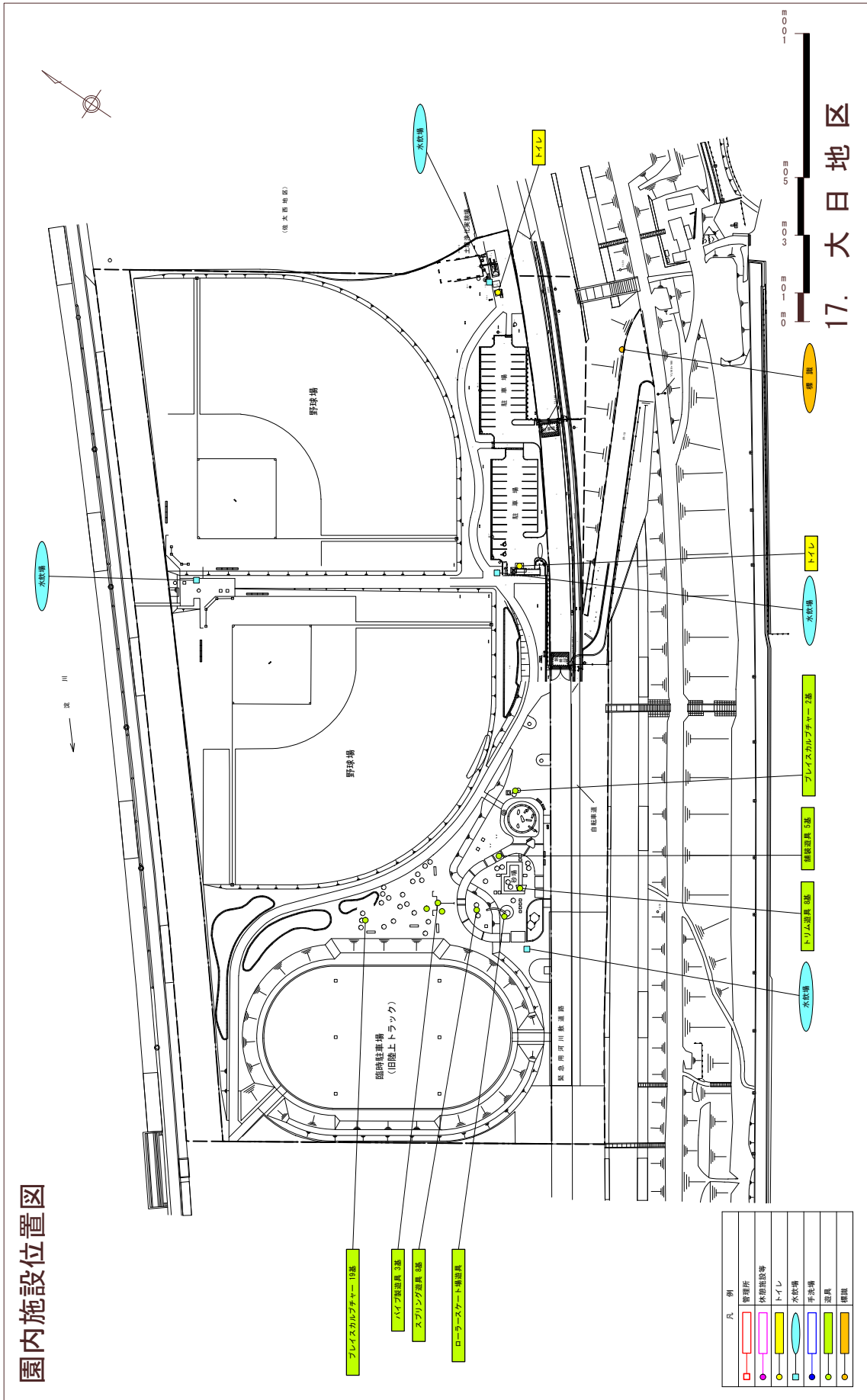


凡 例	
■	事務所
○	自動販売機
●	トイレ
◇	水飲機
□	休憩所
○	運動器具庫
○	更衣室
○	水筒



16. 豊里地区

園内施設位置図



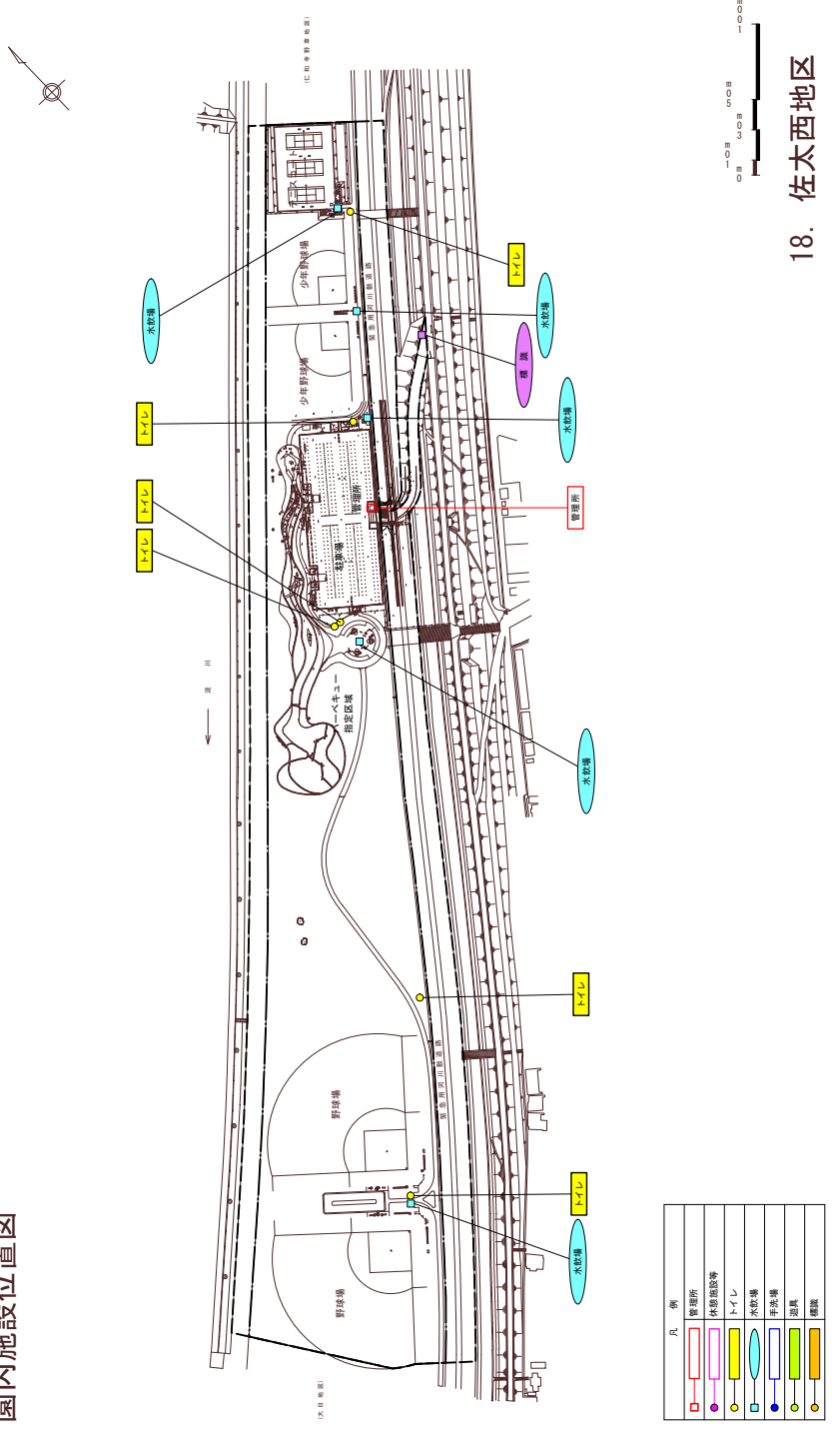
凡 例

□	管理所
○	休憩施設等
○	トイレ
○	水飲場
○	手洗場
○	遊具
○	柵欄

- プレイスカルパチヤー19番
- スイング遊具3連
- スワリング遊具2連
- ローラースケート滑遊具

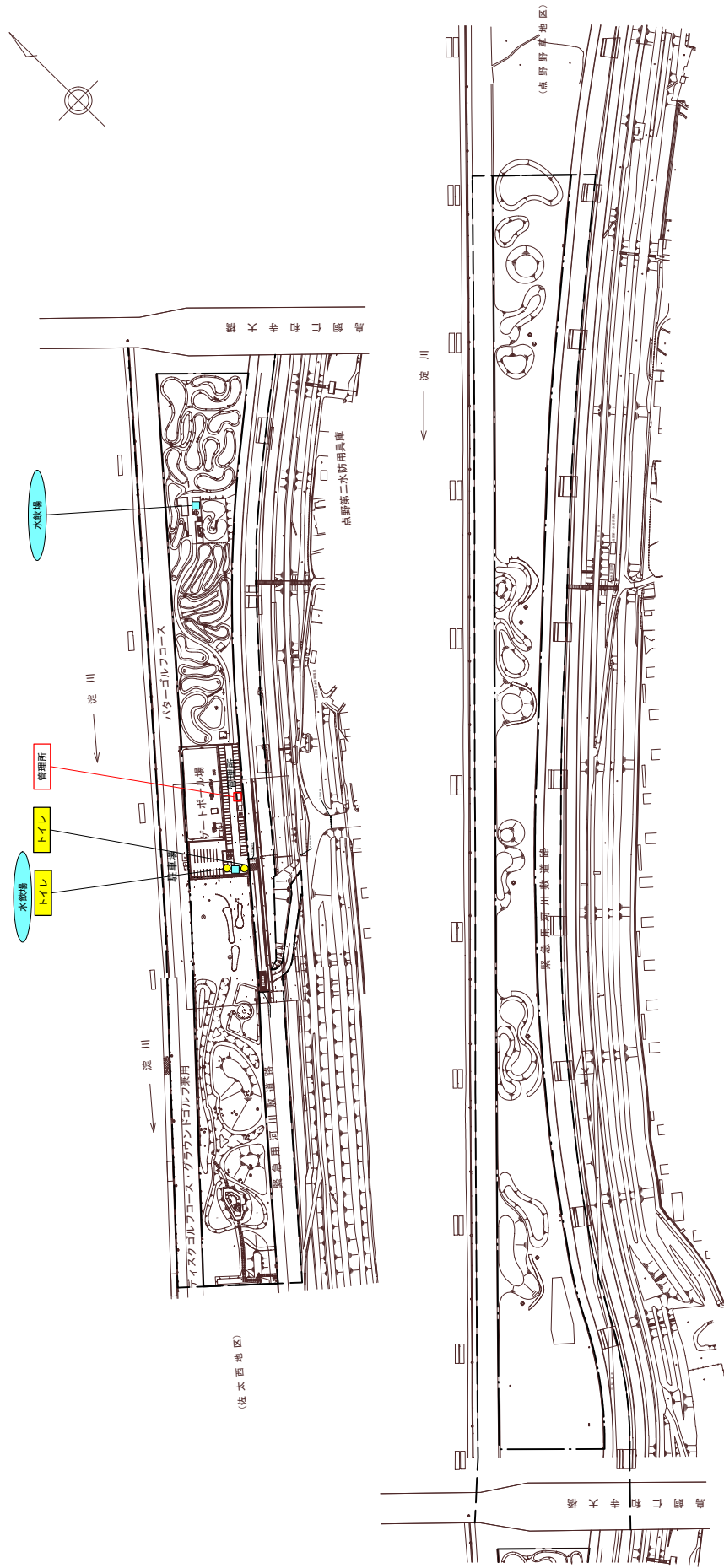
17. 大日地区

園内施設位置図



18. 佐太西地区

園内施設位置図

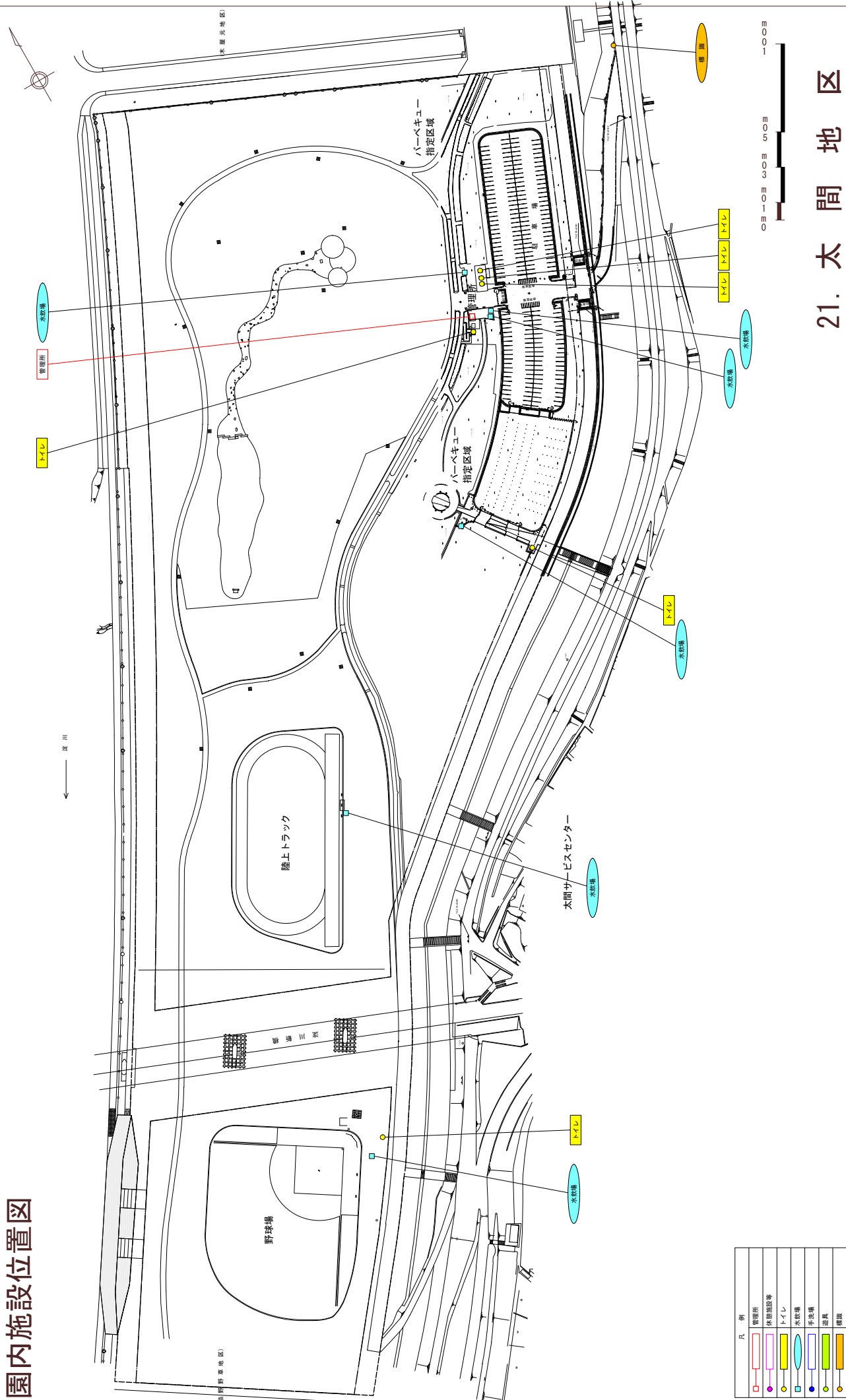


凡 例	説明
[Red Box]	管理所
[Pink Box]	休憩施設等
[Yellow Box]	トイレ
[Blue Oval]	水飲場
[Light Blue Box]	手洗場
[Light Green Box]	遊具
[Yellow Box]	柵欄

200m
EOO1 EO
EOU EO
EO

19. 仁和寺野草地区

園内施設位置図



凡 例	
管理所	管理所
休憩施設等	休憩施設等
トイレ	トイレ
水取場	水取場
手洗場	手洗場
遊具	遊具
標識	標識

21. 太間地区

園内施設位置図



淀川

(伊加賀野草地地区)

芝生広場

緊急用河川敷道路

自転車道場

凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

水飲場

水飲場

水飲場

標 識

水飲場

水飲場

動物遊具 9基

水飲場

トイレ

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

水飲場

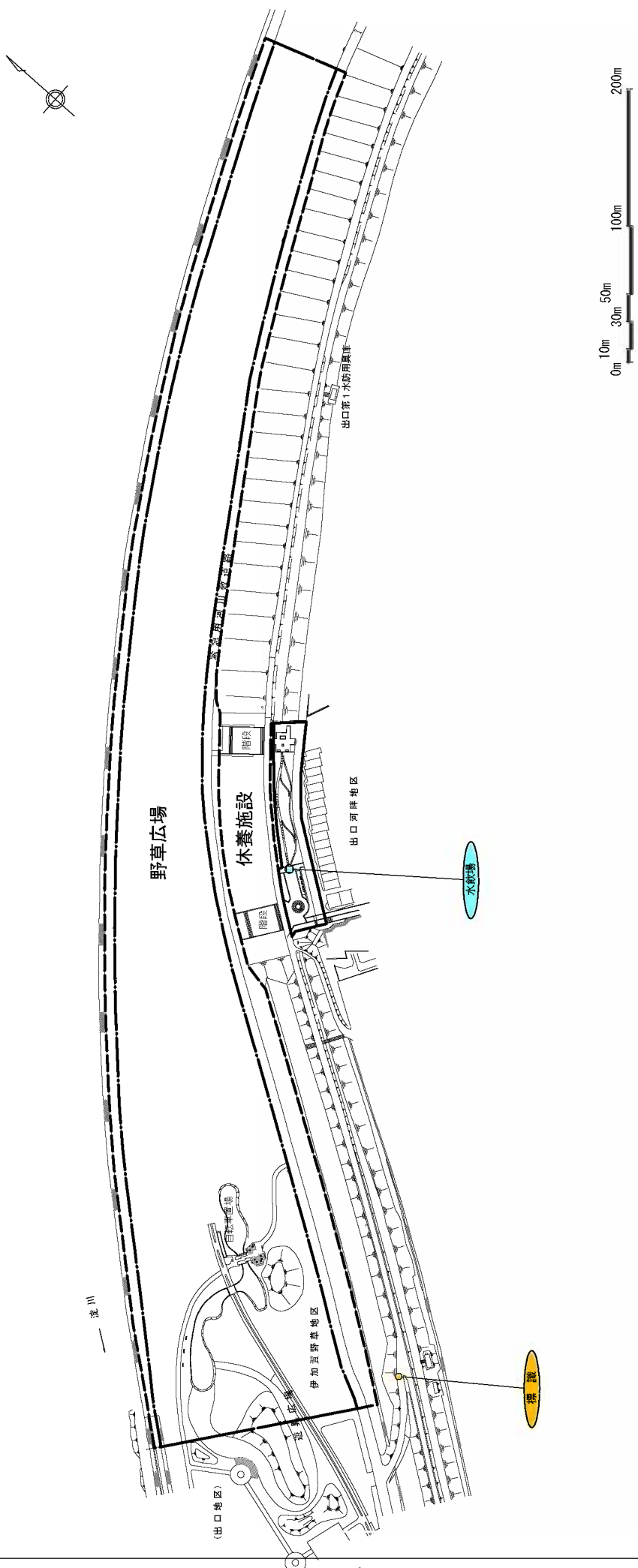
水飲場

水飲場



24. 出口地区

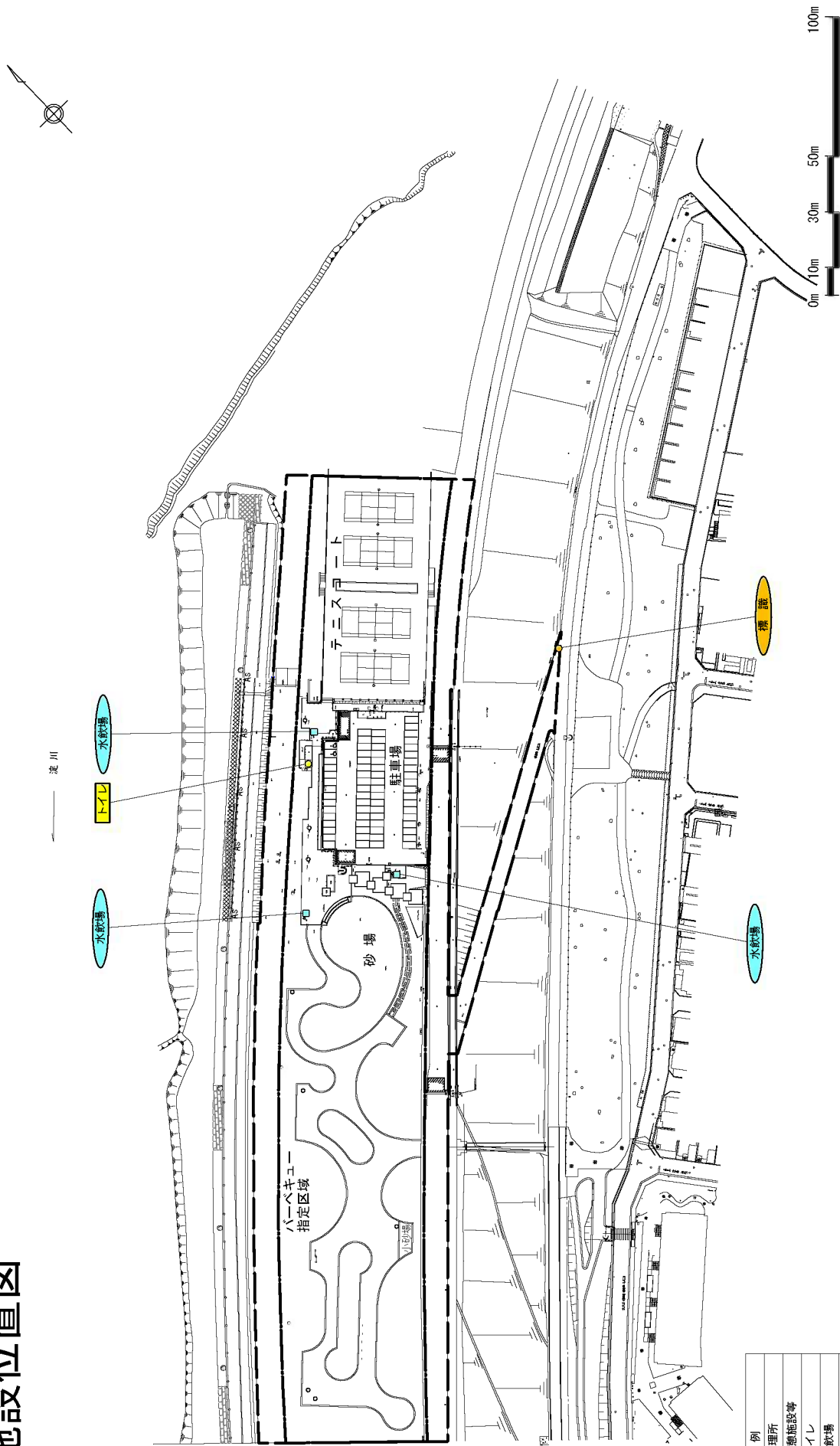
園内施設位置図



凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

25. 出口河畔地区 26. 伊加賀野草地区

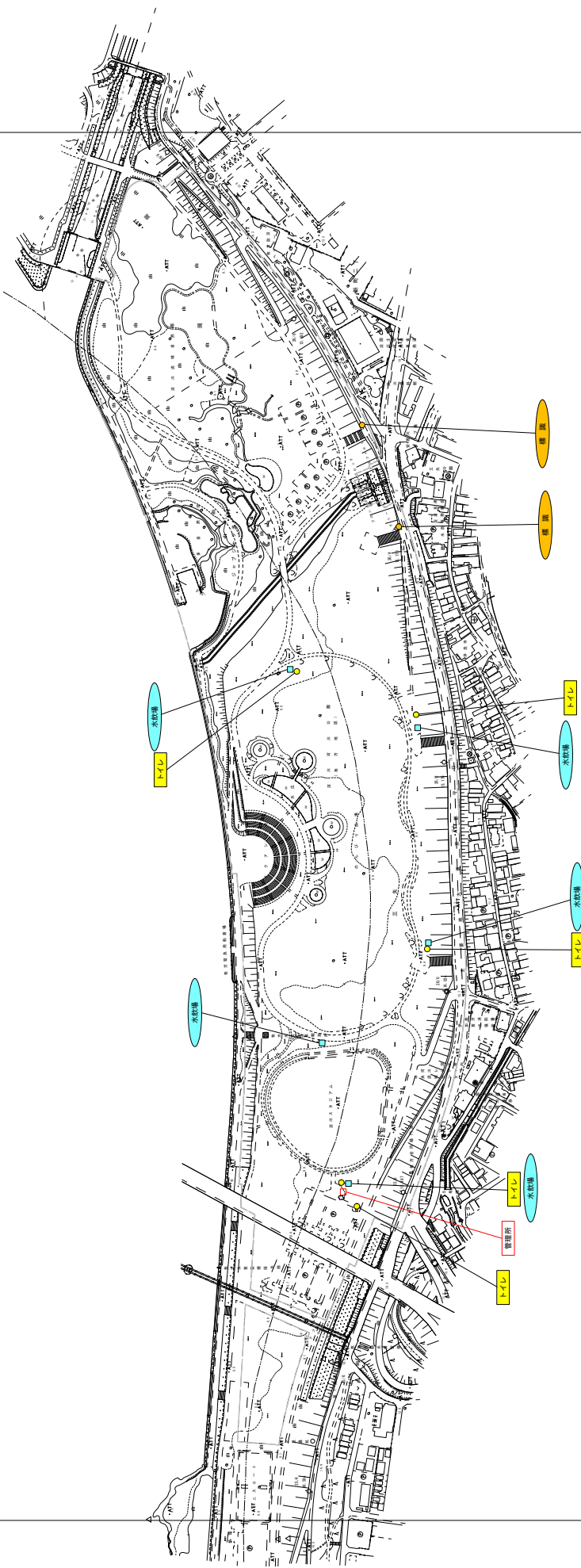
園内施設位置図



27. 三矢地区

凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識

園内施設位置図

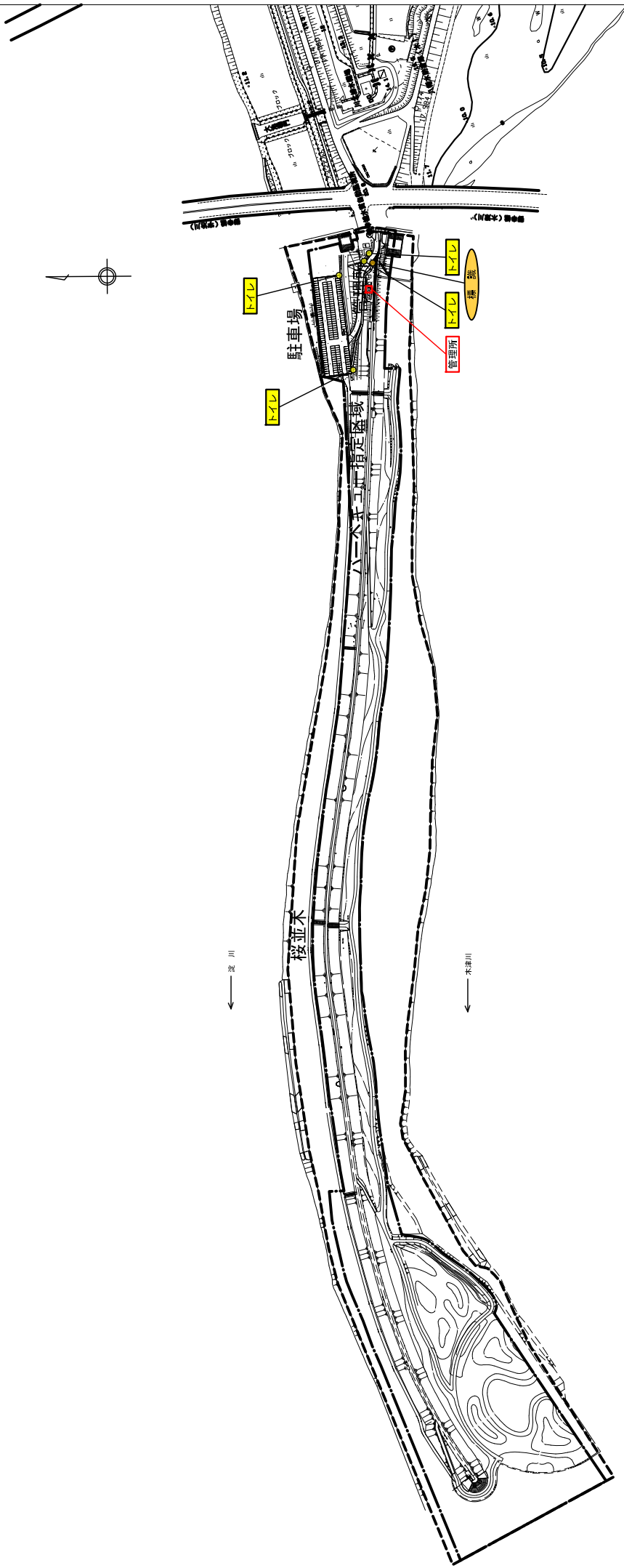


凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	観覧

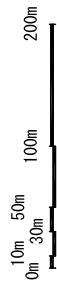


28. 枚方地区

園内施設位置図

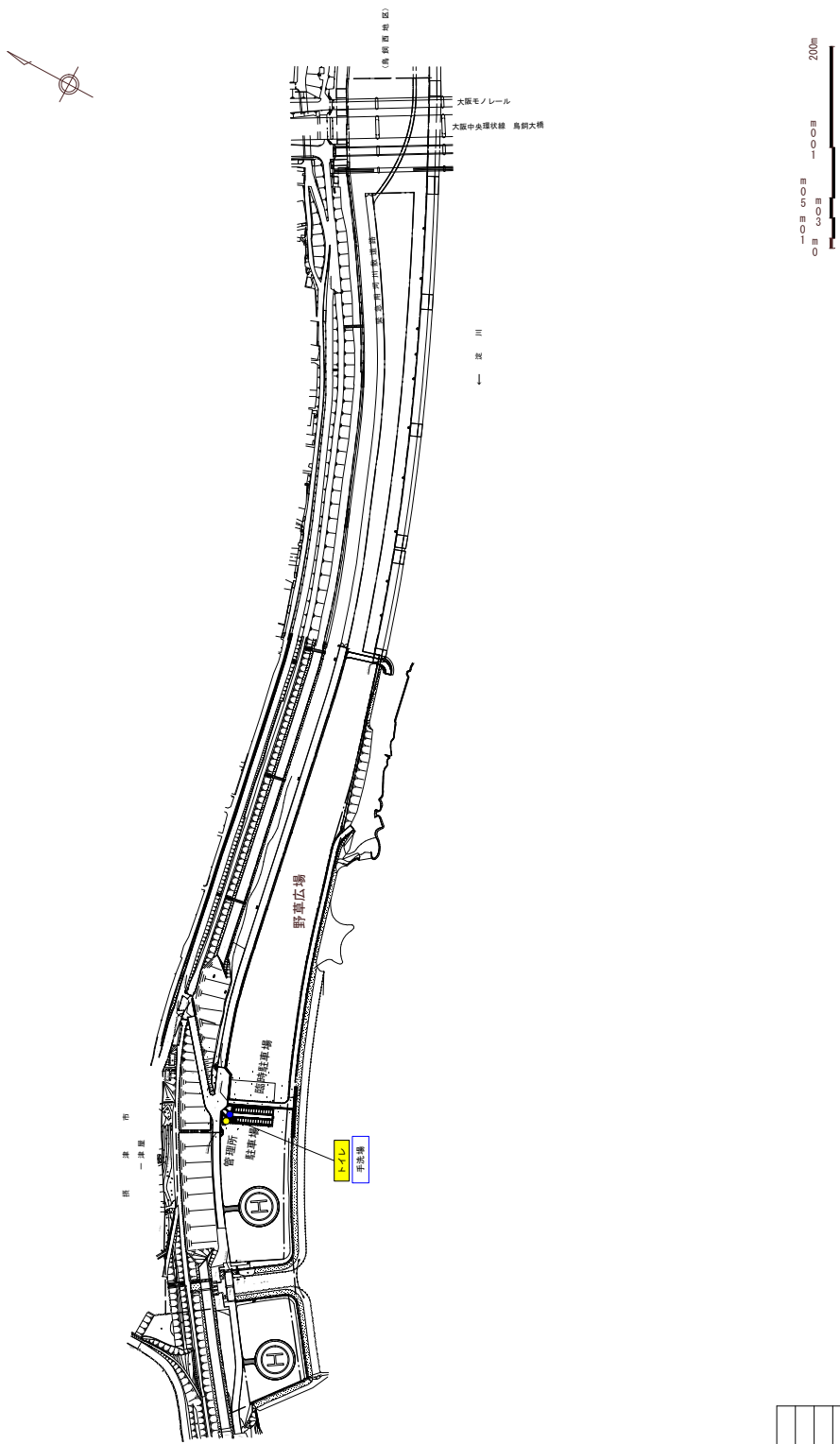


凡	例
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	手洗場
	遊具
	標識



29. 背割堤地区

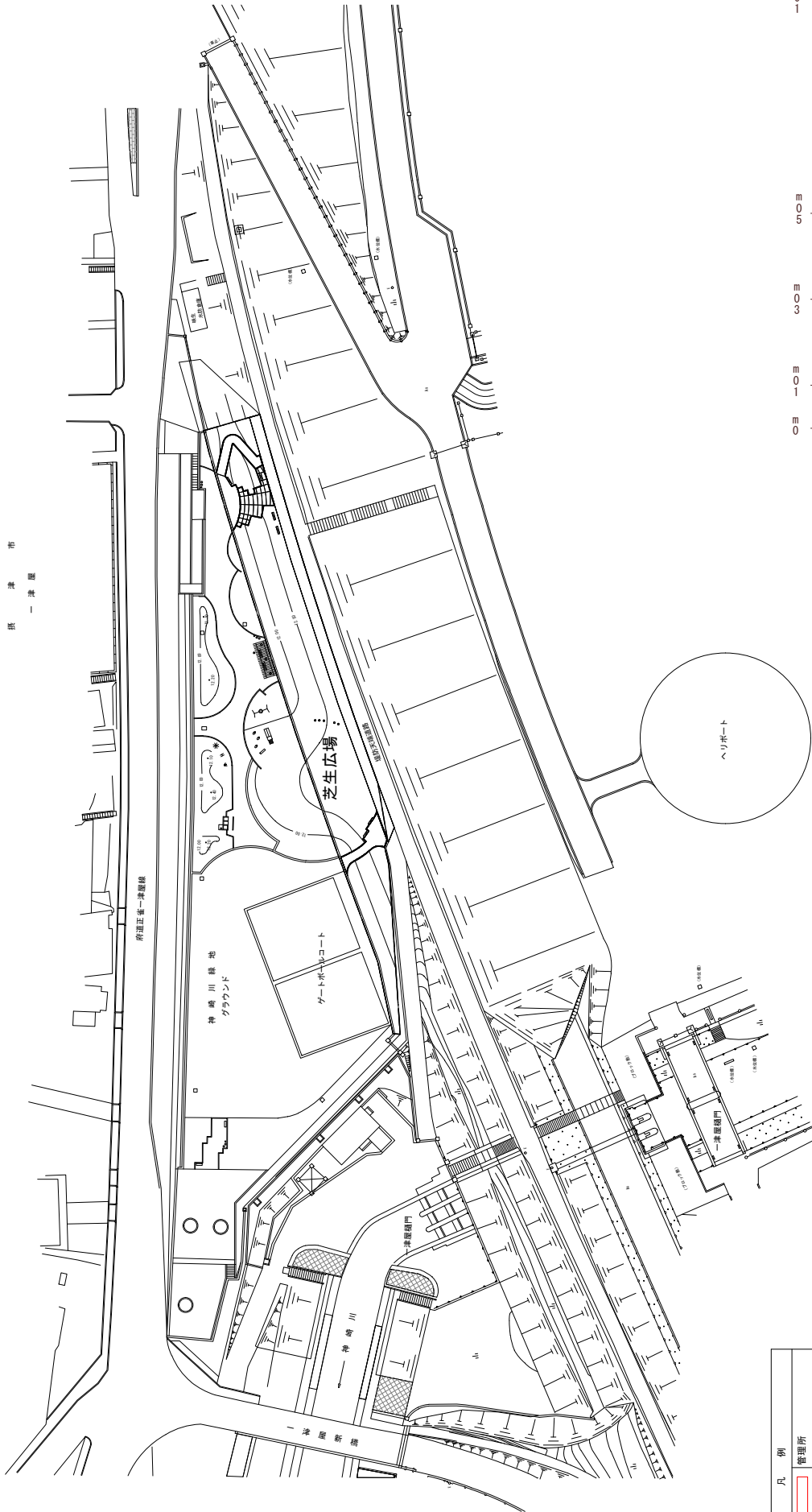
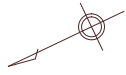
園内施設位置図



凡 例	
□	管理所
□	児童遊園地等
○	トイレ
○	水飲機
○	児童遊園地
○	遊具
○	観覧

30. 一津屋野草地区

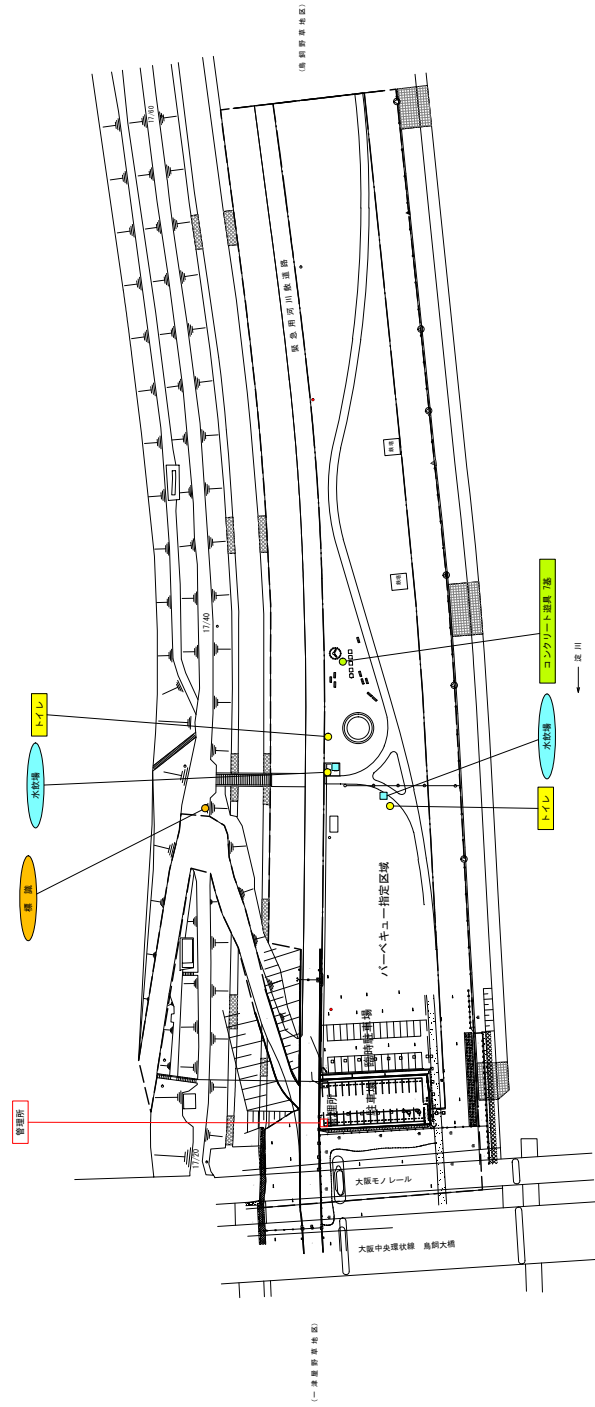
園内施設位置図



凡例	
□	管理所
○	休憩施設等
●	トイレ
■	水飲場
●	手洗場
●	遊具
■	柵欄

31. 一津屋河畔地区

園内施設位置図

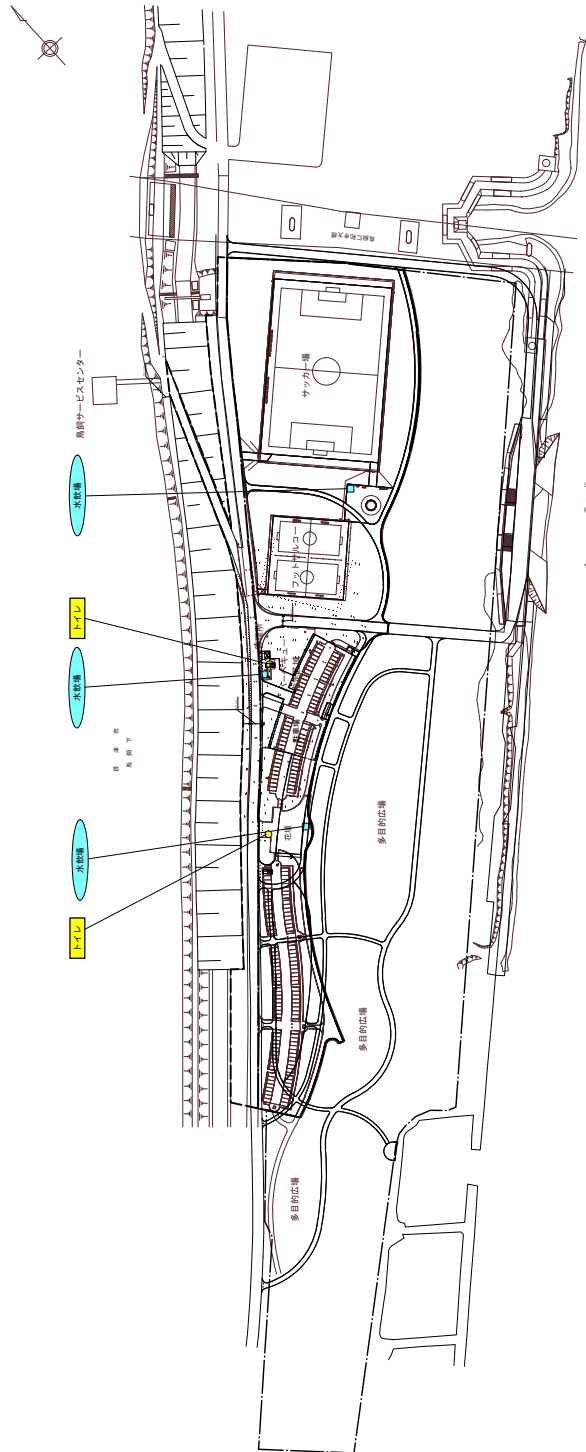


凡	例
□	事務所
○	休憩施設等
●	トイレ
○	水辺場
●	遊具
○	遊具
○	遊具



32. 鳥飼西地区

園内施設位置図

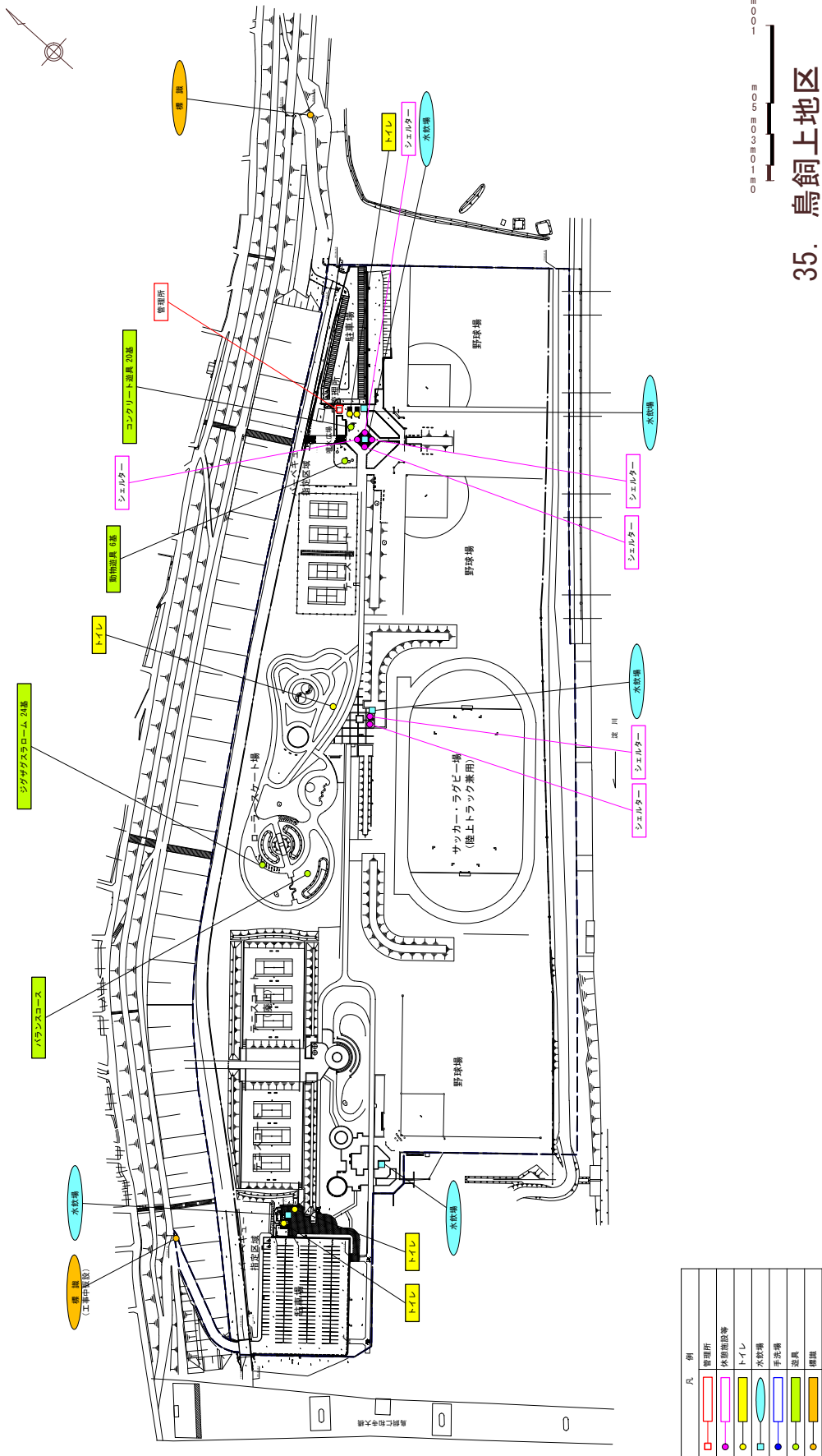


凡	例
□	管理所
□	休憩施設等
○	トイレ
○	水供給
○	排水溝
○	遊具
○	標識

0 50 100 150 200 250 300

34. 鳥飼下地区

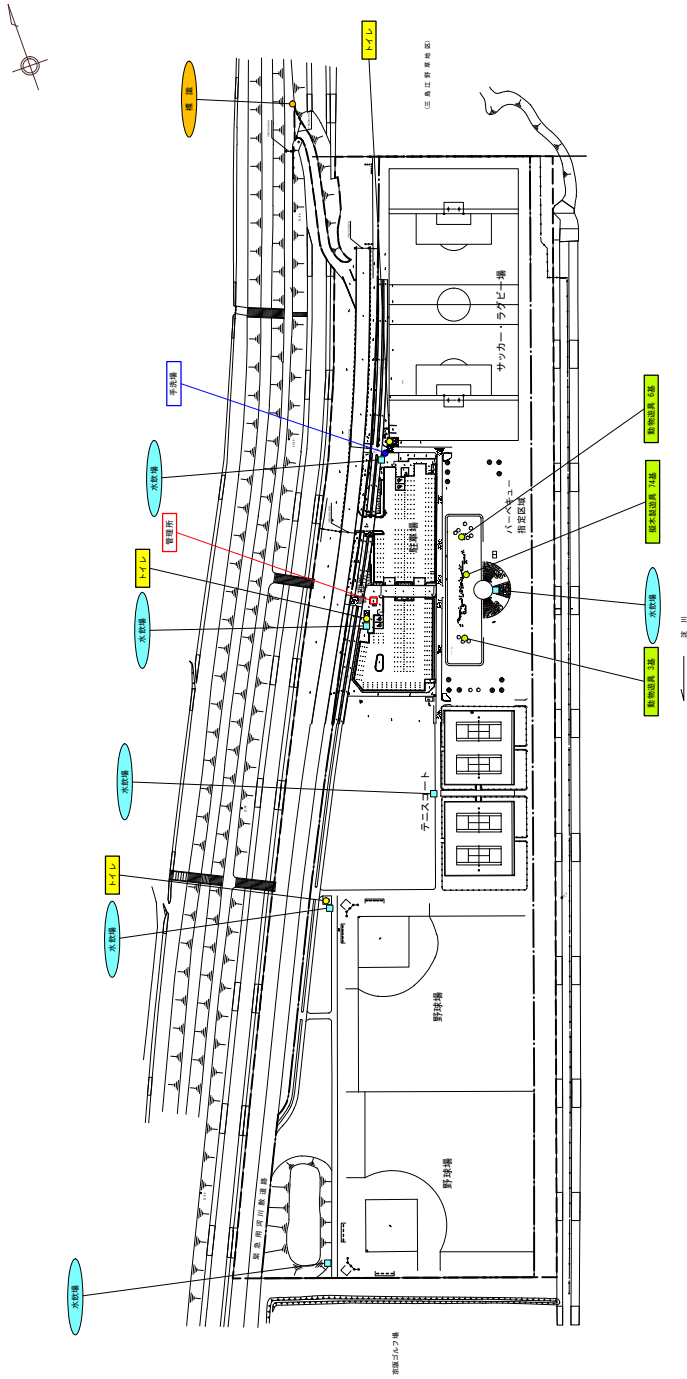
園内施設位置図



EQO-1
EQO-10000-100

35. 鳥飼上地区

園内施設位置図



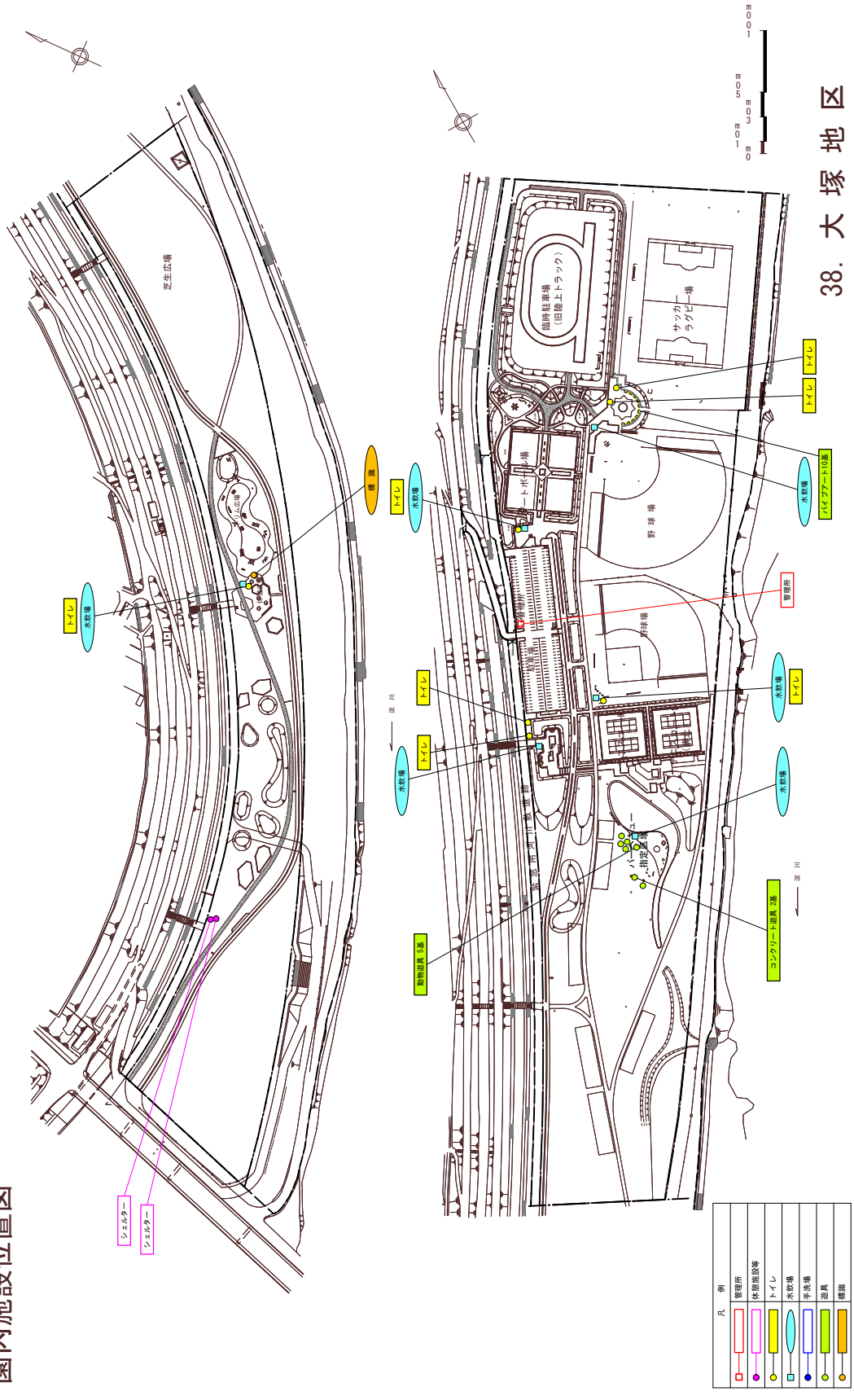
凡 例	色	施設名
□	赤	管理事務所
○	黄	休憩施設等
○	青	トイレ
○	緑	水飲機
○	紫	茶室
○	黄緑	遊具
○	黄	植栽

1000
500
0
500
1000

36. 三島江地区

→ 図 3

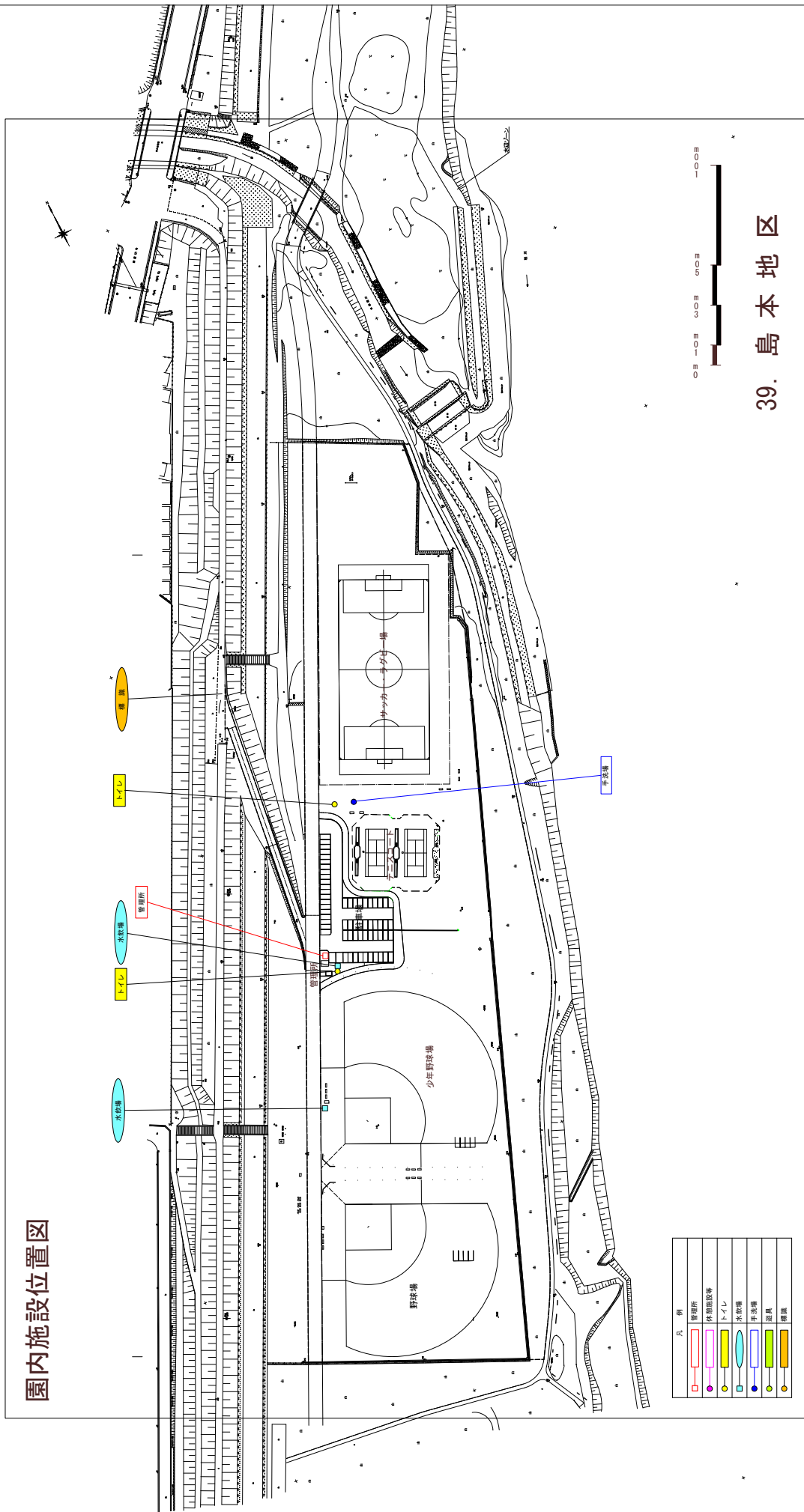
園内施設位置図



38. 大塚地区

□	管理所
○	休憩施設等
●	トイレ
■	水飲場
◇	手洗場
▭	更衣室
○	柵

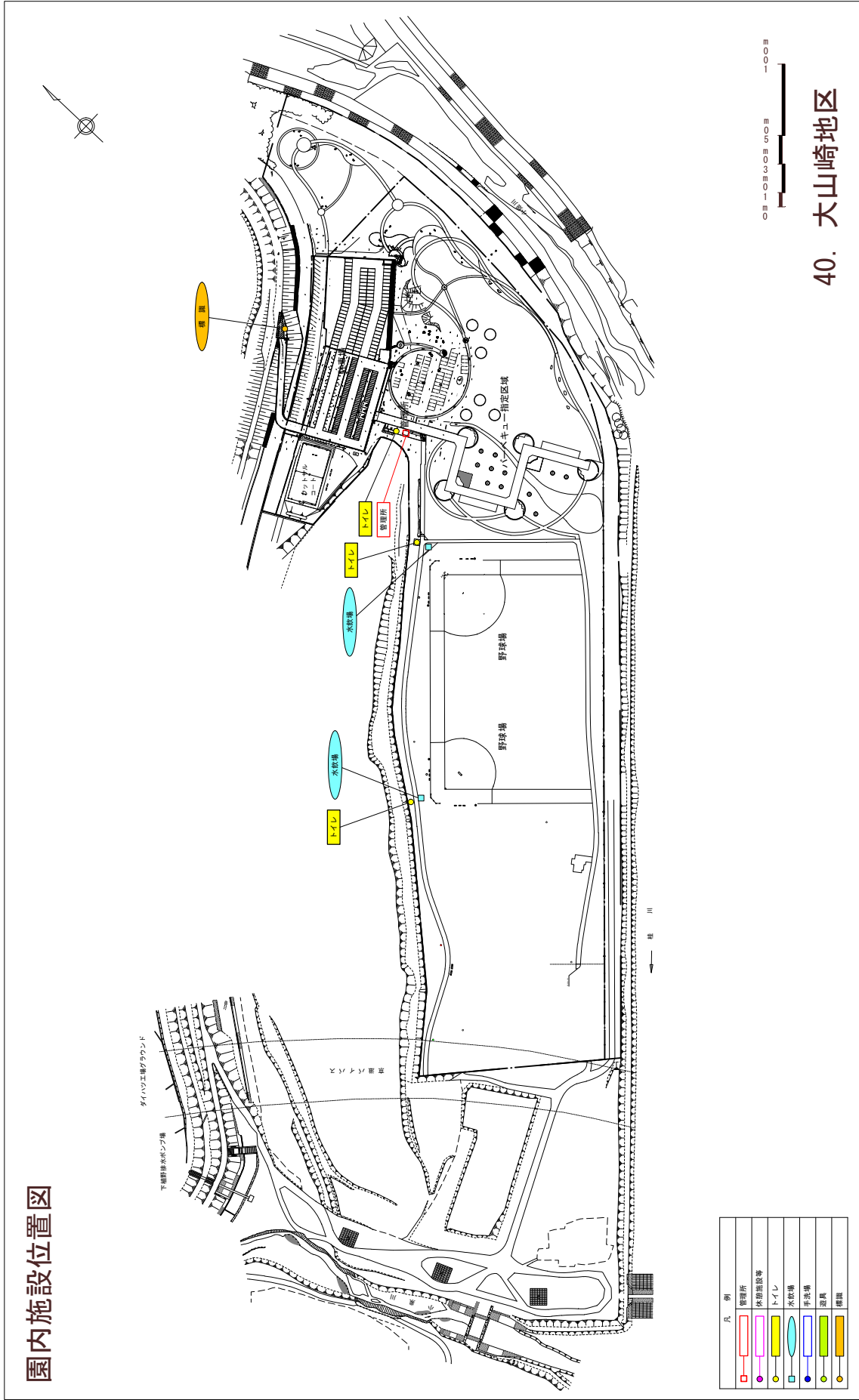
園内施設位置図



凡 例	
	管理所
	休憩施設等
	トイレ
	水飲場
	遊具
	ベンチ

39. 島本地区

園内施設位置図



凡 例	
□	管理所
■	休憩施設等
○	トイレ
●	水噴霧
◇	野球場
◆	遊具
●	柵

40. 大山崎地区

BOOK 1003
BOOK 1004
BOOK 1005
BOOK 1006
BOOK 1007
BOOK 1008
BOOK 1009
BOOK 1010

提供施設等の取扱いについて

別紙 5「共通仕様書」第 34 条に基づく建築物及び建設機械等の無償提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 受託者は、提供施設等を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) 受託者は、提供施設等を業務委託契約書第 1 条の委託業務以外に使用してはならない。
- (3) 提供施設等の維持管理は、本業務に含まれ、受託者は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 受託者は、提供施設等を他のものに転貸し、又は担保に供してはならない。
ただし、書面により国の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 受託者は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為（維持のための修繕等で軽微な物を除く。）をしようとするときは、国の承認を受けなければならない。
- (6) 受託者は、業務委託契約が完了した場合、又は契約が解除になった場合は、提供施設等を別記様式 1、2 による返納書により、直ちに国に返納しなければならない。
- (7) 受託者の責に記すべき事由により提供施設等を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補填し又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りではない。

2. 報告及び検査

- (1) 受託者は、提供された提供施設等について提供施設等使用実績報告書（別記様式 3）を翌月 5 日までに甲に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、提供施設等を返納する場合、国の行う検査に合格しなければならない。

別記様式 1

建築物返納書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

殿

受託者住所

氏名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額円)の〇〇〇〇に係る下記建築物を引渡します。

記

別記様式 2

建設機械返納書

平成 年 月 日

物品管理官

淀川河川事務所長

殿

借受人又は代理人

所属氏名

印

平成 年 月 日付契約に係る〇〇〇〇工事用に借受した建設機械を下記のとおり返納する。

記

1 建設機械名

1 借受期間 自平成 年 月 日
日間
至平成 年 月 日

1 返納月日 平成 年 月 日

1 立会人・官職氏名 印

(備考) この返納書は 2 部作成し、1 部を借受人に交付するものとする。

取得した備品の取り扱いについて

残存する備品及び貸与備品については、下記により取扱うものである。

記

〔委託費で取得した備品〕

1. 取扱い

- (1) 受託者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 受託者は、業務委託契約を締結した際に、支出負担行為担当官に残存備品要求書(様式第 1)を提出するものとする。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され継続して備品を使用する場合は残存備品継続使用承認申請書(様式第 2)を支出負担行為担当官に提出し承諾を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第 8 条に基づく検査の結果、合格通知があった後、残存備品返納書(様式第 3)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ② 備品が受託者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

(2) 処分の方法

受託者は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。
また、売払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売払う事ができないものは、破棄することができる。受託者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

〔貸与備品〕

1. 取扱い

- (1) 受託者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受託者は、業務委託契約を締結した際に、分任物品管理官に貸与備品要求書(様式第4)を提出し分任物品管理官の承諾を得るものとする。
- (3) 分任物品管理官は、貸与備品要求書を受理し問題なき場合は受託者へ貸与備品引渡通知書(様式第5)をもって承諾したものとする。
- (4) 受託者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第8条に基づく検査の結果、合格通知があった後、貸与備品返納書(様式第6)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受託者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受託者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受託者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ② 備品が受託者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

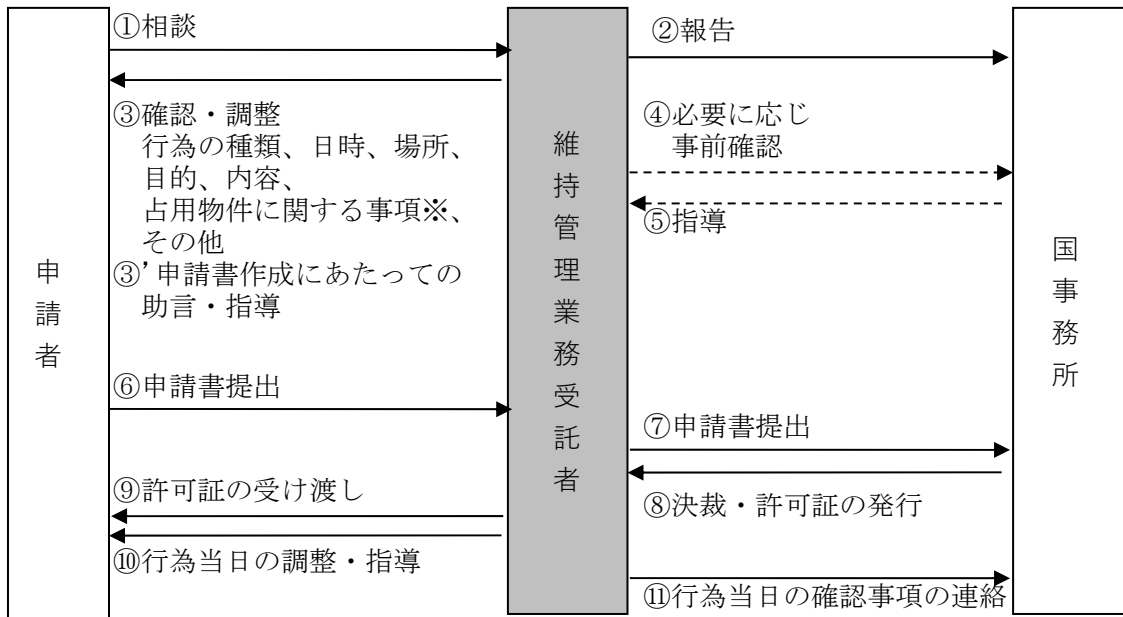
(2) 処分の方法

受託者は、備品が前号に該当する事由により使用不能と認められる場合は、速やかに分任物品管理官に貸与備品返納書(様式第7)をもって報告し、使用不能備品を返納するものとする。

許認可事務

物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都市公園法第12条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。

<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 淀川河川公園維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体的には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

淀川河川公園主催の行催事のうち、以下のものを「主催イベント」という。なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書(支出項目内訳)により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする(下表)。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

- | | |
|-----------------|---------|
| ・淀川の自然を楽しむ会 | (7月、2月) |
| ・淀川三川ふれあい交流七夕祭り | (8月) |
| ・マナーアップキャンペーン | (10月) |
| ・グリーンサーカス | (10月) |

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局長の許可（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントの実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和31年政令290号）第20条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる、ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 持ち込みイベント

第3者が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

7. 行催事の件数の数え方

- 1) 原則として当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1年未満の期間続けて行う展示等は1回と数える。当該年度内に1度撤去し、再設置した場合は設置する毎に1回と数える。
- 3) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は1回/日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に1回と数える。
- 4) 自主事業による行催事も、1)～3)の方法で実施回数に加えるものとする。

8. 行催事の参加者数の数え方

- 1) 参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示は参加者数を数えない。

9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

平成 30 年 1 月 31 日
淀川河川公園管理センター 企画運営課

「第 104 回 淀川の自然を楽しむ会」実施計画書
テーマ「川原の野鳥観察会」

1. 目的 野鳥観察会を通じて、淀川の豊かな自然を満喫してもらうと共に、冬ならではの公園の楽しみ方を体験してもらうことを目的とする。
2. 日時 平成 30 年 2 月 18 日（日） 10：00～12：30 ※雨天決行
3. 場所 淀川河川公園 枚方地区～牧野
4. 主催 淀川河川公園
協力 NPO 法人シニア自然大学校、枚方いきもの調査会
5. 実施内容 野鳥の説明、野鳥の観察、野鳥ビンゴゲーム、野鳥あわせ など
6. 参加対象 先着 200 人
7. 参加費 無料
8. 参加方法 2 月 16 日(金)までに電話申し込みが必要
淀川河川公園管理センター TEL：06-6994-0006
(住所・氏名・生年月日・電話番号、携帯番号を申し出)
9. 参加者持参物
 - 必須品 飲料、暖かい服装
 - 持っていれば 双眼鏡、望遠鏡、鳥図鑑
10. スケジュール
 - <集合>
 - 9:30 集合 京阪電鉄「枚方市駅」1 階中央コンコース
シニア自然大学校スタッフが現地（テント前）へ誘導
 - 受付 淀川河川公園枚方地区内テント
25～30 名単位に班分け
 - <内容>
 - 10:00 開会式（開会挨拶、スケジュール説明、野鳥及び観察方法の説明）
 - 10:10 野鳥の観察・野鳥ビンゴゲーム（移動しながら）
※トイレ移動 公用車 1 台
 - 12:00 スタート地点に戻り全体で鳥合わせ・観察まとめ
 - 12:20 各班毎に振り返り・アンケート記入
 - 12:30 終了(閉会・解散)
 - ※当日、午前 6 時に開催判断
11. 広報
 - 公園情報誌「よしぶえ」掲載
 - 公園 HP「イベントごよみ」掲載
 - 地元広報誌「広報ひらかた」等掲載(予定)
 - 関西レジャー記者クラブ、枚方記者クラブ、FMひらかたへのリリース

団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き

申請書

行為の許可申請書

公園内において物品販売、頒布、ロケーション、大規模なスポーツ大会等の行為をしようとするときは、許可申請書を実施日の30日前までに発注者に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様です。

発注者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。

申請書、使用箇所図の他に目的・内容等の確認ができる具体的な企画書などを添付して下さい。

車両入園許可申請・占用申請がある場合は一緒に提出して下さい。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条

公園一時使用届

発注者以外の方が、公園内において小規模なスポーツ大会や遠足等の一時的な使用の場合など短時間の一時使用は、上記の「行為の許可申請書」によらず、公園一時使用届を実施日の30日前までに発注者に届け出して、その使用許可を受ける必要があります。

行為の許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
2. 「平成 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入して下さい。
4. 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
5. 「行為の種別」は、「展示会」、「競技会」、「集会」、「ロケーション」等記入し、大会名等ある場合は（ ）書きで記入して下さい。
6. 「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて（予備日は「その他参考となるべき事項」へ）記入して下さい。
7. 「場所」は、原則として園内施設名を記入して下さい。
なお、サービスセンターの利用に当たっては、室名等を記入して下さい。（複数利用する場合も全ての室名等を記入して下さい。）
8. 「目的」は申請行為を行う目的、「内容」は申請行為の具体的内容を記入して下さい。
9. 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
 - (1) 工作物の設置に伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項
 - (2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日
10. 申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付して下さい。
11. 競技会の場合はスタート・ゴール・進行方向（→で図示）・給水箇所・救護テント等を記入したコース図及び緊急連絡体制図（電話番号を記入）を添付して下さい。
12. 模擬店を出す場合は、別途占用申請書を提出して下さい。

※ 園内の樹木、その他の公園施設を損傷した場合、他の利用者の方に不快感を与える行為をした場合、許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂く事があります。

許可申請書

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住 所
氏 名

印

電 話

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種別	
日時又は期間	平成 年 月 日 ()
場所	淀川河川公園 地区
目的	
内容	別紙のとおり
その他参考となるべき事項	参加人員 名

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
 - (1) 工作物の設置に伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他の必要な事項
 - (2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

公園一時使用届

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住 所
電 話
氏 名

印

下記の通りの要領で使用したいのでお届けします。

記

- 1 場所 地区（別添図の区域）
- 2 目的
- 3 内容及び人数

使用人数 人

- 4 使用期間 平成 年 月 日（ ） 日間
時 分 ～ 時 分

- 5 仮設物
- 6 その他

受付者

占有申請書

設置・管理許可申請書又は行為の許可申請書の申請の際に、公園を独占的に使用する場合に申請が必要です。

大型の機材（レーン、イントレなど）やテントなどを設置する場合や、コーンやロープなどで場所を仕切って独占的に使用する場合に申請が必要です。

占有許可申請書に記載し申請してください。別途、占有料が必要となります。

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条

その他、申請にあたっては「淀川河川公園利用規則」をご確認ください。

占用許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入して下さい。
 2. 「平成 年 月 日」は提出日を記入して下さい。
 3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入して下さい。
 4. 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印して下さい。
 5. 「占用目的」の欄には、「〇〇工事の現場事務所」「〇〇競技会の本部」等、具体的に記入して下さい。
 6. 「占用期間」は、事前設置の期間（工事期間）も含めて記入して下さい。
 7. 「占用場所」の欄には、「〇〇地区〇〇広場」等、具体的に記入し、位置図及び詳細図を添付して下さい。
 5. 「占用物件の構造」がわかる様な資料を添付して下さい。
 6. 「占用物件の外観」がわかる様な寸法・占用面積計算を記入した図面を添付して下さい。
 9. 許可書は、納入告知書（＝使用料請求書）と一緒に申請書記載の住所へ送付します。
- ※申請書は、添付図と共に物件を設置する 30 日前までに提出して下さい。

占用許可条件書

1. 占用期間の更新を行うときは、占用期間の満了 30 日前までに書面をもって公園管理者 淀川河川管理事務所（以下「甲」という。）に協議して下さい。
2. 占用料は、有償・無償 とします。
3. 占用者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって当該占用物件を管理して下さい。
4. 乙は、占用期間中に当該占用物件を当該目的以外に供してはいけません。
5. 乙は、当該占用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはいけません。
6. 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に協議の上、当該占用物件に係る協議内容の取消、又は変更を行う事ができます。
 - (1) 乙が本許可、回答書に示す条件に違反したとき。
 - (2) 公園施設に支障が生じたとき、又は生じる恐れのあるとき。
 - (3) 公園計画上、占用物件の構造を変更する必要性のあるとき。
7. 占用期間が満了し、又は占用物件に係る協議を前条により取消し、当該占用物件の撤去を行ったときは、速やかに原状回復しなければなりません。ただし、占用期間の更新がなされるとき、又は甲が承認したときはこの限りではありません。
8. 本件に関し疑義のあるとき、その他占用物件についての疑義を生じたときは甲乙協議の上決定します。

許可申請書

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

都市公園法第6条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

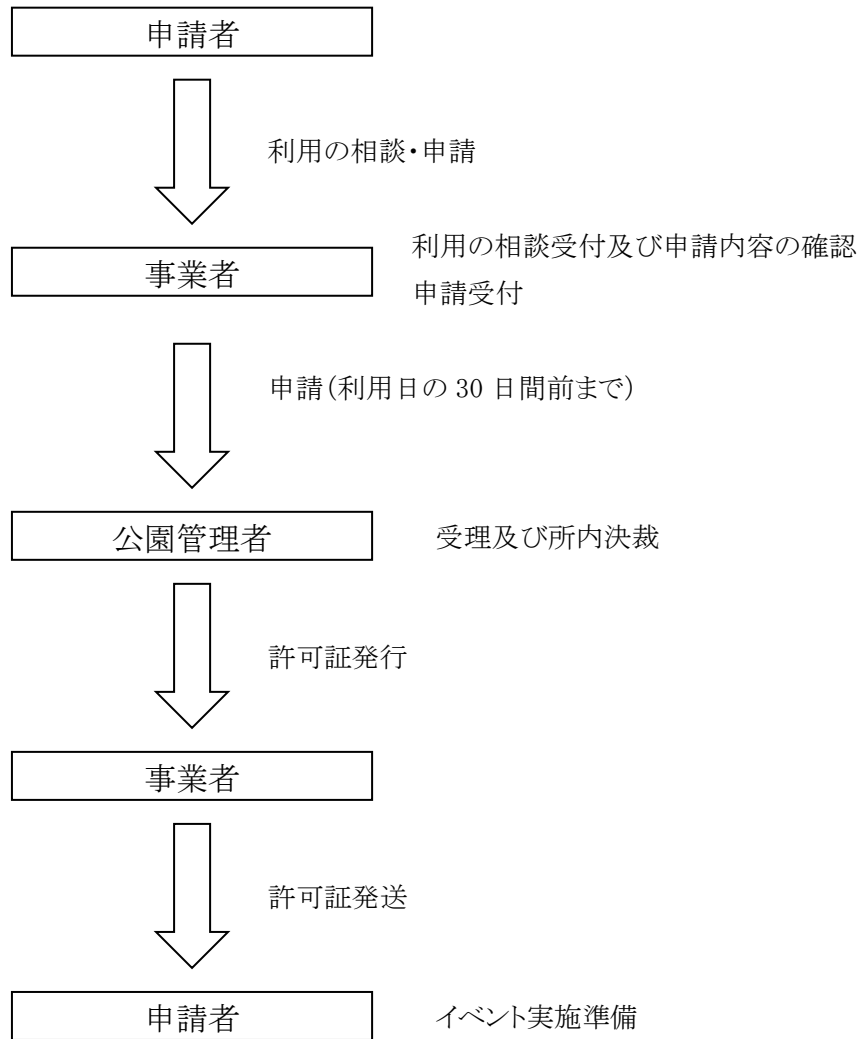
占用の目的	
占用の期間	平成 年 月 日 ()
占用の場所	淀川河川公園 地区
占有物件の構造	別紙のとおり
占有物件の外観	別紙のとおり
占有物件の管理方法	占有者で管理
工事の実施方法	占有者で実施
工事の着手及び完了の期間	平成 年 月 日 () 時 分から 平成 年 月 日 () 時 分まで
都市公園の復旧方法	現状復旧
その他参考となるべき事項	占有面積 m ²

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

申請手続きの流れ

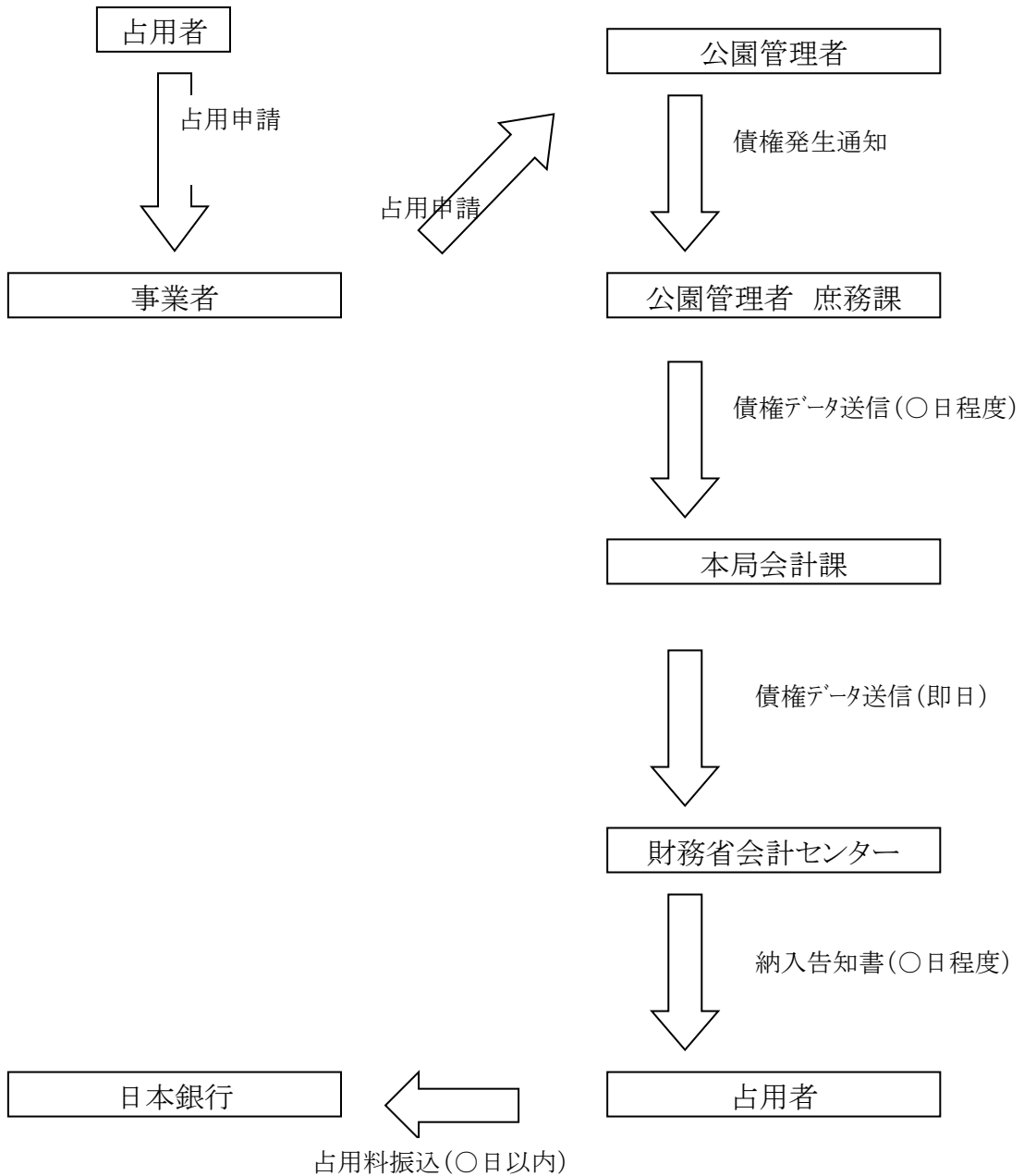
(都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条、第 12 条)



※原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

占用申請手続きの流れ

(都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条）



※原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

継続性の高いイベント

イベント名	時期	内容・連携対応
淀川の自然を楽しむ会	8月	「干潟で楽しもう」等の自然をテーマとしたイベントを実施する。 連携先：NPO 法人シニア自然大学校
淀川の自然を楽しむ会	2月	「河原の野鳥観察」等の自然をテーマとしたイベントを実施する。 連携先：NPO 法人シニア自然大学校
七夕祭り	7月	歴史と自然と景観を満喫できる淀川三川（桂川、宇治川、木津川）合流地域の魅力を広く知っていただくため、淀川河川公園背割堤地区で「七夕まつり」を開催する。 連携先：淀川三川合流地域づくり推進協議会、八幡市商工会ほか
グリーンサーカス	10月	地域住民による緑化活動への参加のきっかけとなるような各事業の取り組み等の紹介や、緑化活動団体の協力を得ながら、地域住民との交流と相互間のネットワークを推進を行う。 連携先：近畿都市緑化推進連絡協議会
マナーアップキャンペーン	10月	マナーアップキャンペーンとしてのぼり旗の掲示を行う。 連携先：淀川河川公園連絡協議会

淀川サポート制度実施要領

(目的)

第1条 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「事務所」という。）が管理する一級河川（以下「事務所管理河川」という。）の河川管理に資するボランティア活動を支援し、活動団体と事務所が協力して良好な河川環境の保全・整備を図るとともに、河川愛護意識の一層の向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第2条 淀川サポート制度とは、事務所が事務所管理河川の一定区間において河川管理に資する活動を定期的に行い、良好な河川環境の保全・整備に積極的に取り組む活動団体を淀川サポーターとして認定し、必要な支援をするなどの協力を事務所が行うことをいう。

(淀川サポーター)

第3条 地域の団体や学校又は企業などどのような者でも淀川サポーターの認定を申し込むことができる。ただし、社会的秩序を乱すと考えられる団体は除外する。

(活動内容)

第4条 淀川サポーターが実施するボランティア活動とは、次のものをいう。

- 1 清掃
- 2 除草、植栽・植生管理
- 3 生物保護活動
- 4 その他事務所が認める活動

(活動場所)

第5条 淀川サポーターの活動場所は、事務所管理河川の高水敷及び堤防とし、原則として100m以上の区間とする。ただし、植栽・植生管理については事務所があらかじめ指定する範囲内で活動するものとする。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は活動場所を分割するなどの調整を行うことができる。また、活動が終了した場合や河川工事等により活動できなくなったなどの場合に、植えられた植物について事務所は補償等を一切行わないものとする。

- 2 事務所は活動場所に淀川サポーター名や活動場所を記したサインボードを設置することができる。

(活動期間)

第6条 淀川サポーターの活動期間は1年間とし、その後は更新することができる。なお、植栽・植生管理について同一活動場所に複数の申し込みがあった場合は、事務所は

活動期間の更新を制限することができる。

(活動に対する支援)

第7条 淀川サポーターの活動に対し、事務所は次の支援を行う。

- 1 清掃用具等の貸与及び給付
- 2 収集ゴミの回収

(認定手続等)

第8条 活動団体が淀川サポーターの認定を受けようとするときは、あらかじめ別記様式一1に定める淀川サポート制度申込書を活動場所の管理を担当している国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所の担当出張所（以下「担当出張所」という。）を経由して国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）へ申込むものとする。

- 2 事務所長は前項による申込みがあったときは審査をし、その結果が適正であった場合は淀川サポーターとして認定して認定書を交付する。

(協定)

第9条 事務所長は活動団体を淀川サポーターとして認定したときは、淀川サポーターと淀川サポート制度協定書を締結するものとする。

- 2 淀川サポーターが活動期間中に協定の解除を申し出たとき、協定書に規定する責任を果たしていないとき又は淀川サポーターとしてふさわしくないと認められるときは、事務所長は協定を解除することができる。

(活動計画)

第10条 淀川サポーターは、年度当初に担当出張所と協議を行う等により別記様式一2に定める淀川サポート制度活動計画書を作成して、担当出張所を経由して事務所長へ提出するものとする。また、活動後はその都度別記様式一3により活動内容を担当出張所へ報告するものとする。

(活動中の事故等)

第11条 淀川サポート制度活動中の事故及び第三者との紛議については、淀川サポーターの責任とする。

(指示)

第12条 担当出張所は、河川管理上又はその他やむを得ない事情があると判断した場合は、淀川サポーターに対して、活動に関する指示を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年3月12日から施行する。

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

平成23年3月27日
淀川河川事務所

三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について

三島江野草地区は、淀川の多様で豊かな自然環境を創出・再生するための先導的な事業として、平成14年度に高水敷切り下げを実施した地区である。平成19年度に再度切り下げを行い、水位、動植物等のモニタリング調査を継続してきたところである。

モニタリング調査の結果、利用範囲を限定することで自然環境の保全と利用者の安全確保は可能であると認められたことから、平成24年4月1日より供用を開始する。

本地区はその特性上、出水等により冠水する可能性が高いことから、管理運営にあたっては下記のとおり取り扱う。ただし、公園管理または河川管理に支障があると認められた場合、川らしい利用推進のために改善が必要な場合は随時見直しを行うものとする。

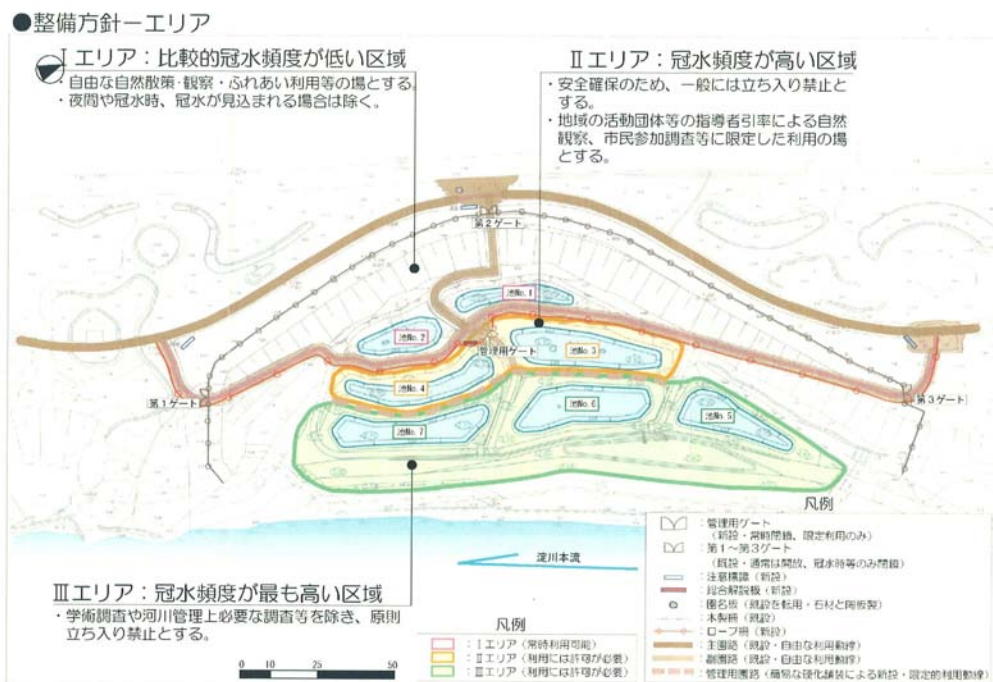
記

1 地区概要

- 位置 大阪府高槻市 淀川右岸（三島江地区の上流部で隣接）
- 供用面積 5.9ha
- 主要施設 緑地、園路、管理柵等

2 エリア設定

- Iエリア： 比較的冠水頻度が低い区域（冠水頻度年1～8日を想定）
- IIエリア： 冠水頻度が高い区域（冠水頻度年8～71日を想定）
- IIIエリア： 冠水頻度が最も高い区域（冠水頻度年95～275日を想定）



3 利用規則

- I エリア： 三島江地区の開園時間内は利用可能とする。
ただし、出水等で冠水した場合または冠水の可能性のある場合は進入ゲートを閉鎖し、立入禁止とする。
- II エリア： 一般の公園利用者の立入は禁止する。
自然環境の調査・学習、外来種駆除などの環境保全活動を目的として、事前の届出により公園管理者（淀川河川事務所河川公園課）の承諾を得た団体又は個人のみ立入を認める。
- III エリア： II エリアと同様とする。

4 通常時のゲート管理

- I エリア： 公園出入口の車止めゲートに合わせて開閉する。
開閉は三島江管理所の管理員が行う。
- II・III エリア： 通常時は閉鎖し、事前の届出公園管理者の承諾を受けた団体又は個人に鍵を貸し出す。
届出の受付は鳥飼サービスセンターとし、鍵の貸出は三島江管理所の管理員が行う。
貸出時間は9:00～16:30（6～8月は18:30）とする。

5 巡視

巡視ルートは別紙のとおりとする。本地区の供用前より実施している既設3ゲートまでの巡視に加えてIエリア及びIIエリアの巡視を追加する。なお、巡視方法は平成23年8月改訂現場管理員マニュアルによるものとする。

6 II・IIIエリアの入園条件

- 1) 入園目的が本地区の整備・管理の目的に合致する活動（自然環境学習、外来種駆除等の環境活動等）に限る。
- 2) 入園時に当該活動の安全管理の責任者（インストラクター等）が同行する。
- 3) 次の注意事項を厳守できる者に限る。
 - (1) II・IIIエリアで発生した怪我、事故の責任は当該活動を行う団体または個人が負う。
 - (2) 原則として動植物は採取しない。調査や外来種駆除など採取が必要な場合は、事前に公園管理者の承諾を受けること。
 - (3) 貸出を受けた鍵は、最終使用時間までに三島江管理所に返却する。鍵を紛失した場合は、当該活動の責任者が復旧費用を負担する。
 - (4) 当該活動により発生したゴミは持ち帰る。外来種駆除など環境活動で発生した塵埃はこの限りではないので、事前に公園管理者を調整を行うこと。
 - (5) ペットを連れて入園しない。（介助犬を除く）
 - (6) バーベキューは行わない。

7 出水時におけるゲート管理

1) Iエリアのゲート閉鎖基準

- (1) 大阪府北大阪地区、東部大阪地区のいずれかにおいて、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報が発令された場合。
- (2) 淀川河川事務所から風水害災害体制が発令されと場合。
- (3) 枚方観測所の水位が-2.65mに達した場合。
- (4) IIエリアの池が冠水し、今後も水位上昇が見込まれる場合。
- (5) その他公園管理者が指示した場合。

2) Iエリアのゲート再開基準

次のいずれかの基準を満たし、かつ現地確認によりIエリアの利用に支障がないと認められる場合。

- (1) 上記 1)-(1) 及び 1)-(2) が解除された場合。
- (2) 枚方観測所の水位が-2.65mを下回り水位上昇が見込まれない場合。
- (3) その他公園管理者が指示した場合。

単位:m

エリア	池No.	縁高 OP+	枚方観測所での 基準水位換算
I	1	4.35	-1.75
	2	4.25	-1.85
II	3	3.85	-2.25
	4	3.45	-2.65
III	5	3.40	-2.70
	6	3.30	-2.80
	7	3.20	-2.90
		基準高	
参考:枚方地区プロムナード		4.0	-2.1

表：三島江野草地区 敷高一覧

以 上

公園ロゴタイプとマスコットキャラクター



赤 緑
青 緑
青

青
淀川河川公園
緑 緑 赤 緑 緑

青 青 青
YODOGAWA RIVERSIDE PARK
緑 赤 緑

ロゴタイプの表示色
 ■特色使用時
 (D I C 日本伝統色使用)
 青 (DIC 日本伝統色 891)
 赤 (DIC 日本伝統色 731)
 緑 (DIC 日本伝統色 844)
 ■%指示時
 青 (M30+C 100)
 赤 (Y100+M 70)
 緑 (Y70+C80)

ペット対応

淀川河川公園における規制対象ペットは犬を対象とする。
公園内に犬を伴って入園する場合は、以下の条例に従う。

- ・ 大阪府「動物愛護及び管理に関する条例」
- ・ 京都府「動物の飼育管理と愛護に関する条例」

この中で規定されている事項で、公共の場所に犬を同伴しようとする場合、犬を制御できるように引き綱及び鎖でつなぐこととなっている。ただし、盲導犬、警察犬、その他規則で定める犬を、その目的のために使用する場合を除く。また、糞便により公共用地内を汚すことを禁じている。

淀川河川公園は河川敷内で公共の場所であり、誰でも自由に利用できる場所のため、犬を係留綱から解放することはできない。このため、綱や鎖で係留していない場合は係員が注意指導をおこなう。これらの注意を徹底するために、園内に注意サインを設置する。(図-1 参照)

また、犬を同伴する来園者にチラシを手渡すなど、常に来園者に正しい使い方を守るよう指導する。(図-2 参照)

その他の注意として

- ・ 排泄物の処理は飼い主が責任を持って行い、持ち帰る
- ・ 他の来園者に吠えたり飛び掛るなどの迷惑行為をさせない
- ・ ペットによる事故、トラブル等が発生した場合はペット同伴者の責任とする



図-1 注意サイン事例

飼い主のみなさまへ！

**犬の散歩・運動には必ず
引きつなをつけてください**

犬の放し飼いは

『大阪府動物の愛護及び管理に関する条例』

により禁止されています。

国土交通省 淀川河川事務所 淀川河川公園 守口サービスセンター
大阪府 大阪府後方保健所 大阪府後方保健所 淀川河川公園

飼い主の皆様へ！！



犬の散歩・運動には必ず引きつなをつけてください。

犬のフンは飼い主が責任を持って処理してください。

犬の放し飼い及び犬のふん便によって公園などを汚すことは、

『動物の飼養管理と愛護に関する条例』

により禁止されています。

国土交通省 淀川河川事務所 京都府
(財)河川環境管理財団

犬の放し飼い禁止

犬の放し飼いは大阪府動物の愛護及び管理
に関する条例に違反しています。

狂犬病の予防注射を年1回受けていますか？

狂犬病予防法で犬の所有者の義務になっています。

国土交通省 淀川河川事務所 淀川河川公園 守口サービスセンター



犬の散歩は必ず引き紐をつけて
フンの後始末も必ず済ませて・・・

国土交通省 淀川河川事務所 淀川河川公園 守口サービスセンター

図-2 チラシ事例

一般入園者がペットを同伴する場合とは別に、淀川河川公園ではドッグラン（犬の訓練、調教行為等）行為に係る申請をおこない許可を受けて使用する場合があります。この場合は、審査のうえ都市公園法12条第1項に基づく許可を行い使用を認めている。都市公園法12条に基づく許可処分は、河川法においては準則の一時占用許可に該当し、一定期間の敷地使用の許可を受けている。使用にあたっては敷地使用に係る許可条件を付与する他、使用料金を徴収している。

使用許可申請における審査基準の主たる点は次のとおり。

- ・ 許可敷地にフェンスを設置し、外部に犬が飛び出さないよう安全対策をおこなうこと。
- ・ フェンスの高さは1 m以上とすること。
- ・ フェンスは堅牢なものとし、ロープ柵は認めない。
- ・ フェンス内で犬の放す場合は小型犬に限り、大型犬は認めない。
- ・ 狂犬病予防法第4条（市町村長への犬の登録）、第5条（狂犬病予防注射と注射済票の交付）を完了しているかの確認のため、許可申請書に証明書の添付が必要。
- ・ 使用にあたっては安全管理、条例や他法令の遵守、事故が発生した場合は自己責任により対処をおこない、良好な河川利用をおこなうものとする。

利用者指導について

1. 目的

公園利用者及び近隣の住民が気持ちよく快適に利用できるよう、公園内の案内及び他の利用者に迷惑となるような不適切な行為について指導を行う。

2. 公園利用者の指導事項

① 不法占用、不法行為

- ア 許可を受けず、営利を目的とした物品の販売又は頒布等不法売店が出店した時は、注意を行い、撤去をお願いする。
- イ 許可を受けず、営利のみを目的とした集会、展示会、興業等不法占拠を発見した時は、注意を行い、撤去をお願いする。
- ウ 公園内で、ホームレスがテントを張って不法占拠した場合は、立ち退くようお願いする。
- エ 公園施設の破損又は汚損行為及び指定区域外の火の使用を発見した時は、中止の指導をする、必要に応じ安全対策等を行う。
- オ 不法工作、不法耕作、不法投棄を発見した時は、中止の指導をする。

② その他危険迷惑行為

- ア ゴルフの練習者や引き綱を外した犬など、他の公園利用者の危険となる行為は禁止し、止めるよう指導をする。
- イ 落書きがあった場合で、特に差別落書きについては、その内容を速やかにサービスセンターに連絡すること。又その落書きは、現地保存を必要とするので、覆い等で保護し、文字を消さないこと。
- ウ ラジコン類（飛行機）は危険防止のため禁止されているので止めるよう指導する。
- エ 芝生広場での野球、サッカー等の球技の利用は、他の公園利用者の危険を考慮し禁止されているので止めるよう指導する。
- オ その他利用者に危険や迷惑をおよぼすもの、また公園施設を破損させる恐れのある物品等の持ち込みは禁止されているので、指導を行う。

③ 不審人物、不審拾得物

不審人物を発見した場合は、別添 9「危機管理について」に基づきサービスセンターへ連絡を行うと共に、その指示に従う。不審拾得物の発見も同じ対処とする。

④ 案内

利用者からの問合せや質問に対しては親切丁寧にまた分かりやすく的確に答えること。また、パンフレットおよび広報誌を提示し分かりやすく説明すること。

⑤ バーベキュー利用者

バーベキューの利用区域内で行うよう指導すること。また、他の利用者が気持ちよく使えるよう、ゴミ等の持ち帰りをお願いすること。

⑥ 野犬対策について

- ア 野犬が出没している場合は、1日3～4回の放送による注意喚起をする。巡回中も、利用者に同様の注意を呼びかけること。
- イ 野犬を発見した時は、とどまって利用者に注意喚起する。
- ウ 野犬に餌をやっている人を見つけた場合は、説明をして止めてもらう。
- エ 野犬を確認した場合には、巡視日報に特徴等を記載する。
- オ 報告に基づきサービスセンターと保健所、警察で対処方法を検討する。
- カ 野犬が危険と感じたら、広域巡視及びサービスセンターで対処する。
- キ 公園利用者から苦情があった場合には、現在の状況と対処方法を説明する。

⑦ 利用

- ア 野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、陸上トラック、フットサルコート、ゲートボール場の使用については、「淀川河川公園施設利用規約」に規定されている利用方法に従い指導する。
- イ 一時使用及び許可使用に基づき許可した使用が、明らかに許可内容と異なる場合は、定められた連絡体制に基づきサービスセンターへ連絡を行うと共に、その指示に従う。

3. 報告

不法占用、不法行為、その他の危険迷惑行為、安全措置などで緊急時の対応をした時は速やかに、別紙 30「淀川河川公園巡視マニュアル」の（公園点検写真報告書）、（公園利用者指導報告書）に記載し、担当サービスセンターに連絡する。

淀川河川公園施設利用規約

この規約は、野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、陸上トラック、フットサルコート、ゲートボール場のインターネットによる予約に適用します。

利用日には「淀川河川公園施設利用券」を提出してください。利用券のプリントが出来ない方は各管理所で、携帯電話の「予約状況の確認画面」の提示でも利用可能です。

利用については、管理所管理員の指示に従ってください。施設内でのケガ、所持品の紛失等の責任は負いません。発生したゴミ類等は、各自、お持ち帰りください。

利用に際しては、一般入園者の迷惑とならないよう十分配慮してください。

テニスシューズ以外でのテニスコート面への立ち入りをお断りします。

申し込み時間以外はテニスコートやグラウンド等の利用は厳禁とします。

ア) 2時間の利用時間には、利用後の整備時間も含まれています。

イ) 10分前にはプレーを終了して用具等の後片付けをしてください。

利用後は、清掃、整地等を行い、施設を正常な状態に戻した上、直ちに次の利用者に明け渡してください。

0 公園に関する工事、出水、優先使用等により運動施設の利用ができない場合があります。

予約画面に表示します。※既に予約されている方にはメール又は電話でお知らせします。

1 施設の管理上、利用が不相当であると認められる場合（例：目的外利用等）は、予約の停止やID番号の取り消しをすることがあります。

2 利用受付は、利用日の1ヶ月前から行います。

ただし、野球（土、日、祝日）にかかる抽選予約は、前月の9日9:00～15日24:00の間に受け付け、16日9:00に決定します。当選の方は20日24:00までに確定作業をして下さい。しない場合は当選が無効になります。抽選空きの予約は、21日9:00から先着順になります

3 予約手続き後の利用料金について。

ア 天候による利用不能の場合

プレー途中で降雨等により利用不能となった場合は、区域管理員の証明に基づき利用時間に見合った利用料金を引き落とします。（30分過ぎた利用は1時間の利用とします）

イ 利用予定日の1週間前の17:00まで取り消しができます。

同時間を過ぎますと、施設利用の有無、予約手続きの間違い等に関わらず、預金口座振替依頼書に記載された金融機関口座から利用料金を引き落としされます。

ウ 預金口座振替依頼書に記載された金融機関の口座から引き落としができない場合は、予約の停止やID番号の取り消しをすることがあります。

4 施設利用料金についてのお問い合わせは、利用月の翌月の5日までにサービスセンターまでお願いします。

5 施設利用料金は、当月利用額を翌月23日に一括して預金口座振替依頼書に記載された金融機関口座から引き落とします。事前に残高を確認してください。

6 利用予約の受付時間は、利用日1ヵ月前の9:00から当日の施設利用時間の1時間前まで

す。空き状況の確認は終日できます。

守口サービスセンター電話06-6993-0684

鳥飼サービスセンター電話072-654-9800

問い合わせ時間 午前9:00から午後4:30

定休日 毎週月曜日、年末年始（12/29～1/3）

公園を利用するにあたって

公園でバーベキューをされる方へ



平成18年4月より、淀川河川公園でのバーベキューは指定区域内でお願いします。

淀川河川公園は、散歩や自然観察、キャッチボール等いろいろな遊びができる空間です。

特に近年は、公園内でバーベキューを楽しまれる方が多くなりました。

バーベキューは火気を扱い危険を伴います、そのため誰もが安全で安心して利用できるよう指定区域を設けました。



公園内でのバーベキューについて

お願い

- (1) バーベキューは指定区域内で行ってください。
- (2) 利用に際しては、現地管理員の指示に従ってください。
- (3) 駐車場の利用時間を守って後かたづけを済ませてください。
※ 駐車場のご利用できる時間帯
・ 9月1日～5月31日までは午前9時～午後5時
・ 6月1日～8月31日までは午前9時～午後7時
- (4) 直火は禁止です。芝生を傷めない足つきのコンロを使用してください。
- (5) 直火でのバーベキューは芝生を傷めるおそれがありますので、お断りしています。
また、公園内にはゴミ箱を設置していません。バーベキューを楽しまれた後は、ゴミは必ず全て持ち帰ってください。

長柄地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



長柄地区



毛馬地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



毛馬地区



赤川地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



赤川地区



太子橋地区



淀川河川公園

バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合いましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



よどちゃん



太子橋地区

外島地区



淀川河川公園

バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合いましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



よどちゃん



外島地区

八雲地区



淀川河川公園

バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合いましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



よどちゃん



八雲地区

佐太西地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合いましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





佐太西地区

淀川

バーベキュー指定区域

駐車場 (江草橋側)

管理所

野球場

少年野球場

臨時駐車場

水

トイレ

身障者用トイレ

砂

太間地区、木屋元地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合いましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





太間地区

淀川

バーベキュー指定区域

管理所

野球場

地上トラック

駐車場

水

トイレ

身障者用トイレ

砂

三矢地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合いましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





三矢地区

淀川

バーベキュー指定区域

駐車場

管理所

水

トイレ

身障者用トイレ

砂

枚方地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





Map labels: 淀川, 枚方地区, 管理所, 駐車場, バーベキュー指定区域, 現在地, 駐車場, 水道, 砂, トイレ, 身障者用トイレ, 船着場.

西中島地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





Map labels: 淀川, 西中島地区, 管理所, 駐車場, バーベキュー指定区域, 現在地, 駐車場, 水道, 砂, トイレ, 身障者用トイレ, 野球場.

豊里地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





Map labels: 淀川, 豊里地区, 管理所, 駐車場, バーベキュー指定区域, 現在地, 駐車場, 水道, 砂, トイレ, 身障者用トイレ.

鳥飼西地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





鳥飼西地区

鳥飼下地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





鳥飼下地区

鳥飼上地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





鳥飼上地区

大塚地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





大塚地区

三島江地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守ってください。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合しましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。





三島江地区

大山崎地区

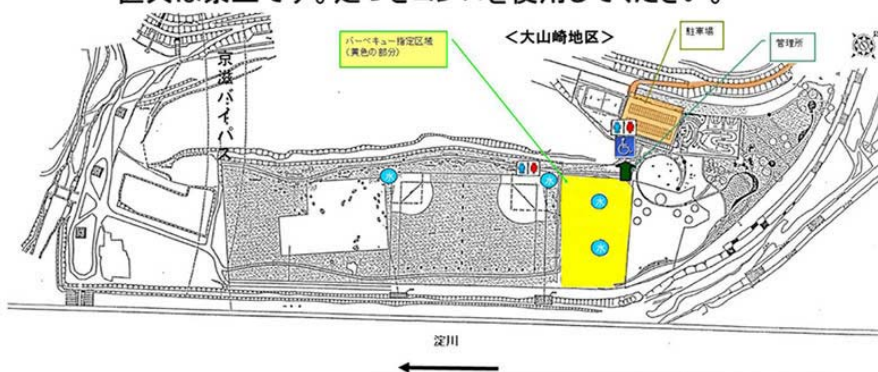


公園利用のみなさんへ

バーベキューは指定区域内で行ってください。

お願い

- ・利用に際しては現地管理員の指示に従ってください。
- ・駐車場の利用時間を守って後かたづけを済ませてください。
- ・ゴミや 消し炭は必ずお持ち帰り下さい。
- ・直火は禁止です。足つきコンロを使用してください。



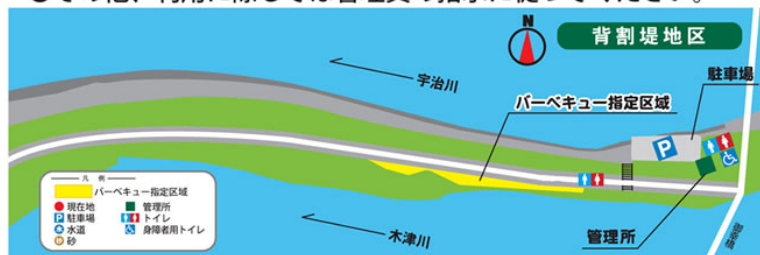
背割堤地区



バーベキュー利用のみなさんへ

利用は次の事項を守って下さい。

- 利用する場所は指定区域内で行ってください。
- 直火は禁止です。(足つきコンロを使用してください。)
- ゴミ類(生ゴミ、空き缶等)は必ずお持ち帰りください。
- 火災の恐れがありますので炭は水で消してお持ち帰りください。
- 利用される場所は秩序よくみんなで譲り合ひましょう。
- ペット類をつれて利用される場合は引き紐をつけましょう。
- その他、利用に際しては管理員の指示に従ってください。



近畿地方整備局 淀川河川事務所
資料配布

配布日時	平成28年3月22日 14時00分
------	----------------------

件名	淀川河川公園西中島地区バーベキュー有料化 ～ゴミの回収・処分する費用に充てる取り組み本格実施～
----	--

摘要	<p>○西中島地区では、バーベキュー利用を有料とし、ゴミの回収・処分する費用に充てる取り組みを試行してきました。</p> <p>○3年間の取り組みの結果、「バーベキュー利用による市街地へのゴミ投棄が無くなった」、「利用者がゴミを持ち帰らずにすむため、便利である」、「公園利用者のマナーアップが見られる」等の多くの好評価の意見をいただくことができました。</p> <p>○そのため、より一層のマナーアップと利用向上に向けて、平成28年度から下記の期間において、有料化を本格実施します。</p> <p>○期間：4月8日（金）から11月3日（木・祝）まで</p> <p>○料金：一人500円（小学生以下、65歳以上、障がい者手帳をお持ちの方は無料）</p>
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 大阪市政記者クラブ 関西レジャー記者クラブ
------	---

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副 所 長 寺内 雅晃 河川公園課長 片岡 佳三 電 話：072-843-2861 FAX：072-843-0910
------	--

西中島地区BBQ有料化のご利用案内

西中島地区では、バーベキュー利用を有料とし、ゴミの回収・処分する費用に充てる取り組みを試行してきました。

3年間の取り組みの結果、「バーベキュー利用による市街地へのゴミ投棄が無くなった」、「利用者がゴミを持ち帰らずにすむため、便利である」、「公園利用者のマナーアップが見られる」等の多くの好評価の意見をいただくことができました。

そのため、より一層のマナーアップと利用向上に向けて、平成28年度から有料化を本格実施します。

・実施期間

平成28年4月8日(金)～平成28年11月3日(木・祝)

※期間中に西中島地区で大規模なイベント等が開催される場合は中止します。

詳細は淀川河川公園HPにてお知らせします。

【4月、5月、9月、10月、11月】

利用時間は9時00分～16時45分(受付時間は9時00分～15時00分)

【6月、7月、8月】

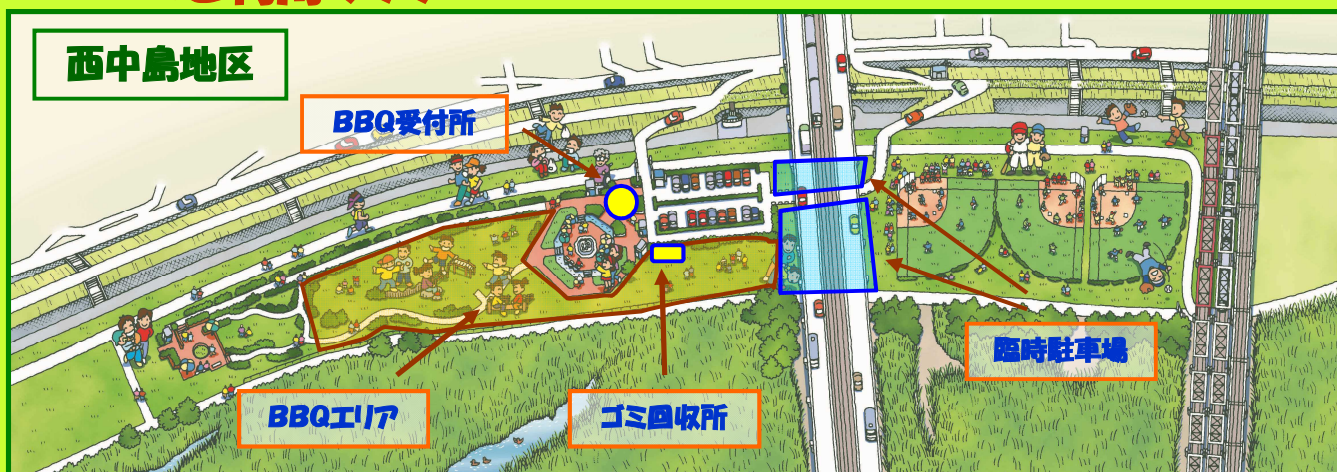
利用時間は9時00分～18時45分(受付時間は9時00分～17時00分)

・利用料金

受付所で利用料金をお支払い下さい

一人 500円 (小学生以下、65歳以上、障がい者手帳をお持ちの方は無料)

・BBQご利用マップ



(BBQエリアは木杭と黄色いロープで囲われています。)

・西中島地区へのアクセス

公共機関

- ・阪急電車南方駅または地下鉄(御堂筋線)西中島南方駅下車徒歩7分。
- ・大阪市バス木川東2丁目下車徒歩5分。

マイカー

- ・御堂筋を南下し府道16号交差点より側道を直進し、堤防に突き当たり右折すぐ左手ゲートより駐車場に進入下さい。

・BBQご利用の流れ

1. BBQ利用受付

駐車場横BBQ受付所にて、利用料金をお支払い下さい。（事前予約は行っておりません。）

受付後、お支払い頂いた方にはリストバンドを配布しますのでお一人ずつ着用して下さい。

2. ゴミ袋について

ゴミ袋は事前にお持ち頂いても構いません。当方より無料で配布もさせていただきます。

3. BBQエリアを選ぶ

BBQエリアは2箇所に分かれていますので、お好きなエリアにお進み下さい。エリア外でのBBQはご遠慮下さい。

4. BBQを楽しむ

みんなが楽しめるよう場所は譲り合ってください。大声で騒いで周りのみんなの迷惑にならないよう気を付けてお楽しみ下さい。

5. 後片付け

ゴミは袋に入れて、BBQエリア内に設置していますゴミ回収所までお持ち下さい。

・注意事項

- ・お車を運転されるお客様の飲酒は固くお断りいたします。
- ・公園内で火を使えるのはBBQエリアのみです。直火・たき火は厳禁です。
- ・BBQ用ジェル状着火剤やガスボンベ等の取扱いにはくれぐれもご注意ください。
- ・火災の危険がありますので、炭は水で消して下さい。
- ・ペット類をつれてご利用される場合は引き紐をつけて下さい。
- ・リストバンドは必ず着用して下さい。着用のない場合は利用料金を再度お支払い頂きます。

ルールを守って、楽しくBBQしよう！

BBQ運営に関するお問い合わせ先
淀川河川公園管理グループ共同体
淀川公園事務所（守口サービスセンター）
収益事業課 中岡
電話 06-6994-0006
FAX 06-6994-0095
淀川河川公園HP <http://www2.kasen.or.jp/>



よどちゃん

淀川河川公園マスコットキャラクター



○バーベキュー利用状況、有料化試行の経緯及び効果

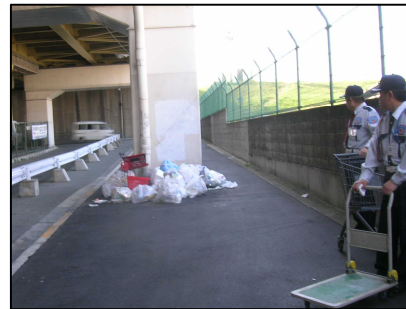
淀川河川公園西中島地区では多くの皆様にバーベキュー（以下BBQ）をお楽しみ頂いております。淀川河川公園ではBBQゴミに限らず、すべてのゴミはお持ち帰り頂いておりますが、西中島地区については、発生した大量のBBQゴミの一部が市街地へ投棄され、近隣住民の皆様のご迷惑となっていることから、平成25年度から平成27年度までBBQ利用を有料とし、ゴミの回収・処分する費用に充てる取り組みを試行してきました。

取り組みの結果、「市街地へのゴミ投棄は無くなった」、「利用者がゴミの持ち帰らずにすむため、便利である」、「公園利用者のマナーアップが見られる」等の多くの好評価の意見をいただきました。

また、公園区域外や開園時間外でのBBQ利用が無くなったことが確認されています。



西中島地区のBBQ利用状況



市街地に投棄されたBBQゴミ

○BBQ利用の有料化の本格化

より一層のマナーアップと利用向上に向けて、平成28年度からBBQ利用の有料化し、公園内でBBQゴミを回収・処分する費用に充てる取り組みを本格実施します。

本取り組みは淀川河川公園の運営維持管理業務を受注している淀川河川公園管理グループ共同体が運営いたします。

また、期間中、BBQ指定区域の拡大とそれに伴う臨時駐車場を設置します。

○実施場所：淀川河川公園西中島地区（大阪市淀川区）

○実施期間：平成28年4月8日（金）から平成28年11月3日（木・祝）まで

※期間中に西中島地区で大規模なイベント等が開催される場合は中止します。

詳細は淀川河川公園HPにてお知らせをします。

【4月、5月、9月、10月、11月】

利用時間は9時から16時45分まで（受付は9時から15時まで）

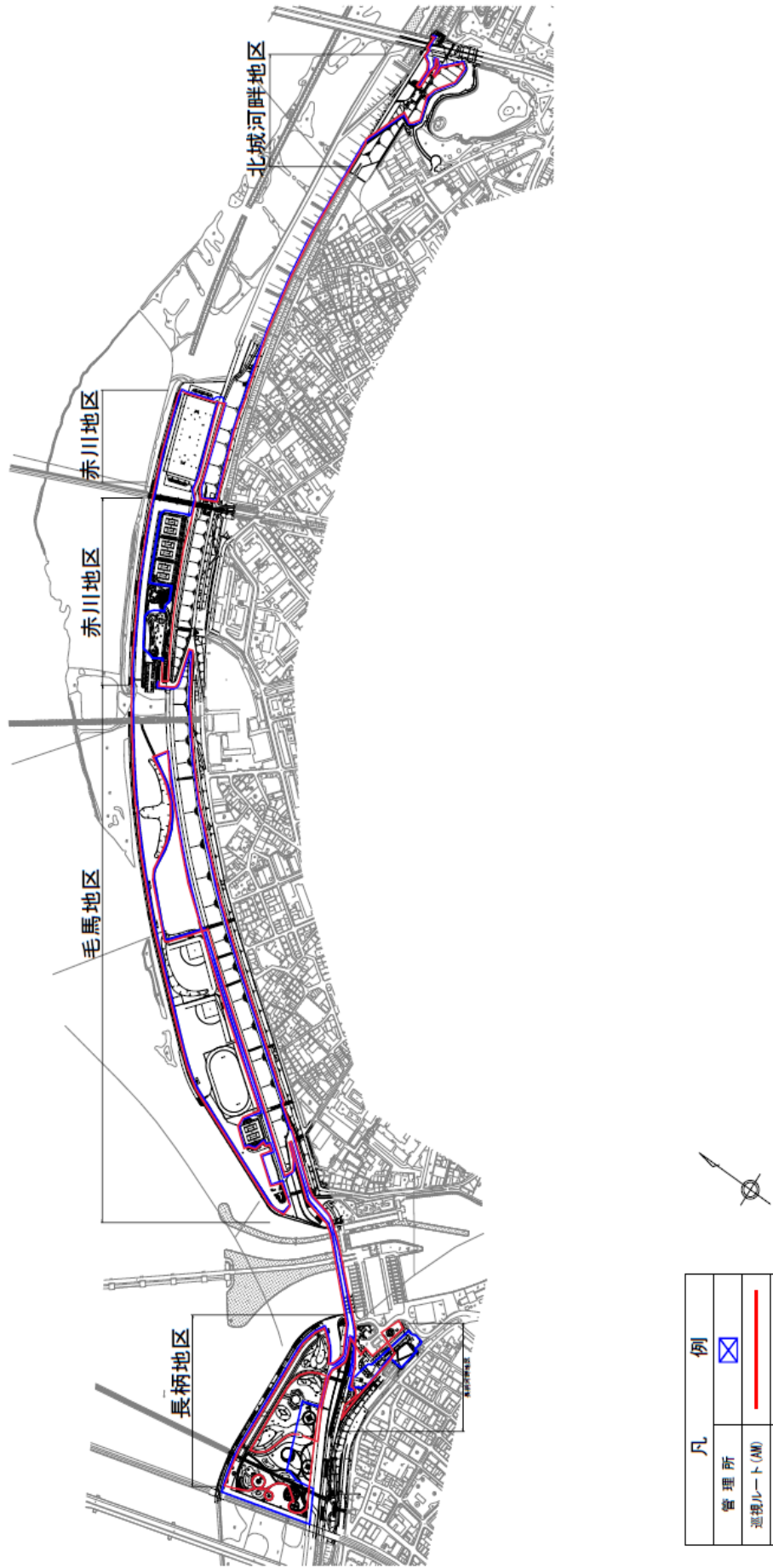
【6月、7月、8月】

利用時間は9時から18時45分まで（受付は9時から17時まで）

○料 金：一人500円（小学生以下、65歳以上、障がい者手帳をお持ちの方は無料）

BBQで発生したゴミは、淀川河川公園で処分いたします。

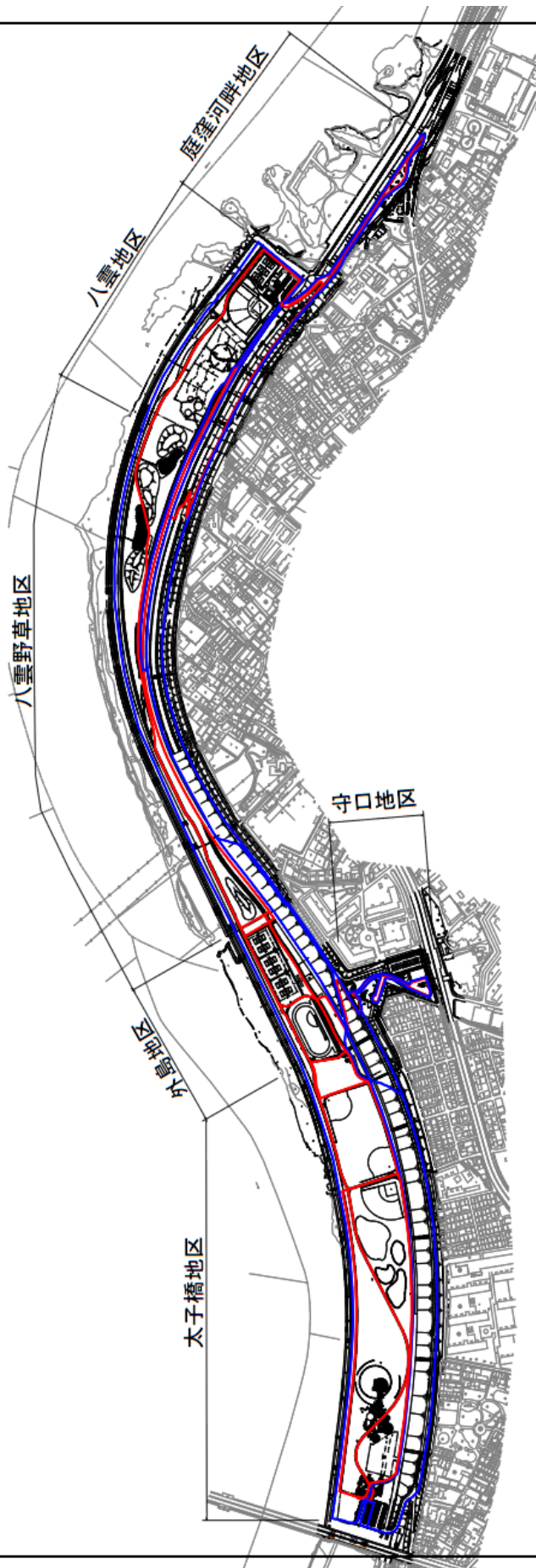
巡視ルート図



2. 赤川管理地区 (3. 長柄地区・4. 長柄河畔地区・5. 毛馬地区・6. 赤川地区・7. 城北河畔地区)

凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

巡視ルート図

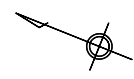
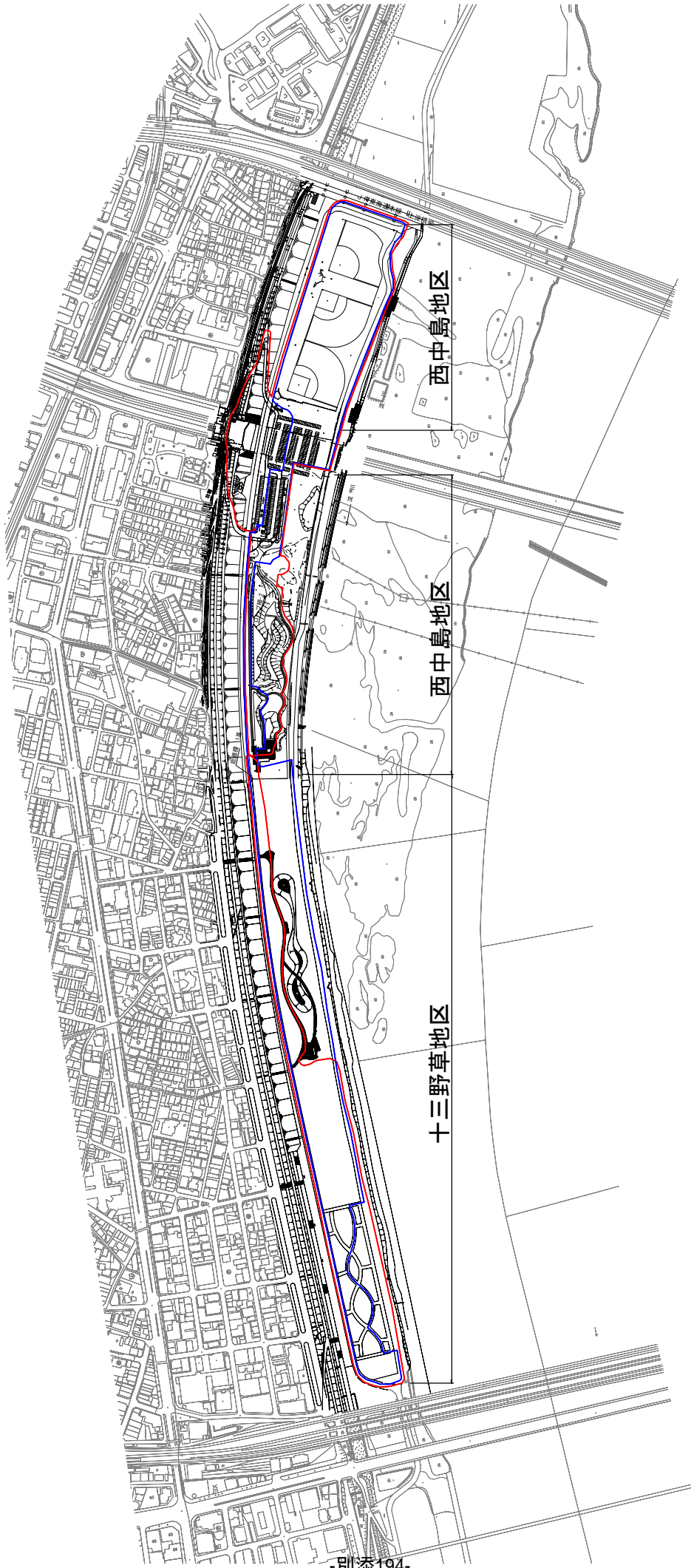


凡 例	
管理所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—



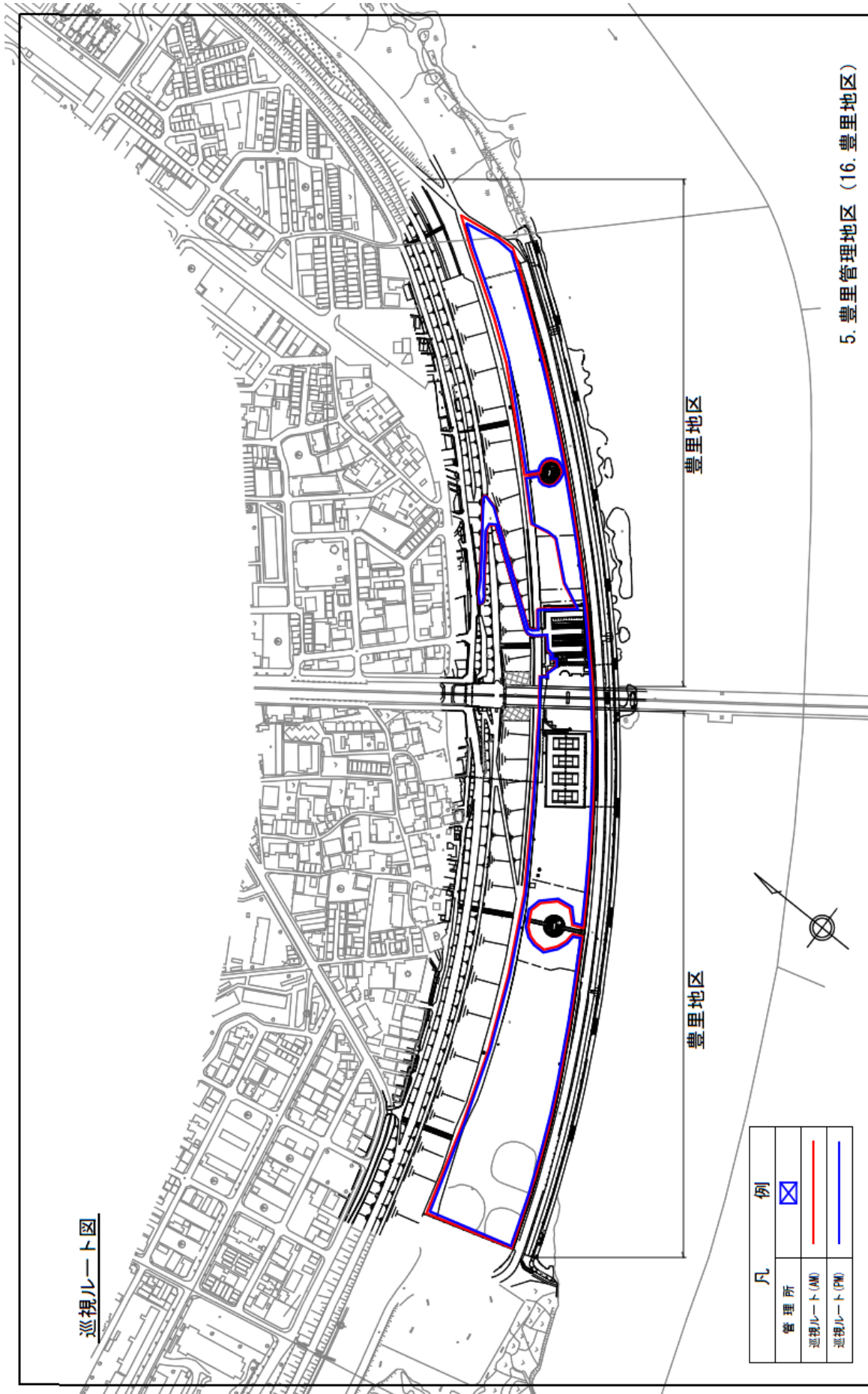
3. 太子橋管理地区 (8. 太子橋地区・9. 外島地区・10. 守口地区・11. 八雲野草地区・13. 庭窪河畔地区)

巡視ルート図



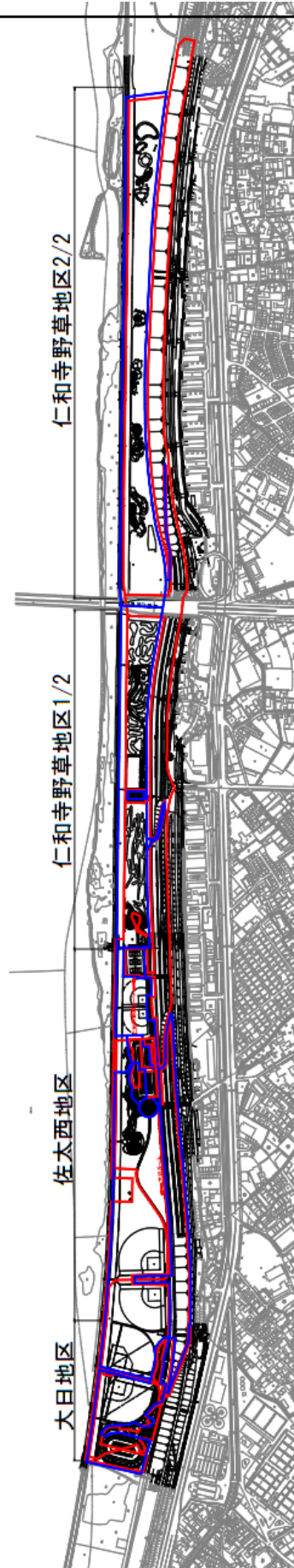
凡 例	
管理所	⊠
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

巡視ルート図



5. 豊里管理地区 (16. 豊里地区)

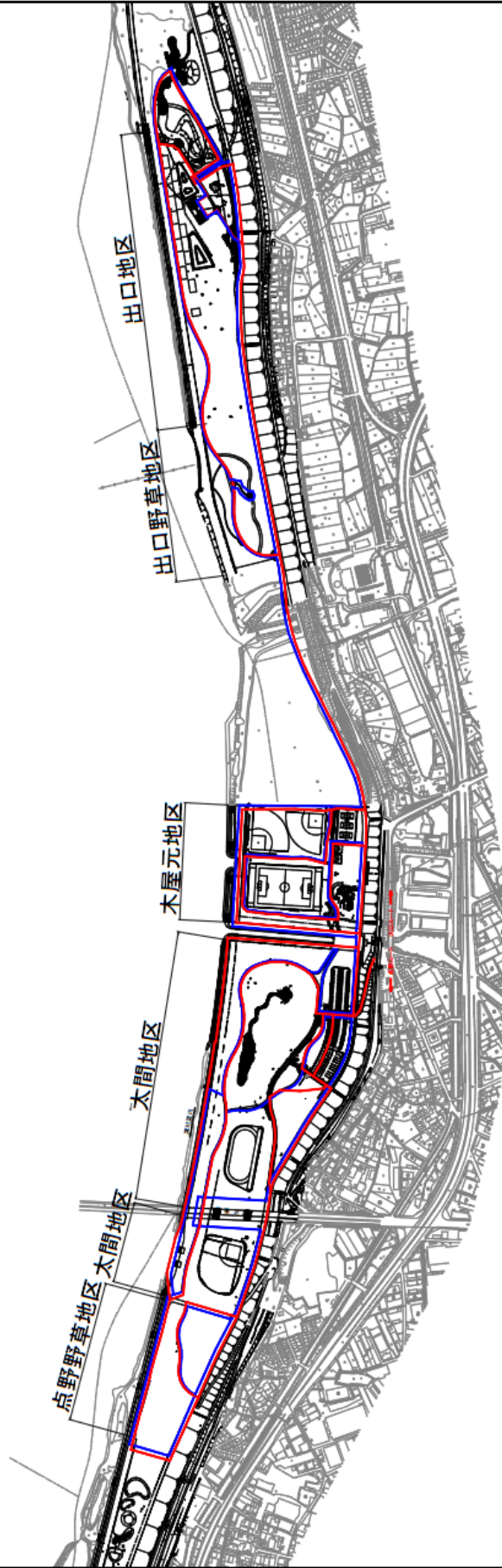
巡視ルート図



凡	例
管理所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

6. 佐太西管理地区 (17. 大日地区・18. 佐太西地区・19. 仁和寺草地区)

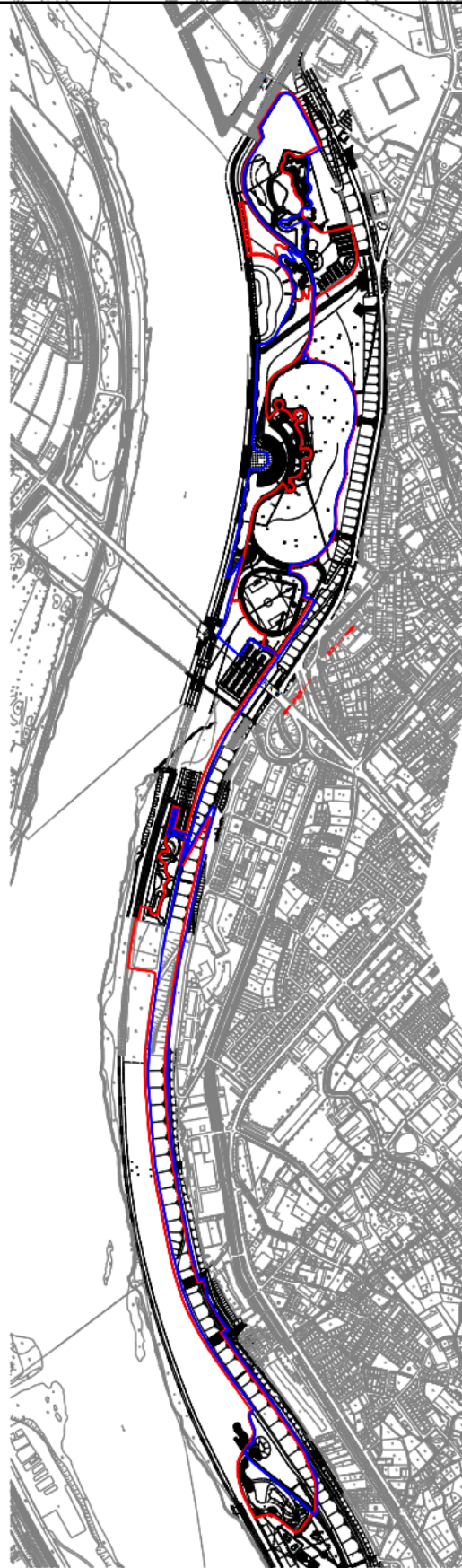
巡視ルート図



凡 例	
管 理 所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

7. 太間管理地区 (20. 点野野草地区・21. 太間地区・22. 木屋元地区・23. 出口野草地区・24. 出口地区)

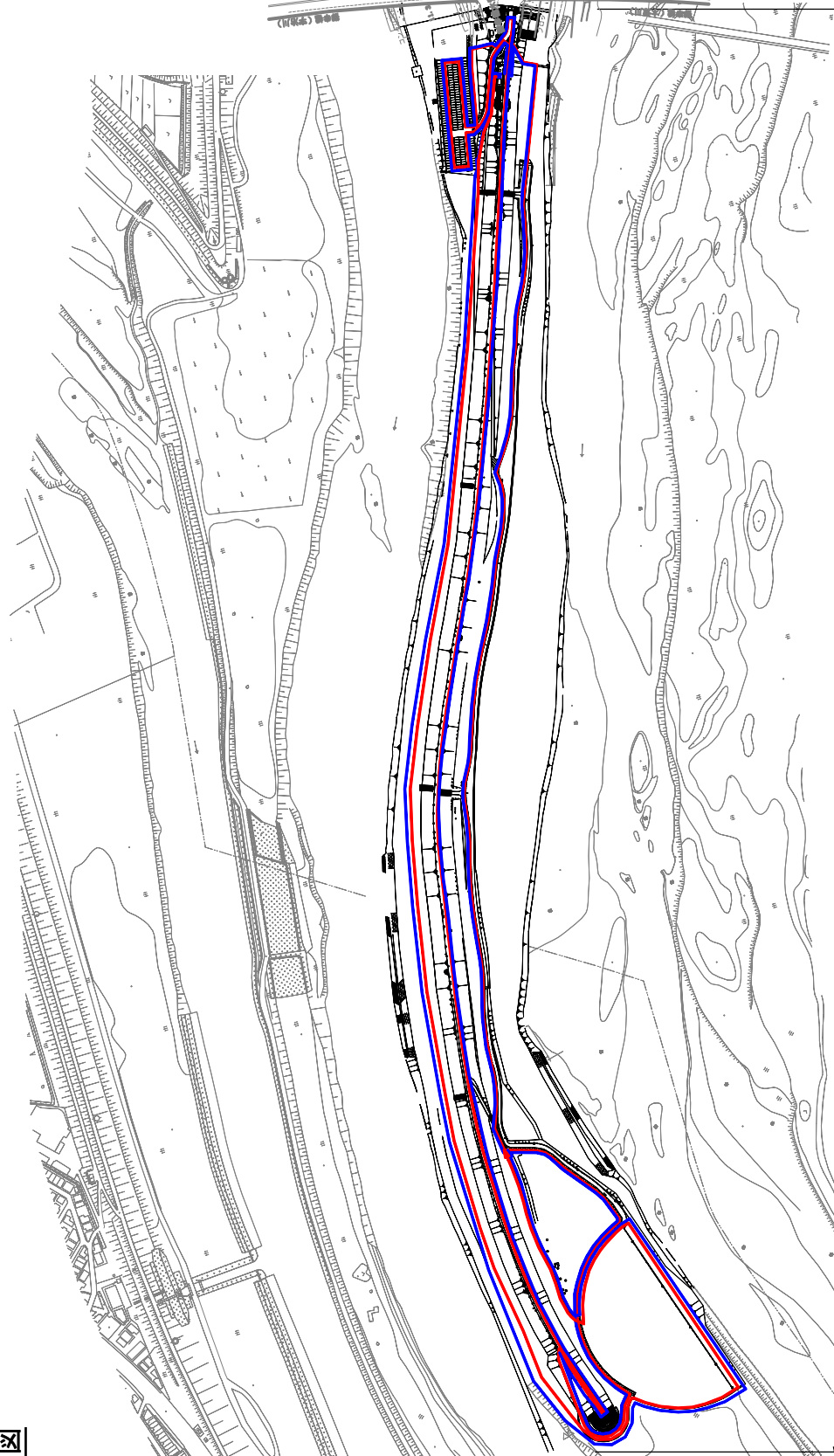
巡視ルート図



凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

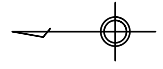
8. 枚方管理地区 (25. 出口河畔地区・26. 伊加賀野草地区・27. 三矢地区・28. 枚方地区)

巡視ルート図



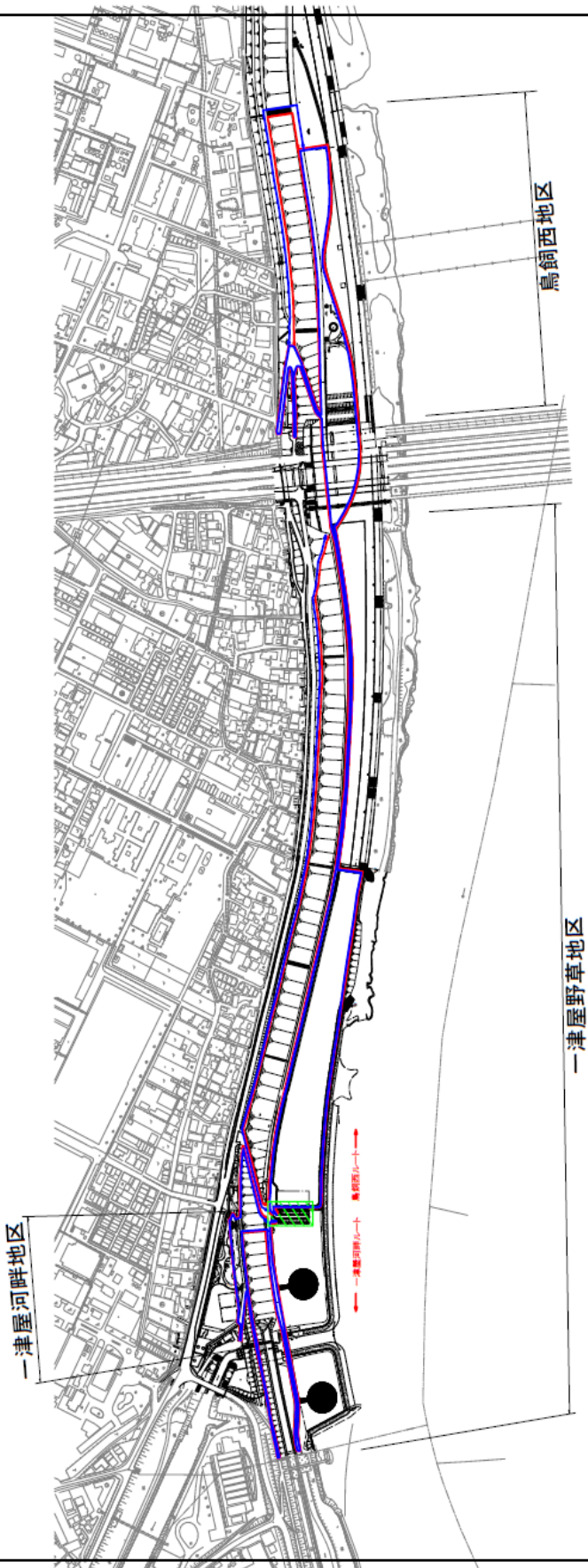
背割堤地区

凡例	
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	



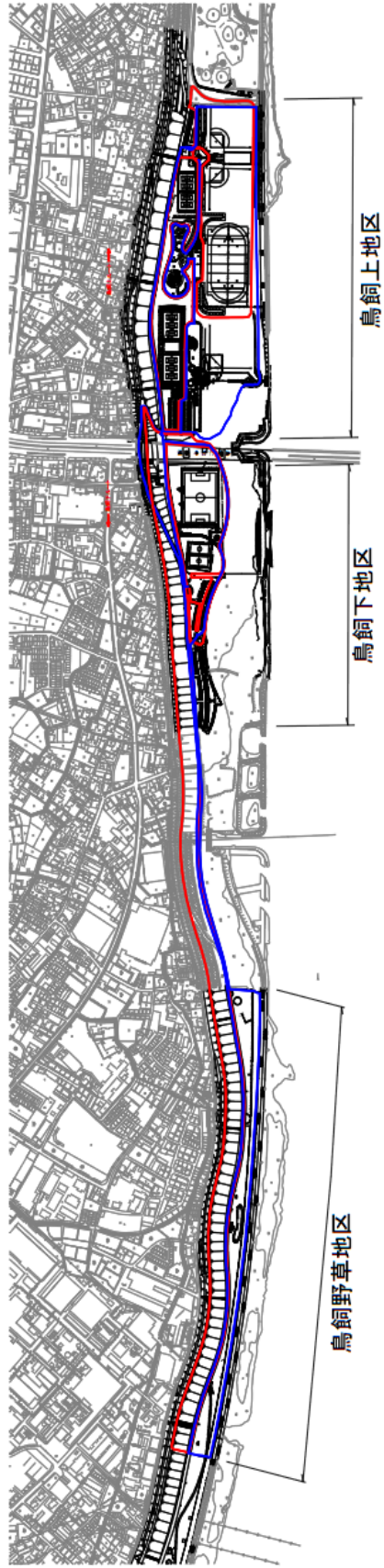
9. 背割堤地区 (29. 背割堤地区)

巡視ルート図



10. 一津屋野草管理地区 (30. 一津屋野草地区・31. 一津屋河畔地区・32. 鳥飼西地区)

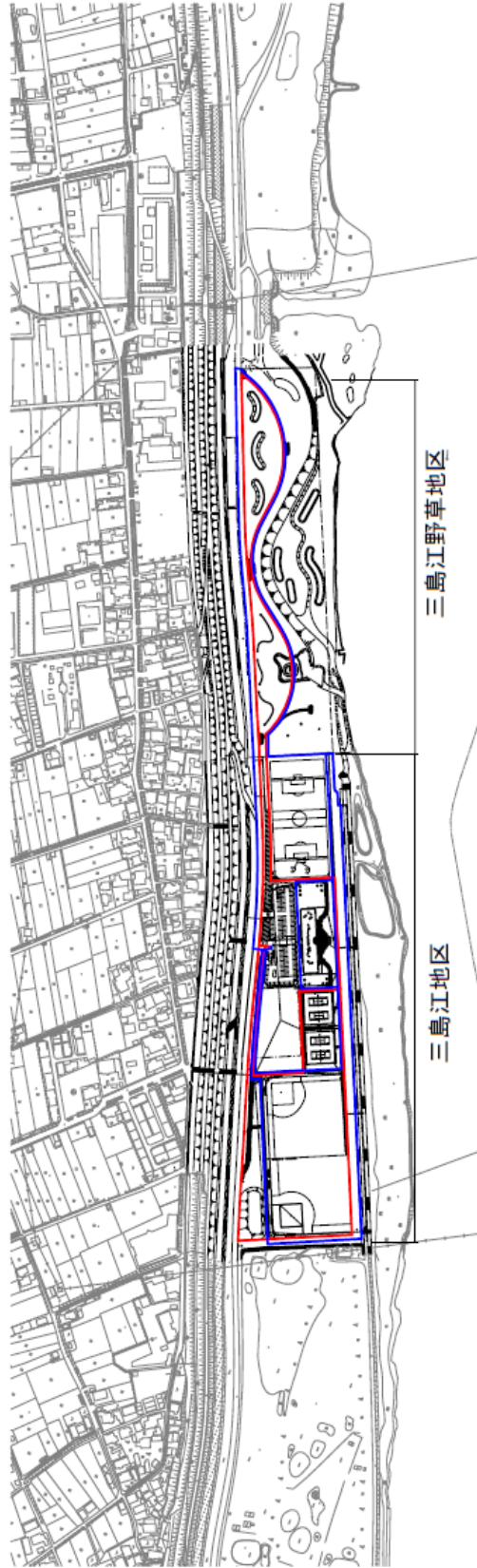
巡視ルート図



凡	例
管理所	☒
巡視ルート(AM)	—
巡視ルート(PM)	—

11. 烏飼上管理地区 (33. 烏飼野草地区・34. 烏飼下地区・35. 烏飼上地区)

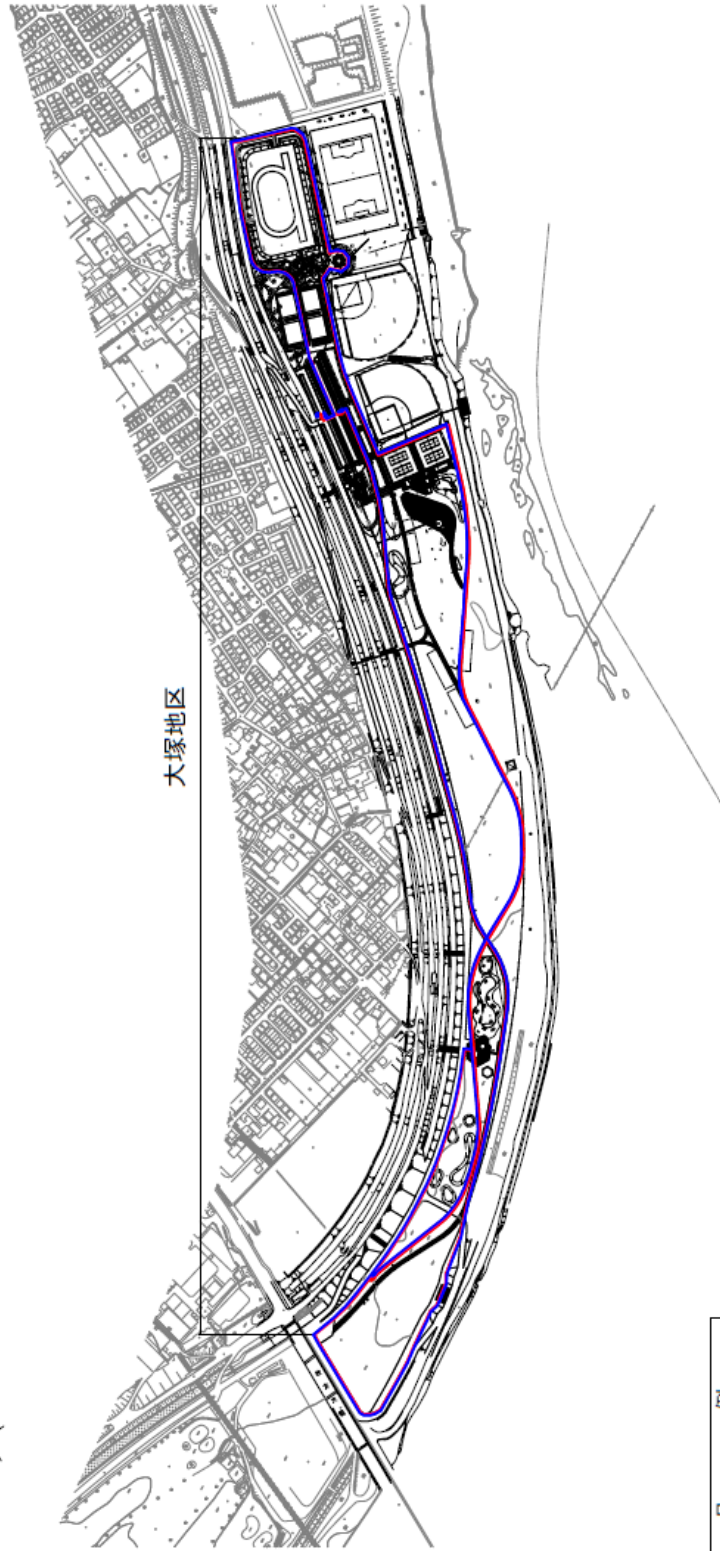
巡視ルート図



凡	例
管理所	
巡視ルート (AM)	
巡視ルート (PM)	

12. 三島江管理地区 (36. 三島江地区・37. 三島野草地区)

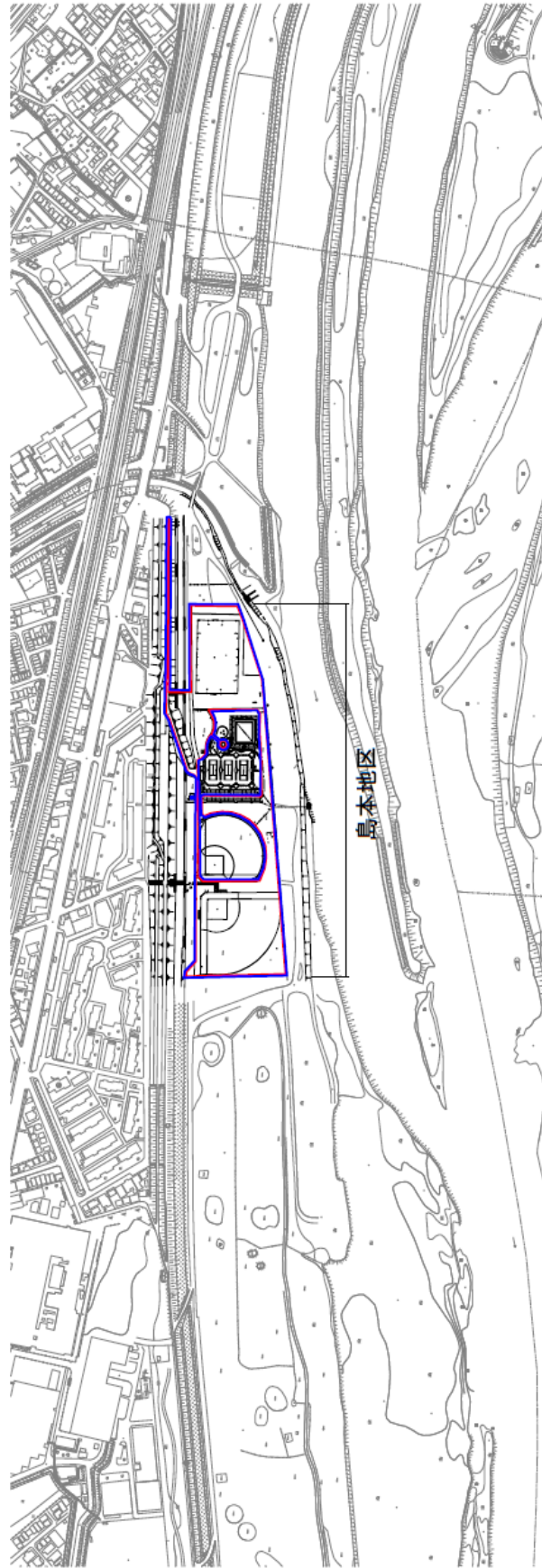
巡視ルート図



凡 例	
管 理 所	☒
巡視ルート (AM)	—
巡視ルート (PM)	—

13. 大塚管理地区 (38. 大塚地区)

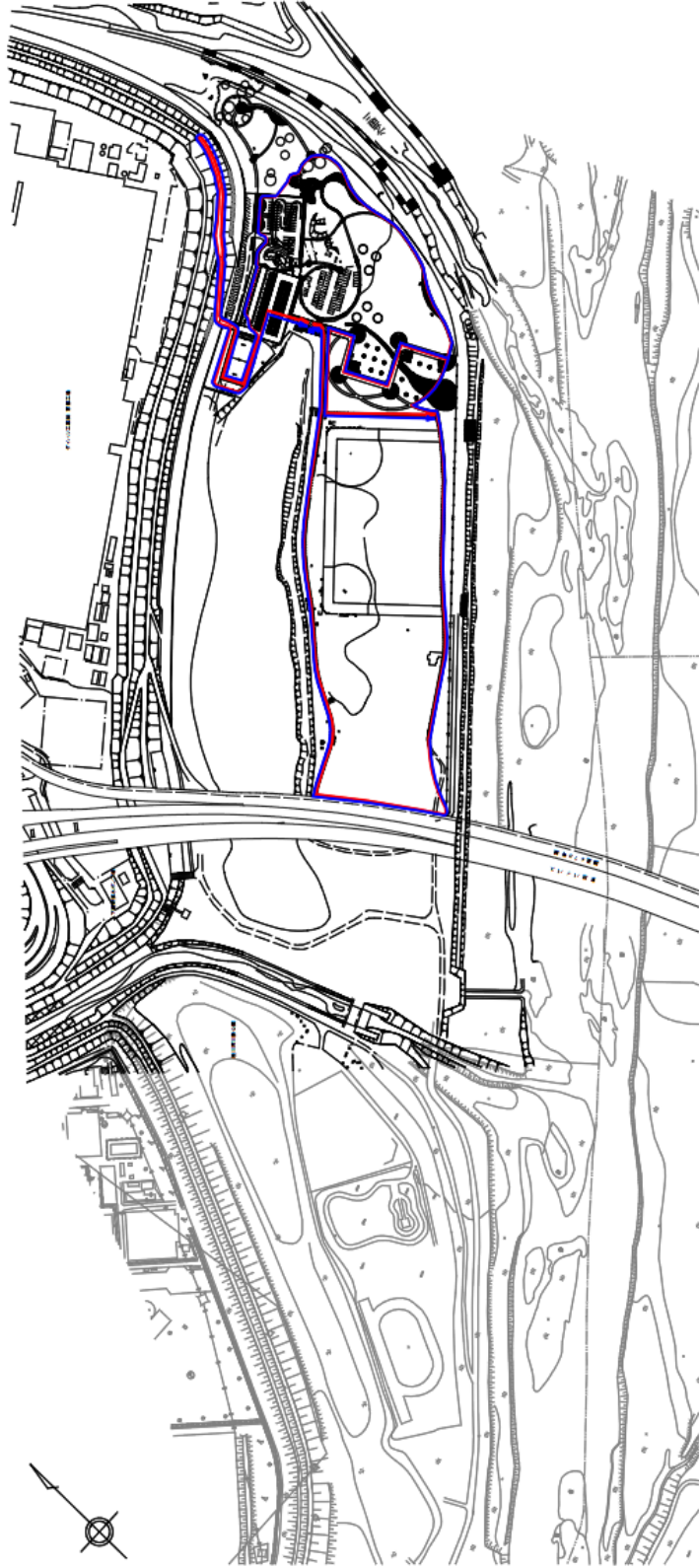
巡視ルート図



凡	例
管理所	
巡視ルート(AM)	
巡視ルート(PM)	

14. 島本管理地区 (39. 島本地区)

巡視ルート図



凡	例
管理所	☒
巡視ルート(AM)	—
巡視ルート(PM)	—

15. 大山崎管理地区 (40. 大山崎地区)

工作物点検について

1. 施設・工作物点検及び安全確保

利用者が安全・安心・快適に公園を利用できるよう、安全な施設の維持管理を行う。通常は、施設・工作物の各種点検を計画的に行い、災害等の不測事態の発生後は臨時点検で補うものとする。そして、不具合を発見したときは、利用者の安全を確保すると共に、施設の応急的な補修、環境整備等を行う。

1) 点検の種類と方法

「日常点検」「定期点検」「遊具点検」「臨時点検」とする。

2) 点検の方法

主として目視、必要に応じて触診・聴診・打診を行うことにより、施設の変状や異常の有無を調べる。また必要に応じ計測器具を用いて行う。

表-1 点検の種類と方法

点検の種類と方法	目視	触診	聴診	打診	計測
日常点検	◎	○	○	×	×
定期点検	◎	○	○	○	×
遊具点検	◎	○	○	○	○
臨時点検	◎	○	○	○	×

◎：標準的に行う、○：必要に応じて行う ×：実施しない

目視：直接目で見る点検。日常的な観察により、表面の腐蝕の程度、変色等より重大な変状をとらえるものとする。

触診：手で触れることにより、削げ・引っかかり・切れ目など危険箇所がないかを確認する。劣化状況に応じて重点的に行う。

聴診：可動部を実際に作動させて、異音により変状を判定する。

打診：テストハンマーなどを使用し叩き、そこで発生する音から、目視や触診では解らない微妙な変状を察知する。

計測：設計図を基に、計測機器を用いて変状を計測する。

3) 日常点検

ア. 日常点検

① 管理所員は、1日4回、自転車または徒歩にて区域巡視の時に目視による点検を行う。必要に応じて触診・聴診等により、工作物施設の異常等の有無を調べる。

② 広域巡回する担当者は、1日1回、広域巡視時に目視により点検を行う。必要に応じて触診・聴診等により、工作物施設の異常等の有無を調べる。

- ③ 異常があった場合必要な安全措置を行い、速やかにサービスセンターに報告する。

イ. 点検項目

- ① 園路施設の破損、変形、汚れがないか。
- ② 運動施設、その付属施設の破損、変形、汚れがないか。
- ③ 便益施設の破損、変形、汚れ、漏水、詰まりがないか。
- ④ 休養施設の破損、変形、汚れがないか。
- ⑤ 管理施設の破損、変形、汚れがないか。標識は表示内容が消えていないか。
- ⑥ 遊具施設の破損、変形、汚れがないか。砂場の砂の固結化または砂の不足により底部が露出してないか。
- ⑦ 修景施設（電気設備・機械設備含む）の破損、変形、汚れがないか。

4) 定期点検

ア. 定期点検

- ① 4月と12月の年2回、サービスセンターごとに詳細な点検を全地区を対象に行う。(枚方・大日・西中島・太間・太子橋地区の電気設備・機械設備点検は除く)
- ② 主に目視とするが、必要に応じて触診・聴診・打診により、工作物施設の異常等の有無を調べる。
- ③ 工作物の目視が出来ない土中部分については必要に応じて掘削し異常等の有無を調べる。
- ④ 異常があった場合は安全措置を行い、速やかに補修を行う。
- ⑤ 大規模修繕、改築は近畿地方整備局が実施するため点検結果を速やかに報告する。

イ. 点検項目

点検は、「チェックリスト」を別途作成して、その指示に基づき行う。

5) 遊具点検

- ① 日常点検は、全地区、年間を通じ計画的に直営班において行う。
- ② 定期点検はサービスセンターにより作成したチェックリストに基づき行う。
- ③ 必要に応じて、専門業者に点検を依頼する。
- ④ 異常があった場合は安全措置を行い、速やかに補修を行う。
- ⑤ 大規模修繕、改築は近畿地方整備局が実施するため点検結果を速やかに報告する。

6) 臨時点検

ア. 臨時点検、精密点検

- ① 出水、震度5以上の地震発生、津波、その他の事由により、施設に異常箇所が生じるおそれが見られる場合、又は利用者がけがをしたり他公園などにおいて類似施設による事故があった時に行う。

- ② 各サービスセンターが担当し、定期点検と同様の点検を行う。また、必要に応じて点検を専門業者に依頼する。
- ③ 点検方法、対処は定期点検と同様とする。

イ. 点検項目

点検項目は定期点検と同様とし、チェックリストに基づき行う。

7) 点検後の措置

ア. 安全措置

- ① 危険な場所や工作物等を発見した場合は利用者が立ち入ったり、利用出来ないように速やかにカラーコーン・杭・ロープ等で囲み、使用禁止看板による明示を行う。
- ② 工作物等の補修や、汚れ、異物の除去清掃等の軽微な作業を状況に応じて行う。
巡視時に点検を行った結果をもとに、事故を未然に防ぐために安全対策を行い、軽微なものについては、必要に応じてサービスセンターの指示により、応急処置、又は補修を行う。
- ③ ①②で対応が困難、又は不十分であるとサービスセンターが判断した場合は、現場管理員、直営班、センター職員が協力して対応し、必要に応じて専門業者による対応を行う。

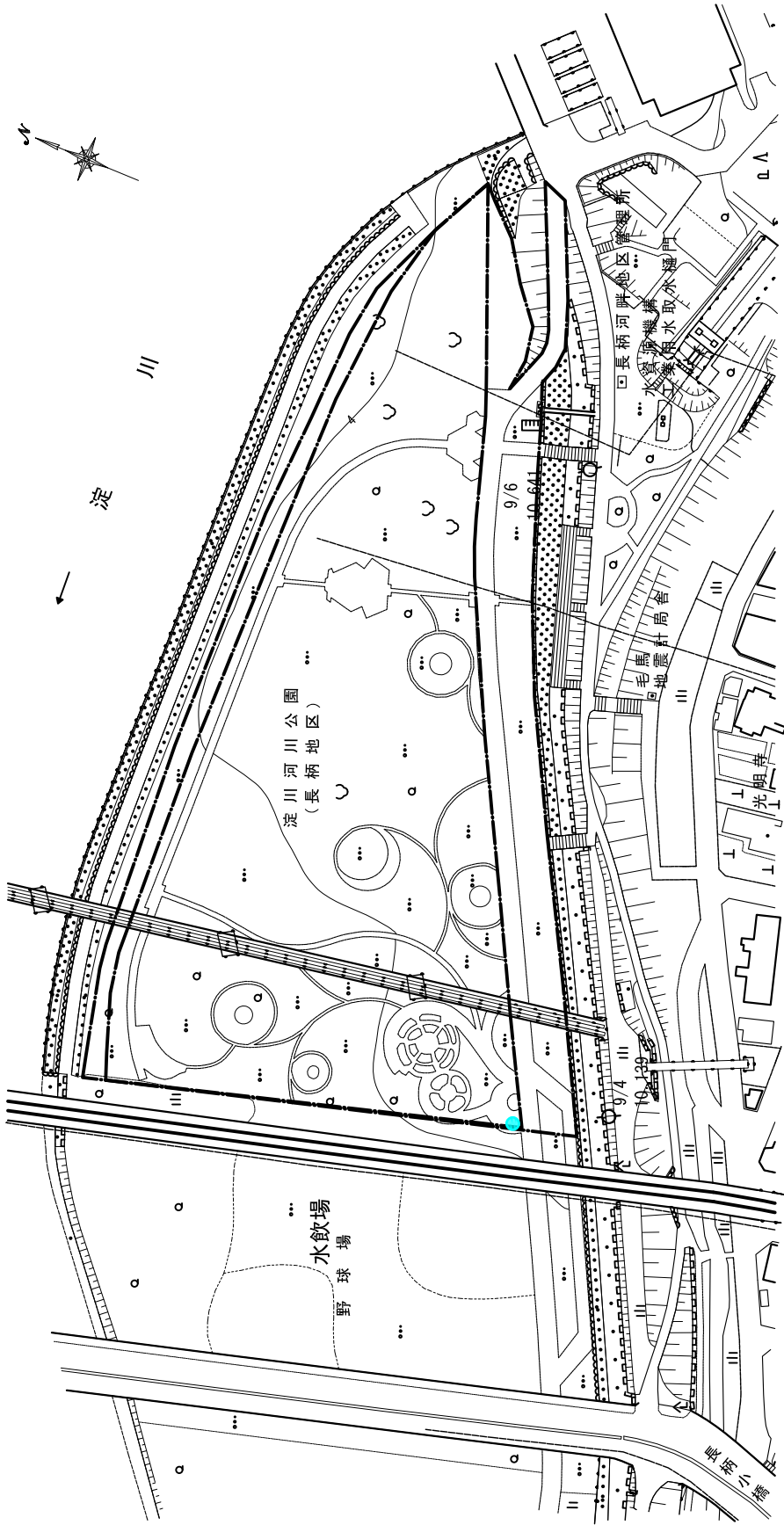
イ. 近畿地方整備局が行う大規模修繕以外の補修と撤去

- ① 補修計画を立案するにあたり、その実施時期や優先順位、特に利用頻度の高さ、機能障害の重大性、処置の緊急性を配慮する。
- ② 破損の大きい施設、耐用能力の限界（腐蝕・損耗等）にきている施設、又は安全上支障をきたす施設は近畿地方整備局の指示により撤去する。

工作物に係る点検整備（位置図）

1. トイレ・ゴミ集積所図

トイレ・ゴミ集積所図

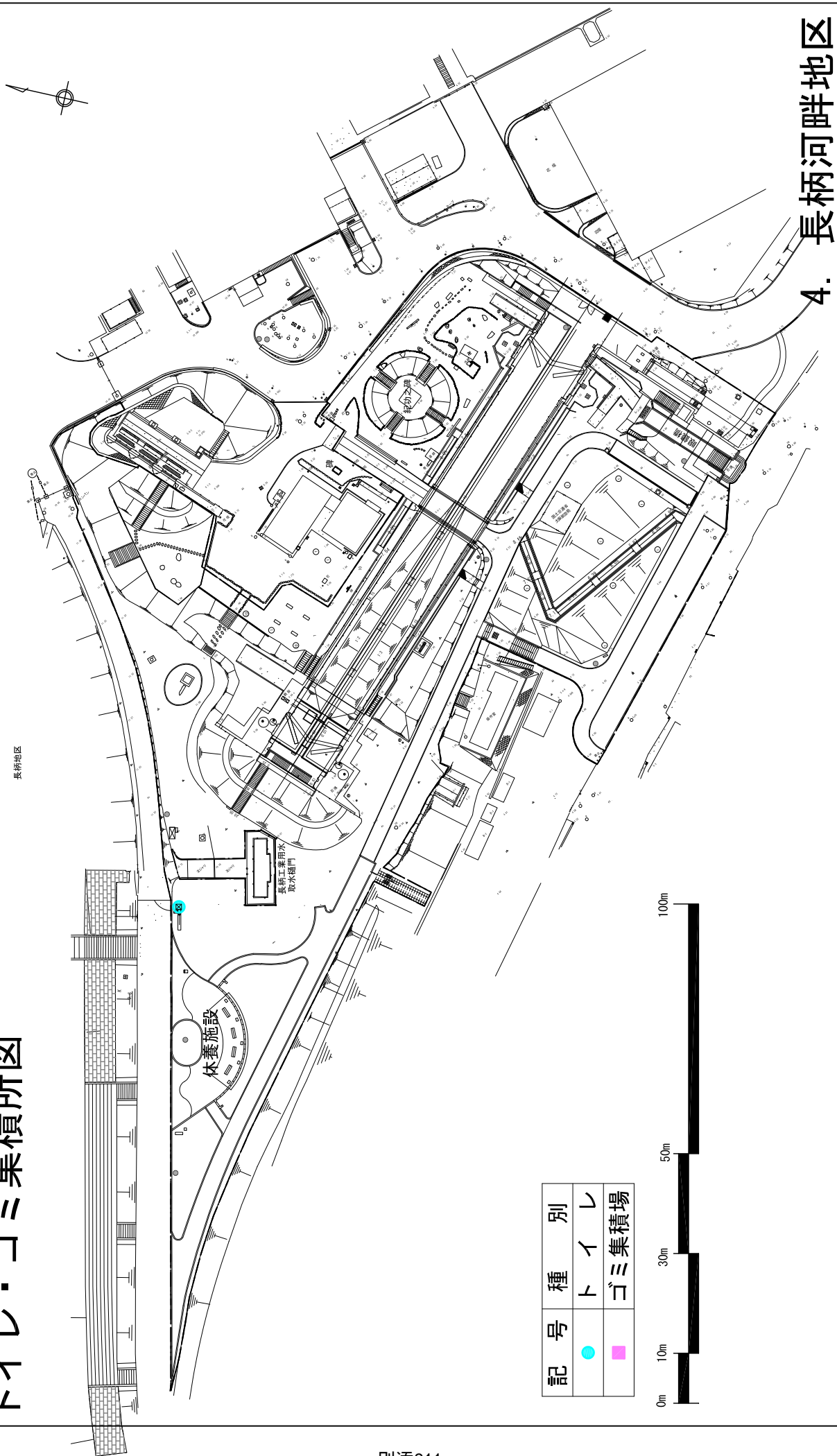


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

3. 長柄地区

トイレ・ゴミ集積所図

長柄地区



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



4. 長柄河畔地区

トイレ・ゴミ集積所図

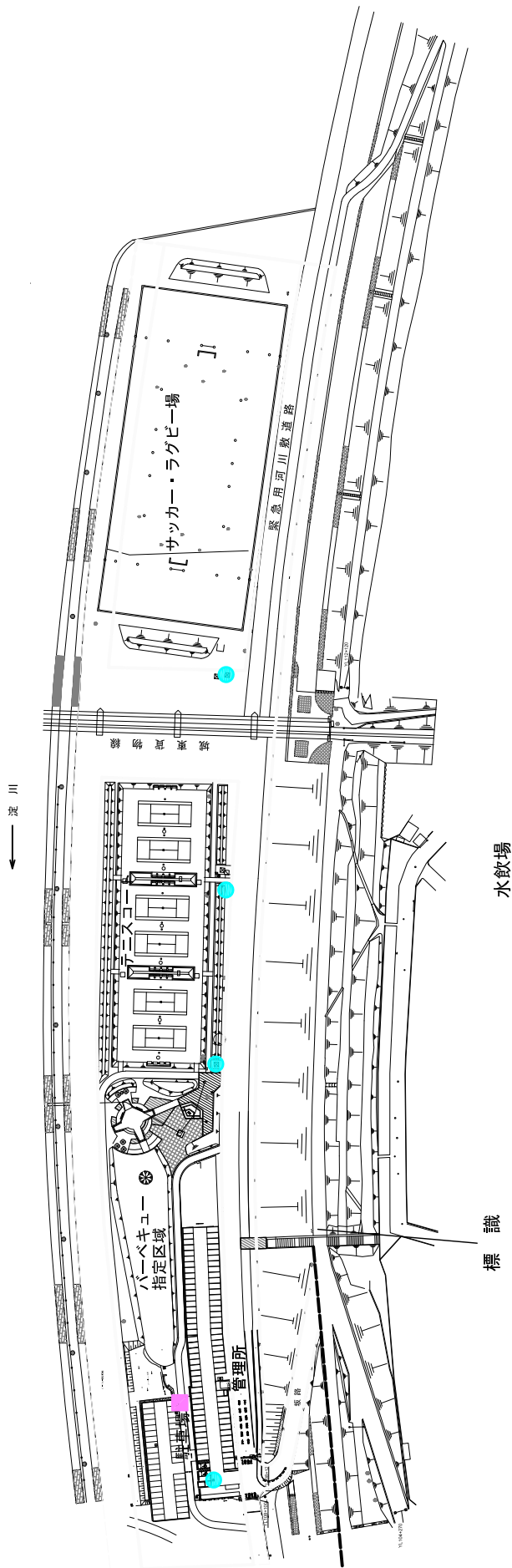
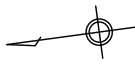


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 10m 30m 50m 100m

5. 毛馬地区

トイレ・ゴミ集積所図

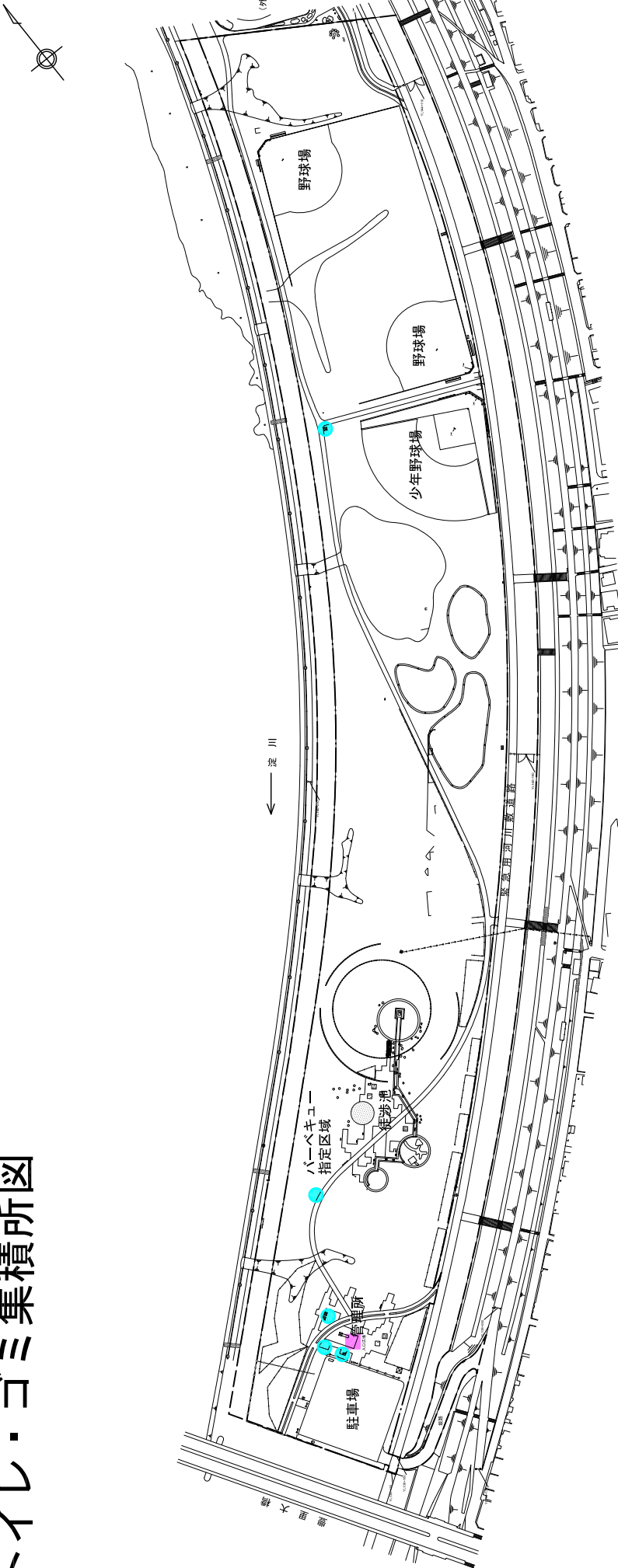


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

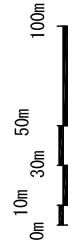


6. 赤川地区

トイレ・ゴミ集積所図

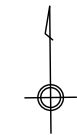


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

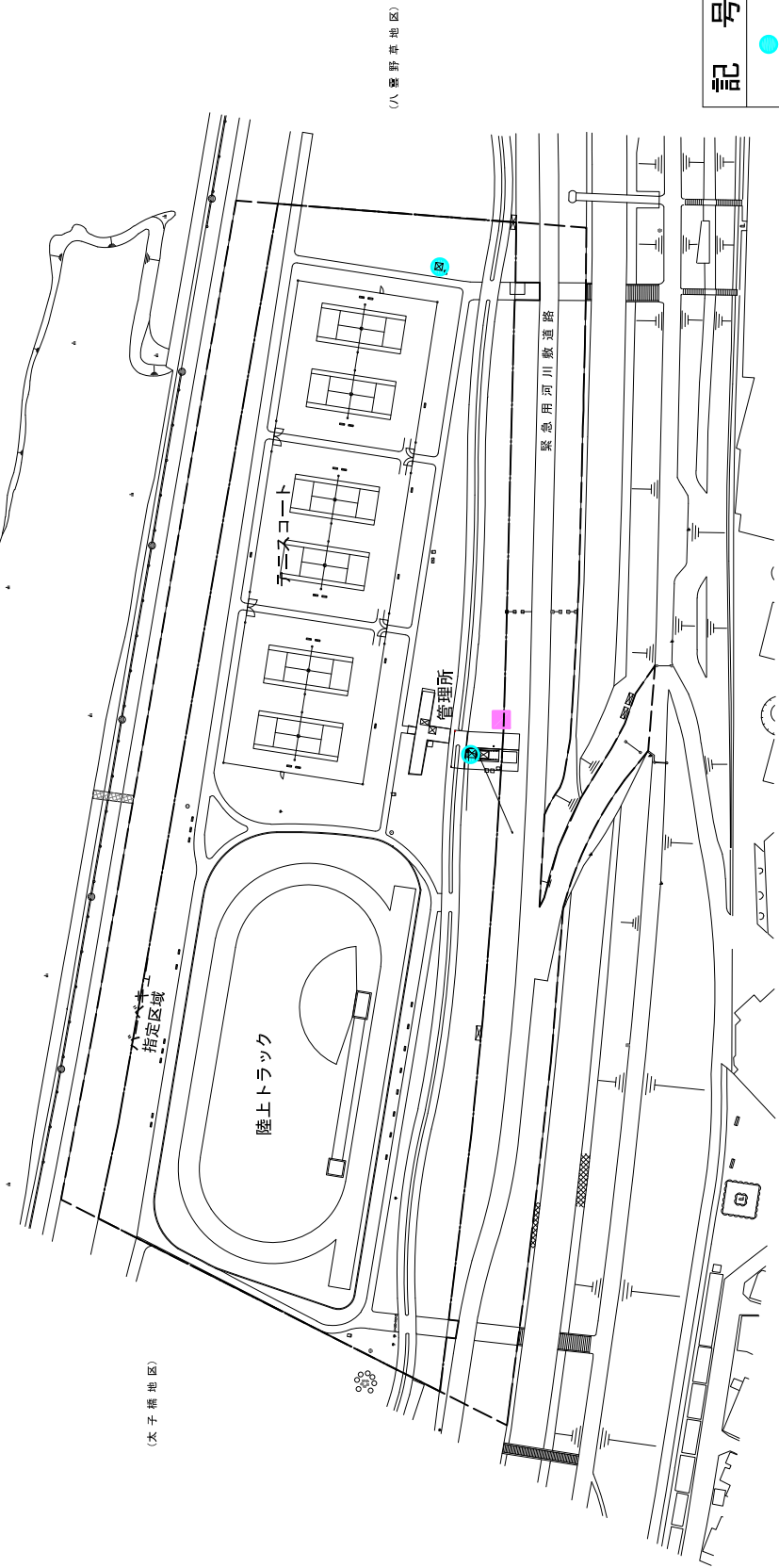


8. 太子橋地区

トイレ・ゴミ集積所図



淀川



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

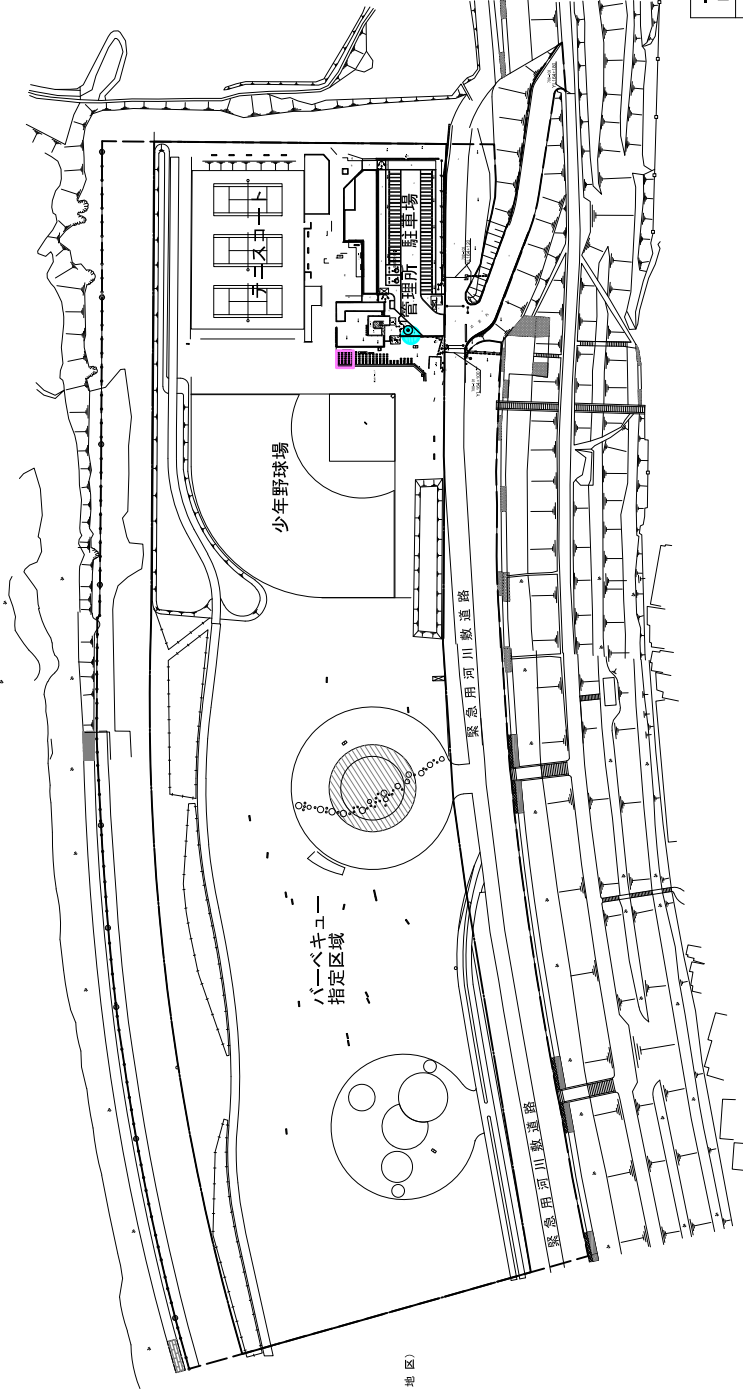


9. 外島地区

トイレ・ゴミ集積所図



← 淀川



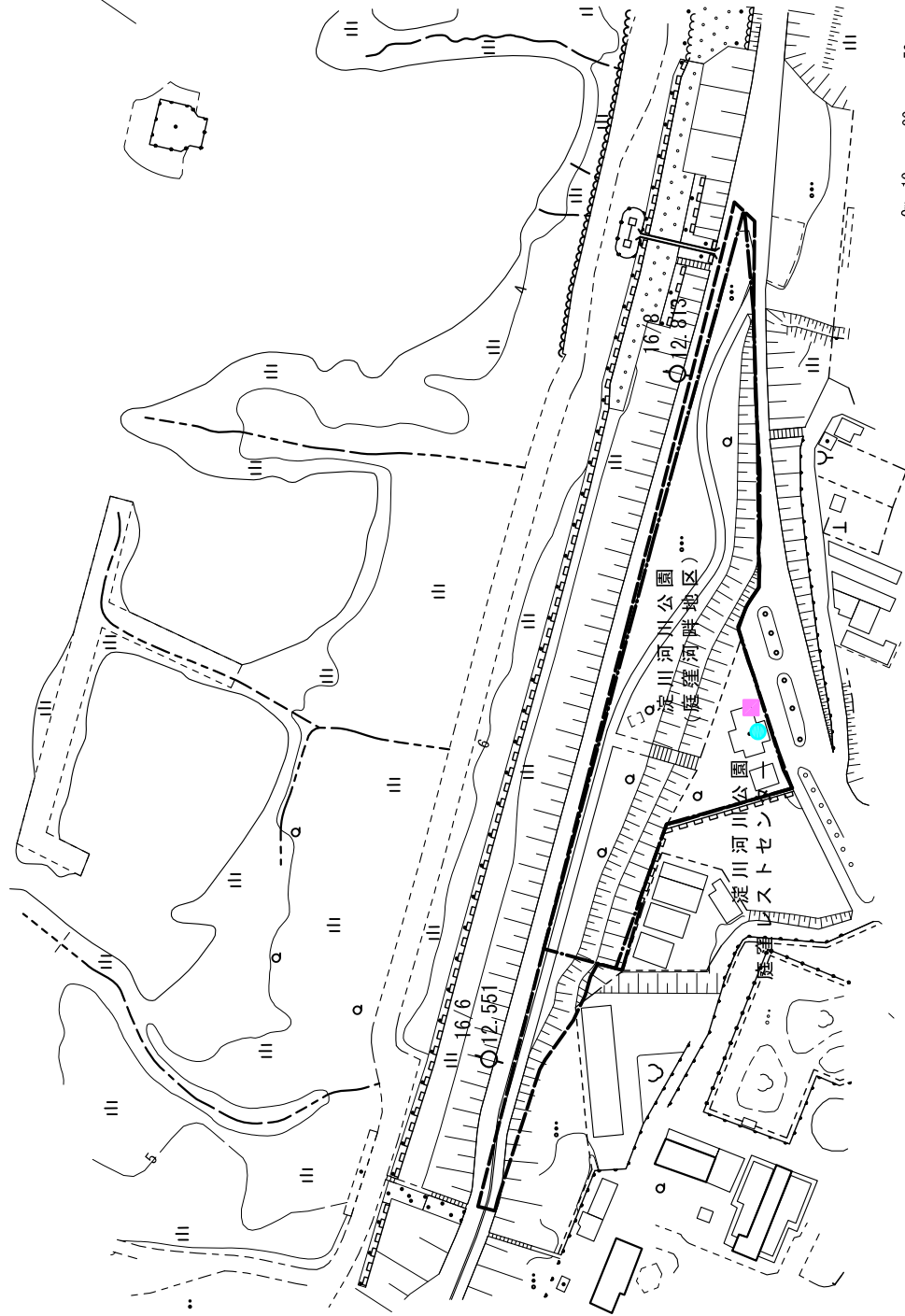
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



12. 八雲地区

(八雲野草地区)

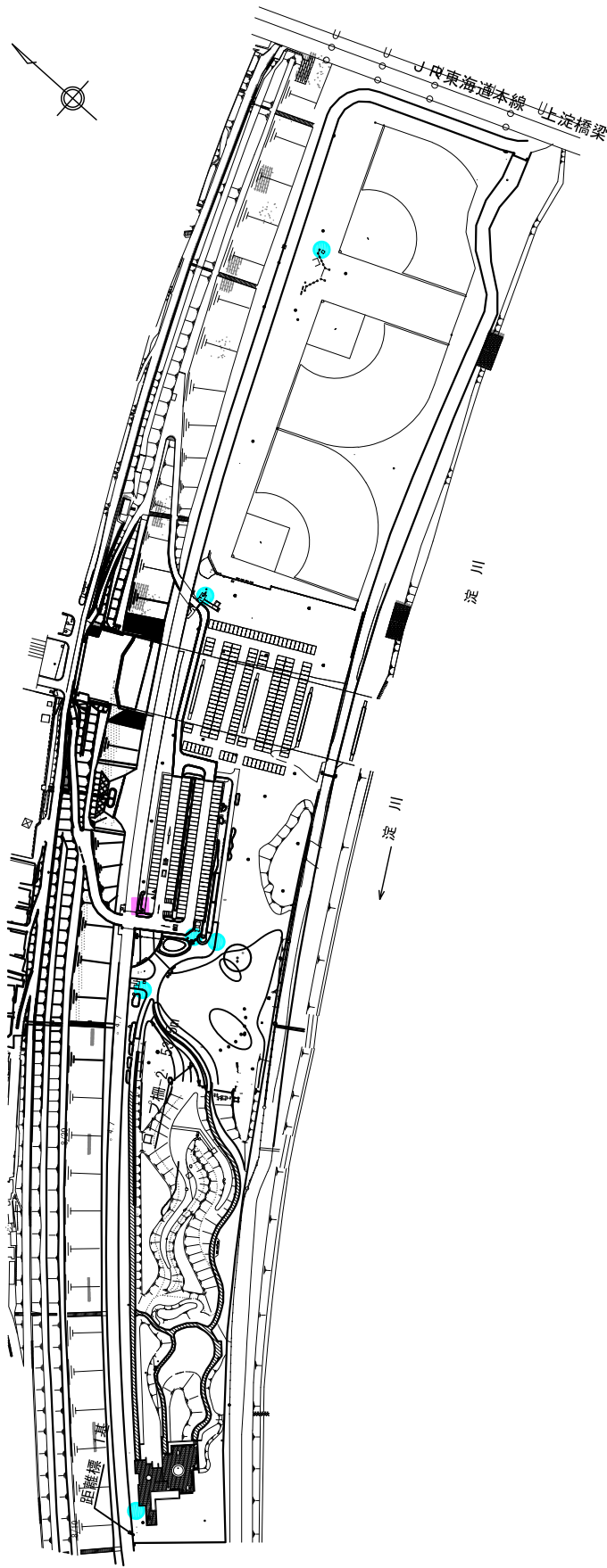
トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

13. 庭窪河畔地区

トイレ・ゴミ集積所図

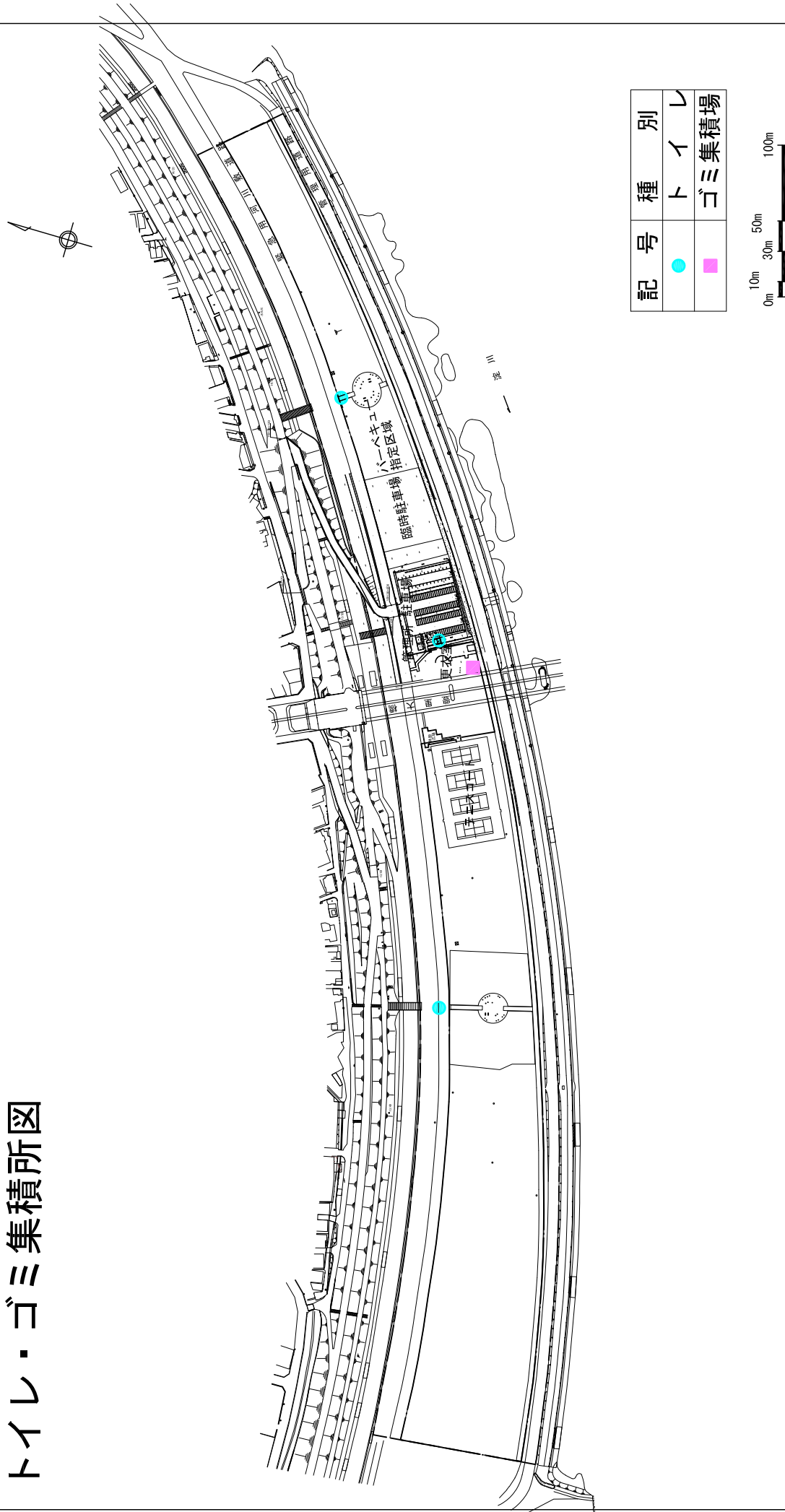


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



15. 西中島地区

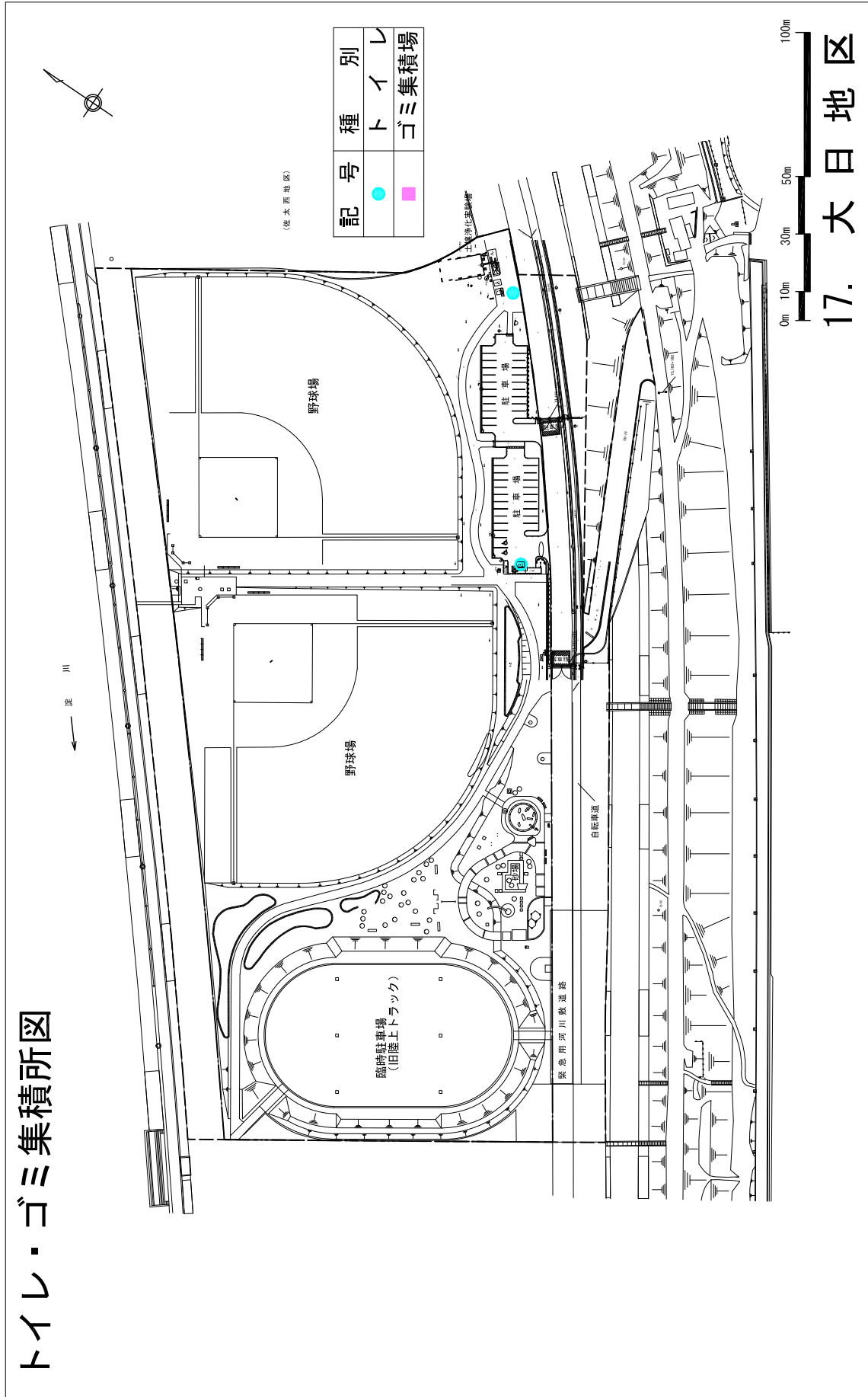
トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

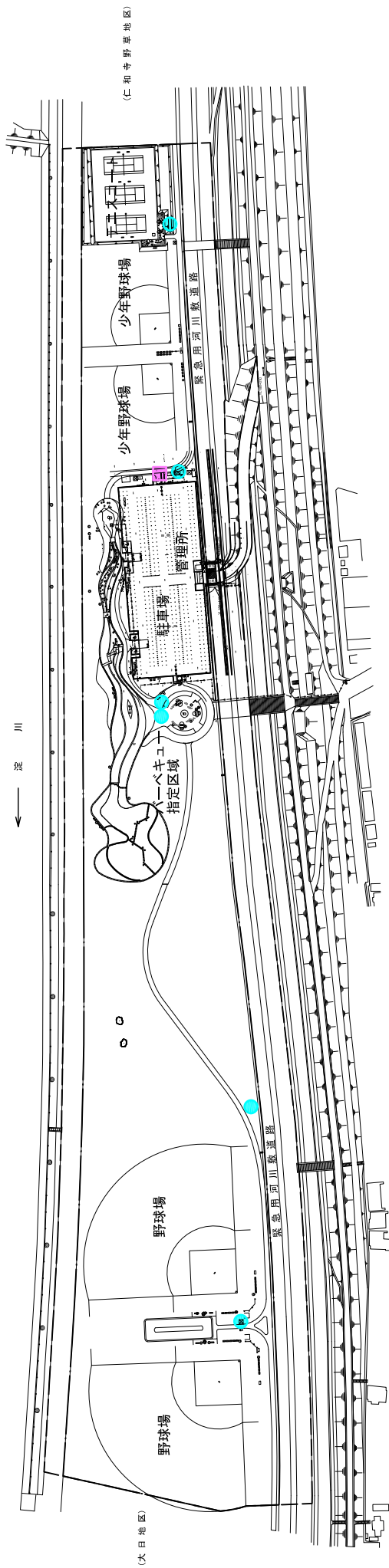
16. 豊里地区

トイレ・ゴミ集積所図



17. 大日地区

トイレ・ゴミ集積所図

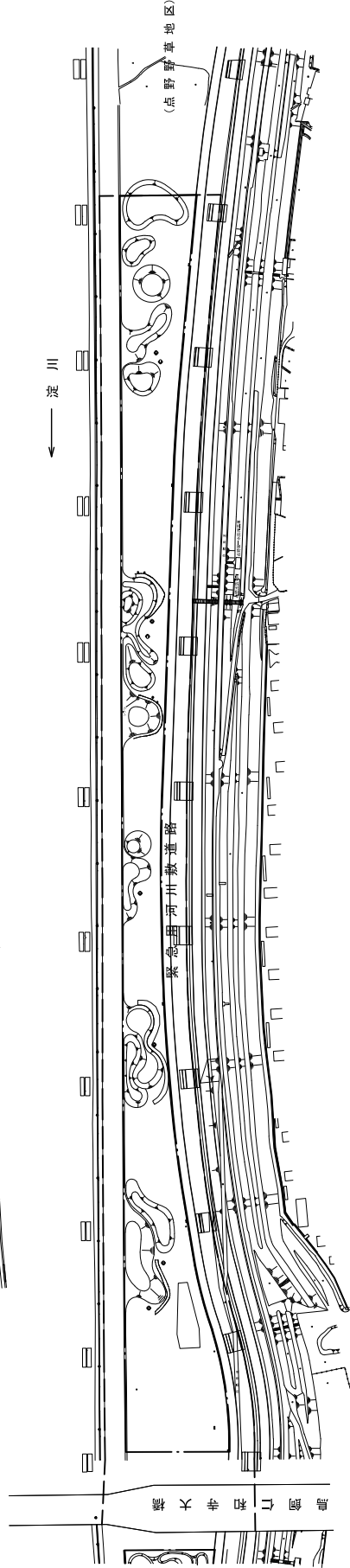
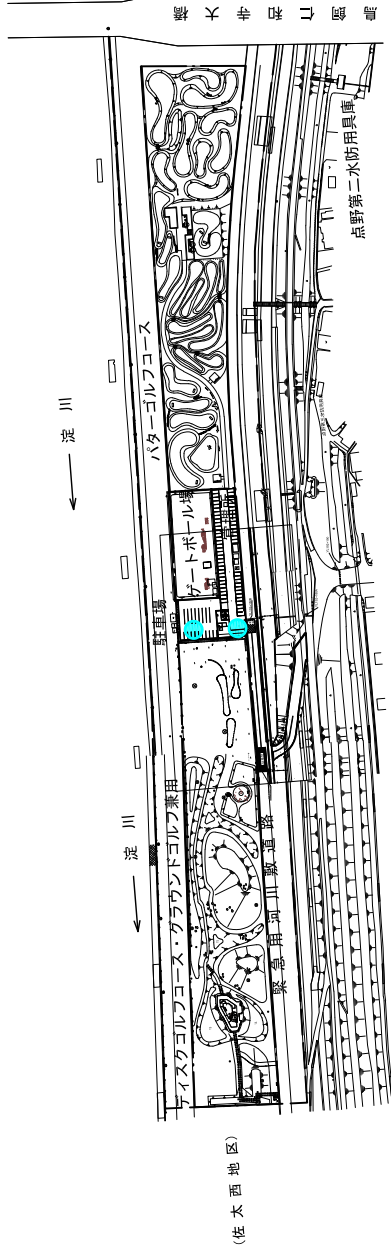
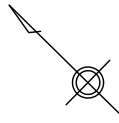


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

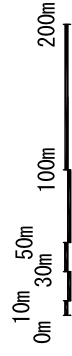


18. 佐太西地区

トイレ・ゴミ集積所図

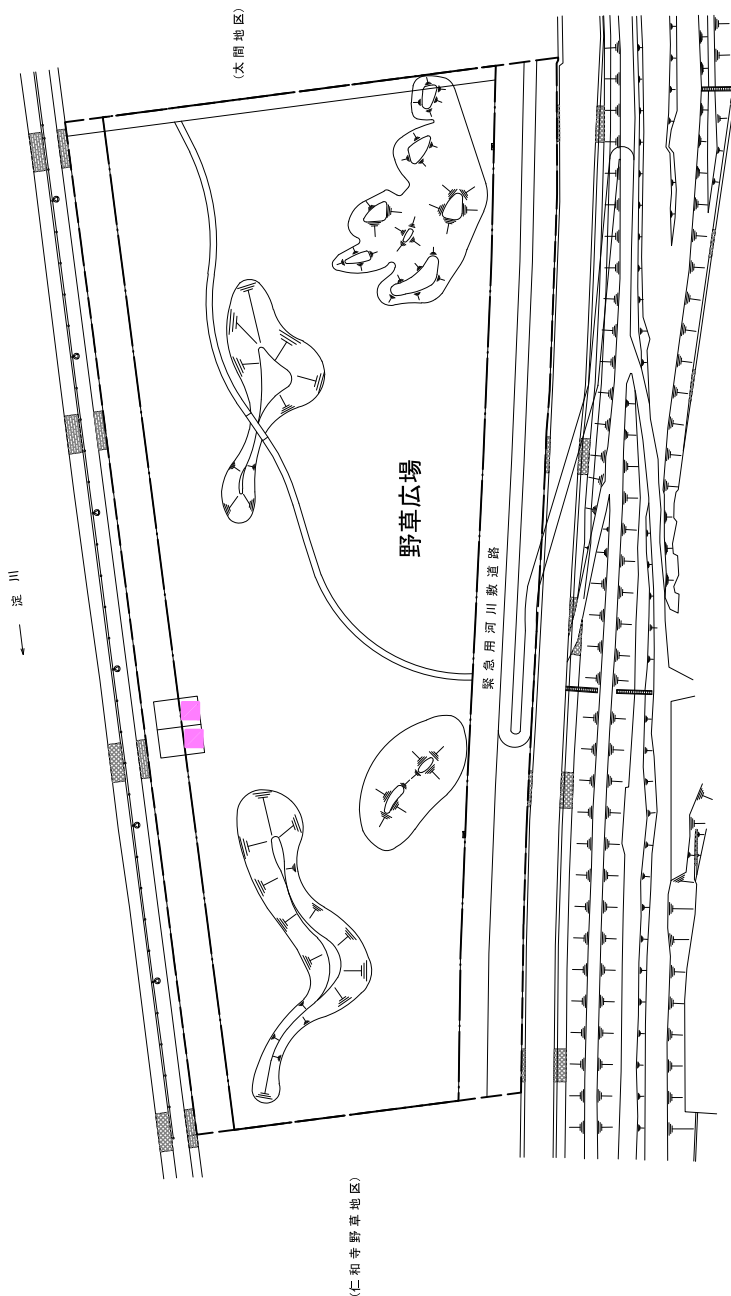


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



19. 仁和寺野草地区

トイレ・ゴミ集積所図

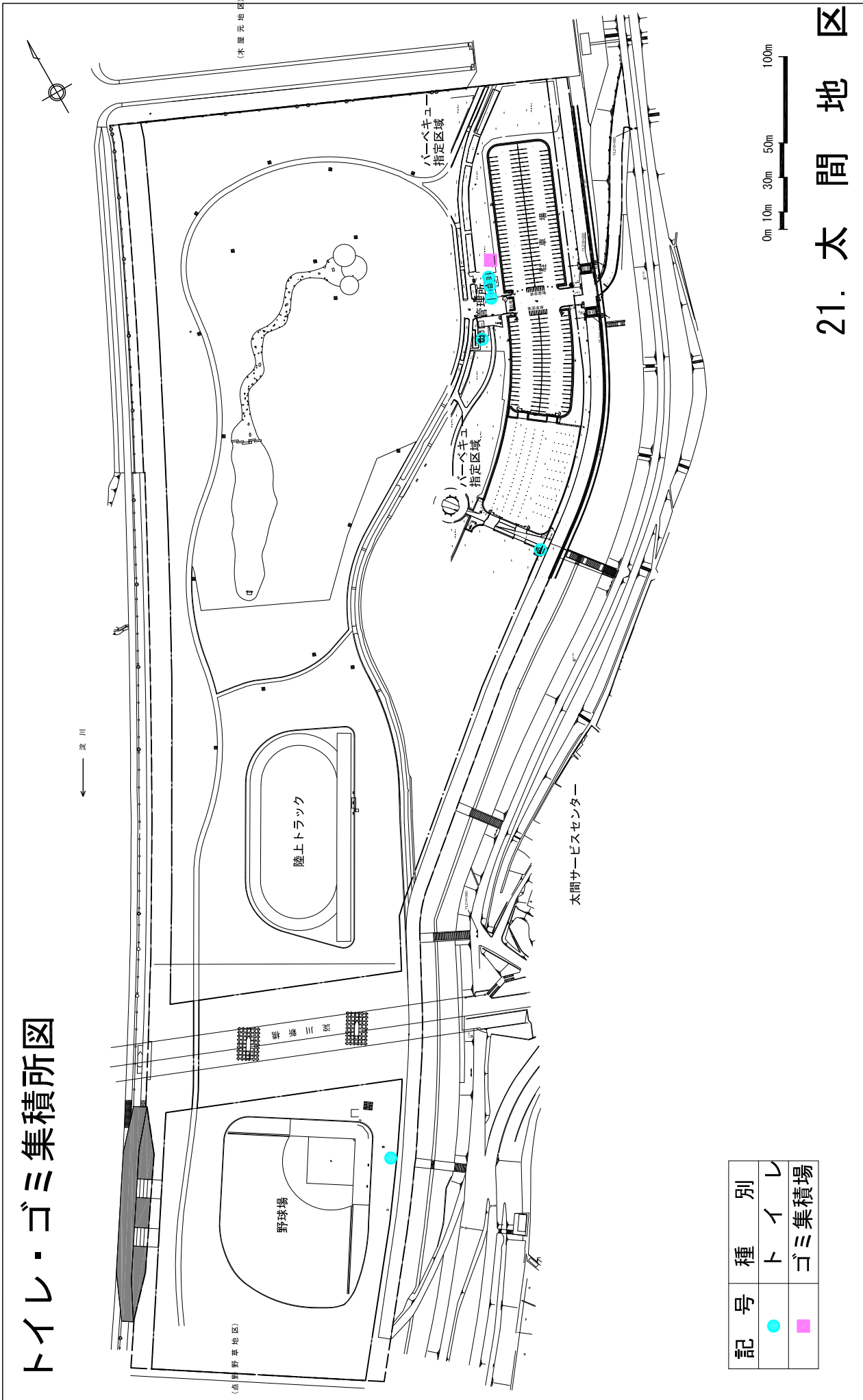


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



20. 点野野草地区

トイレ・ゴミ集積所図

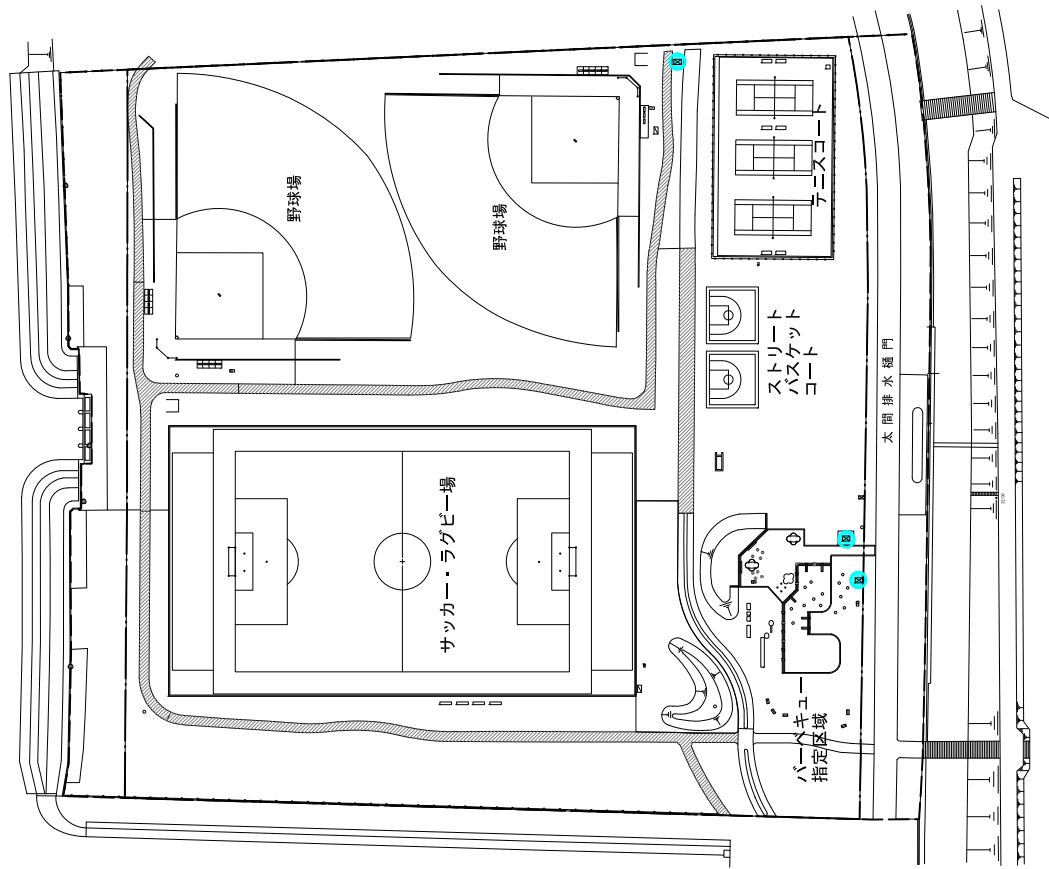


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

21. 太間地区

トイレ・ゴミ集積所図

一 渡 川



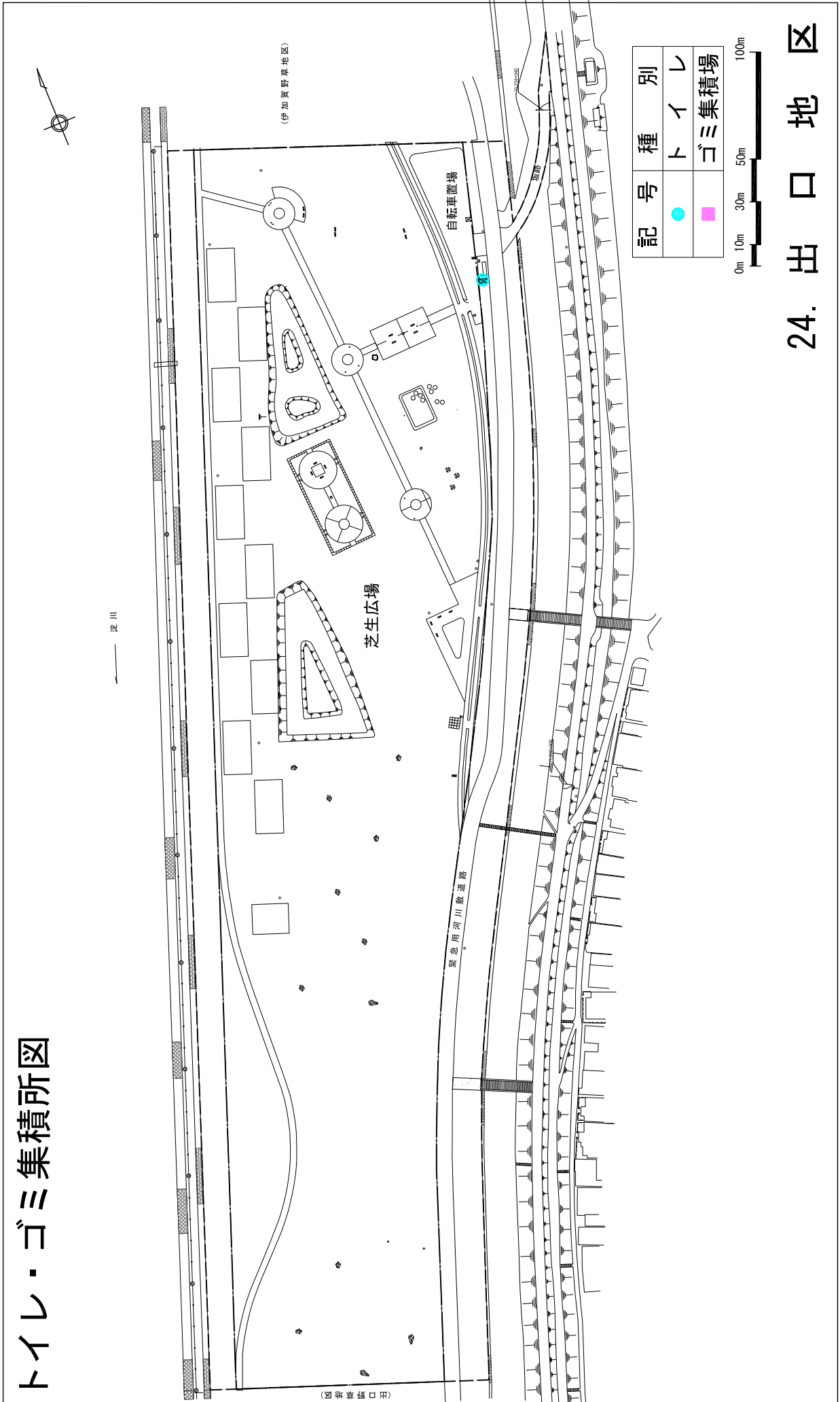
(木筒地区)

記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



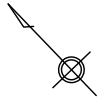
22. 木屋元地区

トイレ・ゴミ集積所図

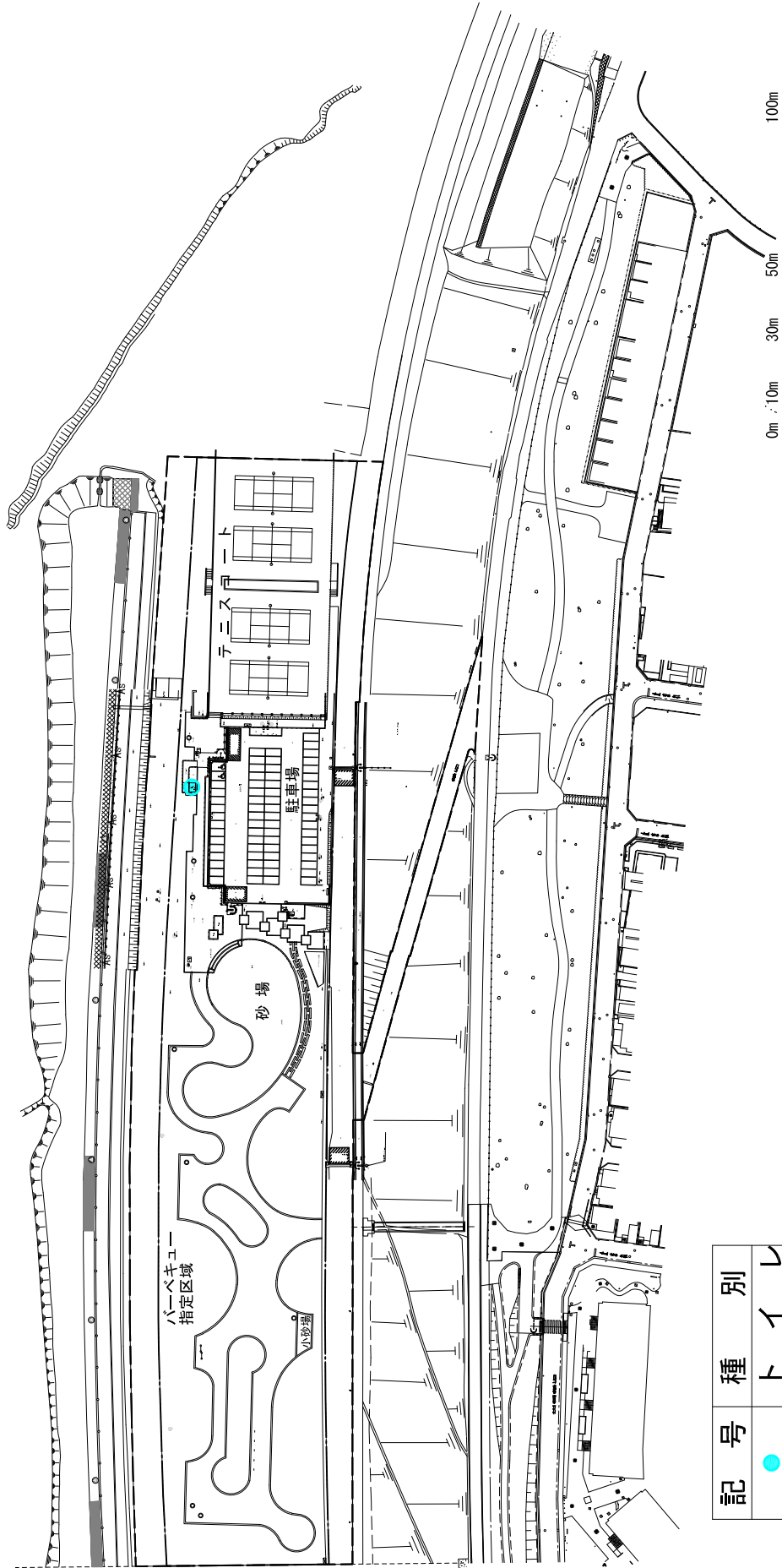


24. 出口地区

トイレ・ゴミ集積所図



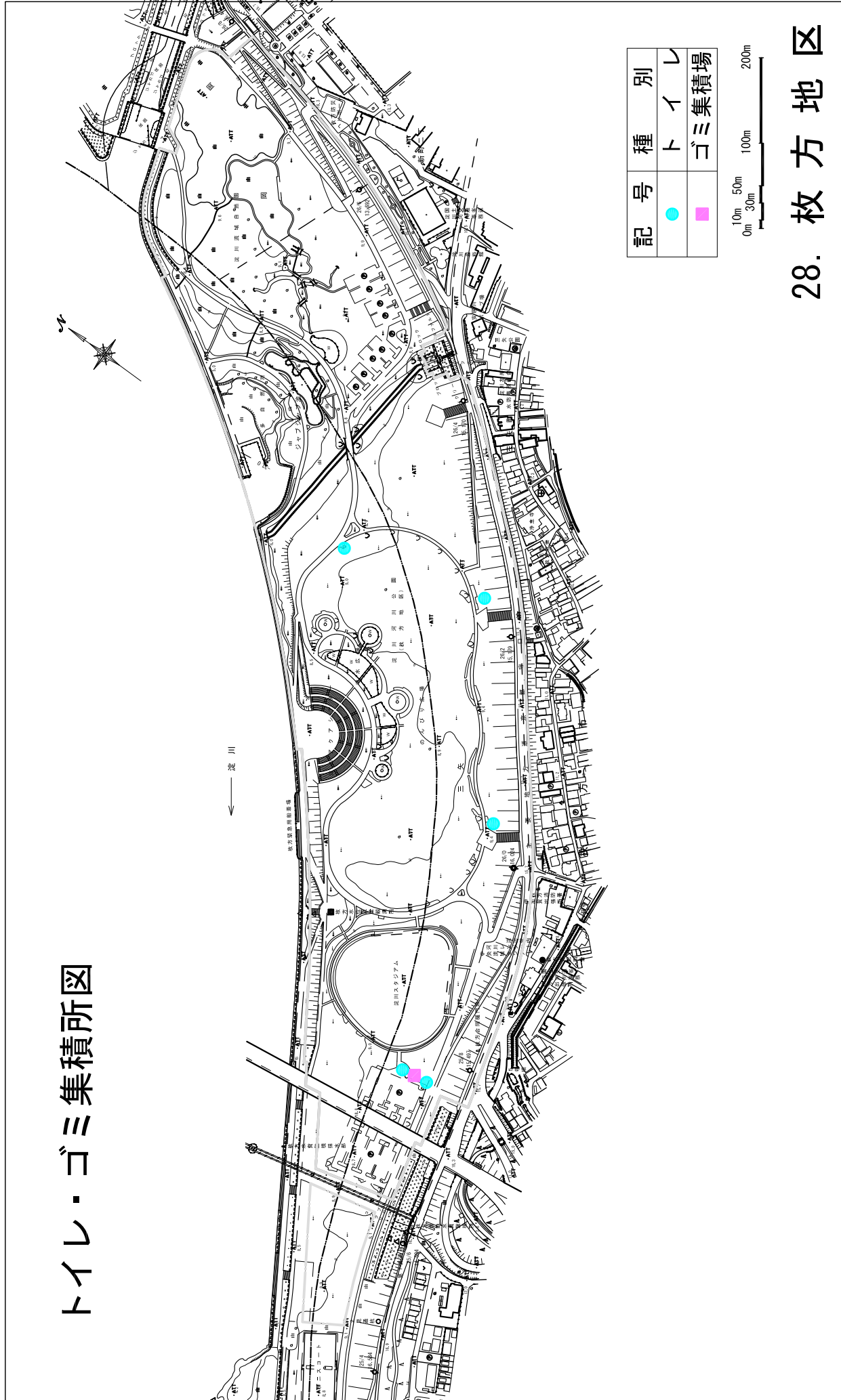
← 淀川



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

27. 三矢地区

トイレ・ゴミ集積所図

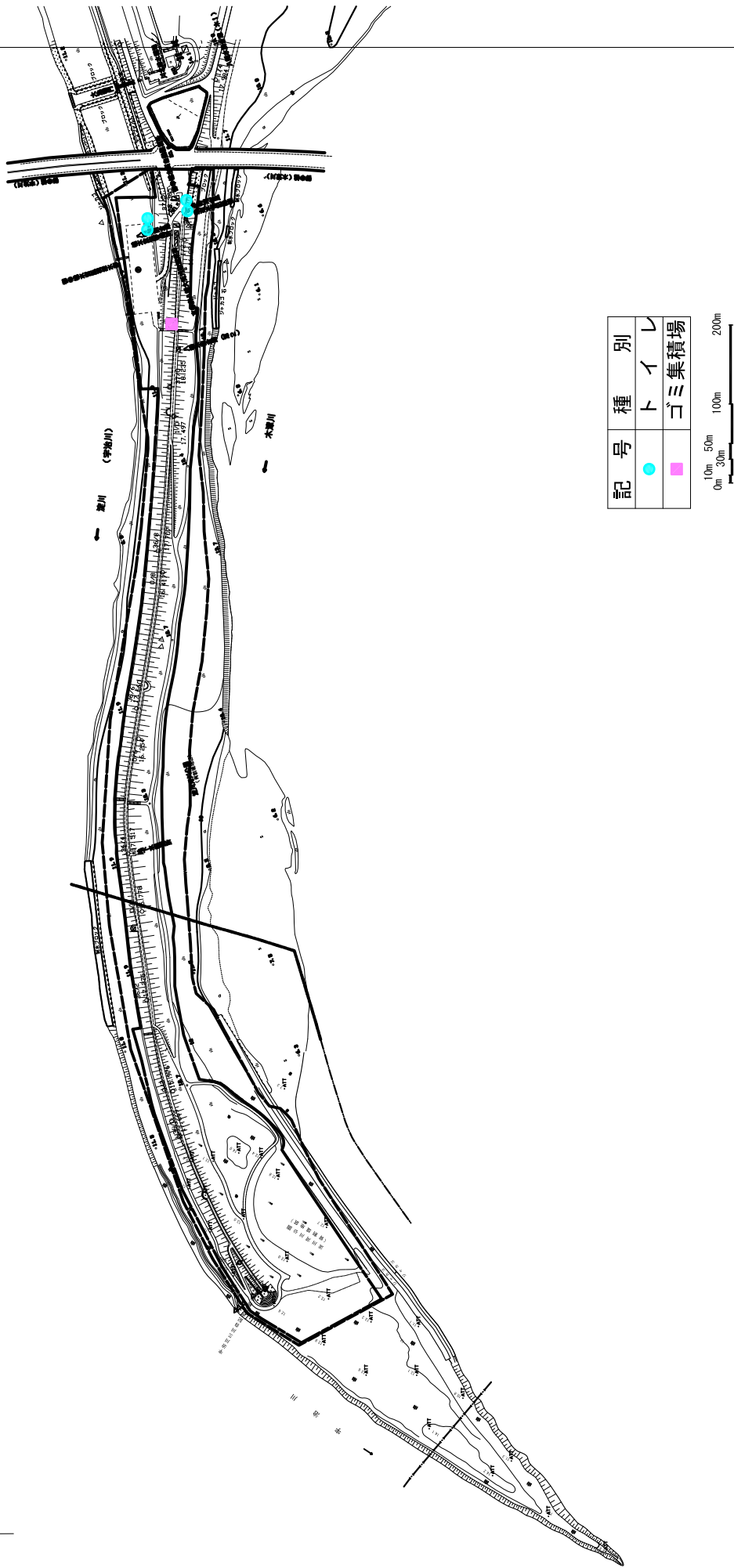


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



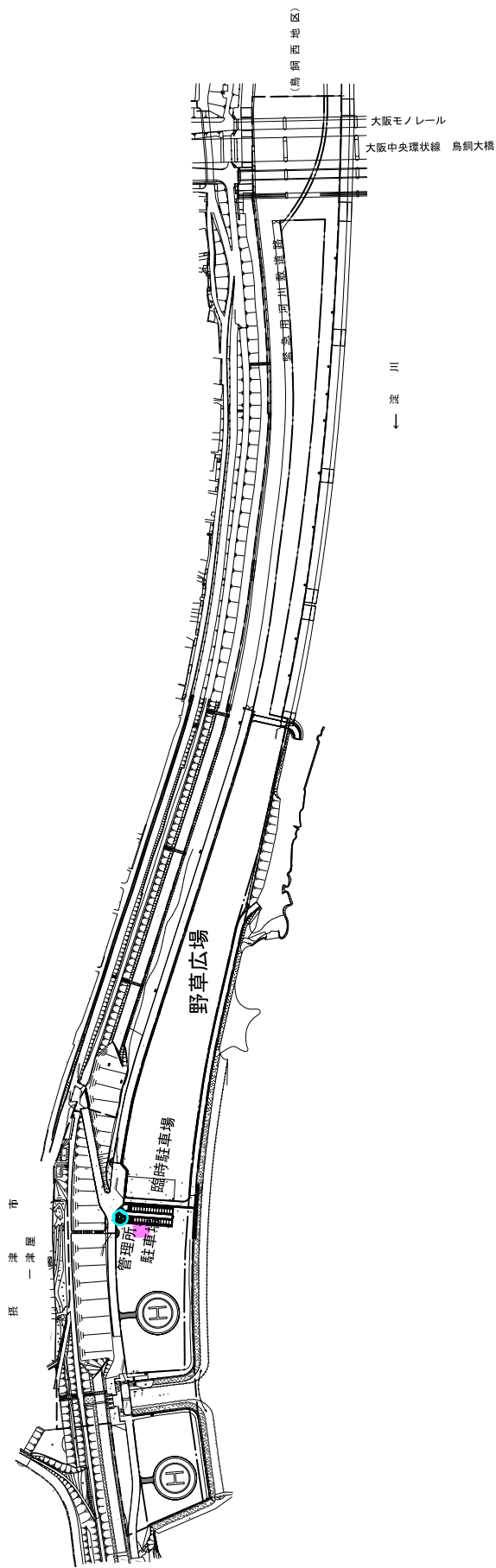
28. 枚方地区

トイレ・ゴミ集積所図



29. 背割堤地区

トイレ・ゴミ集積所図

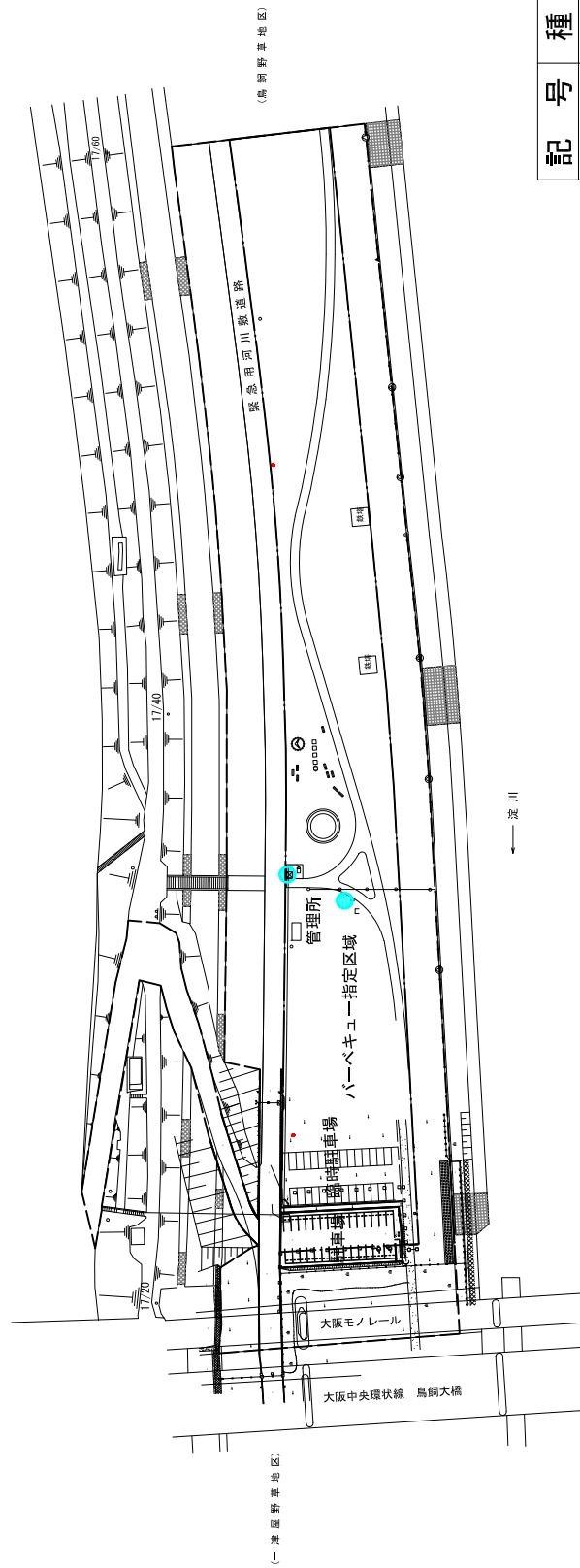


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



30. 一津屋野草地区

トイレ・ゴミ集積所図

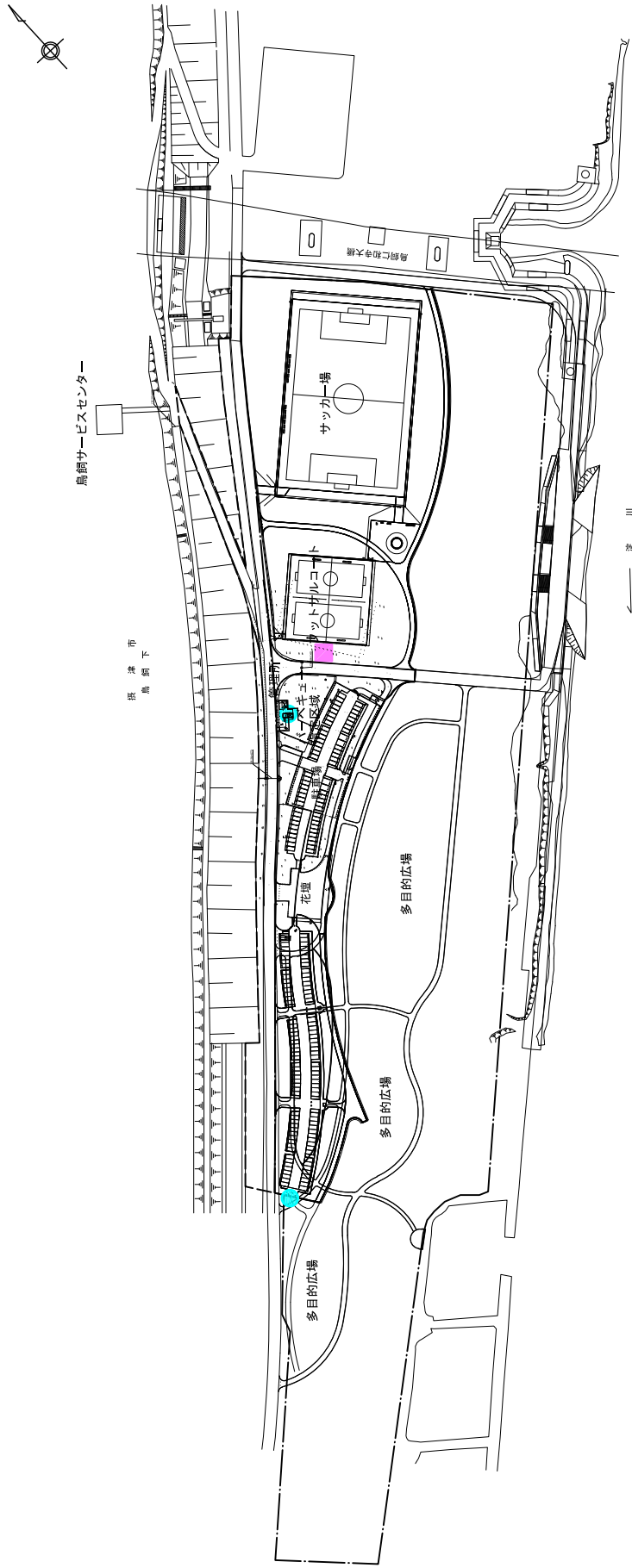


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



32. 鳥飼西地区

トイレ・ゴミ集積所図

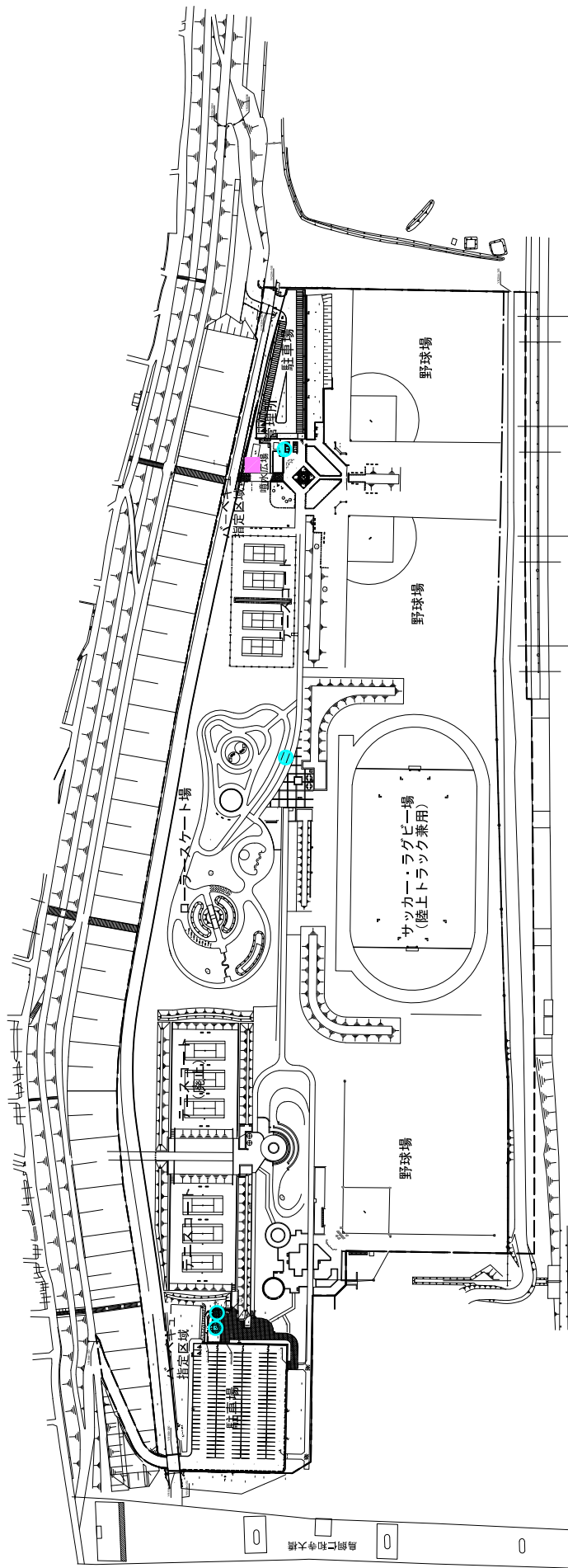


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 10m 30m 50m 100m

34. 鳥飼下地区

トイレ・ゴミ集積所図

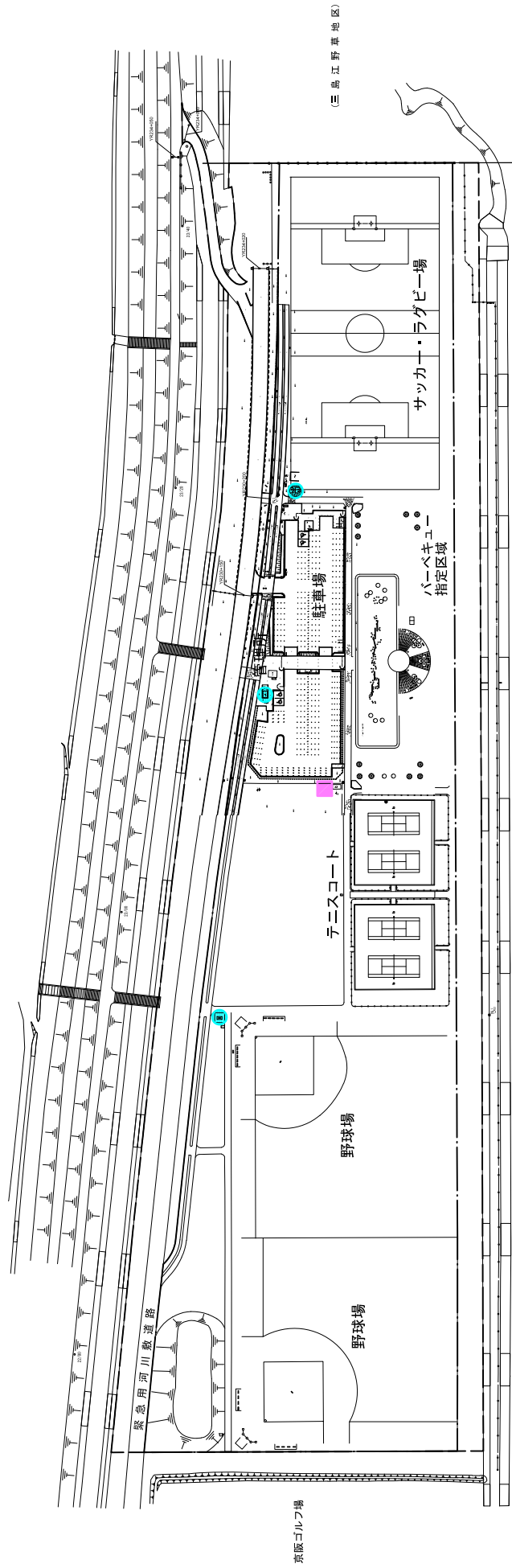


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 10m 30m 50m 100m

35. 鳥飼上地区

トイレ・ゴミ集積所図



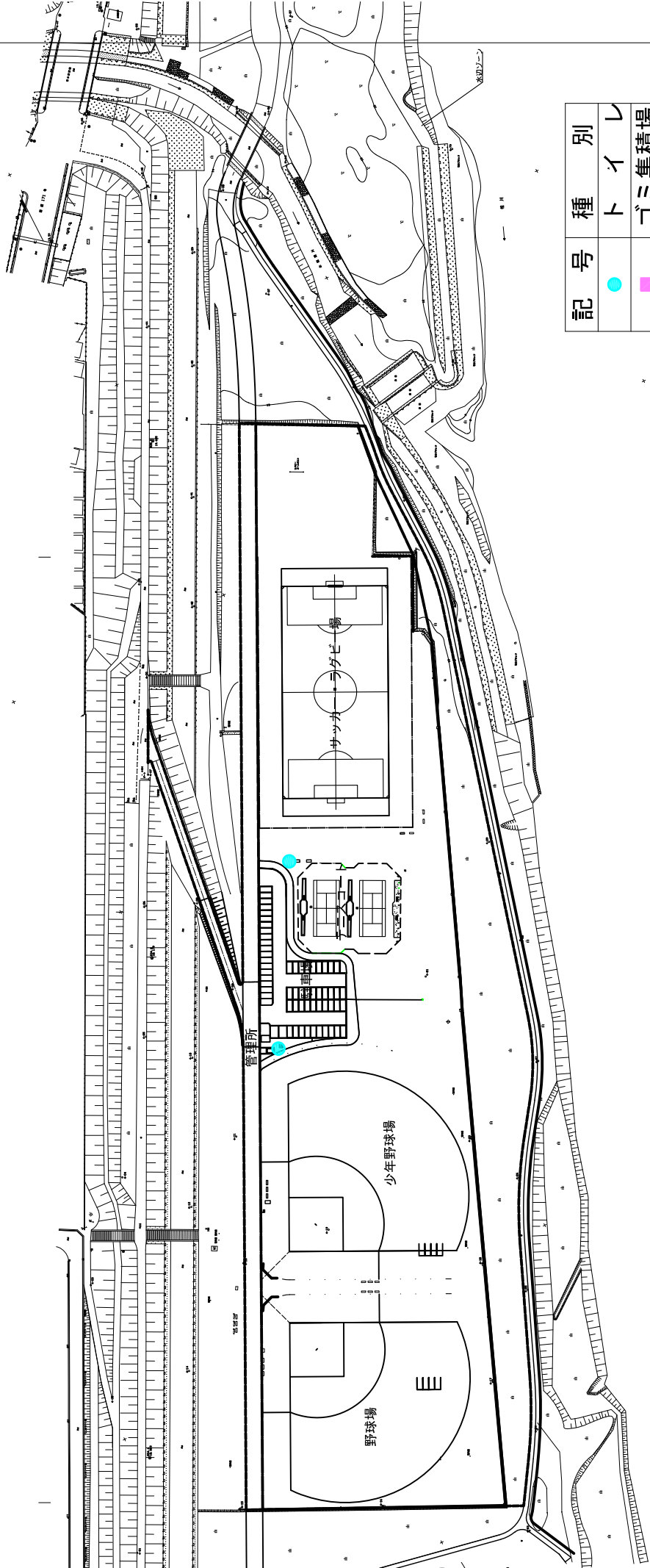
← 淀川

記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 10m 30m 50m 100m

36. 三島江地区

トイレ・ゴミ集積所図

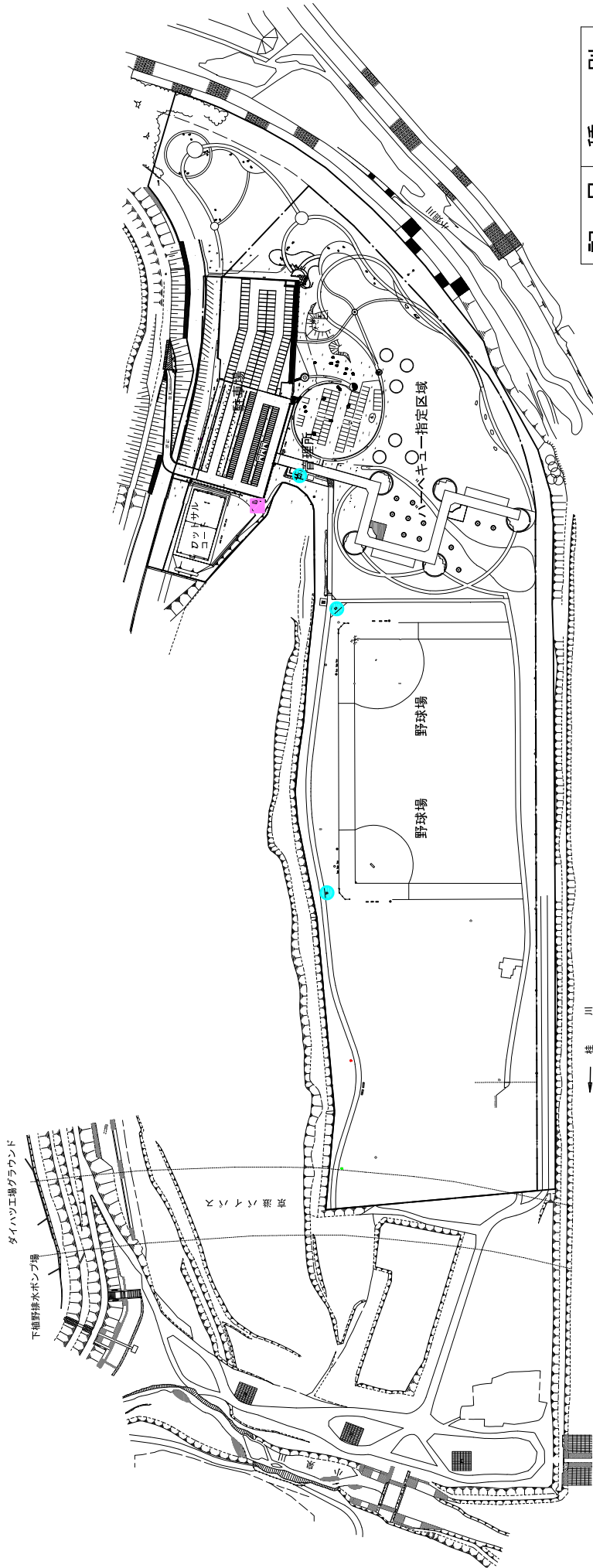
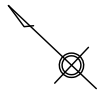


記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場



39. 島本地区

トイレ・ゴミ集積所図



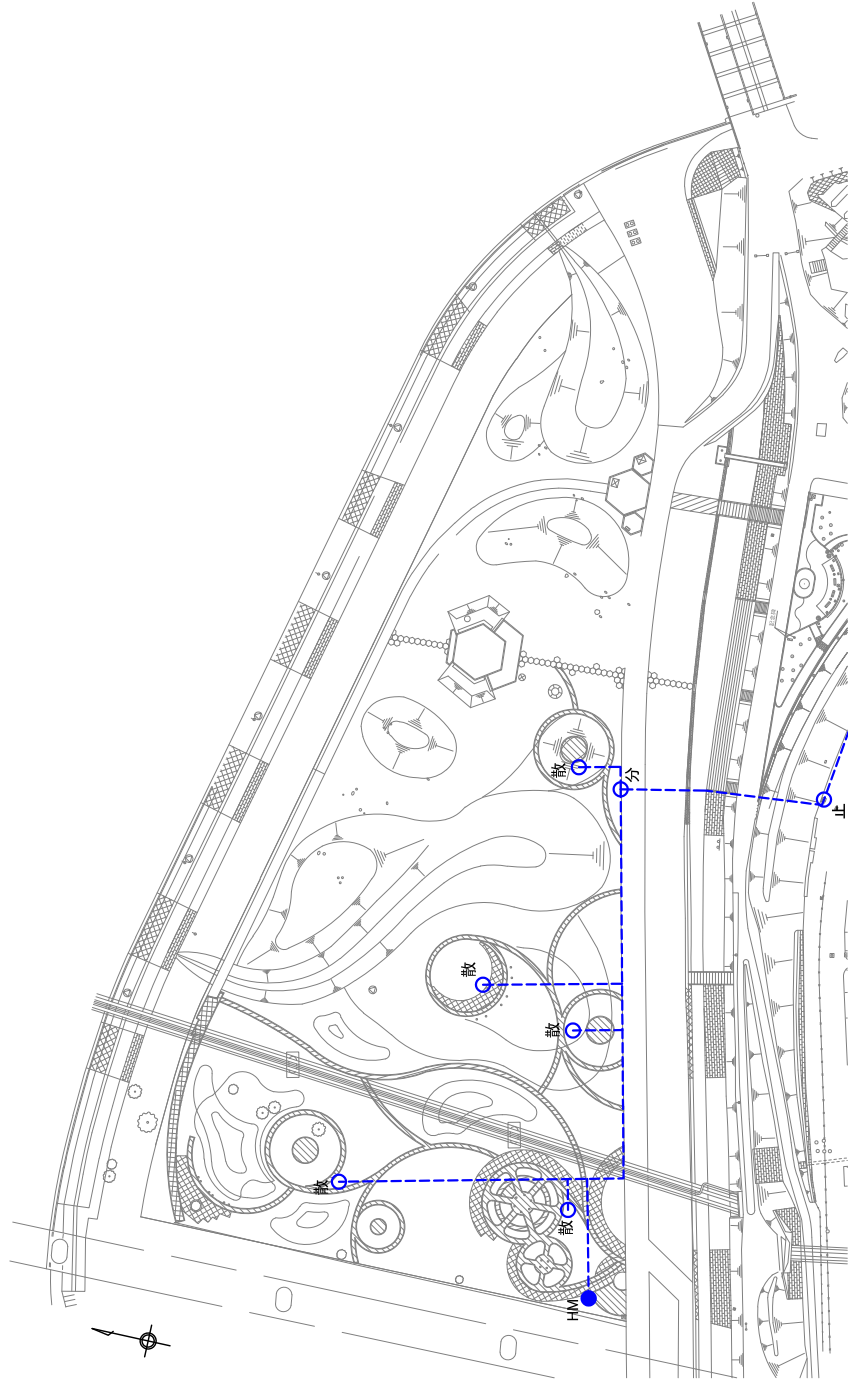
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

0m 10m 30m 50m 100m

40. 大山崎地区

2. 給水・電気系統図

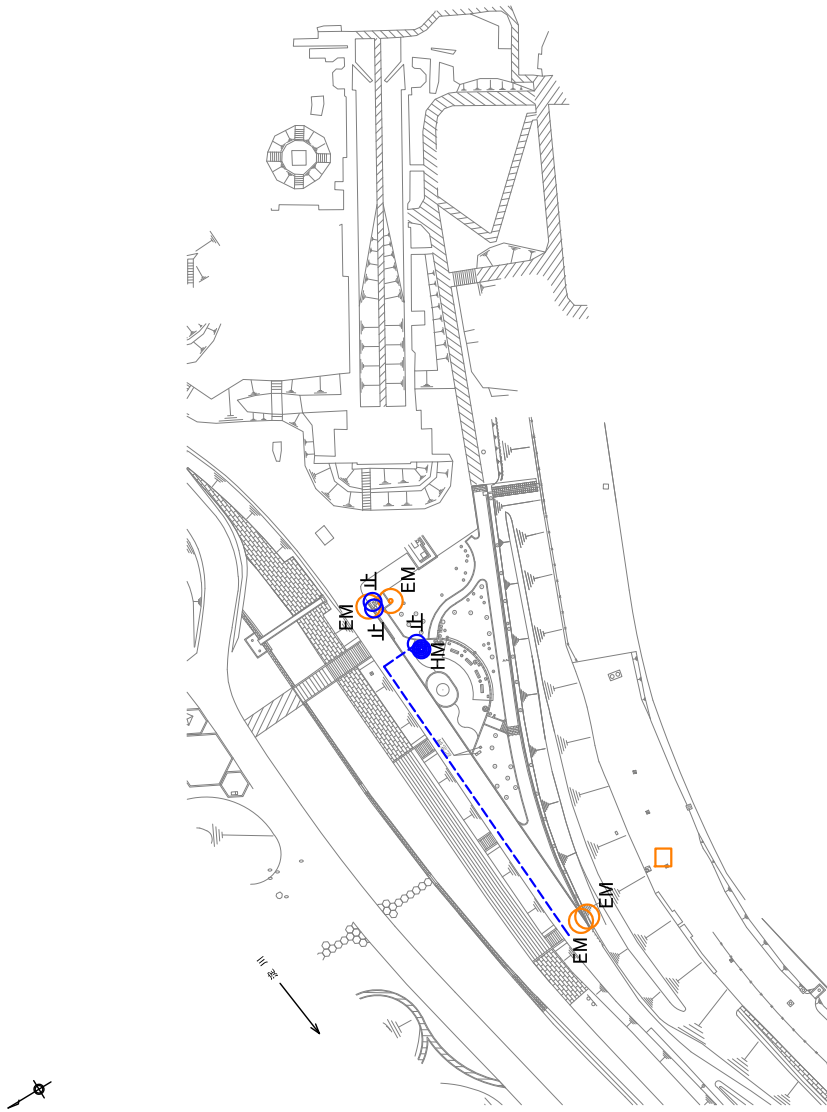
給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁

3.長柄地区

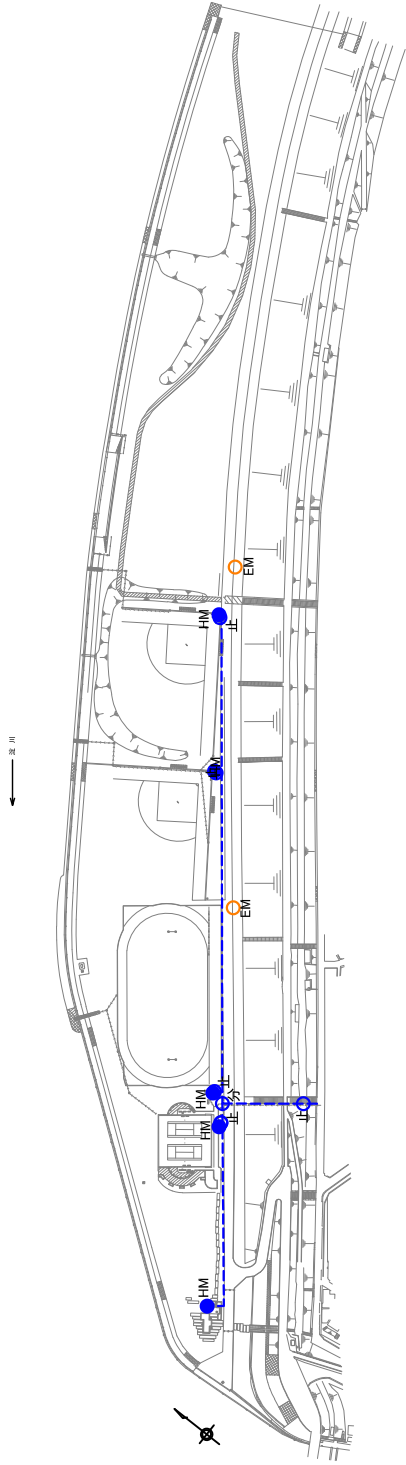
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	散水栓
○	空気弁
○	電気マシナホール
○	電気マシナホール
○	制御室・ポンプ室受電盤
○	電気ポンプ室受電盤
□	電気ポンプ室受電盤

4.長柄河畔地区

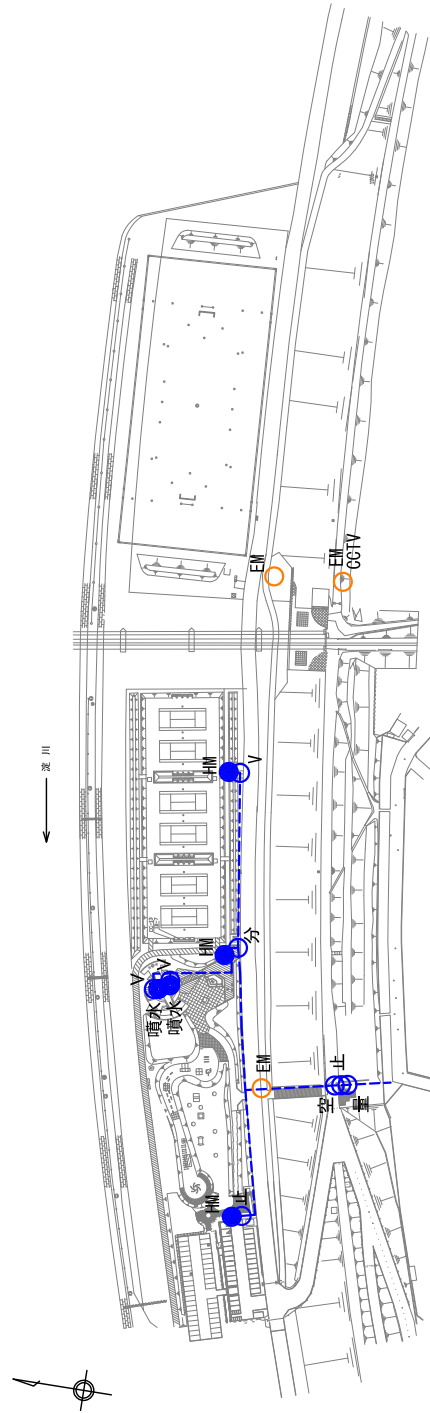
給水・電気系統図



凡	例
●	HM 水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	EM 電気マンホール 電気・通信マンホール 制御盤・操作盤・変電盤 電気ボックス・電源ボックス
□	

5.毛馬地区

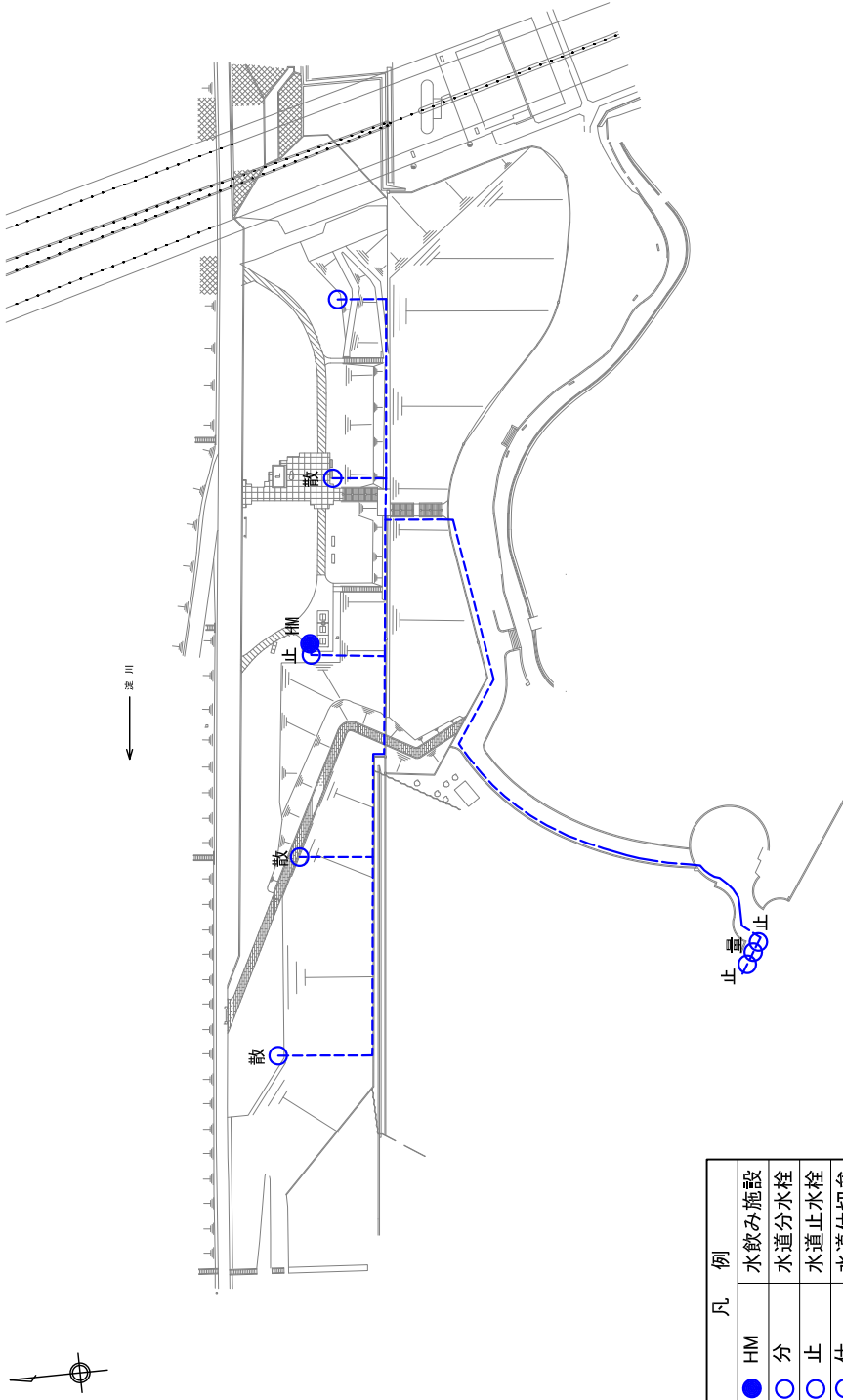
給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
○	EM 電気マンホール 電気・通気マンホール 制御盤・操作盤受電盤 電気ボックス電源ボックス
□	

6. 赤川地区

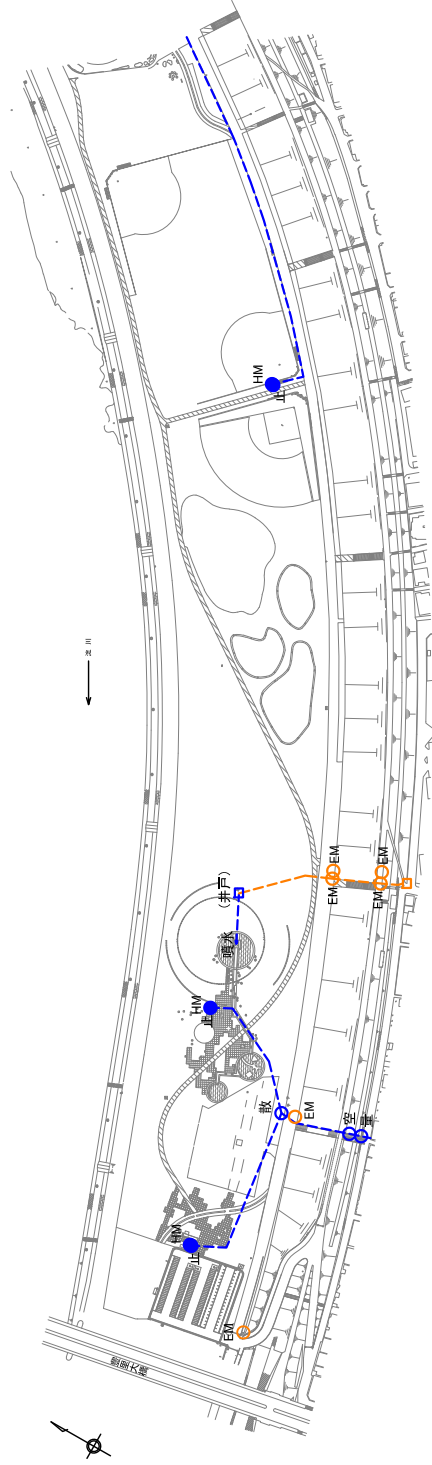
給水・電気系統図



凡	例
●	HM 水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気マンホール 電気・通信マンホール
○	制御盤・操作盤・分電盤
□	電気ボックス・電通ボックス

7.城北河畔地区

給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気マンホール
○	電気・通信マンホール
□	制御盤・操作盤 受電盤
□	電気ボックス 電源ボックス

8. 太子橋地区

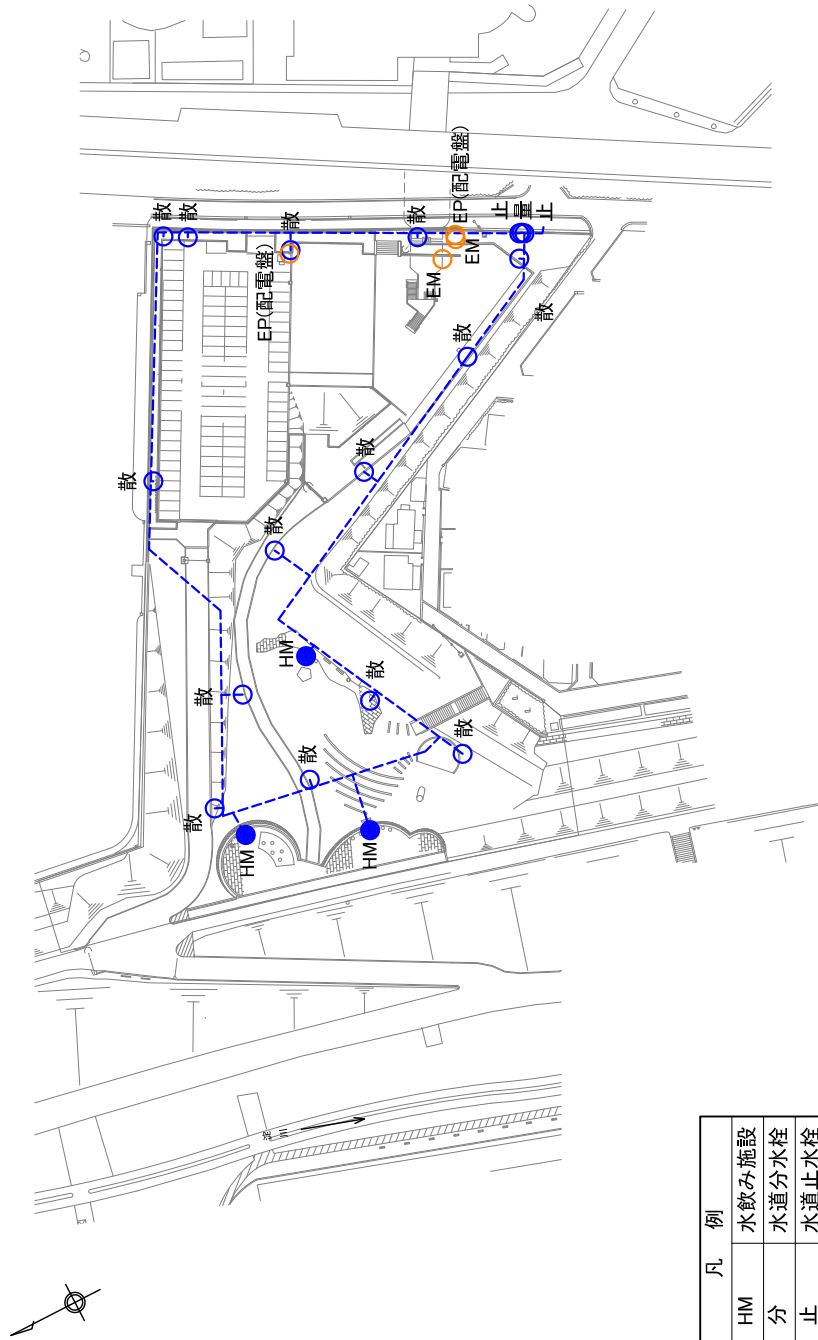
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
EM	電気マンホール 電気・通信マンホール
○	制御盤・通信機受電盤 電気ボックス・警備ボックス

9. 外島地区

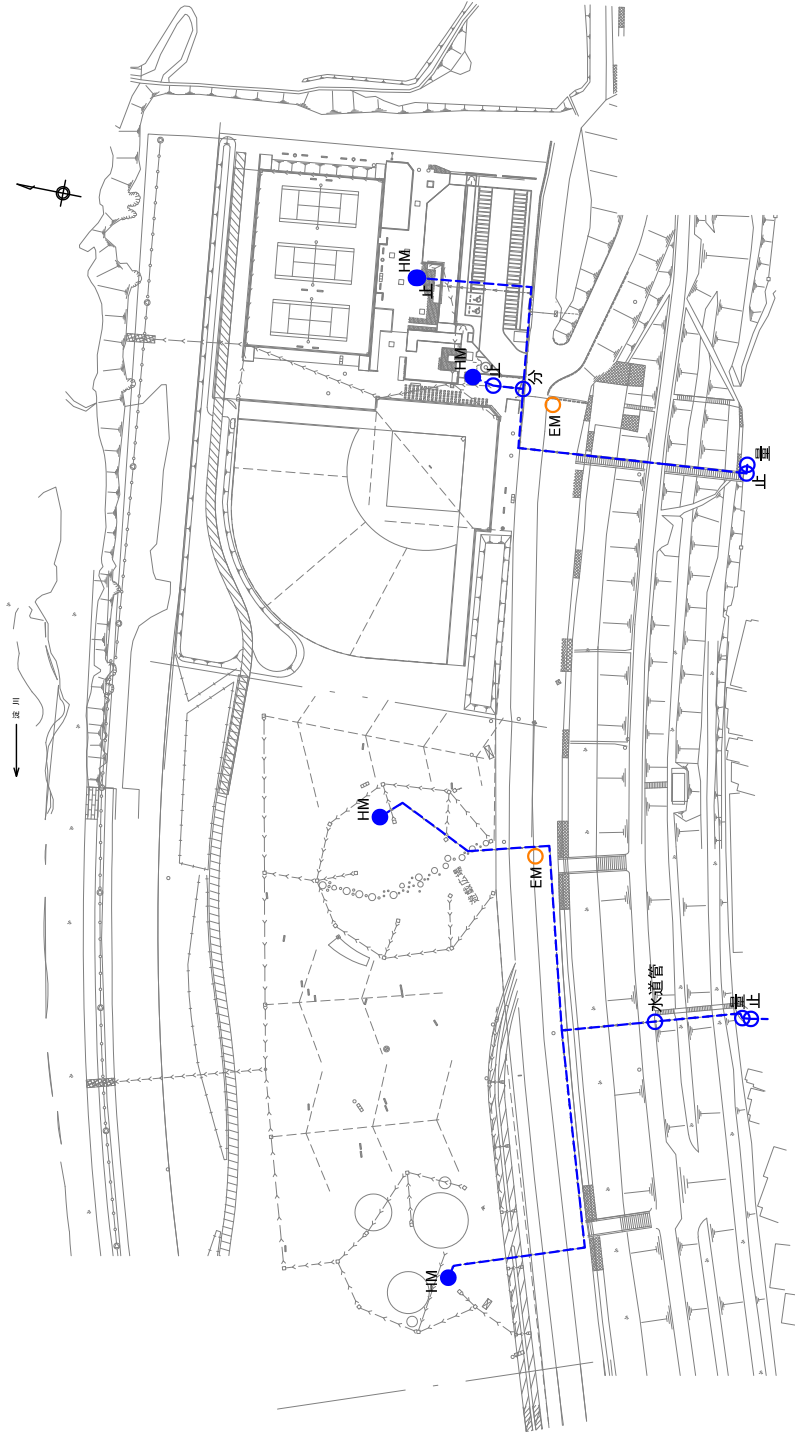
給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
○	EM 警務マンホール 電気・通信マンホール
□	制御盤・供排気設備 電気ボックス・配電ボックス

10. 守口地区

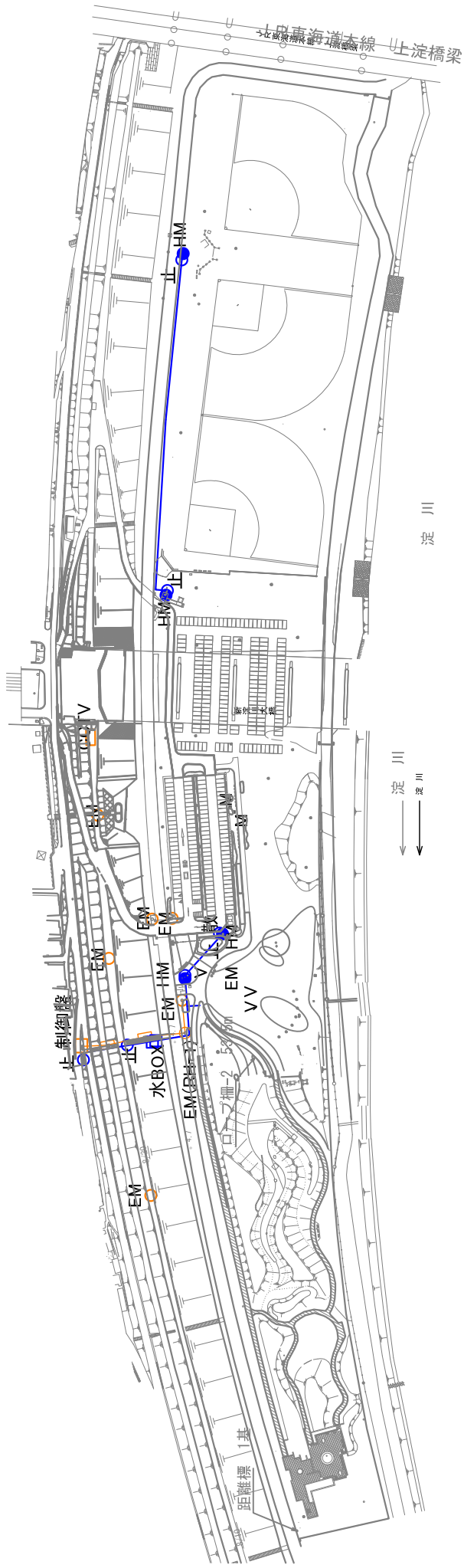
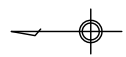
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	EM
○	電気マンホール 電気・通信マンホール
○	制御盤・操作盤・高圧盤
□	電気ボックス・電盤ボックス

12. 八雲地区

給水・電気系統図



凡例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁
□	水BOX 水道ボックス
○	EM 電気マンホール 電気・通信マンホール
□	制御盤・操作盤受電盤 電気ボックス電源ボックス

15.西中島地区

給水・電気系統図

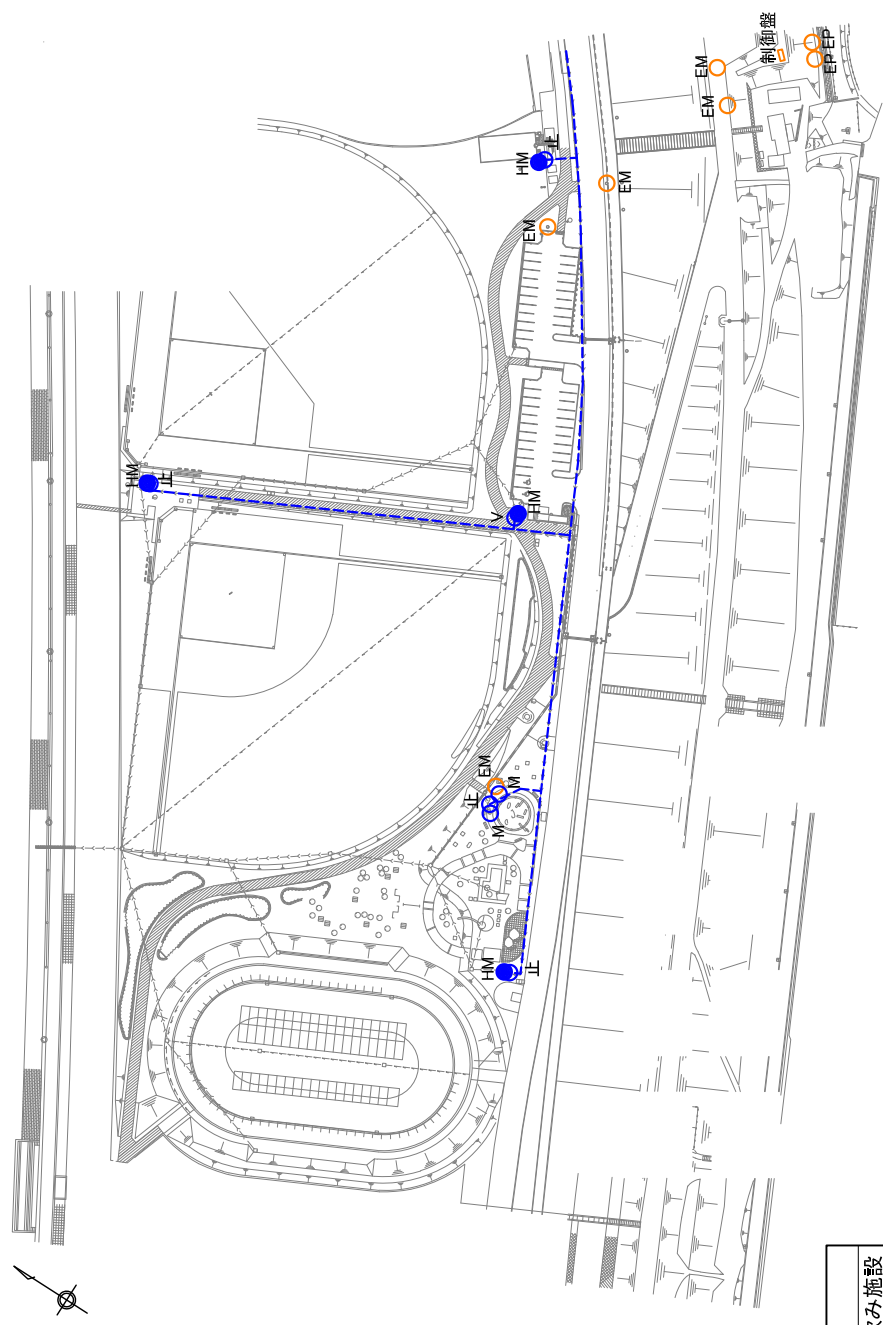


凡 例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
EM	電気マンホール 電気・通信マンホール
○	制御盤・操作盤・変電盤
□	電気ボックス・電気ホックス



16.豊里地区

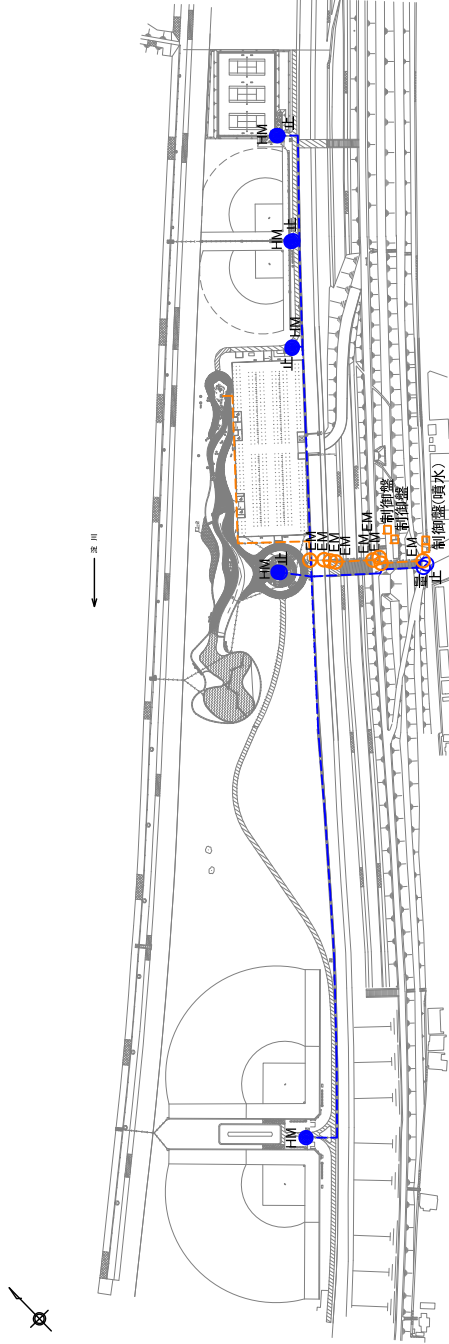
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
EM	電気マンホール 電気・通信マンホール 制御盤・操作盤 受電盤 電気ボックス 電源ボックス
○	EM
□	電気ボックス 電源ボックス

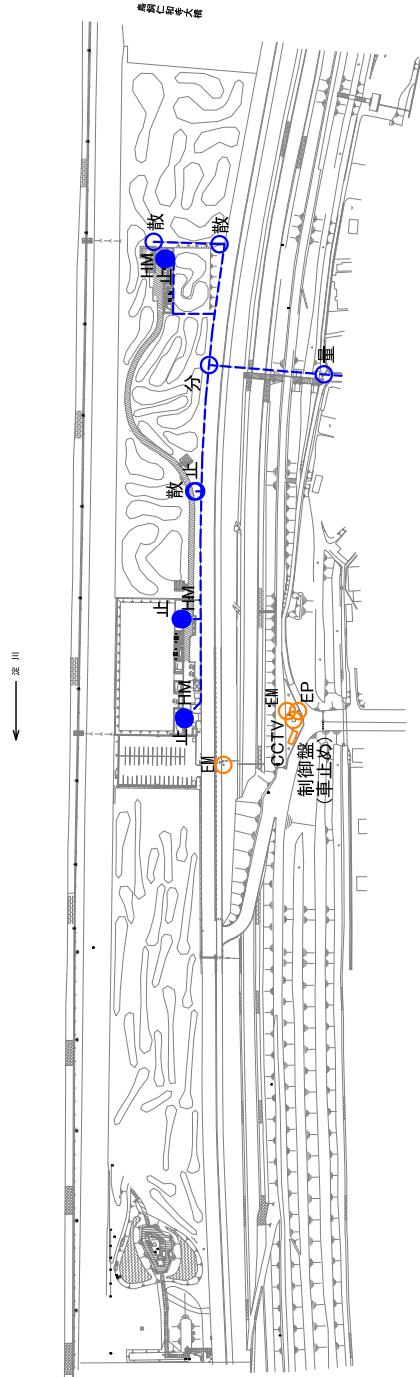
17.大日地区

給水・電気系統図



凡例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気マンホール
○	電気・通信マンホール
○	制御室・操作盤・監視盤
□	電気ボックス・電源ボックス

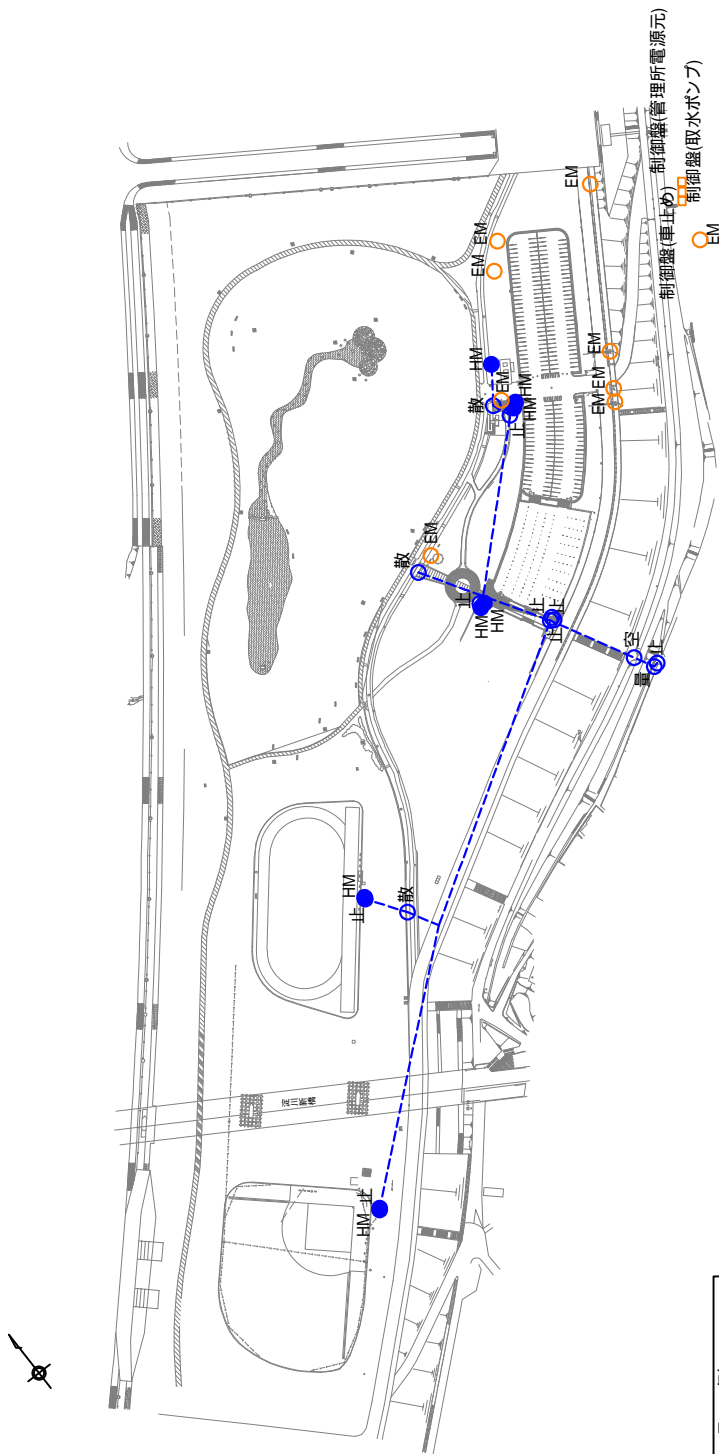
給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水運分水栓
○ 止	水運止水栓
○ 仕	水運仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
○ EM	電気マンホール 電気、通信マンホール
□	制御盤・操作盤・変電設備 電気ボックス電線ボックス

19.仁和寺野草地区

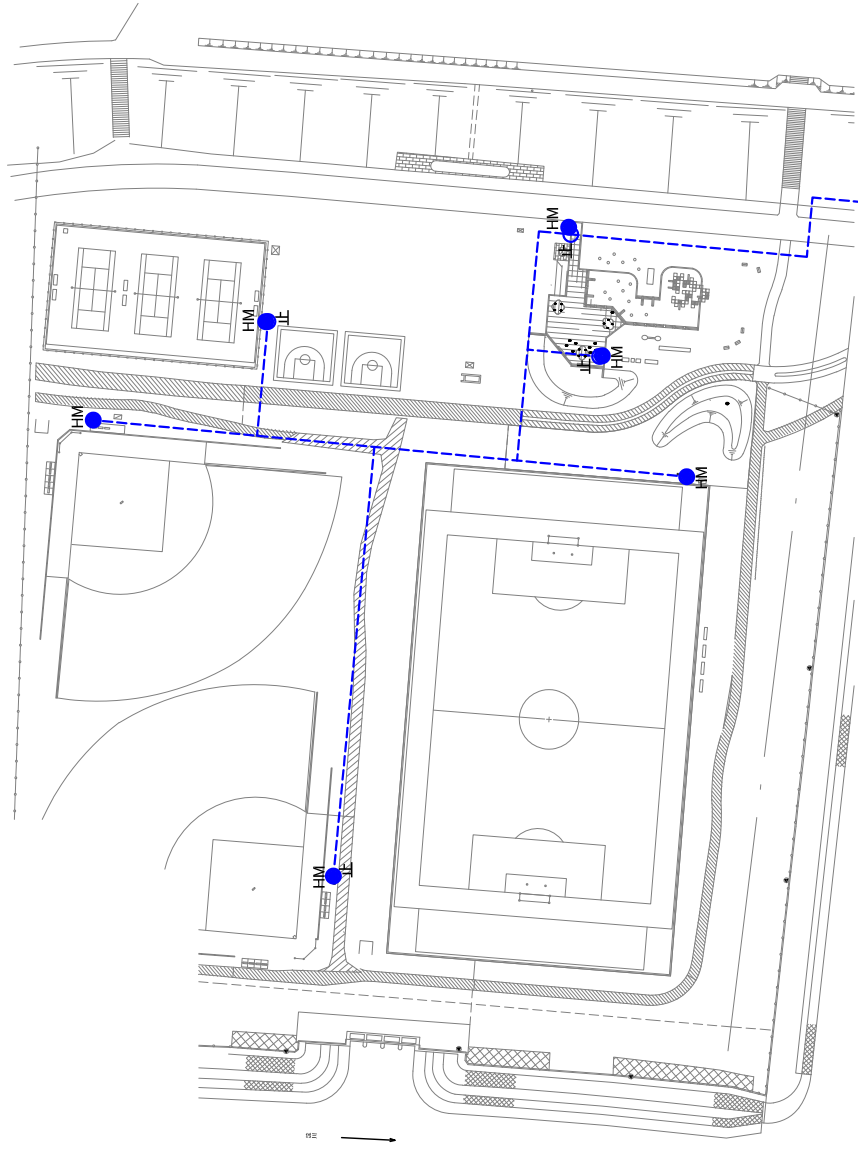
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気マンボ・ル
○	電気・通信マンボ・ル
○	制御盤・操作盤受電盤
□	電気ボックステーション

21. 太間地区

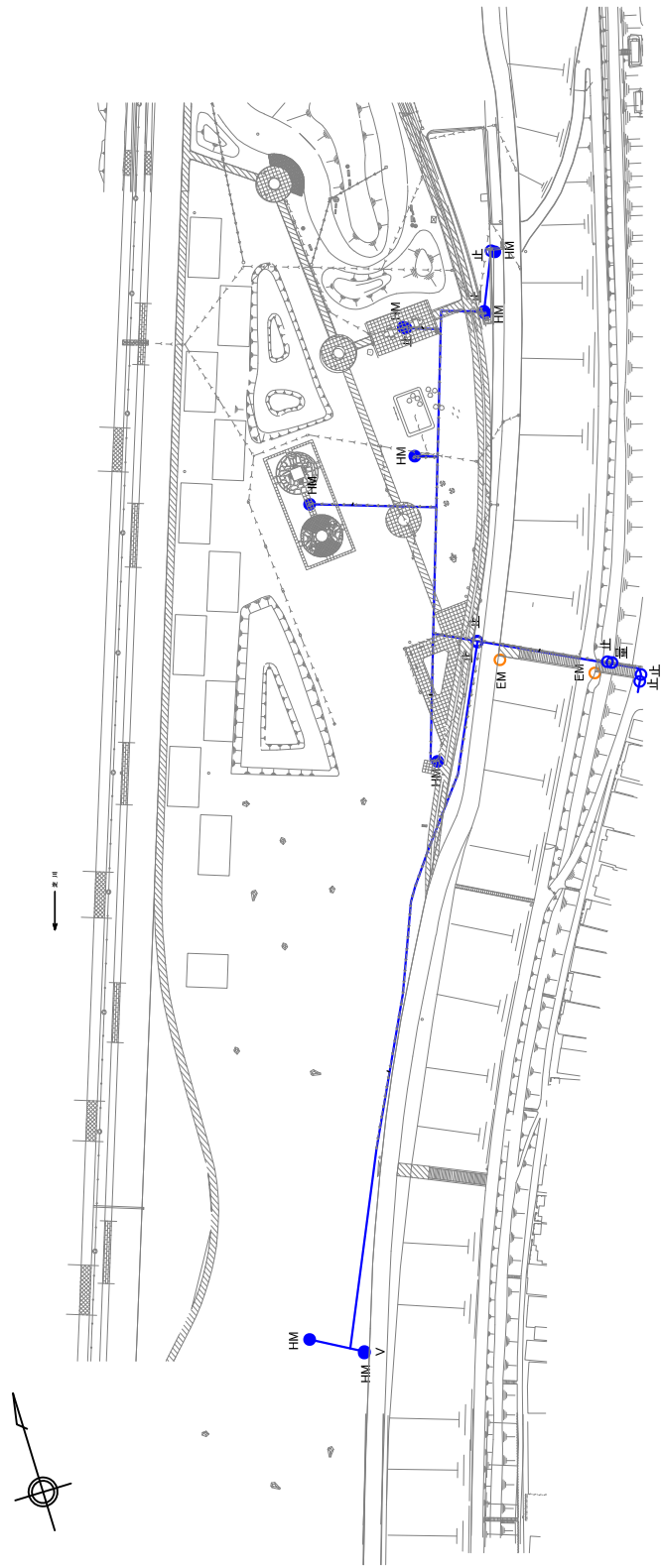
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
○	電気マンホール
○	電気・通信マンホール
○	制御盤・操作盤・変電盤
○	電気ボックス
□	電気ボックス

22. 木屋元地区

給水・電気系統図

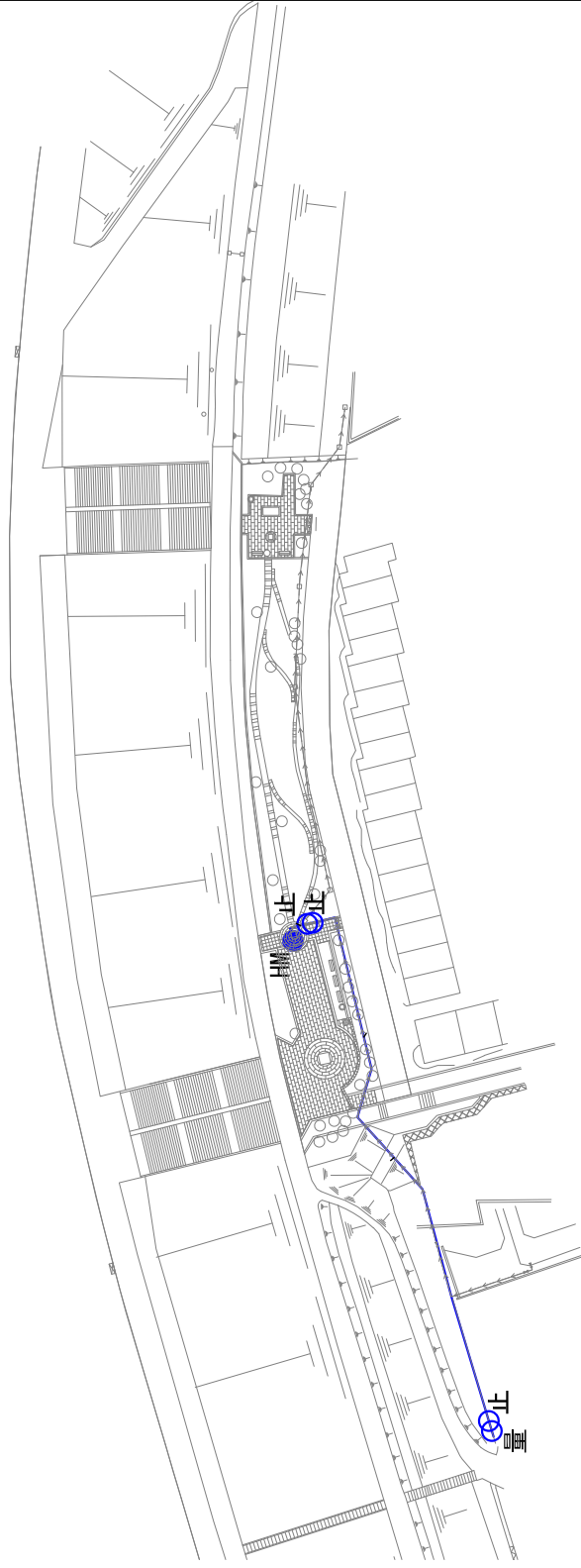


凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
EM	電気マンホール
○	電気・通信マンホール
○	制御盤・操作盤・変電盤
□	電気ボックス・電気ホックス

24.出口地区

給水・電気系統図

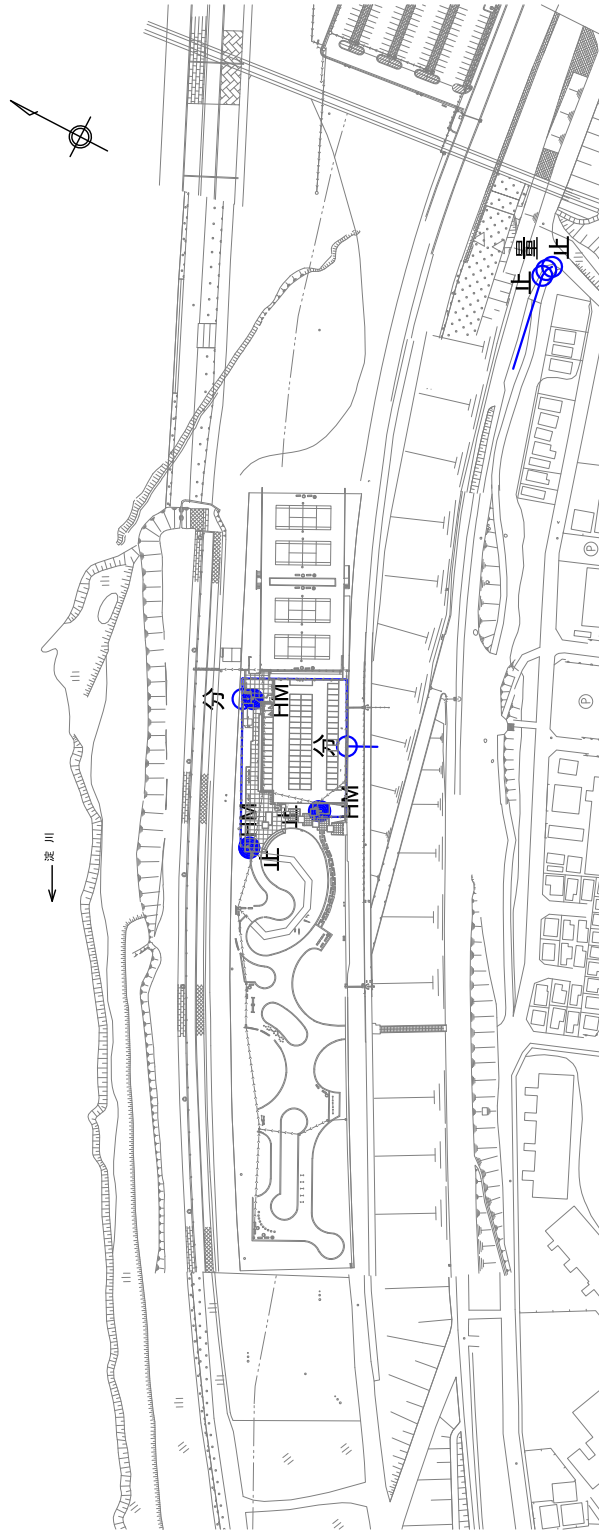
← 渡川



凡例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁

25. 出口河畔地区

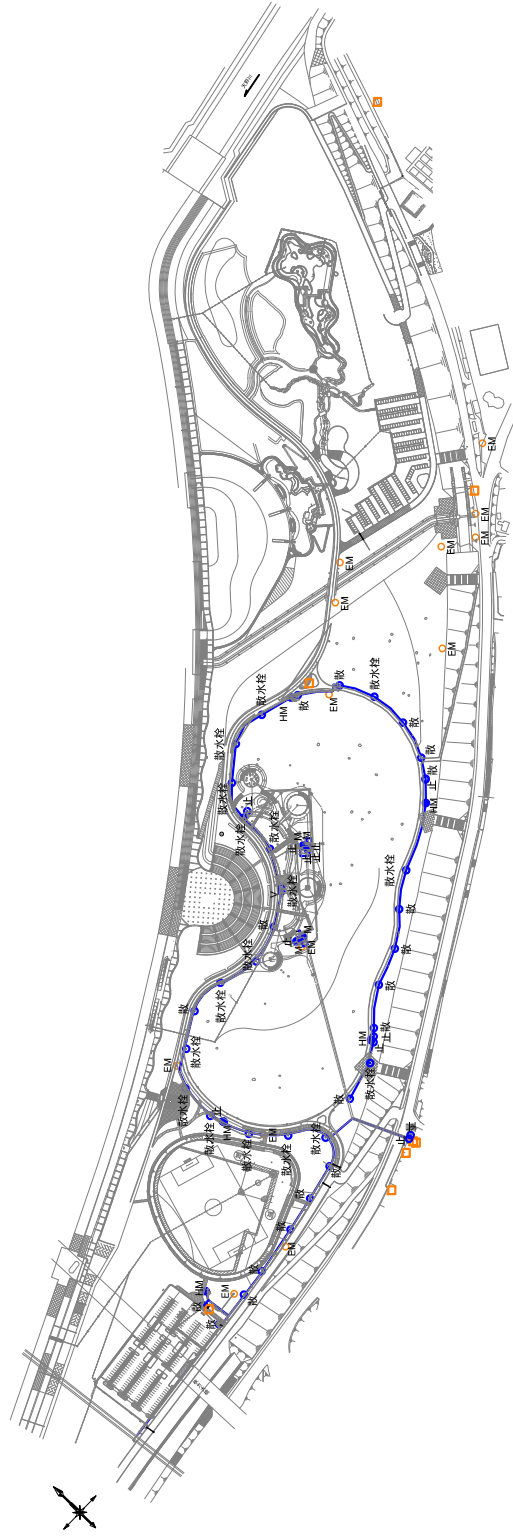
給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁

27.三矢地区

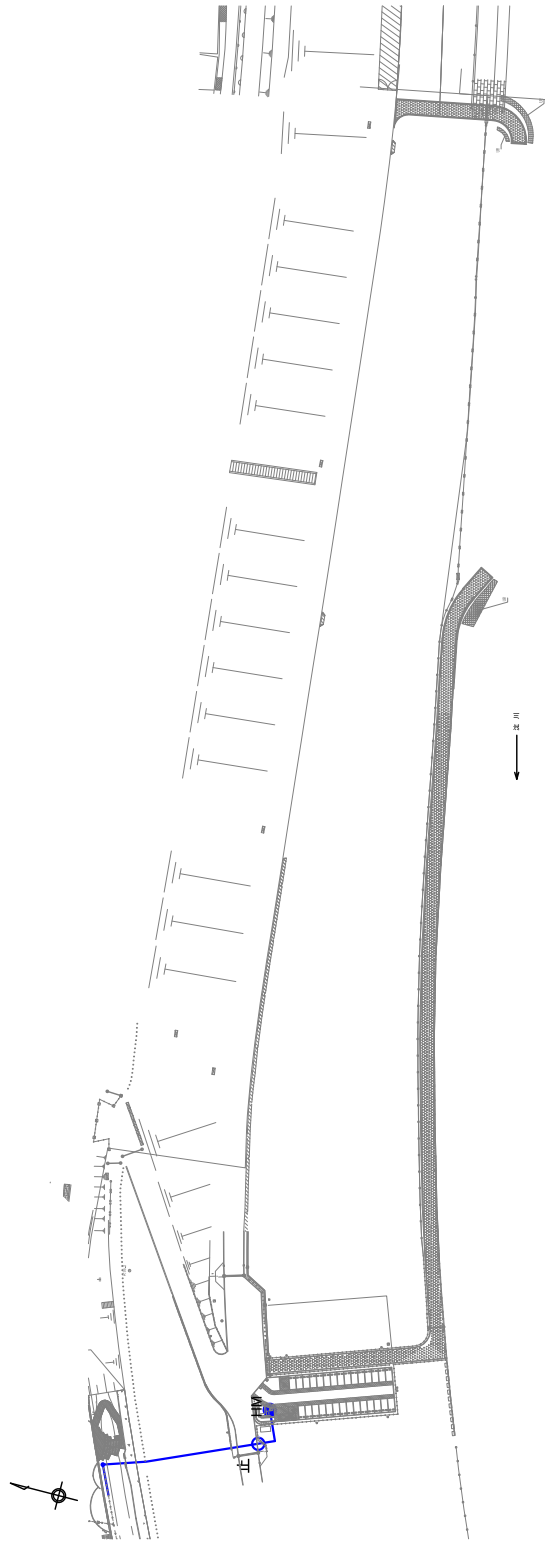
給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁
○ EM	電気マシナホール 電気・通信マシナホール 制御盤・器具室受電盤 電気ポンプ室電送ポンプ室
□	

28.枚方地区

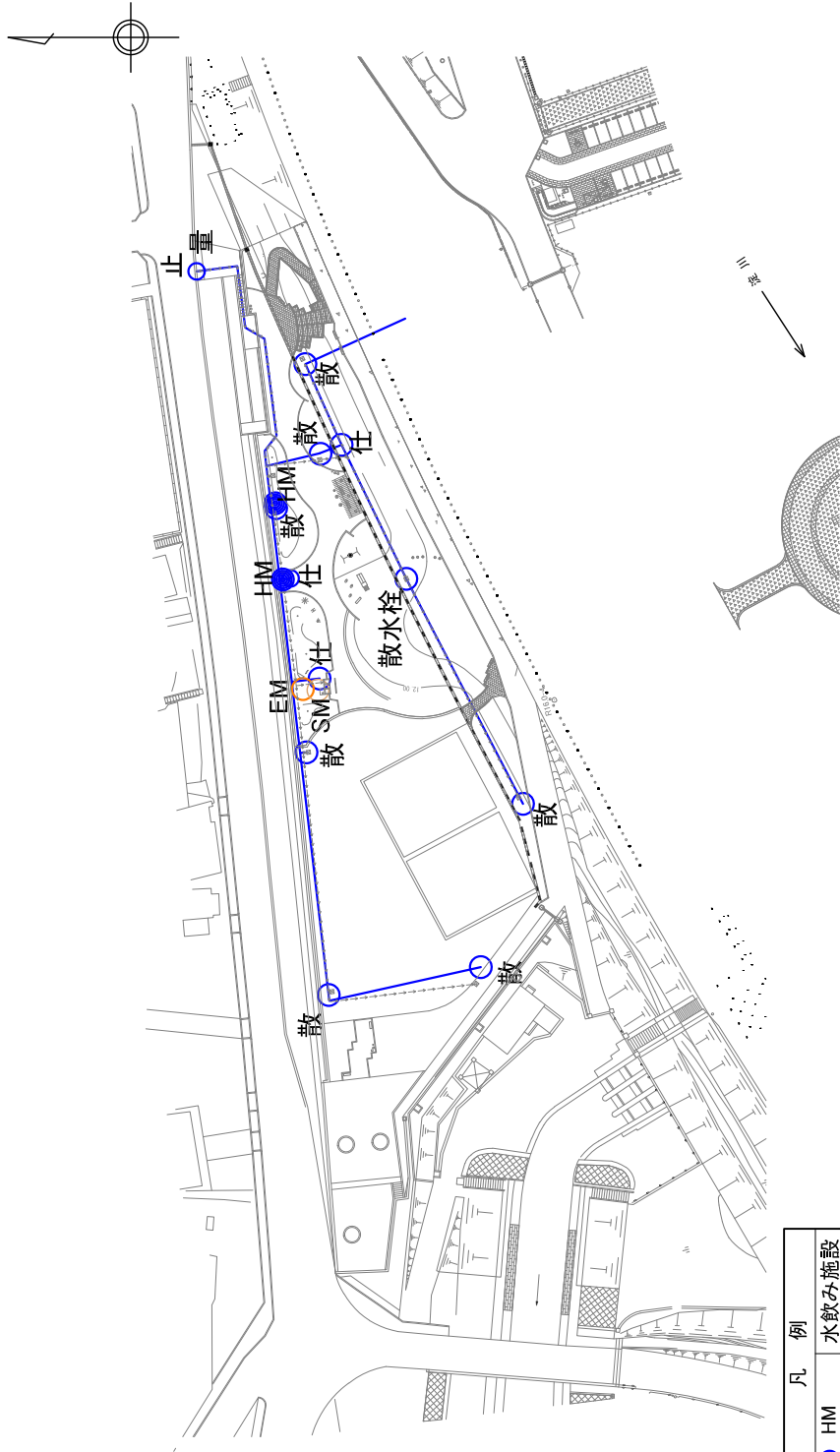
給水・電気系統図



凡 例	
● HM	水飲み施設
○ 分	水道分水栓
○ 止	水道止水栓
○ 仕	水道仕切弁
○ 散	散水栓
○ 空	空気弁

30.一津屋野草地区

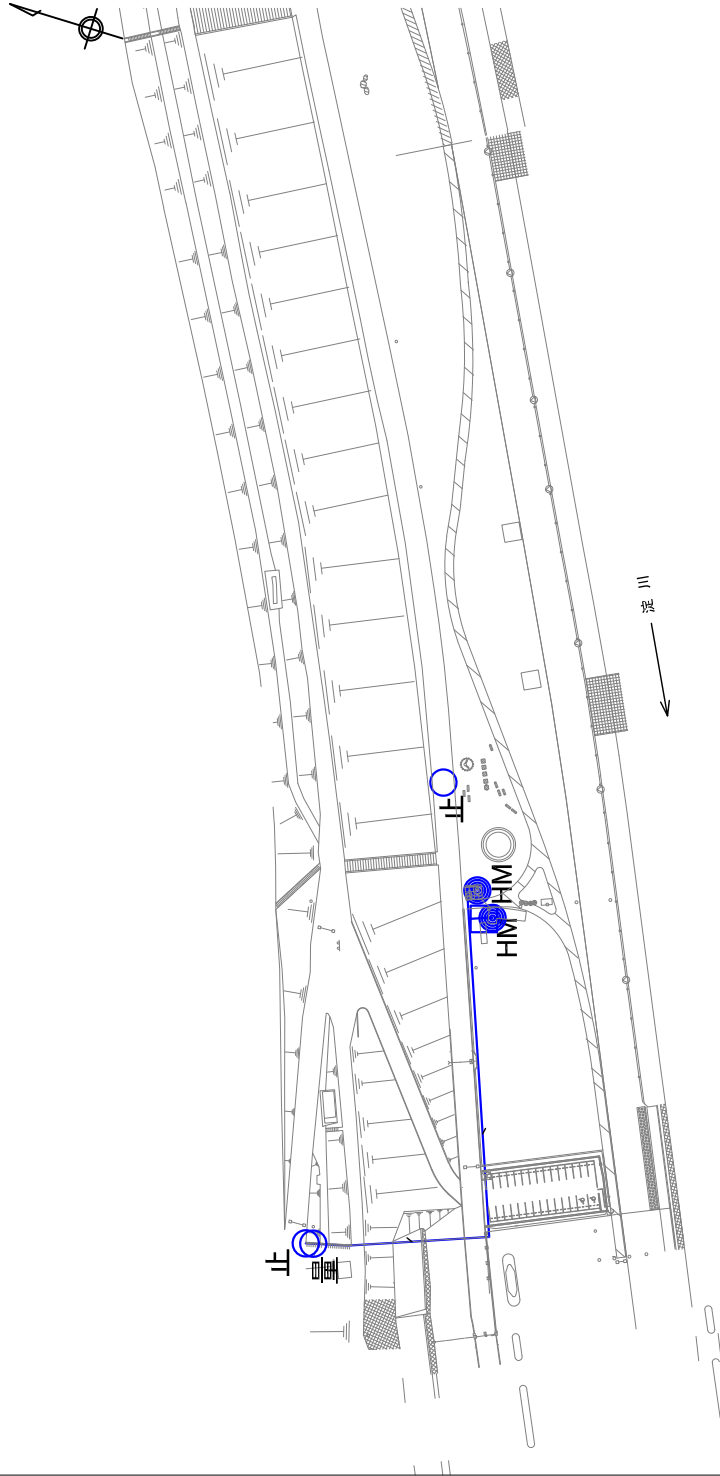
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
EM	電気マンホール
○	電気・通信マンホール
□	制御盤・操作盤・変電盤
	電気ボックス・電気ホック

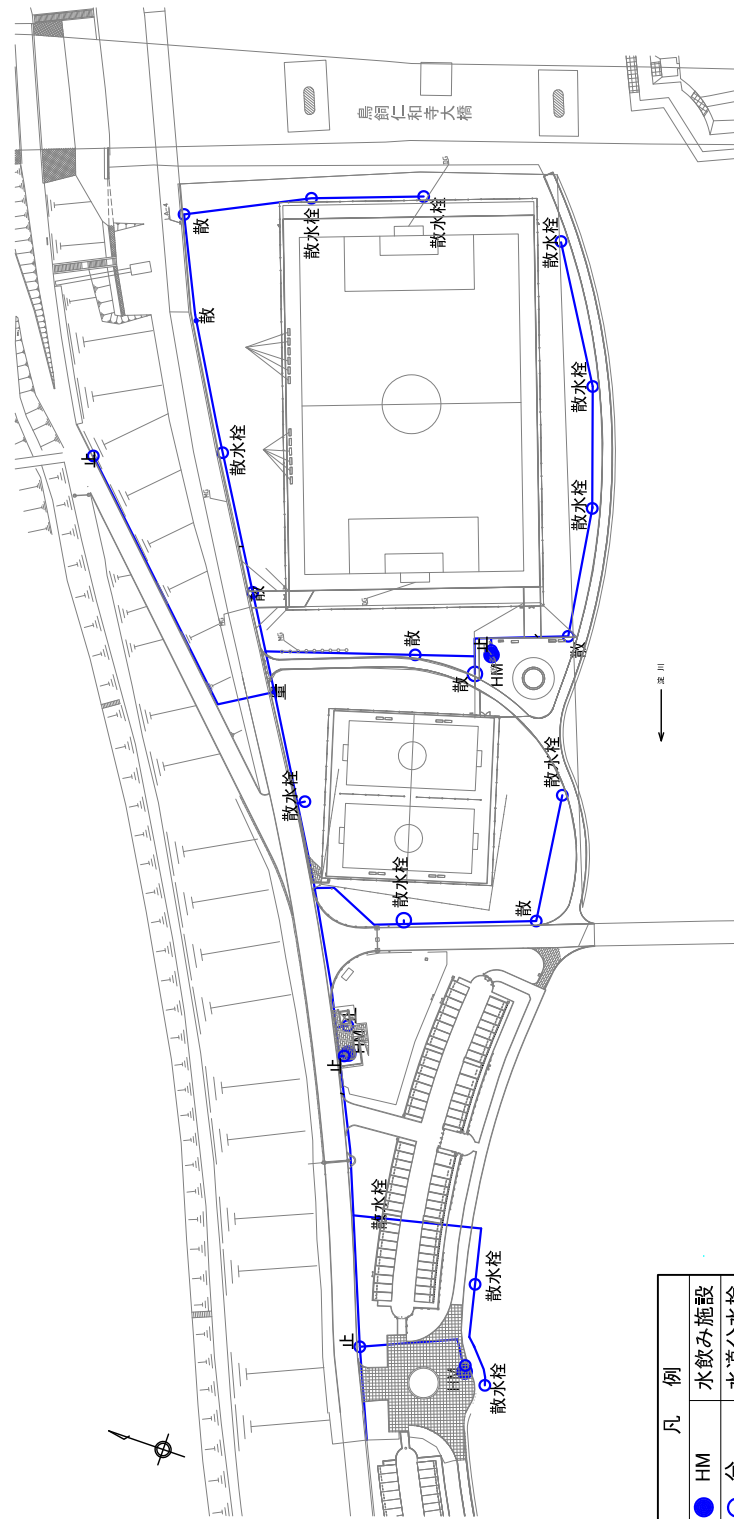
31.1 津屋河畔地区

給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空 気 弁

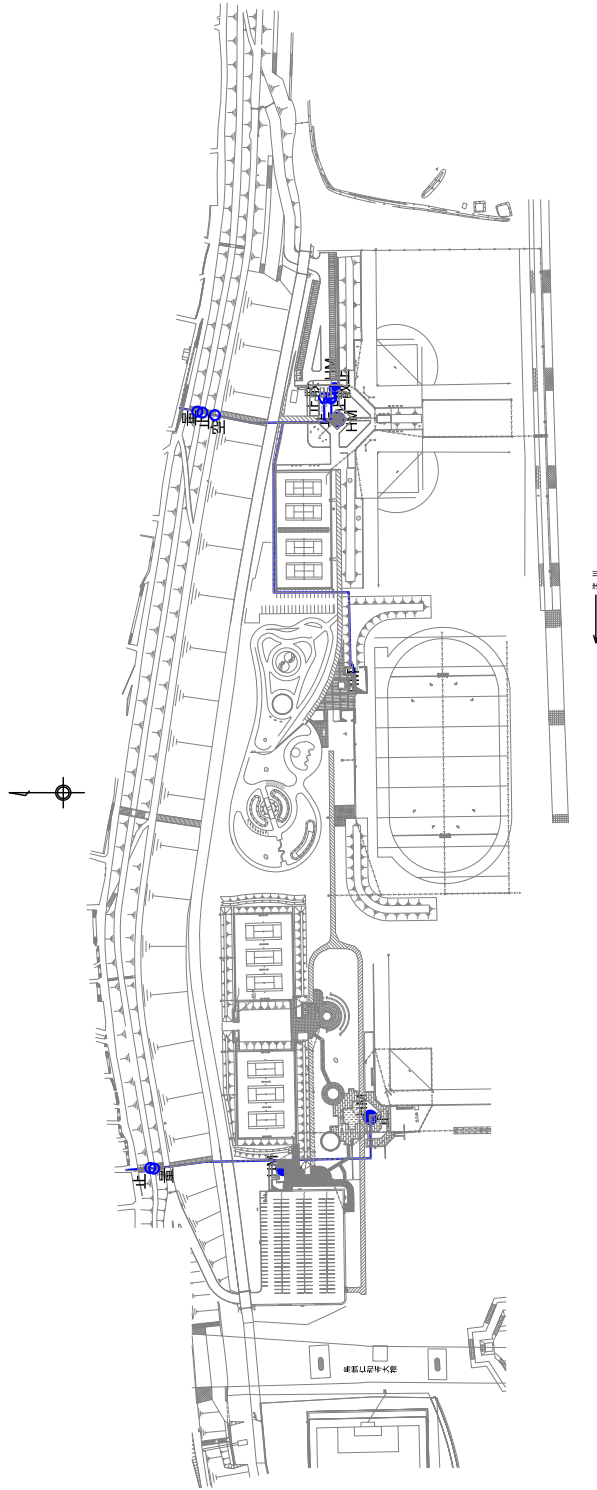
給水・電気系統図



凡例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁

34.鳥飼下地区

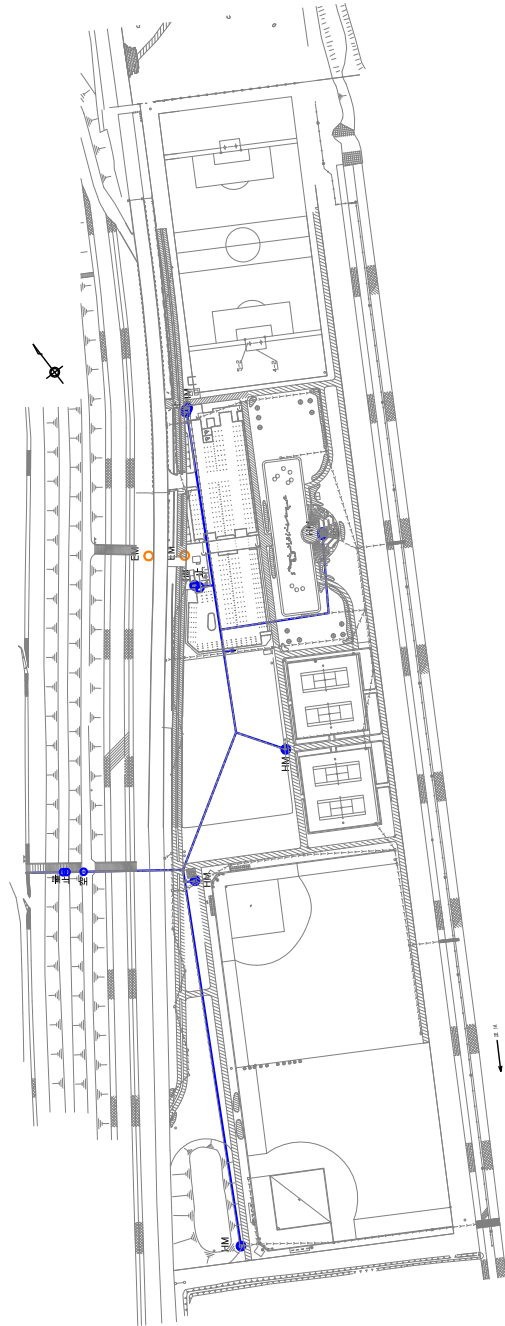
給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁

35.鳥飼上地区

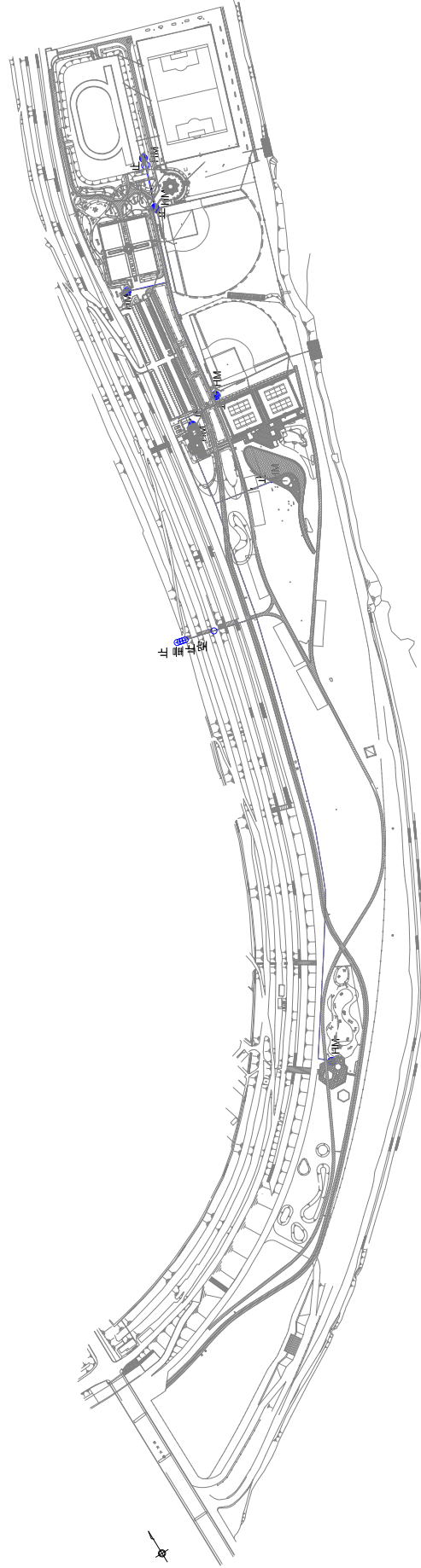
給水・電気系統図



凡 例	
HM	水飲み施設
●	水飲み施設
○	水道分水栓
○	水道止水栓
○	水道仕切弁
○	散水栓
○	空気弁
EM	電気マンホール
○	電気・通信マンホール
□	御用廳・操作廳・変電所
	電気ボックス・電気ホック

36.三島江地区

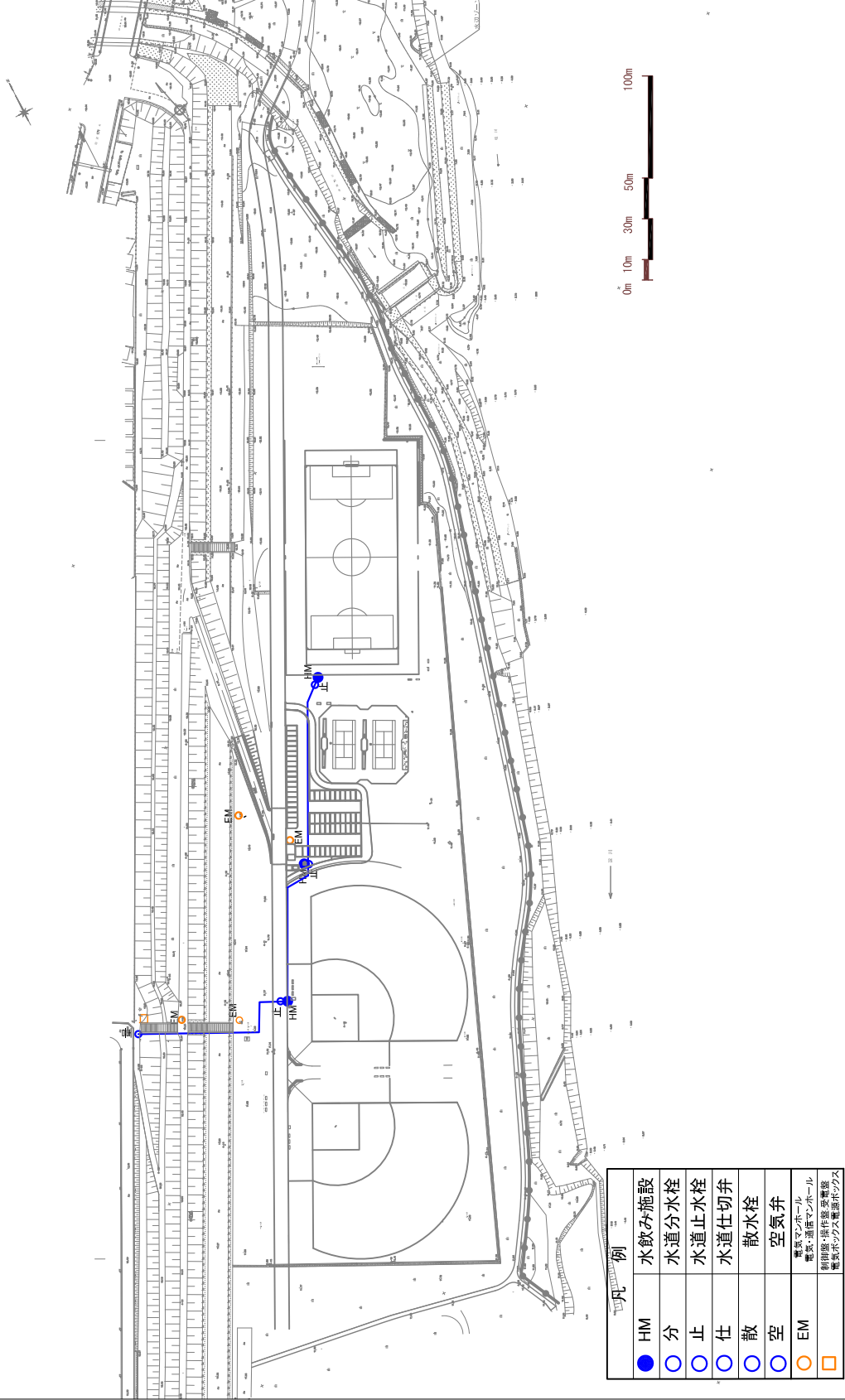
給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁

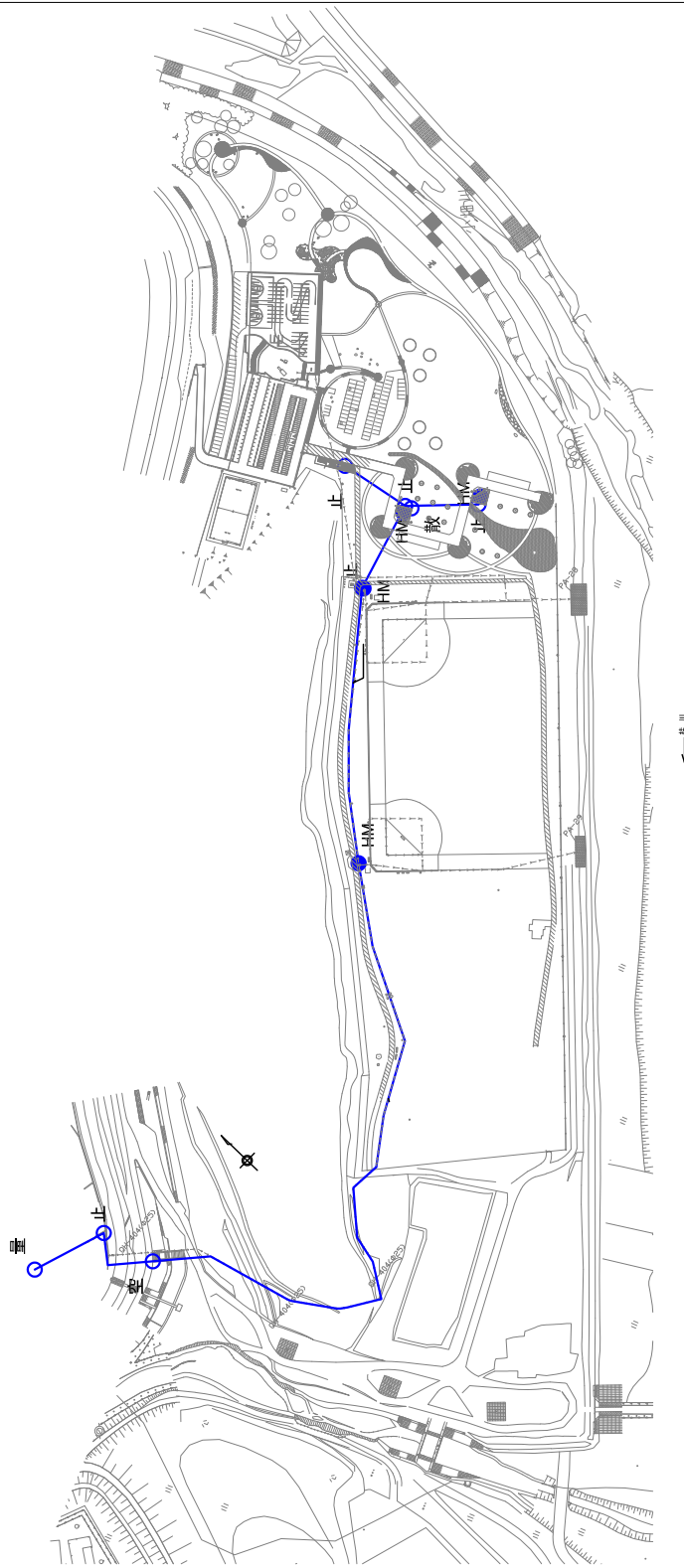
38.大塚地区

給水・電気系統図



39. 島本地区

給水・電気系統図



凡 例	
●	HM 水飲み施設
○	分 水道分水栓
○	止 水道止水栓
○	仕 水道仕切弁
○	散 散水栓
○	空 空気弁

40. 大山崎地区

樹木・草花管理区域図

樹木・草花管理区域図



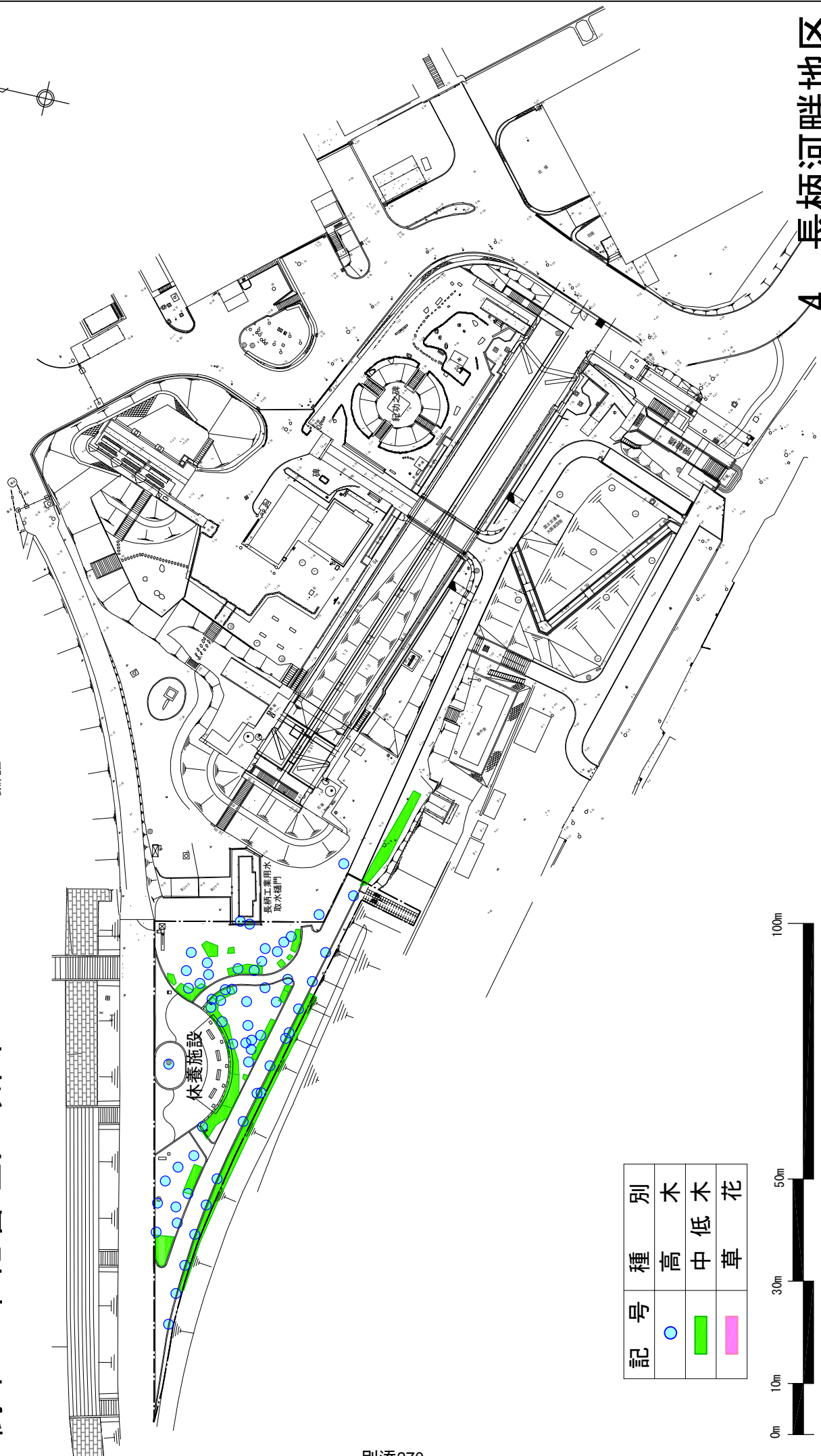
記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



3. 長柄地区

樹木・草花管理区域図

長柄地区

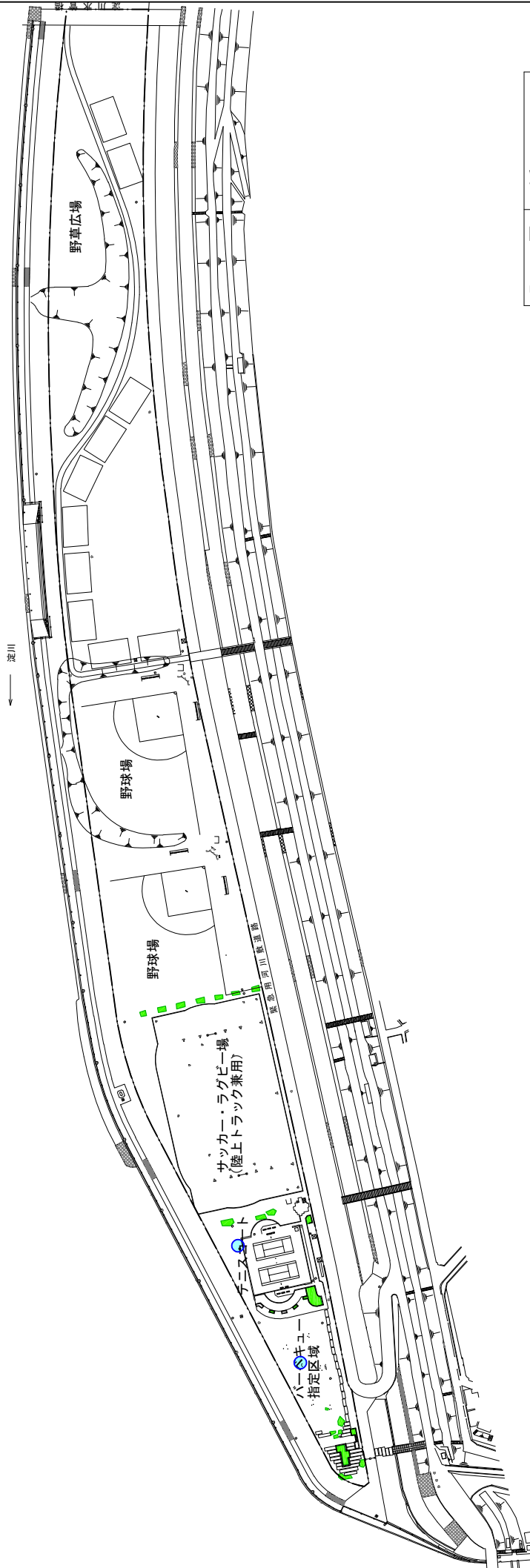


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



4. 長柄河畔地区

樹木・草花管理区域図

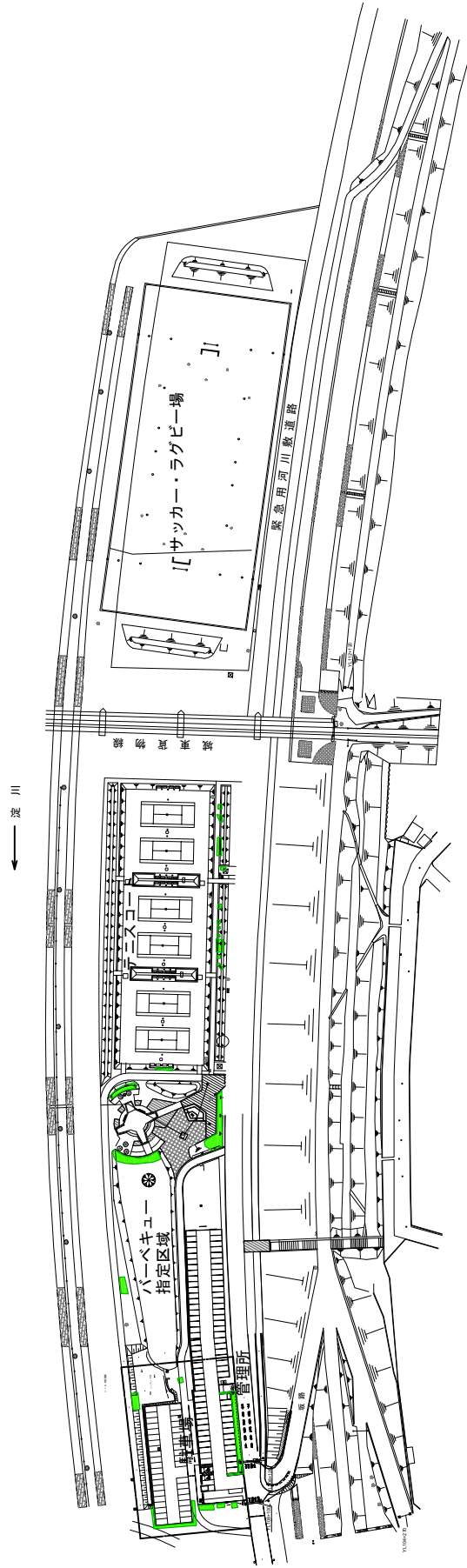
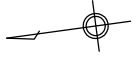


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



5. 毛馬地区

樹木・草花管理区域図

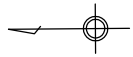


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花

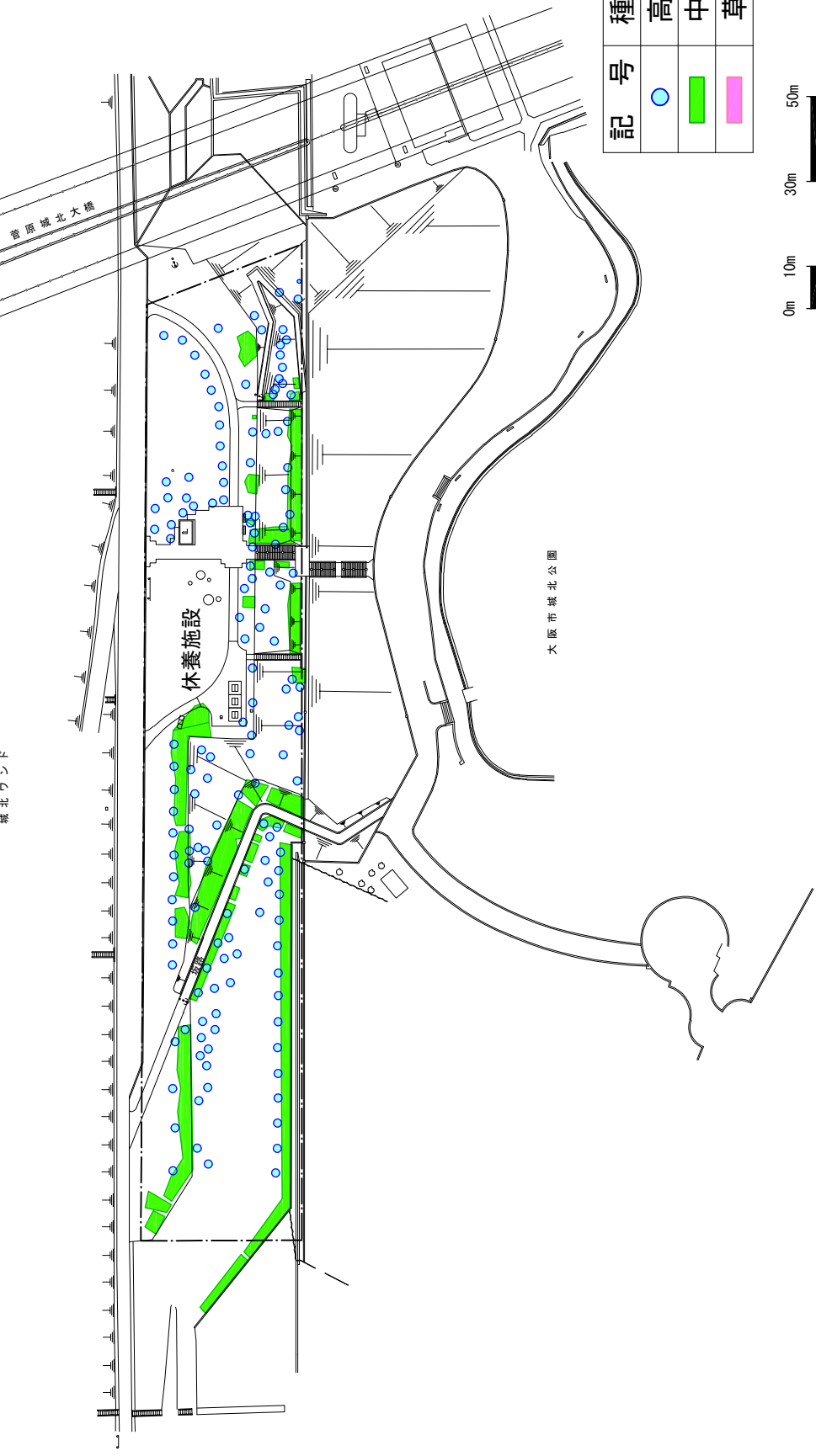


6. 赤川地区

樹木・草花管理区域図



← 淀川
城北ランド

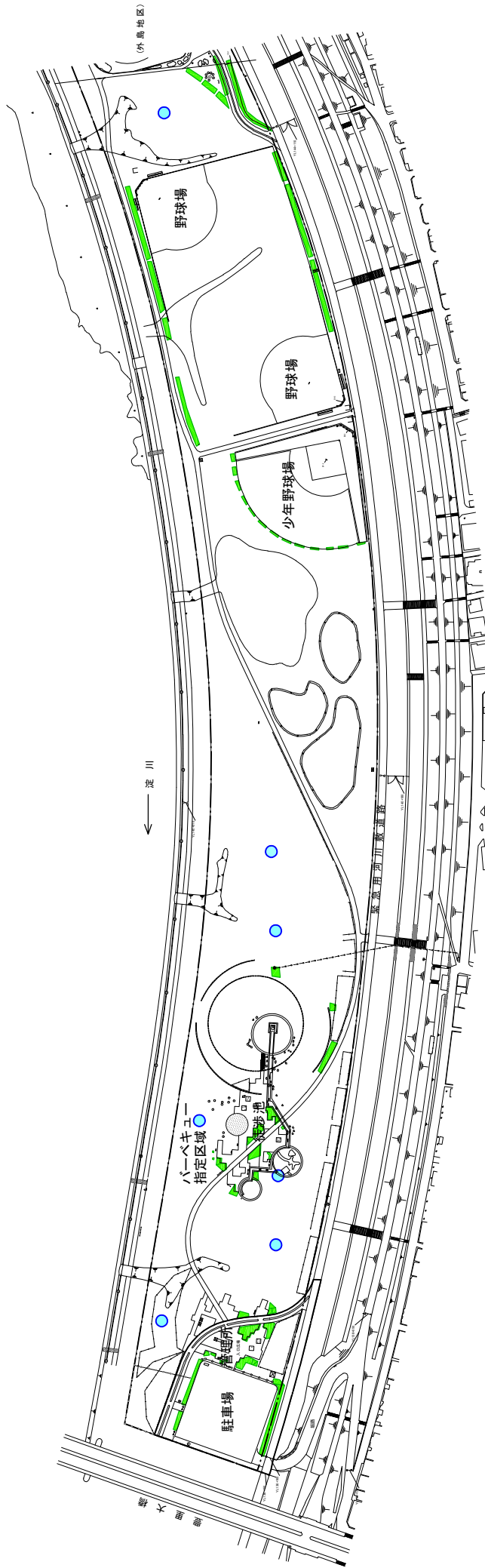


記号	種別	別木
●	高木	木
■	中低木	木
■	草花	花

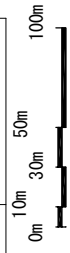


7. 城北河畔地区

樹木・草花管理区域図



記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花

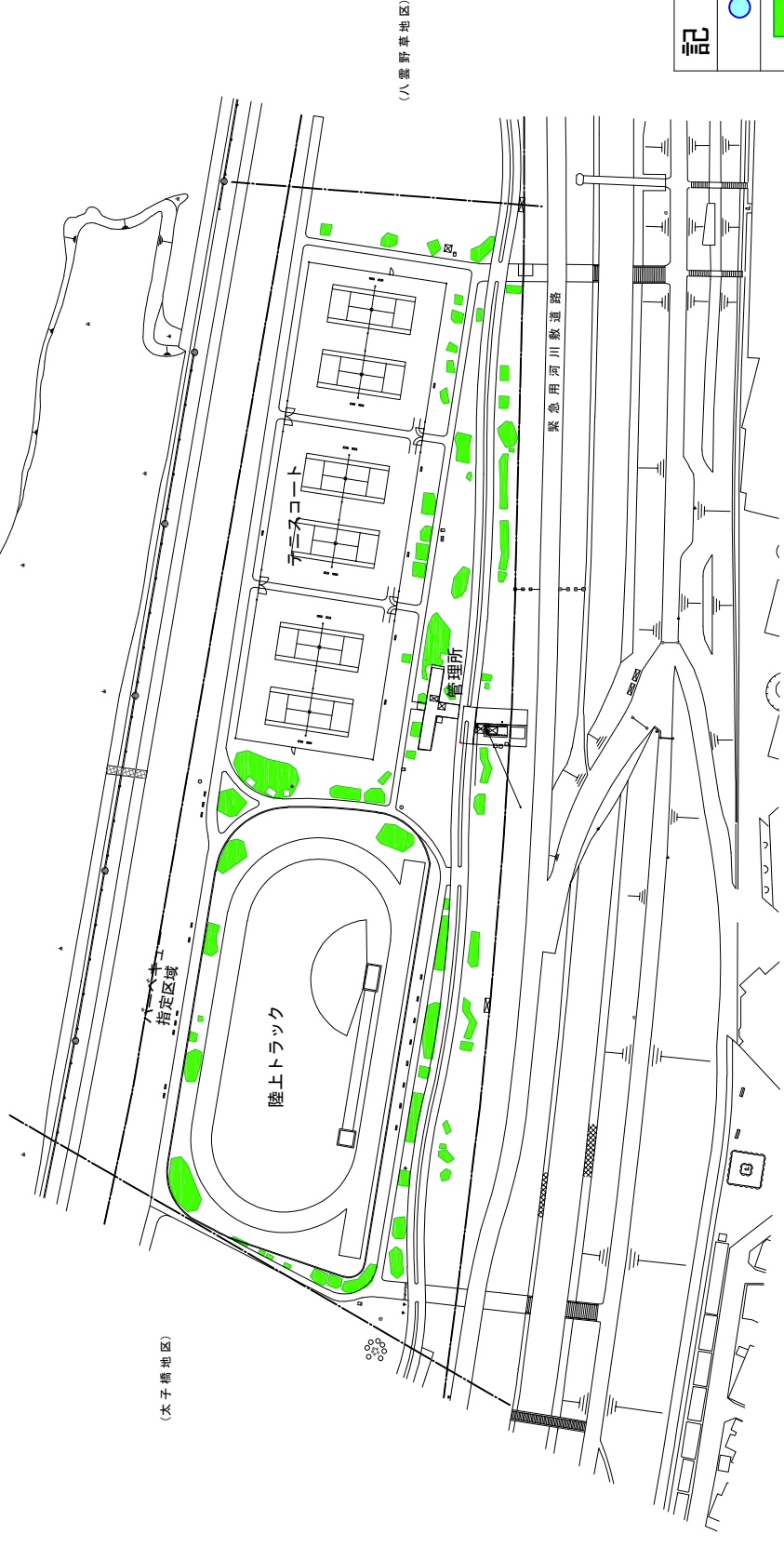


8. 太子橋地区

樹木・草花管理区域図



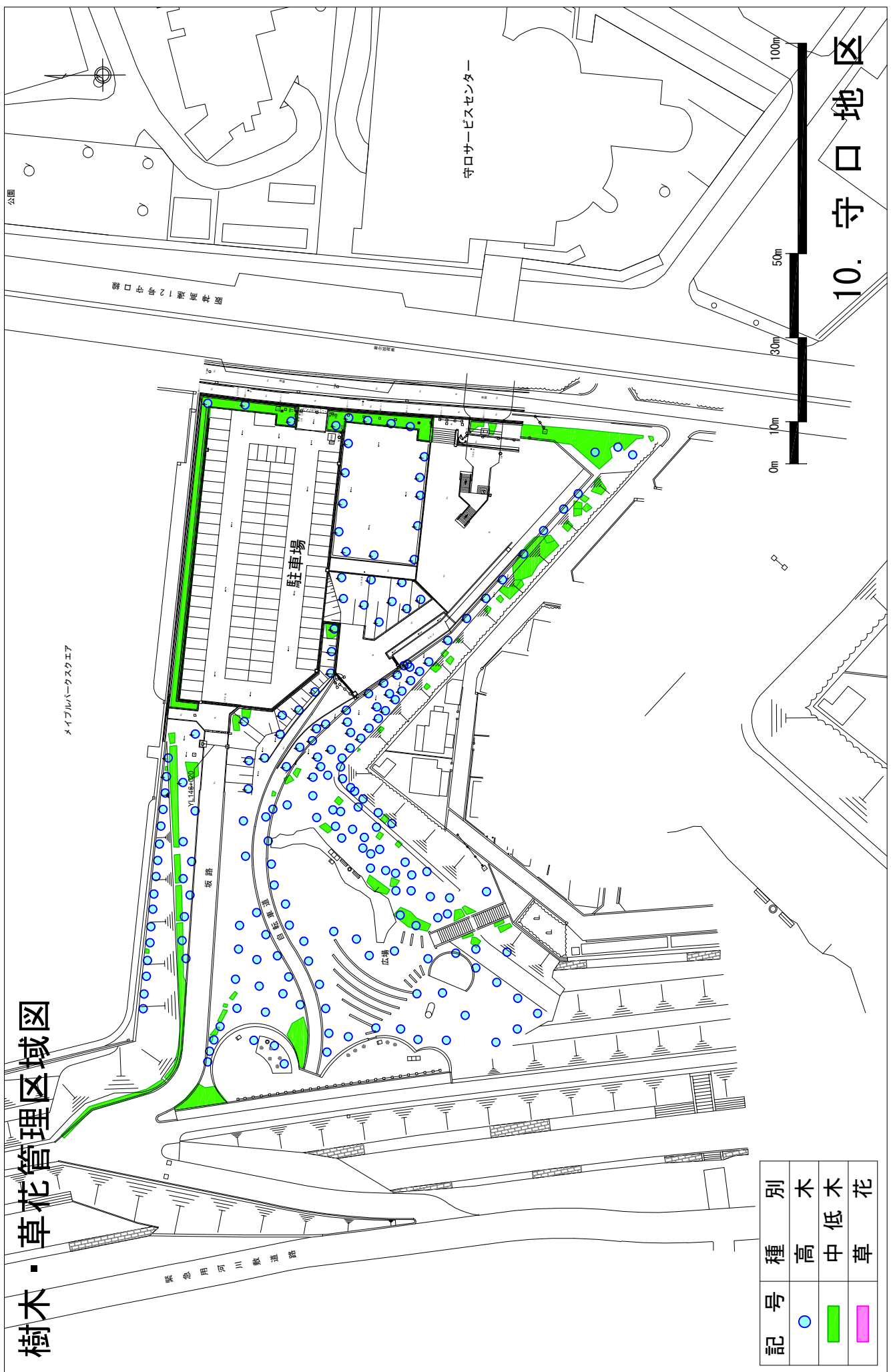
渡川



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



9. 外島地区



10. 守口地区

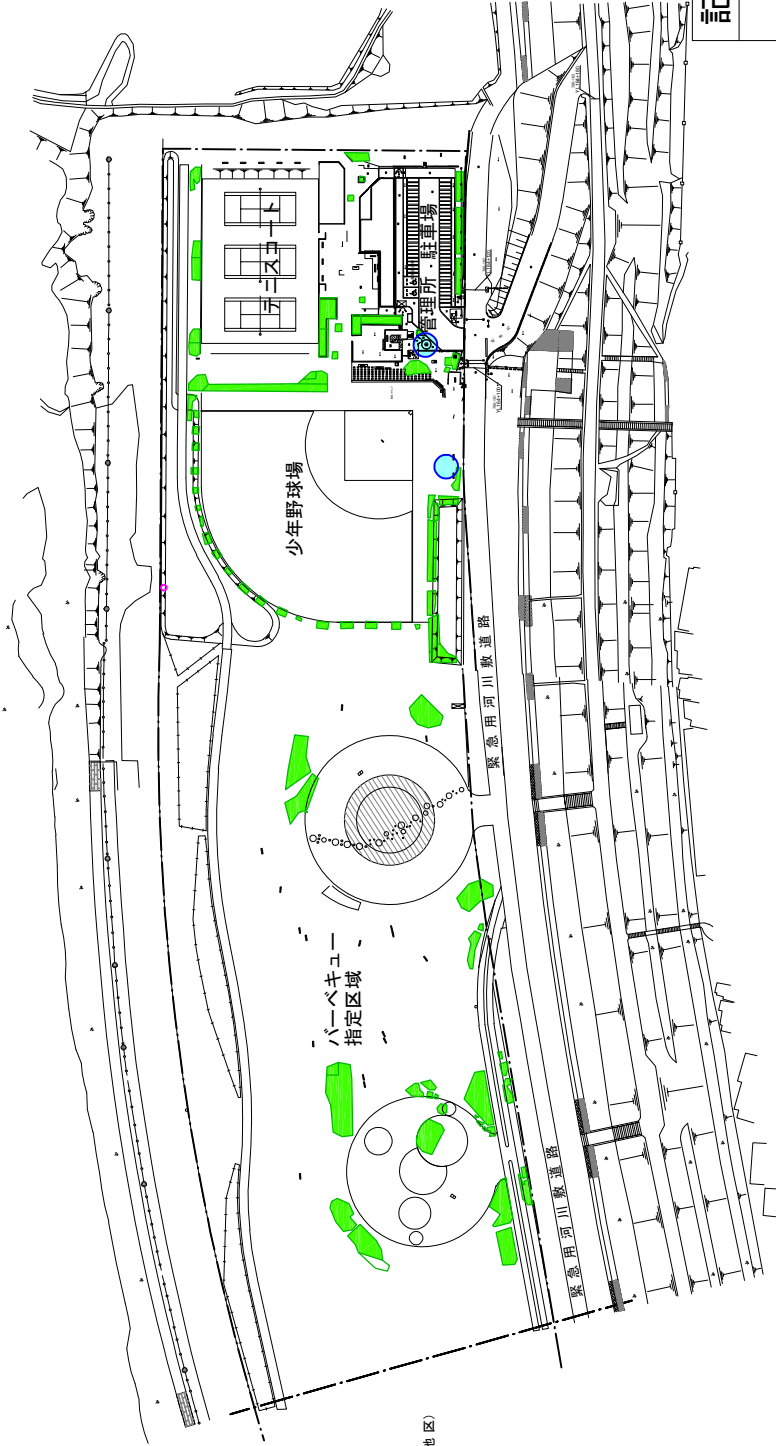
樹木・草花管理区域図

記号	種別	別
●	高木	木
■	中低木	木
■	草	花

樹木・草花管理区域図



三 河 川



(八雲野草地区)

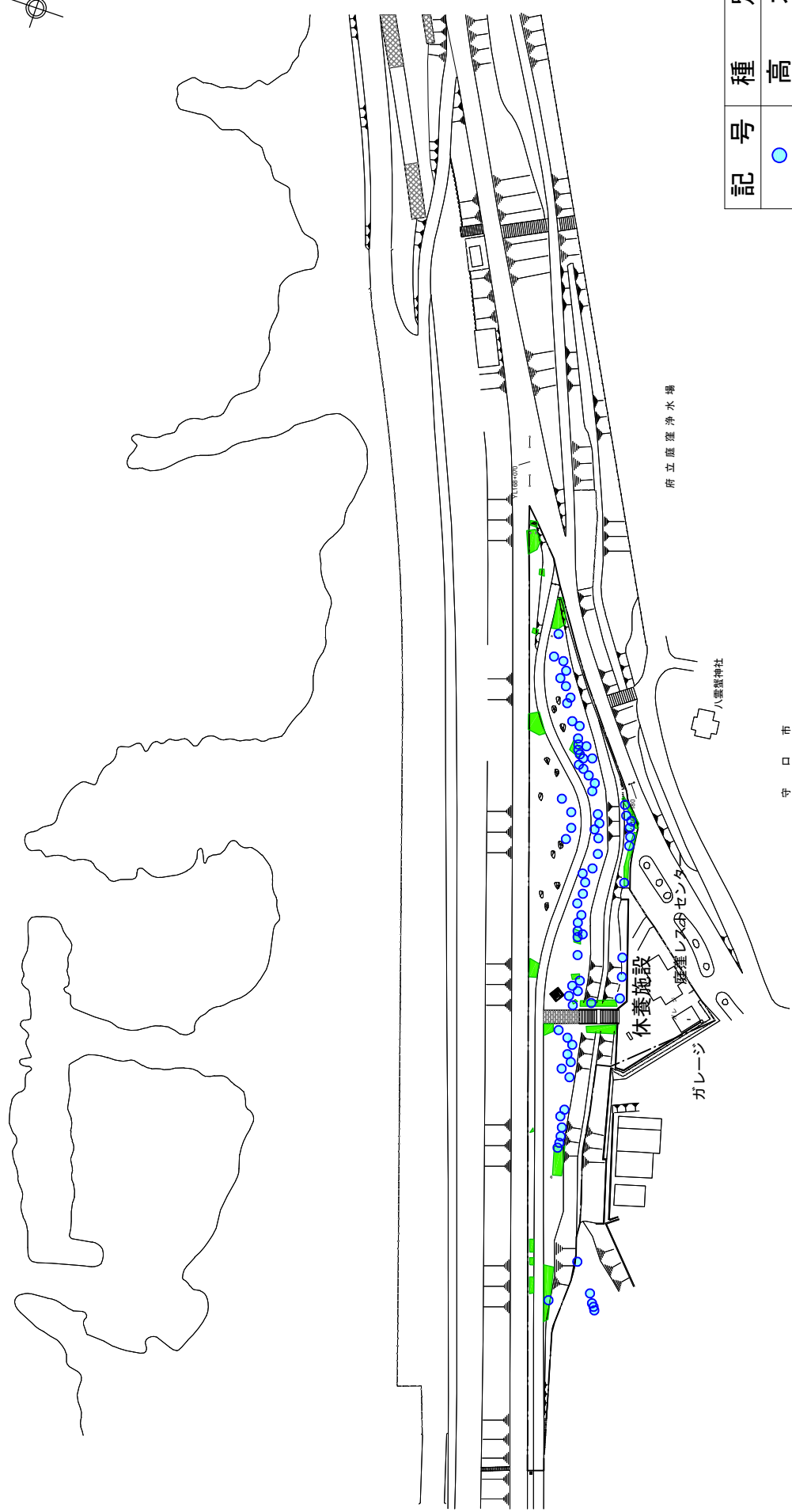
記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



12. 八雲地区

樹木・草花管理区域図

← 淀川

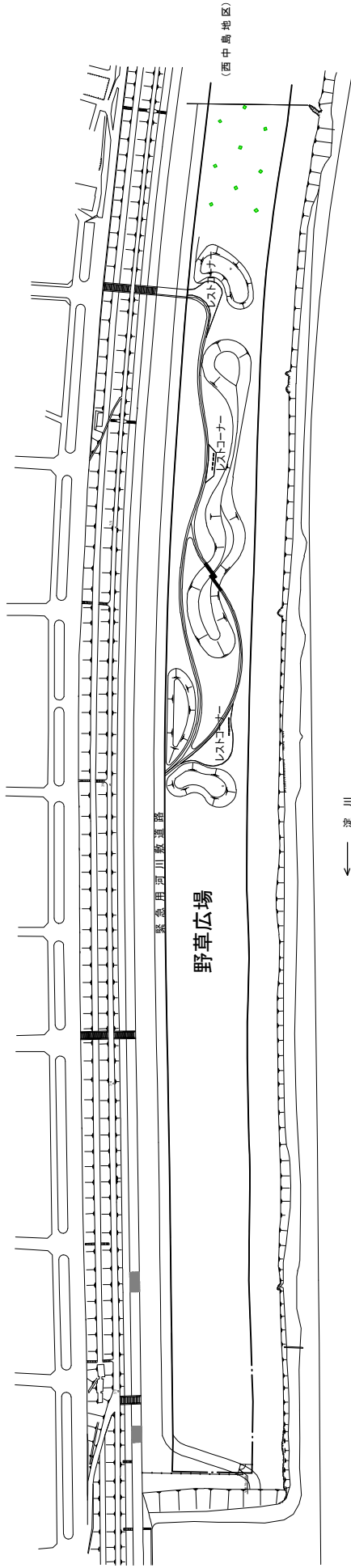
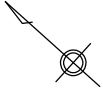


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



13. 庭瀬河畔地区

樹木・草花管理区域図

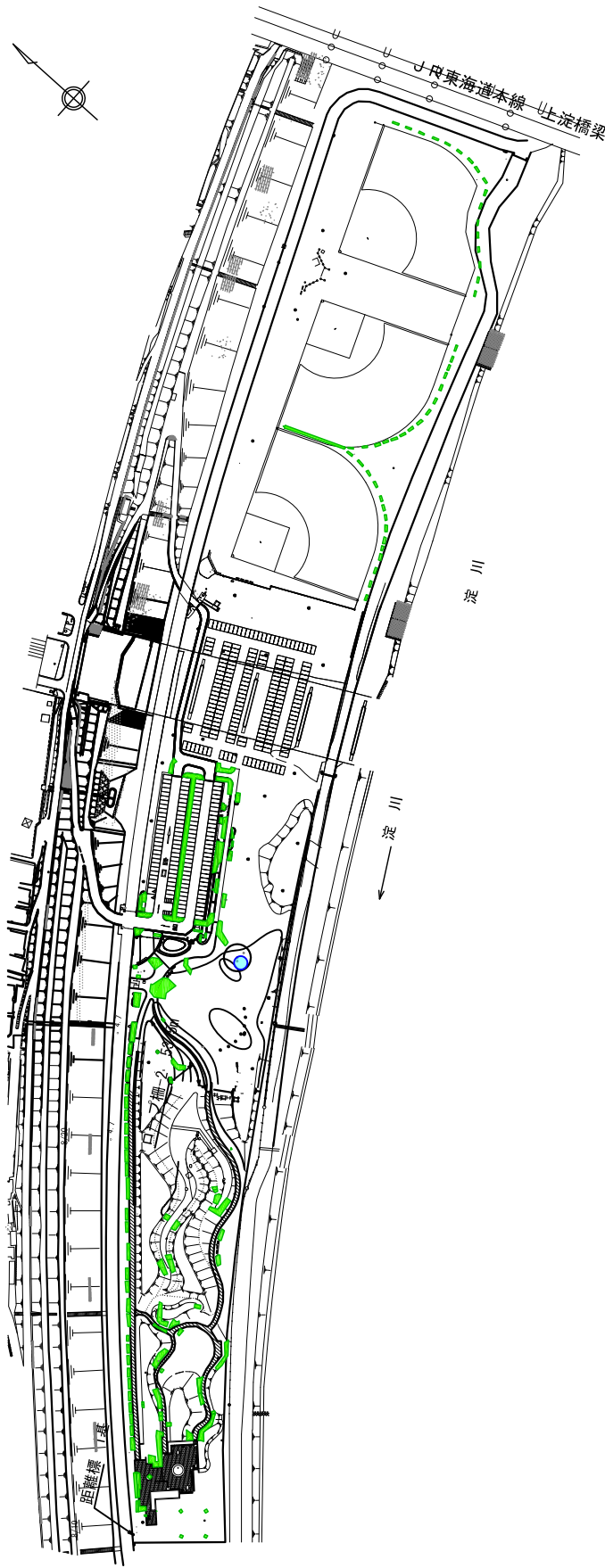


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

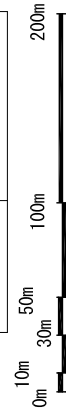


14. 十三野草地区

樹木・草花管理区域図

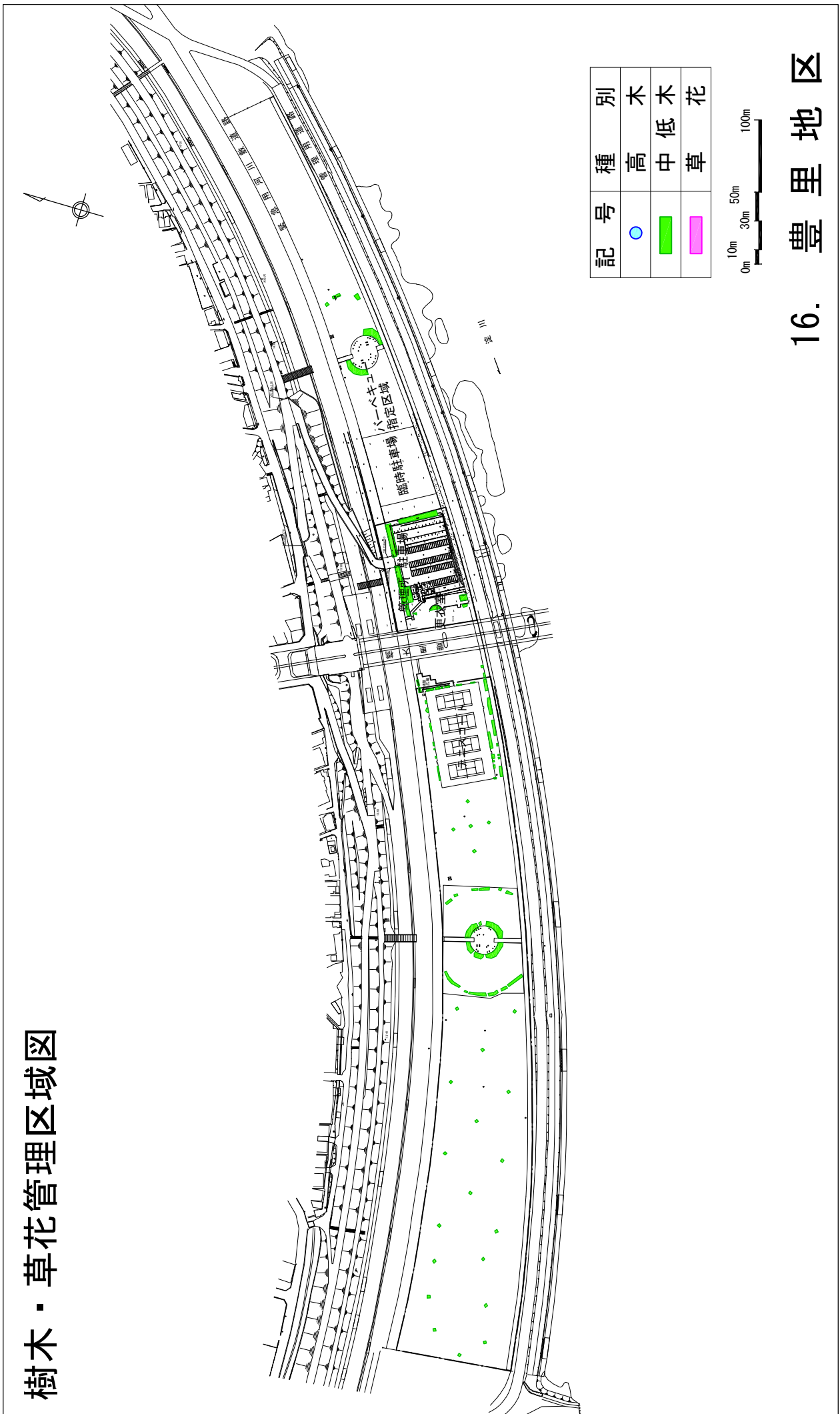


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花

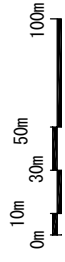


15. 西中島地区

樹木・草花管理区域図

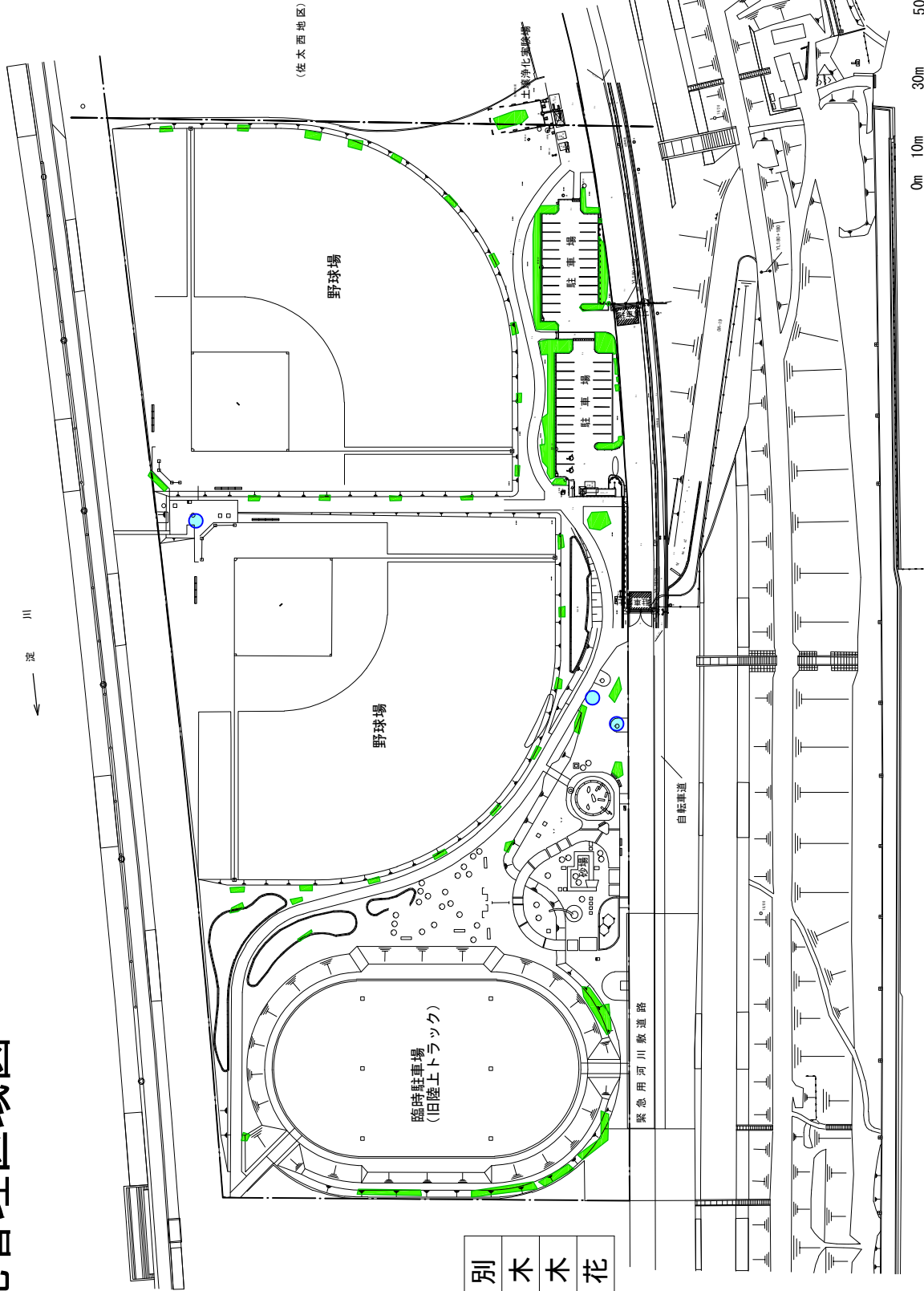
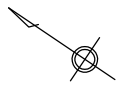


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



16. 豊里地区

樹木・草花管理区域図

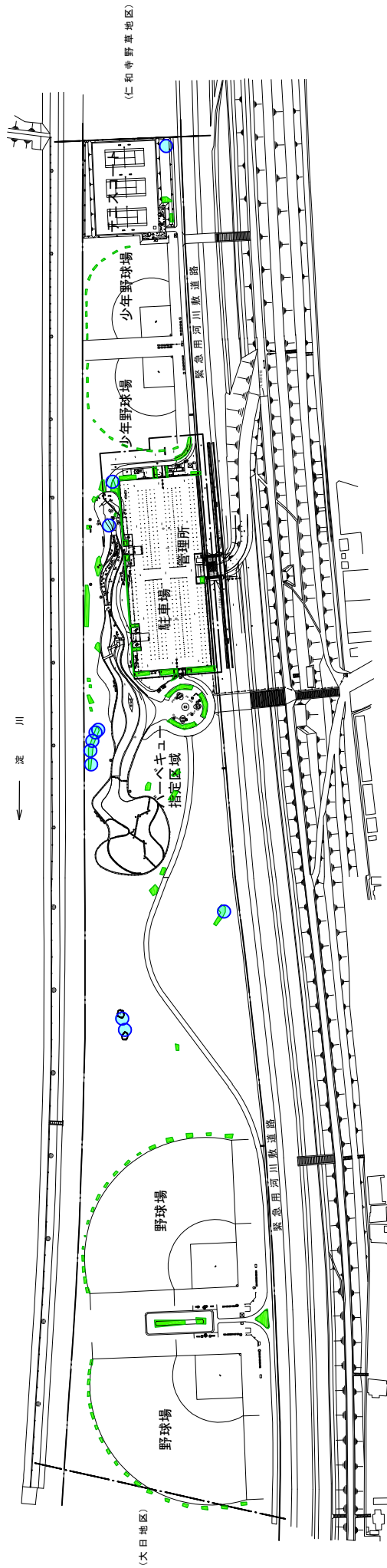
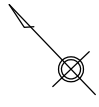


(佐大西地区)

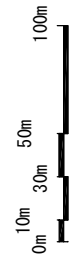
記号	種別	木	花
●	高	木	
■	中	低	木
■	草		花

17. 大日地区

樹木・草花管理区域図

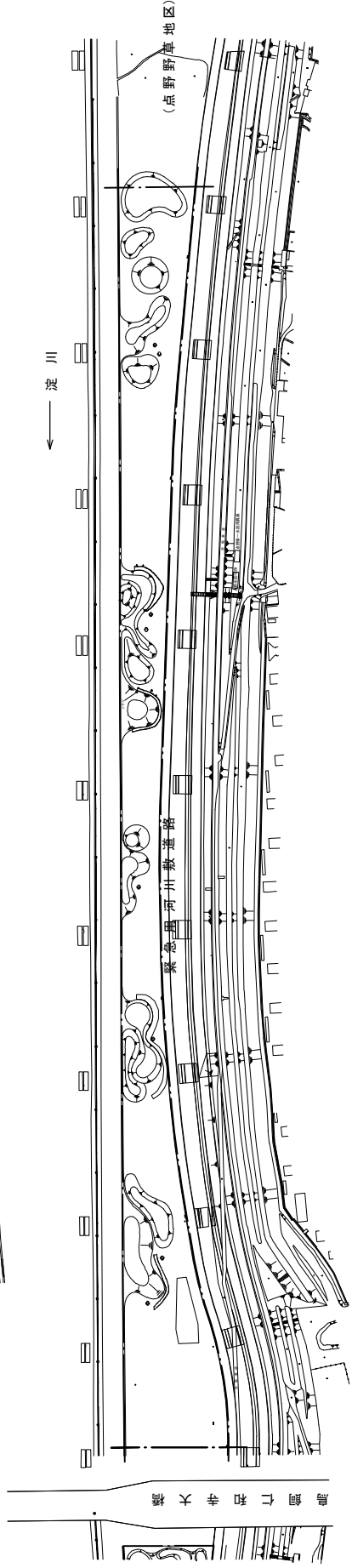
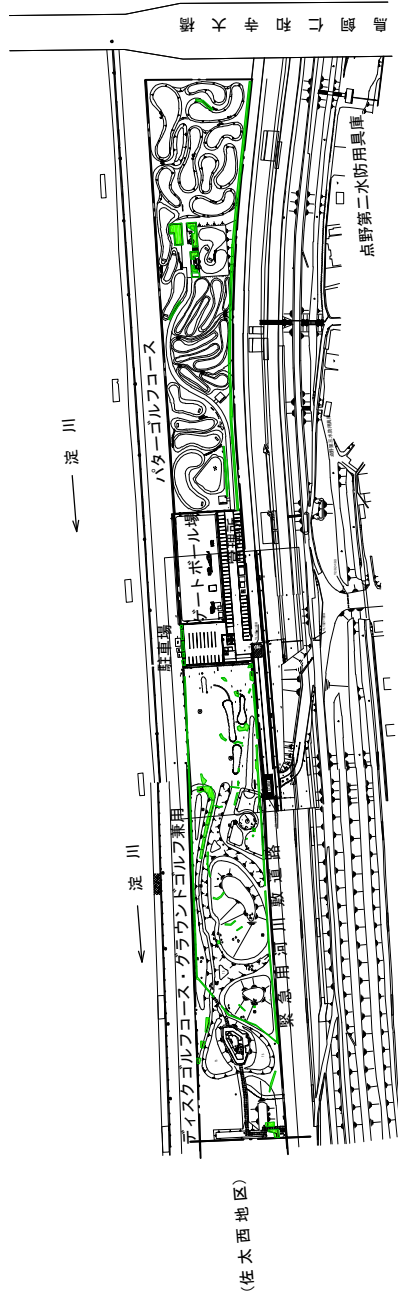
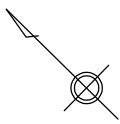


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花

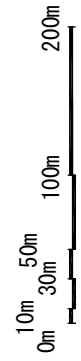


18. 佐太西地区

樹木・草花管理区域図

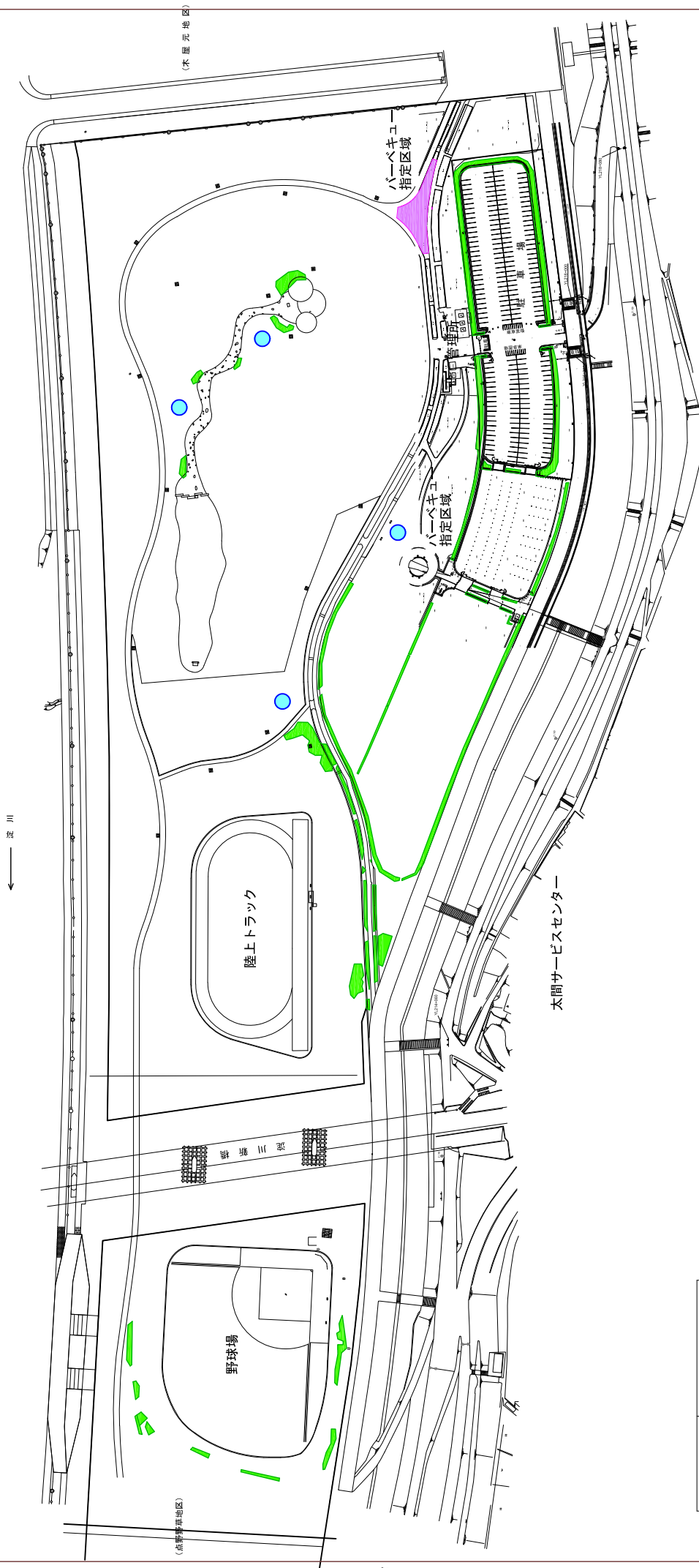


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花



19. 仁和寺野草地区

樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

21. 太間地区

樹木・草花管理区域図



(太間地区)

記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

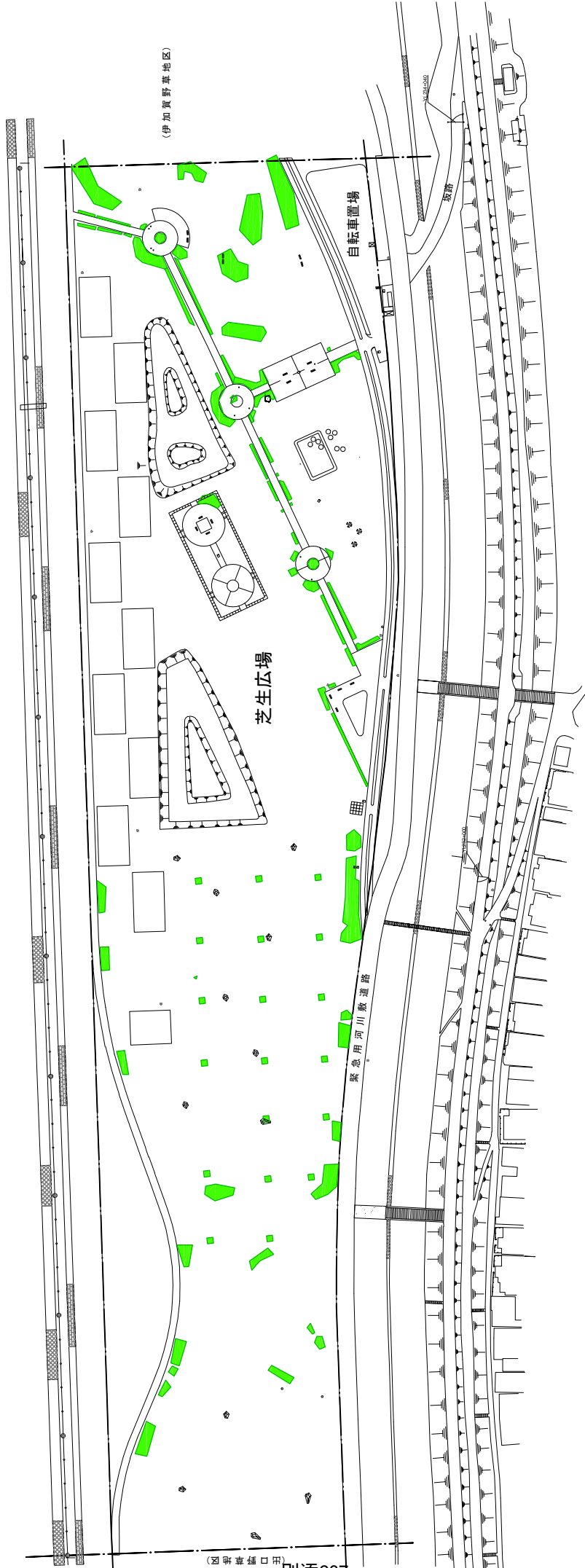


22. 木屋元地区

樹木・草花管理区域図



淀川

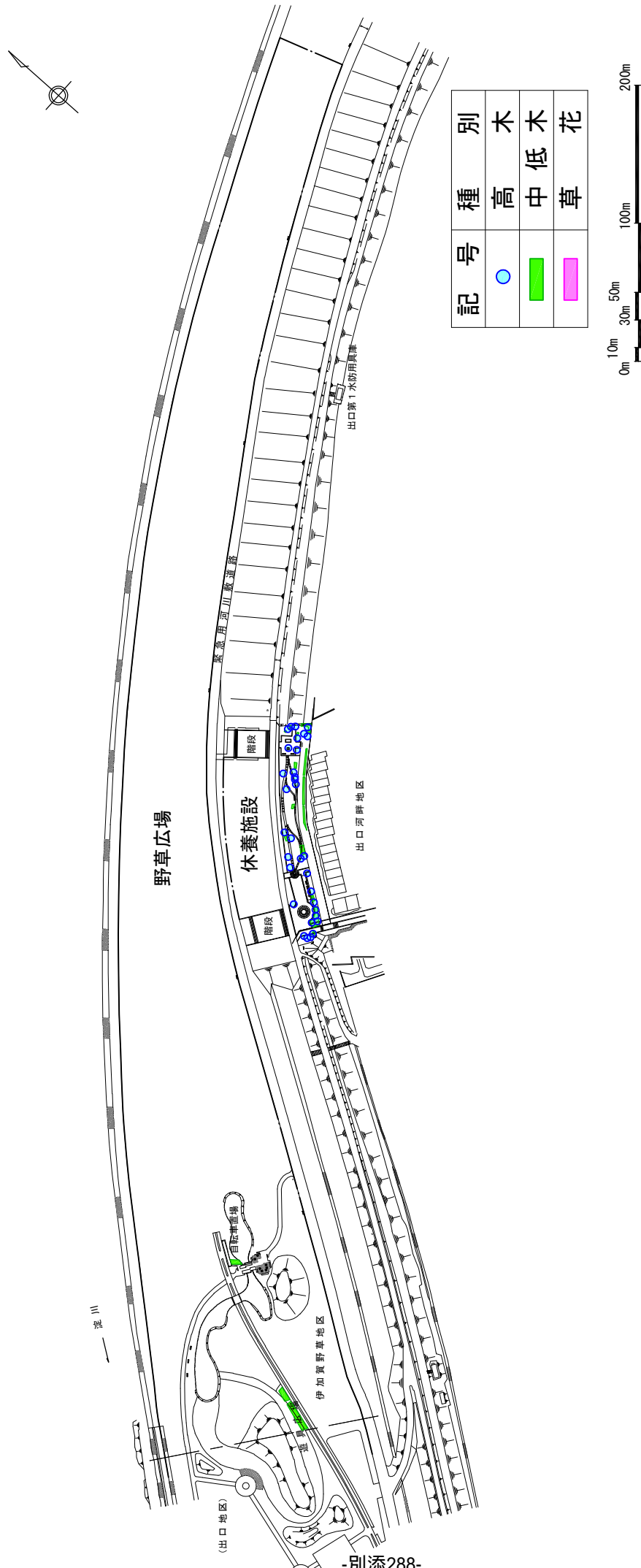


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



24. 出口地区

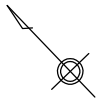
樹木・草花管理区域図



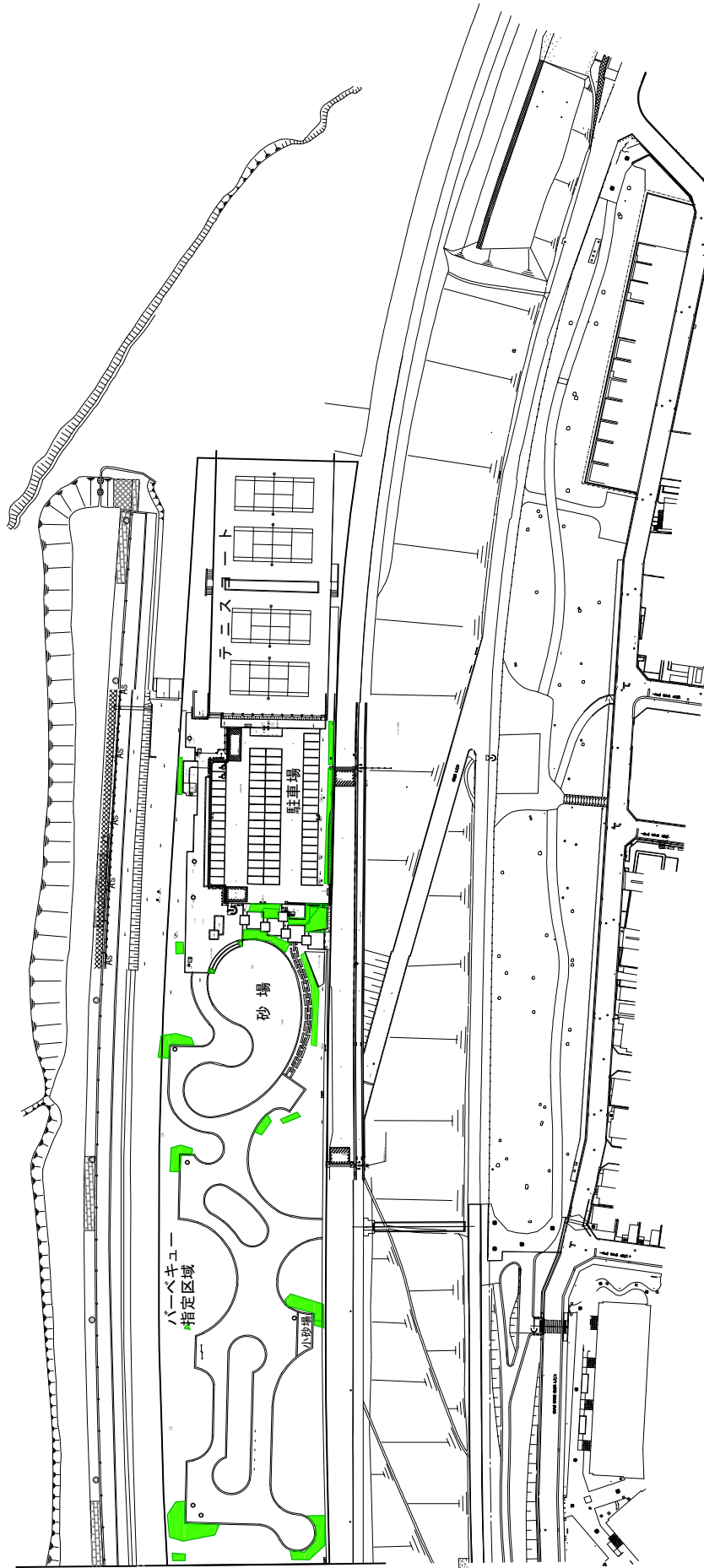
25. 出口河畔地区

26. 伊加賀野草地区

樹木・草花管理区域図



—— 淀川

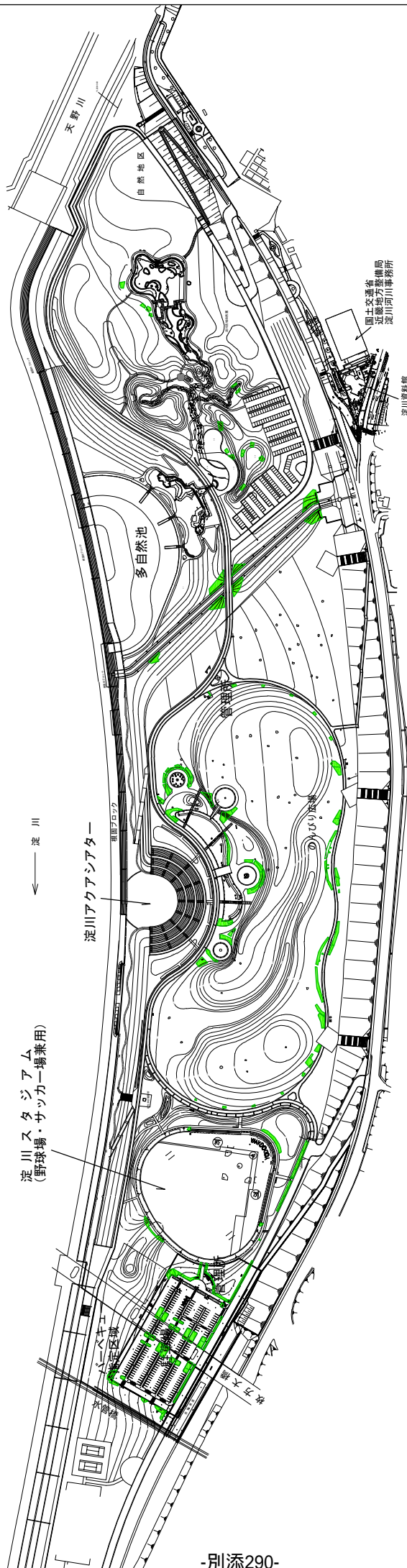


記号	種類	別
●	高木	木
■	中低木	木
■	草	花



27. 三矢地区

樹木・草花管理区域図

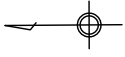


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



28. 枚方地区

樹木・草花管理区域図

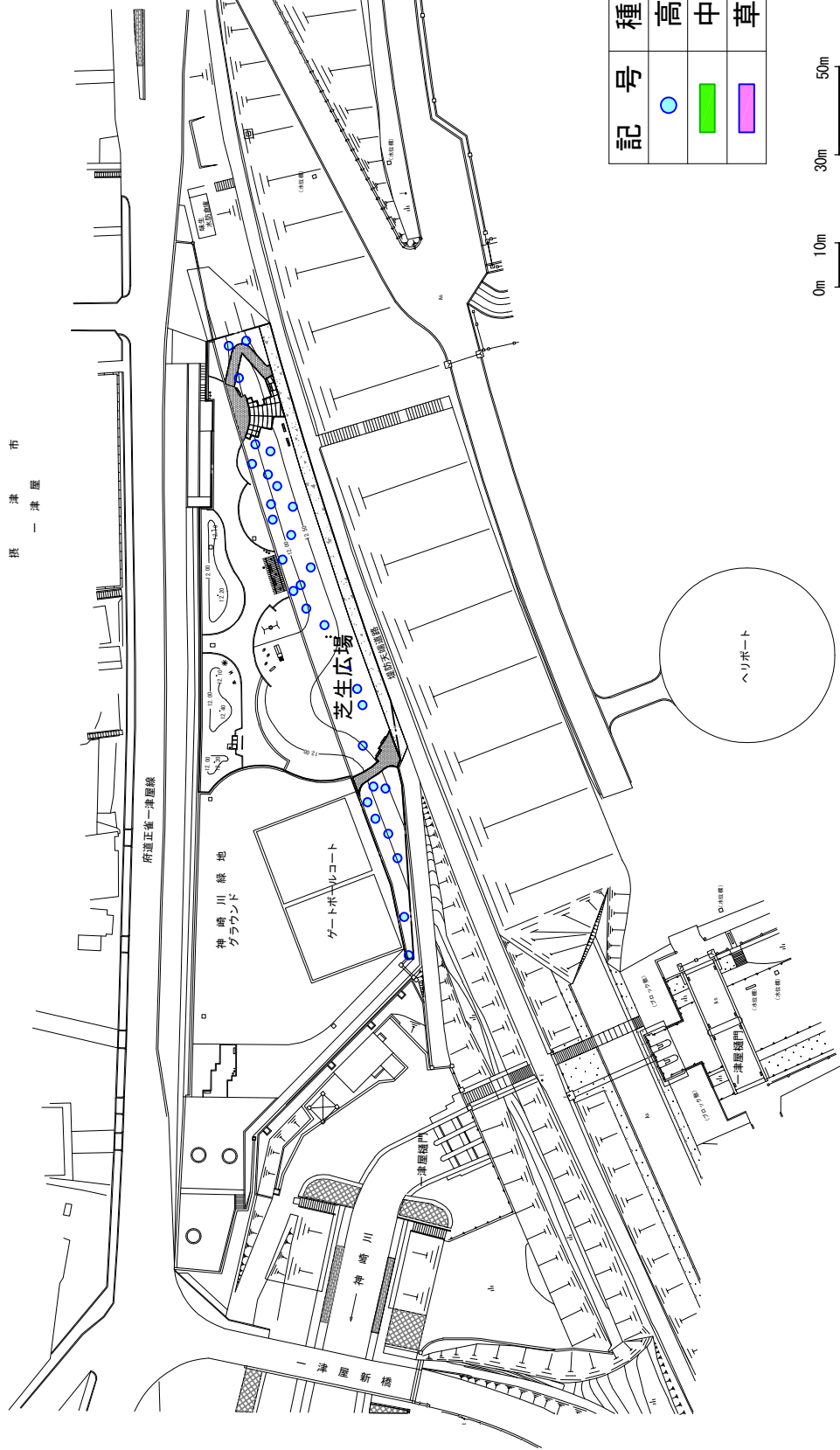
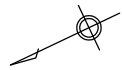


記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

10m 50m 200m
0m 30m 100m

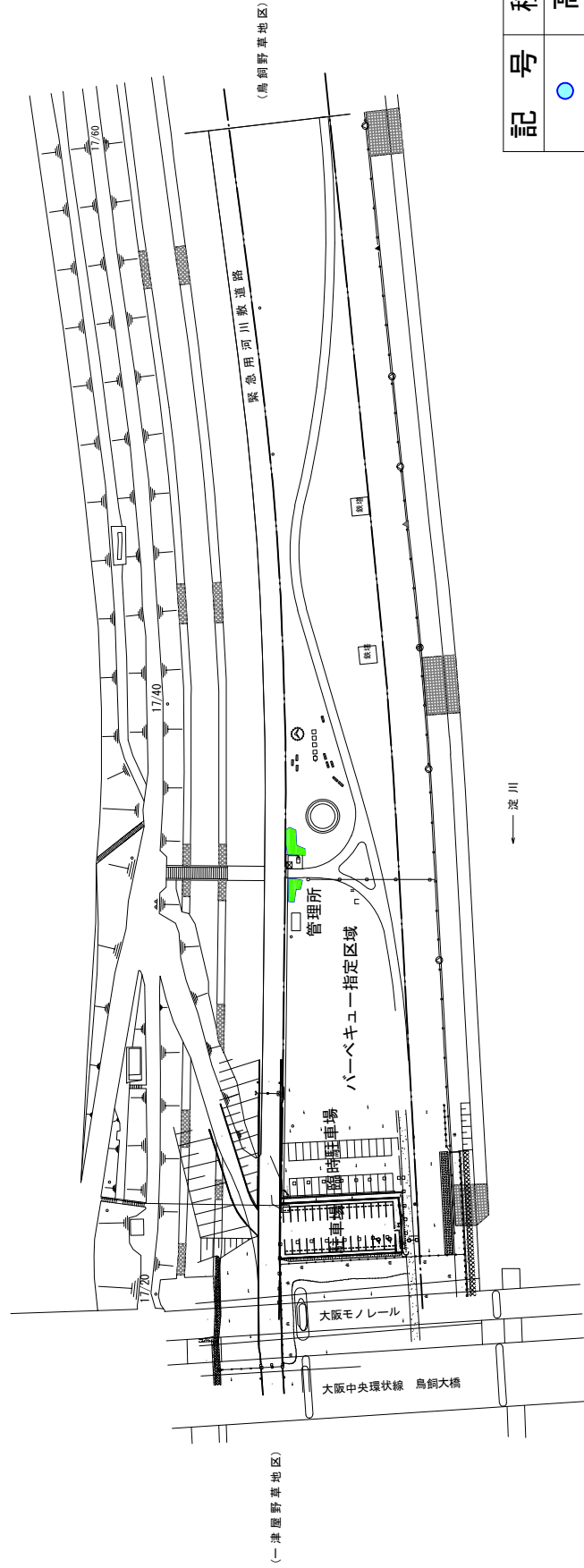
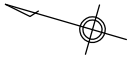
29. 背割堤地区

樹木・草花管理区域図



31. 一津屋河畔地区

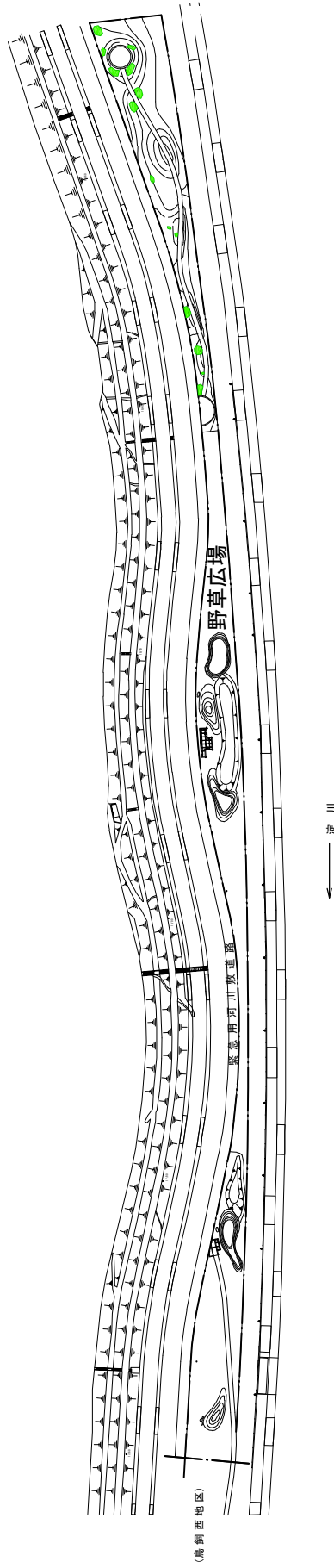
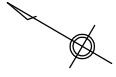
樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

32. 鳥飼西地区

樹木・草花管理区域図

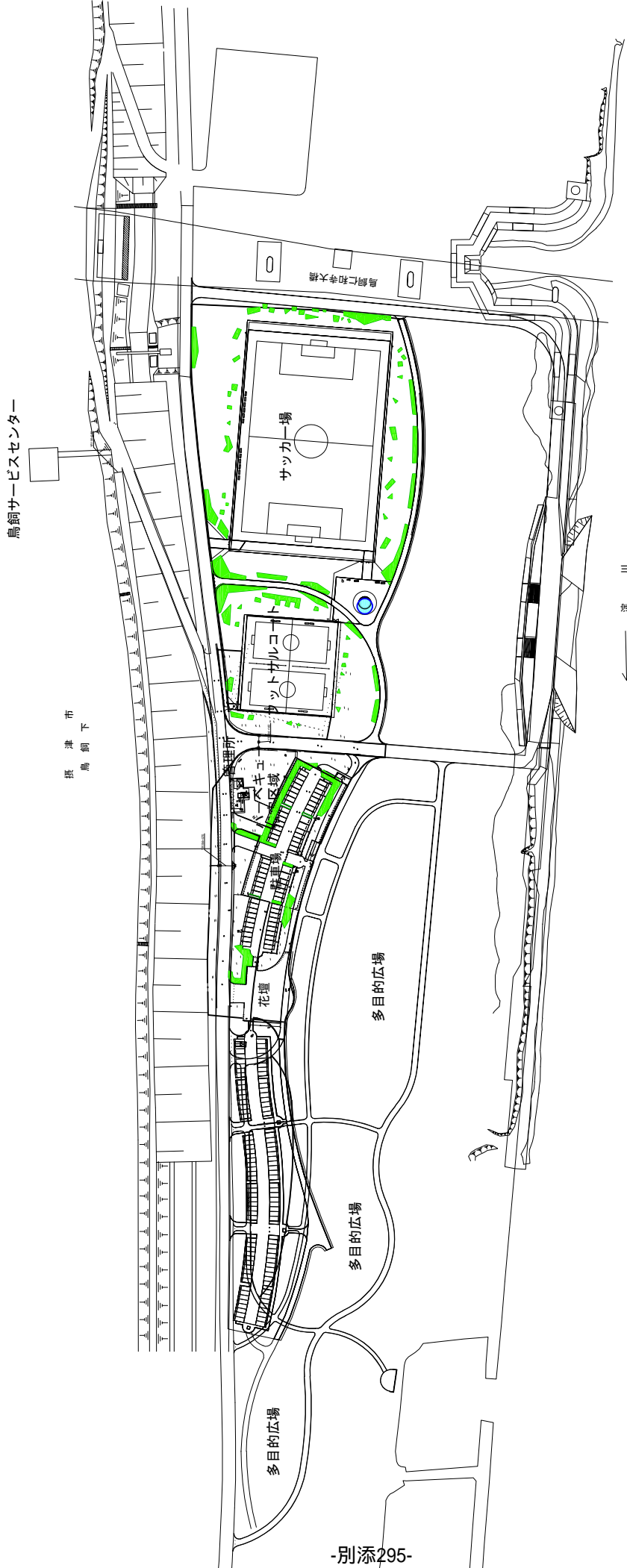
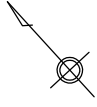


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



33. 鳥飼野草地区

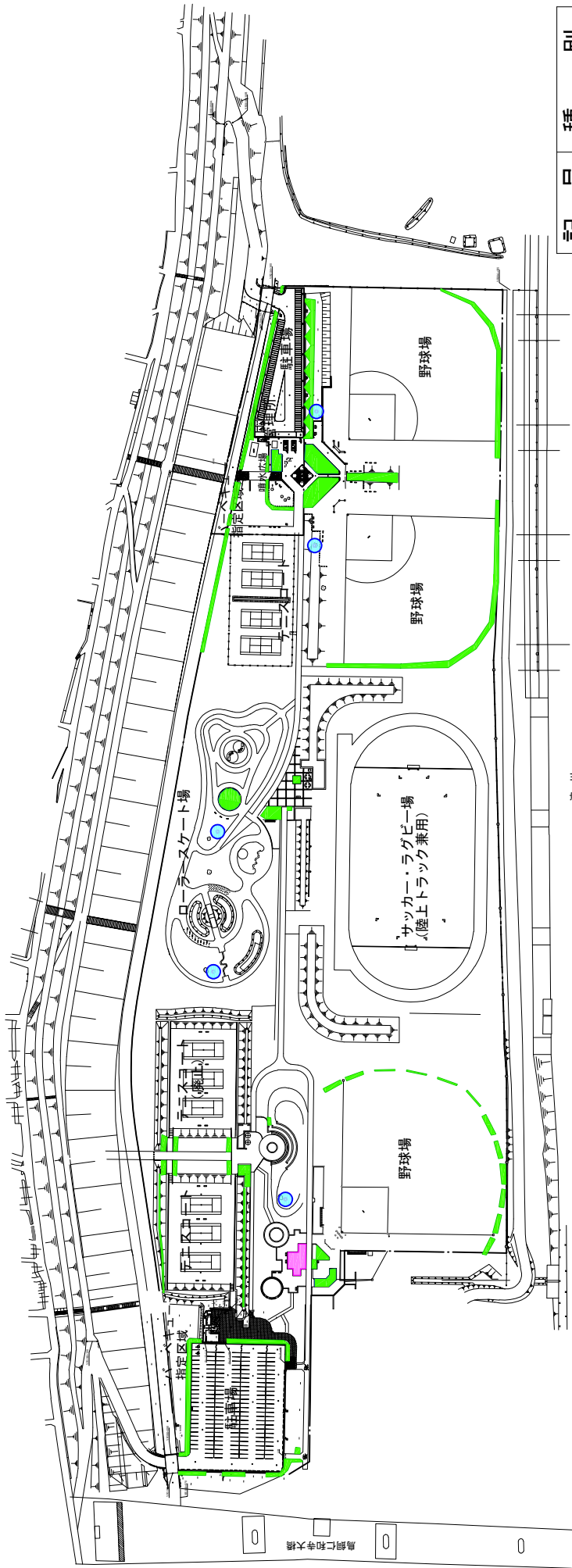
樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

34. 鳥飼下地区

樹木・草花管理区域図

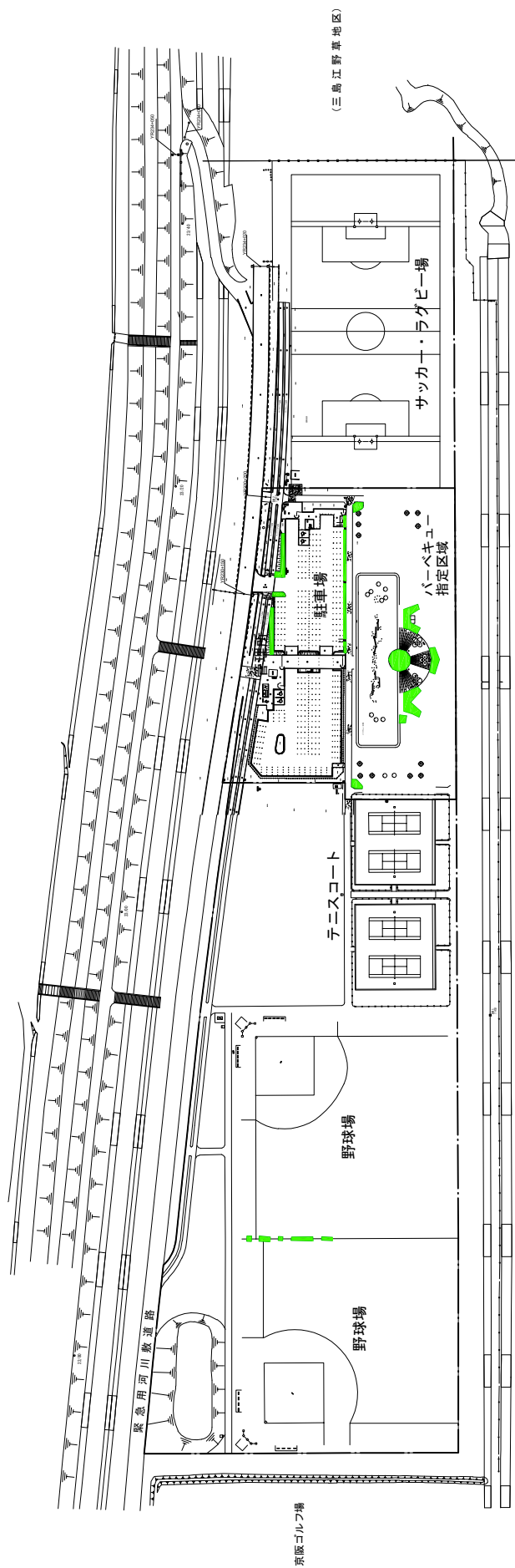


記号	種別
●	高木
■	中低木
■	草花



35. 鳥飼上地区

樹木・草花管理区域図



記号	種別
○	高木
■	中低木
■	草花

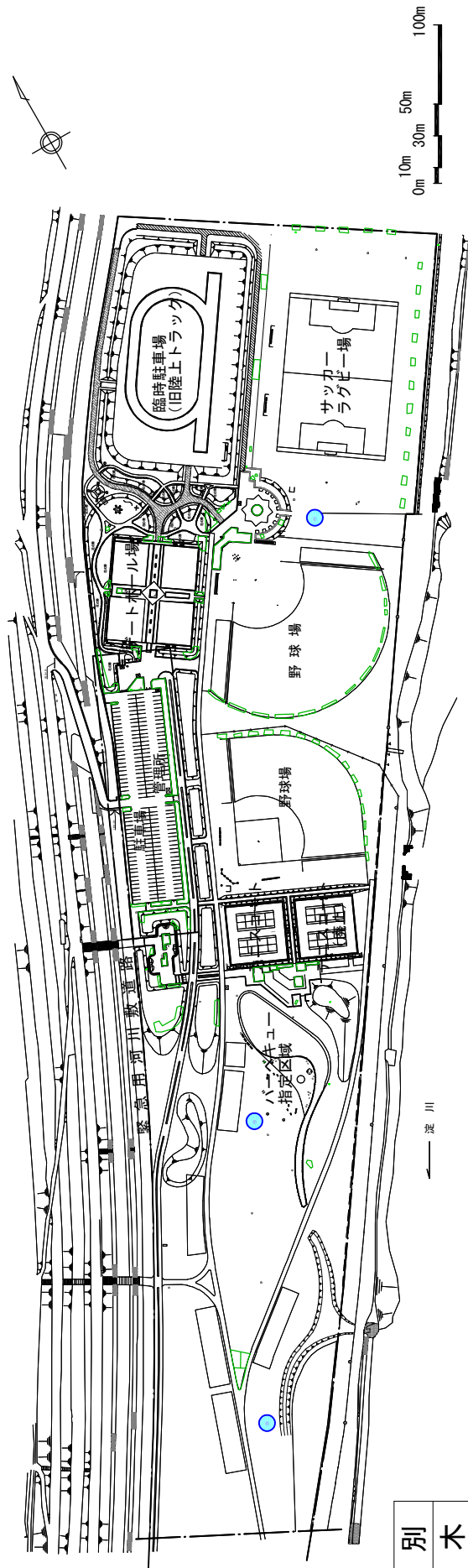


36. 三島江地区

樹木・草花管理区域図



← 澁川

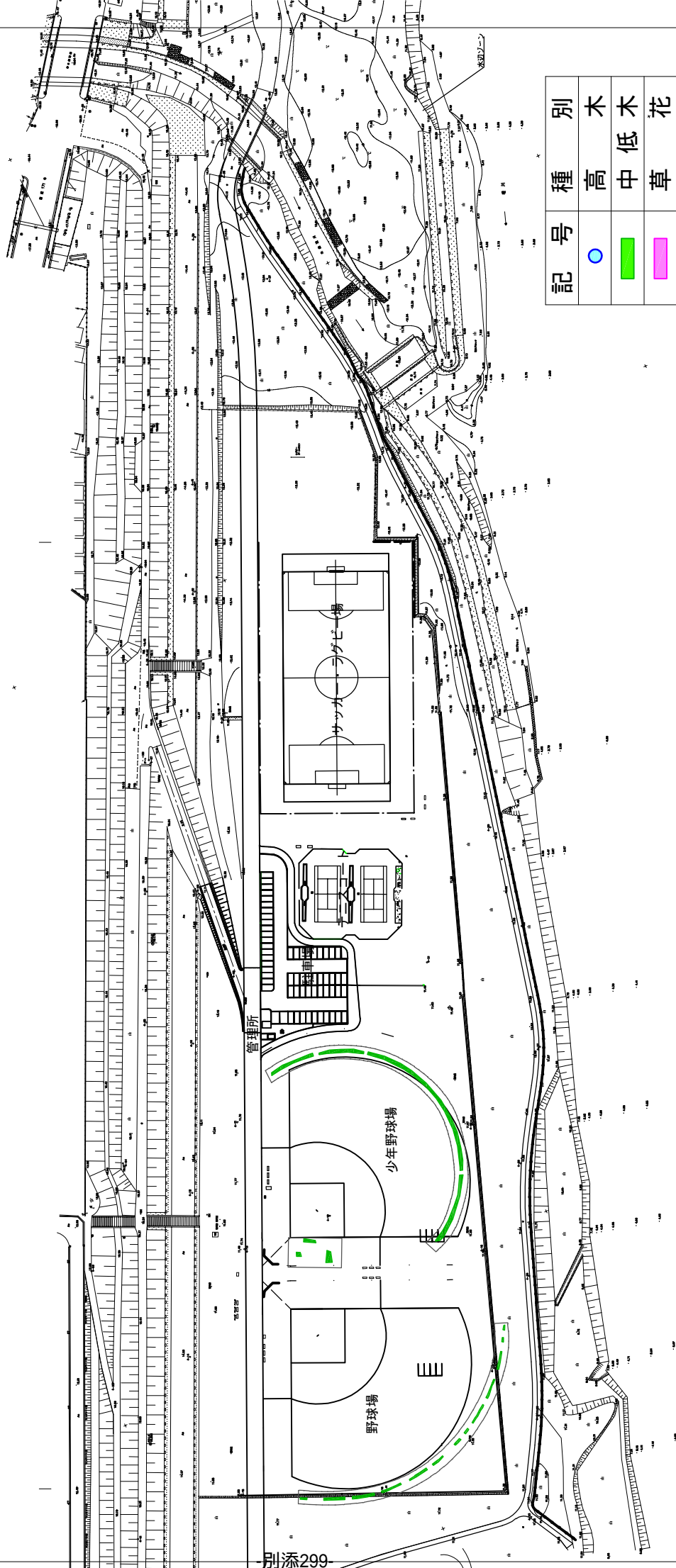


← 澁川

記号	種別
●	木
■	高低木
■	草花

38. 大塚地区

樹木・草花管理区域図

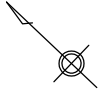


0m 10m 30m 50m 100m

39. 島本地区

別添299

樹木・草花管理区域図



記号	種類	別
●	高	木
■	中低	木
■	草	花



40. 大山崎地区

草丈調査報告書（草地管理区域図）

草丈調査報告書

平成 年 月 日()

- ・高水敷除草A：野球場
- ・高水敷除草B：その他の運動施設
- ・高水敷除草C：多目的広場
- ・高水敷除草D：保安区域

1.海老江地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

2.大淀野草地区

高水敷除草D
cm

3.長柄地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

4.長柄河畔地区

高水敷除草C
cm

5.毛馬地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

6.赤川地区

高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

7.城北河畔地区

高水敷除草C
cm

8.太子橋地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

9.外島地区

高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

10.守口地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

11.八雲野草地区

高水敷除草D
cm

12.八雲地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

13.庭窪河畔地区

高水敷除草C
cm

14.十三野草地区

高水敷除草D
cm

15.西中島地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

16.豊里地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

17.大日地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

18.佐太西地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

19.仁和寺野草地区

高水敷除草A	高水敷除草D
cm	cm

20.点野野草地区

高水敷除草D
cm

21.太間地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

22.木屋元地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

23.出口野草地区

高水敷除草D
cm

24.出口地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

25.出口河畔地区

高水敷除草C
cm

26.伊加賀野草地区

高水敷除草D
cm

27.三矢地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

28.枚方地区

高水敷除草A	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

29.背割堤地区

高水敷除草D
cm

30.一津屋野草地区

高水敷除草D
cm

31.一津屋河畔地区

高水敷除草C
cm

32.烏飼西地区

高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm

33.烏飼野草地区

高水敷除草D
cm

34.烏飼下地区

高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm

35.烏飼上地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

36.三島江地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

37.三島江野草地区

※なし

38.大塚地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

39.島本地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

40.大山崎地区

高水敷除草A	高水敷除草B	高水敷除草C	高水敷除草D
cm	cm	cm	cm

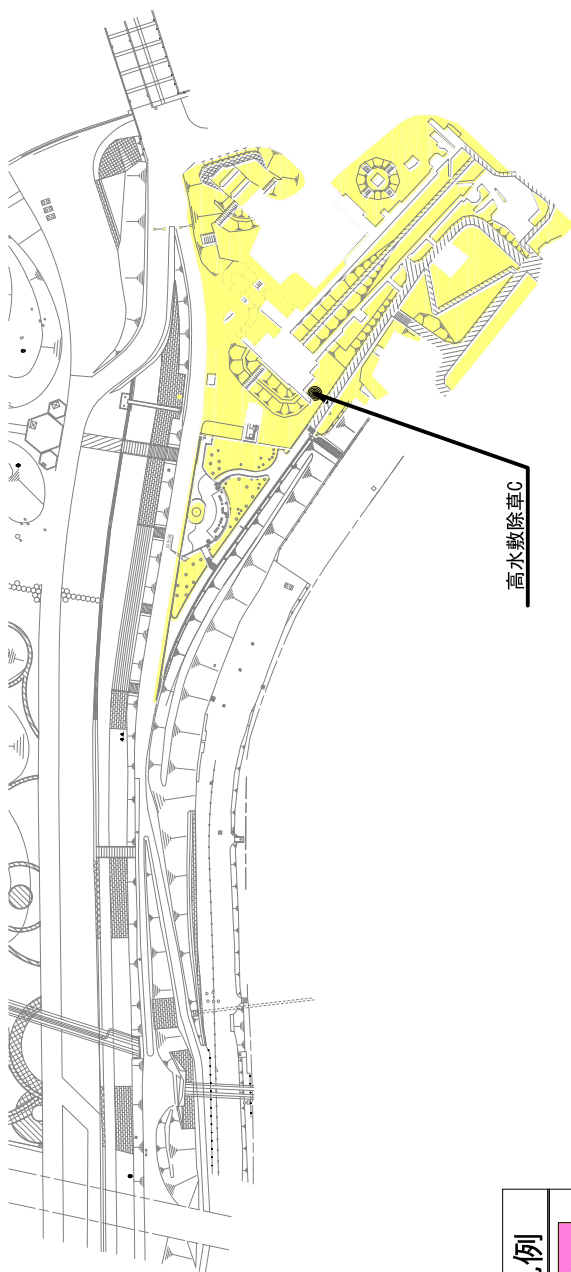
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

3. 長柄地区

草文調查地点位置图

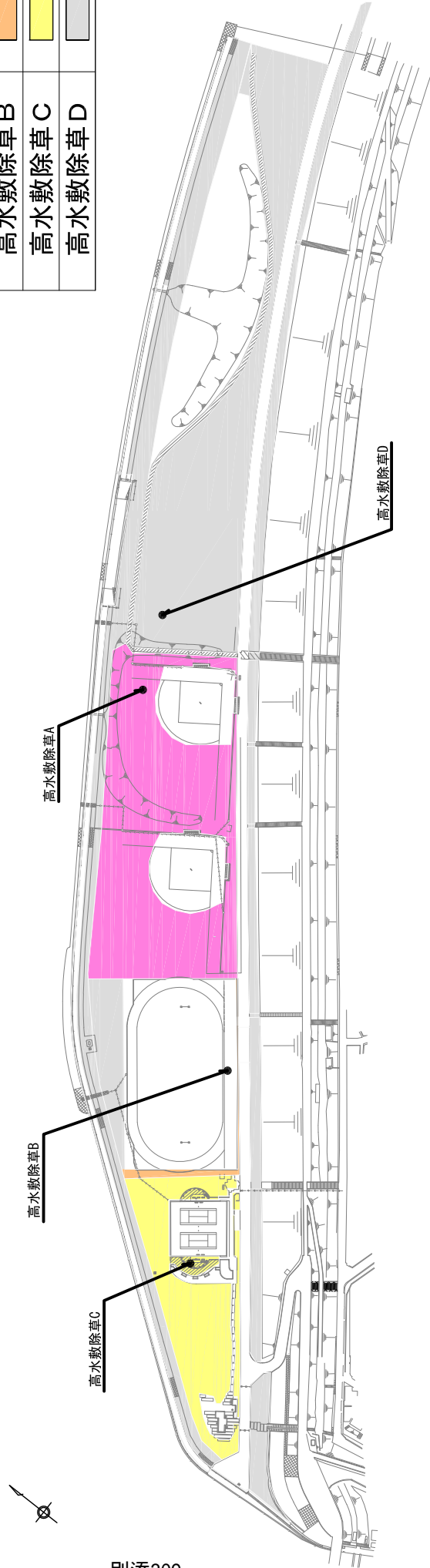


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

4. 長柄河畔地区

草文調査地点位置図

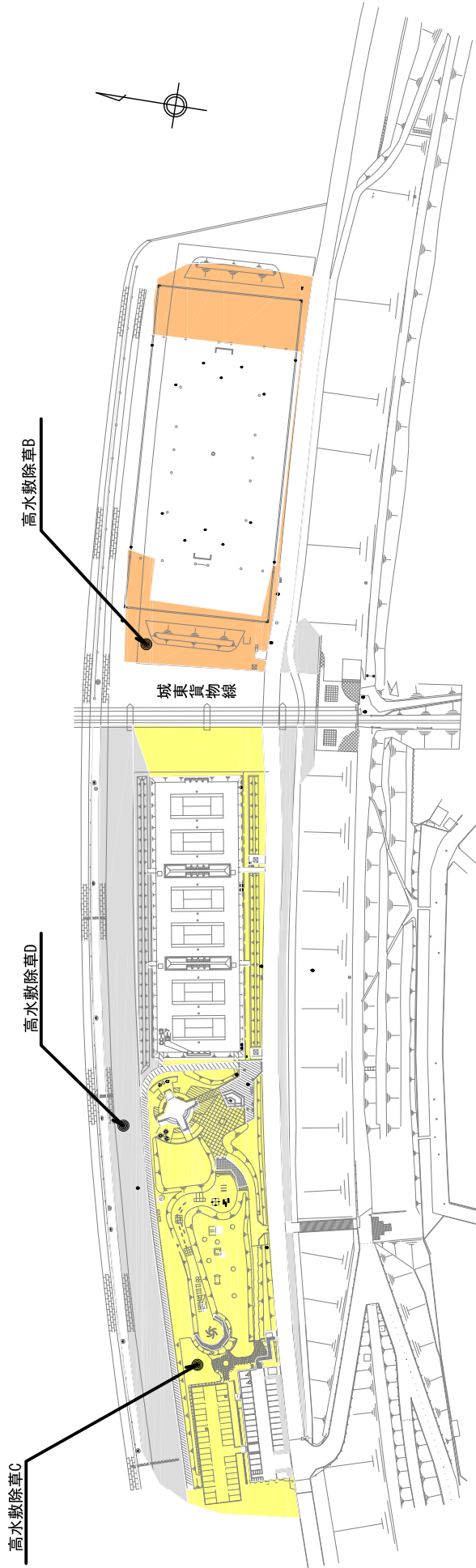
種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	



5. 毛馬地区

草丈調査地点位置図

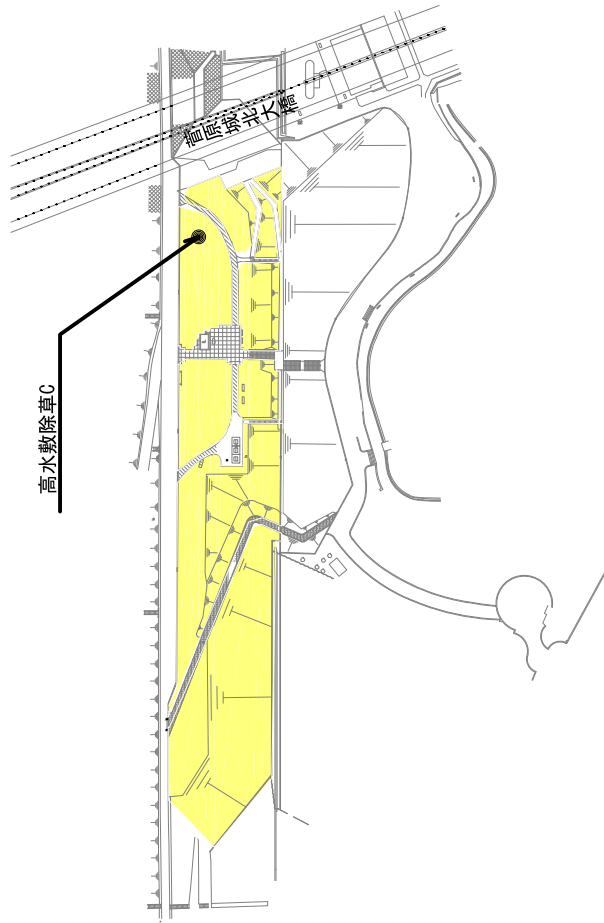
淀川河川



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

6. 赤川地区





草文調査地点位置図

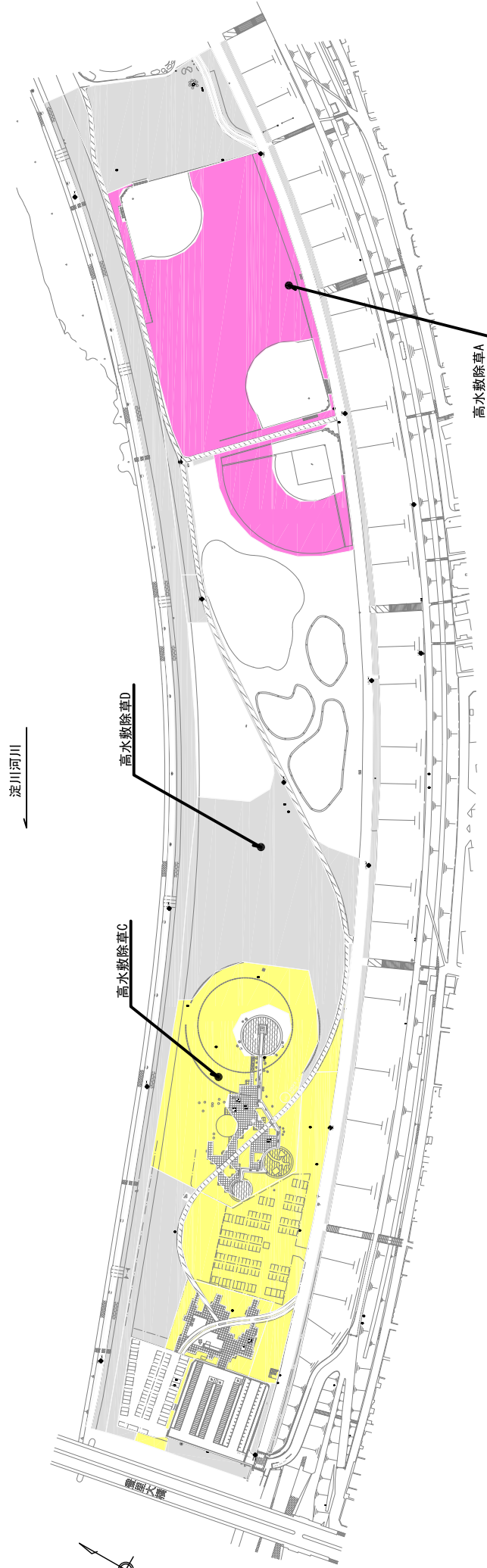


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

7. 城北河畔地区

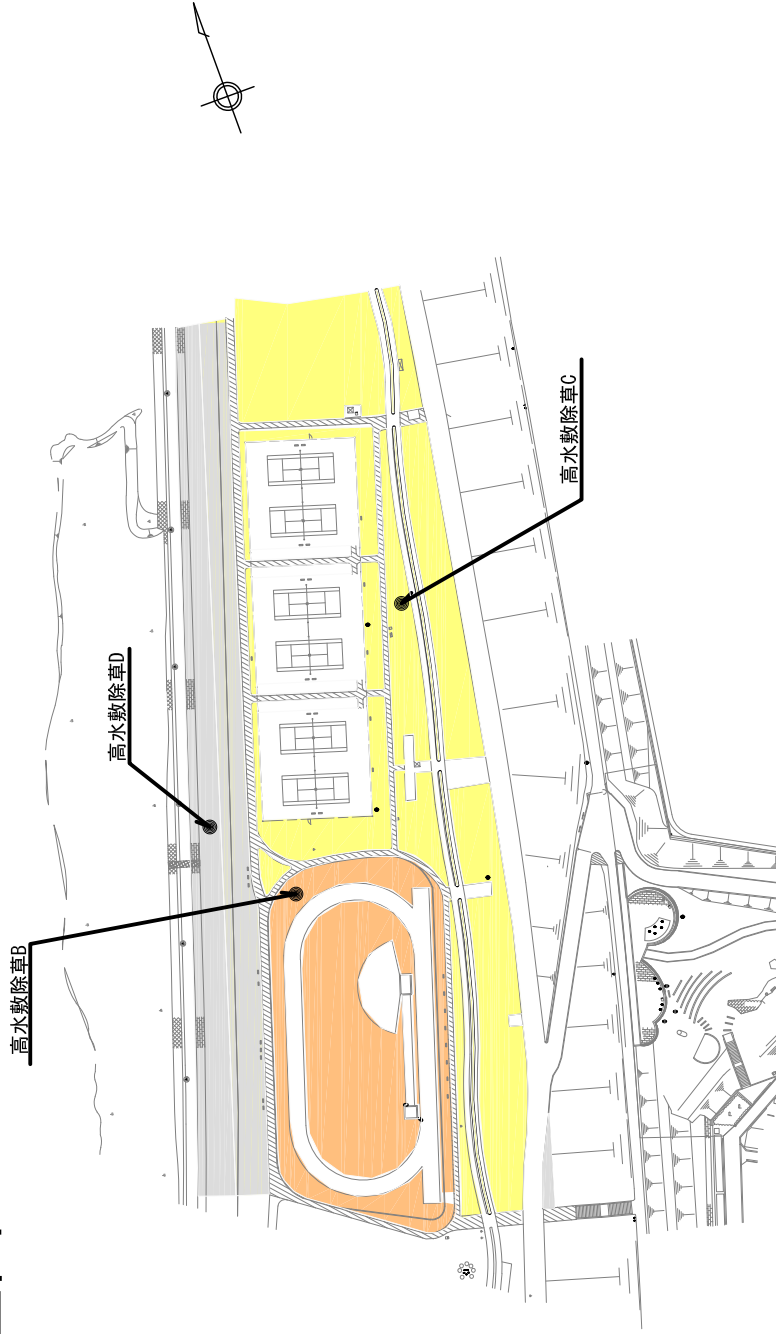
草丈調査地点位置図

種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	



8. 太子橋地区

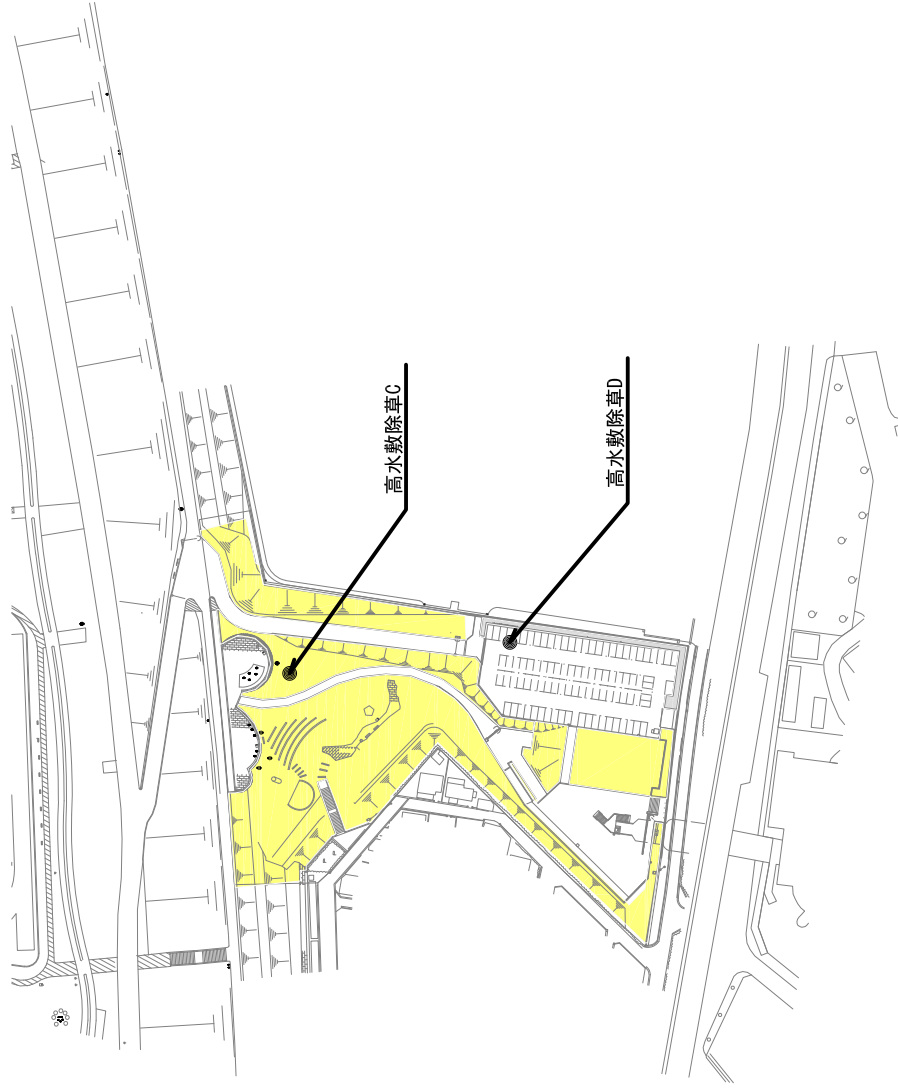
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

9. 外島地区

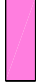
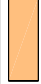
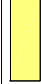

草文調査地点位置図

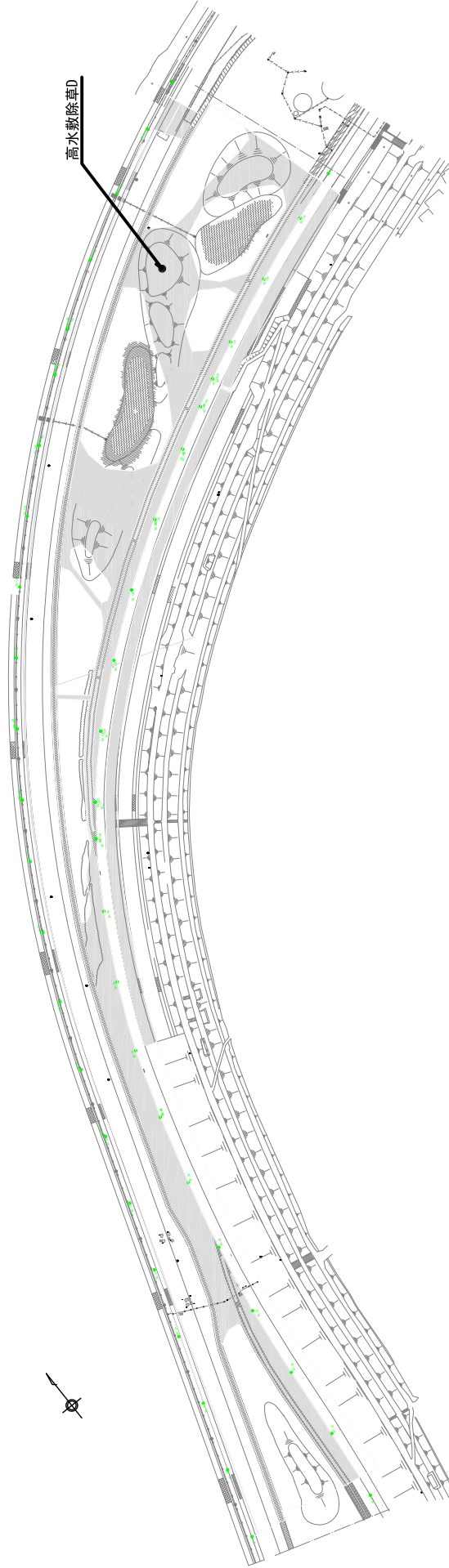


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

10. 守口地区

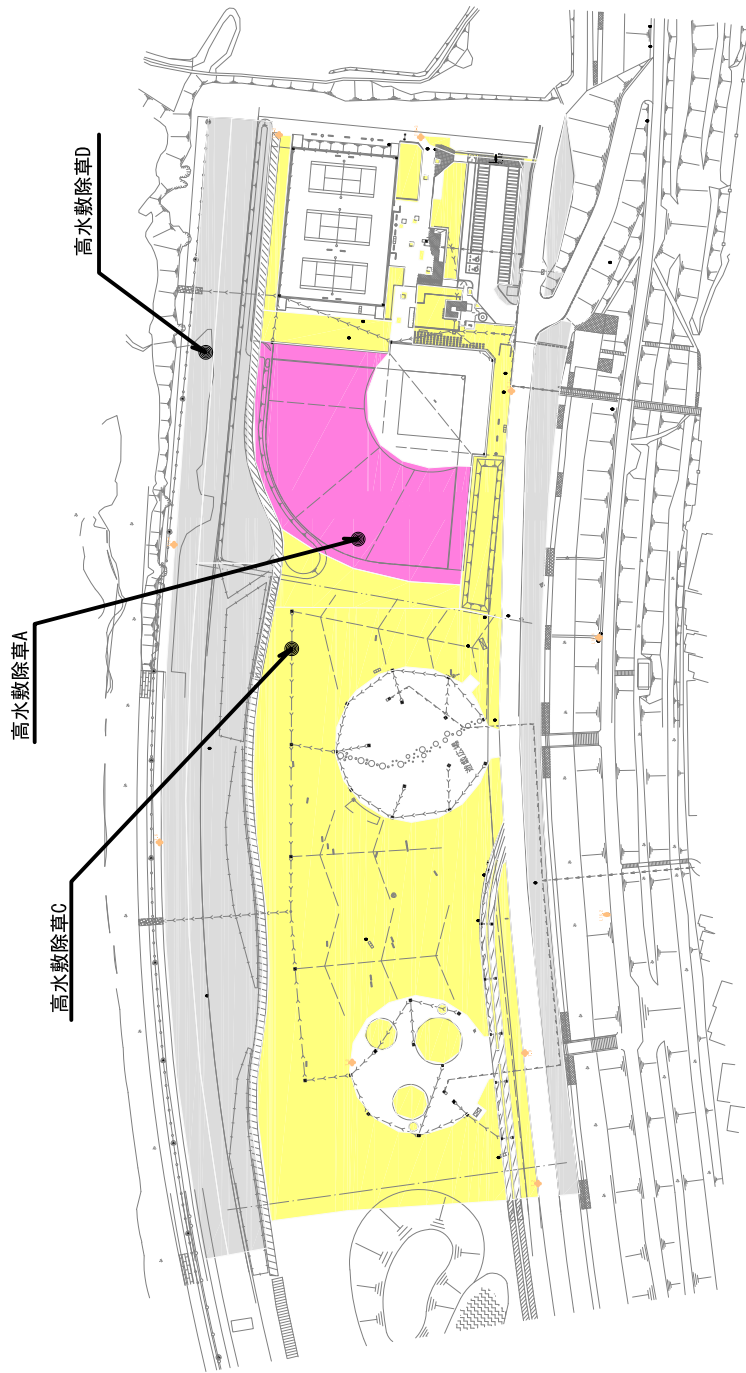
草丈調査地点位置図

種別	凡例
高水敷除草A	
高水敷除草B	
高水敷除草C	
高水敷除草D	



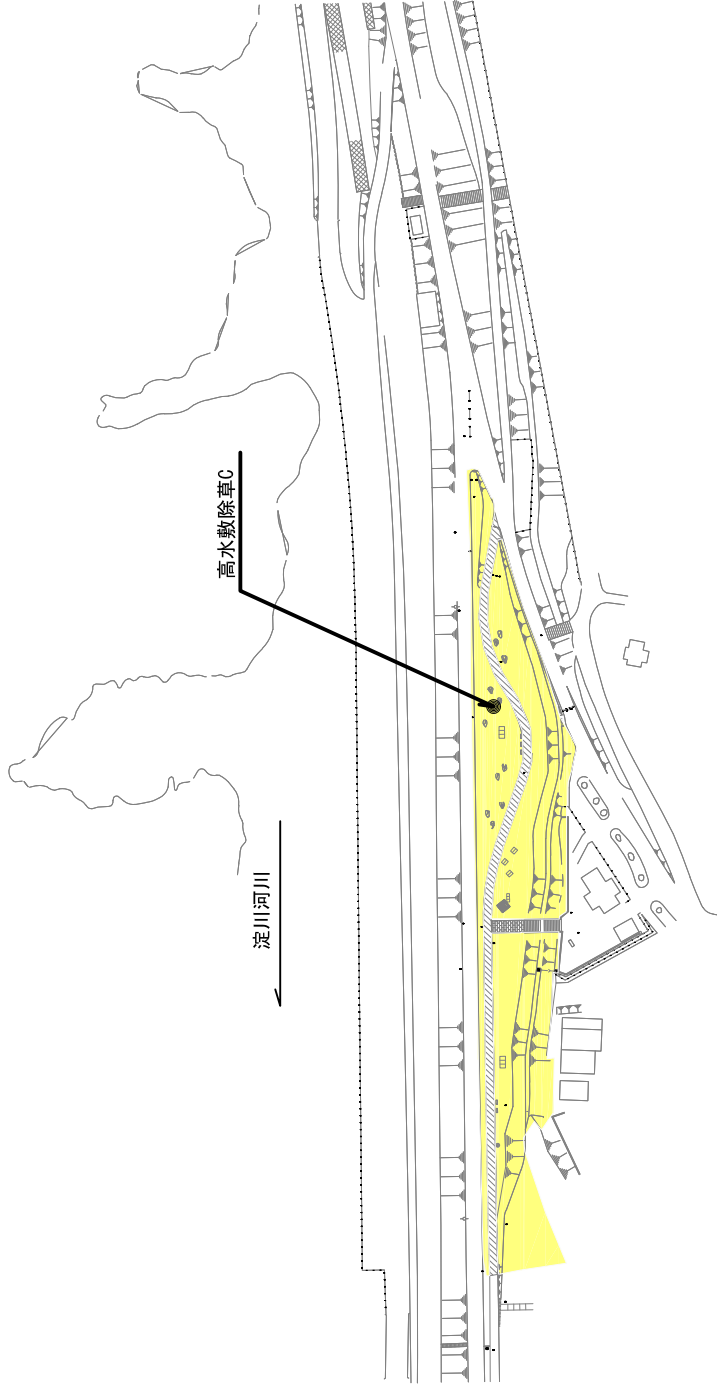
11. 八雲野草地区

草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

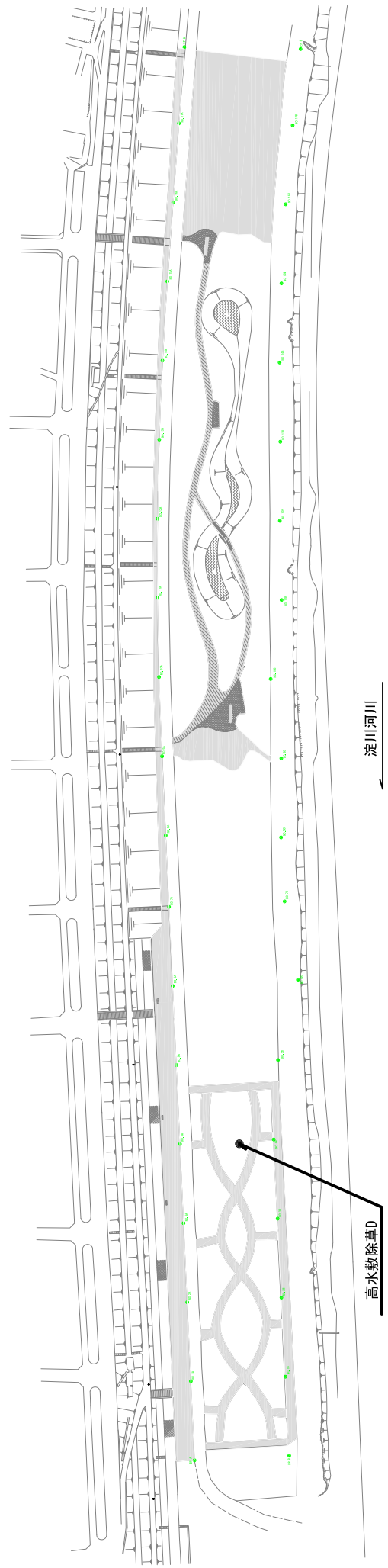
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

13. 庭窪河畔地区

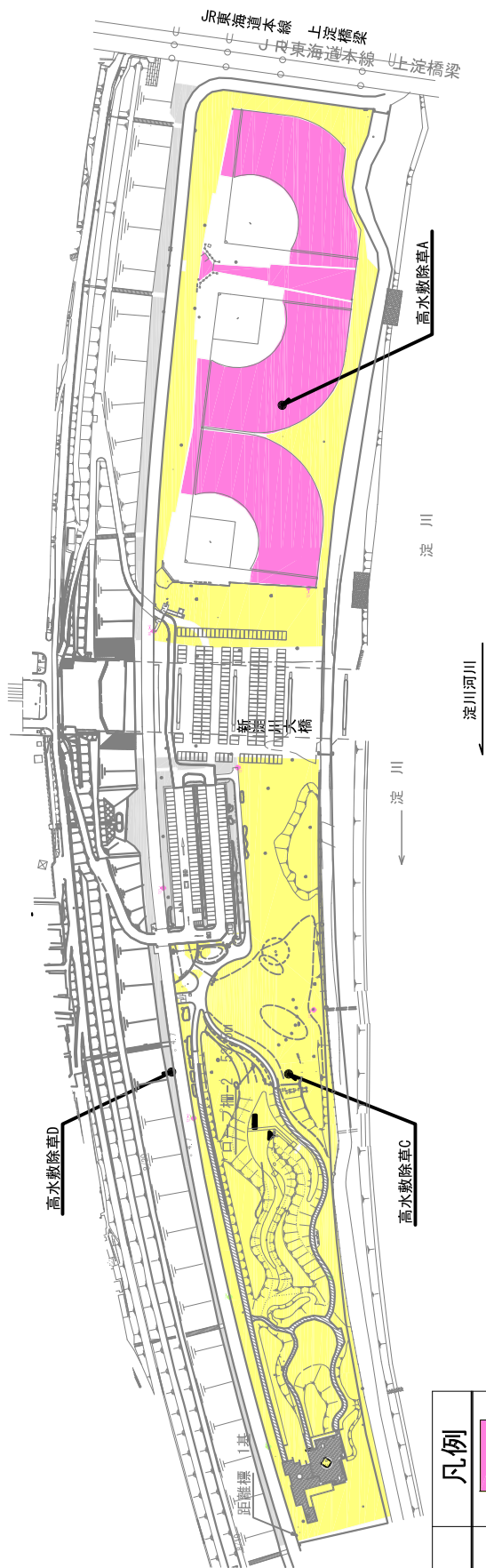
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

14. 十三野草地区

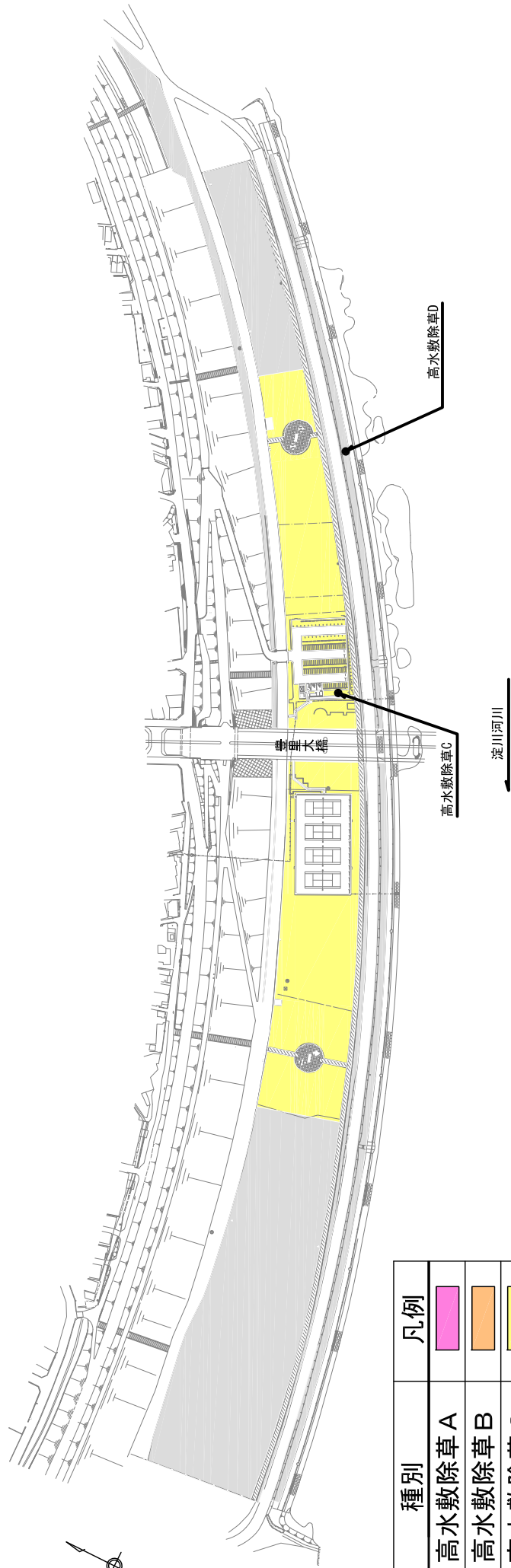
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

15. 西中島地区

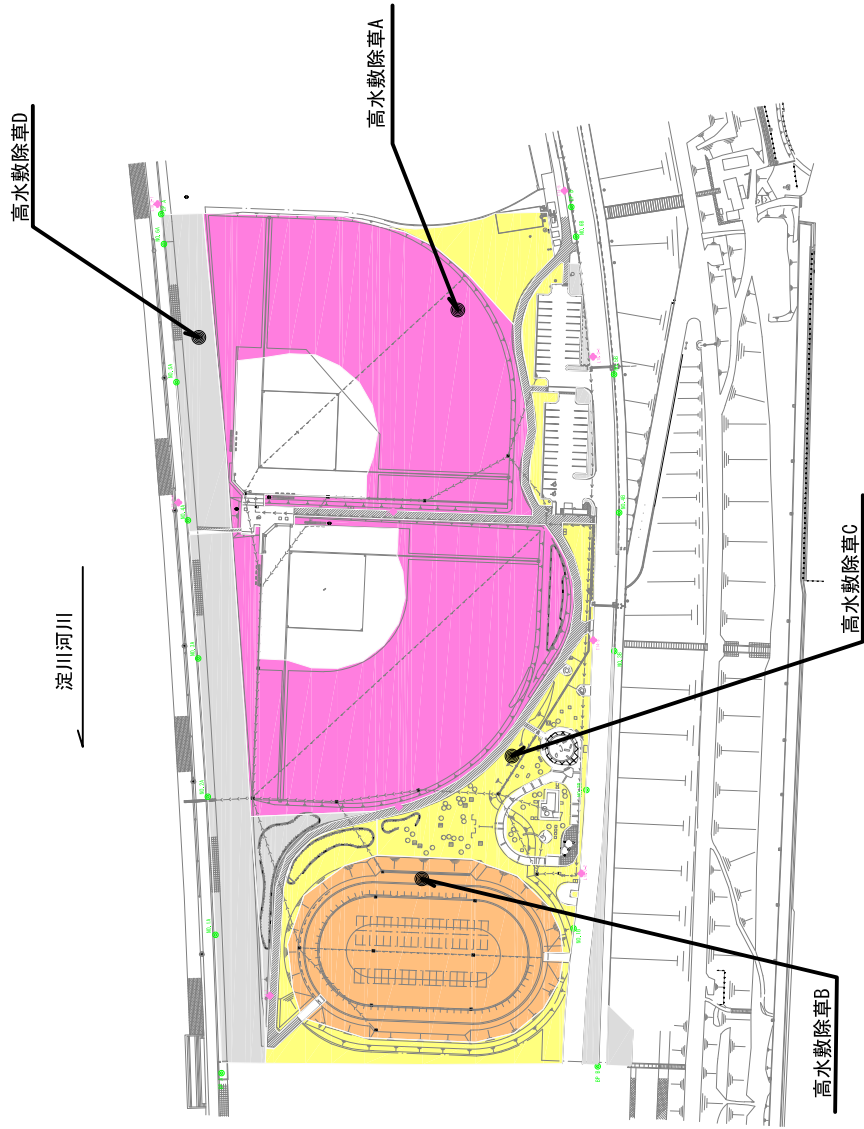
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

16. 豊里地区

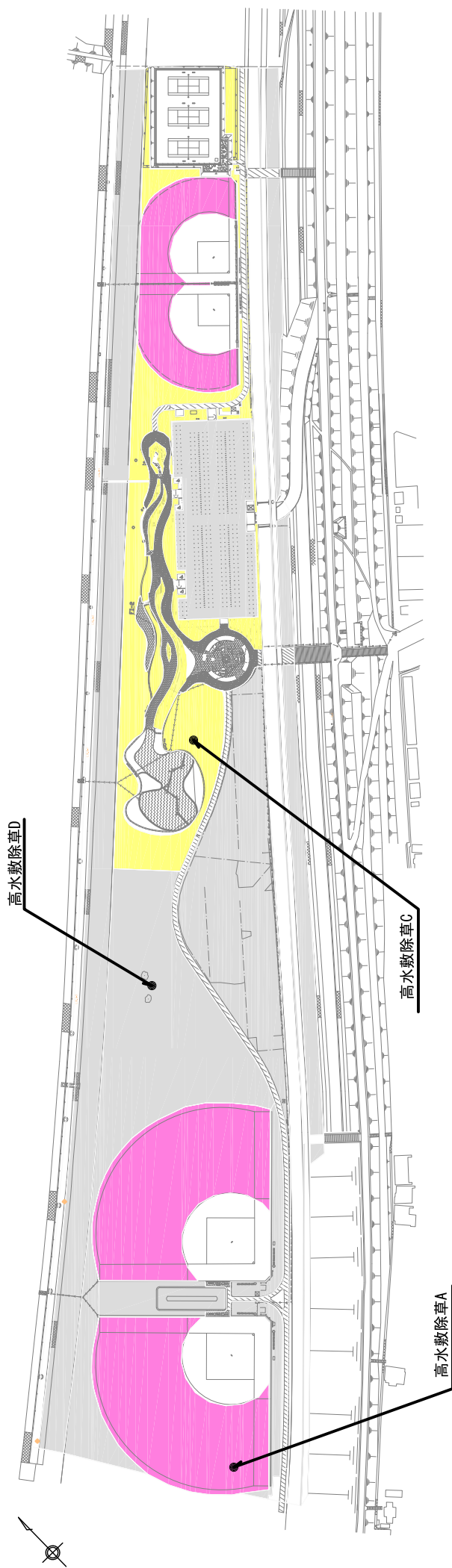
草丈調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

17. 大日地区

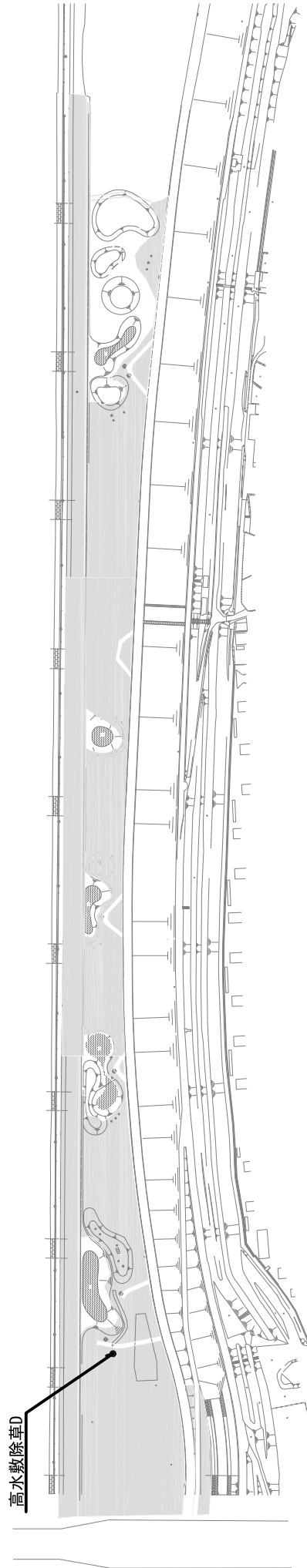
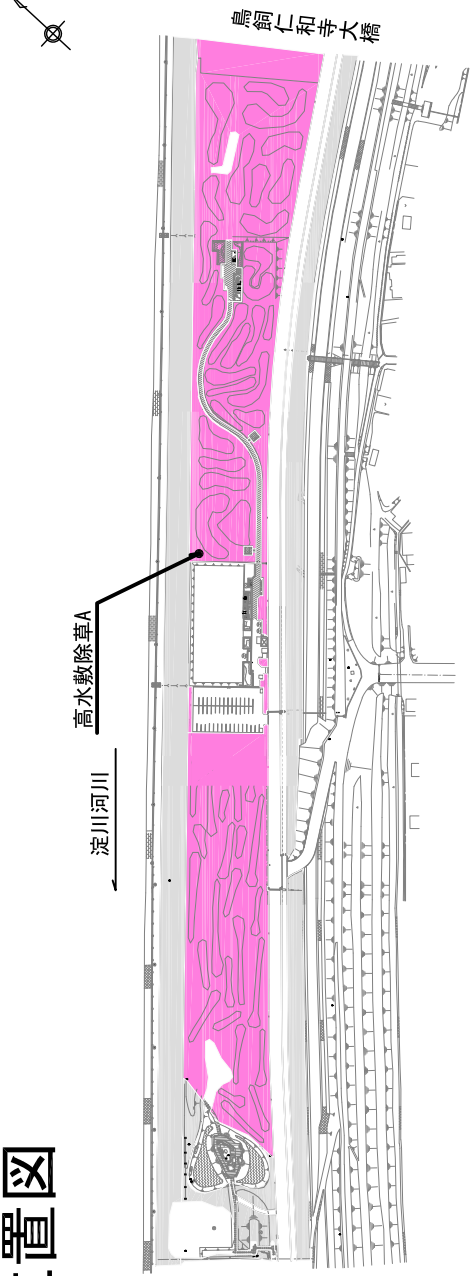
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

18. 佐太西地区

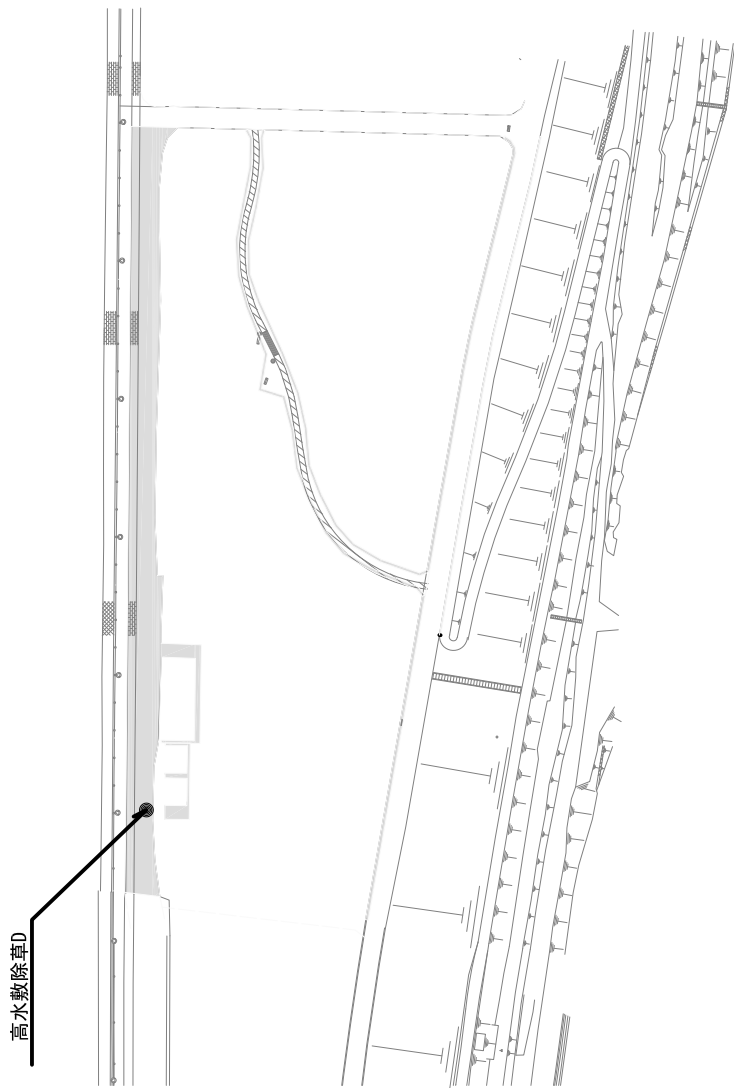
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

19. 仁和寺野草地区

草文調査地点位置図

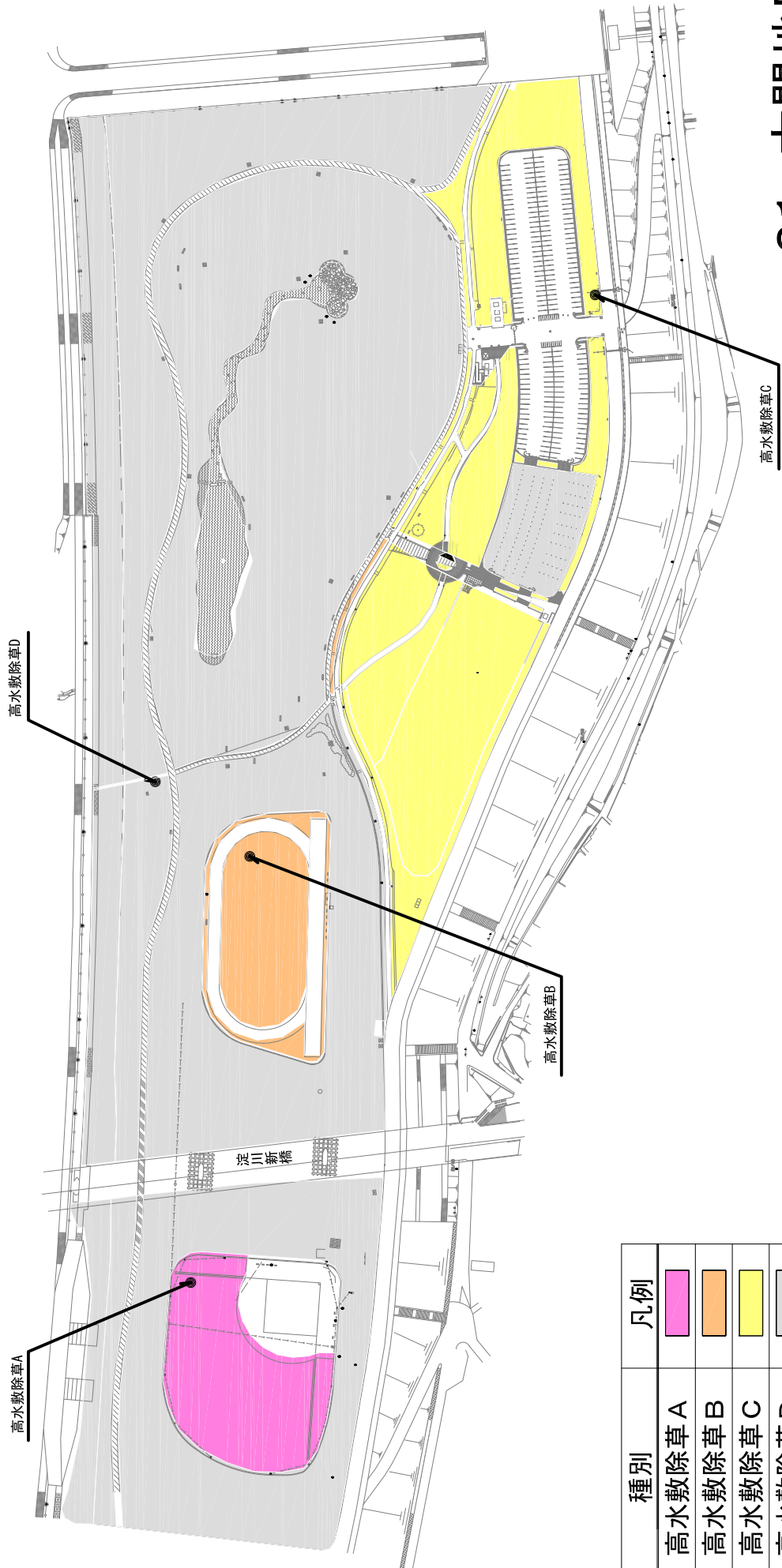


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

20. 点野野草地区

草丈調査地点位置図

淀川河川

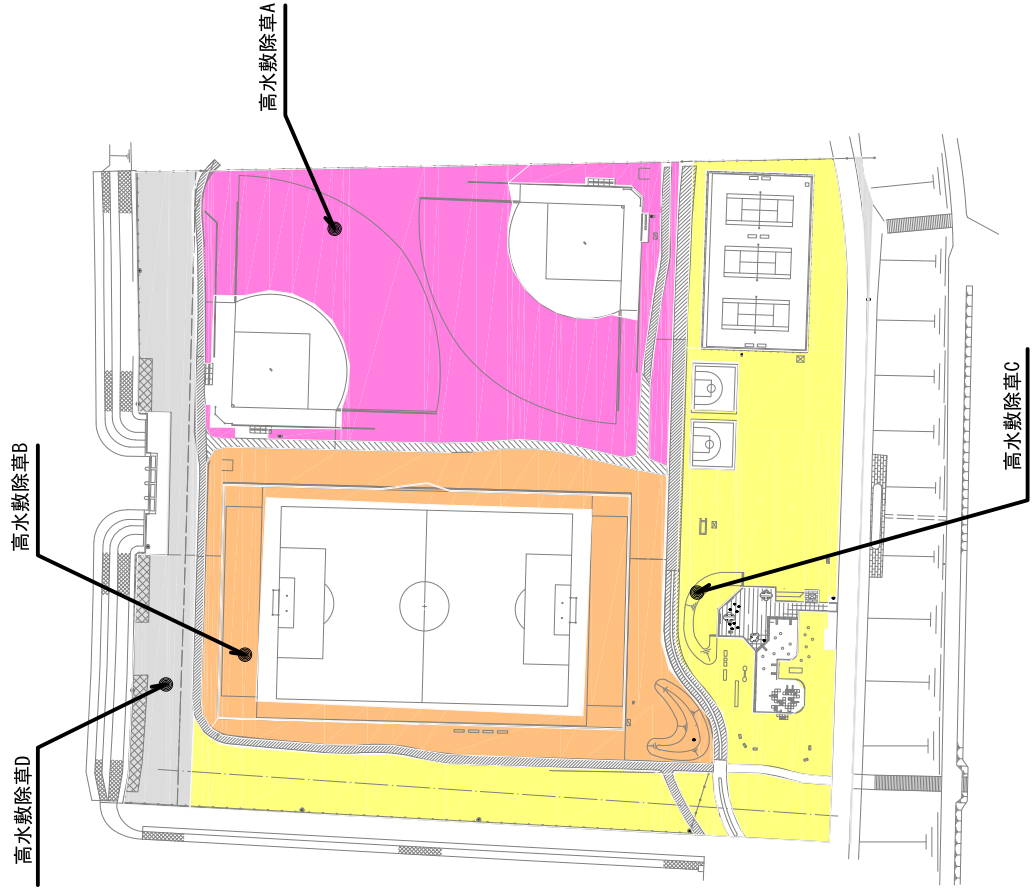


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

21. 太間地区

草丈調査地点位置図

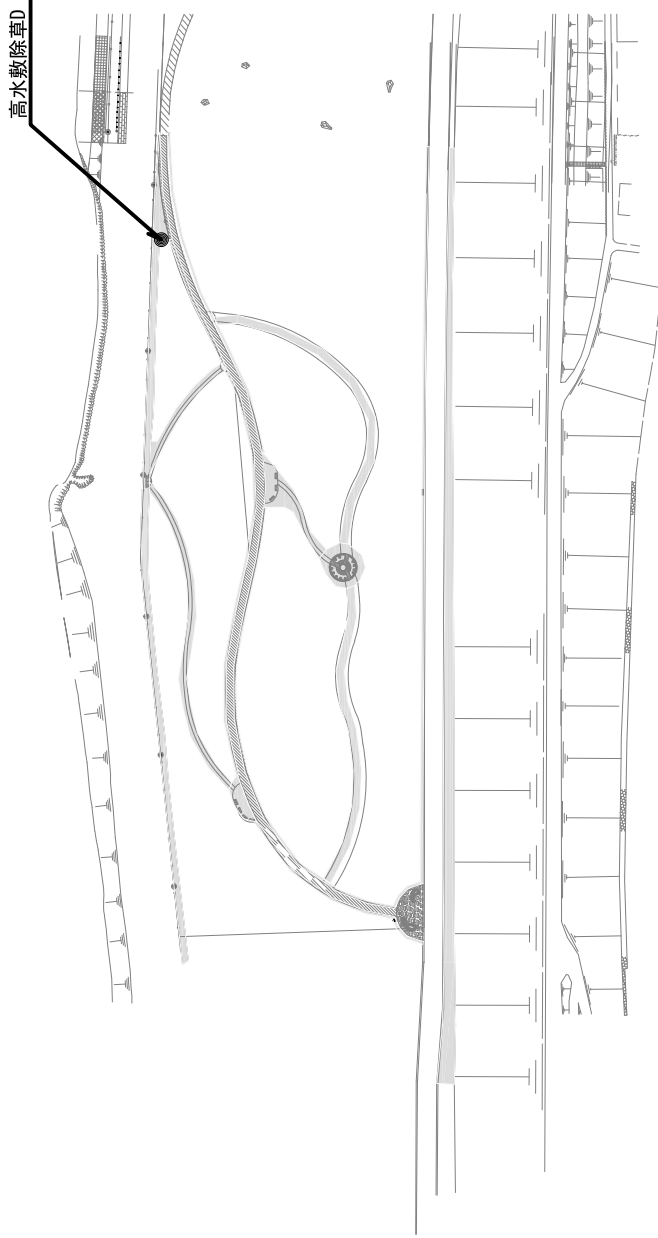
淀川河川



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

22. 木屋元地区

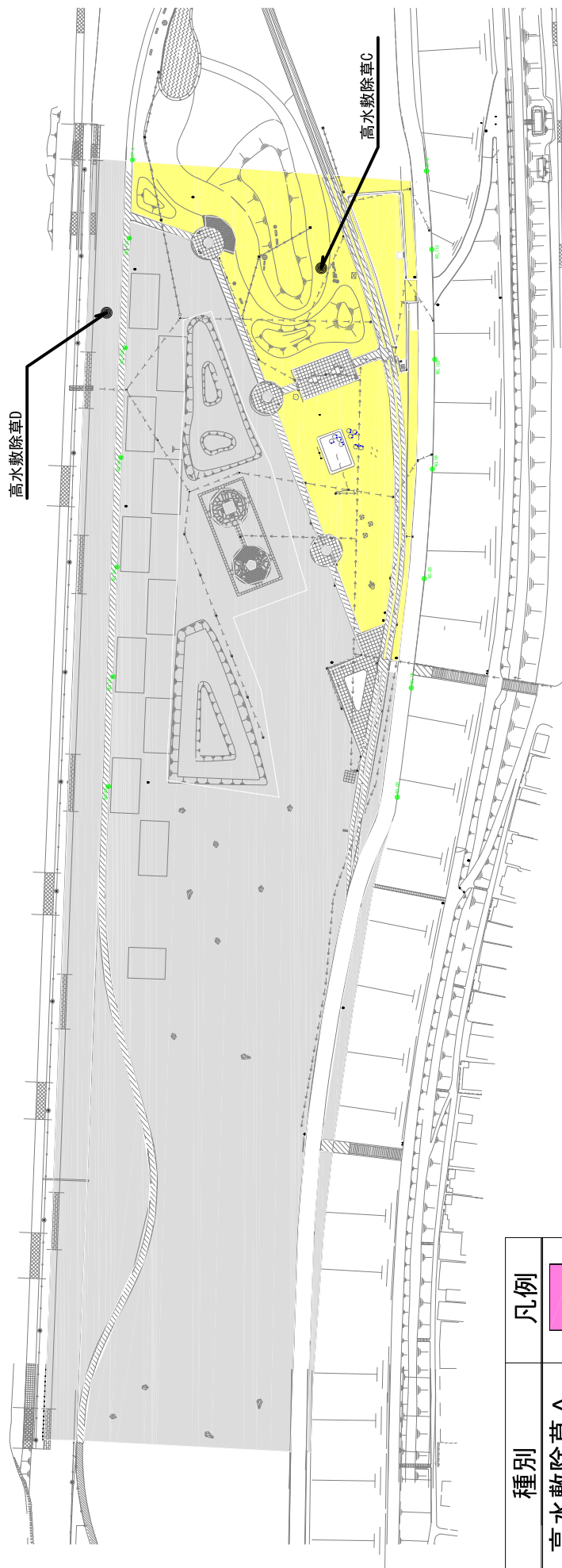
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

23. 出口野草地区

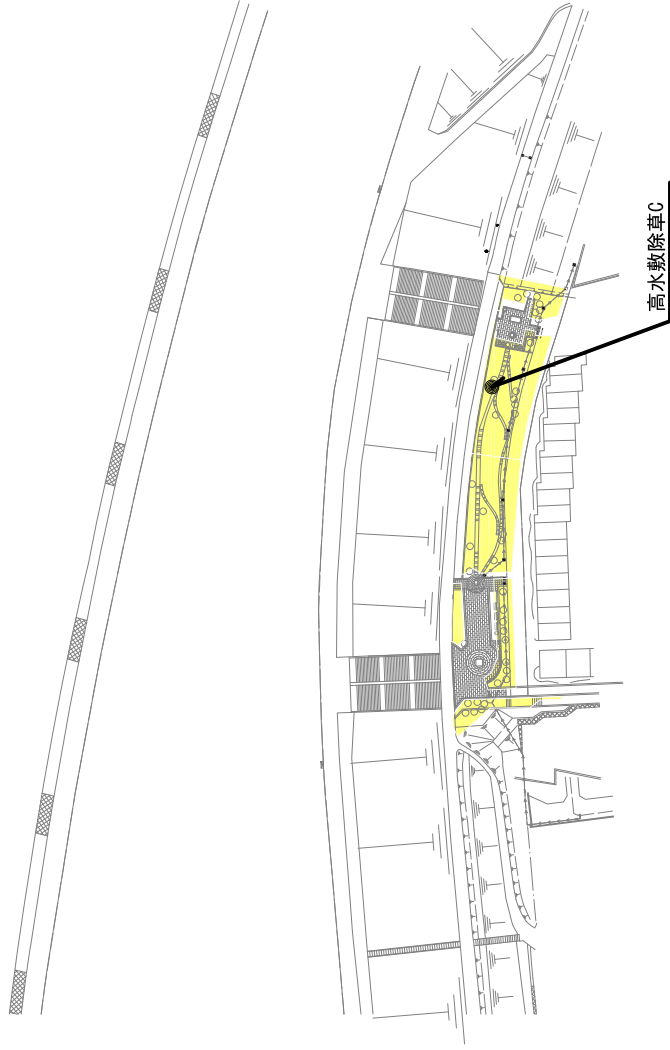
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

24. 出口地区


草文調查地点位置图

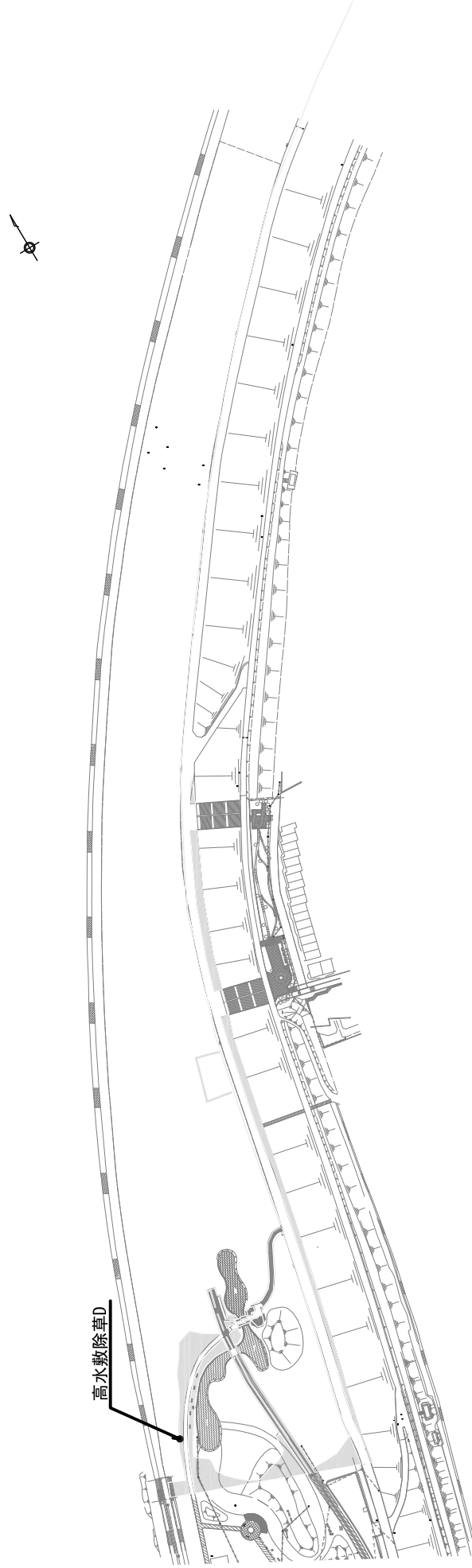


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

25. 出口河畔地区

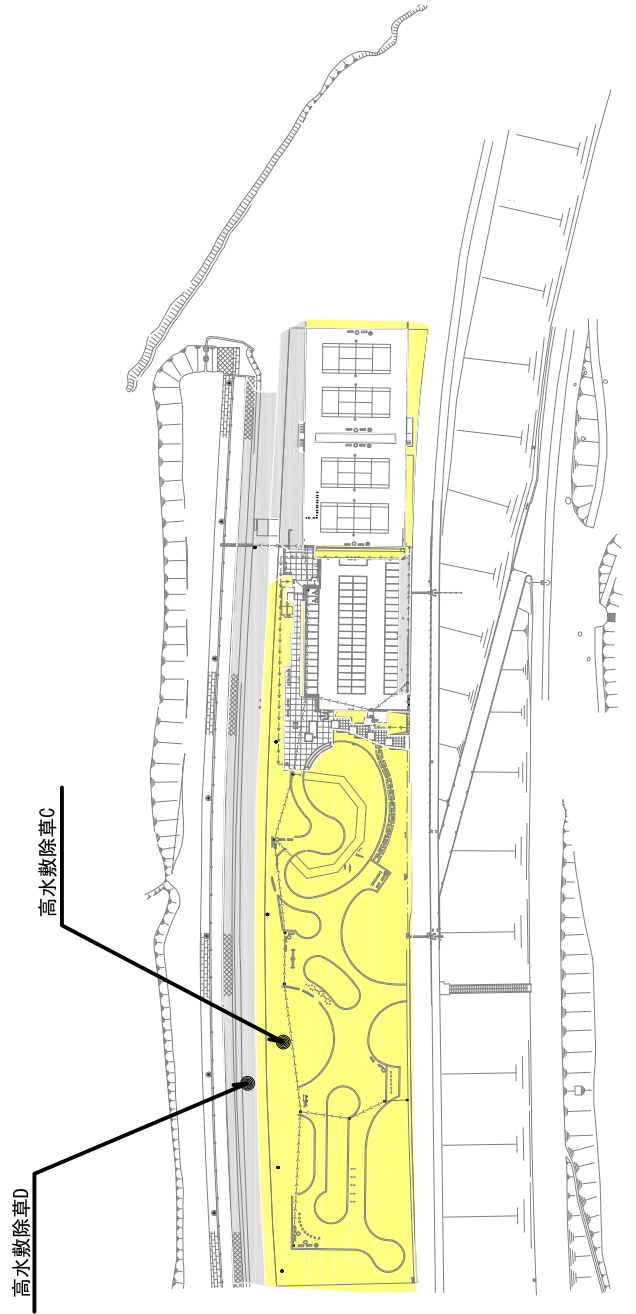
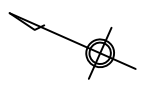
草文調査地点位置図

種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	



26. 伊加賀野草地区

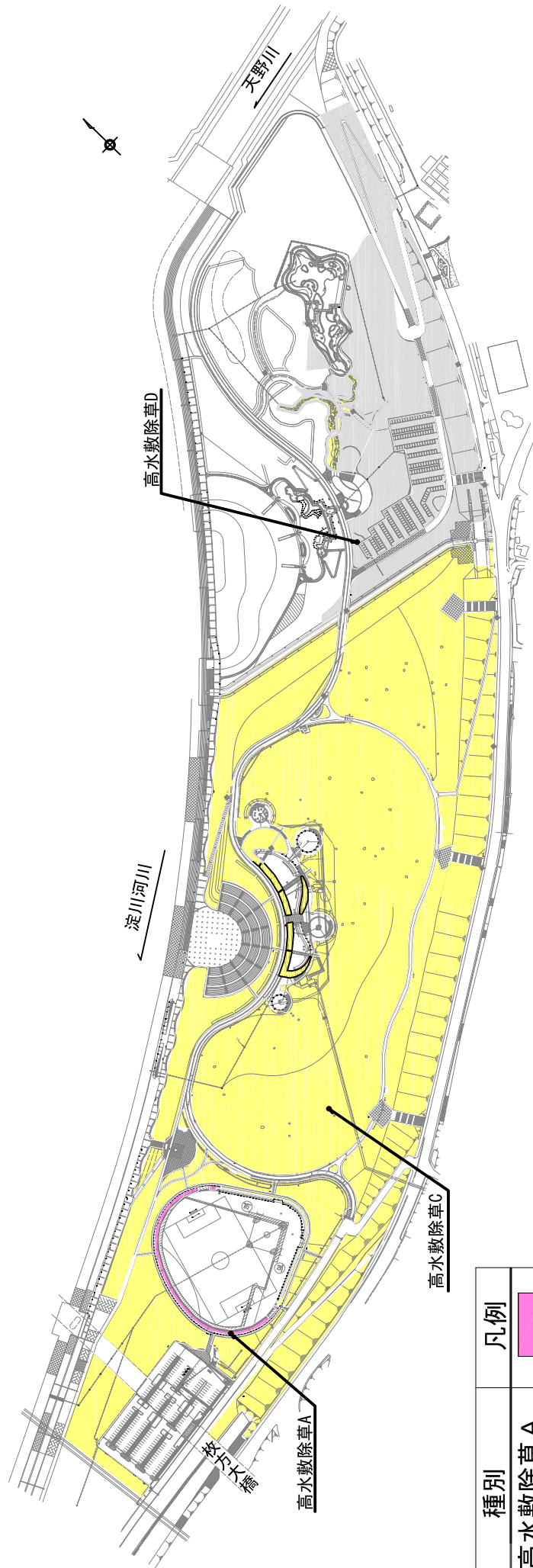
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

27. 三矢地区

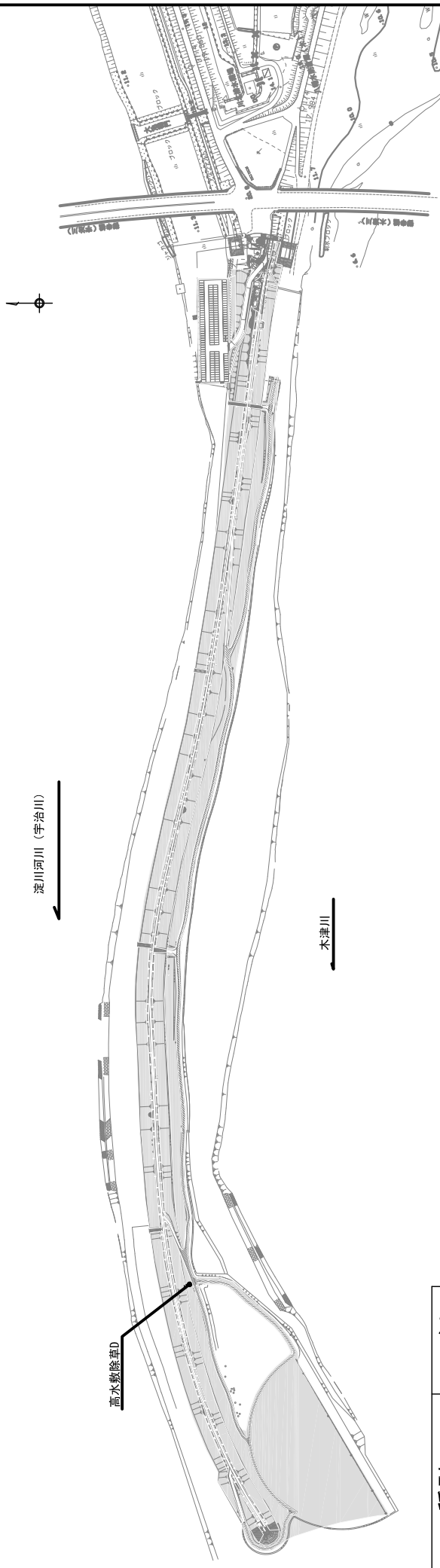
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草A	
高水敷除草B	
高水敷除草C	
高水敷除草D	

28. 枚方地区

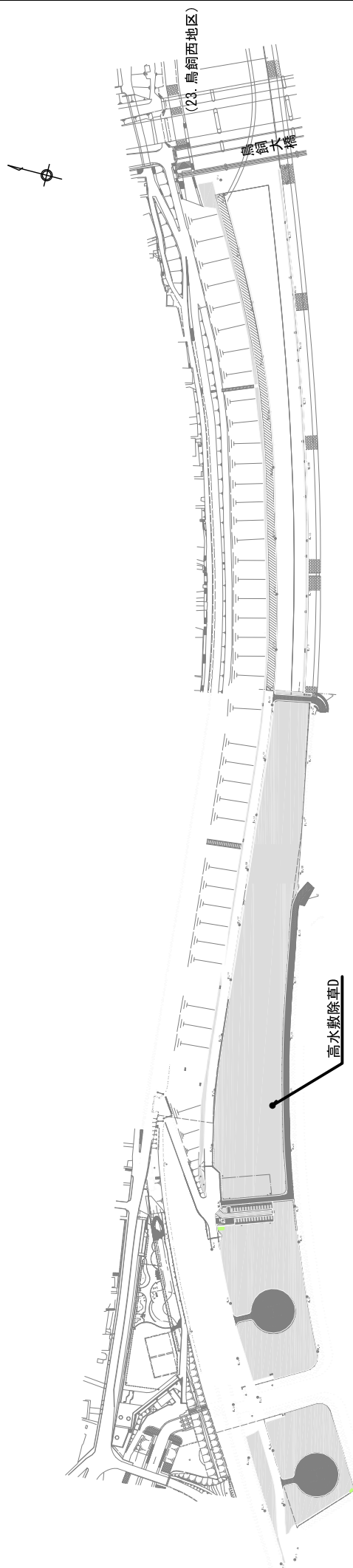
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草A	
高水敷除草B	
高水敷除草C	
高水敷除草D	

29. 背割堤地区

草文調査地点位置図



(23. 鳥飼西地区)

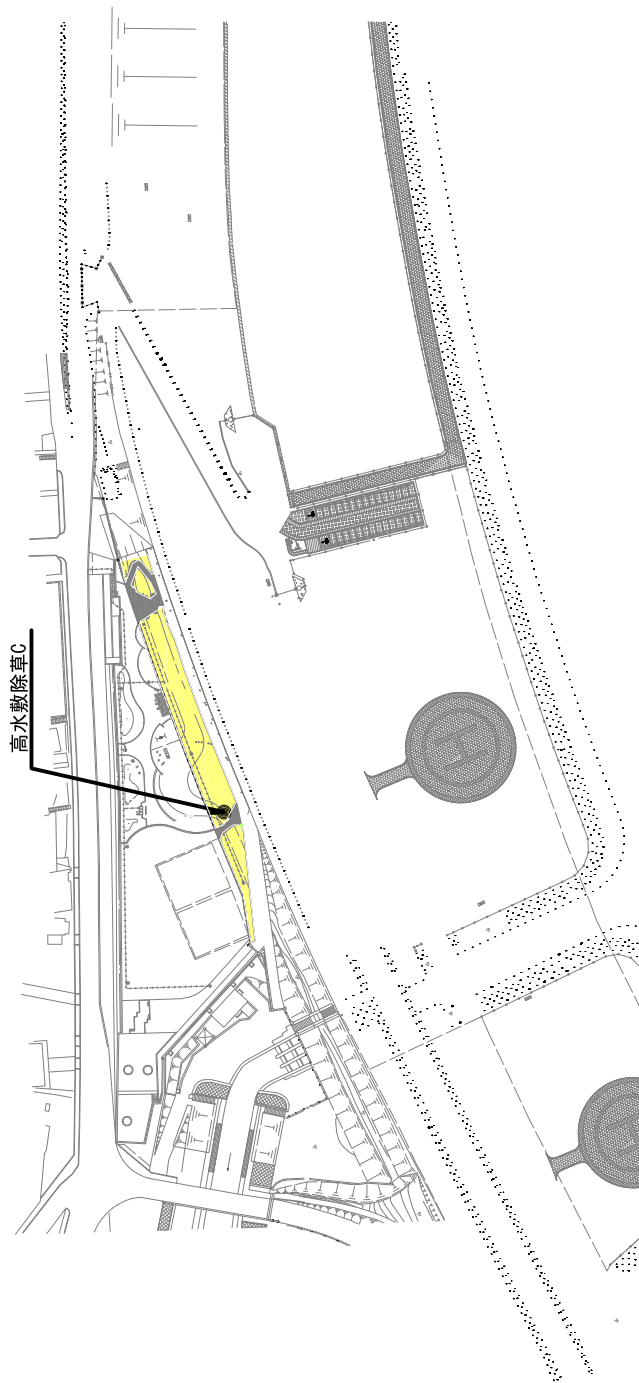
鳥飼大橋

高水敷除草D

種別	凡例
高水敷除草A	
高水敷除草B	
高水敷除草C	
高水敷除草D	

30. 一津屋野草地区

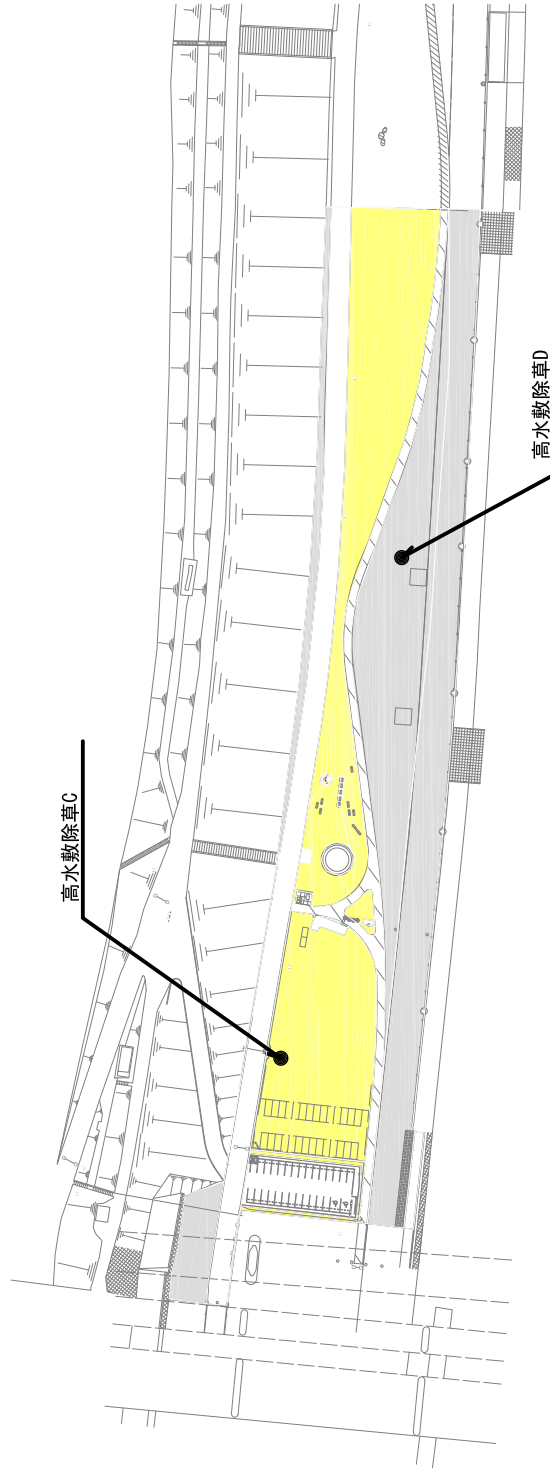
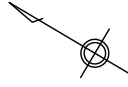
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

31. 一津屋河畔地区

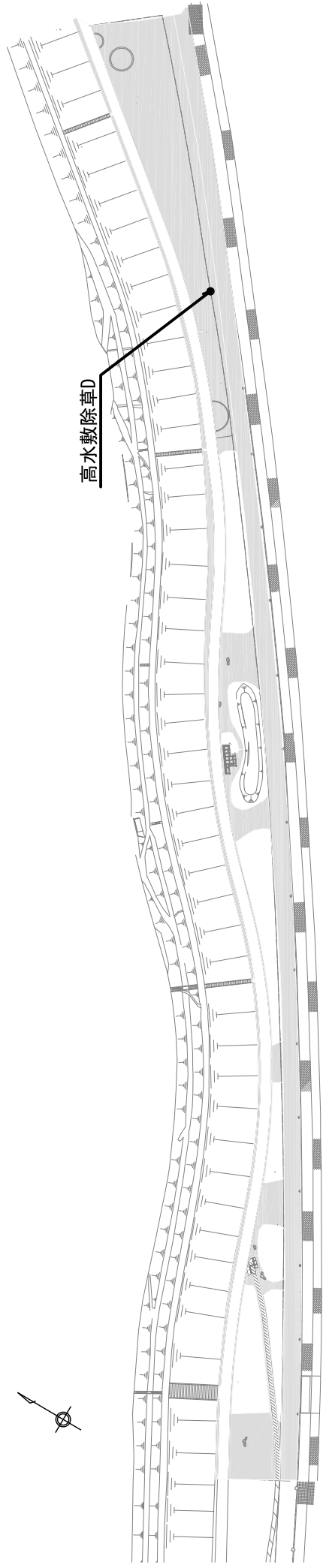
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

3 2 . 鳥飼西地区

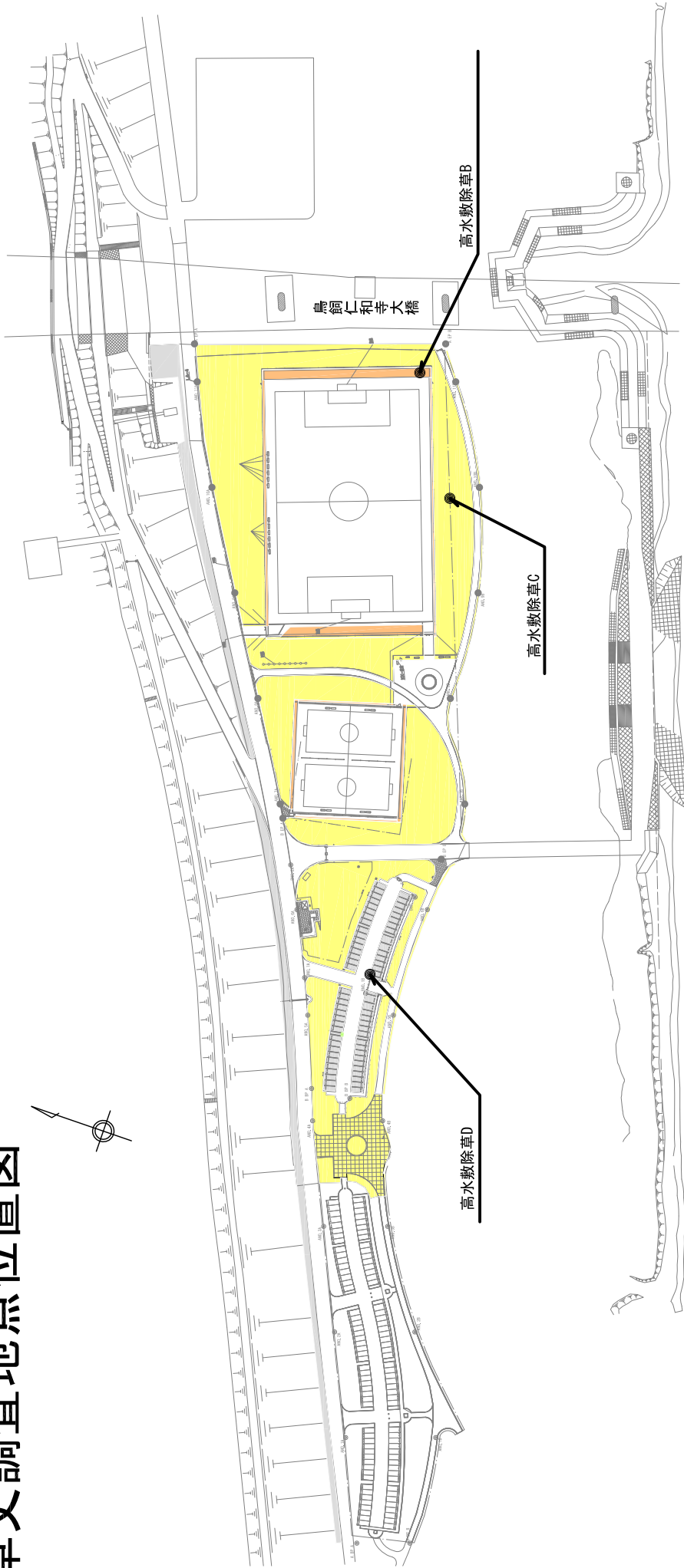
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

33. 烏飼野草地区

草文調査地点位置図

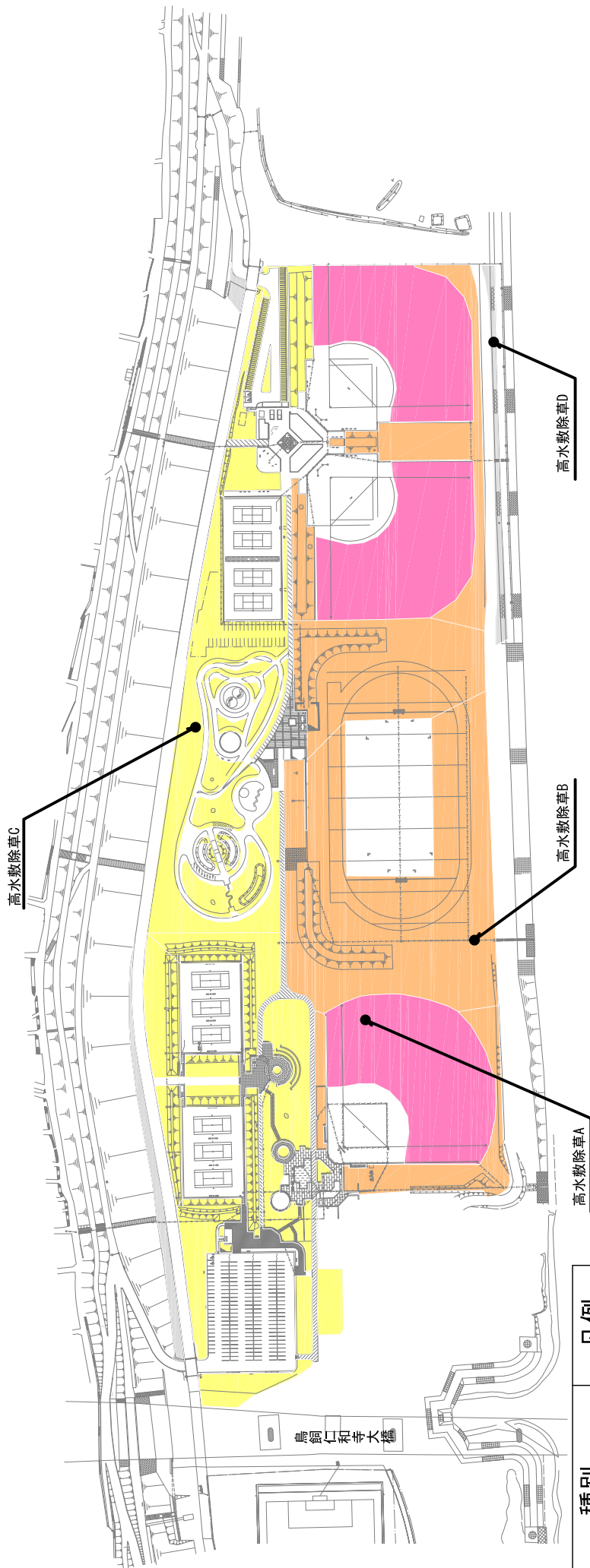
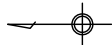


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

淀川河川

34. 鳥飼下地区

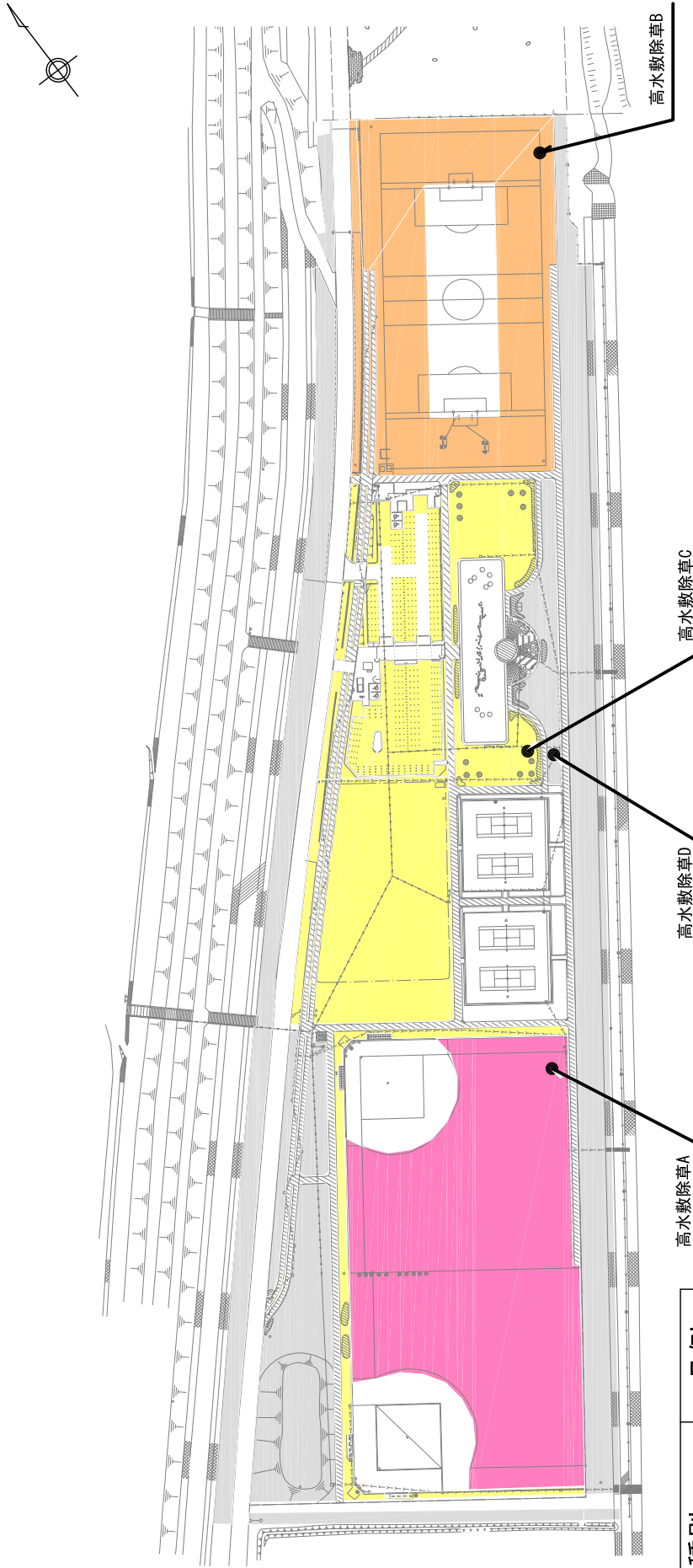
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

35. 鳥飼上地区

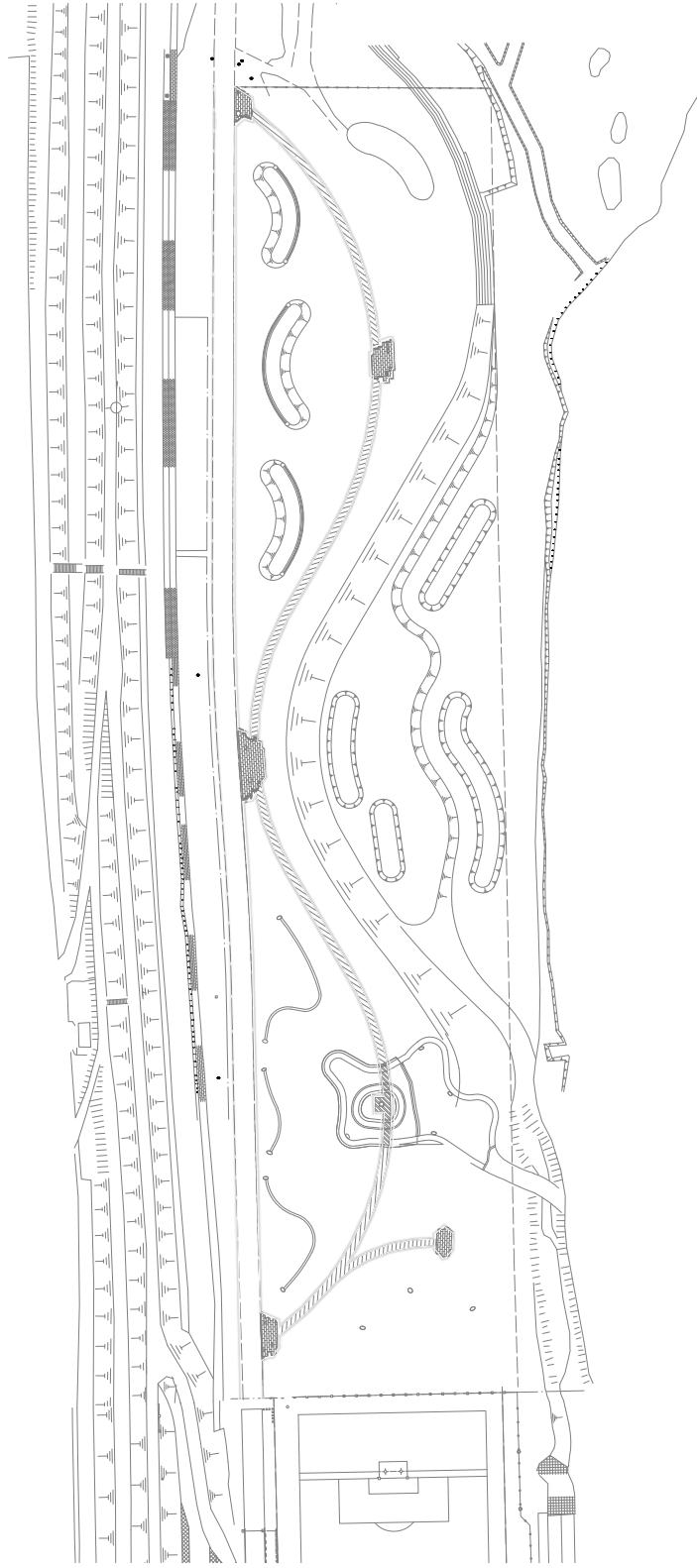
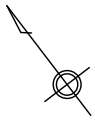
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

36. 三島江地区

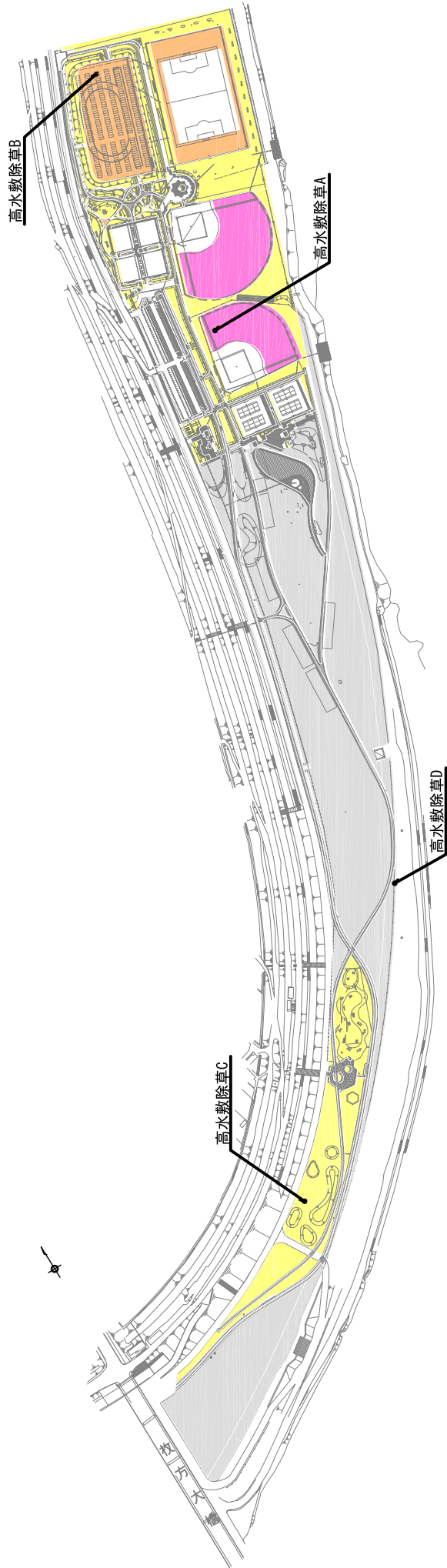
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

37. 三島江野草地区

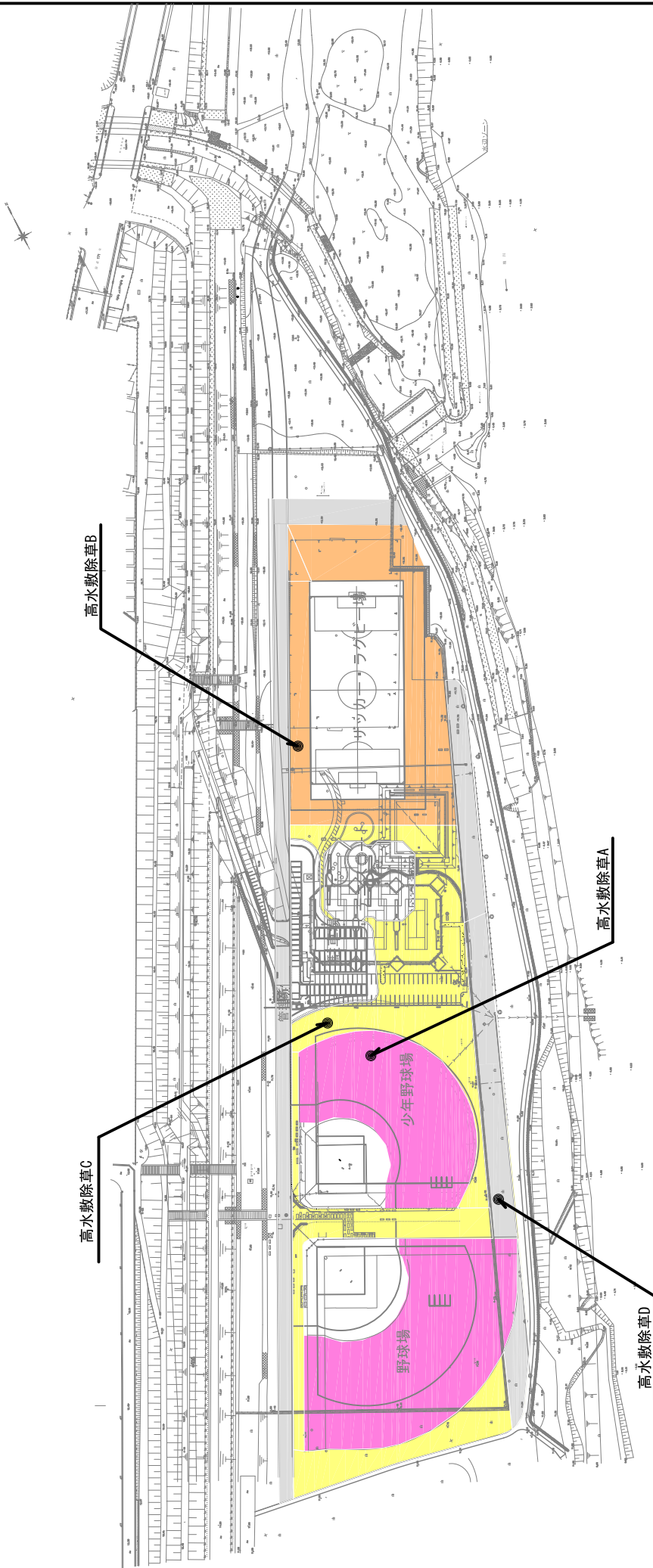
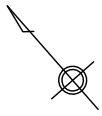
草文調査地点位置図



種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

38. 大塚地区

草文調査地点位置図

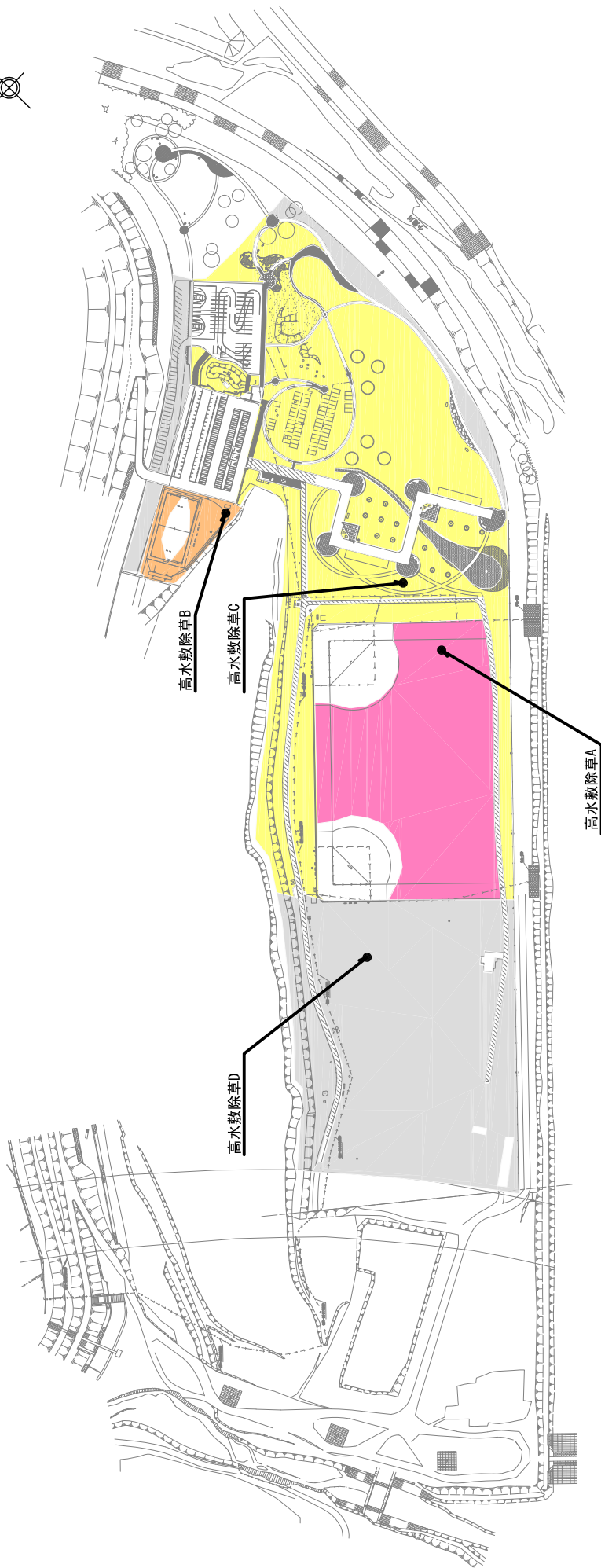


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

淀川河川

39. 島本地区

草文調査地点位置図

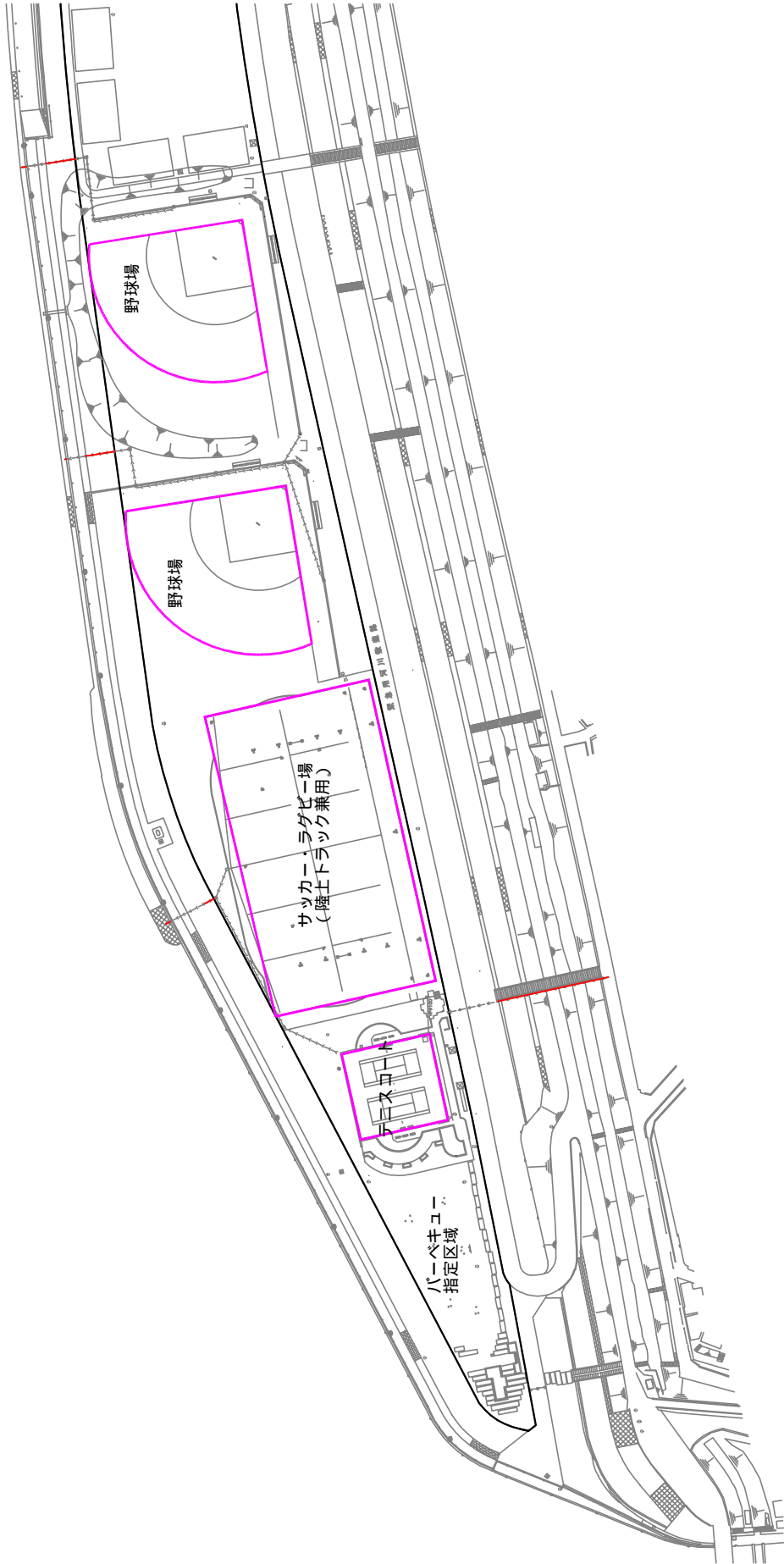


種別	凡例
高水敷除草 A	
高水敷除草 B	
高水敷除草 C	
高水敷除草 D	

40. 大崎地区

収益管理施設運営対象区域図

収益施設管理運営対象区域図



凡 例

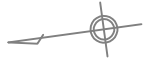
収益施設管理運営対象区域



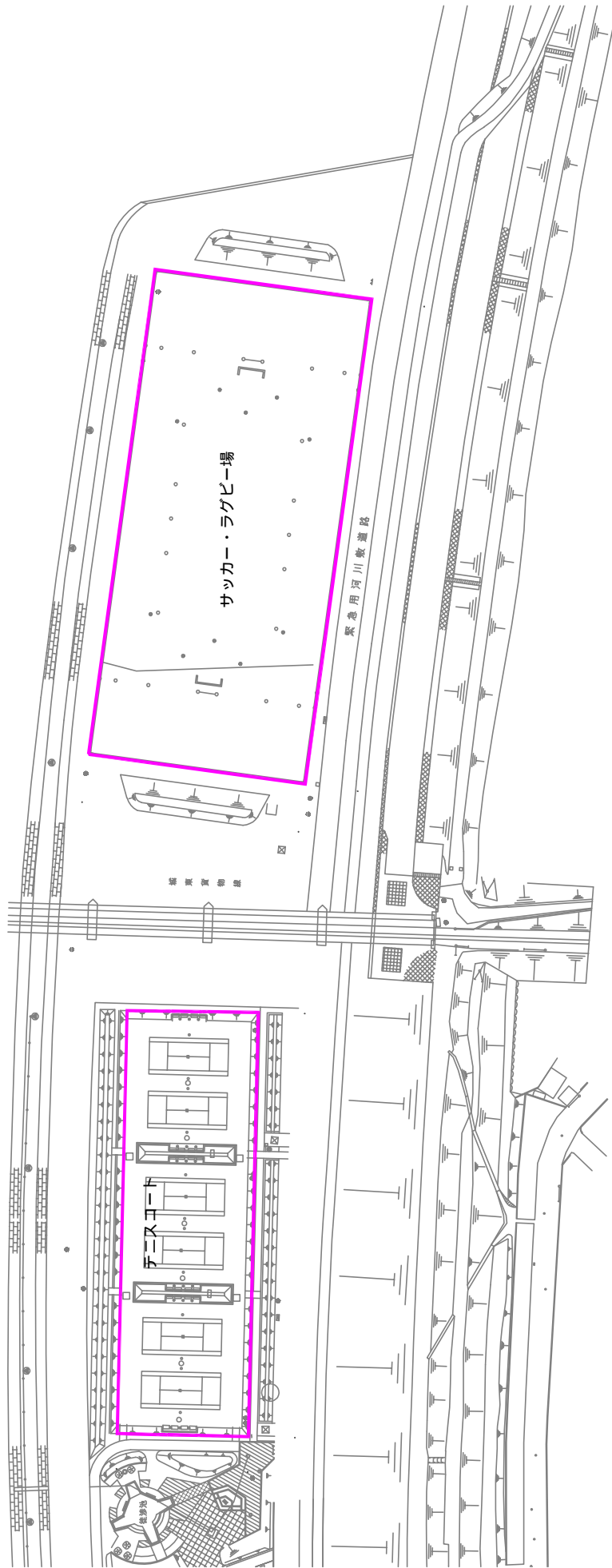
5. 毛馬地区

収益施設管理運営対象区域図

6. 赤川地区



← 赤川

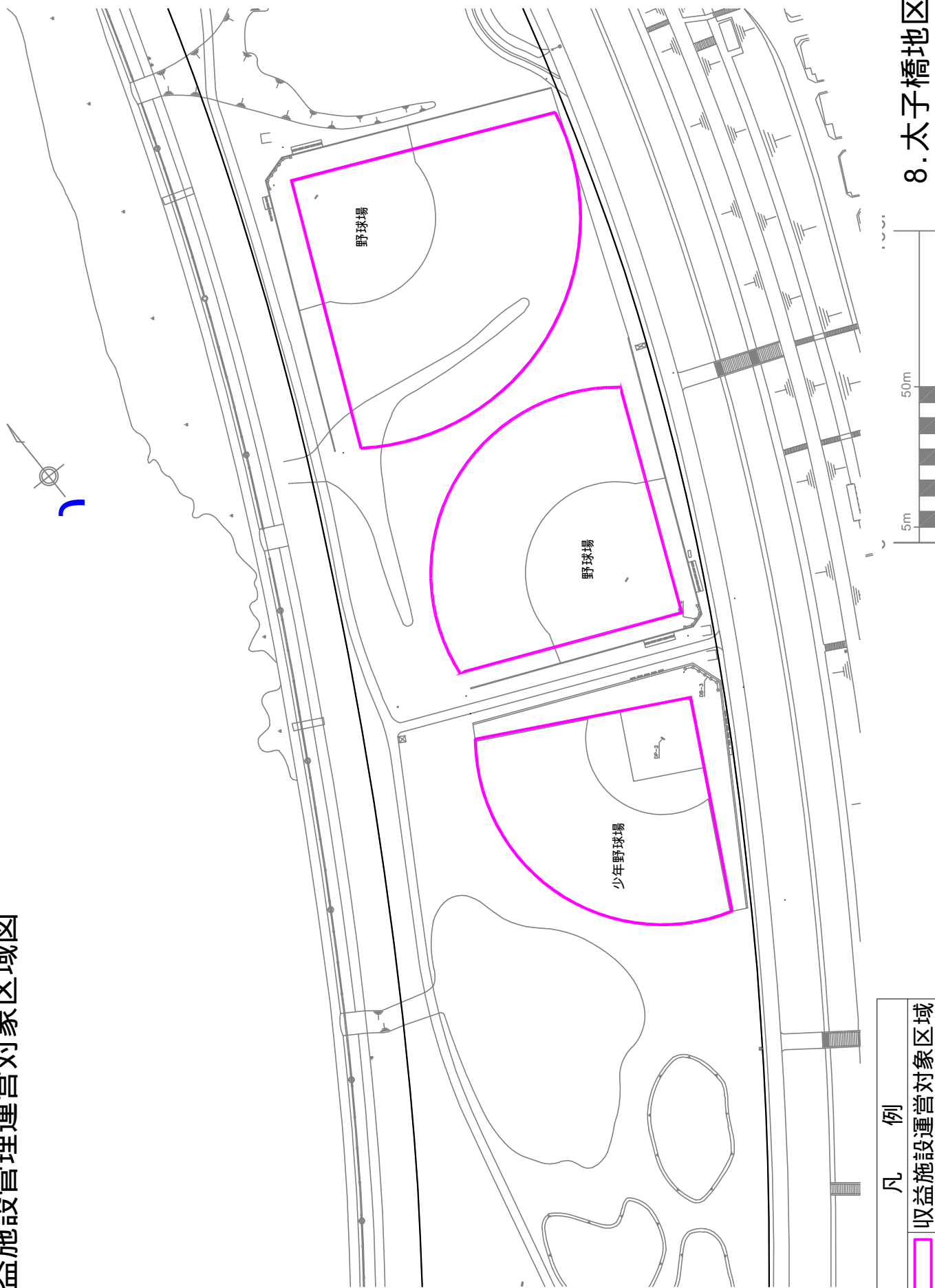


凡 例

収益施設管理運営対象区域

6. 赤川地区

収益施設管理運営対象区域図

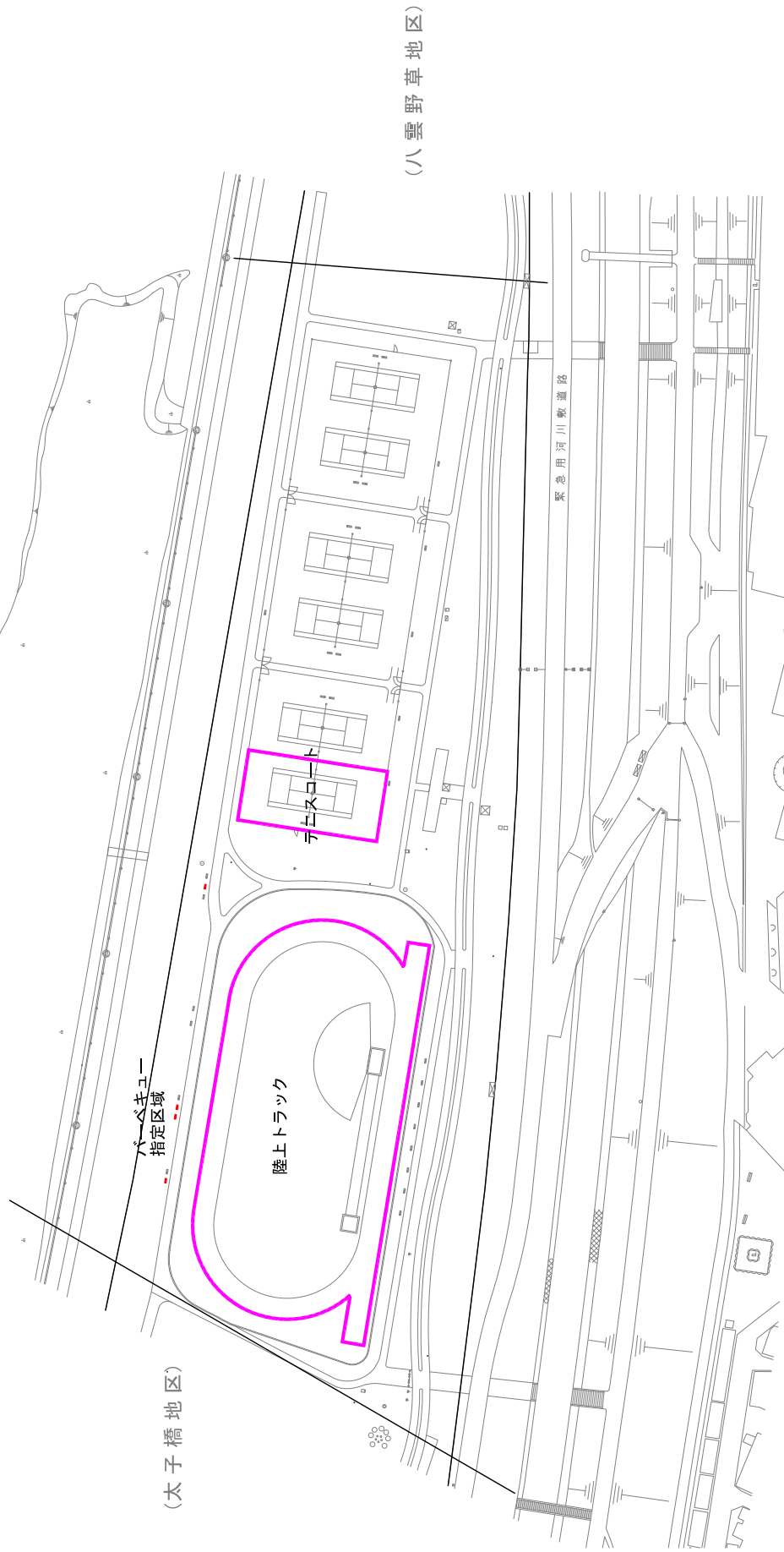


8. 太子橋地区

収益施設管理運営対象区域図



淀川



(太子橋地区)


(八雲野草地区)

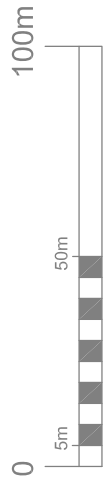
緊急用河川敷道路

陸上トラック

テニスコート

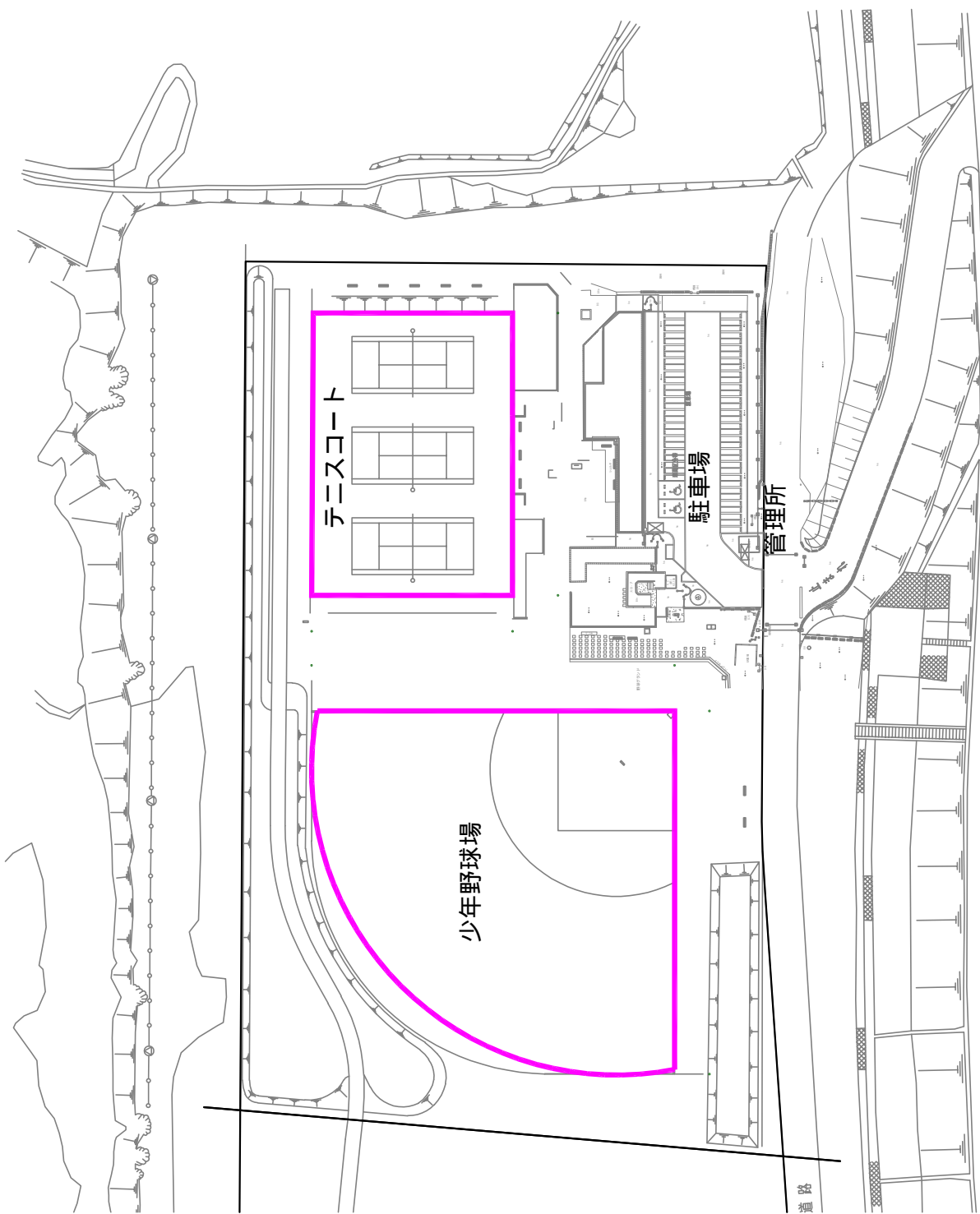
バドミントン
指定区域

凡 例	
	収益施設管理運営対象区域



9. 外島地区

収益施設管理運営対象区域図

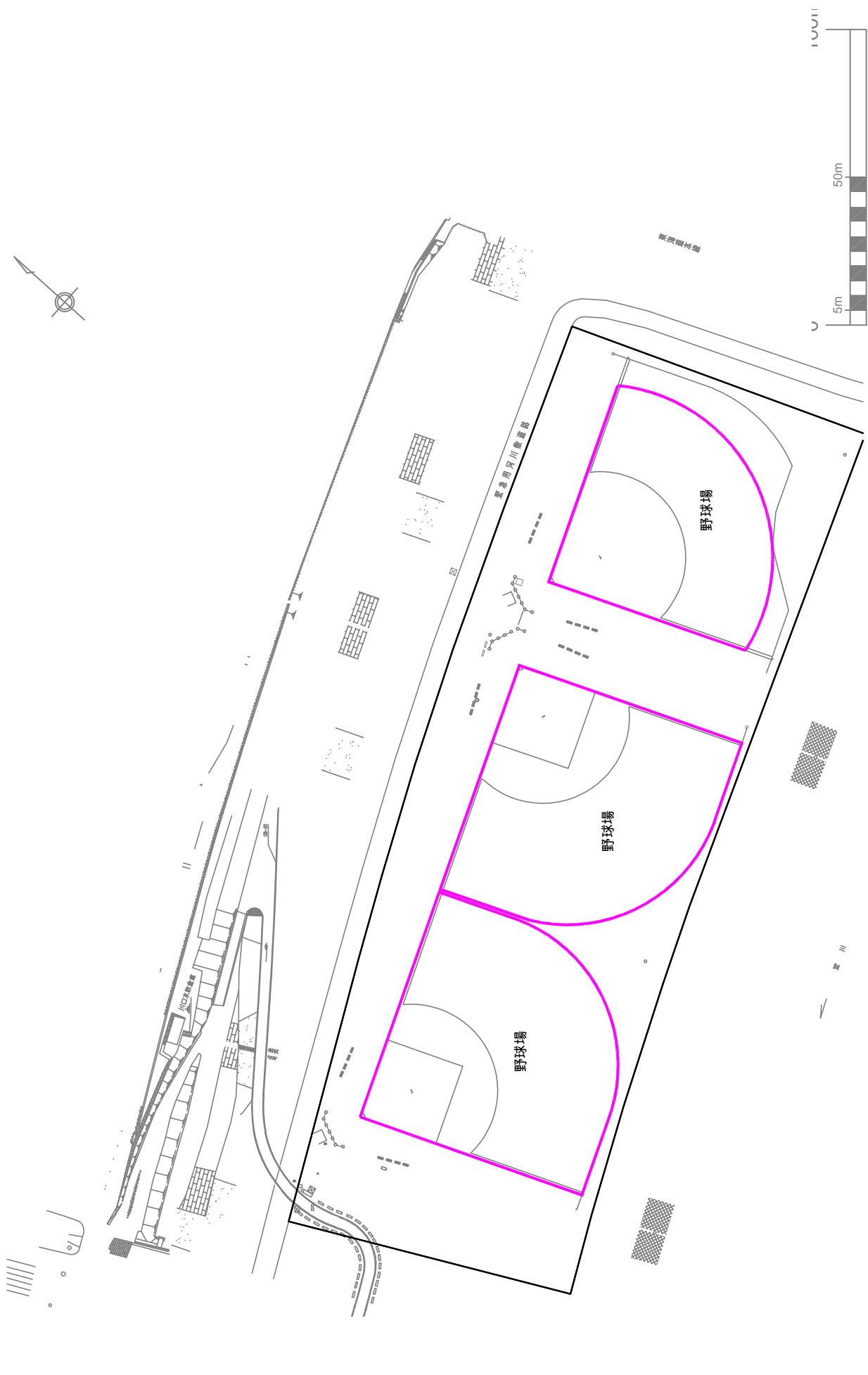



凡 例

収益施設管理運営対象区域

5m 50m

収益施設管理運営対象区域図

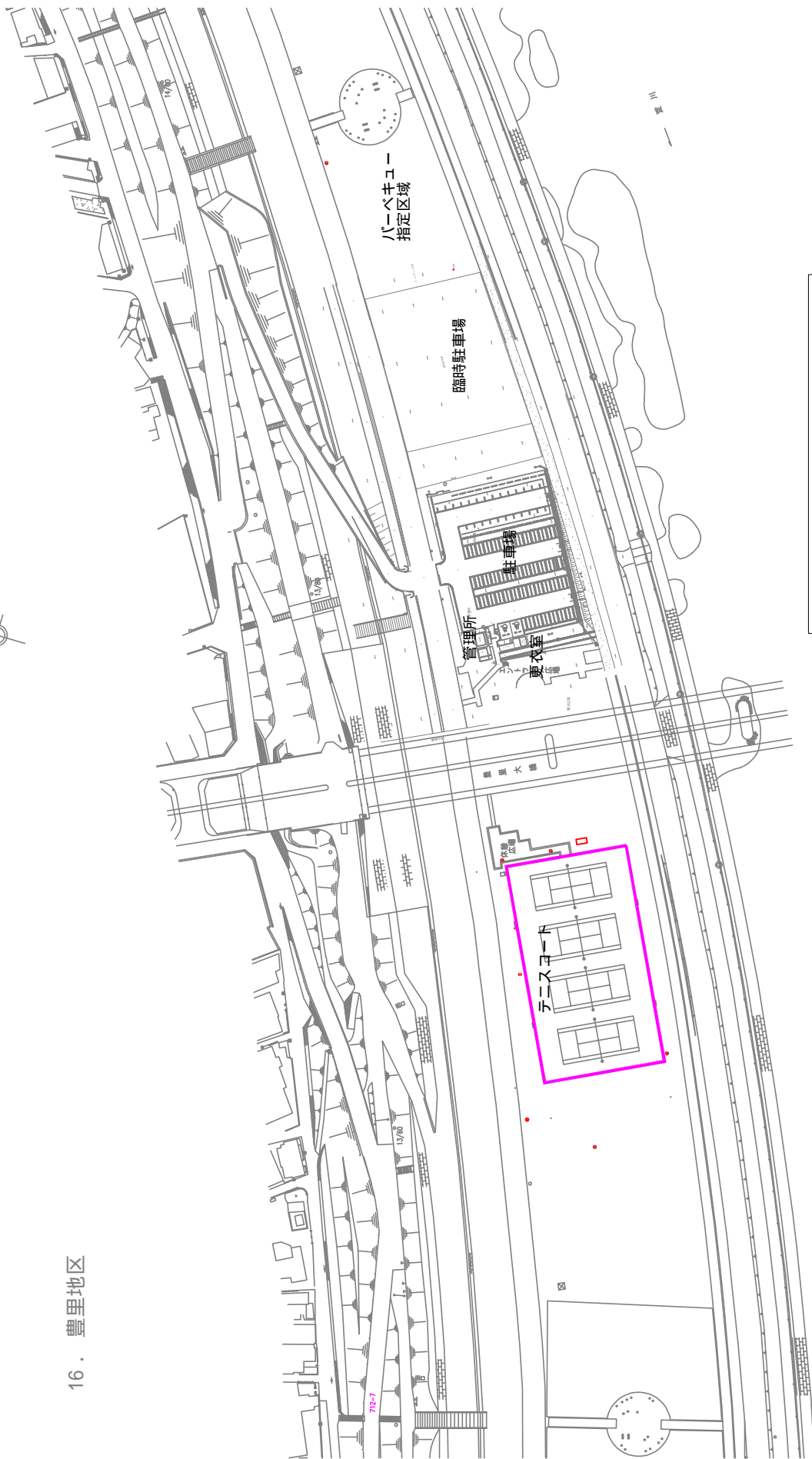
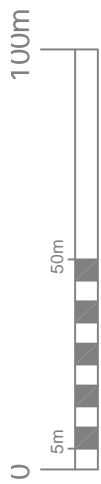


凡 例	
	収益施設管理運営対象区域

15. 西中島地区

収益施設管理運営対象区域図

16. 豊里地区

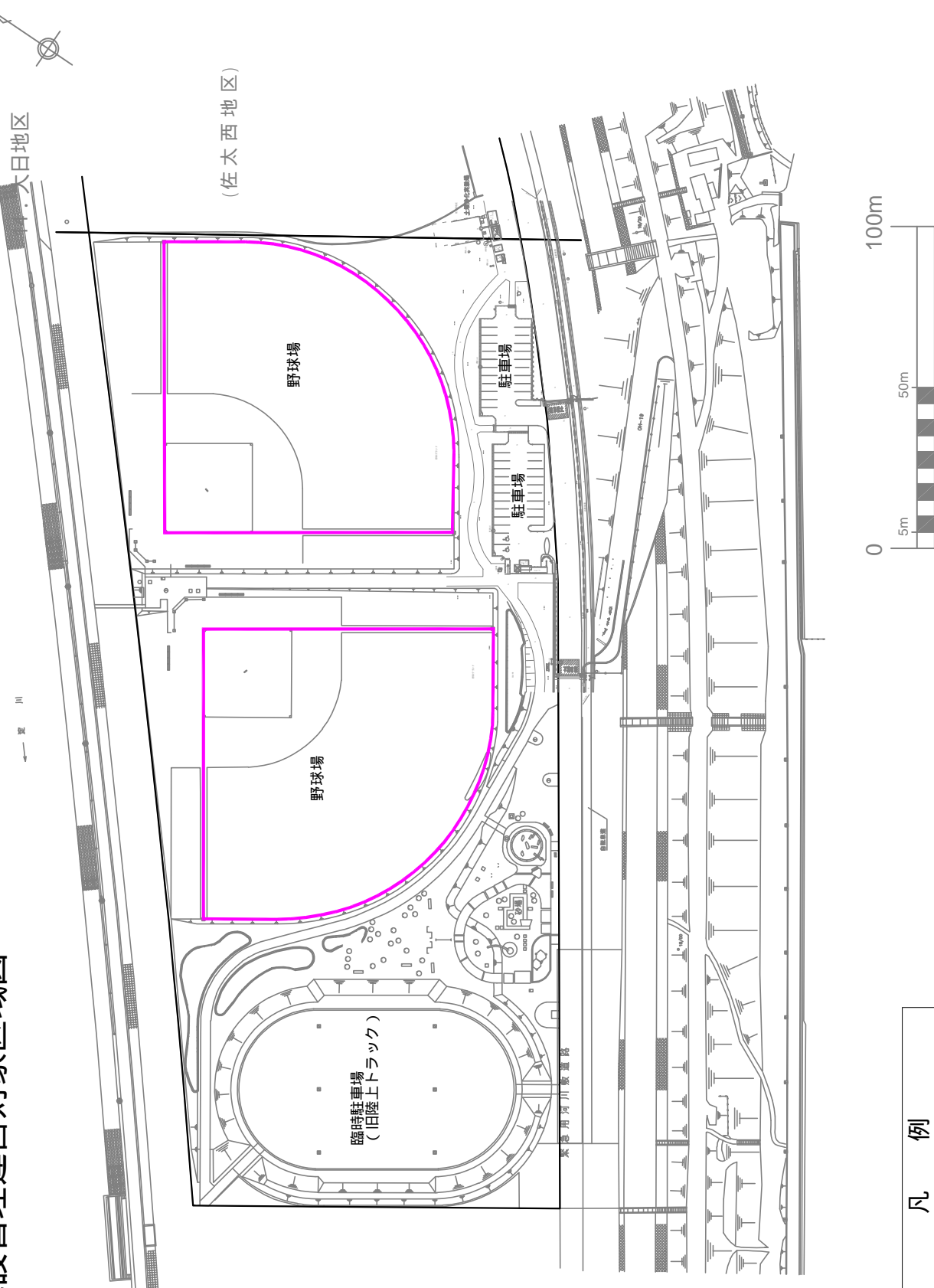


凡 例

収益施設管理運営対象区域

16. 豊里地区

収益施設管理運営対象区域図

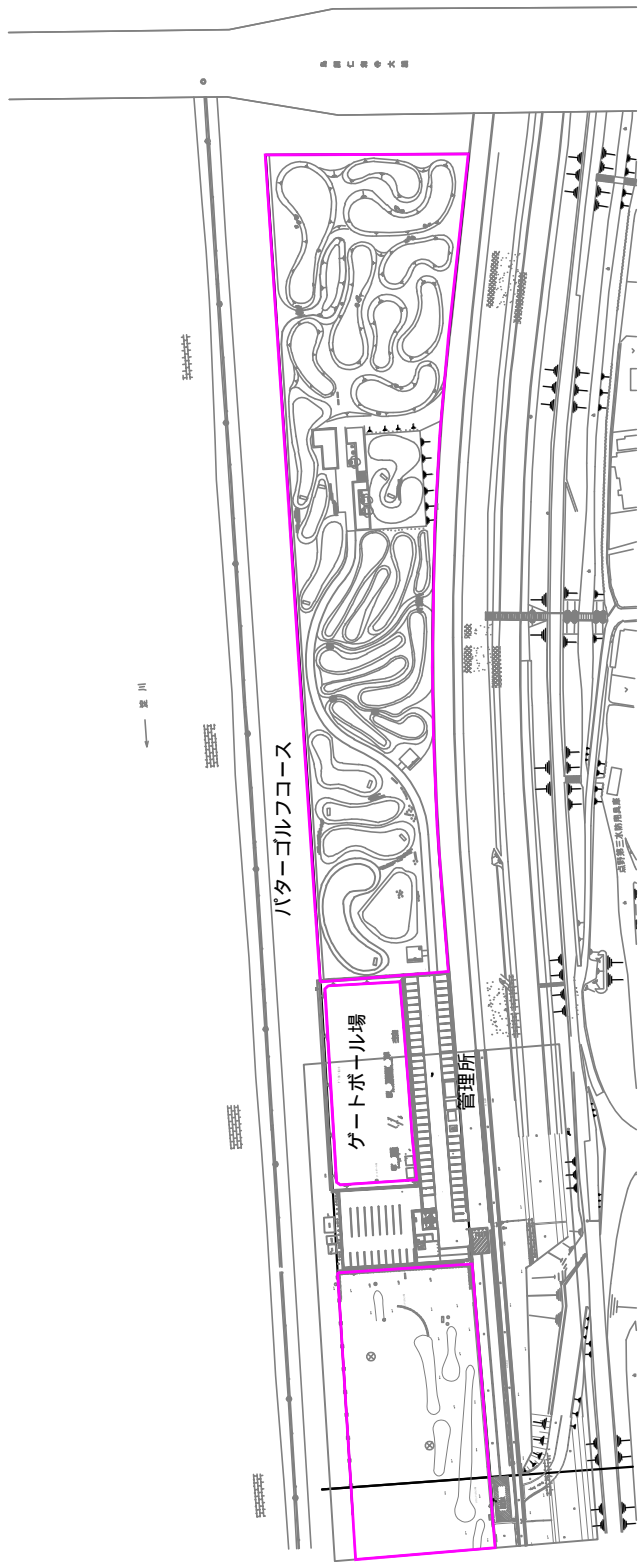
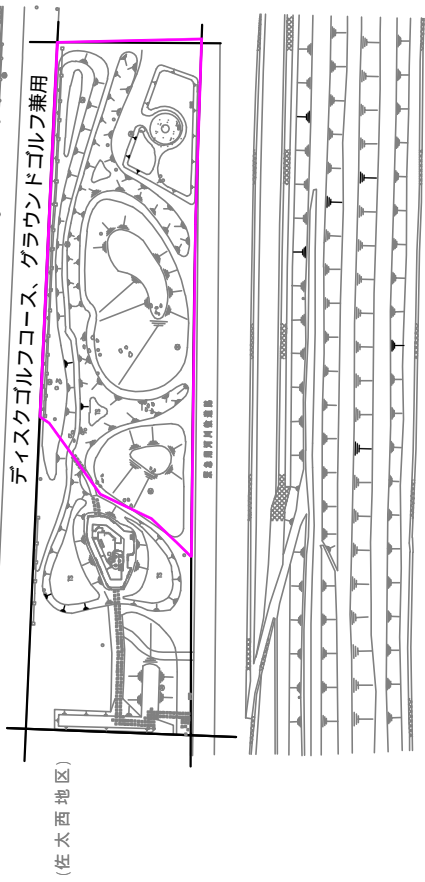


凡 例

収益施設管理運営対象区域

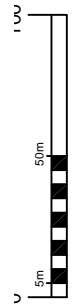
17. 大日地区

収益施設管理運営対象区域図



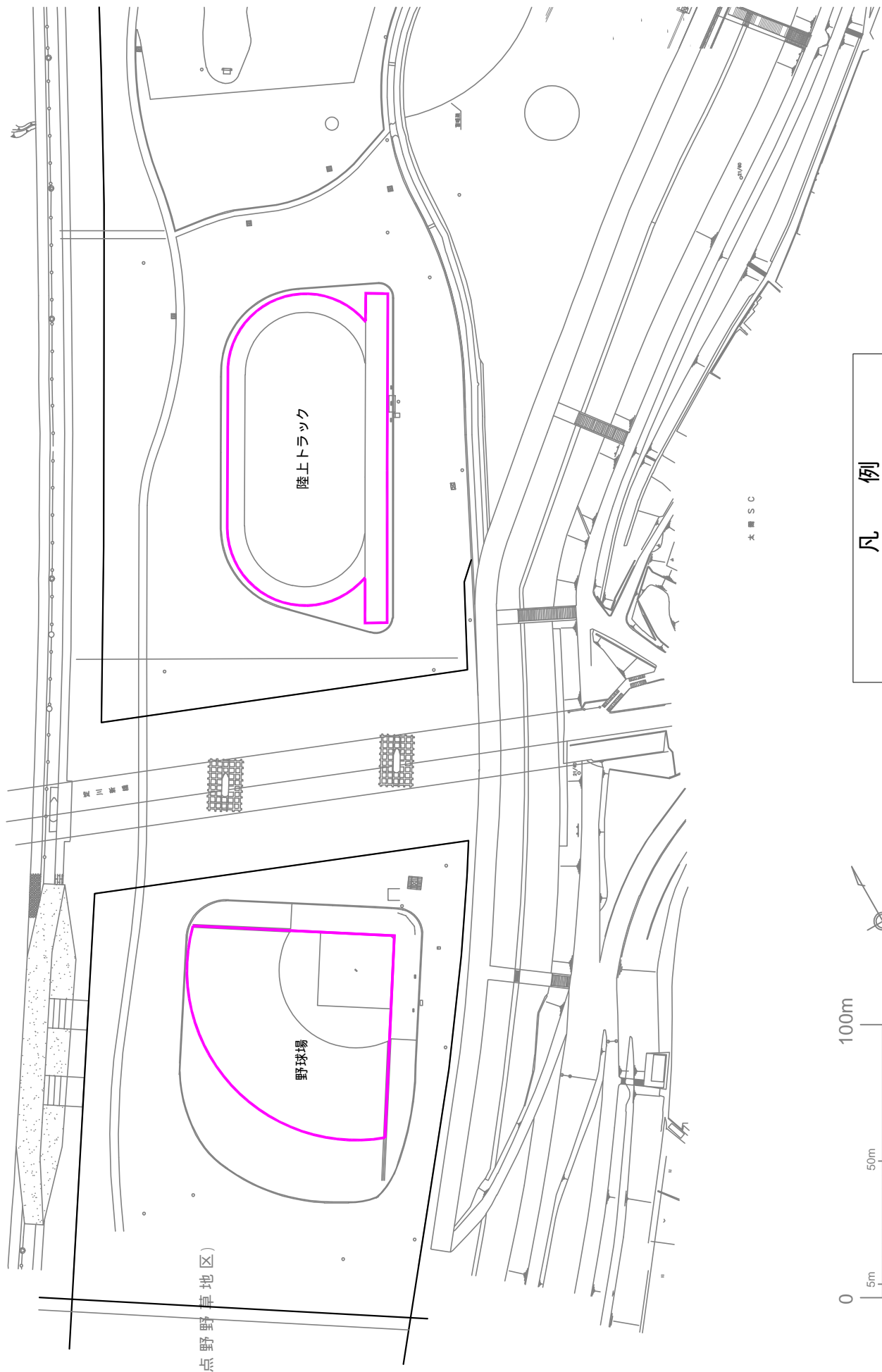
凡 例

収益施設管理運営対象区域



19. 仁和寺野草地区

収益施設管理運営対象区域図

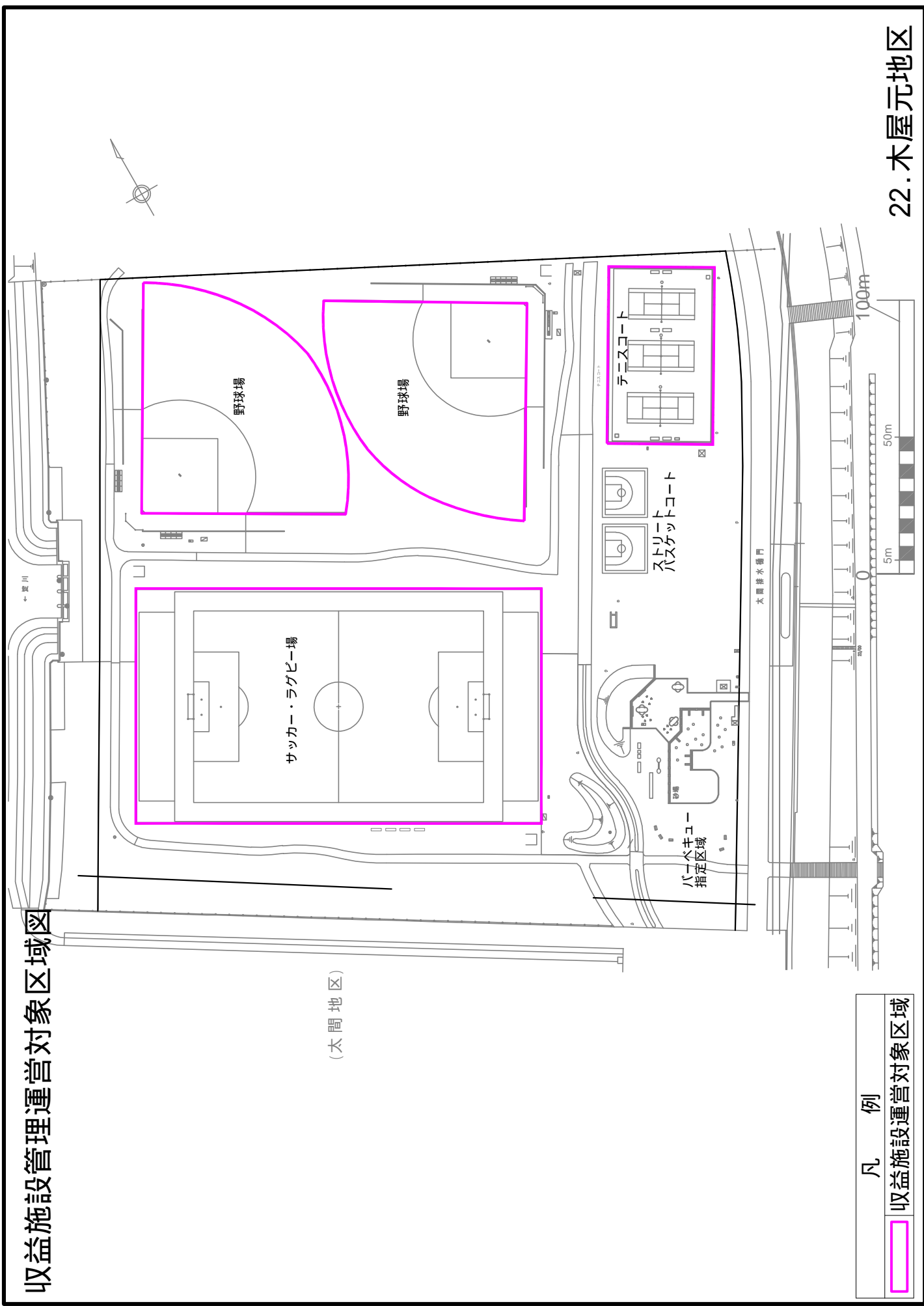


凡 例

収益施設管理運営対象区域

21. 太間地区

収益施設管理運営対象区域図



(太間地区)

凡 例

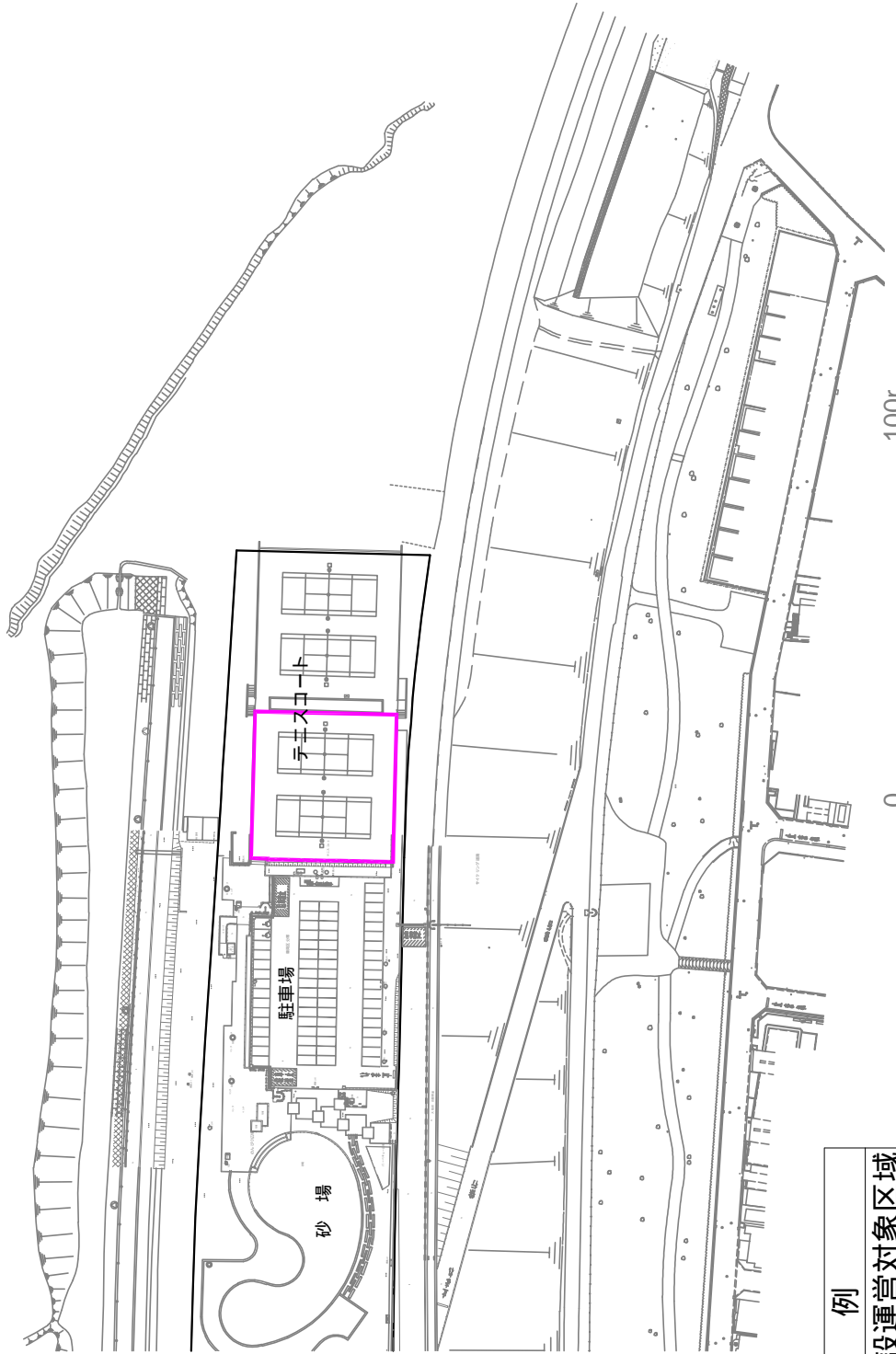
収益施設管理運営対象区域

収益施設管理運営対象区域図

荒川



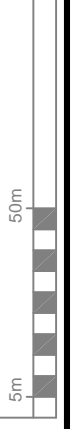
27. 三矢地区



凡例

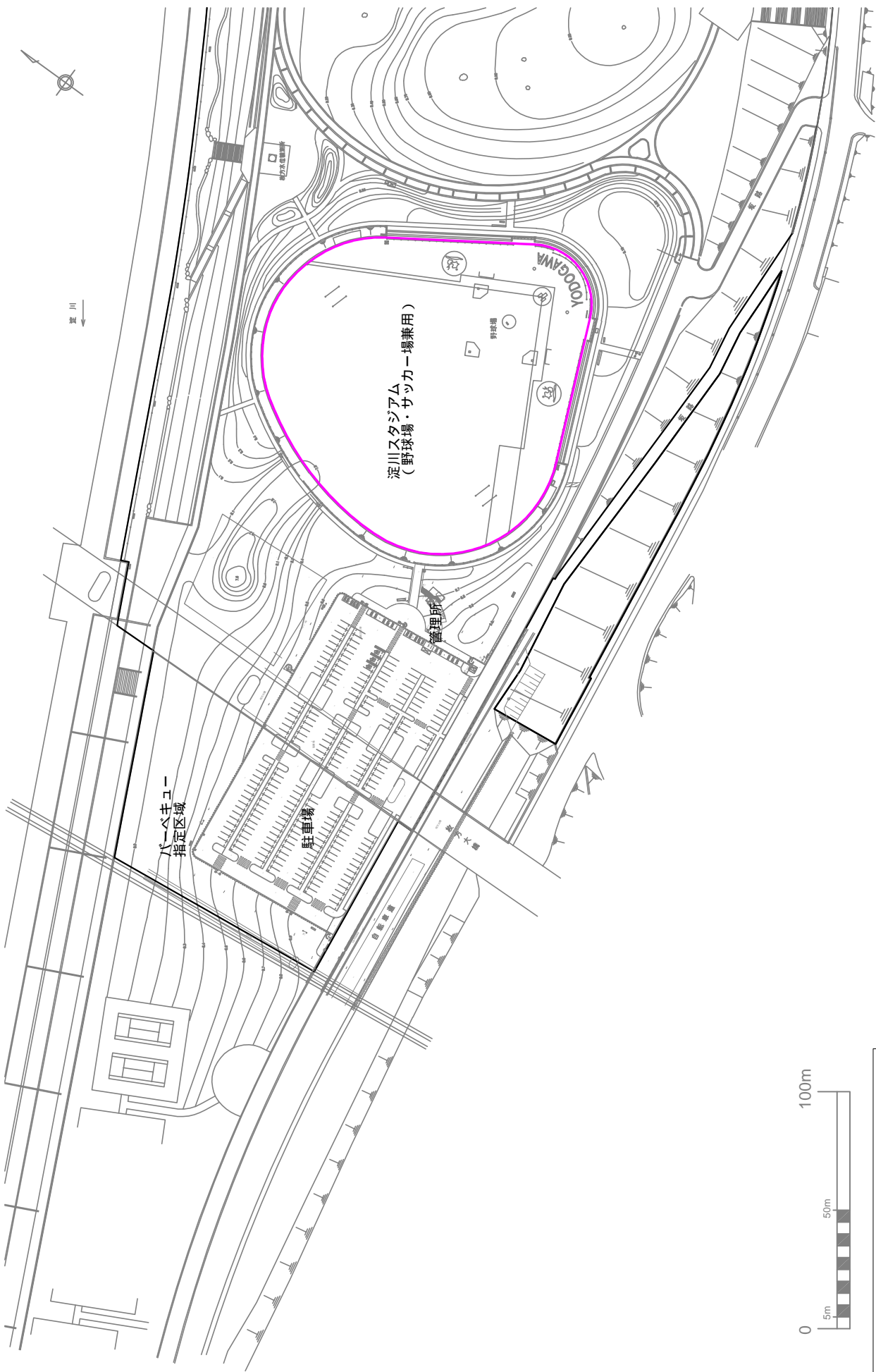
収益施設管理運営対象区域

100r



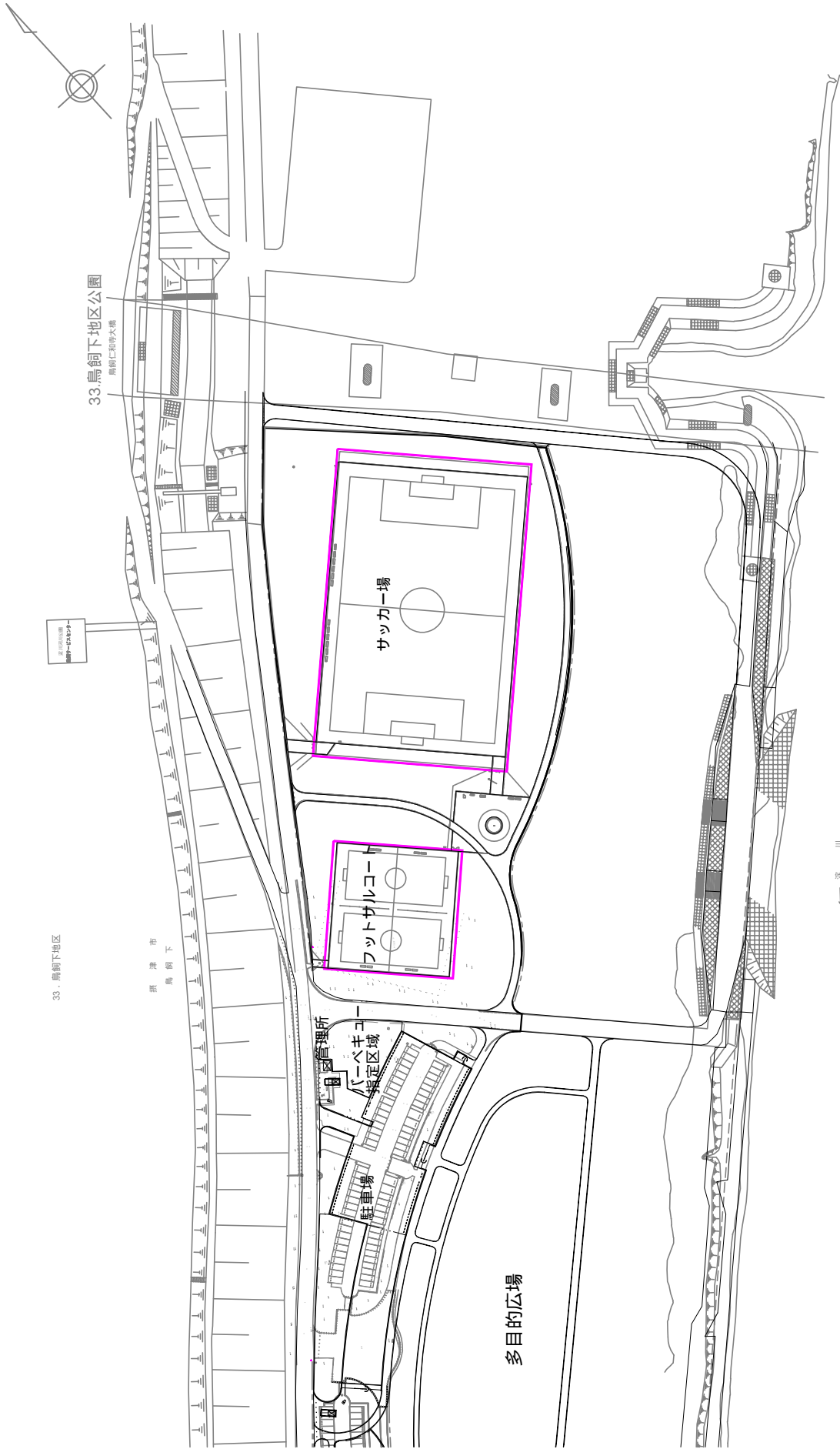
27. 三矢地区

収益施設管理運営対象区域図



28. 枚方地区

収益施設管理運営対象区域図

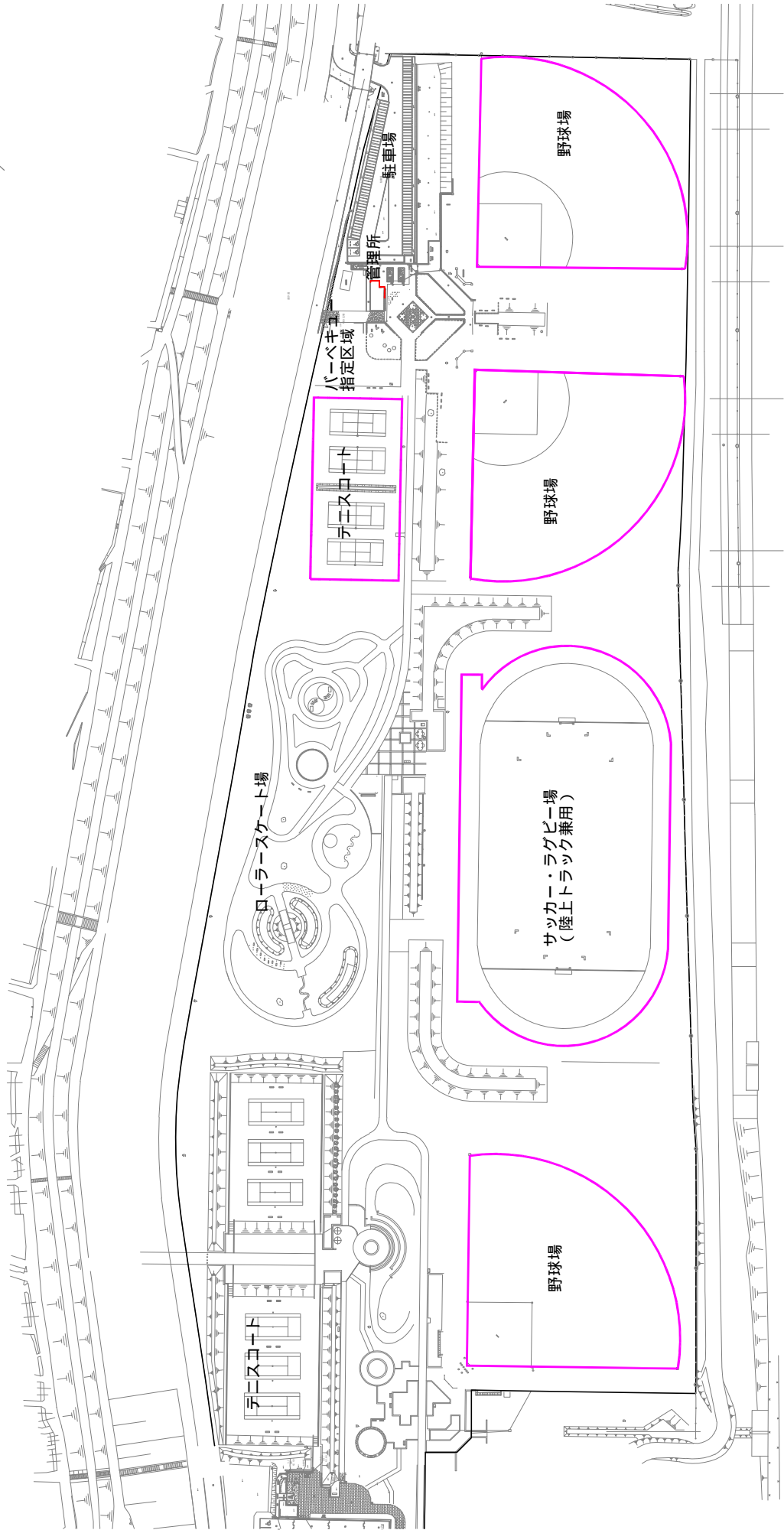


凡 例

収益施設管理運営対象区域

34. 鳥飼下地区

収益施設管理運営対象区域図



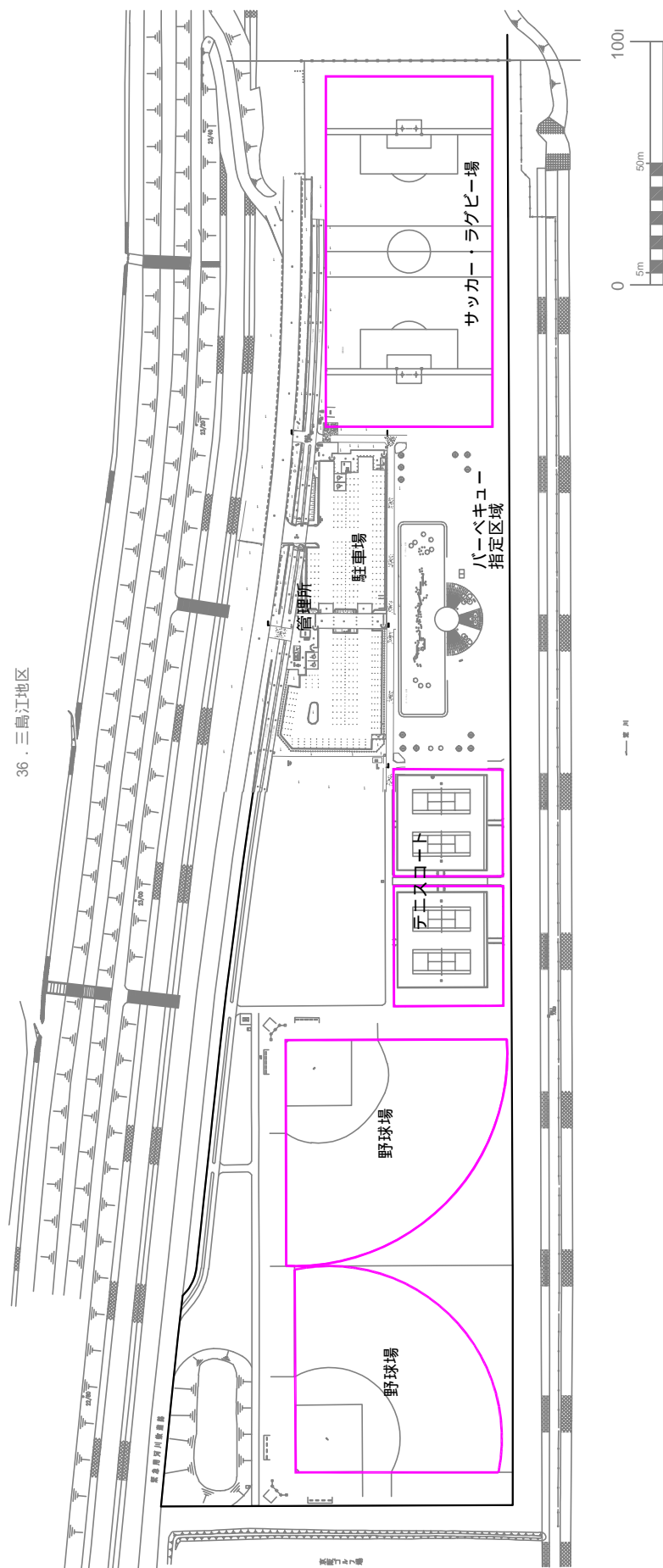
凡 例
収益施設管理運営対象区域



35. 鳥飼上地区

収益施設管理運営対象区域図

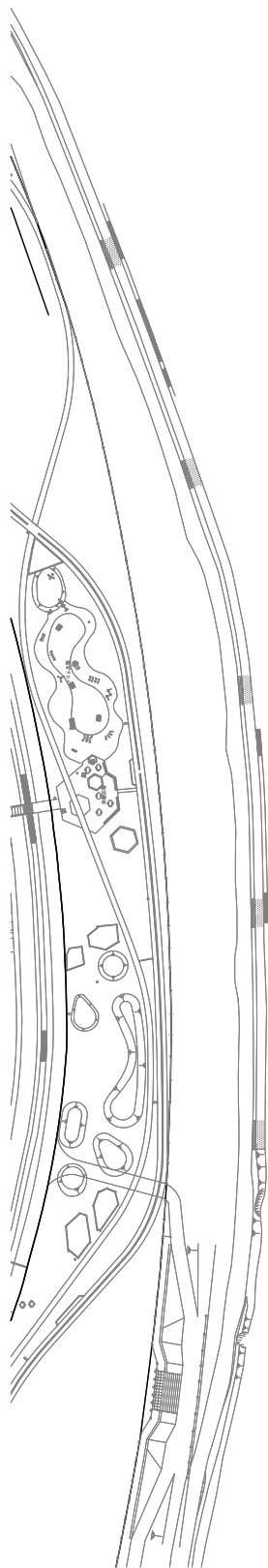
36. 三島江地区



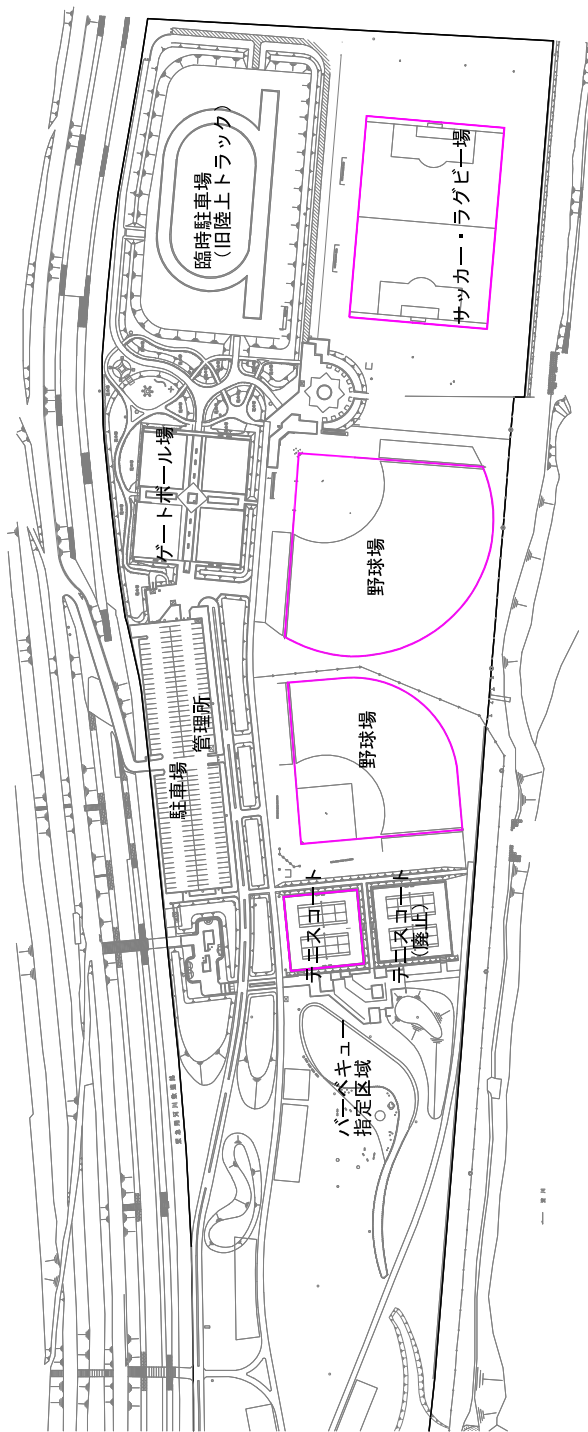
凡例
収益施設管理運営対象区域

36. 三島江地区

収益施設管理運営対象区域図



— 100M —

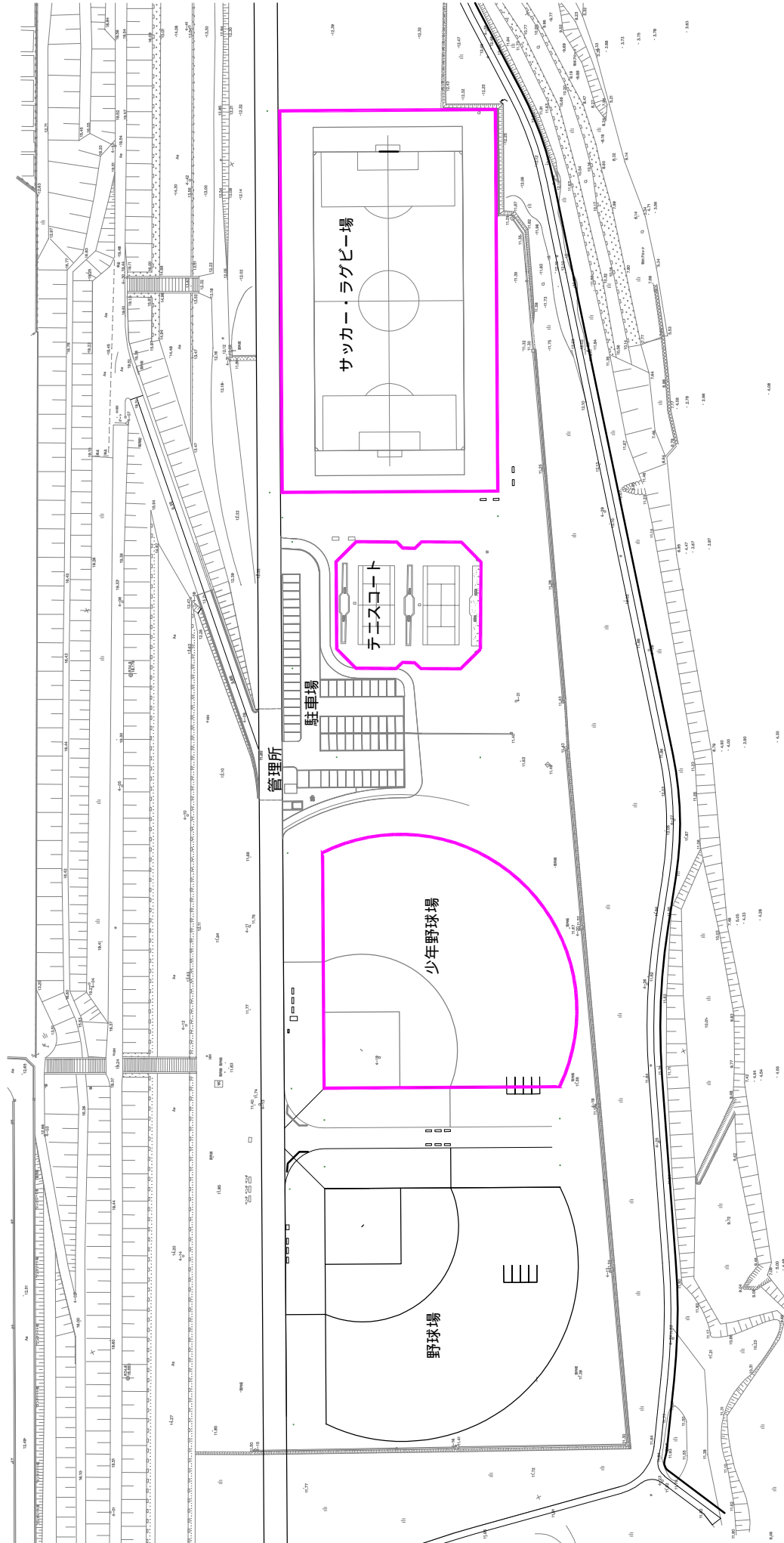


— 100M —



凡例
収益施設管理運営対象区域

収益施設管理運営対象区域図



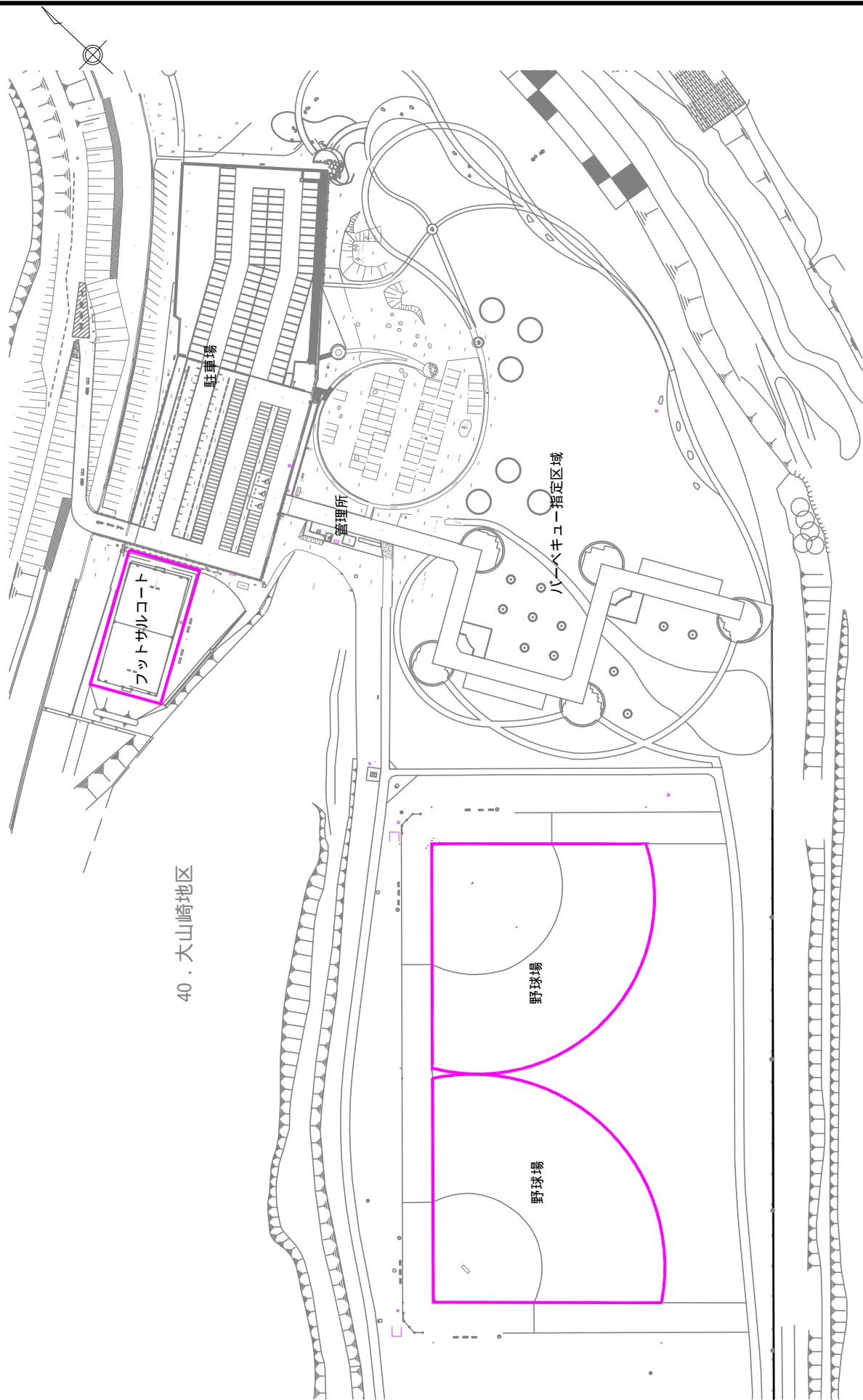
凡 例
 収益施設管理運営対象区域




39. 島本地区

収益施設管理運営対象区域図

40. 大山崎地区



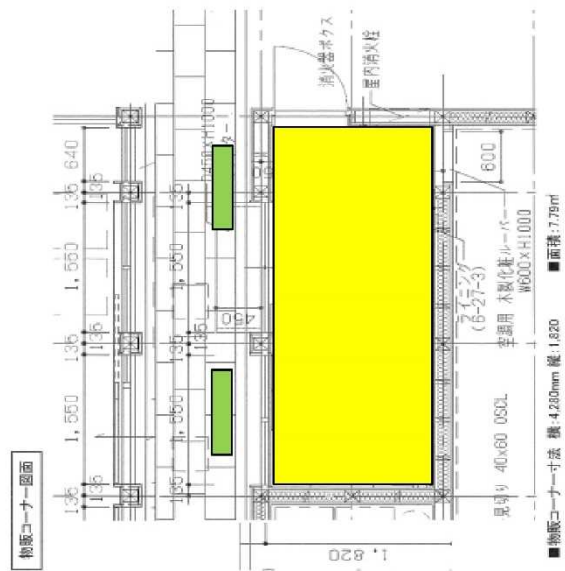
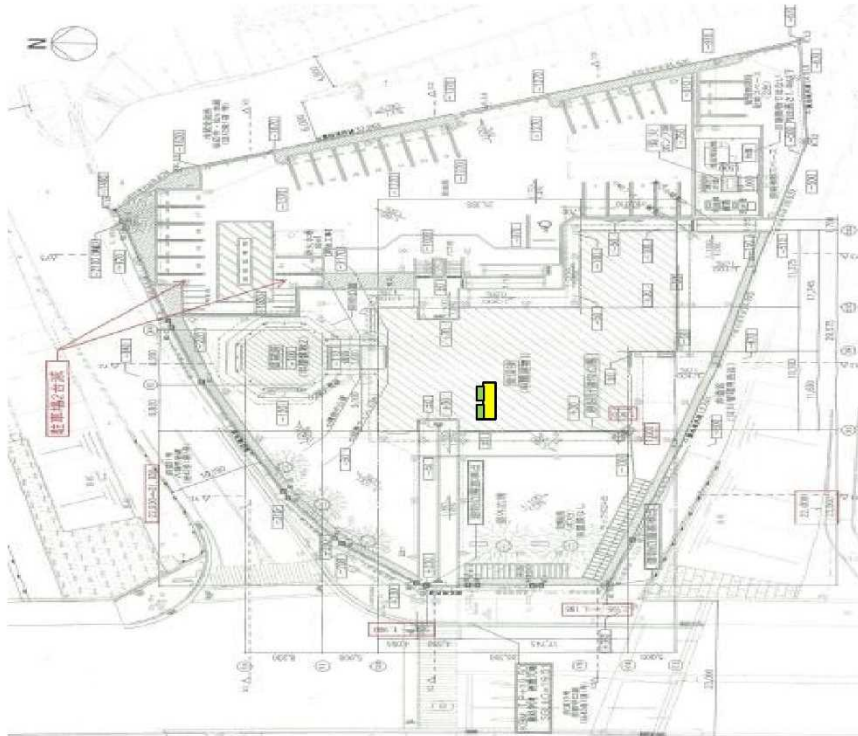
凡 例

	収益施設管理運営対象区域
---	--------------



40. 大山崎地区

背割堤サービスセンター



今回申請部分(物販コーナー) 4.280m × 1.820m = 7.789 ≒ 7.79㎡

ポリウムアジャストラック



【品名】	ポリウムアジャストラックW600
【寸法 / 質量】	W656×D552×H1365mm / 23kg
【品番】	YSP-VAR113BK
【JANコード】	4560189865960

【品名】	ポリウムアジャストラックW900
【寸法 / 質量】	W856×D552×H1365mm / 28kg
【品番】	YSP-VAR313BK
【JANコード】	4560189865969

今回申請部分(物販コーナー外) $0.656\text{m} \times 0.552\text{m} = 0.362\text{m}^2$

今回申請部分(物販コーナー外) $0.956\text{m} \times 0.552\text{m} = 0.527\text{m}^2$

合計 $0.889 \approx 0.89\text{m}^2$

よどいこ！操作マニュアル（抄）

本体は閲覧資料とする。



よどいこ！ 操作マニュアル

淀川河川公園施設予約システム <http://www.yodoiko.go.jp>

平成 2 3 年 8 月

財団法人 河川環境管理財団
大阪事務所

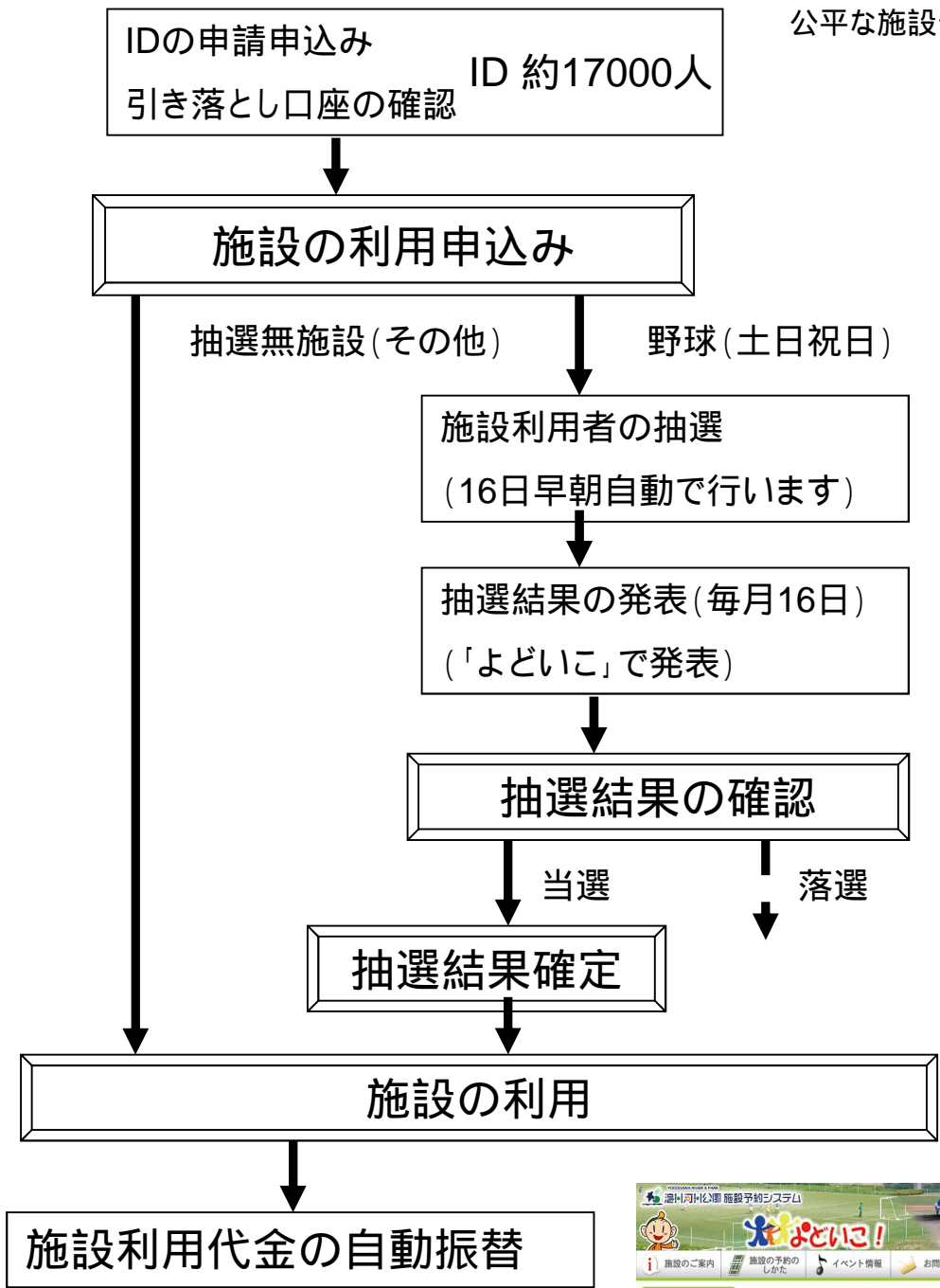
目次

第1章	はじめにお読み下さい	
1-1	ご利用上の注意事項	1
第2章	『よどいこ!』って?	
2-1	『よどいこ!』とは	2
2-2	淀川河川公園の運動施設のご案内	4
2-3	運動施設利用の予約について	6
2-3-1	予約可能な枠数について	6
2-3-2	先着順予約	6
2-3-3	抽選予約	6
2-3-4	予約のキャンセル	6
2-3-5	降雨等による運動施設利用の中止	7
2-4	テニスコートの利用ポイントについて	7
2-5	『よどいこ!』の利用停止について	7
第3章	まずは利用者登録から	
3-1	利用者登録に必要なもの	8
3-1-1	利用者登録申請書	8
3-1-2	預金口座振替依頼書	10
3-1-3	印鑑	10
3-1-4	身分証明証	10
3-2	利用者ID登録書	10
3-3	利用者登録の申請に当たっての注意事項	11
第4章	『よどいこ!』を使ってみよう!	
4-1	『よどいこ!』でできること	12
4-2	運動施設利用の予約をする	15
4-2-1	『よどいこ!』を利用する	15
4-2-2	『よどいこ!』メニュー画面	18
4-2-3	先着順予約の施設を予約する	19
4-2-4	抽選施設の抽選申込みをする	26
4-2-5	抽選結果を確認し予約の確定手続きをする	31
4-2-6	予約をキャンセルする	34
4-2-7	予約・利用状況を確認する	37
4-3	予約の空き状況や抽選申込み状況の確認をする	40
4-3-1	先着順予約の空き状況の確認	40
4-3-2	抽選申込み状況の確認	47

4-4 淀川河川公園に関わる情報を『よどいこ!』で確認する	56
4-4-1 施設のご案内	56
4-4-2 施設の予約のしかた	58
4-4-3 イベント情報	59
4-4-4 お問い合わせ	59
4-4-5 リンク	60
第5章 利用者登録情報	
5-1 利用者登録情報を確認する	61
5-2 利用者登録情報を変更する	64
5-3 パスワードを変更する	67

施設（よどいこ）の利用申し込み手順

施設の利用手順



公平な施設予約がとれる。

雨天等の利用不可の場合は
引き落とししません。



↓

当月施設利用代金を翌月23日に自動振替

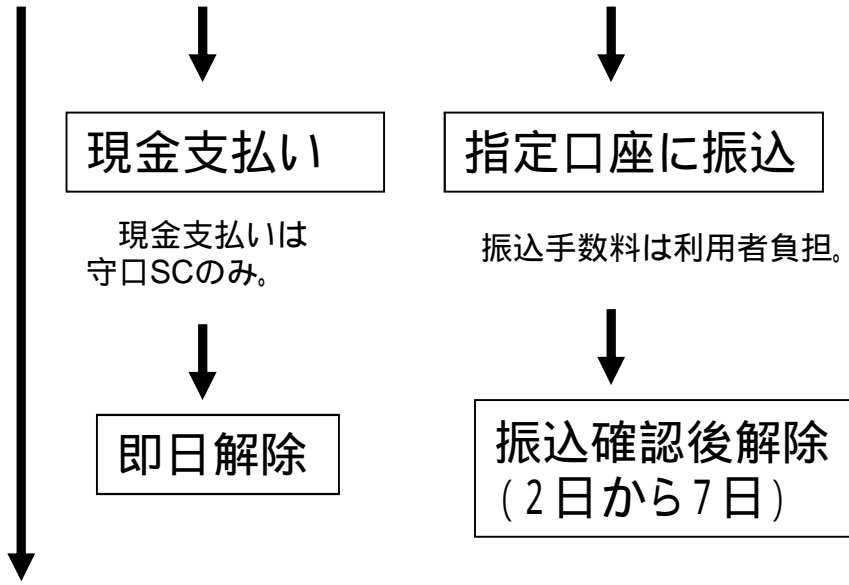
↓

自動振替不備(残高不足)利用者

自動振替は1回のみ。

↓

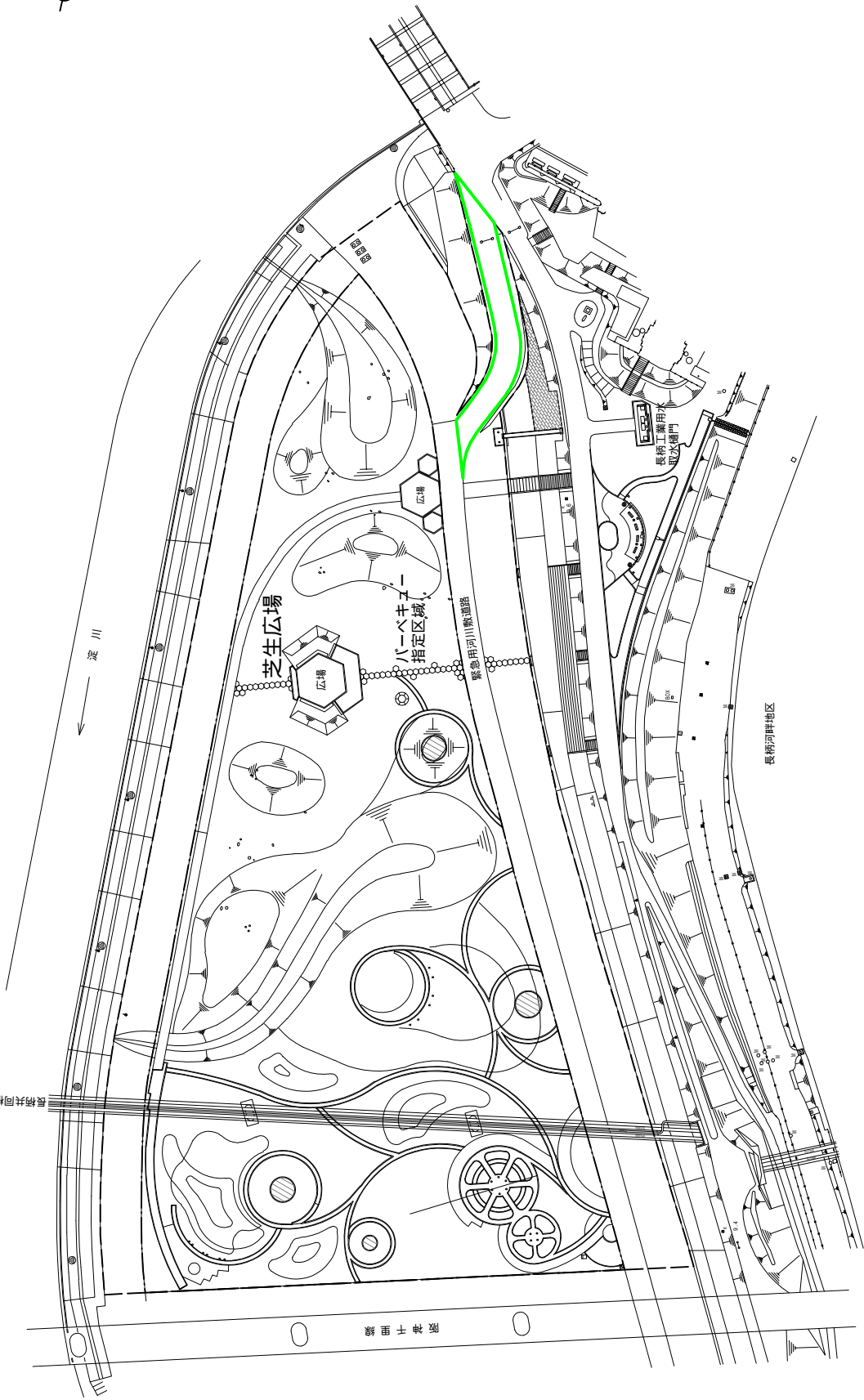
自動振替不備(残高不足)利用者



督促を継続

公園利用重点調整区域

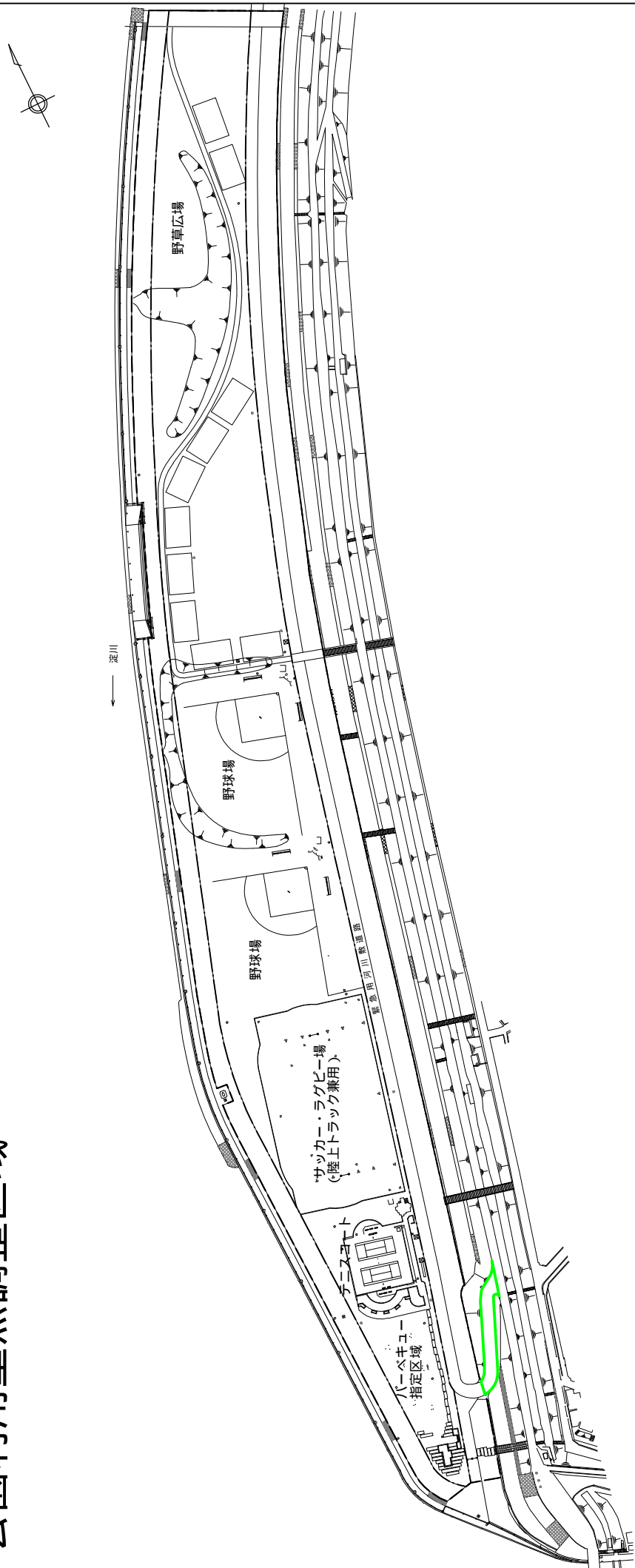
公園利用重点調整区域



凡 例
公園利用重点調整区域

3. 長柄地区

公園利用重点調整区域

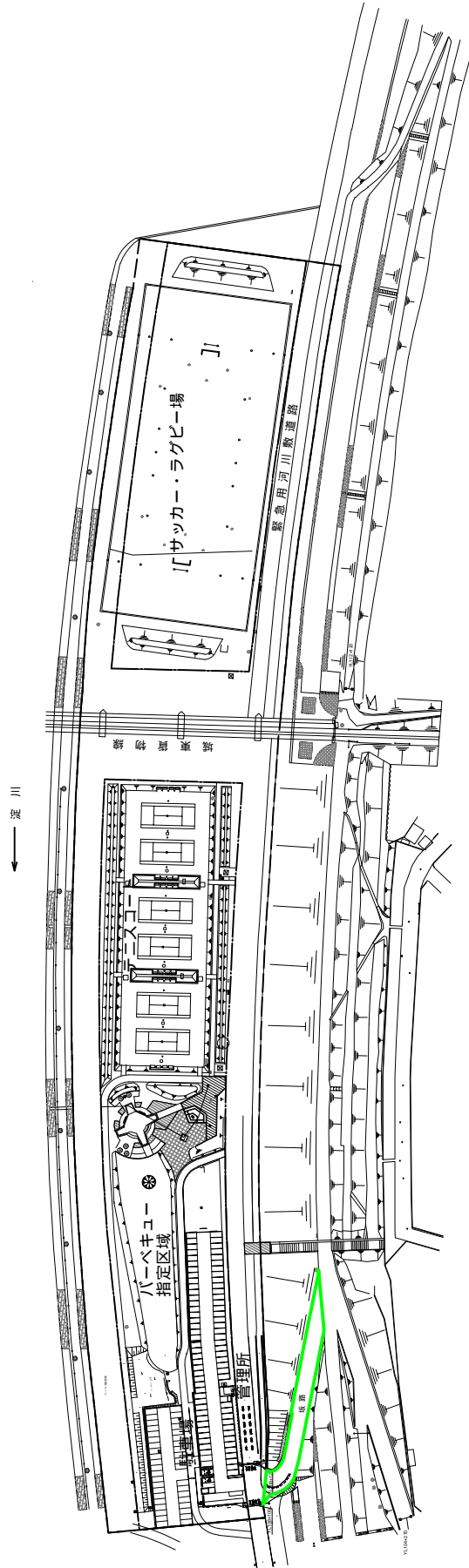


	凡 例
	公園利用重点調整区域



5. 毛馬地区

公園利用重点調整区域



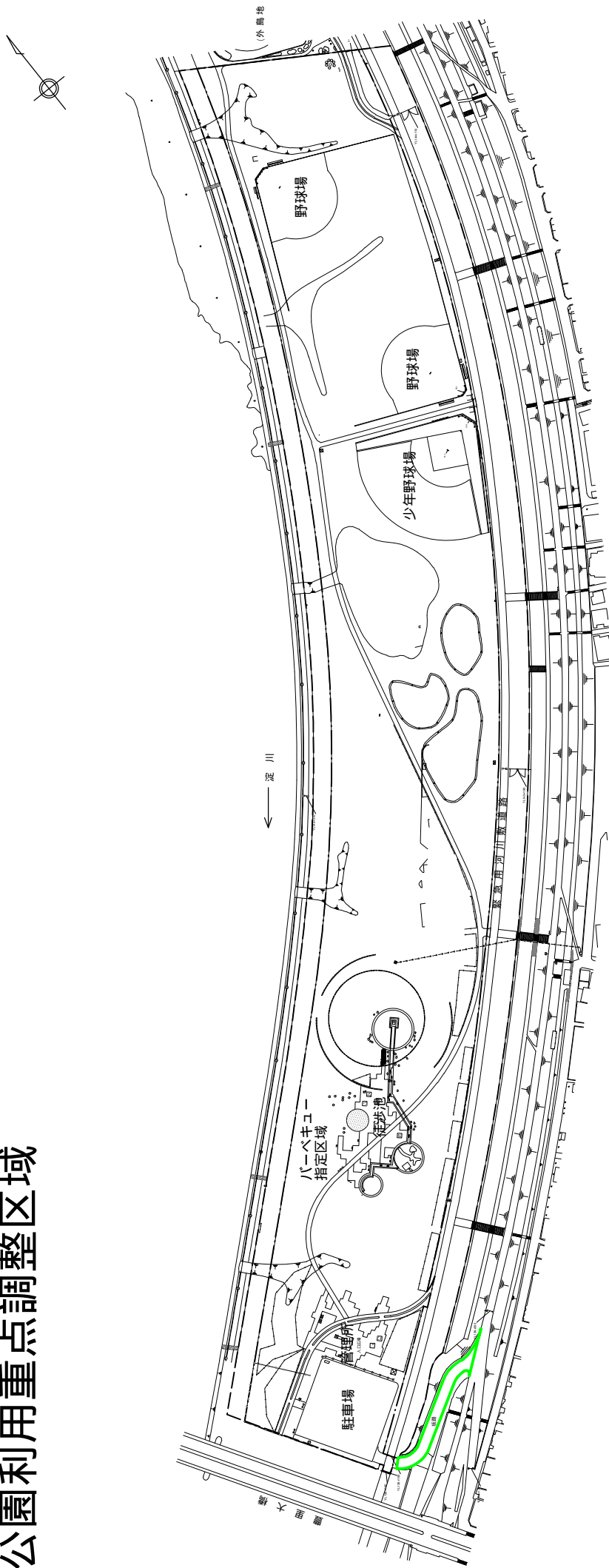
凡 例

公園利用重点調整区域



6. 赤川地区

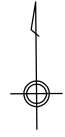
公園利用重点調整区域



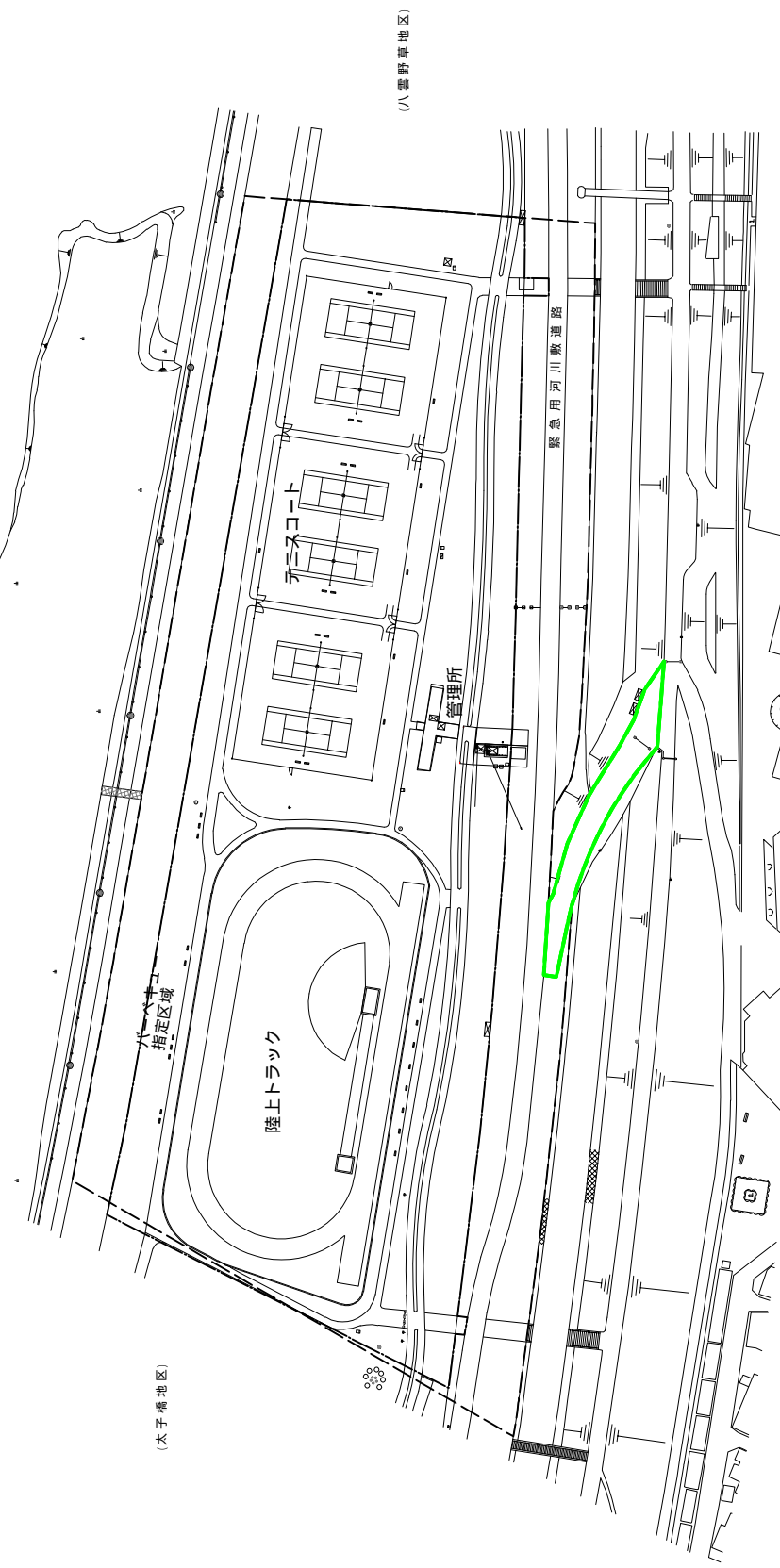
凡 例	
	公園利用重点調整区域

8. 太子橋地区

公園利用重点調整区域



渡川



(太子橋地区)

(八雲野草地区)

緊急用河川敷道路

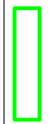
陸上トラック

テニスコート

管理所

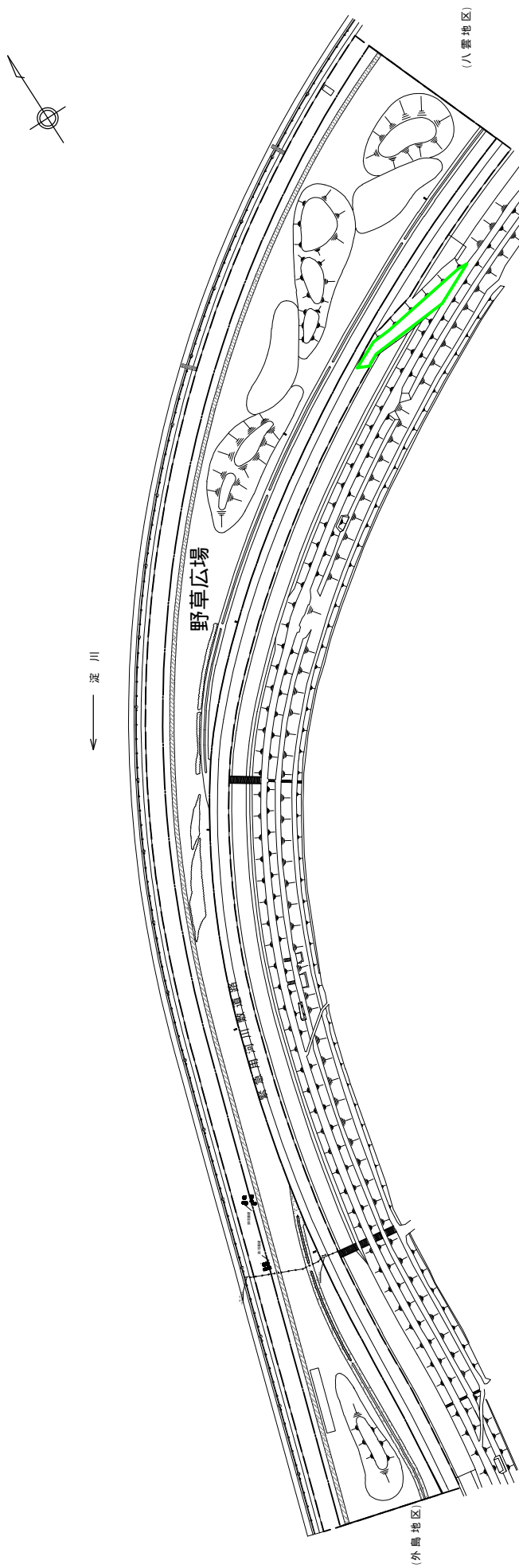
凡例

公園利用重点調整区域



9. 外島地区

公園利用重点調整区域



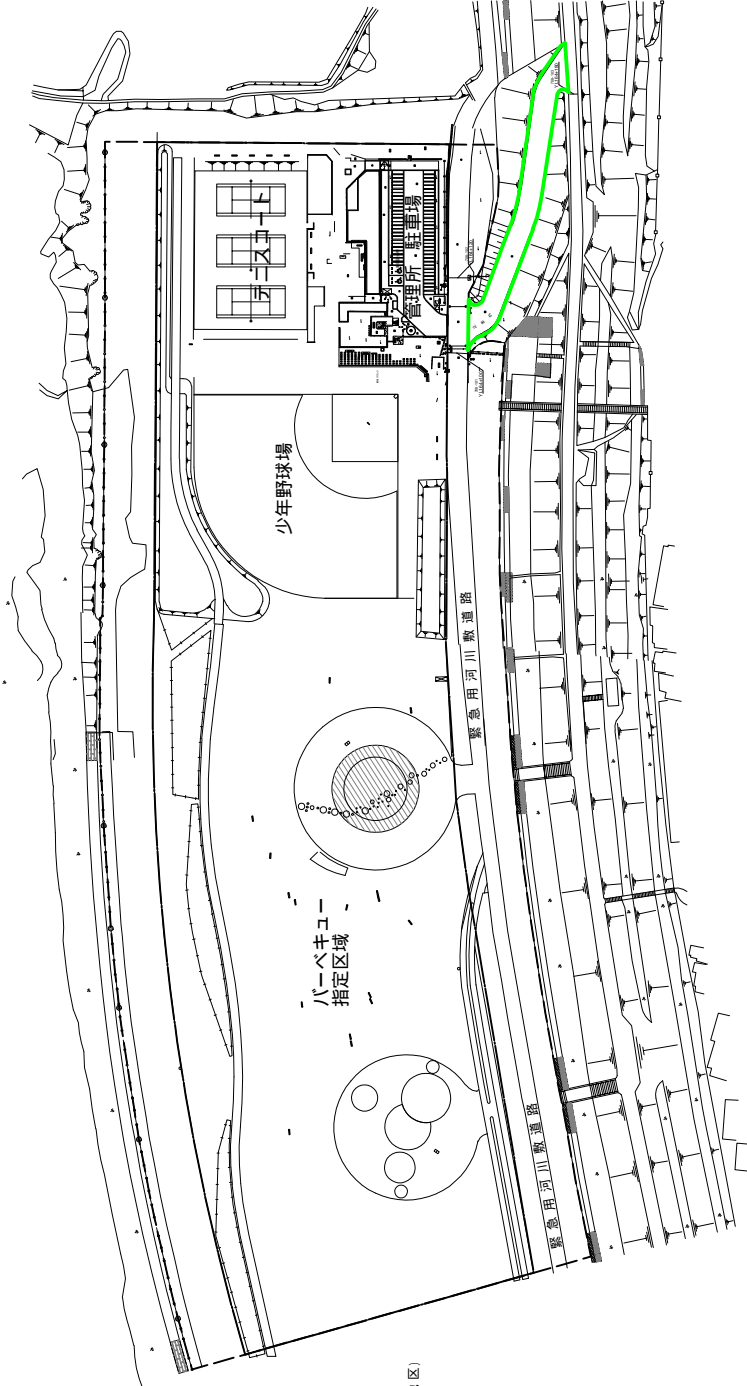
凡例
公園利用重点調整区域

11. 八雲野草地区

公園利用重点調整区域



淀川 ←

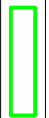


(八雲野草地区)



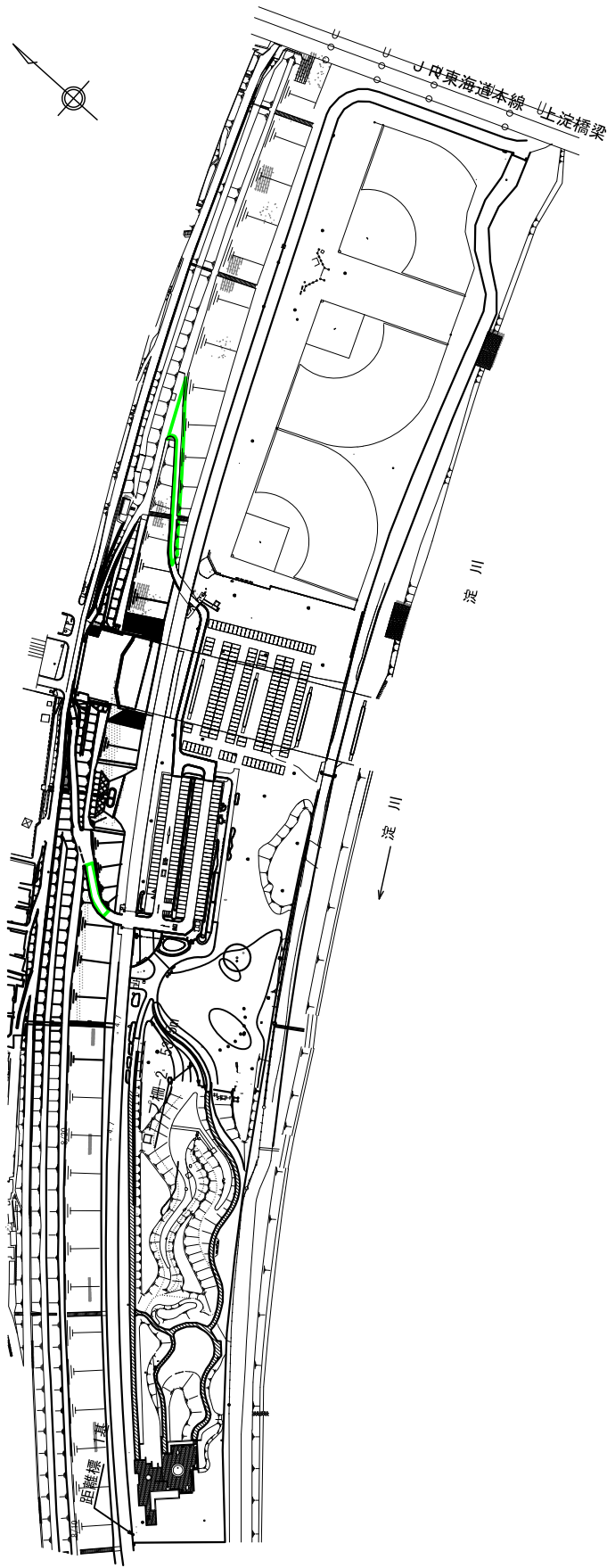
凡 例

公園利用重点調整区域



12. 八雲地区

公園利用重点調整区域

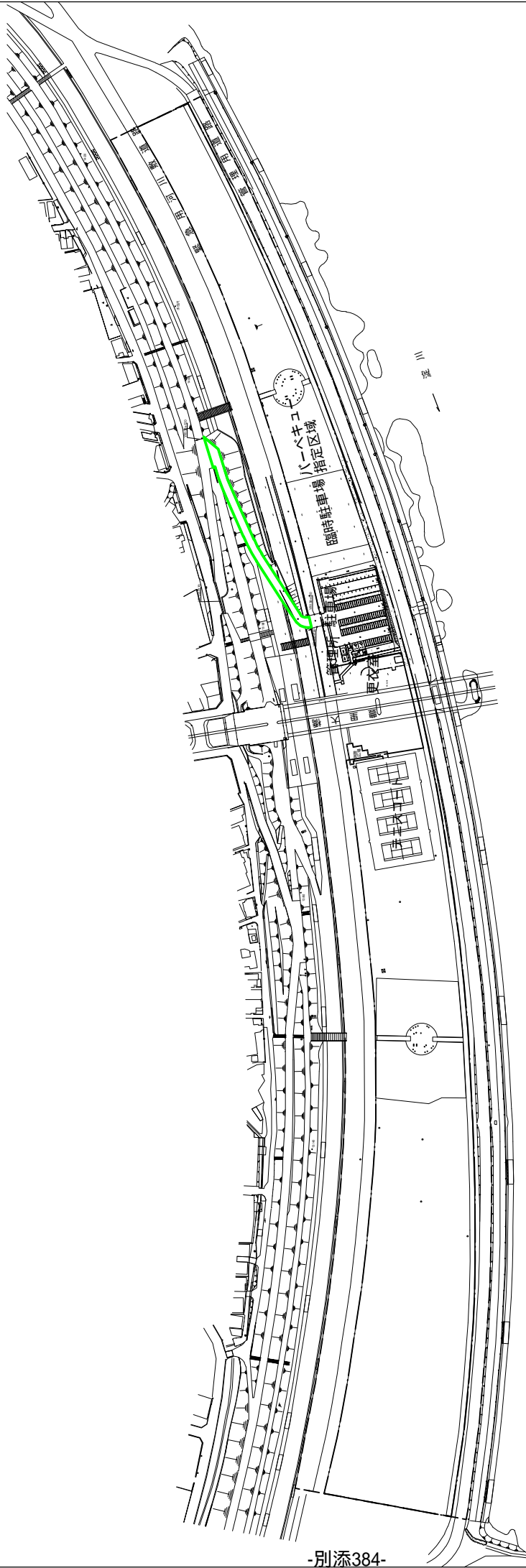


凡 例
 公園利用重点調整区域



15. 西中島地区

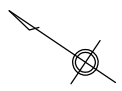
公園利用重点調整区域



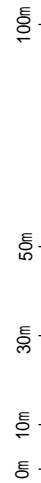
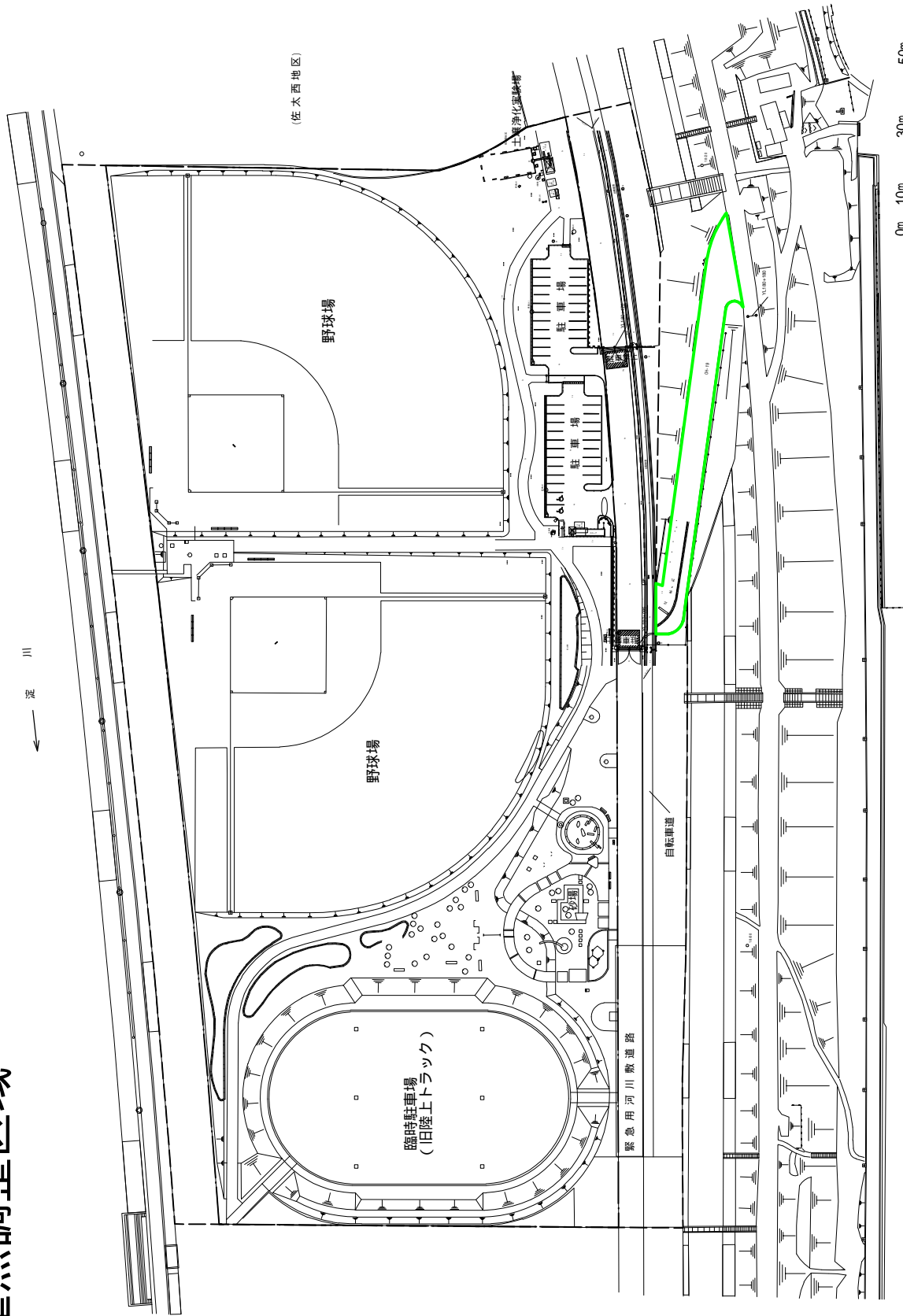
凡 例	
	公園利用重点調整区域

16. 豊里地区

公園利用重点調整区域



淀川 ←

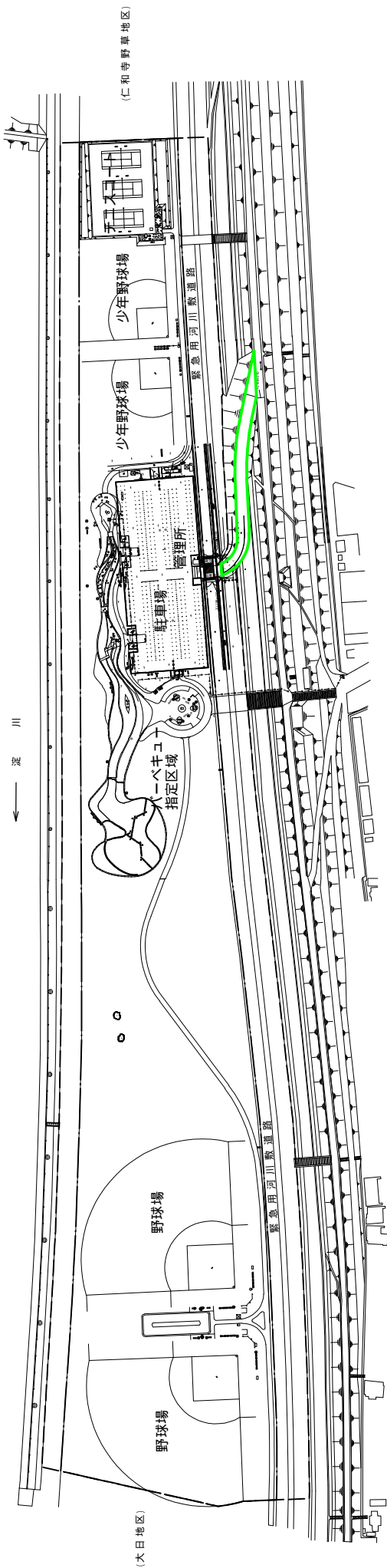


凡例

公園利用重点調整区域

17. 大日地区

公園利用重点調整区域



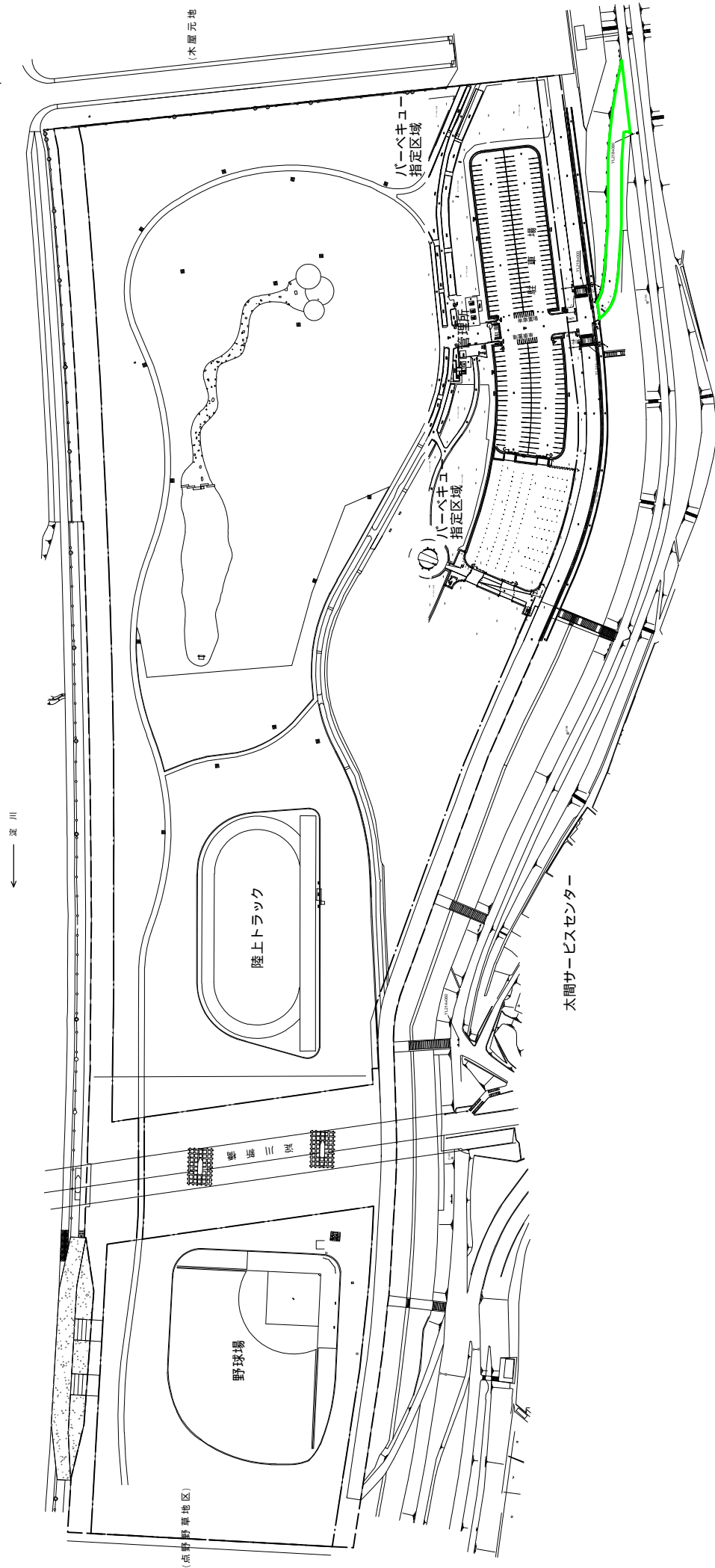
凡 例

公園利用重点調整区域



18. 佐太西地区

公園利用重点調整区域



凡例
 公園利用重点調整区域

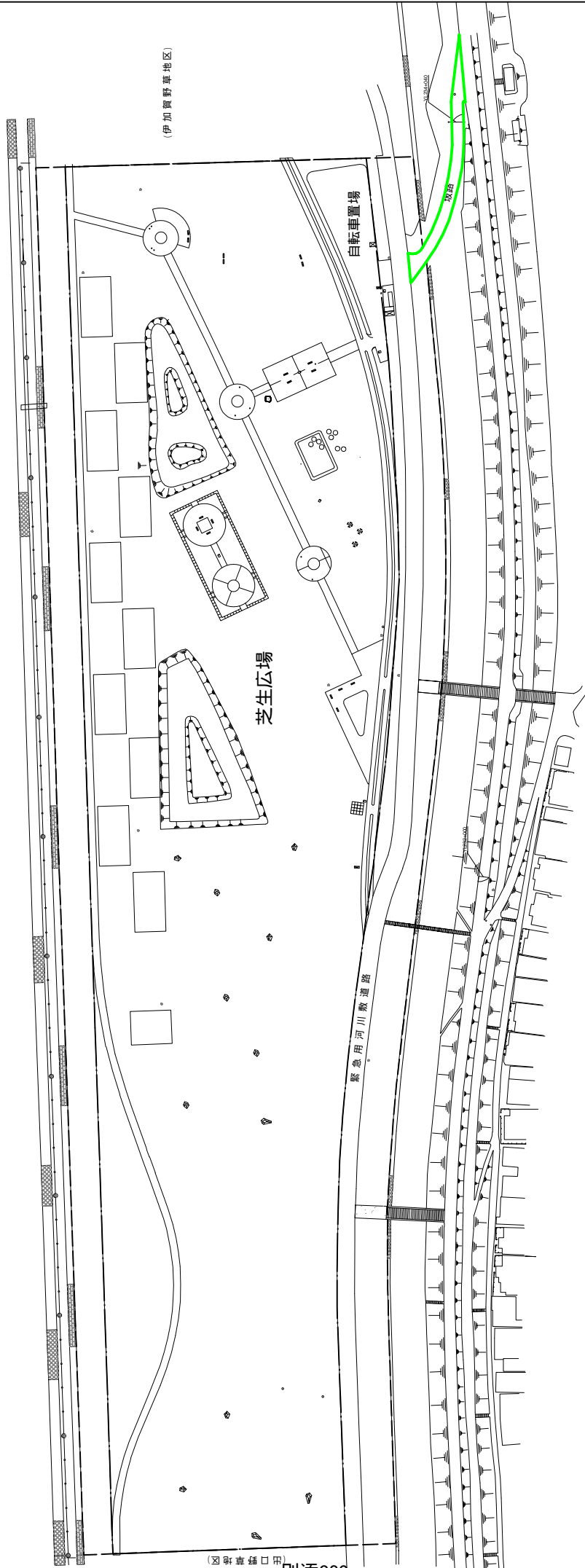


21.太閤地区

公園利用重点調整区域



淀川



(伊加賀野草地区)

芝生広場

緊急用河川敷道路

自転車置場

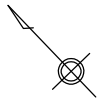
遊路

凡例

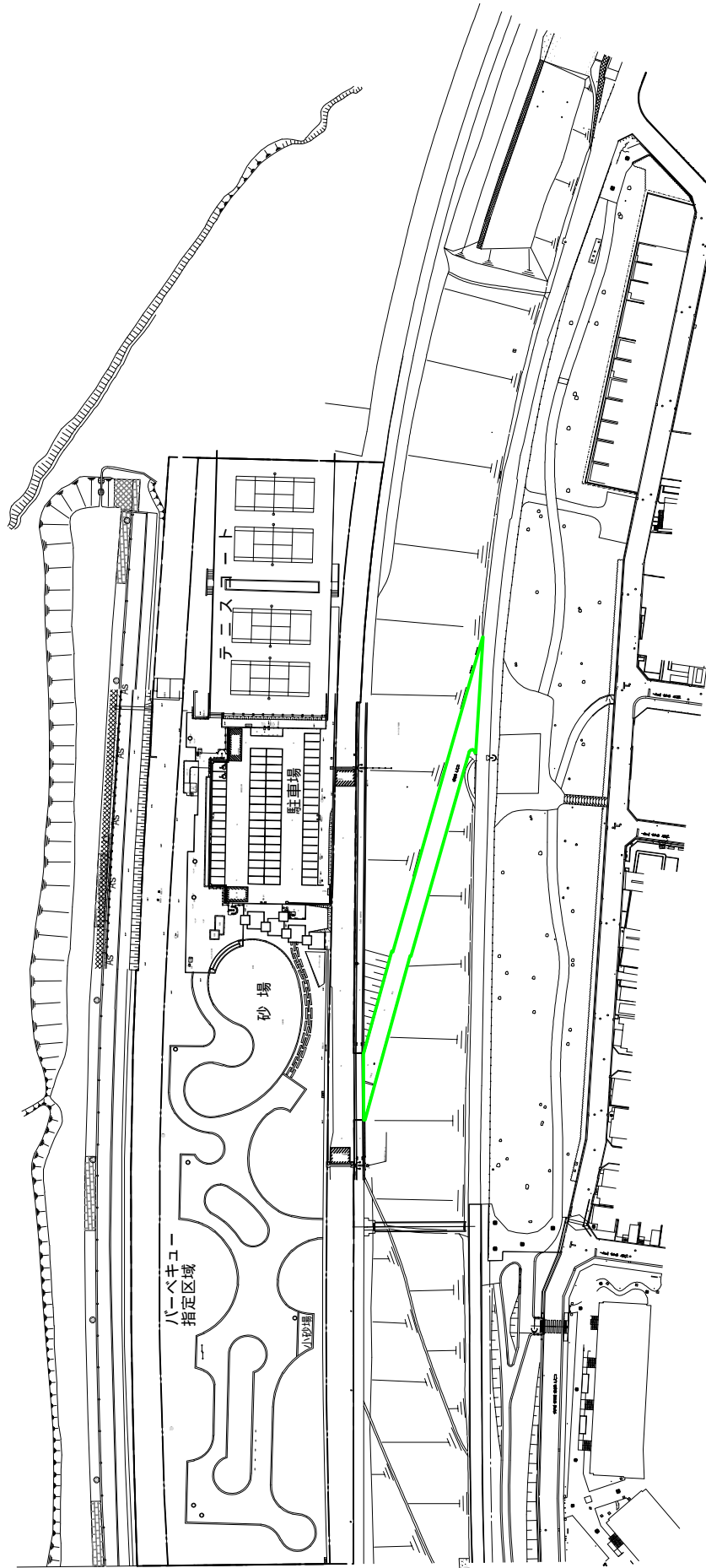
公園利用重点調整区域

24. 出口地区

公園利用重点調整区域



淀川



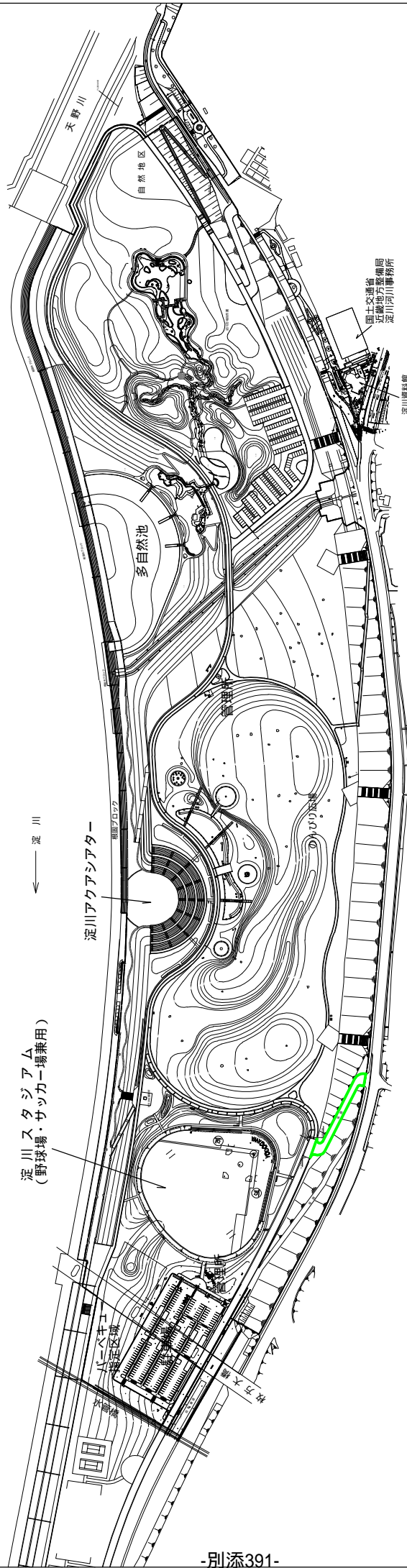
27. 三矢地区

凡 例

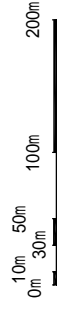
公園利用重点調整区域



公園利用重点調整区域

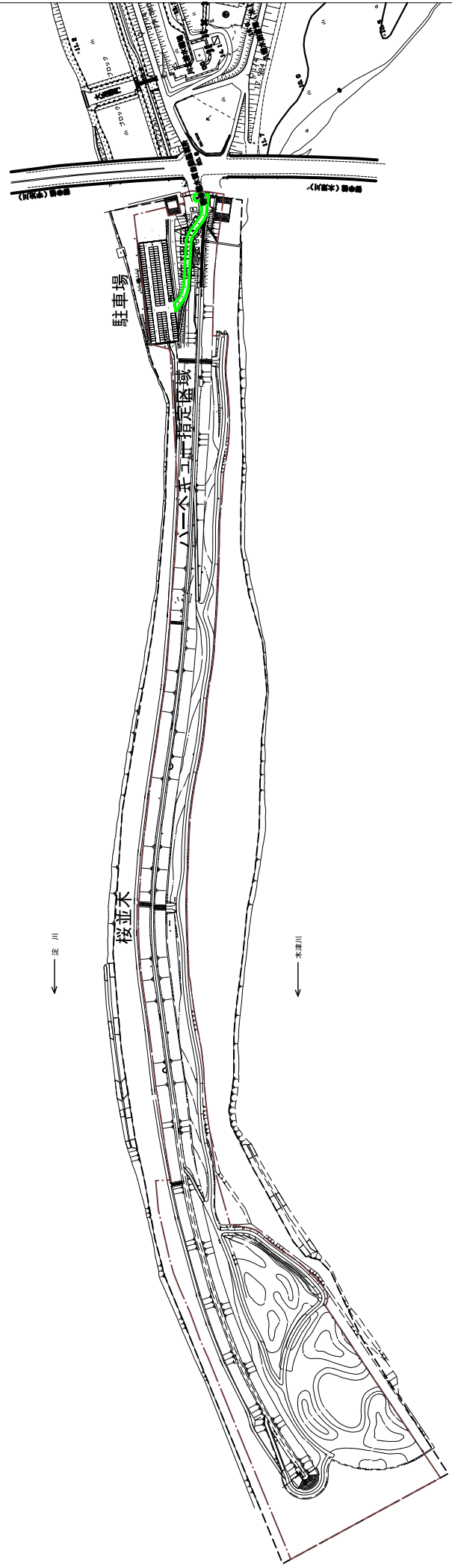
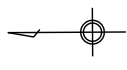


凡 例
 公園利用重点調整区域

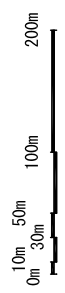


28. 枚方地区

公園利用重点調整区域

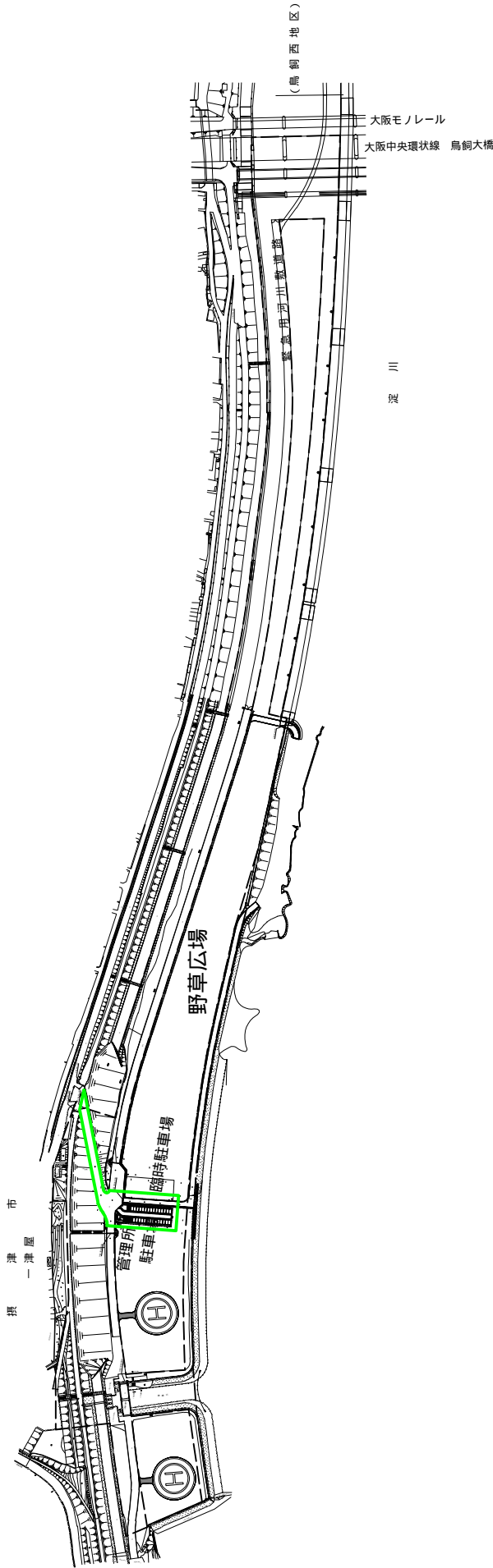
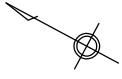


凡例	
	公園利用重点調整区域



29. 背割堤地区

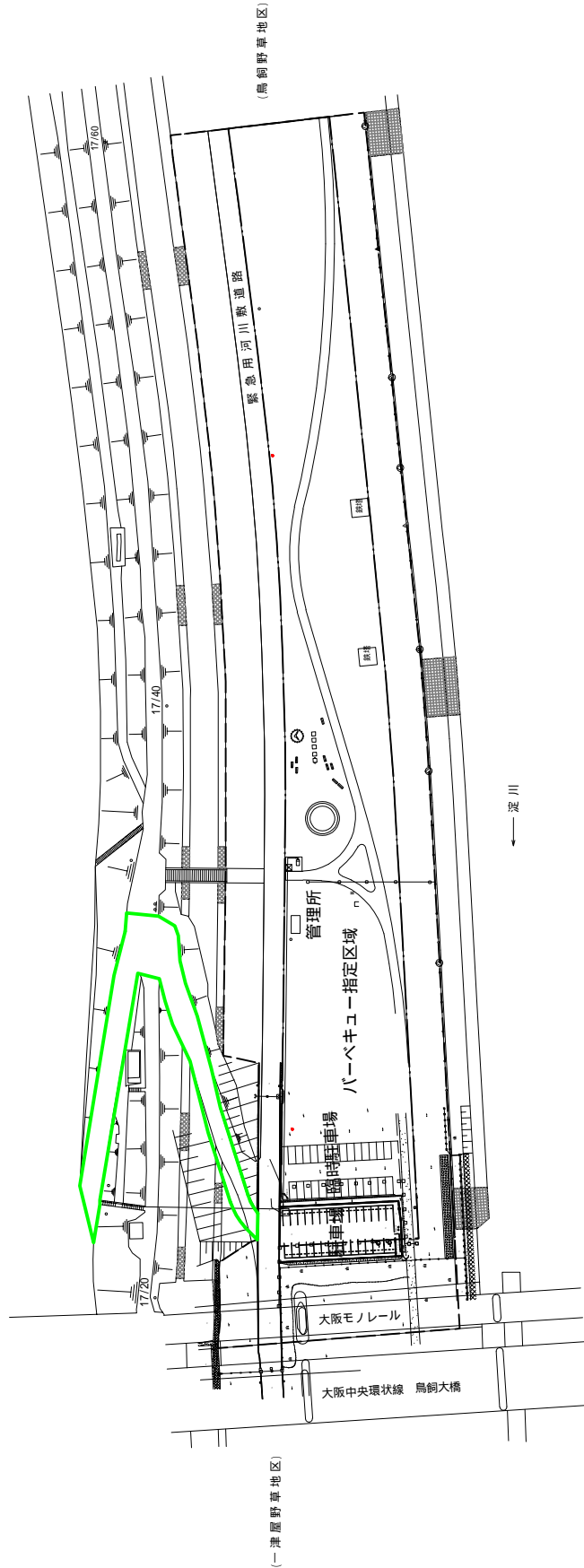
公園利用重点調整区域



凡 例
 公園利用重点調整区域

30. 一津屋野草地区

公園利用重点調整区域

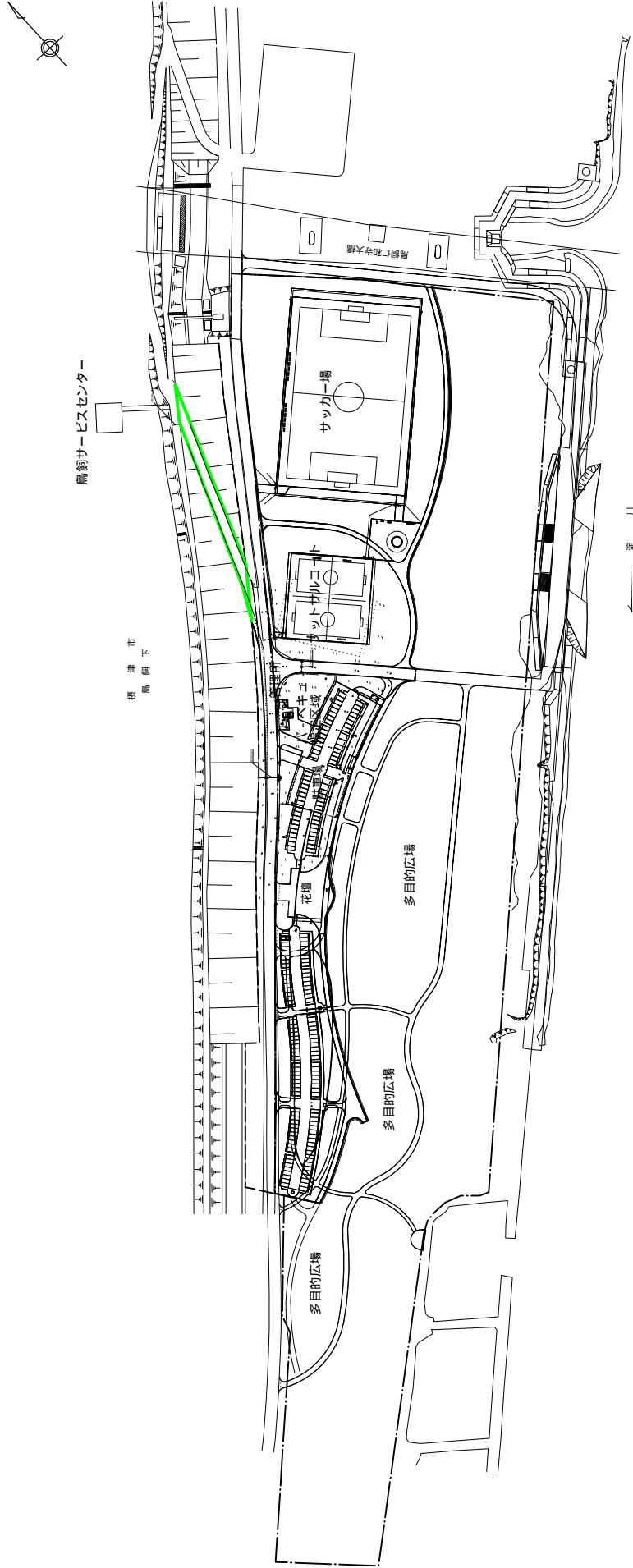


凡 例

公園利用重点調整区域

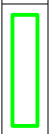
32. 鳥飼西地区

公園利用重点調整区域



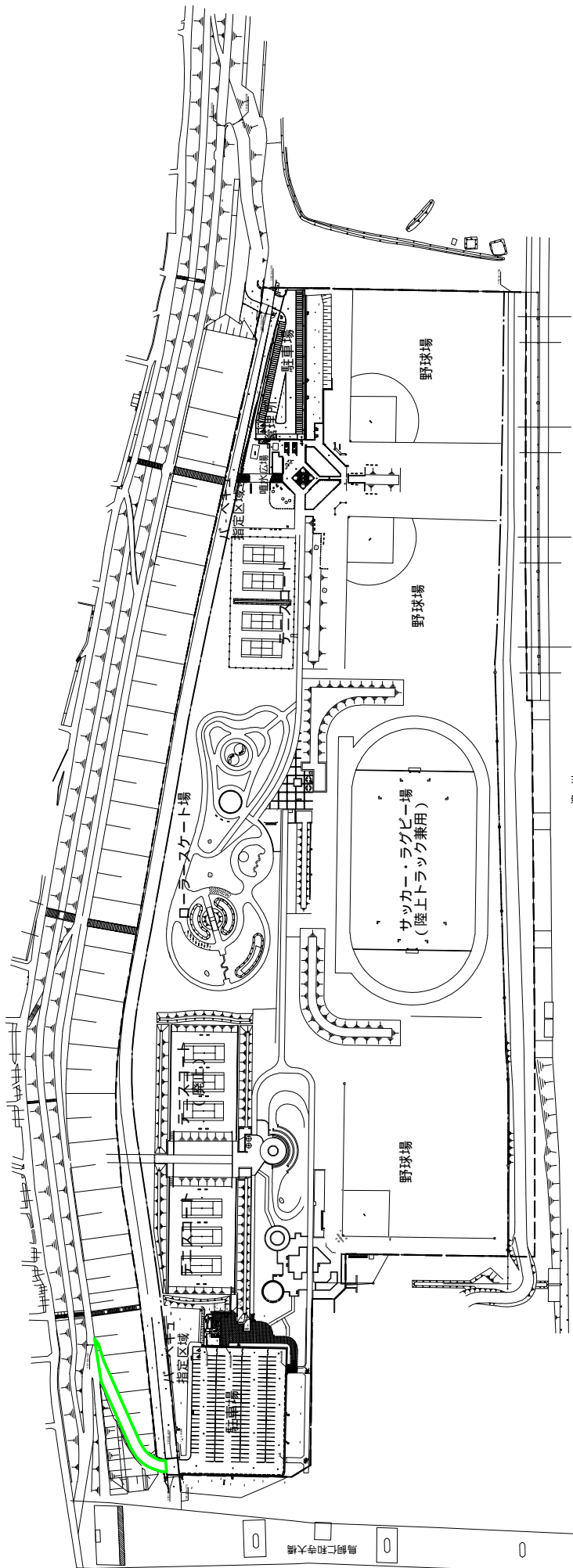
凡 例

公園利用重点調整区域



34. 鳥飼下地区

公園利用重点調整区域

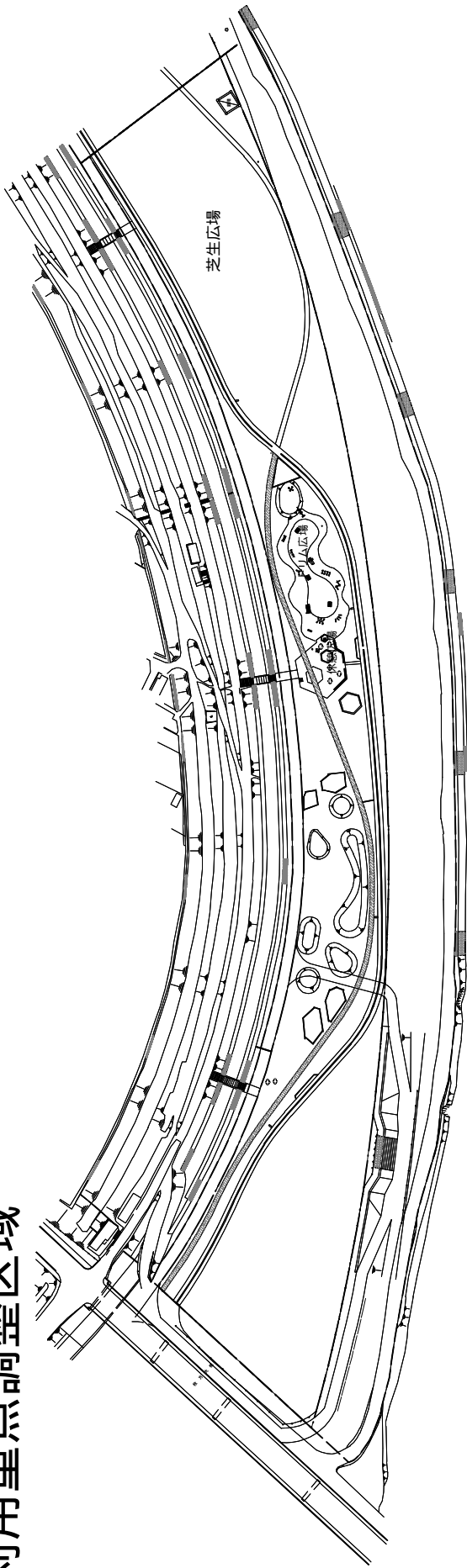


凡 例

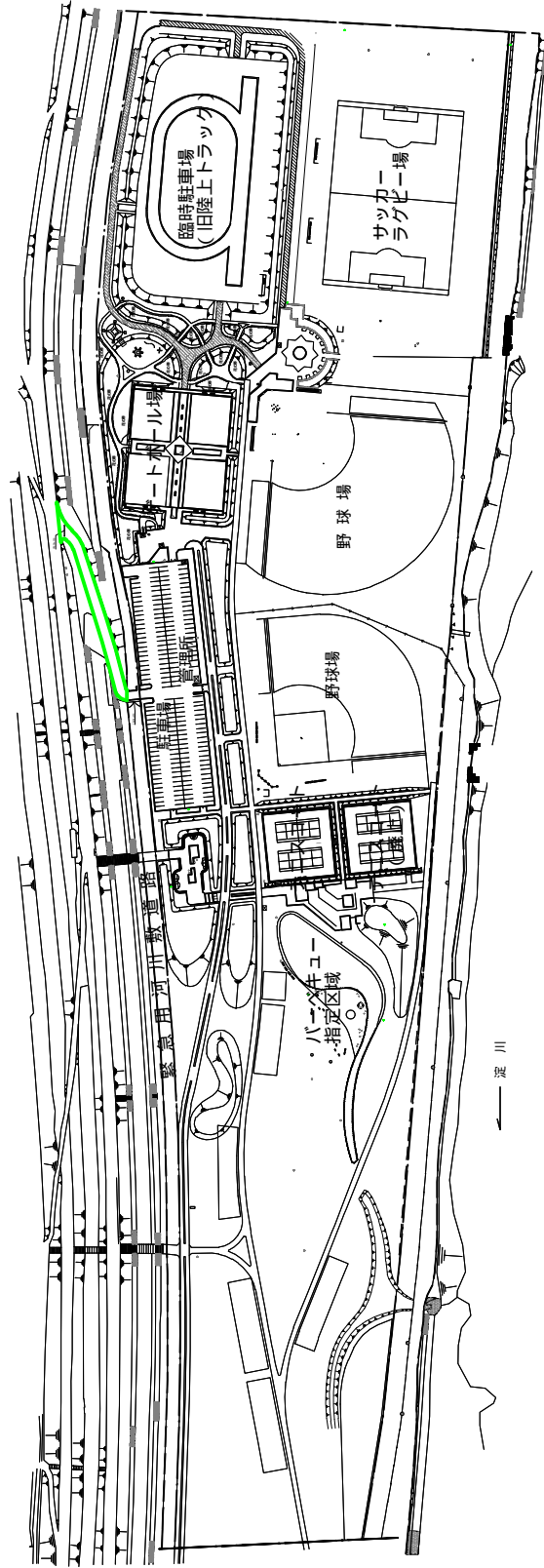
公園利用重点調整区域

35. 鳥飼上地区

公園利用重点調整区域



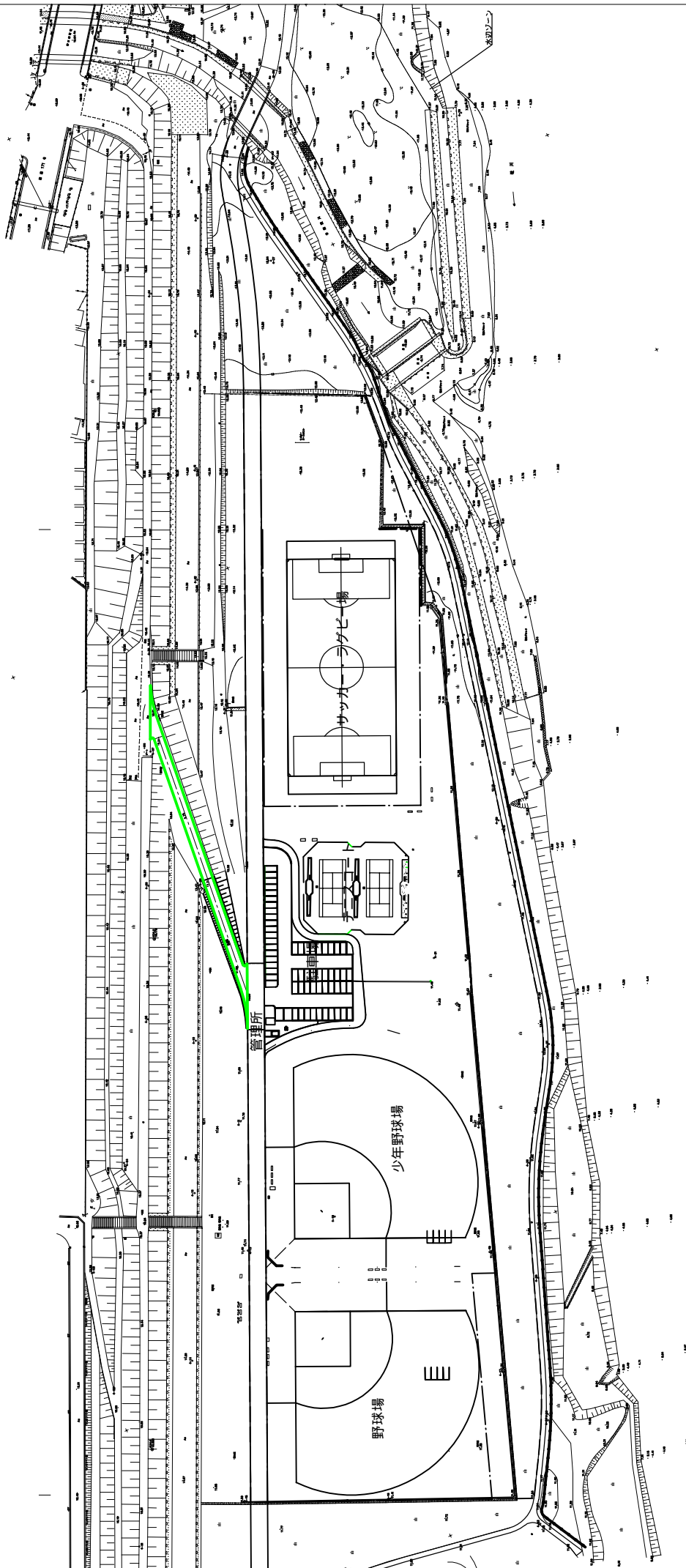
← 淀川



凡 例
 公園利用重点調整区域

38. 大塚地区

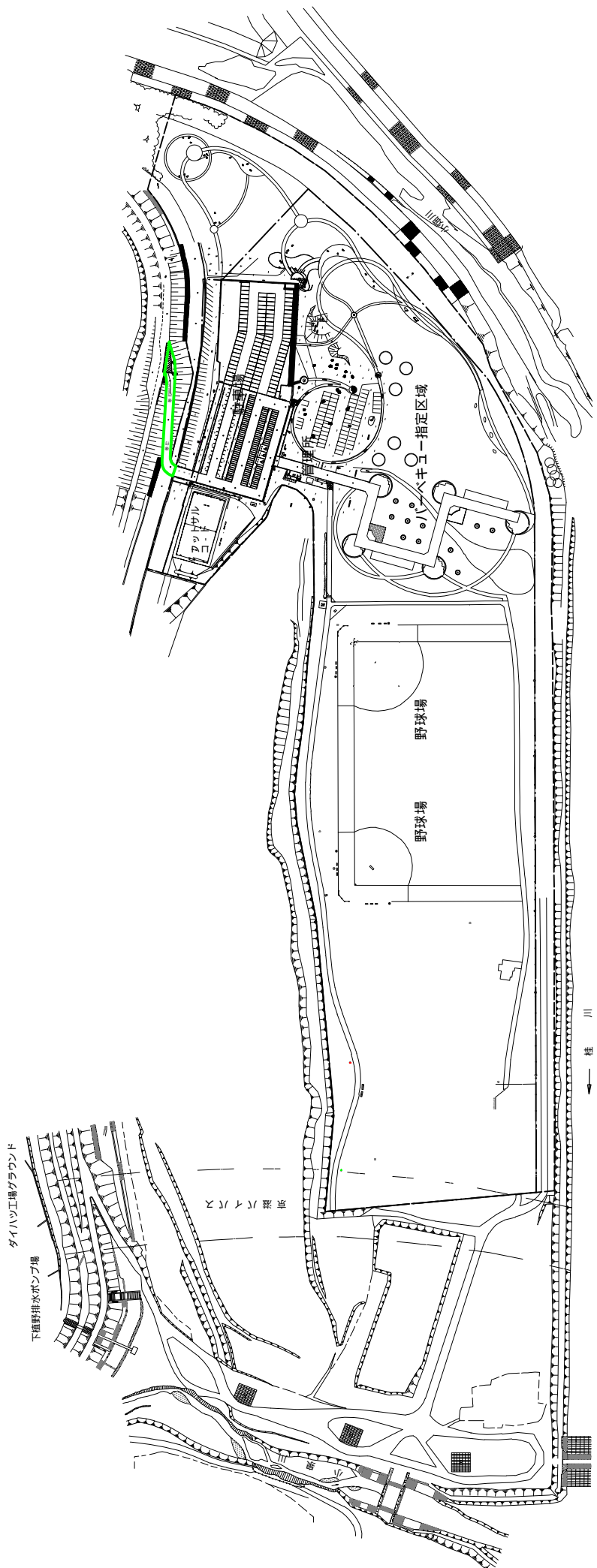
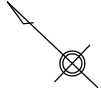
公園利用重点調整区域



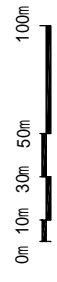
凡例
公園利用重点調整区域

39. 島本地区

公園利用重点調整区域



凡例
公園利用重点調整区域



40. 大山崎地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

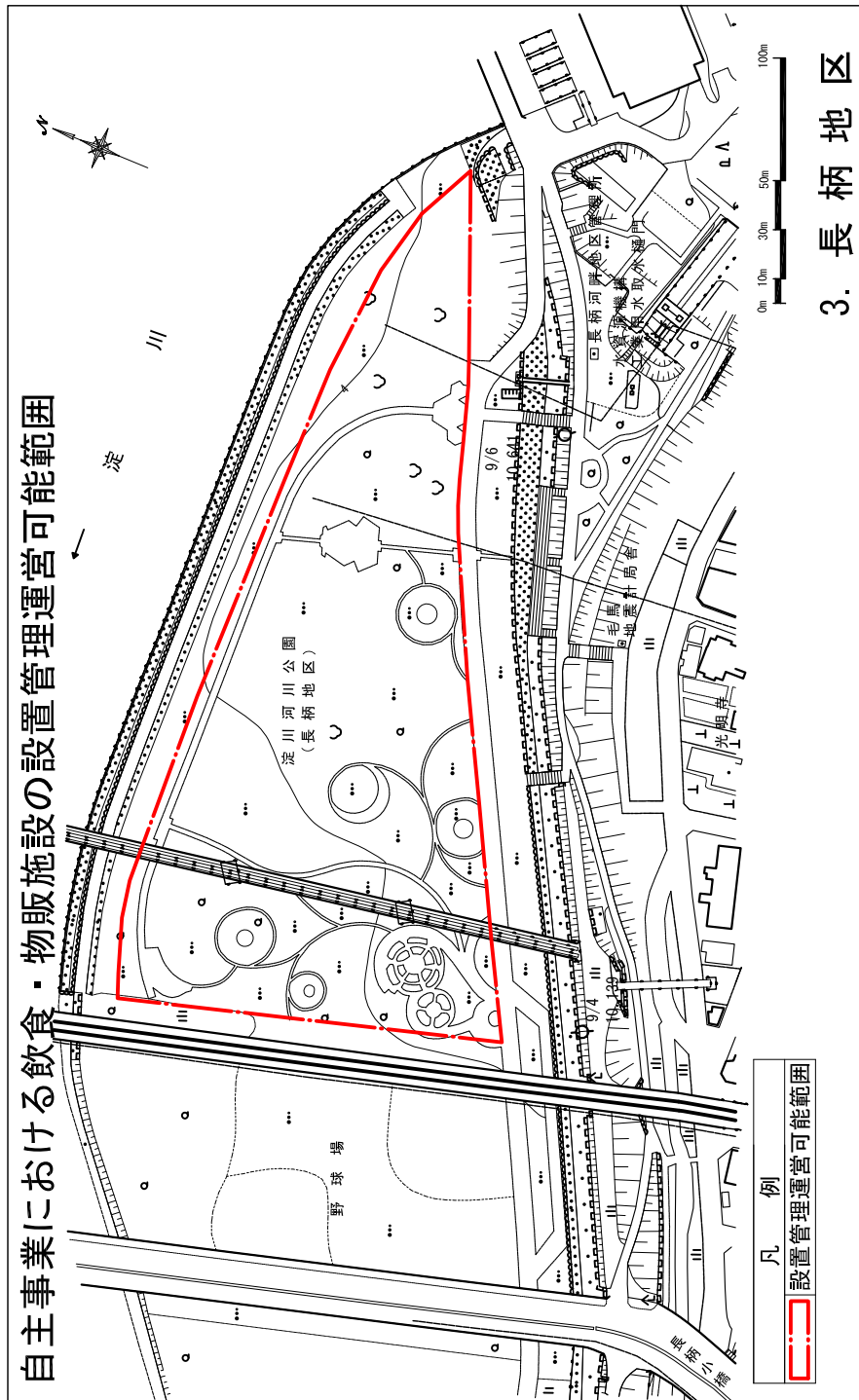
設置運営可能範囲の考え方

自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲は、公園区域（赤線で囲んでいる範囲）を対象とする。ただし、別添 35 に指定する既存施設の改修運営の対象に記載している施設は除く。

施設の設置にあたっては事業者において淀川河川事務所及び関係諸機関に設置の了承を得るものとする。

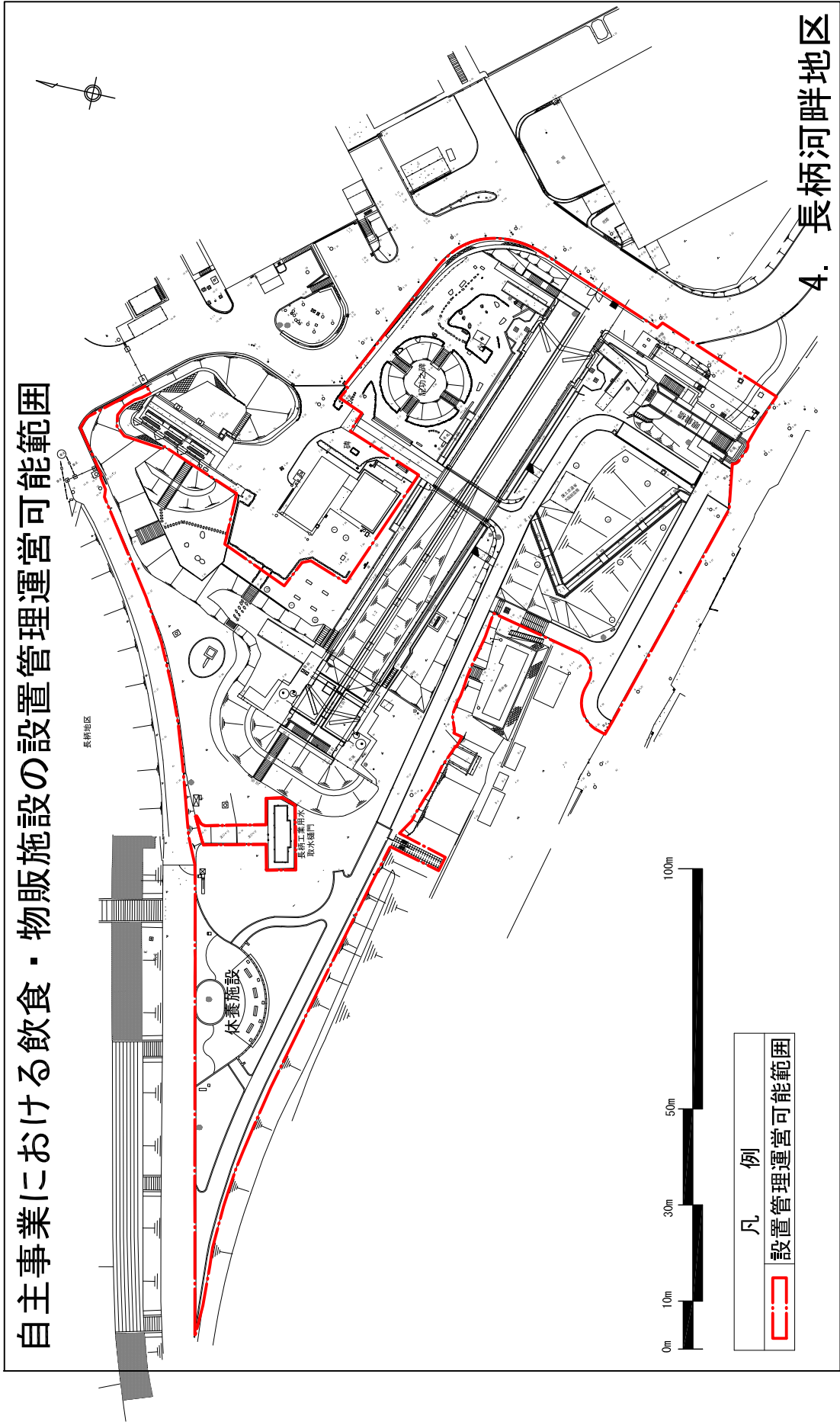
施設を河川区域内に新設する場合は、特に出水等により流失しないように配慮することとし、河川法をはじめとする関係法令（具体的には収益施設等管理運営規定書第 1 編第 1 章第 7 条準拠規定に明示している法令）を準拠するものとする。

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

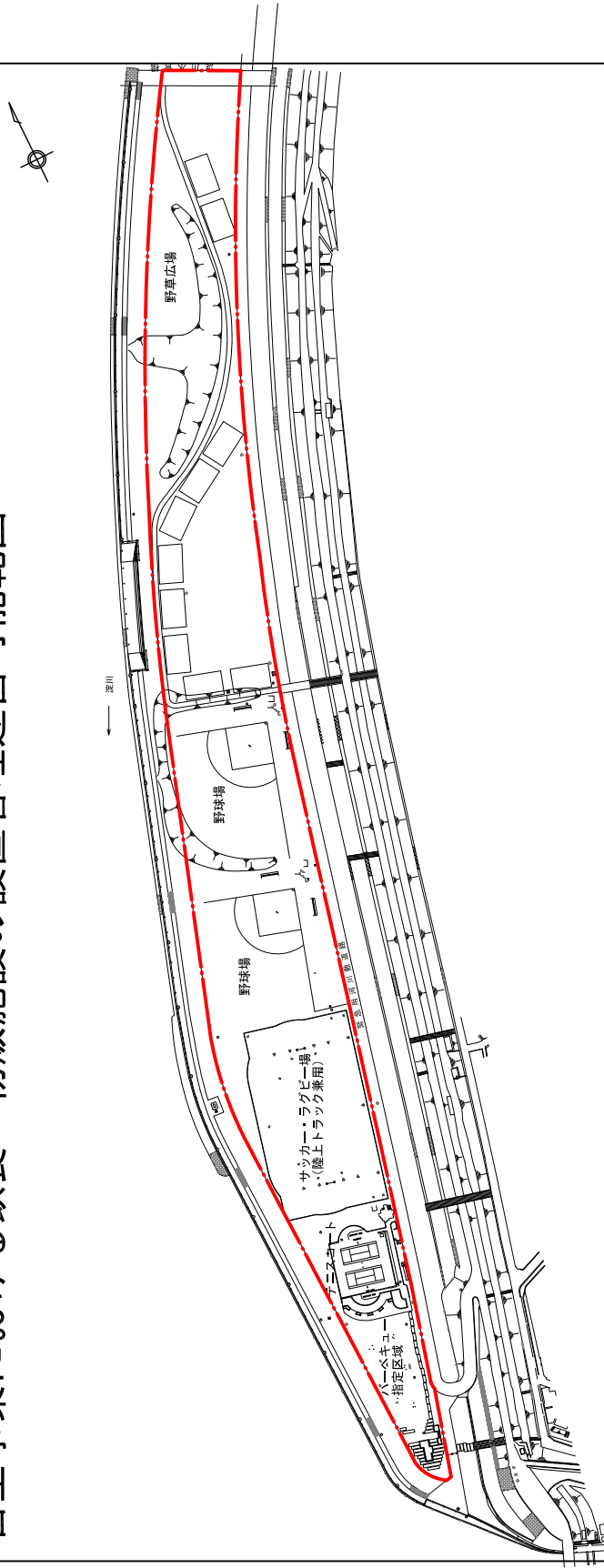


3. 長柄地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

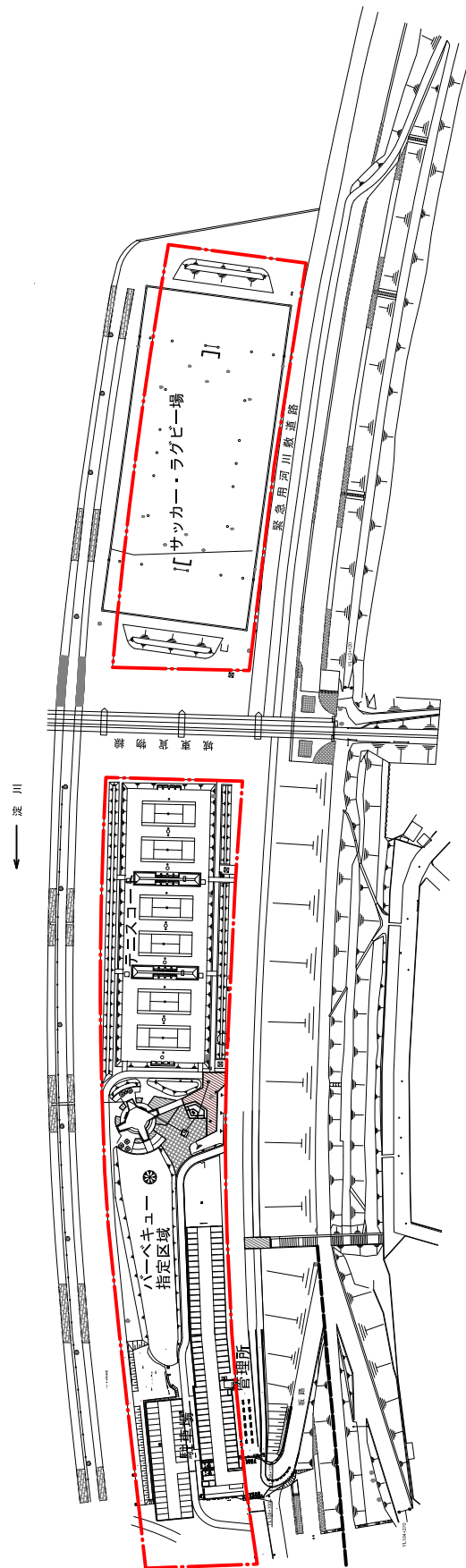


凡 例

設置管理運営可能範囲

5. 毛馬地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

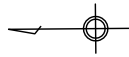


凡 例
 設置管理運営可能範囲

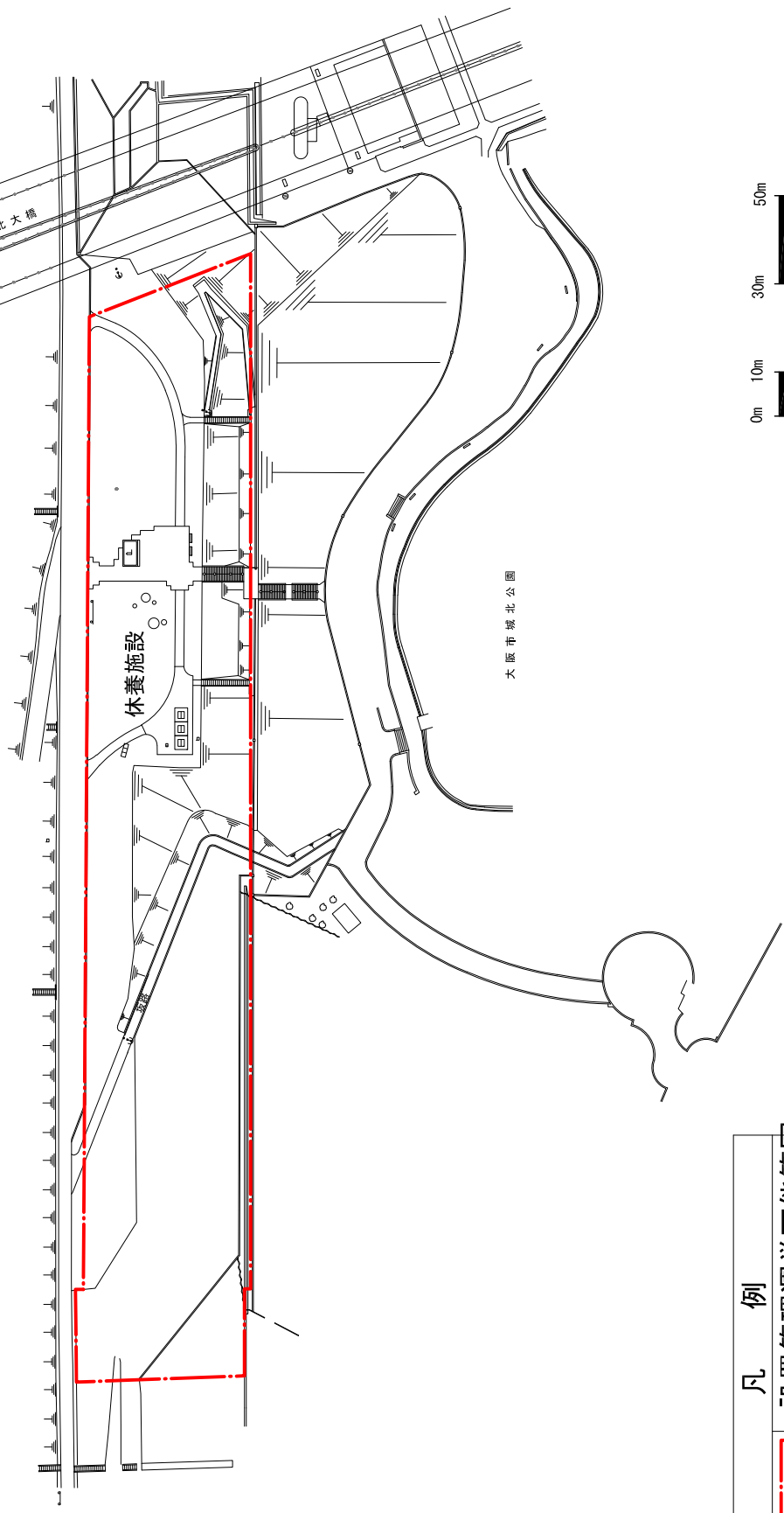



6. 赤川地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



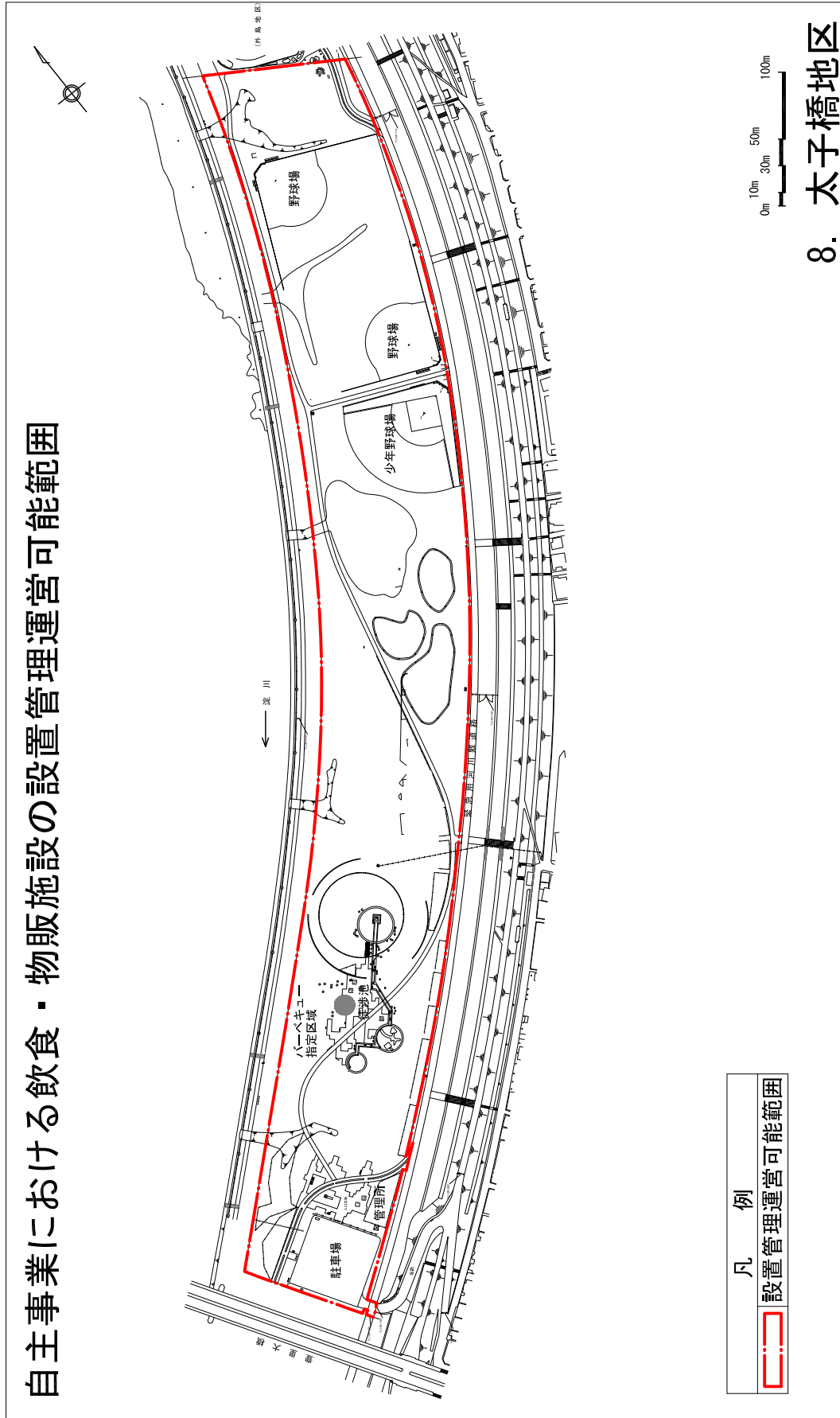
← 淀川
城北ランド



凡例
 設置管理運営可能範囲

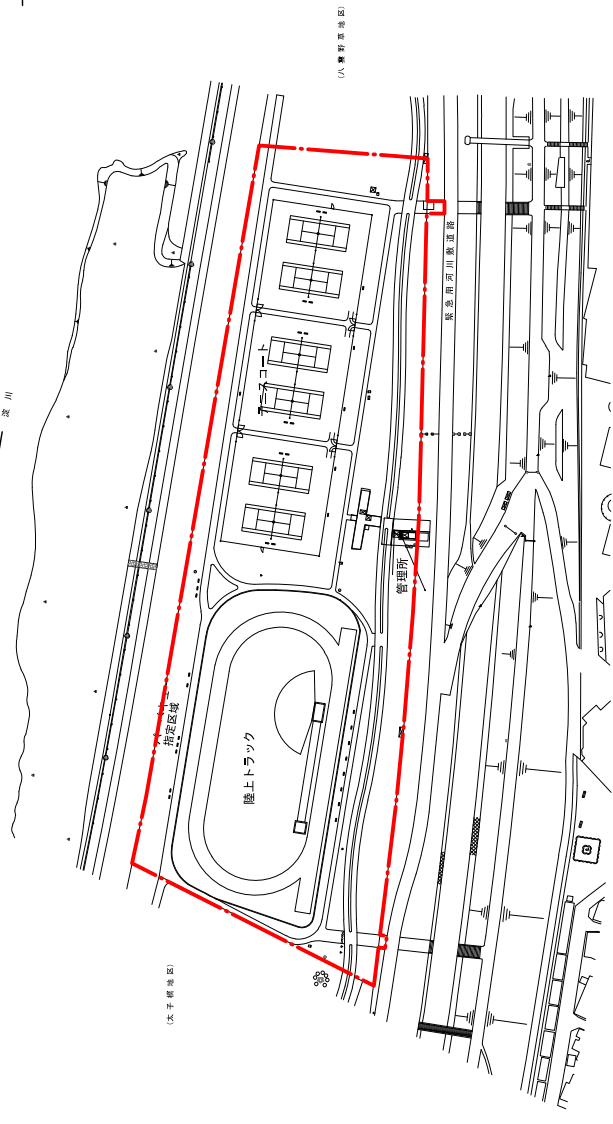
7. 城北河畔地区


自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



8. 太子橋地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

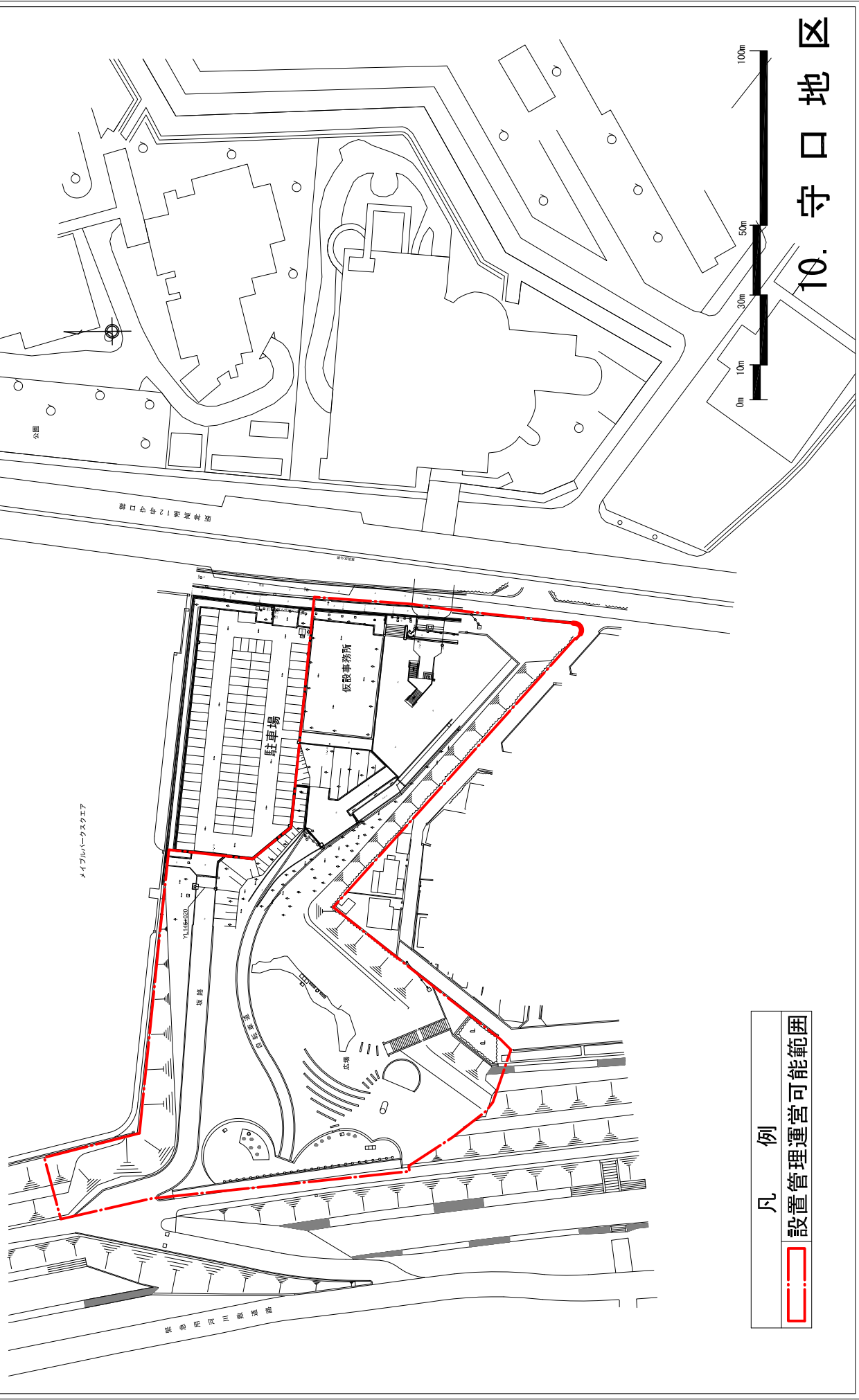


凡 例
 設置管理運営可能範囲



9. 外島地区

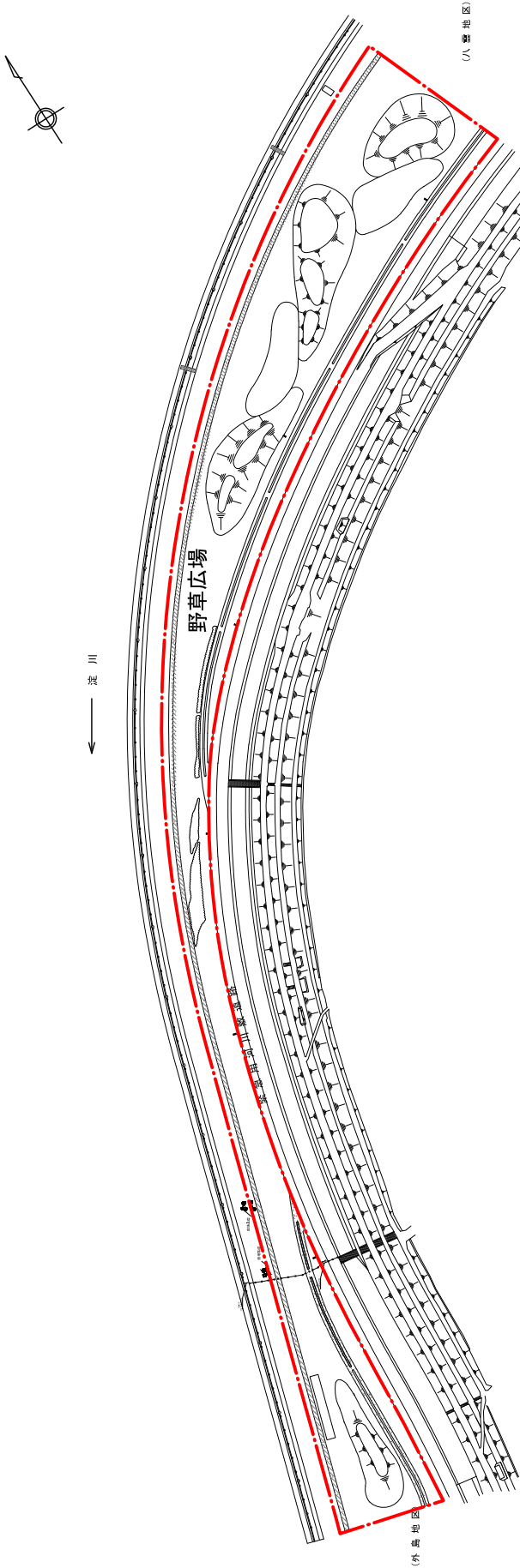
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



凡 例
■ 設置管理運営可能範囲

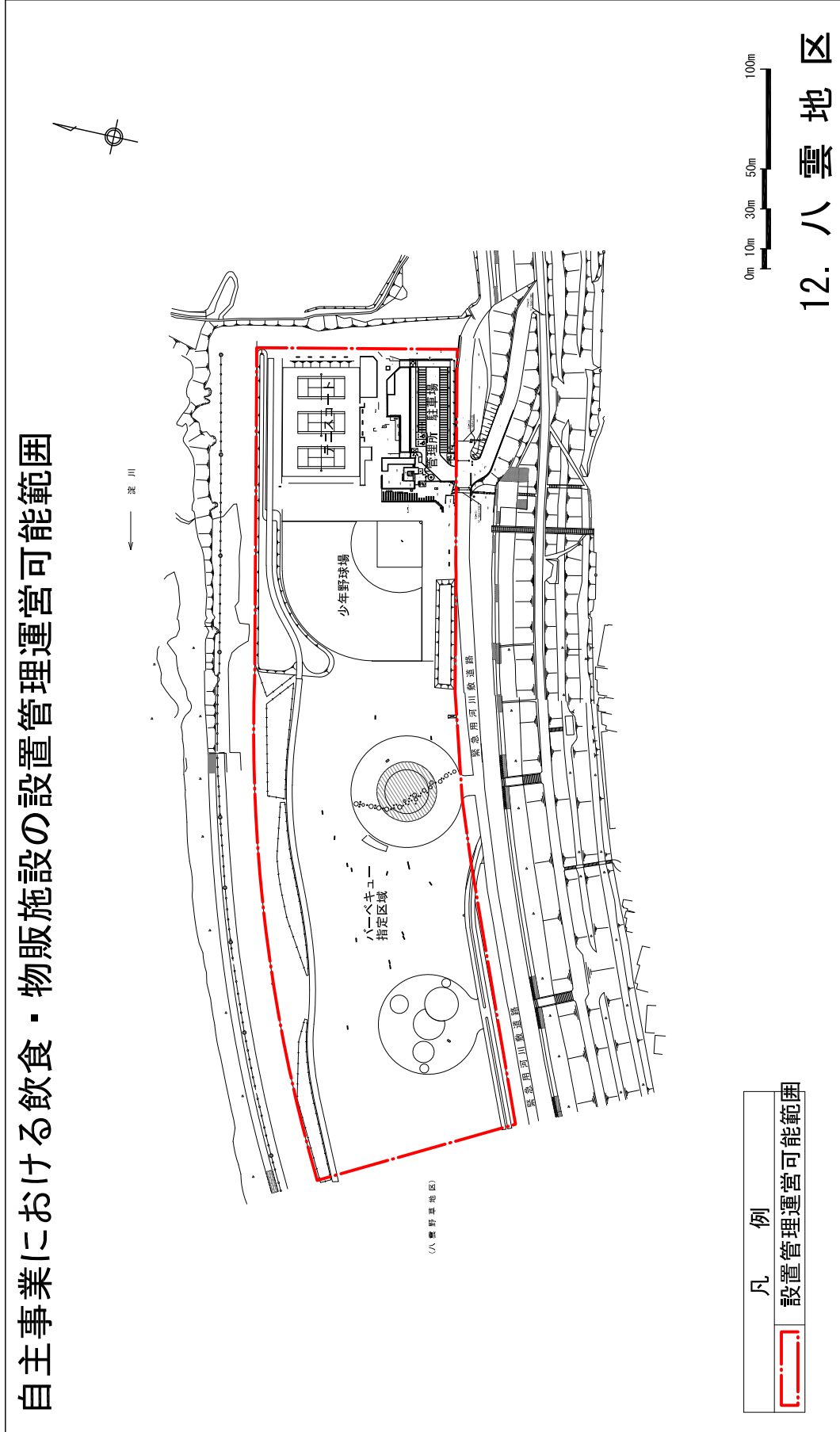
10. 守口地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



11. 八雲野草地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



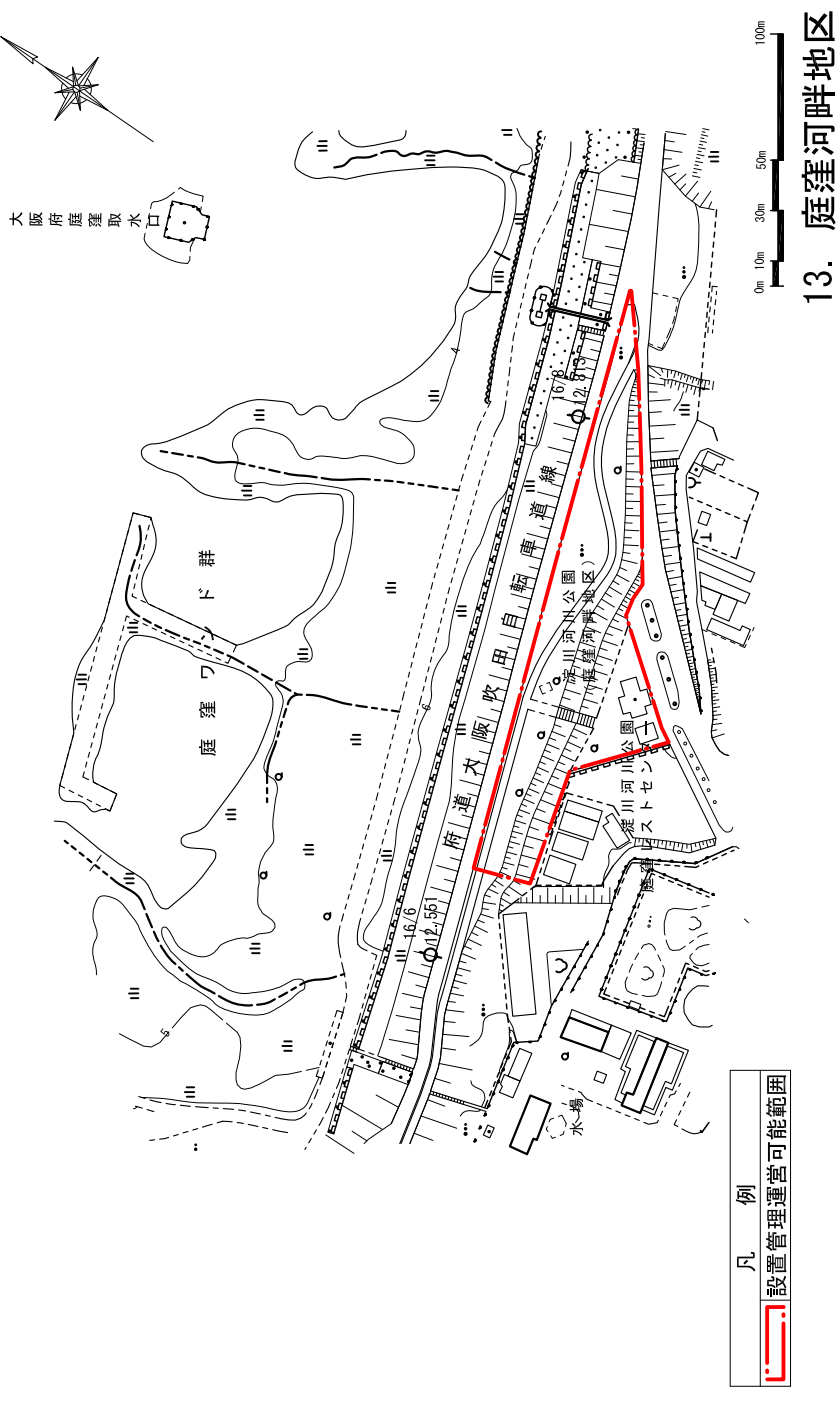
庭窪注水口

守口市取水口

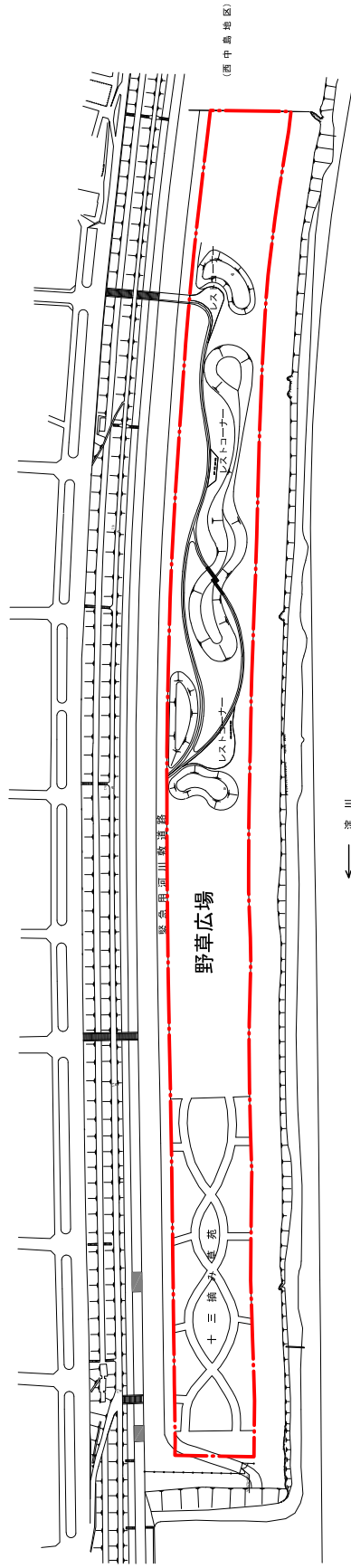
淀

川

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



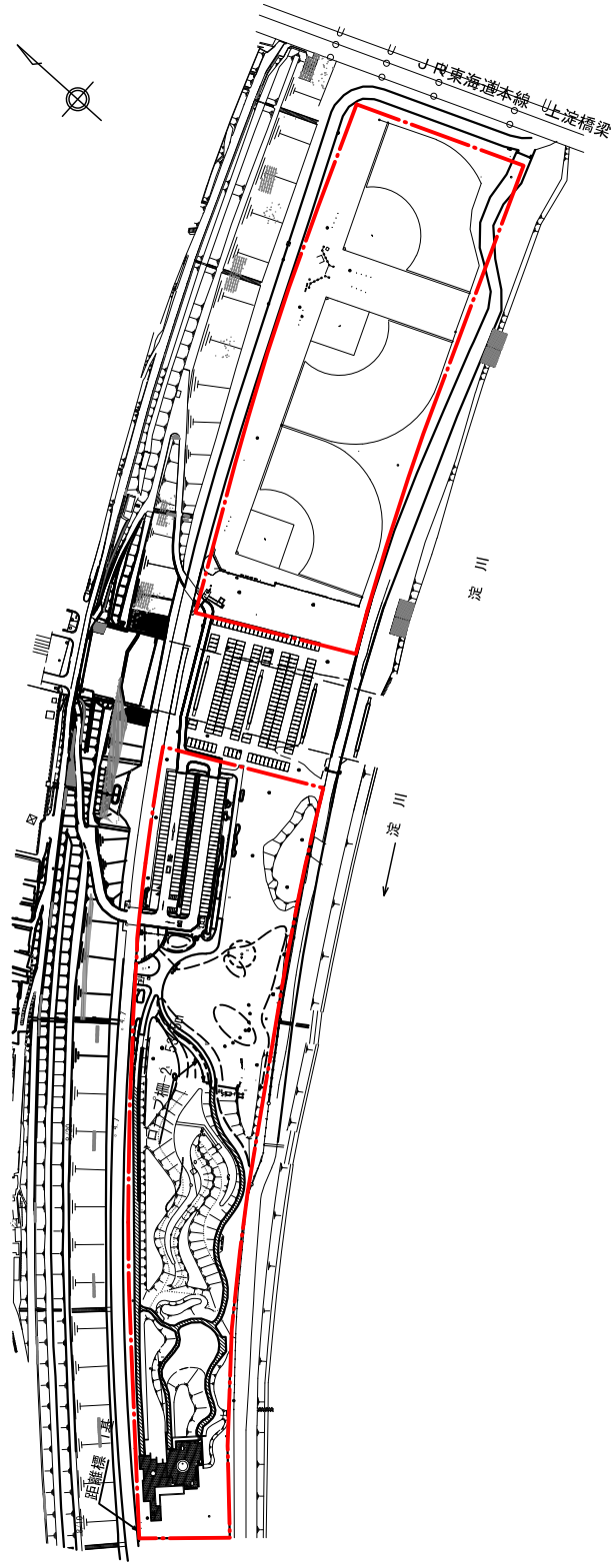
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



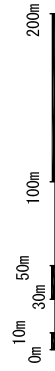
凡 例
設置管理運営可能範囲

14. 十三野草地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

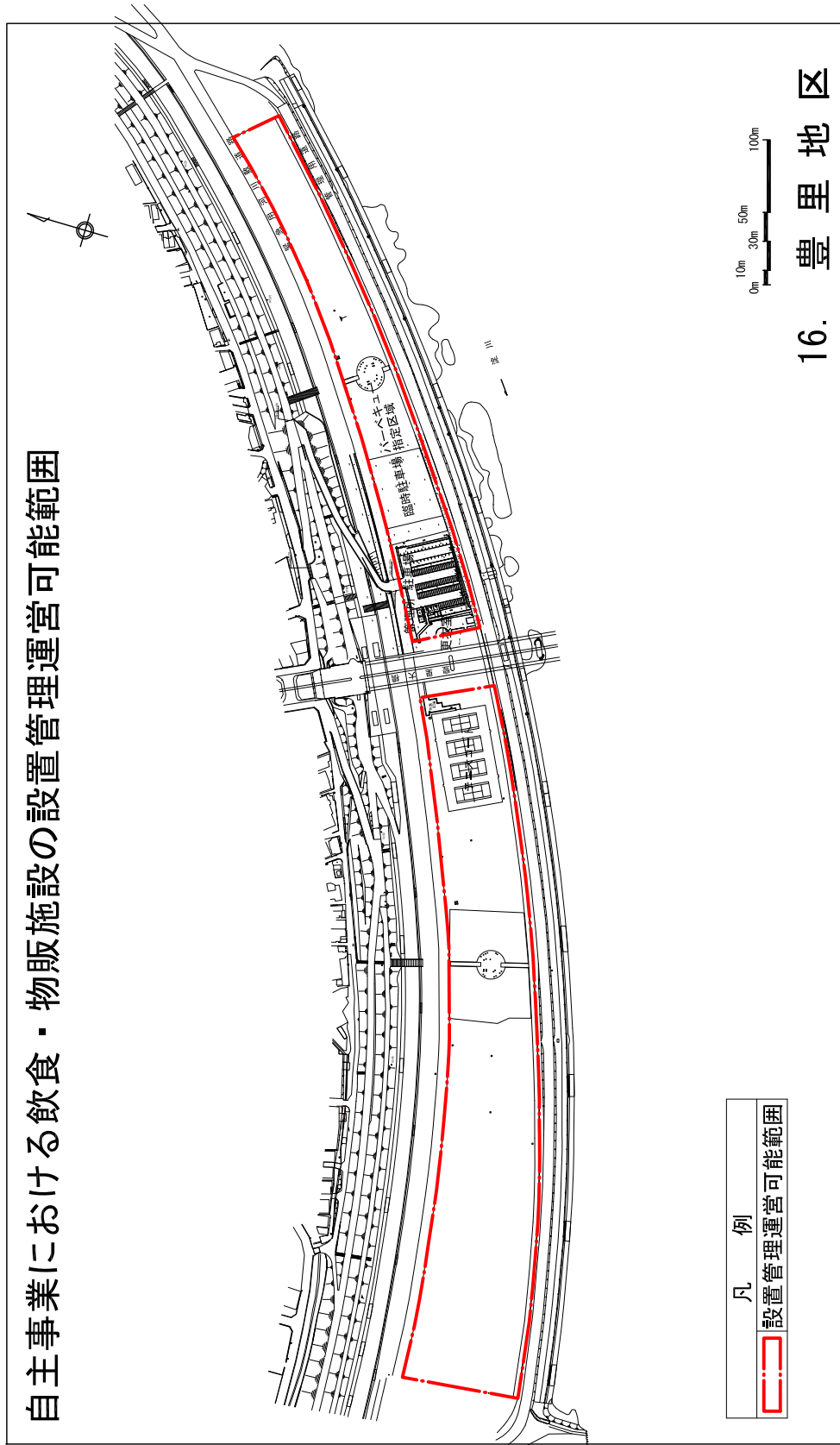


凡 例
 設置管理運営可能範囲



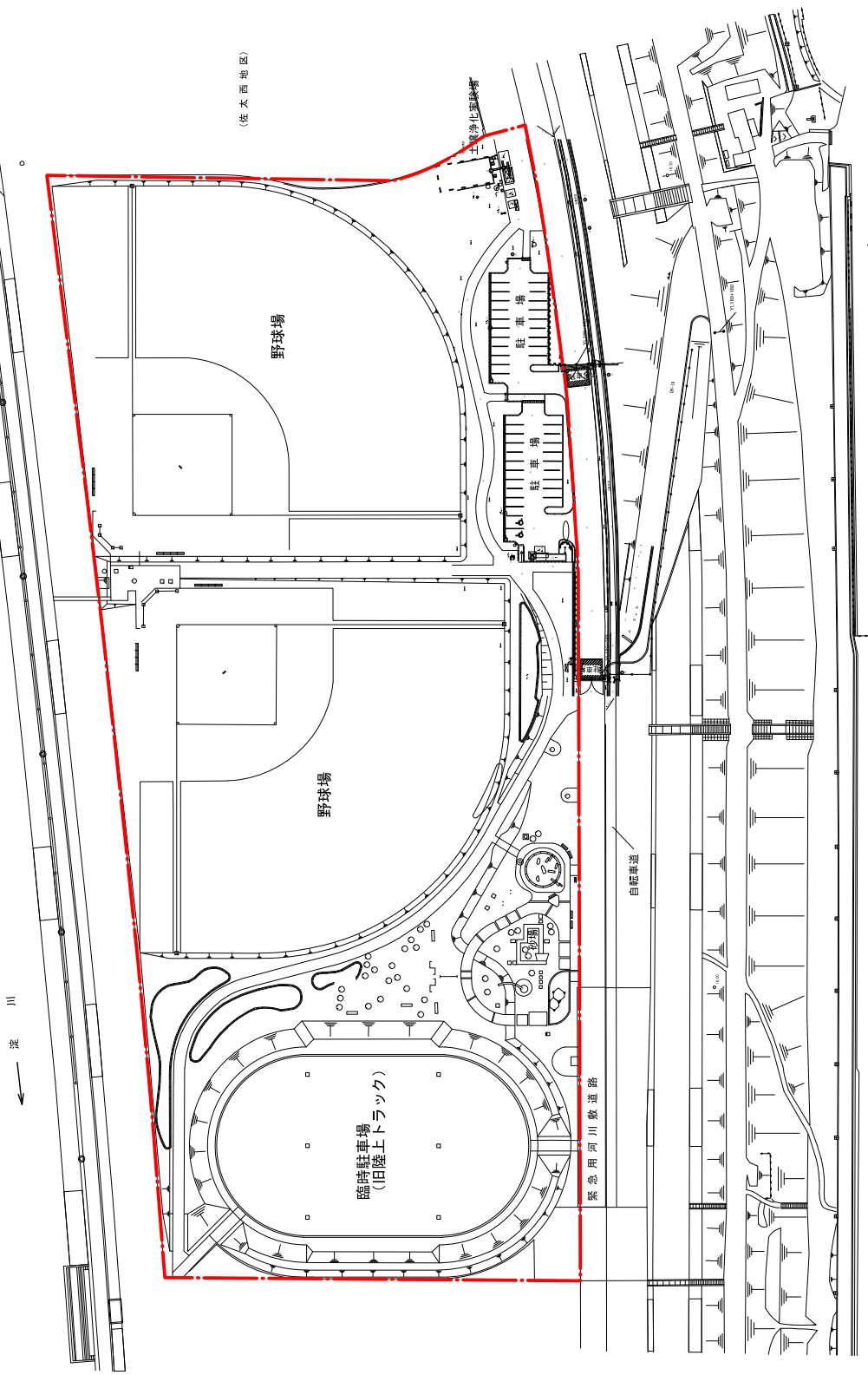
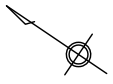
15. 西中島地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



16. 豊里地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



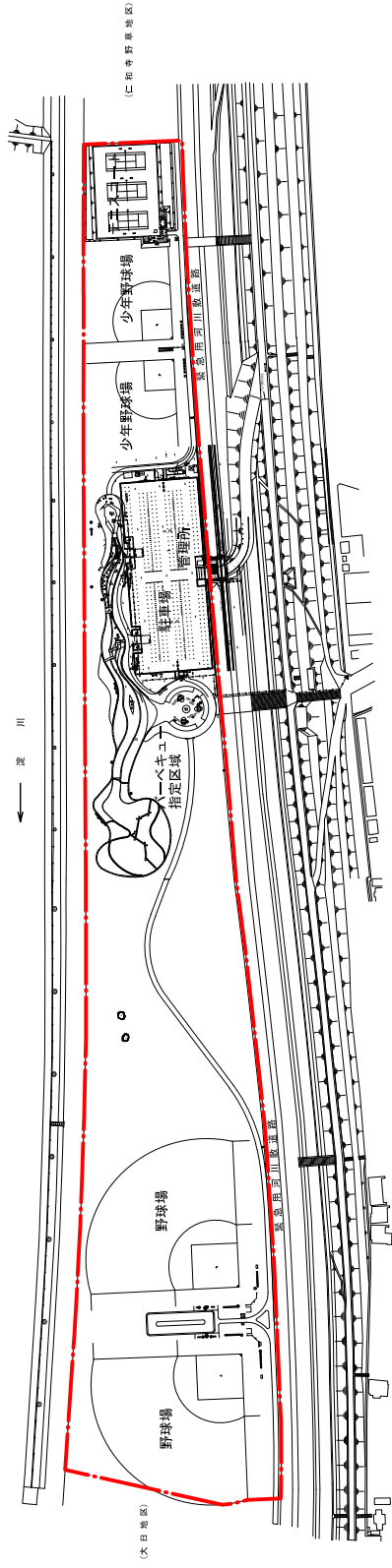
凡 例

設置管理運営可能範囲




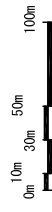
17. 大日地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



凡 例

 設置管理運営可能範囲



18. 佐太西地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

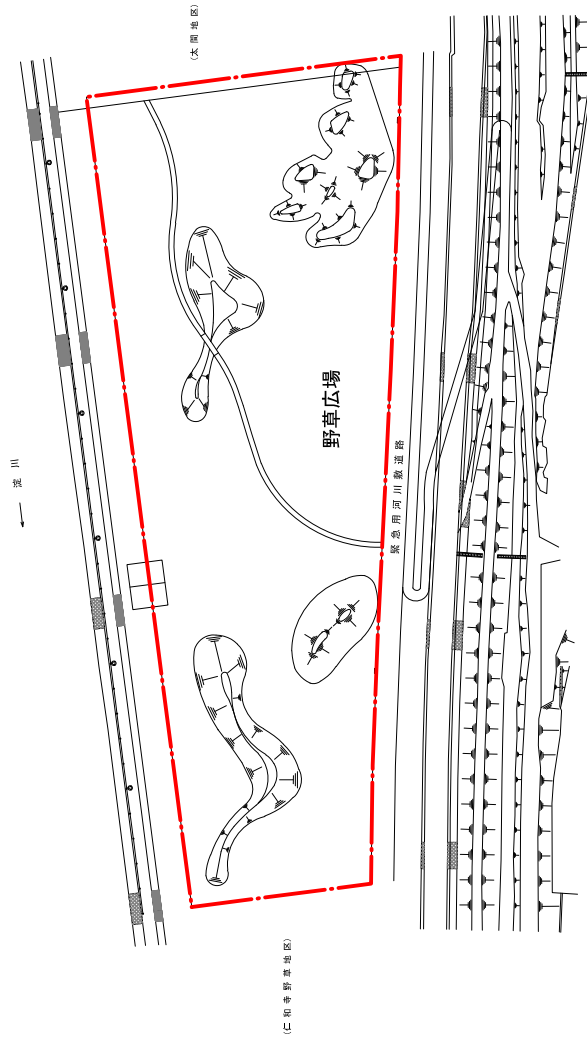


凡 例
 設置管理運営可能範囲



19. 仁和寺野草地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

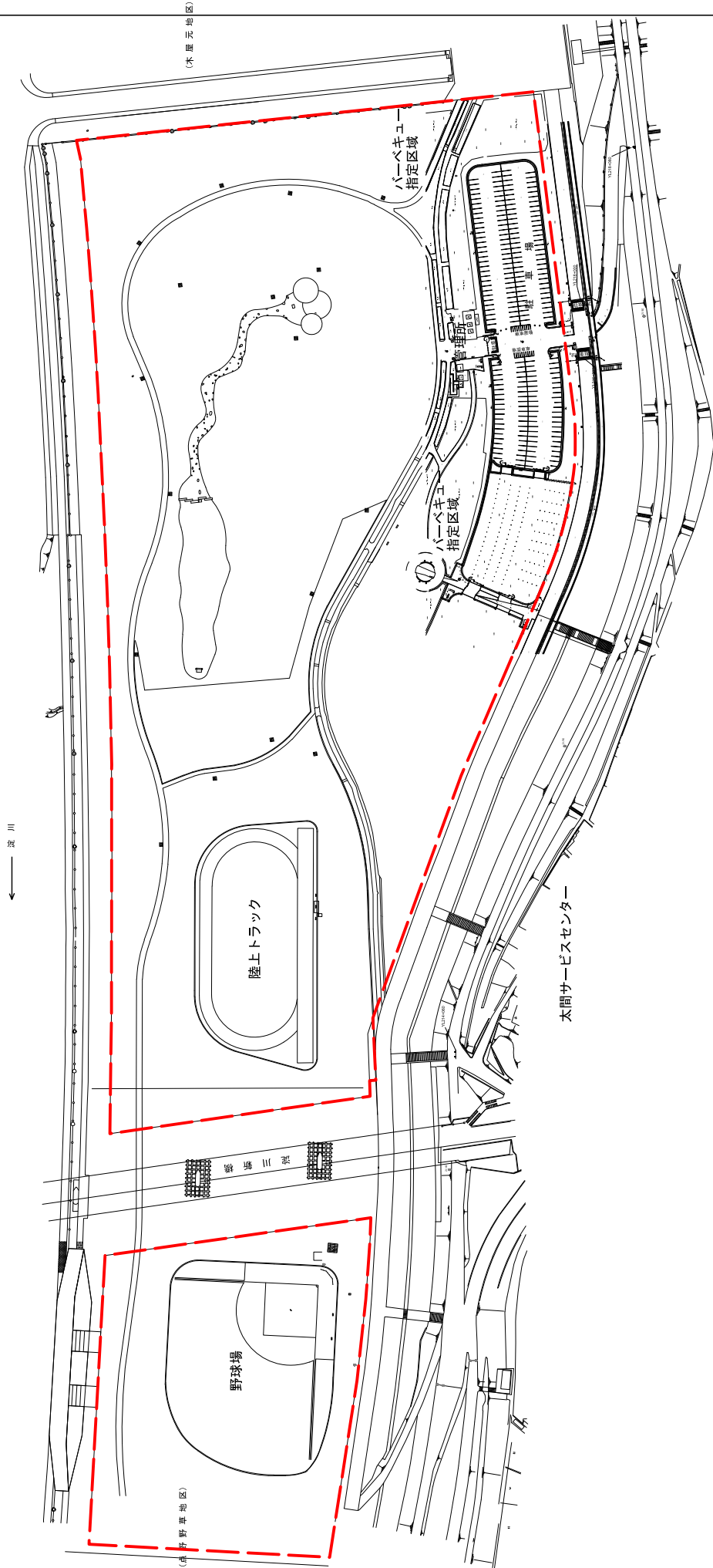


凡 例
設置管理運営可能範囲



20. 点野野草地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

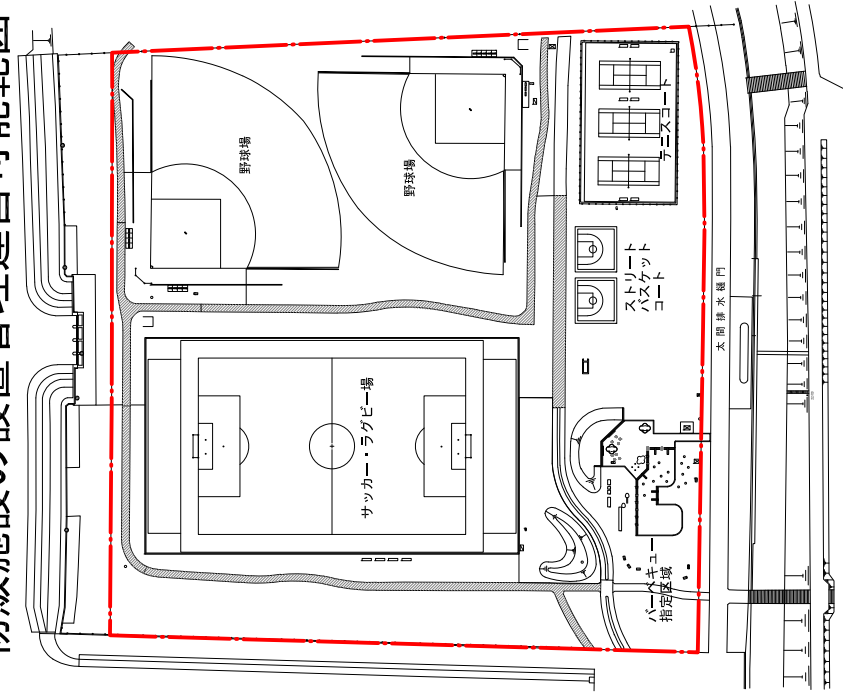


凡 例
 設置管理運営可能範囲



21. 太間地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



(本図参照)

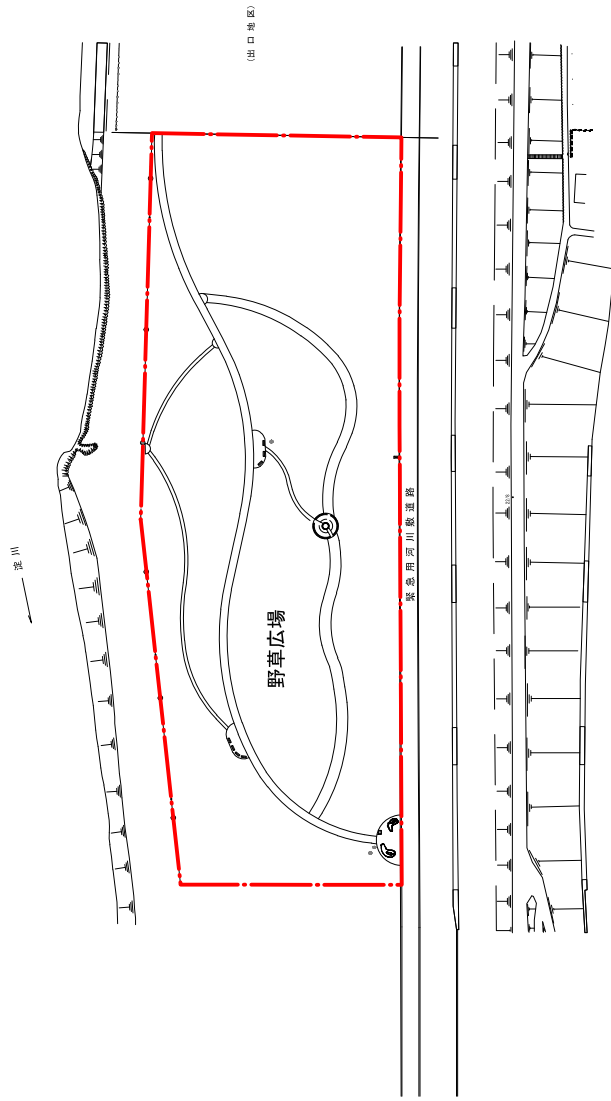
凡 例


設置管理運営可能範囲



22. 木屋元地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

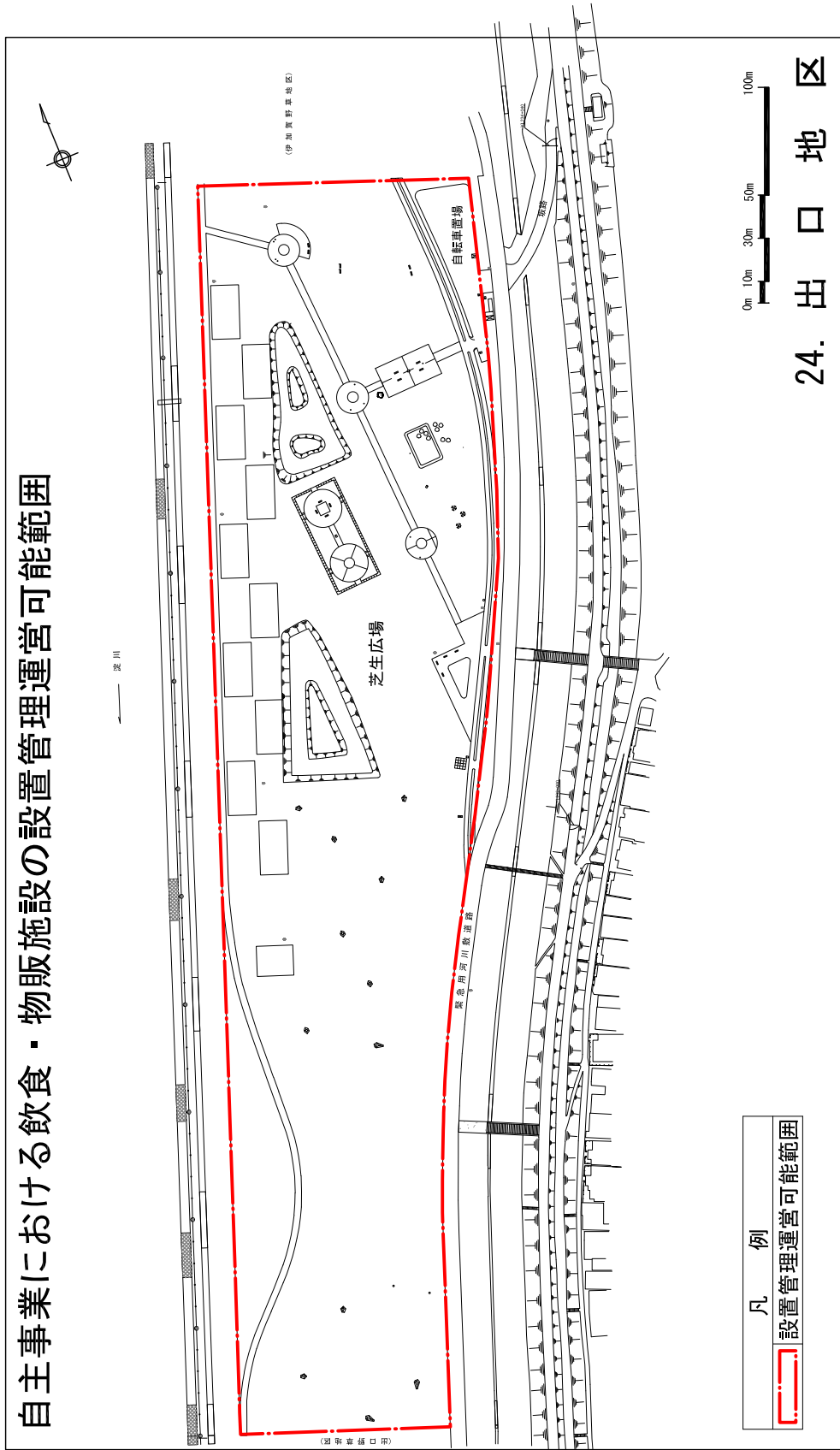


凡 例
 設置管理運営可能範囲

0m 10m 30m 50m 100m

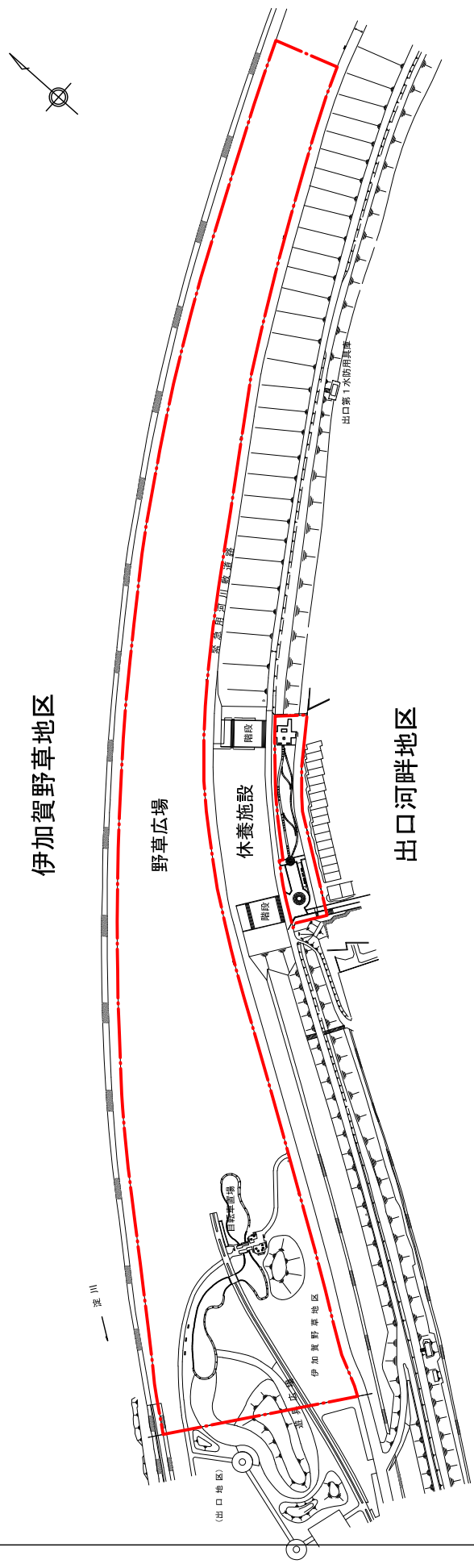
23. 出口野草地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



24. 出口地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

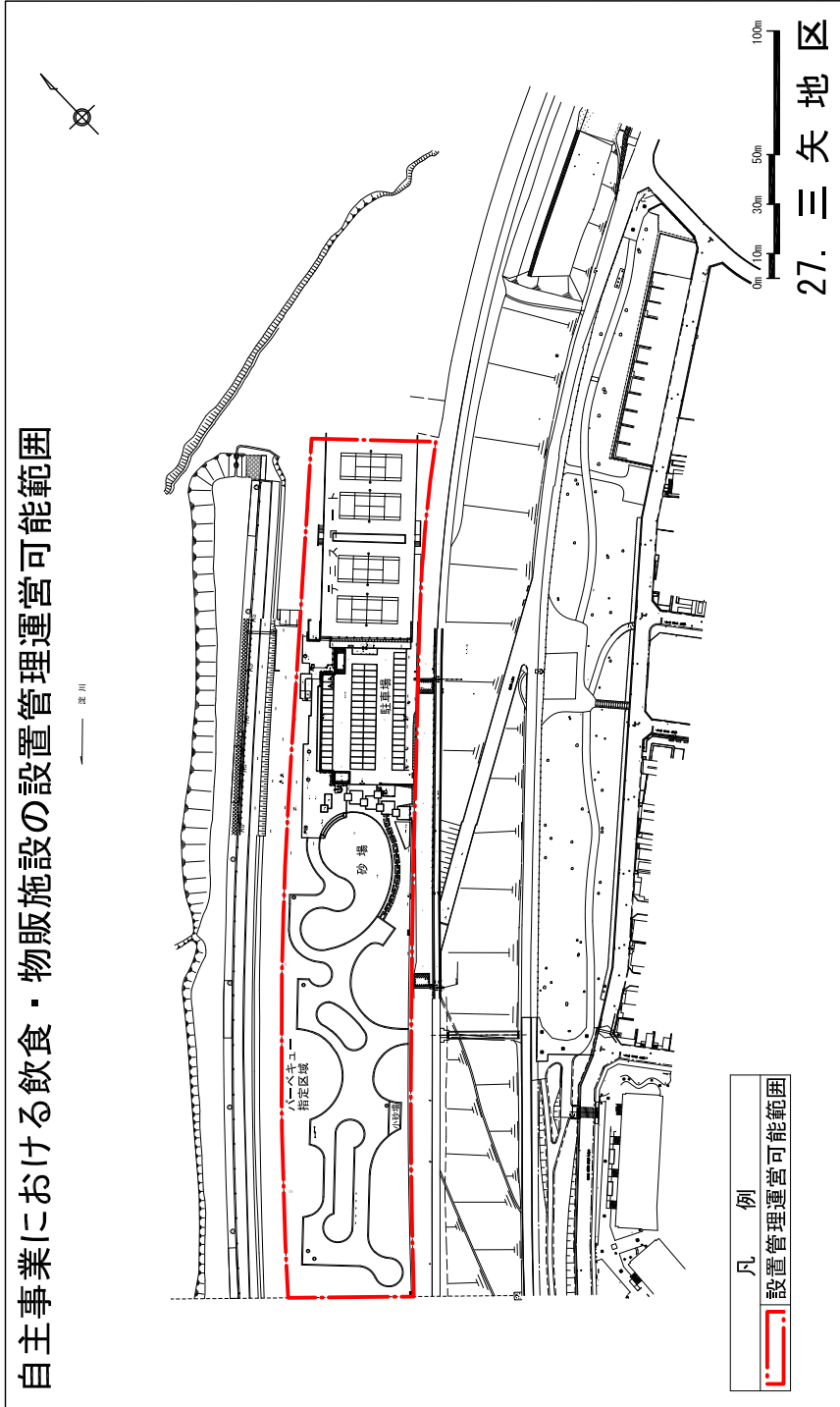


25. 出口河畔地区

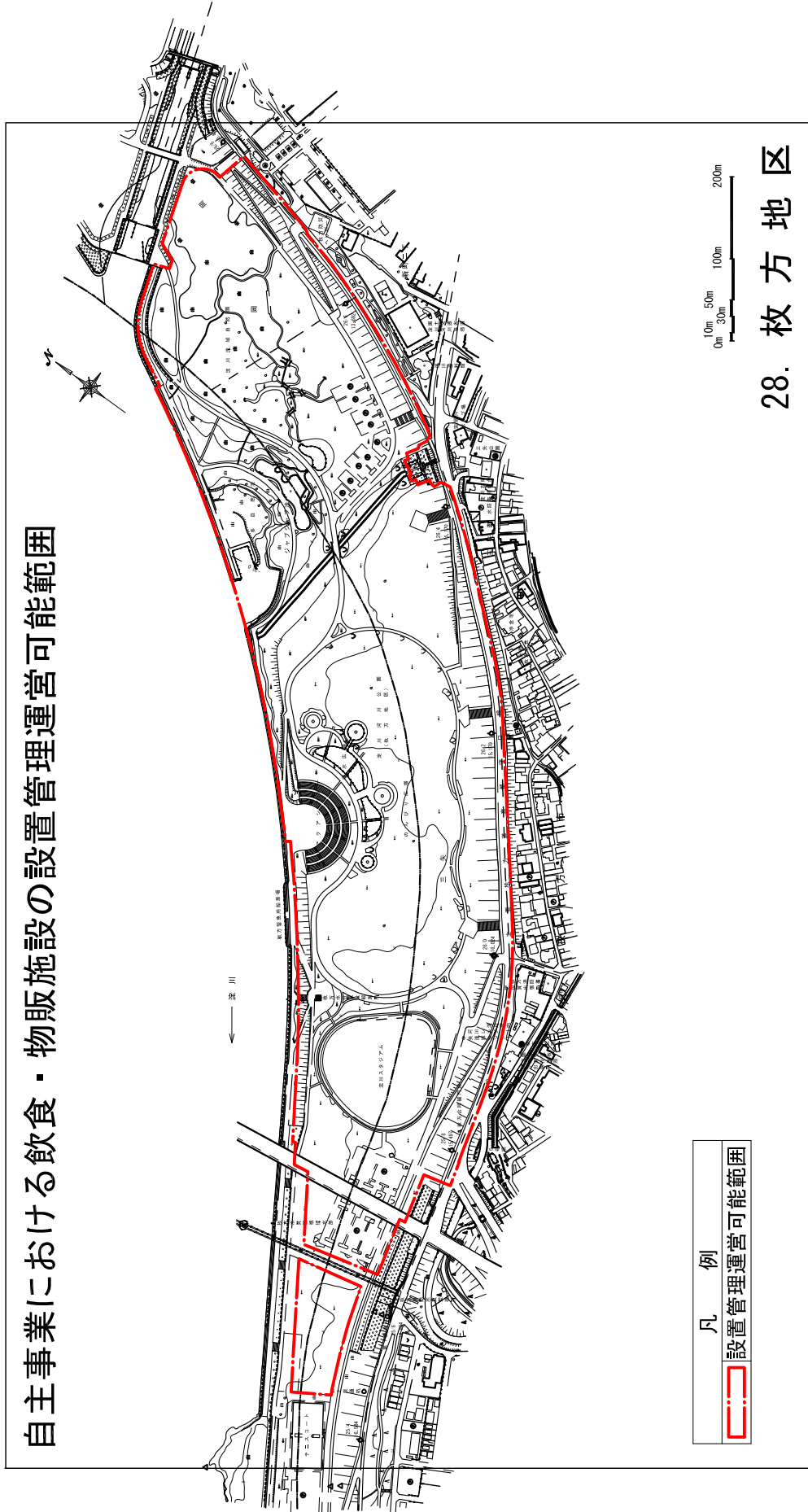
26. 伊加賀野草地区

凡	例
	設置管理運営可能範囲

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



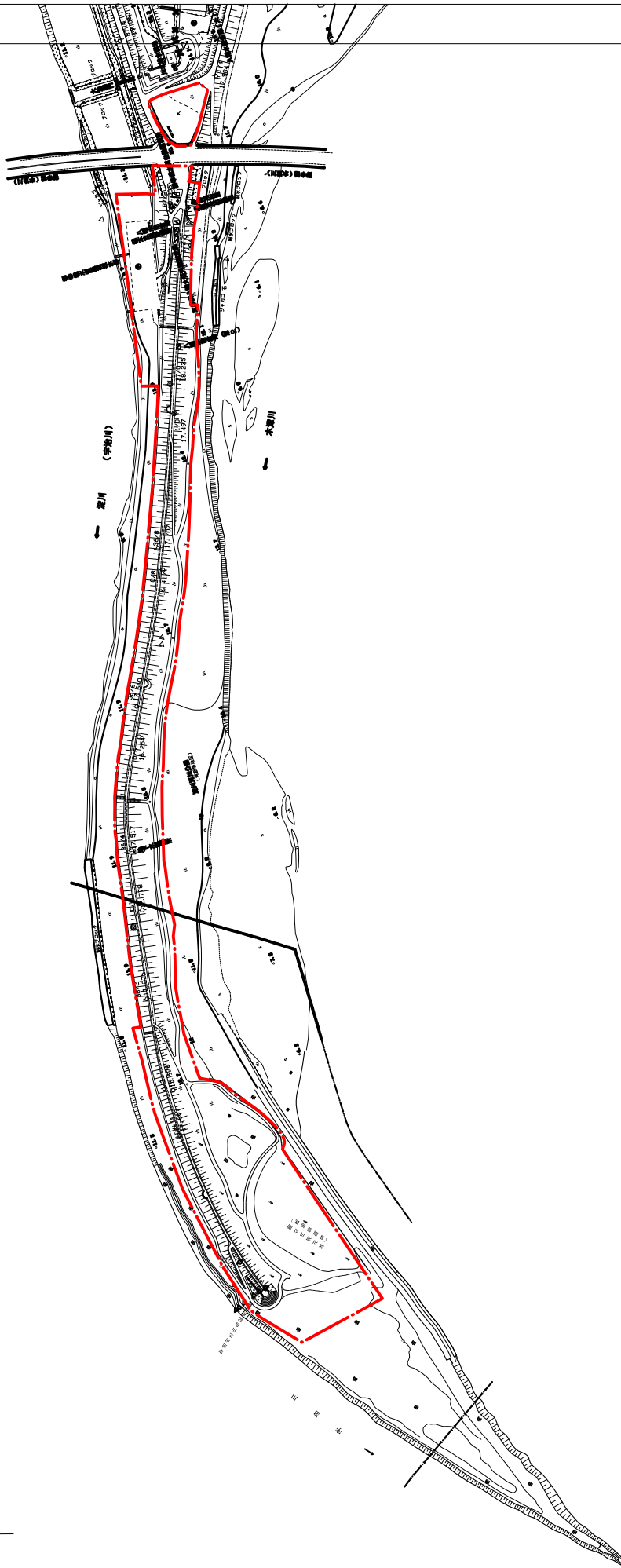
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



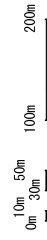
凡例
設置管理運営可能範囲

28. 枚方地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

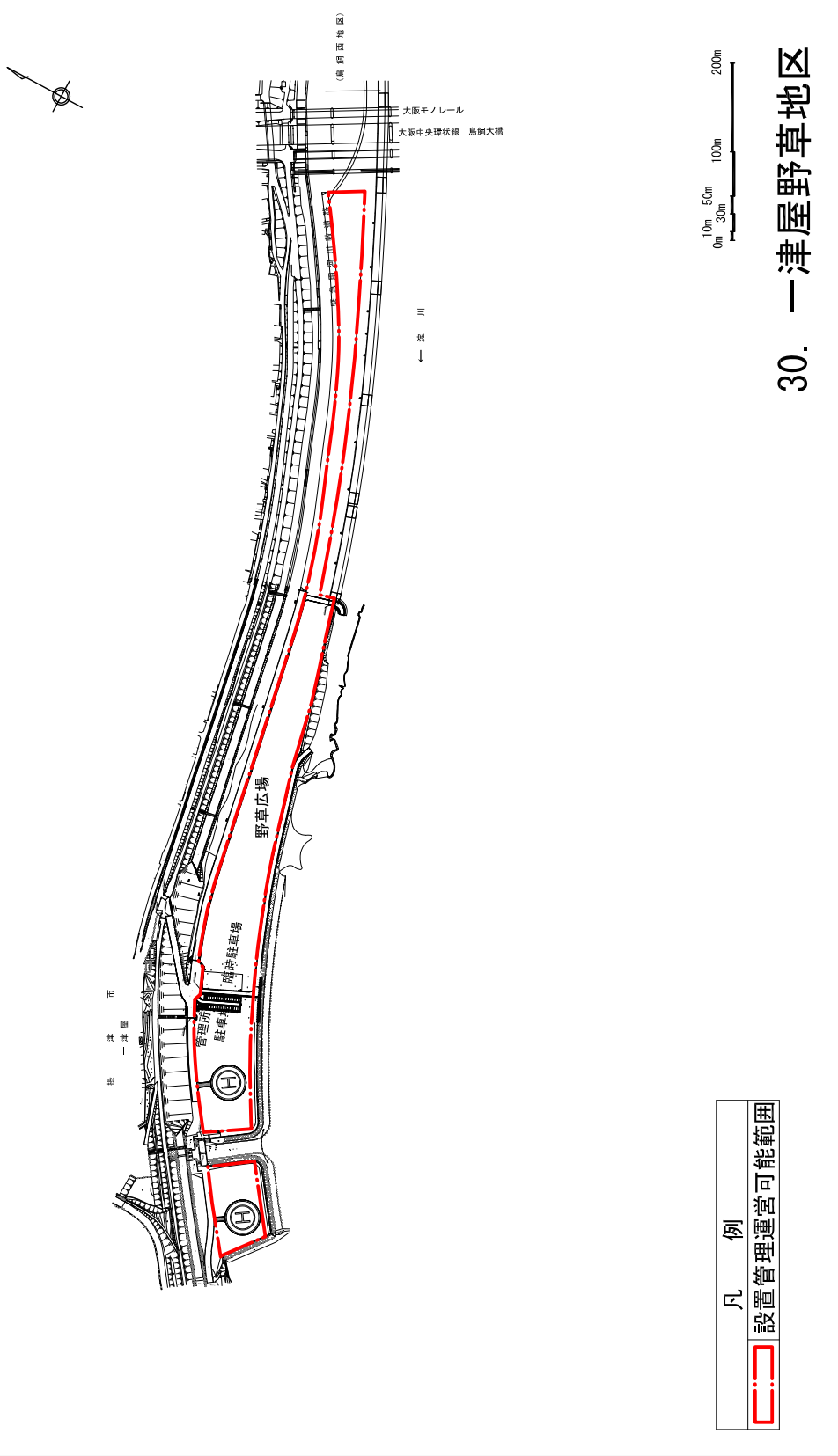


凡例
設置管理運営可能範囲

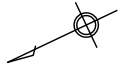


29. 背割堤地区

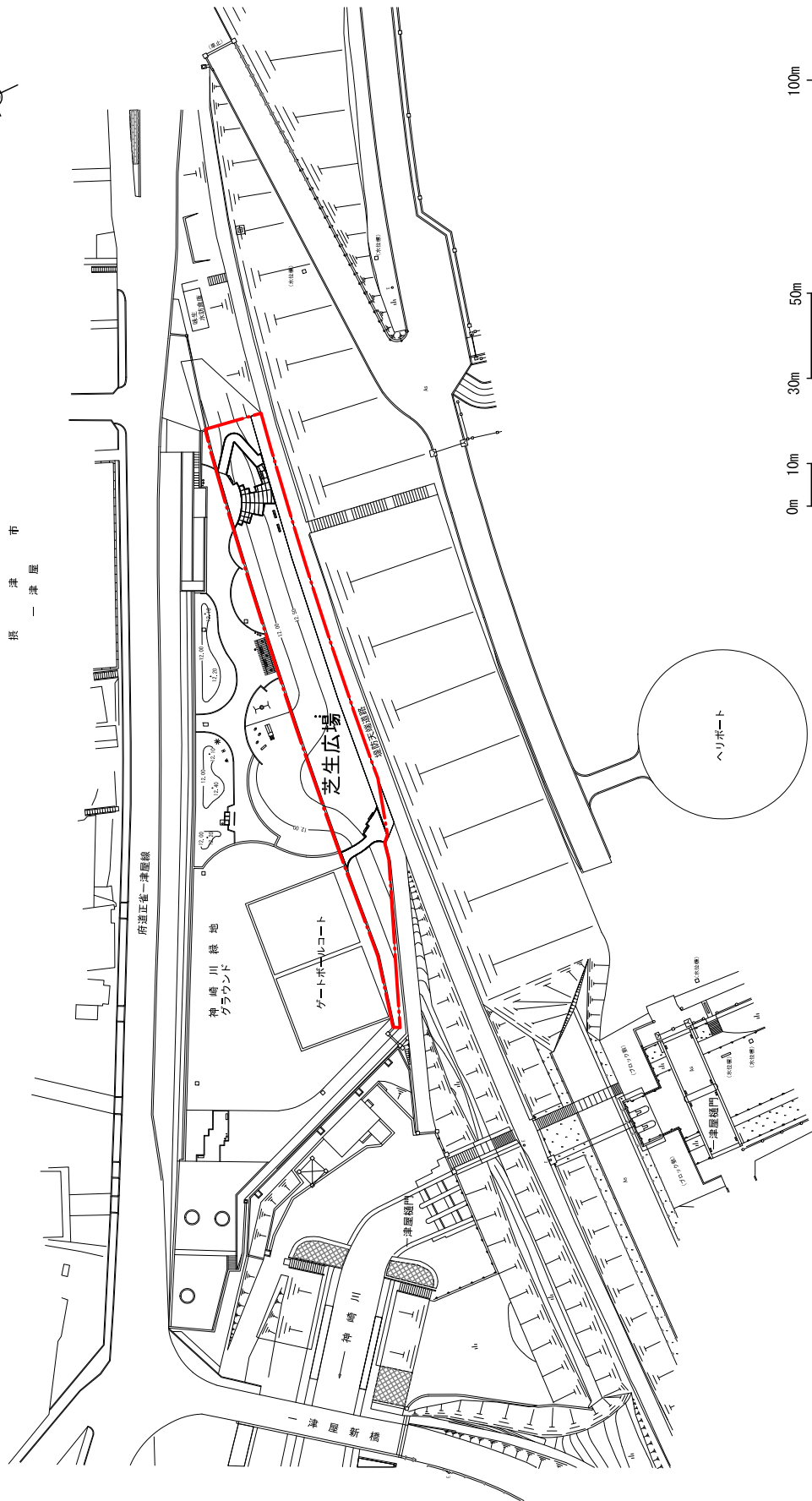
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



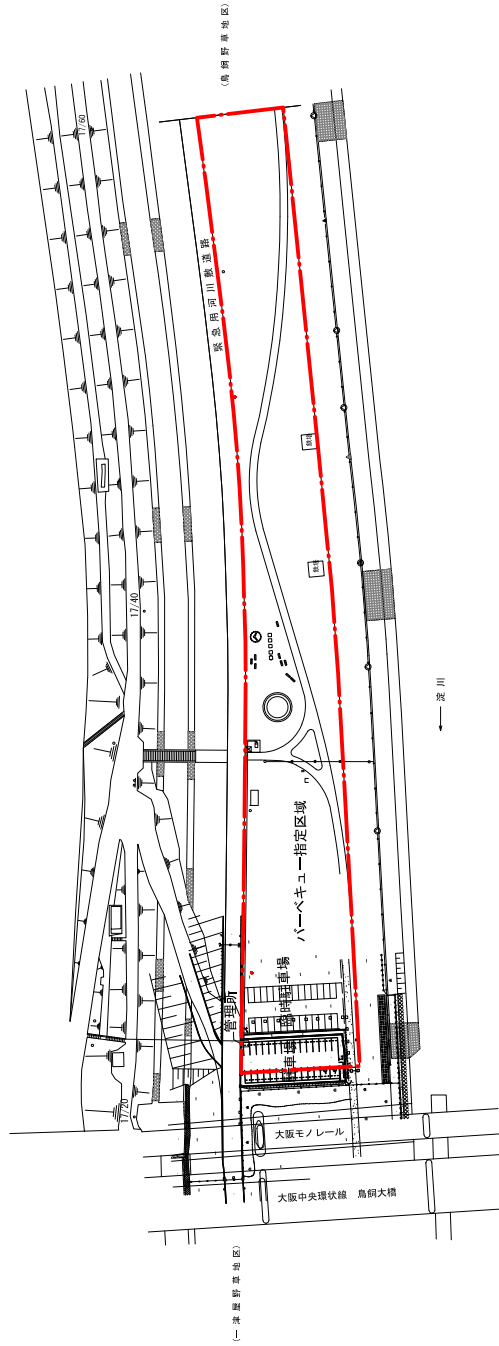
茨城県 一 津屋




凡 例
設置管理運営可能範囲

31. 一津屋河畔地区

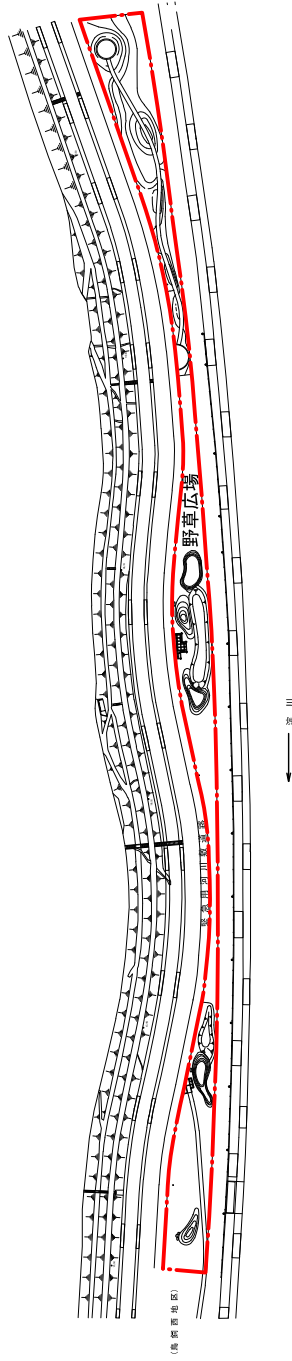
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲




凡 例
 設置管理運営可能範囲

32. 鳥飼西地区

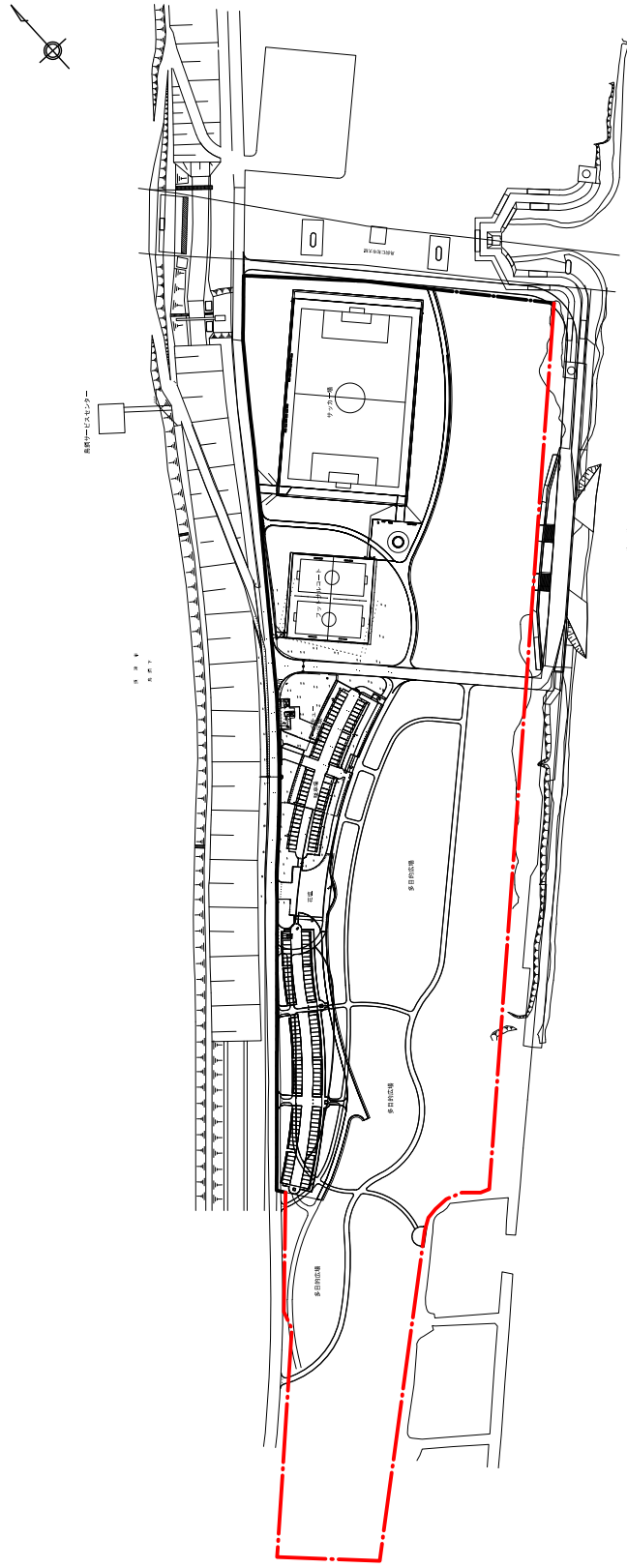
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



凡例
 設置管理運営可能範囲

33. 鳥飼野草地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

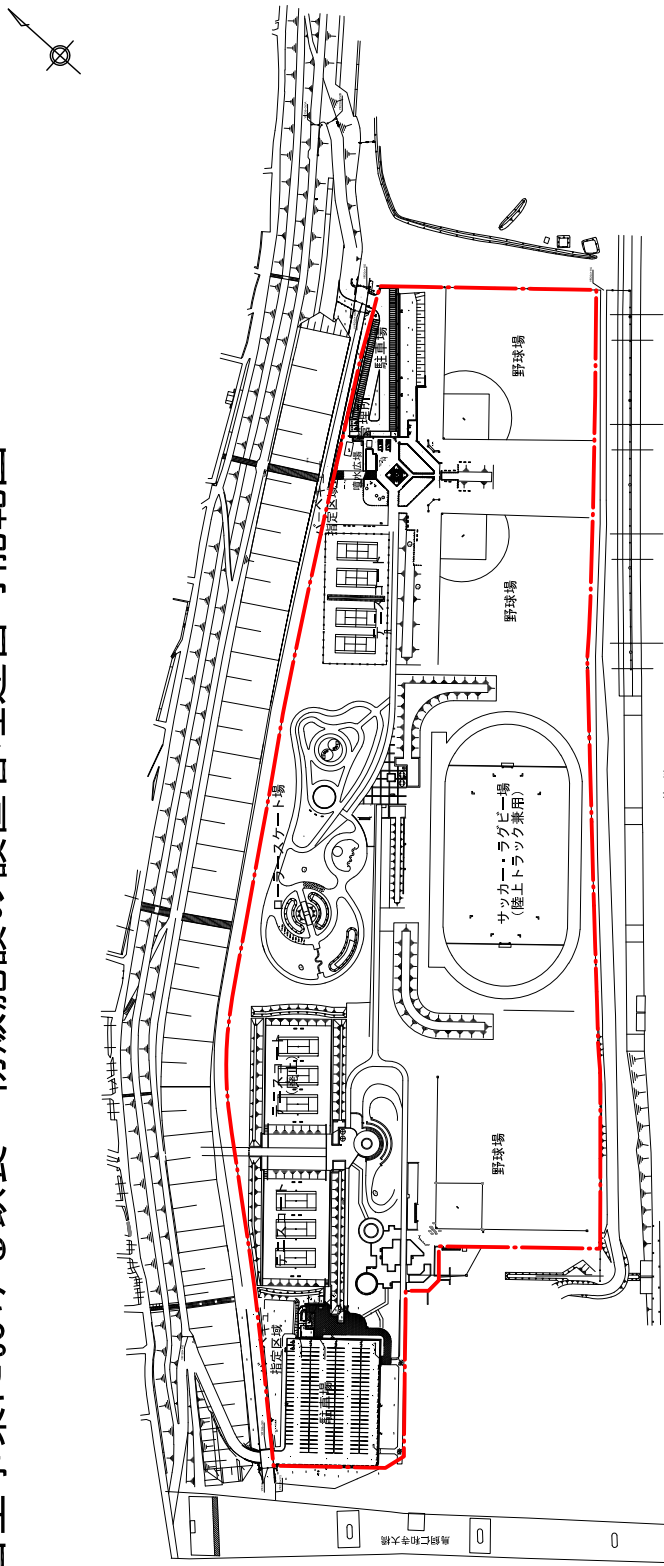


凡 例
設置管理運営可能範囲



34. 鳥飼下地区

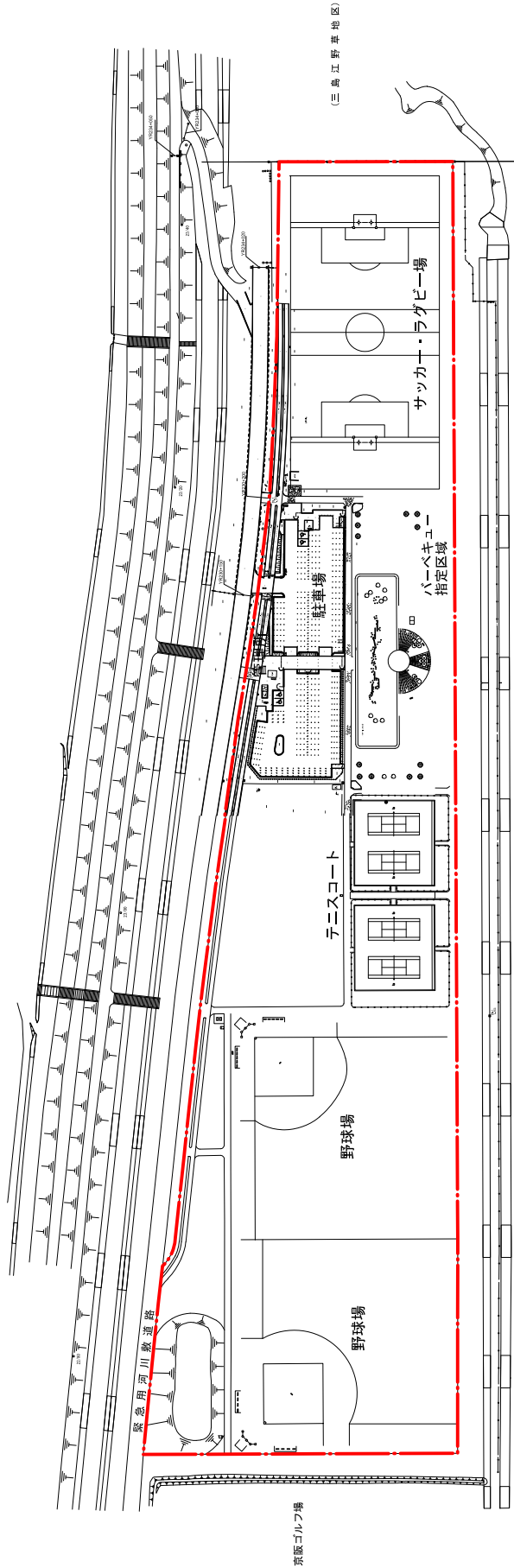
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



凡 例
設置管理運営可能範囲

35. 鳥飼上地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



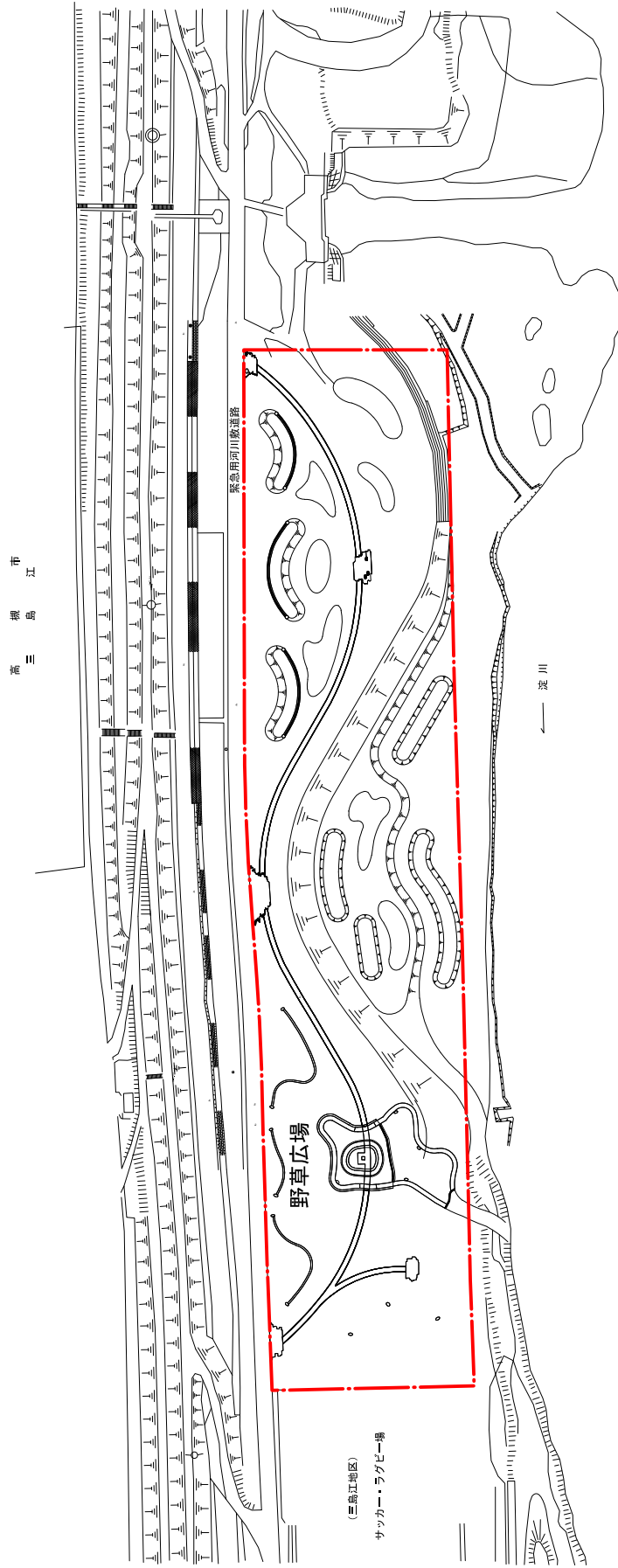
凡 例

設置管理運営可能範囲



36. 三島江地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲

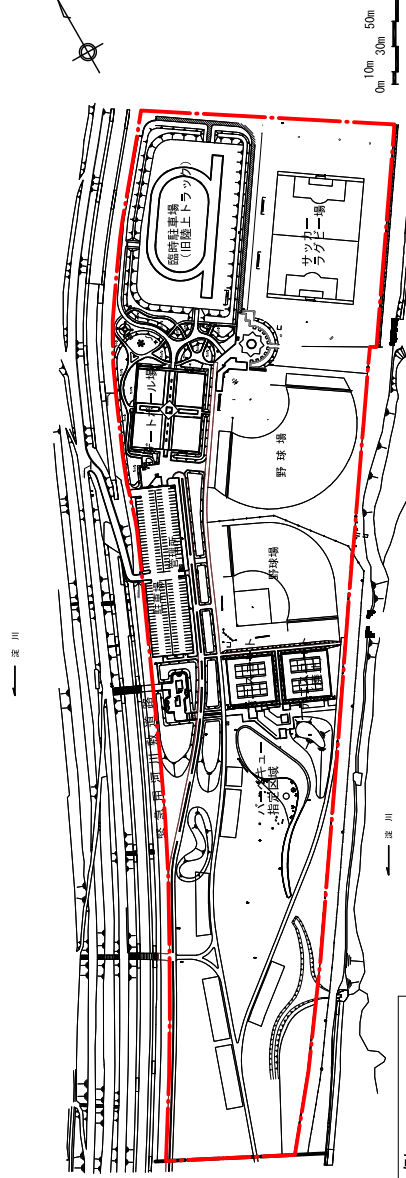
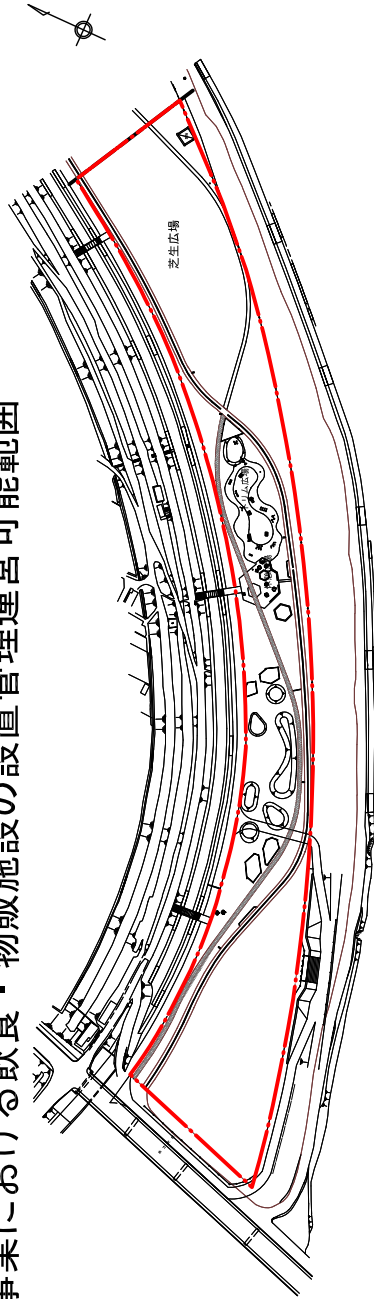



凡 例

設置管理運営可能範囲

37. 三島江野草地区

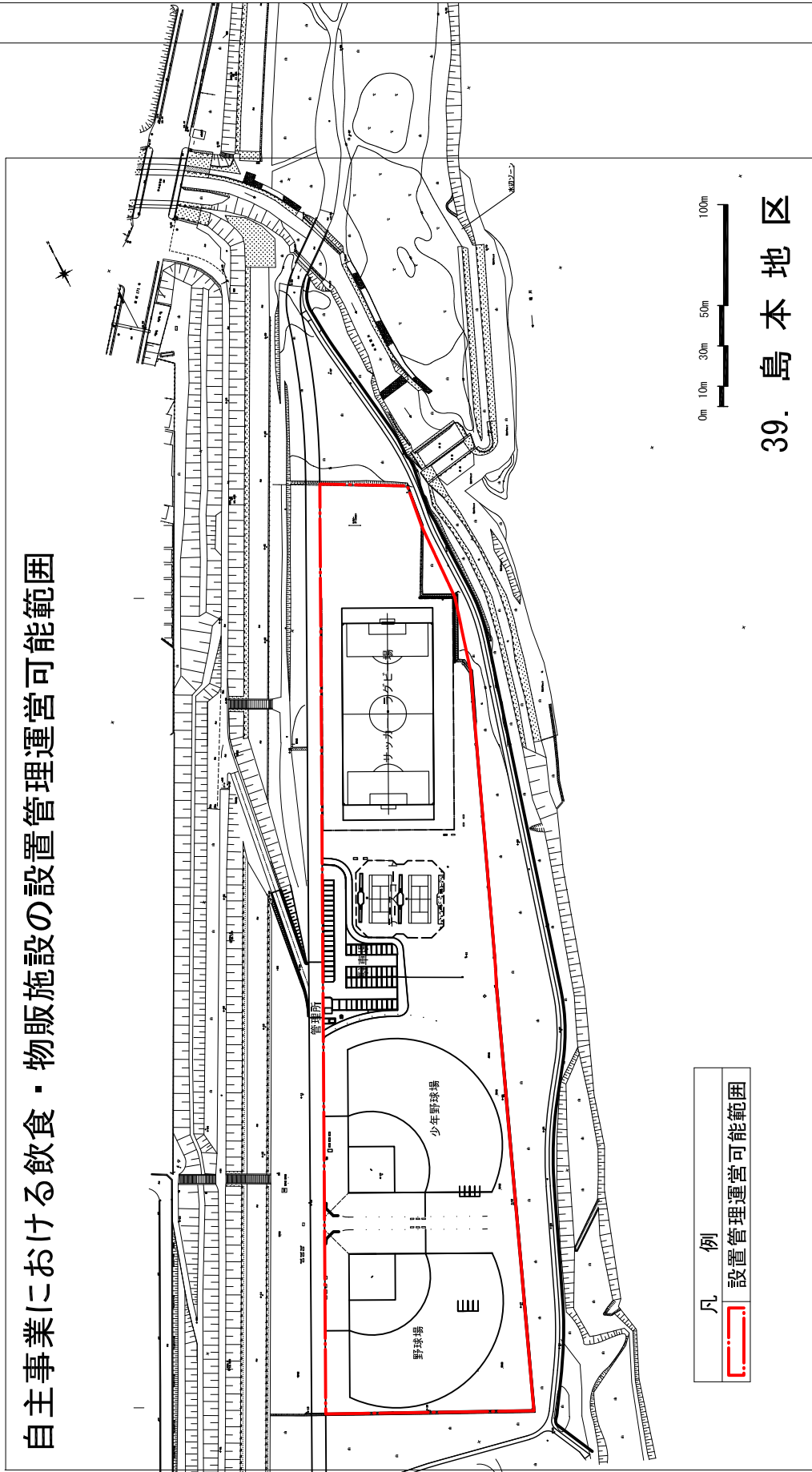
自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



凡 例
 設置管理運営可能範囲

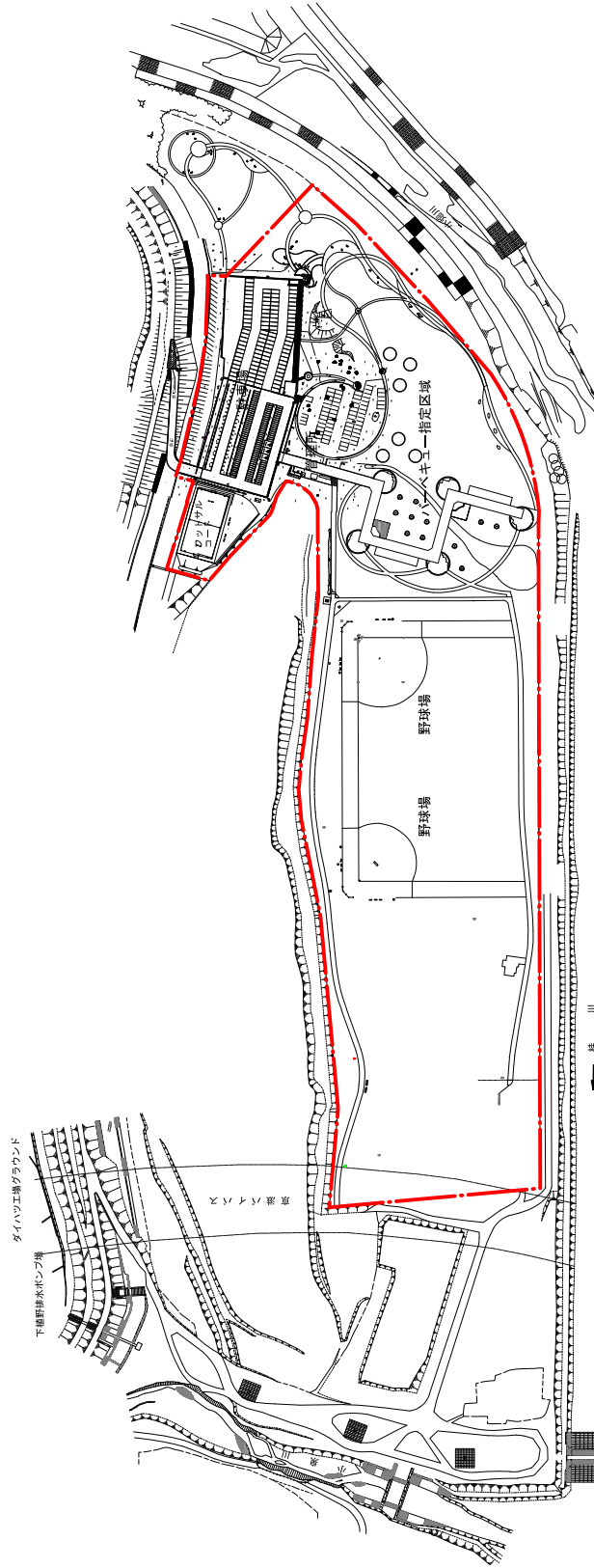
38. 大塚地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



39. 島本地区

自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営可能範囲



凡 例
設置管理運営可能範囲



40. 大山崎地区

指定する既存施設の改修運営の対象

指定する既存施設の改修運営の考え方

指定する既存施設の改修運営は別添35に記載している施設一覧を対象とする。既存施設の改修にあたっては事業者において淀川河川事務所及び関係諸機関に改修の了承を得るものとする。

既存施設を改修する場合は、特に出水等により流失しないように配慮することとし、河川法をはじめとする関係法令（具体的には収益施設等管理運営規定書第1編第1章第7条準拠規定に明示している法令）を準拠するものとする。

指定する既存施設の改修運営の対象

地区名	施設の名称	面積(㎡)	数量
毛馬地区	野球場	7,589	2面
	テニスコート	1,321	2面
	サッカー・ラグビー場	8,613	1面
赤川地区	テニスコート	4,933	6面
	サッカー・ラグビー場	9,502	1面
太子橋地区	野球場	12,017	2面
	少年野球場	4,311	1面
守口地区	事務所(守口サービスセンター)	299	1棟
外島地区	テニスコート	5,423	6面
	陸上トラック	5,627	1面
八雲地区	少年野球場	4,193	1面
	テニスコート	2,104	3面
庭窪河畔地区	事務所(庭窪レストセンター)	145	1棟
西中島地区	野球場	16,157	3面
豊里地区	テニスコート	2,559	4面
大日地区	野球場	14,411	2面
佐太西地区	野球場	14,468	2面
	少年野球場	5,108	2面
	テニスコート	2,110	3面
仁和寺野草地区	パターゴルフコース	15,501	27ホール
	ゲートボール場	1,932	3面
	ディスクゴルフコース(8ホール)・グラウンドゴルフ(24ホール)兼用	13,380	1面
太間地区	野球場	4,879	1面
	陸上トラック	6,251	1面
	事務所(太間サービスセンター)	230	1棟
木屋元地区	野球場	10,111	2面
	サッカー・ラグビー場	12,749	1面
	テニスコート	2,505	3面
三矢地区	テニスコート	2,945	4面
枚方地区	淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)	14,549	1面
鳥飼下地区	サッカー場	10,194	1面
	フットサルコート	2,812	2面
	事務所(鳥飼サービスセンター)	518	1棟

地区名	施設の名称	面積(m ²)	数量
鳥飼上地区	野球場	20,532	3面
	テニスコート	5,266	7面
	サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	13,867	1面
三島江地区	野球場	12,969	2面
	テニスコート	4,181	4面
	サッカー・ラグビー場	9,851	1面
大塚地区	野球場	14,491	2面
	テニスコート	1,345	2面
	サッカー・ラグビー場	6,886	1面
島本地区	野球場	5,161	1面
	少年野球場	5,161	1面
	テニスコート	1,569	2面
	サッカー・ラグビー場	7,492	1面
大山崎地区	野球場	9,638	2面
	フットサルコート	1,099	1面
背割堤地区	事務所(背割堤サービスセンター)	606	1棟
	展望塔(背割堤サービスセンター)	173	1棟

※収益施設等管理運営規定書 第7条準拠規定に明示している法令を準拠すること

平成 年度 管理月報 (月分) 平成

公園名

担当者

連絡先

開園日数	当月	日	累計	日
入園者数	当月	人	累計	人
入館者数	当月	人	累計	人

管理所開所日数	当月	日	累計	日
従事職員数	常勤	人日	非常	人日
				人日
				バイト
				人日

	当月		累計	
問合せ件数	電話等	件	来所	件
				件
苦情件数	電話等	件	来所	件
				件
要望件数	電話等	件	来所	件
				件
賞賛件数	電話等	件	来所	件
				件

通報件数	警察	件	救急	件	消防	件
------	----	---	----	---	----	---

	当月		累計	
写真撮影		件		円
				円
映画等の撮影		件		円
				円
その他の占用		件		円
				円

利用状況	当月		累計	
		件		人
				人
		件		人
				人
		件		人
				人
		件		人
				人

行催事実施状況	
日	実 施 内 容

自主事業の実施状況

特記事項

維持管理の実施状況			
直営 業務内容		委託 業務内容	
日	業務内容	日	業務内容

運営維持管理業務

下記は記載例である

実施予定				当期までの契約状況					
項（例示）	単位	数量	予定額	契約額	業務名等	金額	業務等の内容	実施期間	請負業者名等
植物管理	式	1	〇〇	〇〇					
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇					
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
					〇〇工事（第1回変更）	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
低木管理	式	1	〇〇	〇〇					
低木管理	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
高木管理	式	1	〇〇	〇〇					
高木管理	式	1	〇〇	〇〇					
草花管理	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
草花管理	式	1	〇〇	〇〇					
清掃	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
清掃	式	1	〇〇	〇〇					
					賃金等				
					諸材料購入				
体験学習施設管理	式	1	〇〇	〇〇					
体験学習施設管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇	〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
工作物管理	式	1	〇〇	〇〇					
〇〇管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇管理				
							〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇
〇〇設備管理	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇設備管理				
						〇〇	〇〇	H〇.〇月~〇月	〇〇

